令和８年度

水　防　計　画

新　潟　県

目　　次

第１章　総則 ····· １－１
第１節　目的 ····· １－１
第２節　用語の定義 ····· １－１
第３節　水防の責任等 ····· １－３
第４節　津波における留意事項 ····· １－６
第５節　安全配慮 ····· １－６
第２章　県における水防組織 ····· ２－１
第１節　県の水防組織 ····· ２－１
第２節　水防本部および支部の構成 ····· ２－１
第３節　水　防　態　勢 ····· ２－２
第４節　水防態勢時における関係機関の連絡系統 ····· ２－３
第５節　指定水防管理団体 ····· ２－４
第３章　重要水防箇所 ····· ３－１
第１節　河川関係重要水防箇所 ····· ３－１
第２節　海岸関係重要水防箇所 ····· ３－２
第３節　水防上巡視を必要とする構造物箇所 ····· ３－３
第４章　水防区及び水防詰所 ····· ４－１
第５章　気象状況及び洪水予報 ····· ５－１
第１節　洪水予報を行う河川 ····· ５－１
第２節　気象状況及び洪水予報の連絡 ····· ５－３
第６章　雨量、水位、風向、風速、波高の観測通報及び水位情報の通知 ····· ６－１
第１節　雨量の観測通報 ····· ６－１
第２節　水位の観測通報及び水位情報の通知 ····· ６－４
第３節　風向、風速及び波高の観測通報 ····· ６－５４
第４節　その他の情報発信及び情報収集について ····· ６－５６
第７章　水防警報及び水防情報の提供 ····· ７－１
第１節　水防警報及び水防情報 ····· ７－１
第２節　水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者 ····· ７－５
第３節　水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所 ····· ７－９
第４節　水防警報を発表しない場合及び水防情報を提供しない場合の処置 ····· ７－１３
第５節　水防警報及び水防情報提供伝達系統 ····· ７－１３
第６節　水防警報及び水防情報提供の例示 ····· ７－３２
第７節　水防報告の例示 ····· ７－３３
第８章　水防活動 ····· ８－１
第１節　水防管理団体の非常配備 ····· ８－１
第２節　巡視及び警戒 ····· ８－１
第３節　水　防　作　業 ····· ８－２
第４節　緊　急　交　通 ····· ８－２
第５節　警戒区域の指定 ····· ８－３
第６節　避 難 立 退 き ····· ８－３
第７節　氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置 ····· ８－３
第８節　水　防　解　除 ····· ８－７
第９節　水　防　訓　練 ····· ８－８

第９章　費用負担と公用負担…… ９－１・９－２
第１節　費　用　負　担…… ９－１
第２節　公　用　負　担…… ９－１・９－２
第10章　水門、こう門及びダム操作…… ９―２・１０－１
第１節　ダム操作の指示…… １０－１
第２節　水門、こう門等の点検整備について…… １０－１
第11章　協 力 ・ 応 援…… １１－１
第１節　河川管理者の協力…… １１－１
第２節　水防機関の協力等…… １１－１
第３節　隣接県との協力…… １１－２
第12章　水　防　報　告…… １２－１
第１節　水防概況報告…… １２－１
第２節　水防活動実施報告…… １２－１
第13章　通信連絡および輸送…… １３－１
第１節　水防通信連絡…… １３－１
第２節　災害時優先通信の取扱い…… １３－１
第３節　放送機関の協力体制…… １３－１
第４節　その他の通信施設の使用…… １３－１
第５節　輸送の確保…… １３－２・１４－１
第14章　水防標識・水防信号・身分証票…… １３－２・１４－１
第15章　水防演習計画…… １５－１
第16章　水防用備蓄資材…… １６－１
第１節　水防倉庫備蓄資材基準…… １６－１
第２節　水防資材の備蓄状況 …… １６－１
第３節　水防資材調達業者…… １６－１
第17章　津波に対する水防活動について…… １７－１
第１節　水防配備…… １７－１
第２節　水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者 …… １７－２
第３節　水防警報及び水防情報提供の段階と範囲…… １７－３
第４節　水防警報及び水防情報提供の伝達系統…… １７－４
第５節　水防警報及び水防情報提供の例示…… １７－８
第18章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 …… １８－１
第１節　洪水浸水想定区域の指定・公表…… １８－１
第２節　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 …… １８－１
第３節　洪水ハザードマップ…… １８－１
第４節　予想される水災の危険の周知等…… １８－２
第５節　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 …… １８－２
第６節　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成など …… １８－２
第７節　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成など …… １８－２
第８節　浸水被害軽減地区…… １８－２
第19章　水 防 協 力 団 体…… １９－１
第１節　水防協力団体の指定、監督、情報の提供…… １９－１
第２節　水防協力団体の業務…… １９－１
第３節　水防協力団体と水防団等の連携…… １９－１
第４節　水防協力団体の申請・指定及び運用…… １９－１

第５節　水防協力団体の指定状況…… １９－２

参考資料

①資　　料

1　水防工法一覧表…… 参①－１－１
2　水防資材調べ…… 参①－２－１
3　備蓄ブロック保管位置図…… 参①－３－１
4　水防資材調達業者調べ…… 参①－４－１
5　水防支部間の応援体制について…… 参①－５－１
6　重要水防箇所調べ…… 参①－６－１
(1)　河川関係…… 参①－６－２
(2)　海岸関係…… 参①－６－１４６
(3)　水防上巡視を必要とする構造物調べ…… 参①－６－１５８
7　気象注意報・警報等の種類及び発表基準（抜粋）…… 参①－７－２
8　気象観測通信体制…… 参①－８－１
9　信濃川・阿賀野川洪水到達時刻図…… 参①－９－１
10　洪水時における主要ダムの操作…… 参①－１０－１
11　大河津洗堰及び大河津可動堰の操作…… 参①－１１－１
信濃川水系信濃川蒲原大堰及び信濃川水系中ノ口川中ノ口川水門の操作…… 参①－１１－３
12　洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書…… 参①－１２－１
13　消防相互応援協定書…… 参①－１３－１
14　水防協力団体指定要領等（例）…… 参①－１４－１

②関　係　法　令

1　水　　防　　法…… 参②－２
2　新潟県水防協議会条例…… 参②－２２
3　指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例…… 参②－２４
4　新潟県水防標識等に関する規則…… 参②－２５
5　自　衛　隊　法（抄）…… 参②－２８

③付　　表

1　新潟県水防協議会役員名簿…… 参③－２
2　新潟県防災行政無線局…… 参③－３
3　非常通信実施の要領…… 参③－７
4　水防関係機関電話番号表…… 参③－１２
5　河川に係る災害発生時の被害報告について…… 参③－２６
6　河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル
（地方整備局等及び都道府県から国土交通本省への伝達）…… 参③－２９
7　排水ポンプ車の要請について…… 参③－４６
8　北陸地方整備局・新潟県が提供する河川カメラ映像　位置図…… 参③－４８
9　防災に役立つ情報一覧（ホームページ、テレビ）…… 参③－７３

第１章　総　則

第１節　目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

（２）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（３）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

（４）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

（５）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

（６）水防団

法第６条第１項に規定する水防団をいう。

（７）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（８）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

（９）指定河川洪水予報

流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第３項及び第４項）。

(10) 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報指定河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難

指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川、特定都市河川及び洪水の発生による災害の発生を警戒するべき河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条)。

(21) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の６）

第３節　水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次の通りである。

（１）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６)。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第４条）

②水防計画の作成及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）

③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

④都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）

⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）

⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第４項）

⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項及び第３項）

⑨洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）

⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第 16 条第１項、第３項及び第４項）

⑬水防信号の指定（法第 20 条）

⑭氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の２第２項、法第 25 条第２項）

⑮避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）

⑯緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）

⑰水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）

⑱水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑲水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

（２）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置（法第５条）

②水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）

③平常時における河川等の巡視（法第９条）

④水位の通報（法第 12 条第１項）

⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）

⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）

⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の３）

⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の６、法第15条の７、法第15条の８）

⑨予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）

⑫警戒区域の設定（法第 21 条）

⑬警察官の援助の要求（法第 22 条）

⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条第１項、法第 26 条）

⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）

⑰避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）

⑱水防訓練の実施（法第 32 条の２）

⑲（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）

⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）

㉑水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）

㉒水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）

㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

㉔水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

㉕消防事務との調整（法第 50 条）

（３）国土交通省の責任

①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第３項）

②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）

④洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）

⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の９）

⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）

⑧氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の２第２項）

⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）

⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）

⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）河川管理者の責任

①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

③氾濫等の通報（法第 24 条の２）

（５）気象庁の責任

①気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第１項、気象業務法第 14 条の２第１項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第３項及び第４項）

（６）居住者の義務

①水防活動への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

（７）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第４節　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第５節　安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

（例）

・水防活動時にはライフジャケットの着用。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行。
・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施。
・水防活動は原則として複数人で行う（水門等操作を含む）。
・津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

など

第２章　県における水防組織

第１節　県の水防組織

県は、土木部河川管理課に新潟県水防本部（以下「水防本部」という。）を、各地域振興局に水防支部（以下「支部」という。）をそれぞれ設置し、いずれも次の組織により水防事務を処理する。

但し、道路・港湾・砂防の各班については、必要に応じて設けるものとする。なお、水防本部は、新潟県災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合されるものとする。

統轄	庶務班	庶務全般
	情報班	気象、水象、その他被害状況の把握
	実施班	氾濫情報（注意・警戒・危険・発生）、水防警報、水防情報提供
	連絡班	関係機関との連絡
	資材班	水防資材の調達輸送
	ダム班	洪水調節に関する事項
	道路班	交通規制、道路管理に関する事項
	港湾班	港湾、漁港区域の水防に関する事項
	砂防班	砂防区域の水防に関する事項

第２節　水防本部および支部の構成

１　水防本部の構成は、次図のとおりとする。

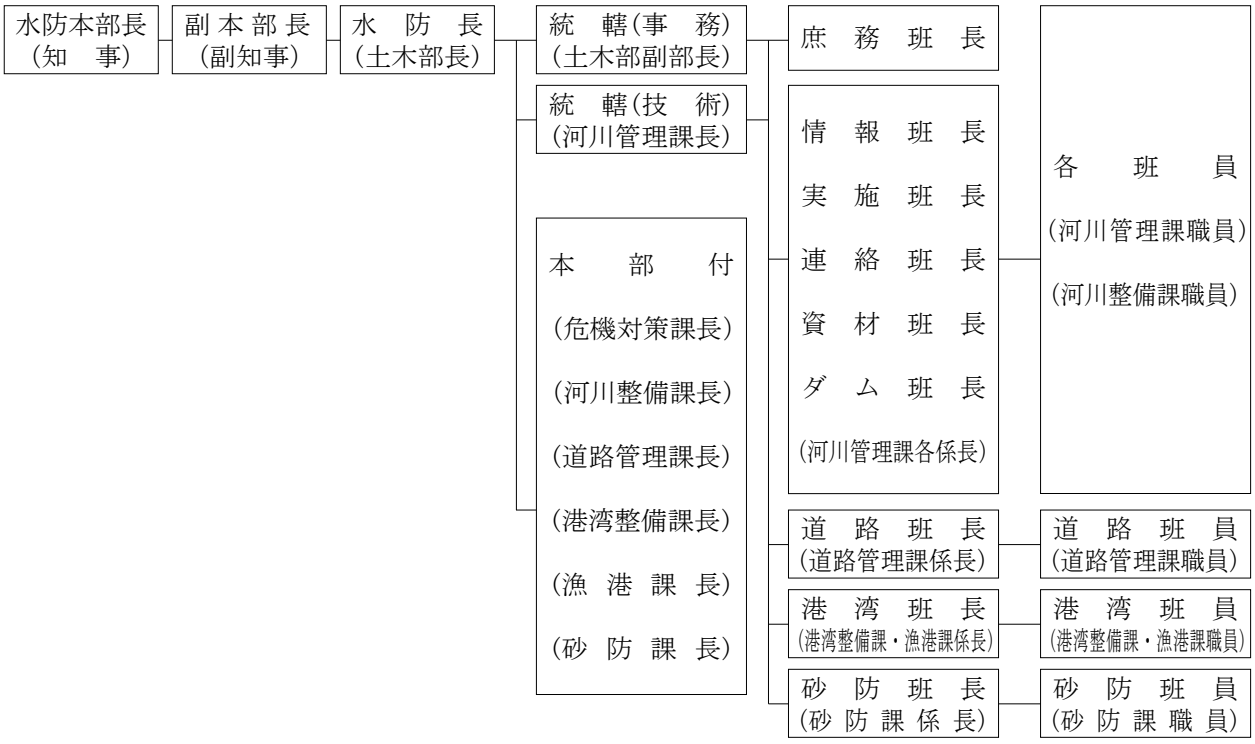

2　支部の構成は、次のとおりとする。

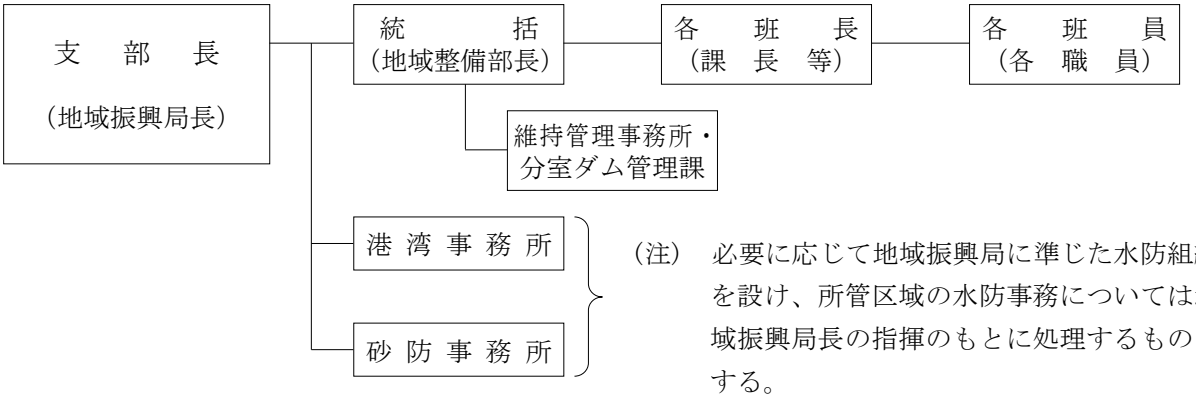

（注）　必要に応じて地域振興局に準じた水防組織を設け、所管区域の水防事務については地域振興局長の指揮のもとに処理するものとする。

第３節　水　防　態　勢　（津波に対する水防態勢については第17章第１節を参照すること）

1　水防態勢は、次のとおりとする。

配備態勢	態勢構築の期間	対応態勢	態勢
第１配備態勢	洪水または高潮に関係のある気象等の警報が発表されたとき、又は河川の水位が上昇し洪水等の危険が予測されるときから、これらの事態が解消されるまでの間	土木部 河川管理課 各地域振興局	水防当番を配置し情報連絡できる態勢
第２配備態勢	洪水等の恐れがあると認められ、水防本部長又は支部長が必要と認めて指令したときからその危険が解消するまでの間	水防本部及び支部を設置	水防事務を円滑に遂行できる態勢
第３配備態勢	気象等の特別警報が発表されるなど、すでに相当の被害が発生し、重大な災害の恐れがある場合及び災害対策本部が設置されたとき	水防本部及び支部または災害対策本部及び支部	水防本部ならびに支部にかかる機関の職員全員で水防対策に当たる

第４節　水防態勢時における関係機関の連絡系統

県内の主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。

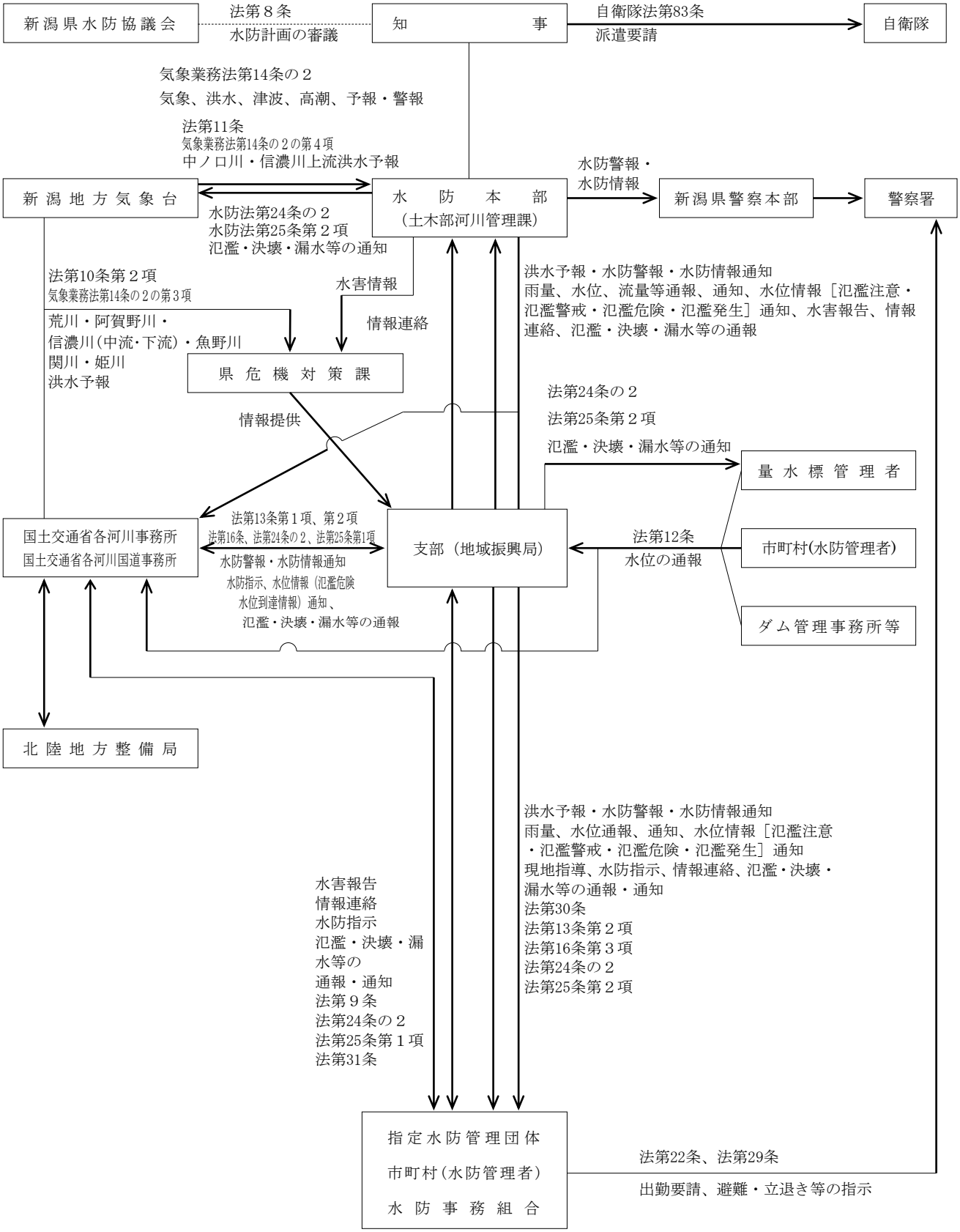

通報連絡系統は、上図基本系統に従って、通報連絡し、やむを得ない事情により、この系統によることのできない場合は、あらゆる連絡手段を尽くして、確実迅速に通報連絡をする。

第５節　指定水防管理団体

１　水　防　計　画

指定水防管理団体は、県の水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更し、知事に協議しなければならない。

なお、協議した水防計画は、すみやかに関係機関に周知しておくものとする。

また水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

２　水　防　訓　練

指定水防管理団体は、毎年出水期に１回以上の水防訓練を行うものとする。非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

３　指定水防管理団体

法第４条の規定により指定する指定水防管理団体は次の２９団体である。

指定水防管理団体	所　在　地	摘　要
長岡市	長岡市大手通１－４－10	昭和27年度指定
柏崎市	柏崎市日石町２－１	〃
湯沢町	南魚沼郡湯沢町大字神立300	〃
十日町市	十日町市千歳町３丁目３	昭和30年度指定
五泉市	五泉市太田1094－１	〃
上越市	上越市木田１丁目１－３	〃
糸魚川市	糸魚川市一の宮１丁目２－５	〃
小千谷市	小千谷市城内２丁目７－５	〃
村上市	村上市三之町１－１	昭和55年度指定
関川村	岩船郡関川村大字下関912	〃
新発田市	新発田市中央町３丁目３－３	〃
新潟市	新潟市中央区学校町通り１番町602－１	〃
燕市	燕市吉田西太田1934番地	〃
弥彦村	西蒲原郡弥彦村大字矢作402	〃
三条市	三条市旭町２丁目３－１	〃
加茂市	加茂市幸町２丁目３－５	〃
田上町	南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田3070	〃
出雲崎町	三島郡出雲崎町大字川西140	昭和58年度指定
刈羽村	刈羽郡刈羽村大字割町新田215－１	〃
津南町	中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	〃
聖籠町	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635－４	昭和63年度指定
佐渡市	佐渡市千種232	平成16年度指定
阿賀野市	阿賀野市岡山町10－15	〃
阿賀町	東蒲原郡阿賀町津川580	平成18年度指定
魚沼市	魚沼市小出島910	〃
南魚沼市	南魚沼市六日町180－１	〃
妙高市	妙高市栄町５－１	〃
胎内市	胎内市新和町２－10	〃
見附市	見附市昭和町２－１－１	平成23年度指定

（２９団体）

第３章　重　要　水　防　箇　所

第１節　河川関係重要水防箇所

区分 / 細別 / 事務所名	重要水防箇所								計	
	重点		A		B		要注意			
	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）
村上地域振興局	7	3,110	16	15,320	80	32,145	2	377	98	47,842
新発田地域振興局	6	4,500	22	20,220	114	247,440	0	0	136	267,660
新潟地域振興局 新津地域整備部	0	0	8	13,200	33	102,020	0	0	41	115,220
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	0	0	21	11,650	41	18,021	3	379	65	30,050
新潟地域振興局 地域整備部	5	2,750	25	37,893	53	108,878	11	3,030	89	149,801
三条地域振興局	0	0	5	3,240	42	79,770	0	0	47	83,010
長岡地域振興局	9	10,620	44	30,328	267	234,817	8	5,970	319	271,115
魚沼地域振興局	3	90	30	11,715	32	29,289	0	0	62	41,004
十日町地域振興局	20	5,546	78	40,154	123	82,657	4	2,940	205	125,751
南魚沼地域振興局	12	26,540	45	58,500	35	37,150	4	400	84	96,050
柏崎地域振興局	4	660	13	7,860	106	128,170	0	0	119	136,030
上越地域振興局	0	0	65	140,130	112	190,671	7	3,030	184	333,831
糸魚川地域振興局	3	2,200	8	4,480	53	39,740	0	0	61	44,220
佐渡地域振興局	0	0	72	24,895	228	190,407	0	0	300	215,302
計	69	56,016	452	419,585	1,319	1,521,175	39	16,126	1,810	1,956,886

区分 / 細別 / 事務所名	重要水防箇所								計	
	重点		A		B		要注意			
	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）	箇所数	延長（m）
羽越河川国道事務所	8	4,003	0	0	22	11,444	5	2,699	27	14,143
阿賀野川河川事務所	45	8,471	45	9,111	105	35,507	35	16,454	185	61,072
信濃川下流河川事務所	75	13,679	28	3,570	266	82,875	34	16,993	328	103,438
信濃川河川事務所	12	556	89	9,816	573	127,962	48	8,438	722	146,216
高田河川国道事務所	1	1,280	1	1,280	43	35,149	2	318	46	36,747
計	141	27,989	163	23,777	1,009	292,937	124	44,902	1,296	361,616

(注)重要水防箇所の重点、A、B、要注意については、資料６（「参①-6-2」頁）の重要水防箇所の評定基準による。また、当該箇所の事務所別内訳は資料６の記載のとおり。

第２節　海岸関係重要水防箇所

区分 / 細分 / 事務所名	重要水防箇所						計	
	A		B		C			
	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）	箇所	延長（m）
村上地域振興局	4	1,162	8	1,737	19	12,026	31	14,925
新発田地域振興局	0	0	2	1,040	6	3,970	8	5,010
新潟地域振興局	0	0	0	0	2	3,124	2	3,124
長岡地域振興局	0	0	1	120	1	1,000	2	1,120
柏崎地域振興局	4	3,120	6	6,200	5	5,040	15	14,360
上越地域振興局	11	11,485	8	5,200	14	6,643	33	23,328
糸魚川地域振興局	2	1,515	9	12,150	12	14,890	23	28,555
佐渡地域振興局	9	3,102	37	13,838	26	9,293	72	26,233
計	30	20,384	71	40,285	85	55,986	186	116,655

（注）Ａ、Ｂ、Ｃ区分については、資料６（「参①-6-146」頁）の重要水防箇所の評定基準による。
また、当該箇所の事務所別内訳は資料６の記載のとおり。

第３節　水防上巡視を必要とする構造物箇所

区分 / 事務所名 / 細分	巡視を必要とする構造物					
	取水堰	樋門、樋管	橋梁	床固	その他	計
新発田地域振興局	1	1				2
新潟地域振興局 地域整備部	1	12	10			23
三条地域振興局		1				1
長岡地域振興局		1	1		2	4
南魚沼地域振興局			1			1
上越地域振興局			3			3
佐渡地域振興局			2			2
小　計	2	15	17	0	2	36
羽越河川国道事務所						0
阿賀野川河川事務所			7			7
信濃川下流河川事務所		1	16			17
信濃川河川事務所		18	29			47
高田河川国道事務所	1	35	18		1	55
小　計	1	54	70	0	1	126
計	3	69	87	0	3	162

（注）当該箇所の事務所別内訳は資料６の記載のとおり。

第４章　水防区及び水防詰所

県内の水防区（３０水防区）及び水防詰所は次表のとおりとする。なお水防管理団体は、担当区域の水防活動が円滑に実施されるよう水防態勢の整備に努めるものとする。

(1)　村上地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	村上市田端町６－25 村上地域振興局	0254（52）7961 夜間（52）7923	村上市及び岩船郡内一円
村上水防区	村上市役所	0254（53）2111	村上市一円
粟島水防区	粟島浦村役場	0254（55）2111	粟島浦村一円
関川水防区	関川村役場	0254（64）1476	関川村一円
水防区計	3		

(2)　新発田地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	新発田市豊町３丁目３－２ 新発田地域振興局	0254（22）5113 夜間（26）9026	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町一円
胎内水防区	胎内市役所	0254（43）6111	胎内市一円
聖籠水防区	聖籠町役場	0254（27）2111	聖籠町一円
新発田水防区	新発田市役所	0254（22）3030	新発田市一円
阿賀野水防区	阿賀野市役所	0250（62）2510	阿賀野市一円
水防区計	4		

(3)　新潟地域振興局地域整備部管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	新潟市東区竹尾２丁目2-80 新潟地域振興局地域整備部	025（273）3197	新潟市の一部（秋葉区を除く新潟市一円）
新潟水防区	新潟市役所 （危機管理防災局危機対策課）	025(226)1146	新潟市の一部
水防区計	1		

(4)　新潟地域振興局新津地域整備部管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	新潟市秋葉区新津4524－１ 新潟地域振興局新津庁舎	0250（24）7124 夜間（24）7112	新潟市秋葉区、五泉市、信濃川小阿賀野川を以って区割した南部一円
五泉水防区	五泉市役所	0250（43）3911	五泉市一円
新潟水防区	新潟市役所 （危機管理防災局危機対策課）	025(226)1146	新潟市の一部
水　防　区　計	2		

(5)　新潟地域振興局津川地区振興事務所管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	東蒲原郡阿賀町津川1861-1 津川地区振興事務所	0254（92）0964	阿賀町一円
阿賀水防区	阿賀町役場	0254（92）3111	阿賀町一円
水　防　区　計	1		

(6)　三条地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	三条市興野１丁目13－45 三条地域振興局	0256（36）2315 夜間（36）2330	三条市、燕市、加茂市田上町、弥彦村
三条水防区	三条市役所	0256（34）5511	三条市一円
燕　水防区	燕市役所	0256（92）1111	燕市一円
加茂水防区	加茂市役所	0256（52）0080	加茂市一円
田上水防区	田上町役場	0256（57）6223	田上町一円
弥彦水防区	弥彦村役場	0256（94）1022	弥彦村一円
水　防　区　計	5		

(7)　長岡地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	長岡市沖田２丁目173-2 長岡地域振興局	0258（38）2628 夜間（38）2501	長岡市、小千谷市、見附市一円及び出雲崎町
長岡水防区	長岡市役所（土木部河川港湾課）	0258（39）2233	長岡市一円
見附水防区	見附市役所	0258（62）1700	見附市一円
出雲崎水防区	出雲崎町役場	0258（78）3111	出雲崎町一円
小千谷水防区	小千谷市役所　（防災安全課）	0258（83）3515 夜間（83）3511	小千谷市一円
水　防　区　計	4		

(8)　魚沼地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	魚沼市大塚新田91－４ 魚沼地域振興局	025　(792) 5895 夜間（792）1311	魚沼市一円
魚沼水防区	魚沼市役所	025　(792) 9214 夜間（792）1000	魚沼市一円
水　防　区　計	1		

(9)　十日町地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	十日町市妻有町西２丁目１ 十日町地域振興局	025　(757) 5526 夜間（757）6346	十日町市一円 津南町一円
十日町水防区	十日町市役所	025（757）3111	十日町市一円
津南水防区	津南町役場	025（765）3111	津南町一円
水　防　区　計	2		

(10)　南魚沼地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	南魚沼市六日町960 南魚沼地域振興局	025　(772) 7959 夜間（772）2600	南魚沼市 湯沢町一円
湯沢水防区	湯沢町役場	025（784）4851	湯沢町一円
南魚沼水防区	南魚沼市役所	025（773）6660	南魚沼市一円
水　防　区　計	2		

(11)　柏崎地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	柏崎市三和町５－55 柏崎地域振興局	0257（21）6335 夜間（21）6226	柏崎市及び刈羽村一円
柏崎水防区	柏崎市役所	0257（21）2316 夜間（23）5111	柏崎市一円
刈羽水防区	刈羽村役場	0257（45）2244	刈羽村一円
水　防　区　計	2		

(12)　上越地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	上越市本城町５－６ 上越地域振興局	025（526）9525 夜間（526）9317	上越市、妙高市一円
妙高水防区	妙高市役所（総務課危機管理室防災係）	0255（74）0002	妙高市一円
上越水防区	上越市役所（危機管理課）	025（520）5665	上越市一円
水　防　区　計	2		

(13)　糸魚川地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	糸魚川市南押上１丁目15－１ 糸魚川地域振興局	025　(552) 0736 夜間（552）0611	糸魚川市一円
糸魚川水防区	糸魚川市役所（危機管理課） 糸魚川市消防本部（警防課）	025（552）1511 025（552）0199	糸魚川市一円
水　防　区　計	1		

(14)　佐渡地域振興局管内

水　防　区	水防区詰所所在地	電　　話	水防担当区域
支　　部	佐渡市相川二町目浜町20－１ 佐渡地域振興局	0259（74）3394 夜間（74）3312	佐渡市一円
佐渡水防区	佐渡市役所	0259（63）3111	佐渡市一円
水　防　区　計	1		

水防支部計　　14 支　部　（地域振興局）

水　防　区　計　　30 水防区　（水防管理団体）

第５章　気象状況及び洪水予報

第１節　洪水予報を行う河川

法第10条第２項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が洪水予報を行う河川は次のとおりである。

河川名		区域	洪水予報基準地点	担当官署名
荒川幹川		左岸　新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の１地先から海まで 右岸　新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先から海まで	葛籠山 上関	北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 新潟地方気象台
信濃川（中流）	信濃川	左岸　新潟県十日町宮中地先の宮中堰堤から新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡1062番の６地先まで 右岸　新潟県十日町市小原地先の宮中堰堤から新潟県長岡市中条新田字丸山1546番の２地先まで	十日町 小千谷 長岡 大河津	北陸地方整備局 信濃川河川事務所 新潟地方気象台
	大河津分水路	左岸　信濃川からの分派点から海まで 右岸　信濃川からの分派点から海まで	大河津	
魚野川		左岸　新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）から信濃川合流点まで 右岸　新潟県南魚沼市山麓地先の県道橋（八海橋）から信濃川合流点まで	六日町 小出 堀之内	
信濃川（下流）	信濃川	左岸　新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡1062番の６地先から海まで 右岸　新潟県長岡市中条新田字丸山1546番の２地先から海まで	尾崎 保明新田 帝石橋	北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 新潟地方気象台
	関屋分水路	左岸　信濃川からの分派点から海まで 右岸　信濃川からの分派点から海まで		
阿賀野川		左岸　新潟県五泉市馬下字大沢1814番の2地先から海まで 右岸　新潟県阿賀野市小松字下川原1635番地から海まで	馬下 満願寺	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 新潟地方気象台
関川		左岸　新潟県上越市大字島田字諏訪田1527番の２地先から海まで 右岸　新潟県上越市大字新長者原字上川原1217番地先から海まで	高田	北陸地方整備局 高田河川国道事務所 新潟地方気象台
姫川		左岸　新潟県糸魚川市大字西川原字川内山963番地の１地先から海まで 右岸　新潟県糸魚川市大字根小屋字中カマチド37番の１地先から海まで	山本	

法第11条の規定により都道府県知事及び気象庁長官が洪水予報を行う河川は次のとおりである。

河　川　名	区　　域	洪水予報基準地点	担 当 官 署 名
中 ノ 口 川	左岸　新潟県燕市道金字中曽根1071番地先から信濃川合流点まで 右岸　新潟県燕市道金字榎島2915番の５地先から信濃川合流点まで	白　根　橋 道　　金	新潟地域振興局 地域整備部 新潟地方気象台
信濃川(上流)	左岸　長野県界から十日町市宮中地先の宮中堰堤まで 右岸　長野県界から十日町市小原地先の宮中堰堤まで	割　　野	土木部河川管理課 新潟地方気象台

第２節　気象状況及び洪水予報の連絡

１　気象状況の連絡

(1) 気象状況の連絡は次の系統により行う。

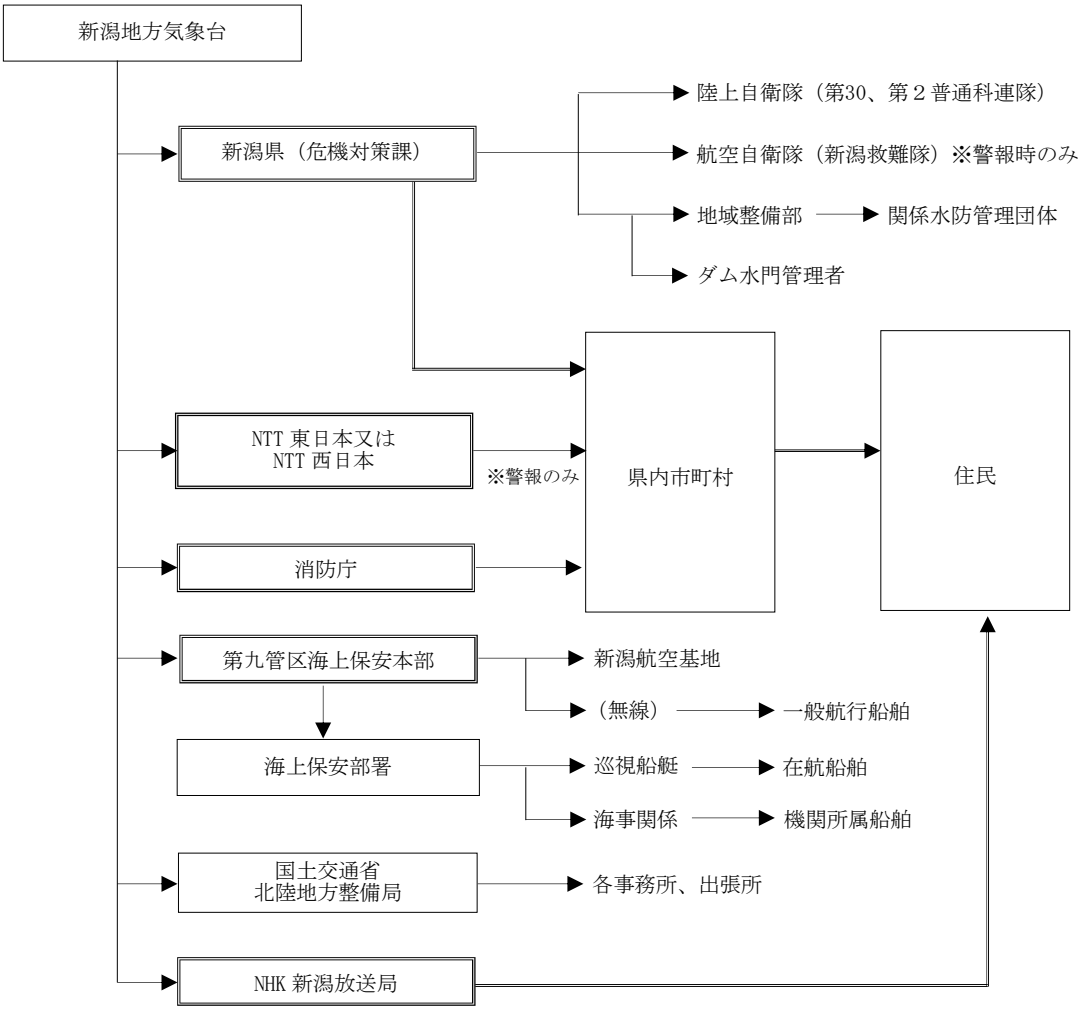

二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 津波警報等の伝達

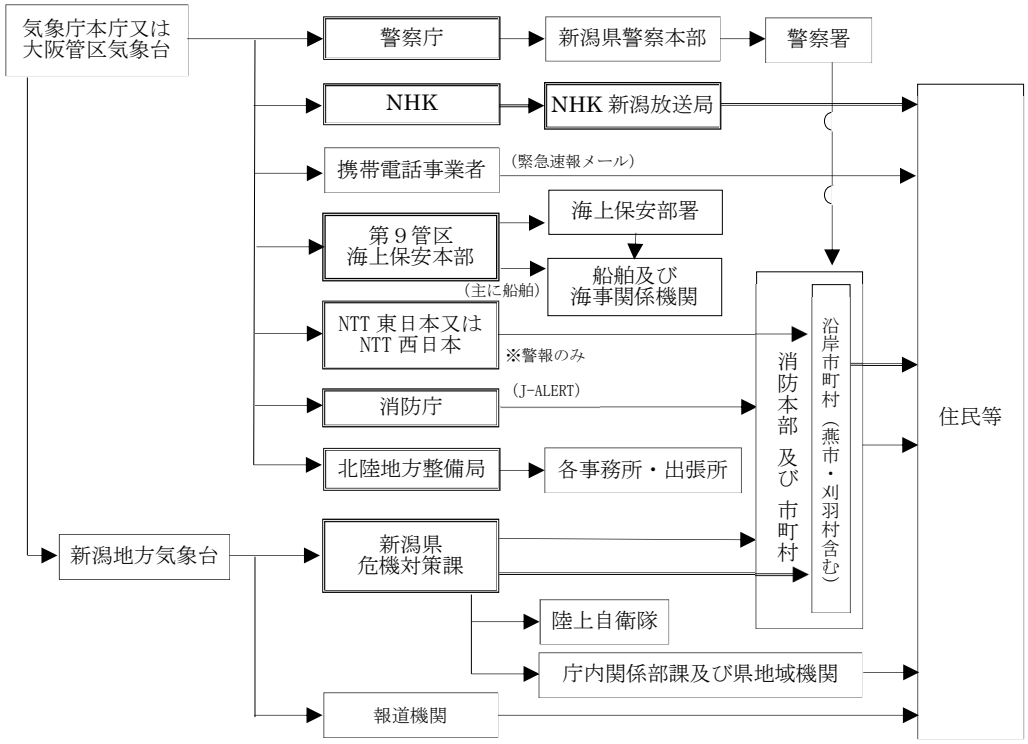

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号、第３号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。
注）二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2　洪水予報の通知

法第10条第２項及び法第11条、法13条の4の規定による洪水予報の連絡は次の系統により行う。

(1)　荒　　川　　国土交通省　　…… は法13条の4に基づく系統

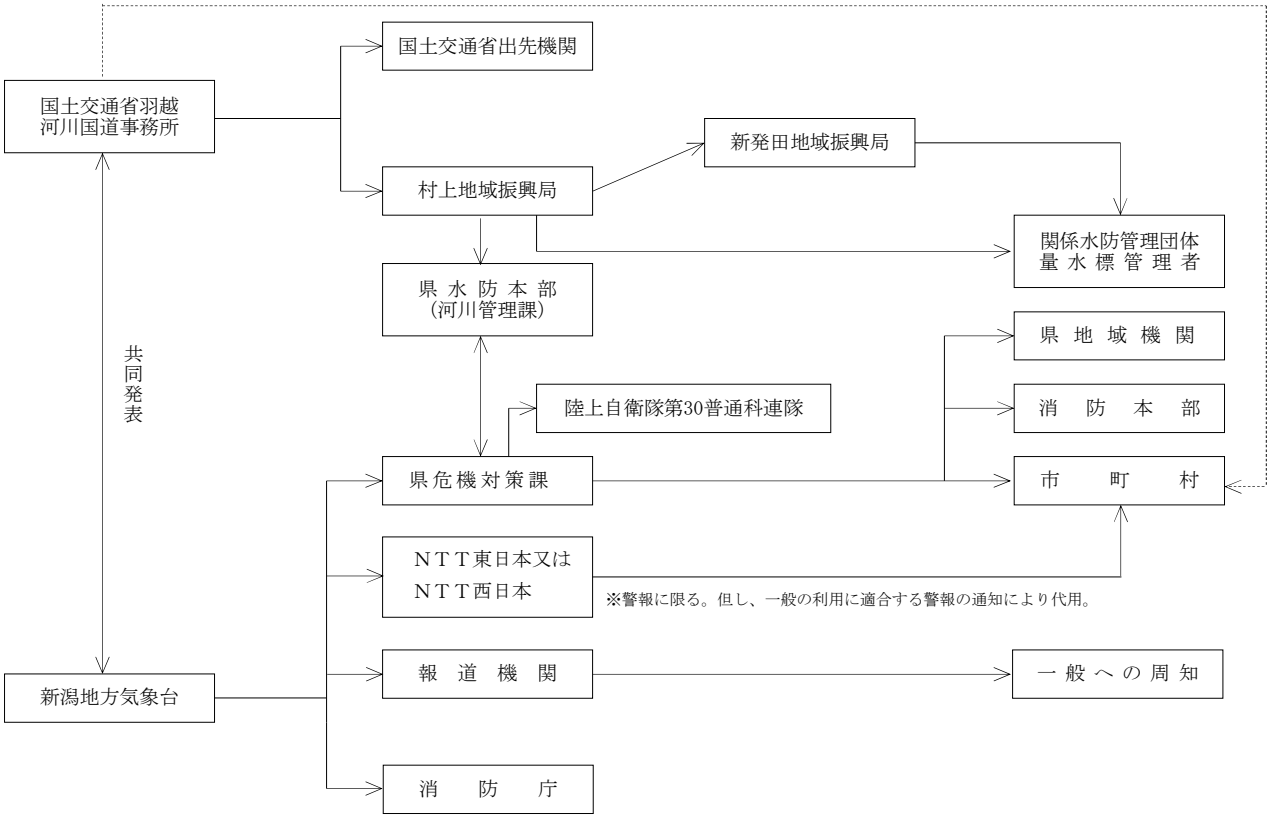

(2)　信 濃 川（中流）　　国土交通省

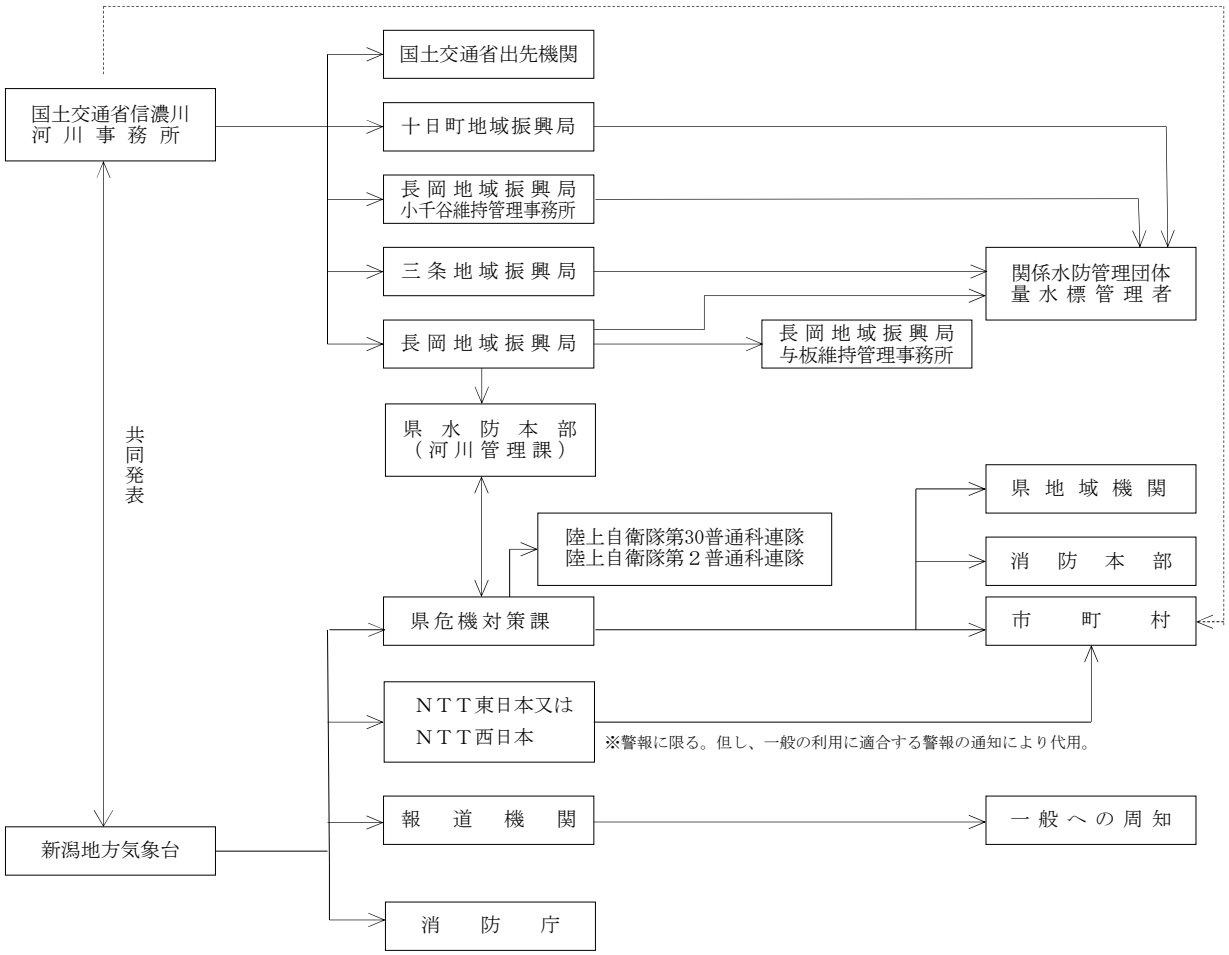

(3)　魚 野 川　　国土交通省

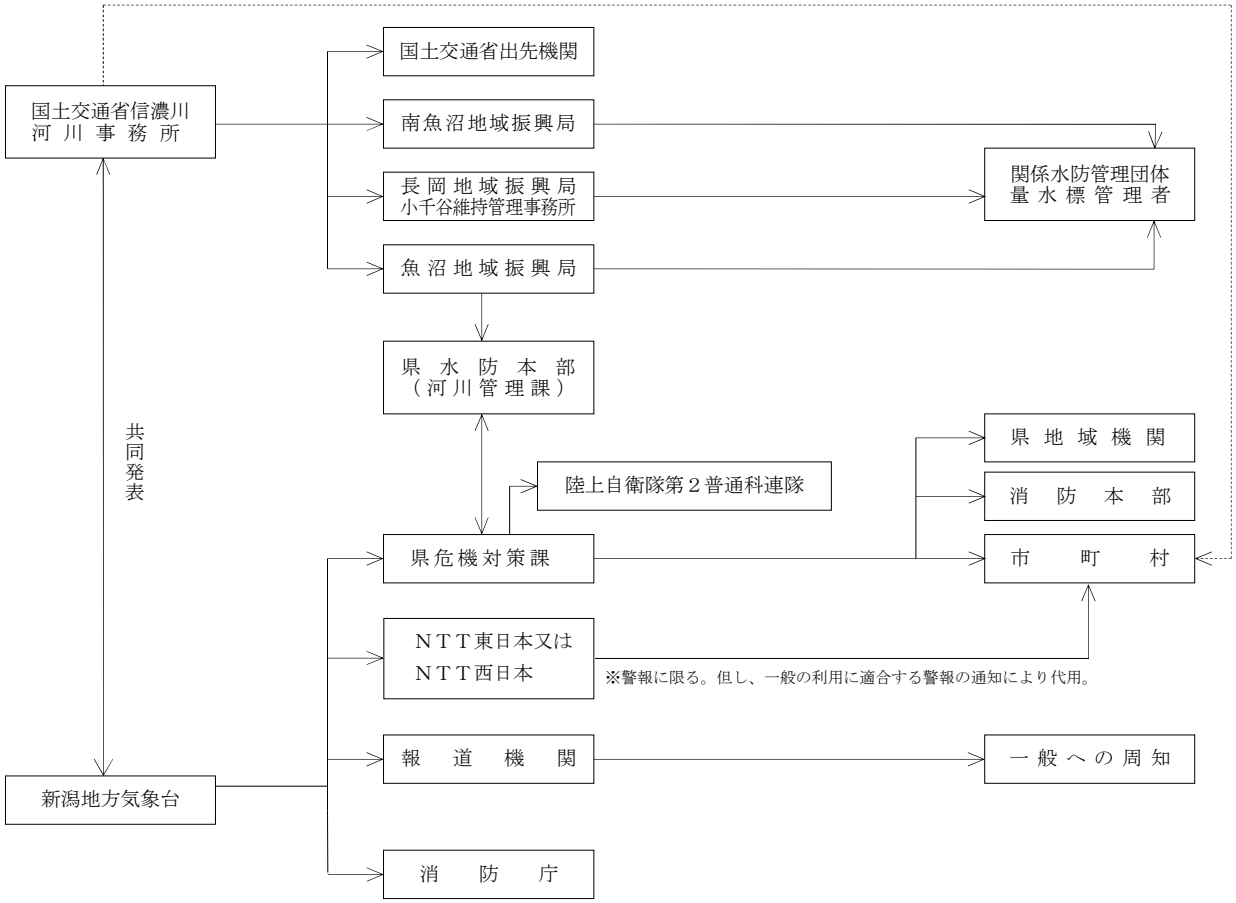

(4)　信濃川（下流）・中ノ口川　　国土交通省・新潟県

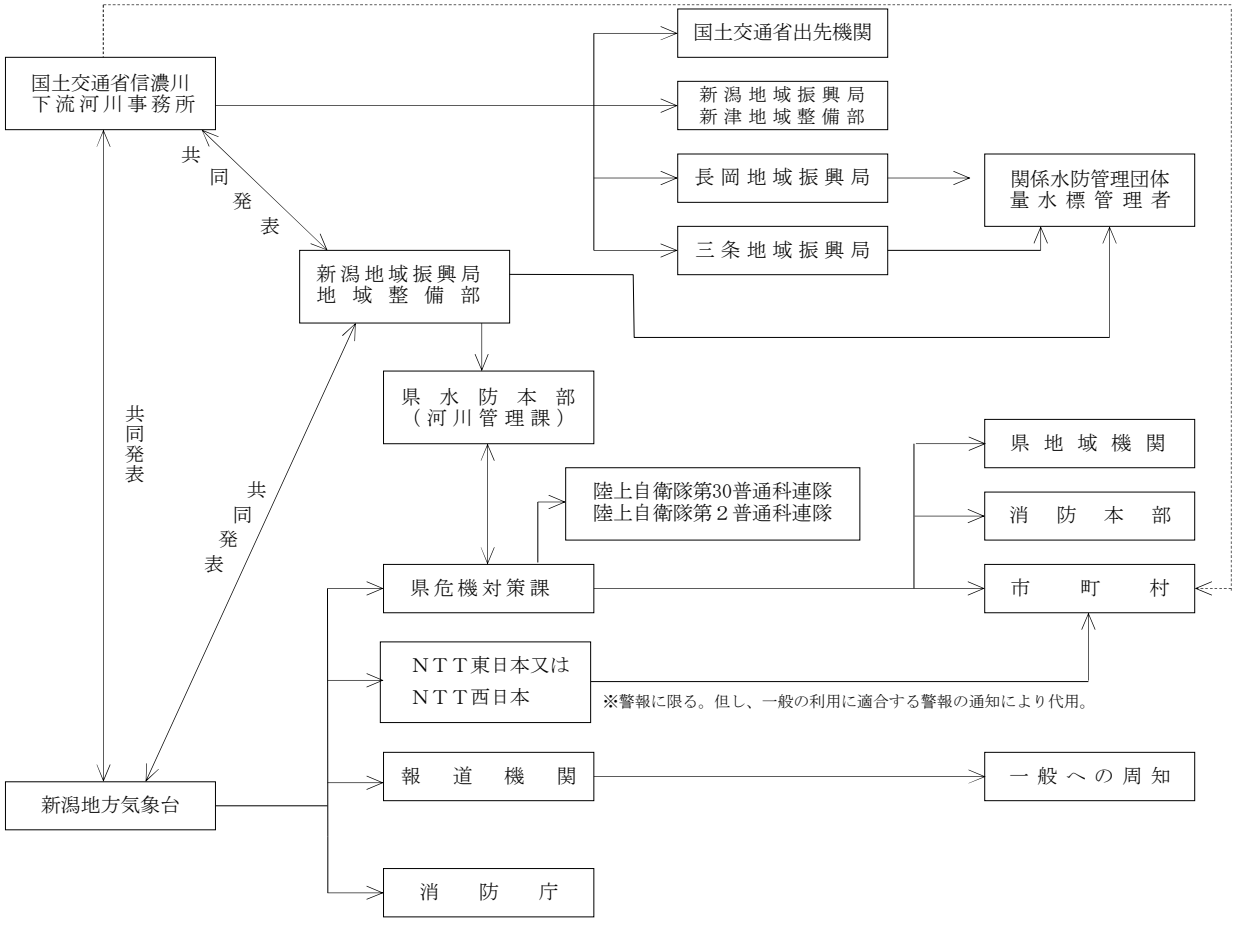

(5)　阿賀野川　　国土交通省

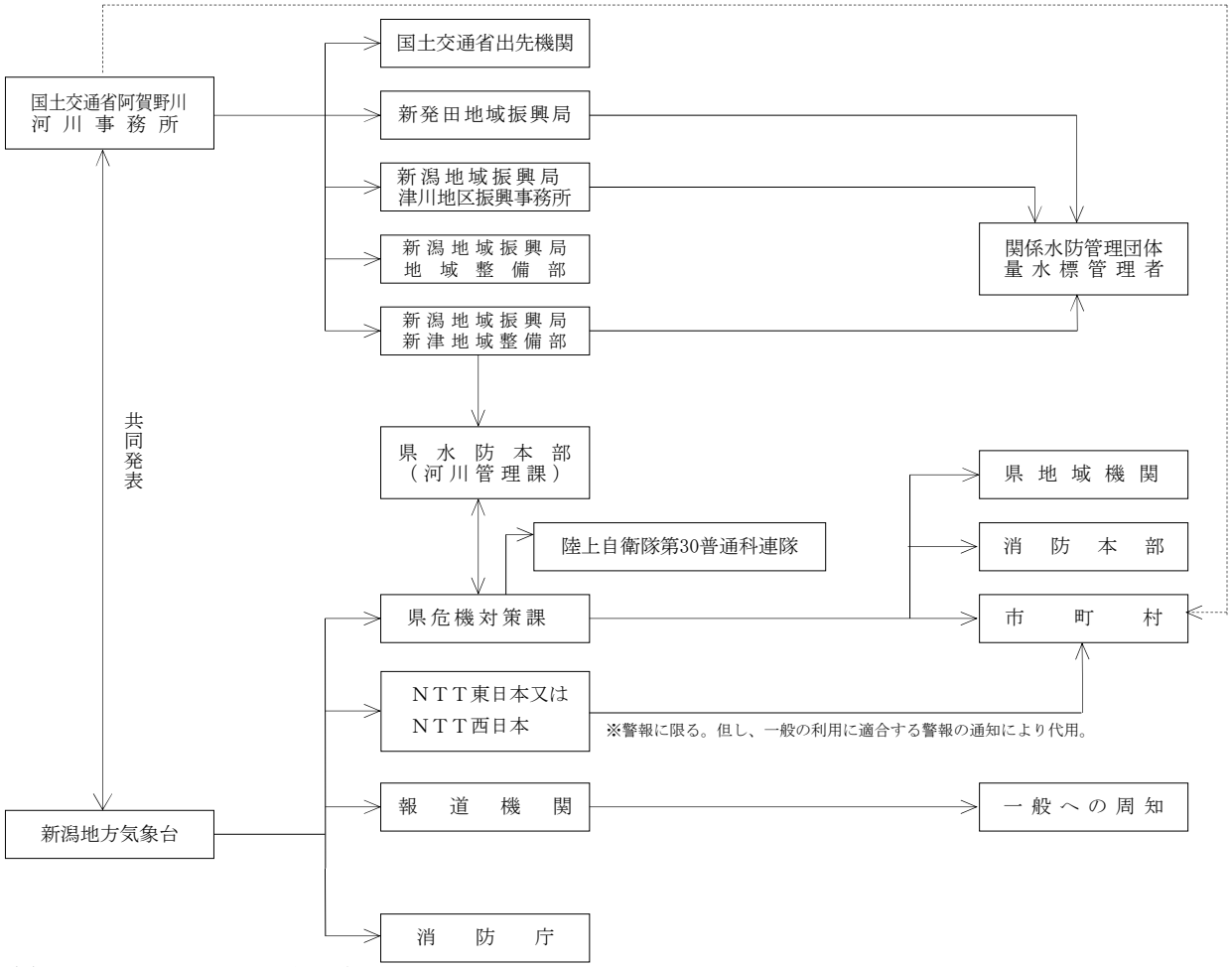

(6)　関　　川　　国土交通省

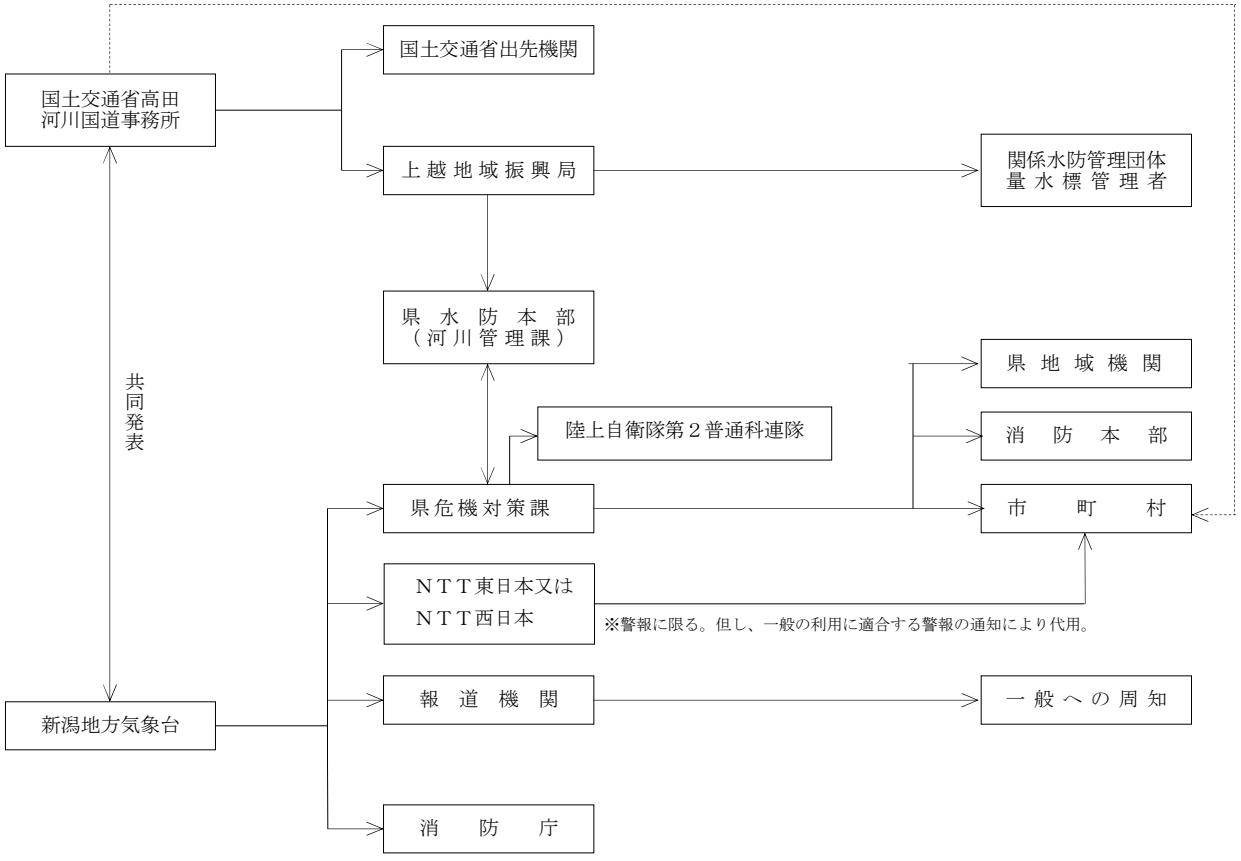

(7)　姫　　川　　国土交通省

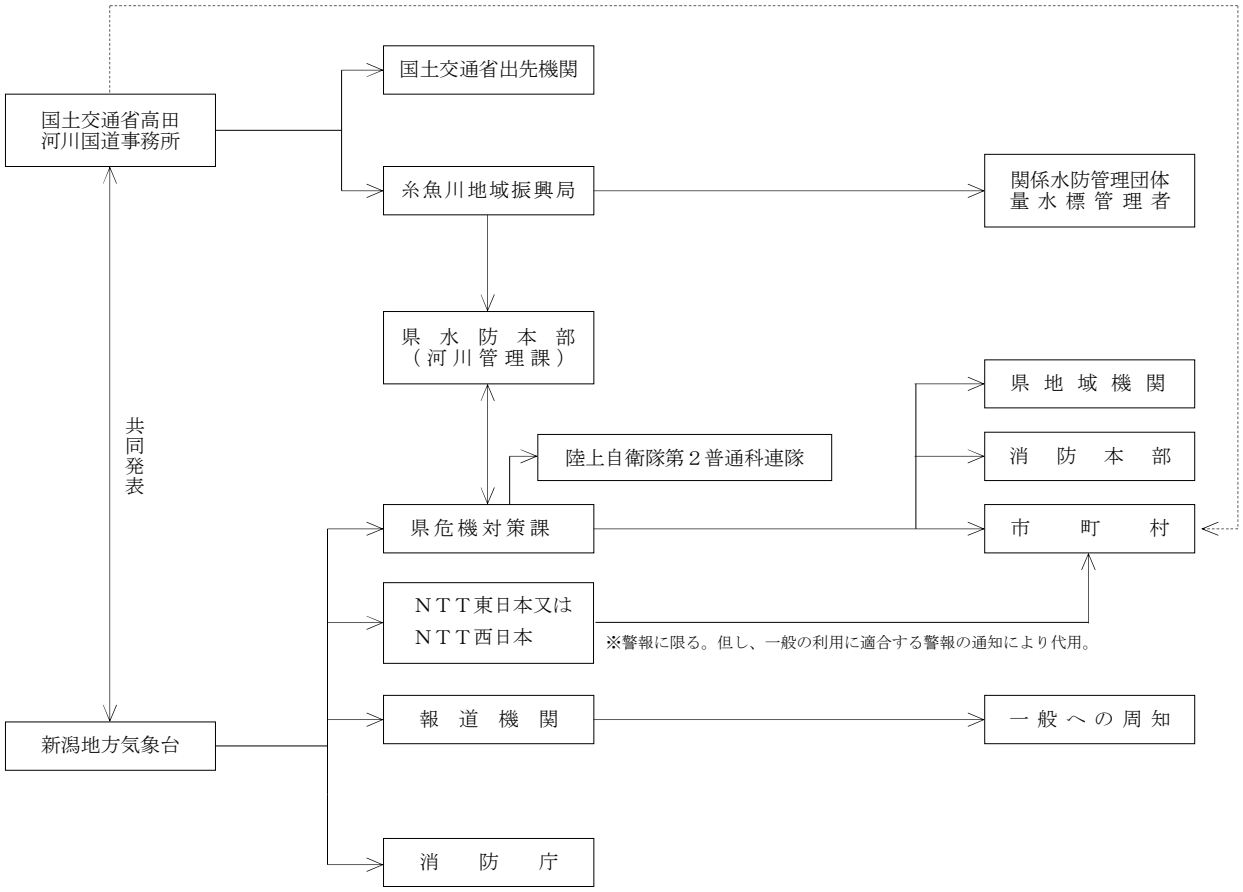

(8)　信濃川（上流）　　新潟県

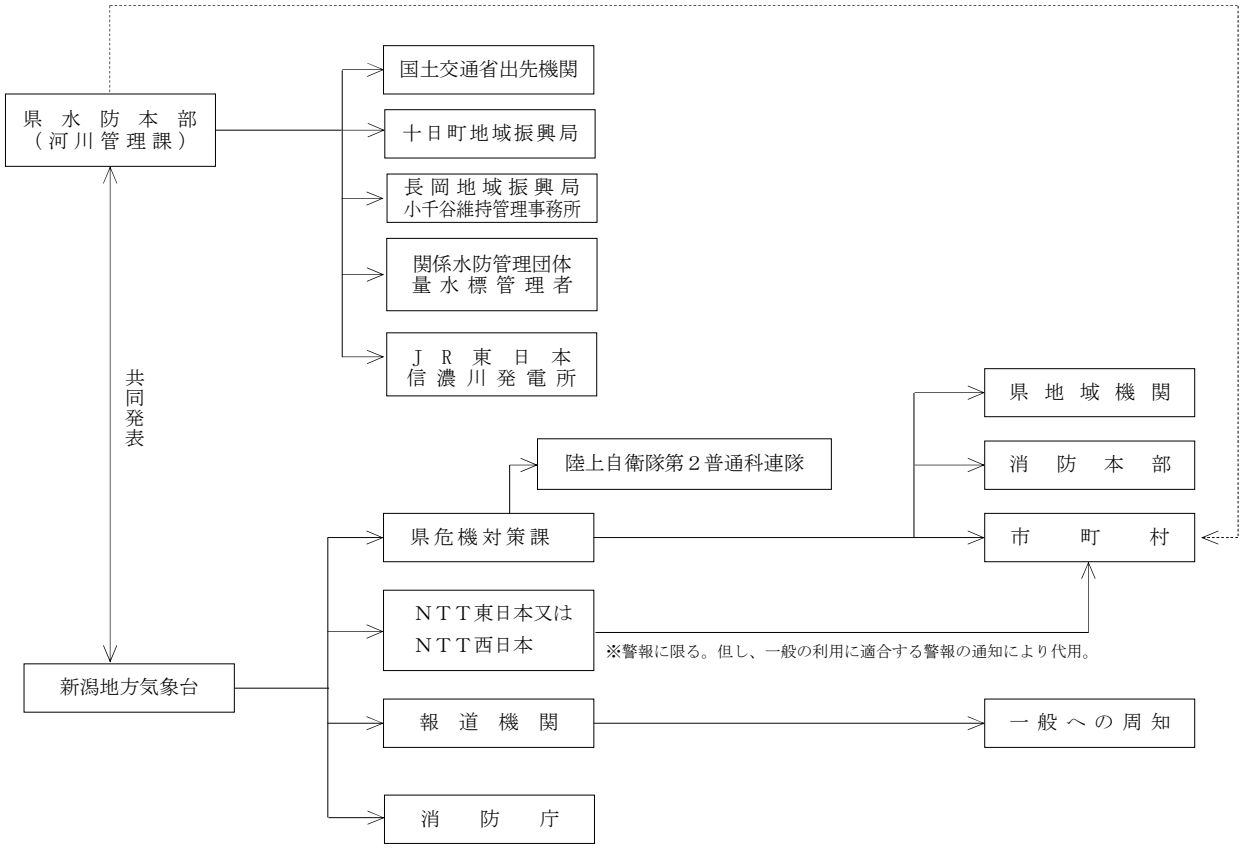

正規

荒川レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所・○○地方気象台　共同発表

（見出し）

荒川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	上関 基準観測所	葛籠山 基準観測所	
	岩船郡関川村	村上市	
受け持ち区間	荒川 左岸　岩船郡関川村下川口から大島 右岸　岩船郡関川村湯沢から高田	荒川 左岸　村上市貝附から河口 左岸　村上市小岩内から河口	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 羽越河川国道事務所 調査課 電話：0254-62-3211
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

阿賀野川（あがのがわ）レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

〇　〇　川　洪　水　予　報　　第　〇　号
令　和　〇　〇　年　〇　月　〇　日　〇　〇　時　〇　〇　分
〇〇河川事務所（かせんじむしょ）・〇〇地方気象台（ちほうきしょうだい）　共同発表

（見出し）

阿賀野川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

〇〇川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		〇〇	△△
	対象河川		〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	〇〇市		4	－
更新	△△市		4	3
	〇〇町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位または流量）

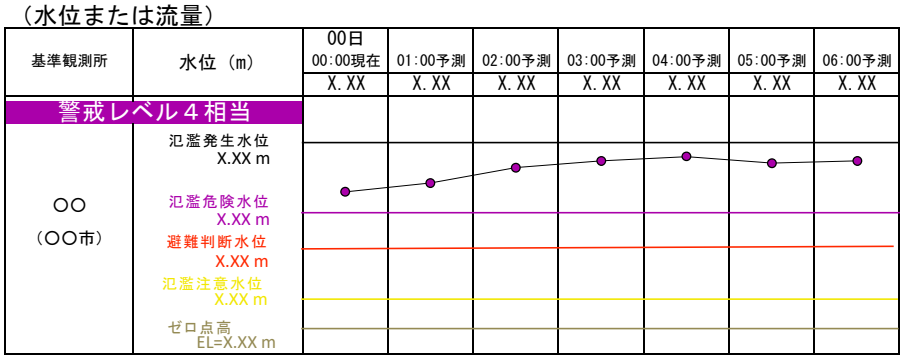

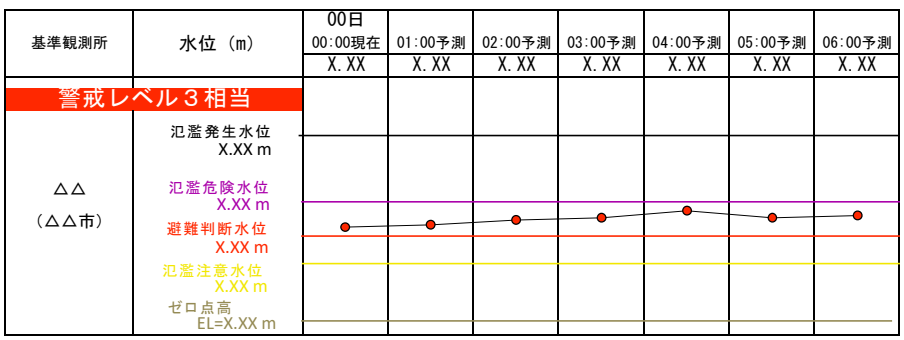

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	馬下 基準観測所	満願寺 基準観測所	
	五泉市	新潟市	
受け持ち区間	阿賀野川 左岸　新潟県五泉市馬下字大沢から新潟県新潟市秋葉区下新まで 右岸　新潟県阿賀野市小松から新潟県阿賀野市千唐仁まで	阿賀野川 左岸　新潟県新潟市秋葉区下新から海まで 左岸　新潟県阿賀野市千唐仁から海まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 阿賀野川河川事務所 流域治水課 電話：0250-23-4461
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

信濃川下流・中ノ口川レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所・○○地方気象台　共同発表

（見出し）

信濃川下流・中ノ口川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

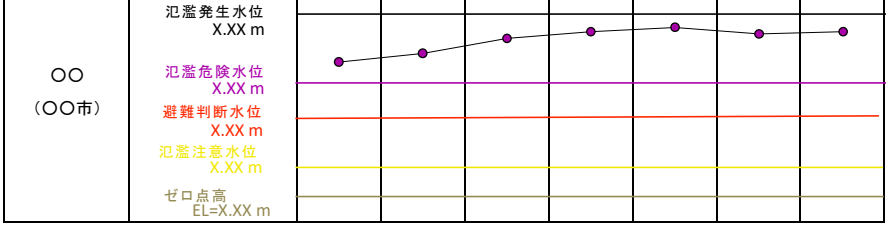

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

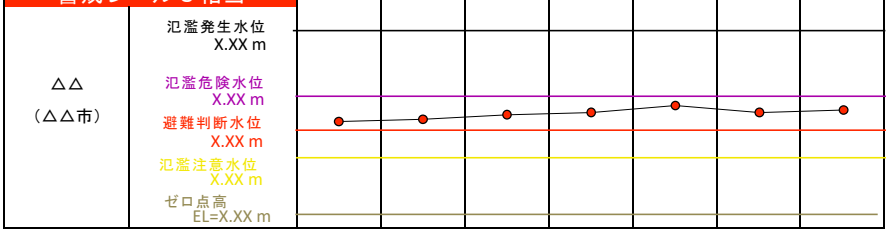

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	尾崎 基準観測所	保明新田 基準観測所	帝石橋 基準観測所
	三条市	南蒲原郡田上町	新潟市
受け持ち区間	信濃川 左岸　燕市大川津から加茂市五反田 右岸　長岡市中条新田から加茂市下仲組	信濃川 左岸　加茂市五反田から新潟市南区西酒屋 左岸　田上町保明新田から新潟市秋葉区覚路津	信濃川 左岸　新潟市江南区酒屋から海まで（関屋分水路含む） 左岸　新潟市南区西酒屋から海まで（関屋分水路含む）
基準観測所	道金 基準観測所	白根橋 基準観測所	
	燕市	新潟市	
受け持ち区間	中ノ口川 左岸　燕市道金から信濃川合流点 右岸　燕市道金から信濃川合流点	中ノ口川 左岸　燕市道金から信濃川合流点 左岸　燕市道金から信濃川合流点	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

川の防災情報
洪水予報画面

水害リスクライン

浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：新潟地域振興局地域整備部　（中ノ口川水位関係）　電話：025-273-3197
水位関係：国土交通省 信濃川下流河川事務所 流域治水課　（信濃川下流水位関係）　電話：025-266-7340
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

信濃川中流（しなのがわちゅうりゅう）レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所（かせんじむしょ）・○○地方気象台（ちほうきしょうだい）　共同発表

（見出し）

信濃川中流では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○（○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△（△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	十日町（姿） 基準観測所	小千谷 基準観測所	長岡 基準観測所
	十日町市	小千谷市	長岡市
受け持ち区間	信濃川 左岸　新潟県十日町市宮中堰堤から新潟県長岡市西川口 右岸　新潟県十日町市宮中堰堤から新潟県長岡市西川口	信濃川 左岸　新潟県長岡市西川口から新潟県長岡市浦 左岸　新潟県長岡市西川口から新潟県長岡市浦	信濃川 左岸　新潟県長岡市浦から新潟県長岡市与板町本与板 左岸　新潟県長岡市浦から新潟県長岡市並木新田
基準観測所	大河津 基準観測所		
	燕市		
受け持ち区間	信濃川 左岸　信濃川からの分派点から海 右岸　信濃川からの分派点から海		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://www.river.go.jp/kawabou/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 信濃川河川事務所 防災情報課 電話：0258-32-3273
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

魚野川（うおのがわ）レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　０　０　年　０　月　０　日　０　０　時　０　０　分
○○河川事務所（かせんじむしょ）・○○地方気象台（ちほうきしょうだい）　共同発表

（見出し）

魚野川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

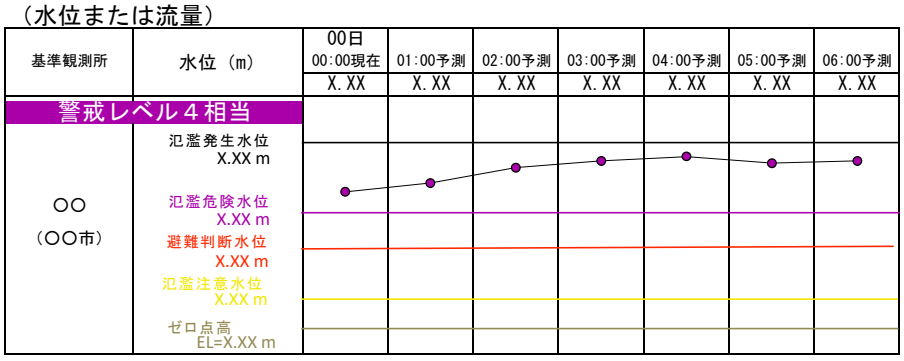

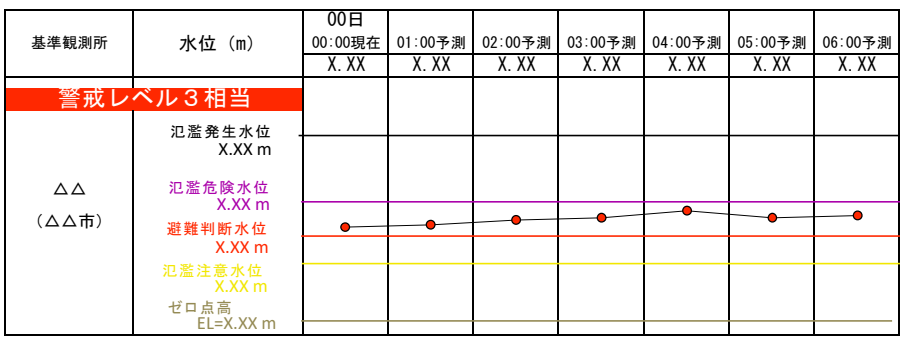

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	六日町 基準観測所	小出 基準観測所	
	南魚沼市	魚沼市	
受け持ち区間	魚野川 左岸　新潟県南魚沼市五日町から新潟県南魚沼市五箇 右岸　新潟県南魚沼市麓から新潟県魚沼市岡新田	魚野川 左岸　新潟県南魚沼市五箇から新潟県魚沼市四日町 左岸　新潟県魚沼市岡新田から新潟県魚沼市四日町	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 信濃川河川事務所 防災情報課 電話：0258-32-3273
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

関川（せきかわ）レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所（かせんじむしょ）・○○地方気象台（ちほうきしょうだい）　共同発表

（見出し）

関川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	高田 基準観測所		
	上越市		
受け持ち区間	関川 左岸　上越市中央から上越市島田 右岸　上越市港町から上越市長者町		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

川の防災情報
洪水予報画面

水害リスクライン

浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高田河川国道事務所 河川管理課 電話：025-521-4542
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

姫川（ひめかわ）レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所（かせんじむしょ）・○○地方気象台（ちほうきしょうだい）　共同発表

（見出し）

姫川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○（○○市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△（△△市）	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	山本 基準観測所		
	糸魚川市		
受け持ち区間	姫川 左岸　糸魚川市須沢から糸魚川市山本 右岸　糸魚川市寺島から糸魚川市根小屋		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高田河川国道事務所 河川管理課 電話：025-521-4542
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

信濃川上流レベル４氾濫危険警報
（警戒レベル４相当情報）

○　○　川　洪　水　予　報　　第　○　号
令　和　○　○　年　○　月　○　日　○　○　時　○　○　分
○○河川事務所・○○地方気象台　共同発表

（見出し）

信濃川上流では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル４相当】○○基準観測所（○○市）受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。○○川の○○基準観測所（○○市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。○○川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、○○市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル３相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

○○川レベル４氾濫危険警報（警戒レベル４相当情報）				
新着・更新	新着・更新		更新	
	基準観測所名		○○	△△
	対象河川		○○川	○○川
	警戒レベル（　）相当		4	3
	水位又は流量	現況	4 （レベル４水位超過）	3 （レベル３水位超過）
		予測		
更新	○○市		4	－
更新	△△市		4	3
	○○町		－	3

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

（雨量）

多いところでは１時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル４相当								
○○ （○○市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル３相当								
△△ （△△市）	氾濫発生水位 X.XX m 氾濫危険水位 X.XX m 避難判断水位 X.XX m 氾濫注意水位 X.XX m ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	割野 基準観測所		
	中魚沼郡津南町		
受け持ち区間	信濃川 左岸　長野県界から十日町市宮中地先の宮中堰堤まで 右岸　長野県界から十日町市小原地先の宮中堰堤まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/

イメージ
今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

イメージ
川の防災情報
洪水予報画面

イメージ
水害リスクライン

イメージ
浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：十日町地域振興局地域整備部 電話：025-757-5526
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

第６章　雨量、水位、風向、風速、波高の観測通報及び水位情報の通知

第１節　雨量の観測通報

１　気象台との連絡

新潟県下に雨または洪水に関する注意報が発表されたときは、以後県水防本部において適時当該気象台と連絡をとり、降雨状況の把握に努めるとともに、その状況を関係地域振興局に通報するものとする。

２　ダム雨量観測所の連絡系統

ダム雨量観測所の連絡系統は次のとおりである。

３　その他

発災時において県民の生活に密着した情報については、可能な限り情報発信するとともに報道機関へも情報提供する。

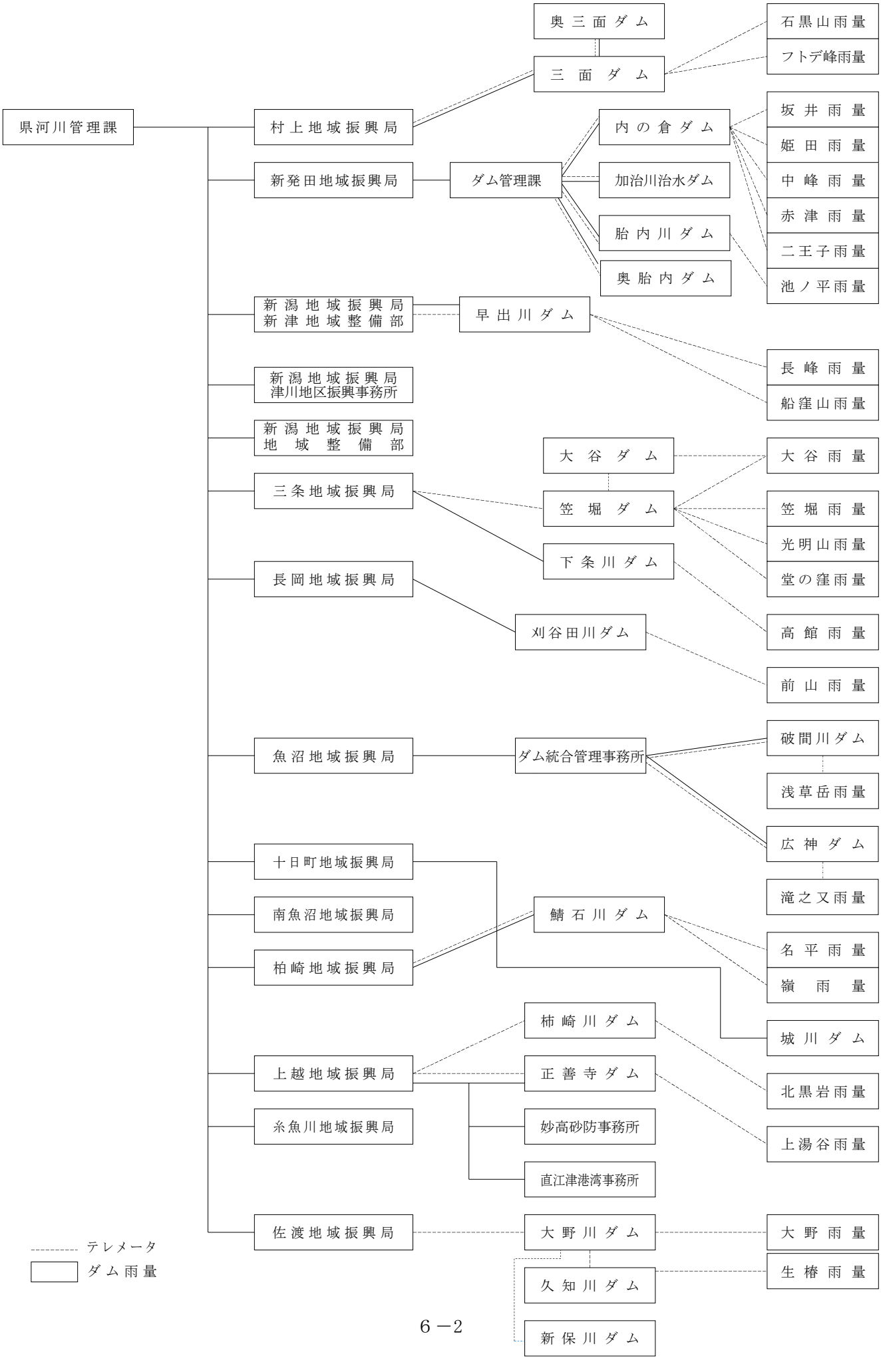
県河川管理課
村上地域振興局
新発田地域振興局
ダム管理課
新潟地域振興局
新津地域整備部
新潟地域振興局
津川地区振興事務所
新潟地域振興局
地域整備部
三条地域振興局
長岡地域振興局
魚沼地域振興局
十日町地域振興局
南魚沼地域振興局
柏崎地域振興局
上越地域振興局
糸魚川地域振興局
佐渡地域振興局
奥三面ダム
三面ダム
内の倉ダム
加治川治水ダム
胎内川ダム
奥胎内ダム
早出川ダム
大谷ダム
笠堀ダム
下条川ダム
刈谷田川ダム
ダム統合管理事務所
鯖石川ダム
柿崎川ダム
正善寺ダム
妙高砂防事務所
直江津港湾事務所
大野川ダム
久知川ダム
新保川ダム
石黒山雨量
フトデ峰雨量
坂井雨量
姫田雨量
中峰雨量
赤津雨量
二王子雨量
池ノ平雨量
長峰雨量
船窪山雨量
大谷雨量
笠堀雨量
光明山雨量
堂の窪雨量
高館雨量
前山雨量
破間川ダム
浅草岳雨量
広神ダム
滝之又雨量
名平雨量
嶺雨量
城川ダム
北黒岩雨量
上湯谷雨量
大野雨量
生椿雨量
テレメータ
ダム雨量

4　県内雨量観測所

管理者 ＼ 事務所管内	県		国土交通省	気象台
	事務所	企業局		
村上	・今川、・荒川、・大栗田、・雷、 ・天蓋山｛・柏尾、・川部、・勝木、・葡萄｝		・坂町、・上関、・女川	・粟島、・村上、・下関、 ・高根、・三面
	(・三面ダム、・フトデ峰、・石黒山、 ・奥三面ダム)	猿田ダム	・杁差、・千鶴、・大石ダム	
新発田	・振興局、｛・増川｝・潮止堰、・奥村杉		・出湯、・下中山、・上赤谷、 ・南俣、・鼓岡	・中条、・赤谷、・瓢湖
	(・内の倉ダム、・加治川治水ダム、・胎内川ダム、 ・奥胎内ダム、 ・赤津山、・中峰、・二王子、・池ノ平、・坂井、・姫田)	胎内第１ダム、 胎内第２ダム		
新津	・支局、・菅ノ沢 ｛・幅｝		・暮坪、新津、・戸倉	・新津、・村松
	(・早出川ダム、・長峰、・船窪山)			
津川	・振興事務所、・新谷川・丸淵｛・上戸谷渡、・合川｝		・八田蟹、・馬取、・小荒、 ・新渡、・上平	・津川、・室谷
新潟	・山の下、・福島潟、・間瀬※1		・関屋、・胡桃山、 ・鳥屋野潟、・横越町	・新潟、・巻、・松浜
三条	｛・鹿峠、・大面、・国上｝、・桜町※2		・保明新田、吉ケ平 ・黒水、・大河津	・三条、・宮寄上
	(・笠堀ダム、・笠堀、・光明山、・堂の窪 ・大谷ダム、・大谷、・下条川ダム、・高館)		・笠堀	
長岡	・振興局、・与板維持管理、・小千谷維持管理、 〔・面川、・大平沢川〕、・小白倉、・諏訪井 ｛・梅野俣、・軽井沢、・渡沢、・片貝町、・大崩、・法崎｝		・栃堀、・長岡、・見附 ・小千谷、竹之高地、 ・寺野	・長岡、・栃尾、・小国、 ・寺泊
	(・刈谷田川ダム、・前山)、・中永トンネル ・栖吉、・猫興野、・竹之高地			
魚沼	(・破間川ダム、・浅草岳)、・銀山平 ・六十里、(・広神ダム、・滝之又)		・明神、・上条、・堀之内、 ・大湯、・破間川出張所	・守門、・小出、・大湯
十日町	・振興局、・室島、・割野、・前倉、・八箇峠、 ・十二峠｛・馬場｝、・松代、・天水越、 (・城川ダム)、・芋沢、(・名平)		・十日町（姿)、 ・松代、・宮野原、 ・倉俣、・中津川出張所	・十日町、・津南、・松代
南魚沼	・振興局、・旭原、・一村尾、・小栗山、・上野		・五十沢、・清水、・湯沢、 ・六日町、大峰、五日町、 ・日向山、・内膳落合、 ・越後沢山、・下津川、 ・三国川ダム、・土樽、 ・赤湯、・宮村、・茗荷沢 ・二居、・浅貝	・湯沢、・塩沢
柏崎	・振興局、・別山、｛・山澗、・行兼｝、・女谷 (・鯖石川ダム、・嶺)、〔・土合川、・源太川〕			・柏崎
上越東	｛・横川、・高尾、・棚岡｝		原、・菖蒲、・安塚	・安塚
上越	・長沢、・猿供養寺、・平谷、・尾神、・飯田川、 ・土口、・猿橋、・一の橋、・代石、(・正善寺ダム、 ・上湯谷、・柿崎川ダム、・北黒岩)｛・両善寺、 ・田口｝、・面川（上越）	名立	・赤倉、・三頭、・二子島、 ・青柳、・頸城	・高田、・大潟、・川谷、 ・筒方、・樽本、・関山
糸魚川	・平岩、・道平、・西飛山、｛・焼山温泉、 ・雨池、・上路、・橋立、・福来口、・萬青橋、 ・大工屋敷、・火打１号ダム｝		・野口、・大久保、・白池、 ・親不知	・能生、・糸魚川、・平岩
佐渡	・鷲崎、・ドンデン、・柿野浦、 ・南片辺、・滝平、｛・浦川、・小田、・徳和浜、 ・宿根木｝			・相川、・弾崎、・両津、 ・羽茂
	(・新保川ダム、・大野川ダム、・大野、・久知川ダム、・生椿)			
計	146ケ所　外 他機関所管２箇所 内訳：水防・道路61箇所、ダム44箇所、 砂防37箇所、救急内水4箇所	4ケ所	73ケ所	44ケ所
合計	269ケ所			

(注) 1　・テレメーター　　2　(　) はダム関係　　3　｛　｝は砂防関係　　4　〔　〕は救急内水関係

5　気象関係観測通信体制は資料－８、「参①-8-1」参照　　6　※１：新潟市所管　　7　※２：西蒲原土地改良区所管

第２節　水位の観測通報及び水位情報の通知

１　水 位 の 通 報

(1)　観測員の通報

水位観測所の観測員は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは以後次の事項を量水標管理者（水位観測管理責任者）に通報するものとする。通報について量水標管理者から別に指示があったときも同様とする。

①　水位が水防団待機水位（通報水位）に低下するまで毎正時の観測値

②　水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

③　水位が最高水位に達したとき

④　その他急激な水位変動があったとき

(2)　量水標管理者の通報

量水標管理者は、観測員から前項の事項について通報を受けたときは、4 水位の通報系統(「6-32」～「6-35」）に従い、関係機関に通報するものとする。ただし、新潟県土木防災情報システムで水防本部が把握できる観測所については、水位が水防団待機水位（通報水位）に達した場合を除き、水防本部への通報を省略できる。

量水標管理者は量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより、公表するものとする。

なお、量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

また、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

パーソナルコンピューター用　http://doboku-bousai.pref.niigata.jp

スマートフォン用　http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_s/

従来型携帯端末用　http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/

QR コード（PC 用）　QR コード（スマホ用）　QR コード（従来型携帯用）

2 水位情報の通知

(1) 法第13条第１項の規定により、国土交通大臣が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は２河川で次のとおりである。

河川名	観測所名	地名			氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	通知者
		郡市	町村区	大字		
早出川	善願	五泉		善願	15.10	阿賀野川河川事務所長

河川名	観測所名	地名			避難判断水位（洪水特別警戒水位）	通知者
		郡市	町村区	大字		
保倉川	佐内	上越	頸城	松本	4.67	高田河川国道事務所長

(2) 法第13条第２項の規定により、新潟県知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は次のとおりである。

河川名	観測所名	地名			氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	通知者
		郡市	町村区	大字		
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	13.39	村上地域振興局長
〃	泉町	〃		泉町	6.70	〃
門前川	山辺里	〃		山辺里	11.46	〃
高根川	早稲田	〃		早稲田	39.73	〃
荒川	鷹ノ巣	岩船	関川	鷹ノ巣	52.55	〃
加治川	岡田	新発田		岡田	16.18	新発田地域振興局長
〃	小松	〃		小松	13.43	〃
胎内川	下館	胎内		下館	45.96	〃
安野川	大室	阿賀野		大室	12.79	〃
〃	金田町	〃		金田町	8.40	〃
早出川	不動堂	五泉		不動堂	36.35	新潟地域振興局長
能代川	北上	新潟	秋葉	北上	7.50	〃
〃	千原	五泉		千原	12.50	〃
常浪川	常浪	東蒲原	阿賀	天満	59.90	〃
〃	広瀬	〃	〃	広谷	108.55	〃
阿賀野川	津川	東蒲原	阿賀	津川	52.55	〃
小阿賀野川	寿橋	新潟	江南	二本木	5.50	〃
五十嵐川	荒沢	三条		荒沢	62.71	三条地域振興局長

河川名	観測所名	地名			氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	通知者
		郡市	町村区	大字		
五十嵐川	滝谷	〃		滝谷	27.32	三条地域振興局長
〃	渡瀬橋	〃		渡瀬橋	14.23	〃
加茂川	黒水	加茂		黒水	42.50	〃
〃	昭和橋	〃		八幡	13.70	〃
下条川	長福寺	〃		下条	13.54	〃
〃	小橋	〃		〃	10.61	〃
刈谷田川	栃尾	長岡		巻渕	52.12	長岡地域振興局長
〃	本明	見附		本明町	26.87	〃
〃	大堰	見附		上新田町	20.00	〃
渋海川	飯塚	長岡		飯塚	37.14	〃
栖吉川	地蔵	〃		川崎	21.17	〃
〃	長倉	〃		長倉	27.59	〃
猿橋川	大黒	〃		新組町	16.66	〃
太田川	宮内	〃		平島	24.11	〃
黒川	広野	〃		与板町広野	17.30	〃
破間川	今泉	魚沼		今泉	104.00	魚沼地域振興局長
佐梨川	佐梨	〃		沢田	95.06	〃
魚野川	中之島	南魚沼		中	182.60	南魚沼地域振興局長
三国川	三国川	〃		深沢	204.58	〃
鯖石川	加納	柏崎		加納	20.13	柏崎地域振興局長
〃	天保橋	〃		中田	7.45	〃
鵜川	宮之窪	〃		上条	10.95	〃
別山川	栄橋	〃	刈羽	滝谷新田	13.26	〃
保倉川	顕聖寺	上越	浦川原	有島	27.48	上越地域振興局長
〃	遊水池外水位	上越		田沢新田	8.38	〃
関川	二子島	妙高		西條	51.95	〃
矢代川	石塚	〃		上四ツ屋	60.00	〃
〃	石沢	上越		石沢	16.37	〃
柿崎川	角取	上越	柿崎	落合	4.21	〃

河川名	観測所名	地名			氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	通知者
		郡　市	町村区	大　字		
正善寺川	藤新田	上　越		藤新田	9.57	上越地域振興局長
渋江川	渋江川	妙　高		渋　江	69.19	〃
姫　川	大　前	糸魚川		小　滝	120.10	糸魚川地域振興局長
国府川	八　幡	佐　渡		八　幡	4.01	佐渡地域振興局長
羽茂川	羽　茂	佐　渡		羽　茂	14.90	〃

※石沢（矢代川）は、国土交通省所管観測所である。

※荒沢（五十嵐川）は、国土交通省所管観測所である。

(3) 関係機関及び一般への周知

水位周知河川の河川水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した時は、関係機関へ通知するとともに、インターネットや市町村を通じて一般へ周知するものとする。

なお、水位情報の放送については、報道機関の判断による。

水位情報の通知および一般への周知に係る伝達は次図のとおりとする。

凡　例　［水位情報通知者］

① 三面川（宮の下、泉町）　県

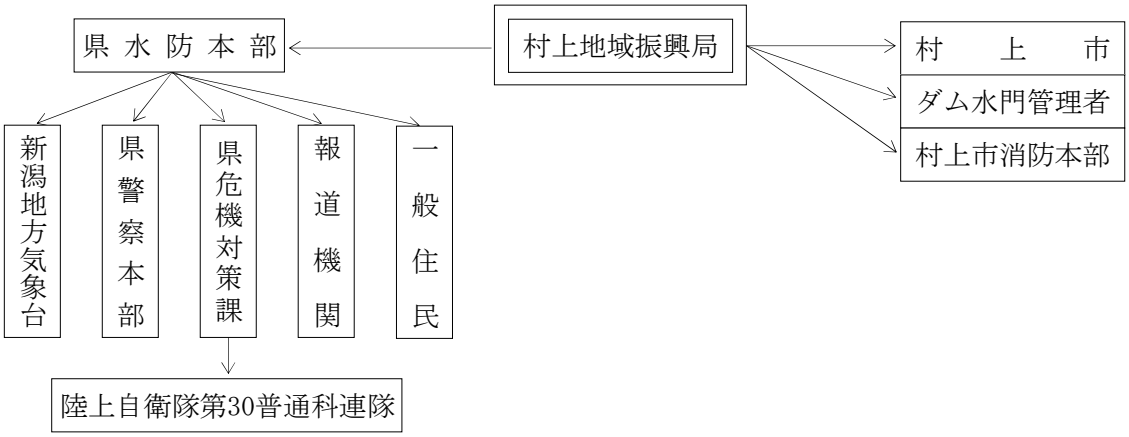

② 荒川（鷹ノ巣）　県

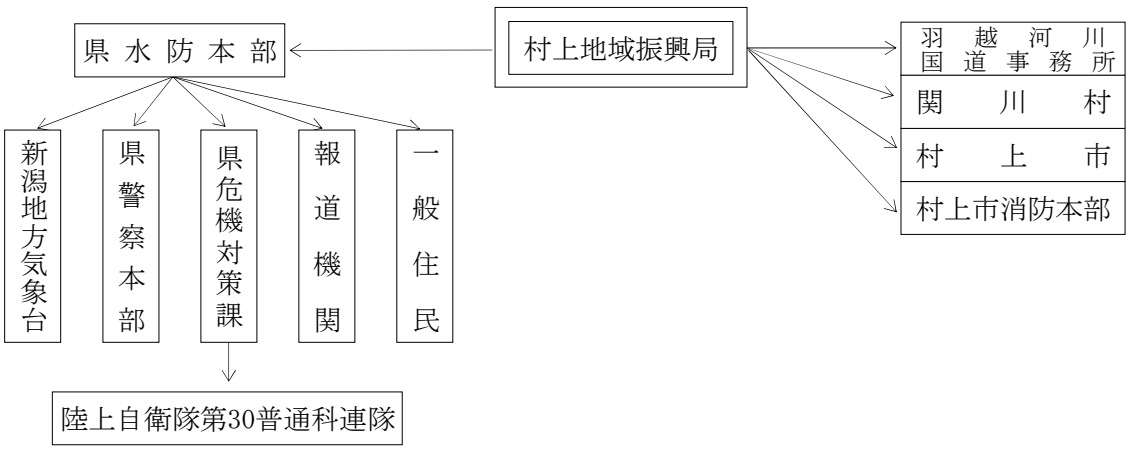

③　高根川（早稲田）　県

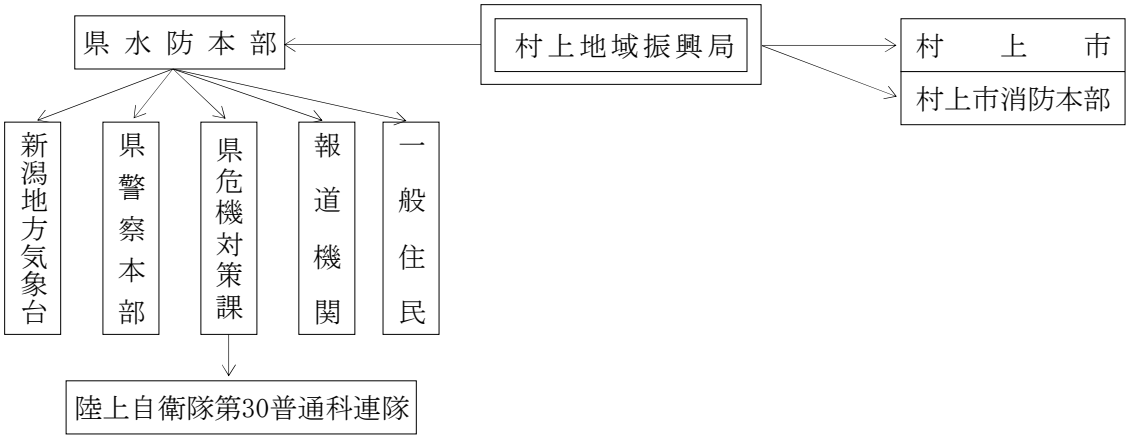

④　門前川（山辺里）　県

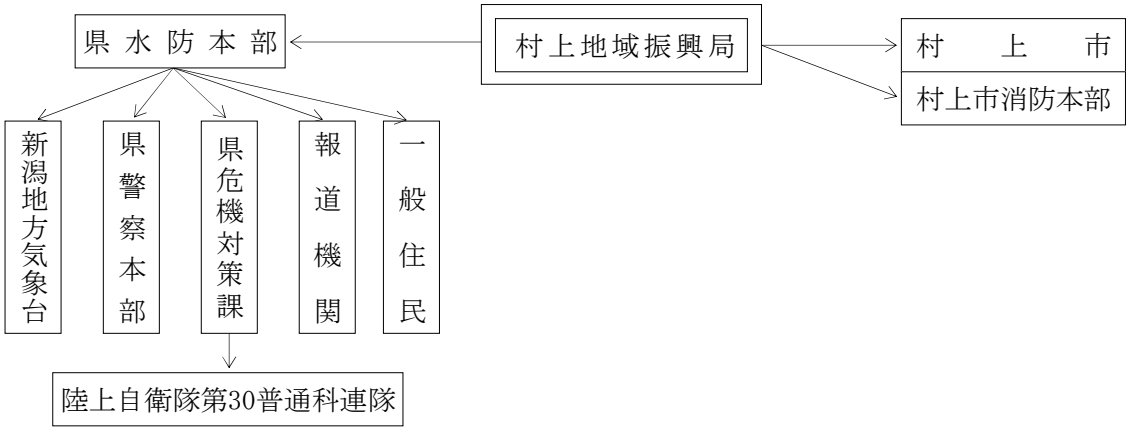

⑤　加治川（岡田、小松）　県

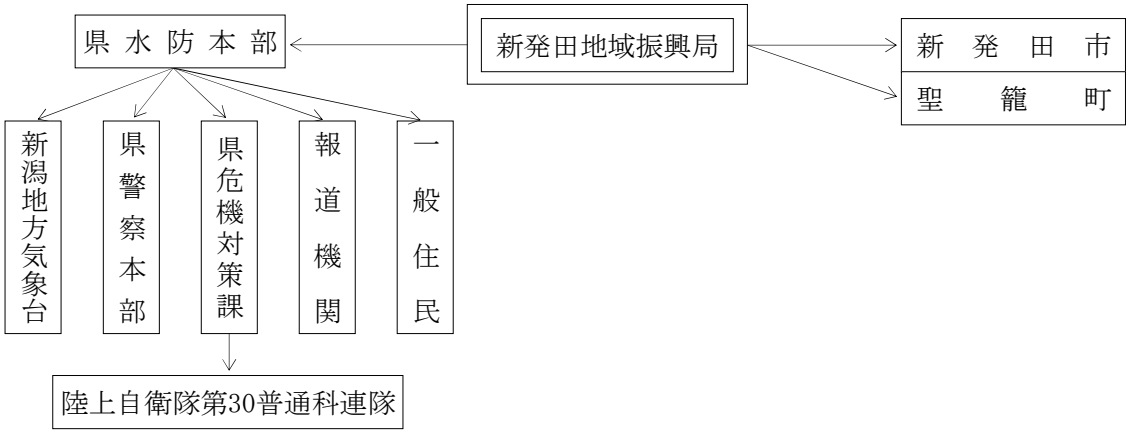

⑥　胎内川（下館）　県

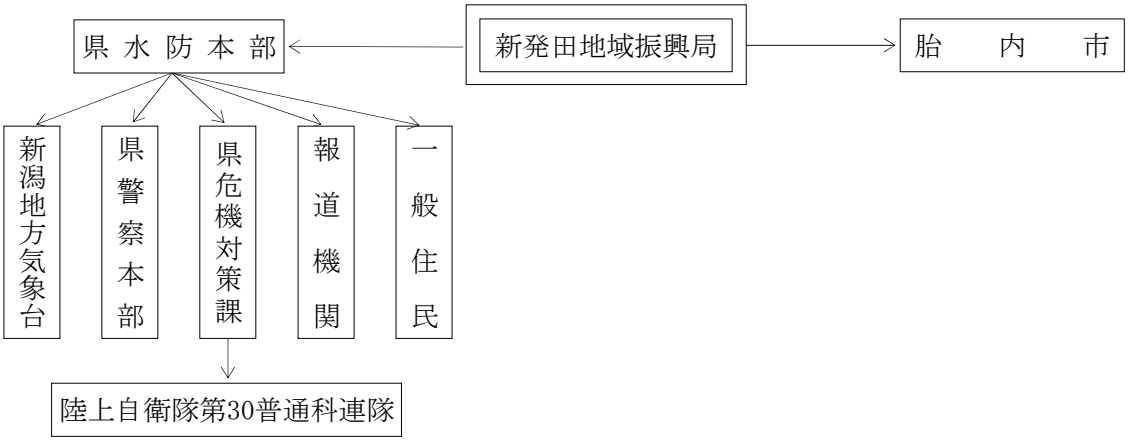

⑦　安野川（大室、金田町）　県

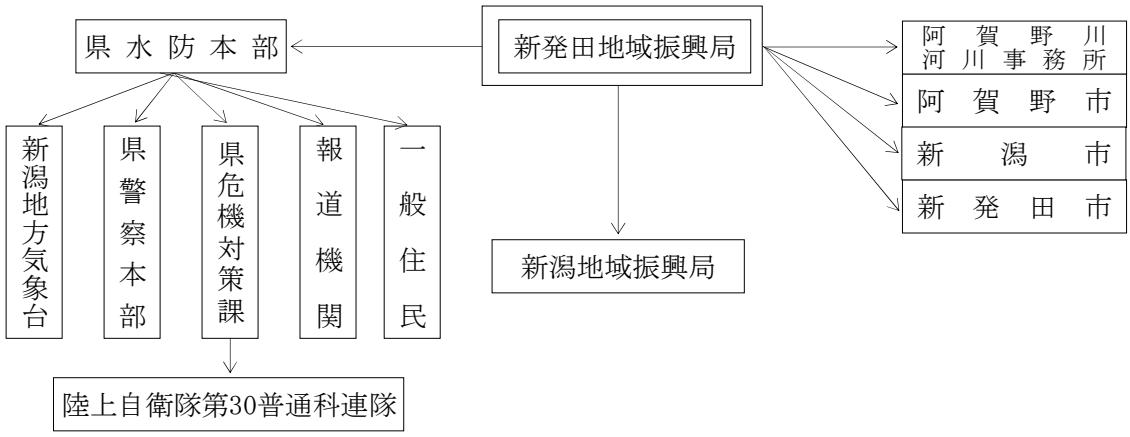

⑧　阿賀野川（津川）　県

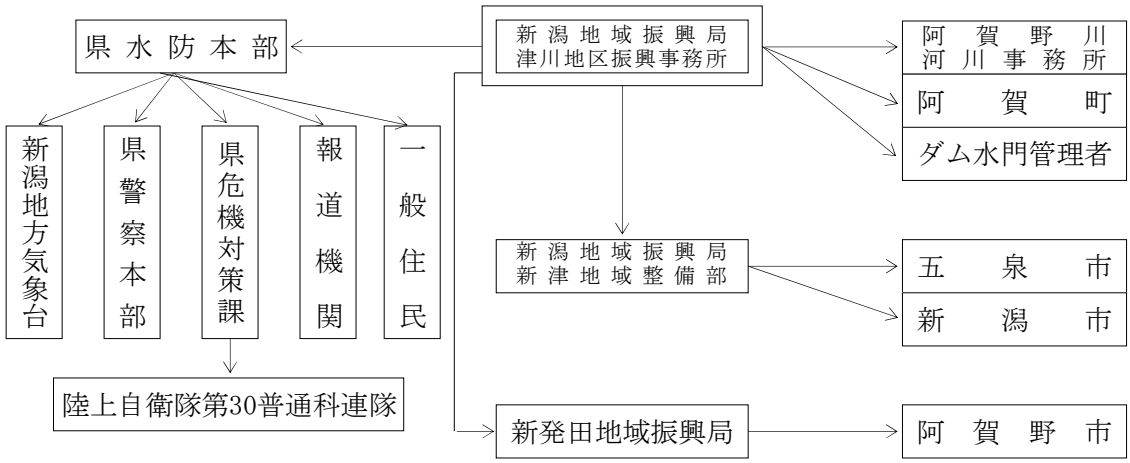

⑨　早出川（善願）　国土交通省

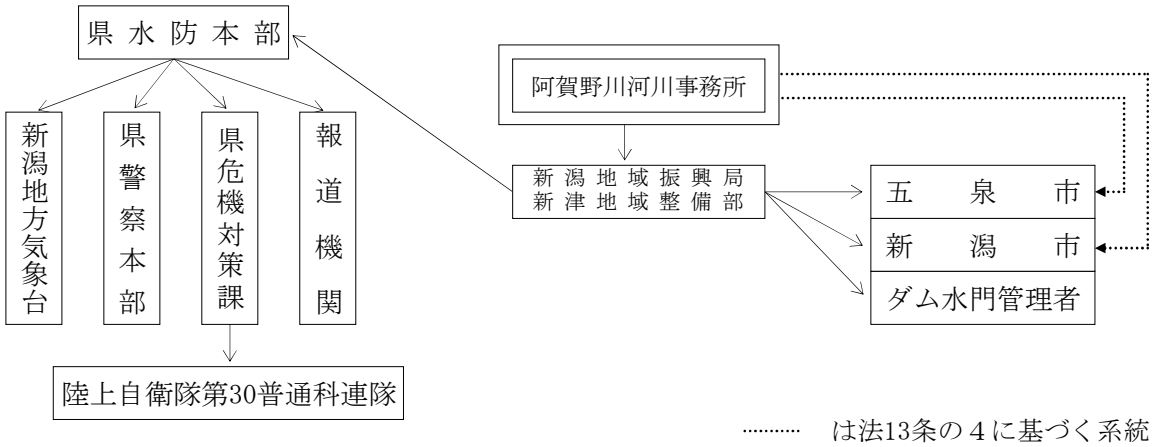

⑩　早出川（不動堂）　県

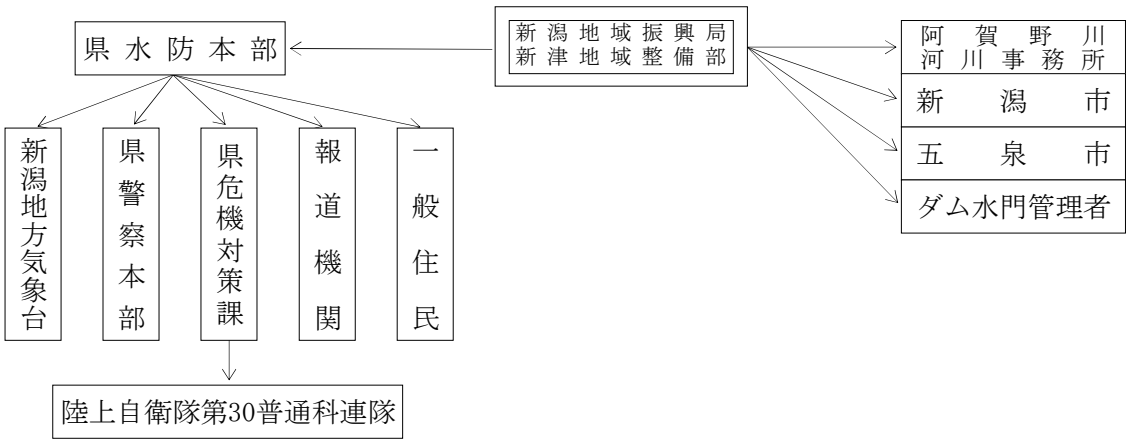

⑪　能代川（北上）　県

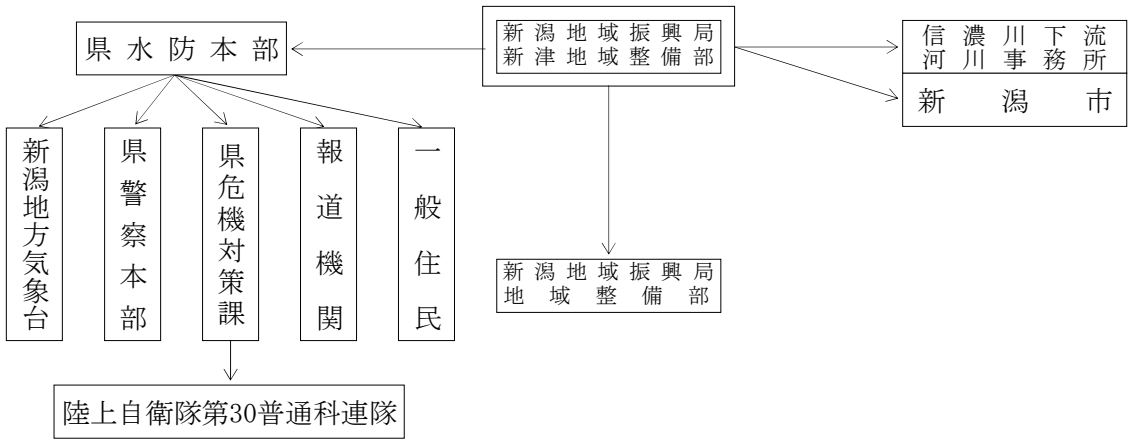

⑫　能代川（千原）　県

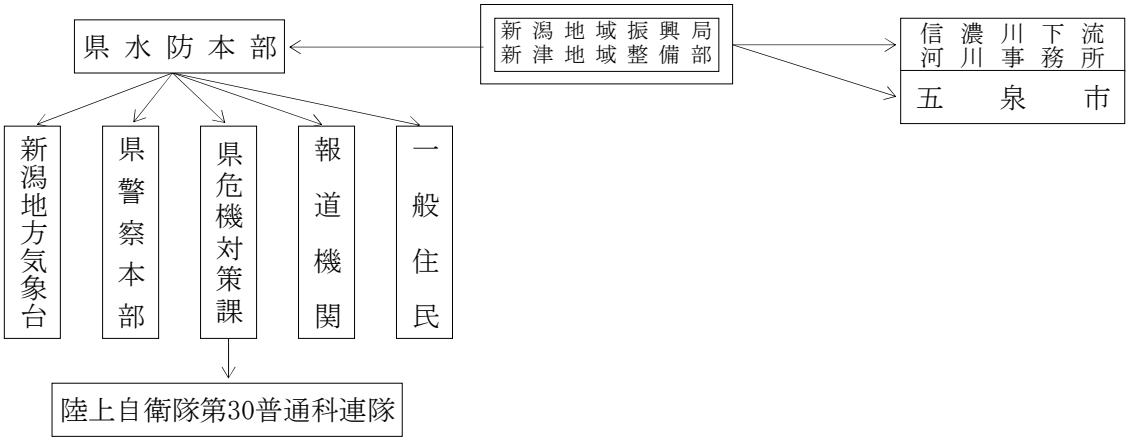

⑬　常浪川（常浪、広瀬）　県

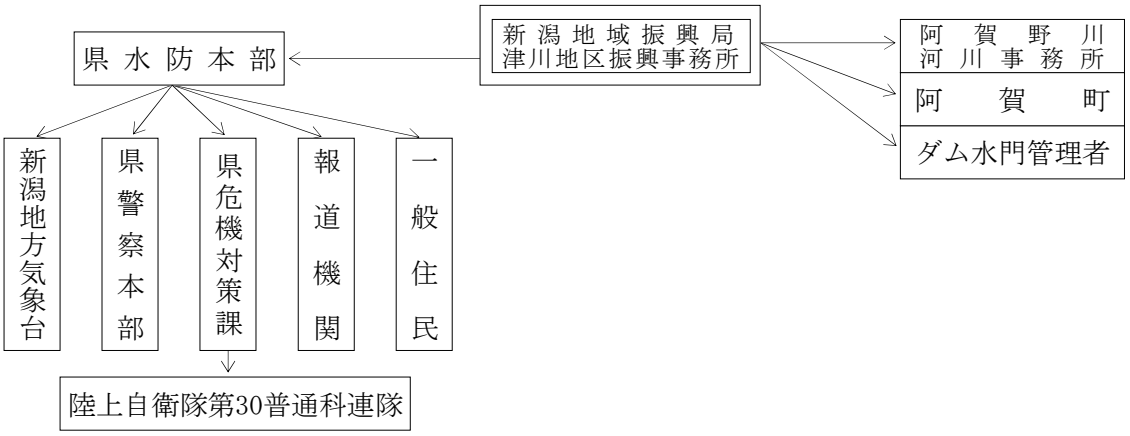

⑭　小阿賀野川（寿橋）　県

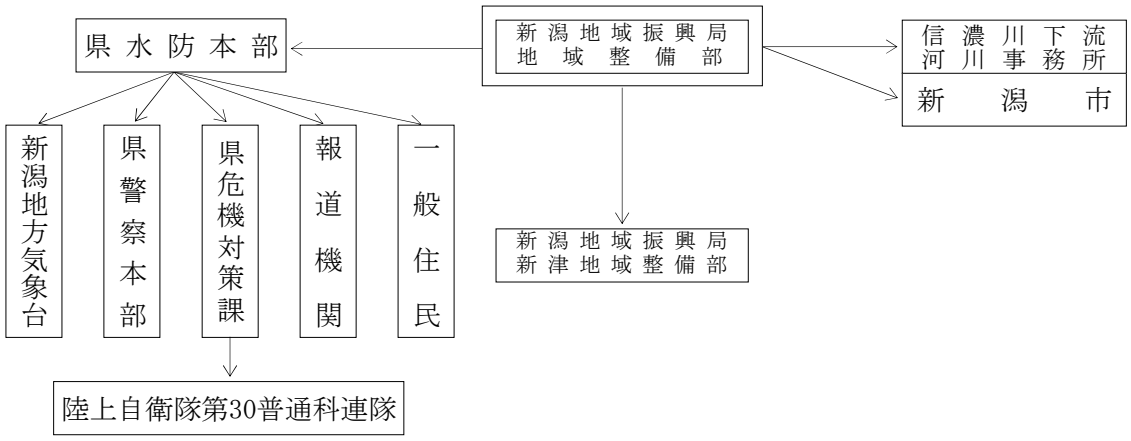

⑮　五十嵐川（荒沢、滝谷、渡瀬橋）　県

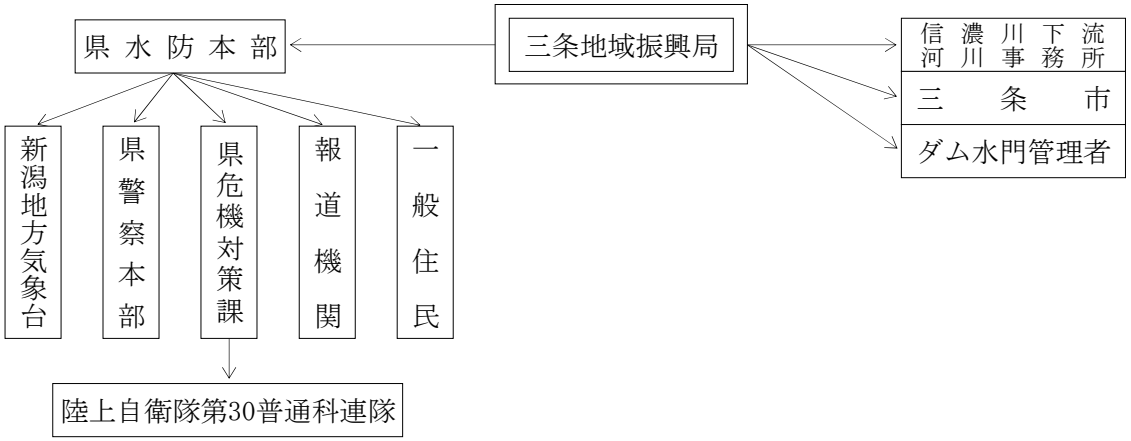

⑯　加茂川（黒水、昭和橋）　県

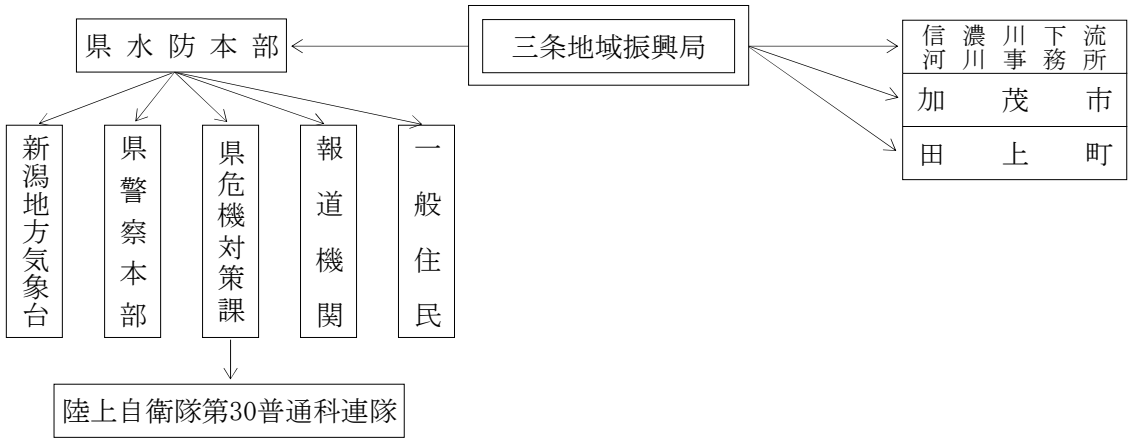

⑰　下条川（長福寺、小橋）　県

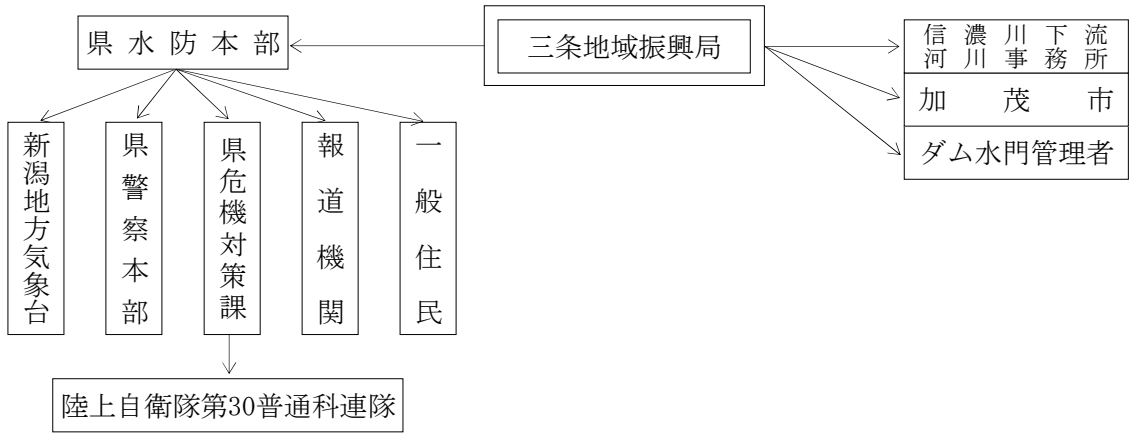

⑱　刈谷田川（栃尾、本明、大堰）　県

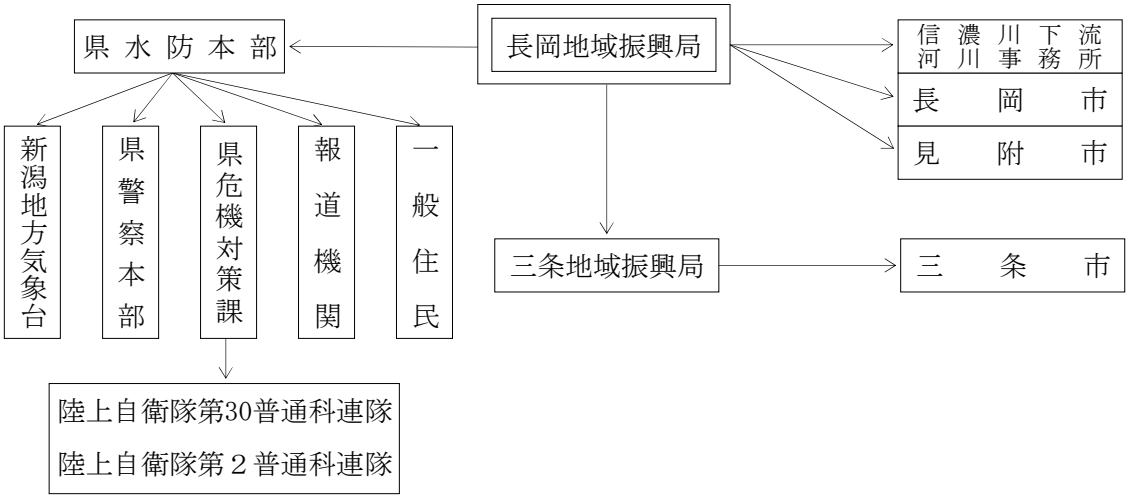

⑲　渋海川（飯塚）　県

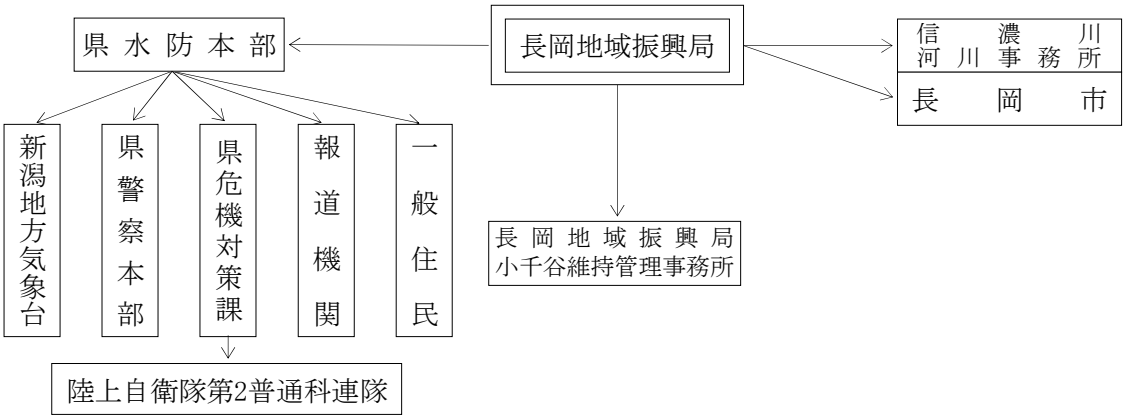

⑳　栖吉川（長倉、地蔵）　県

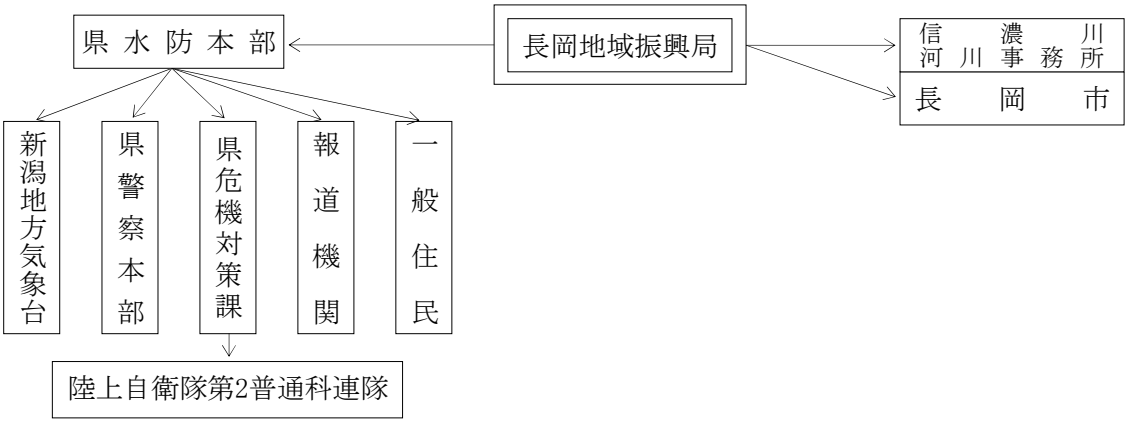

㉑　猿橋川（大黒）　県

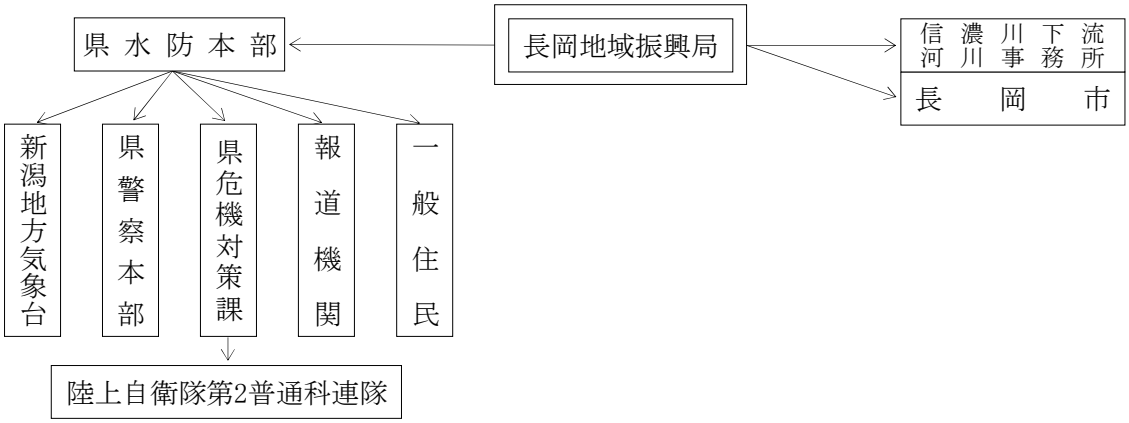

㉒　太田川（宮内）　県

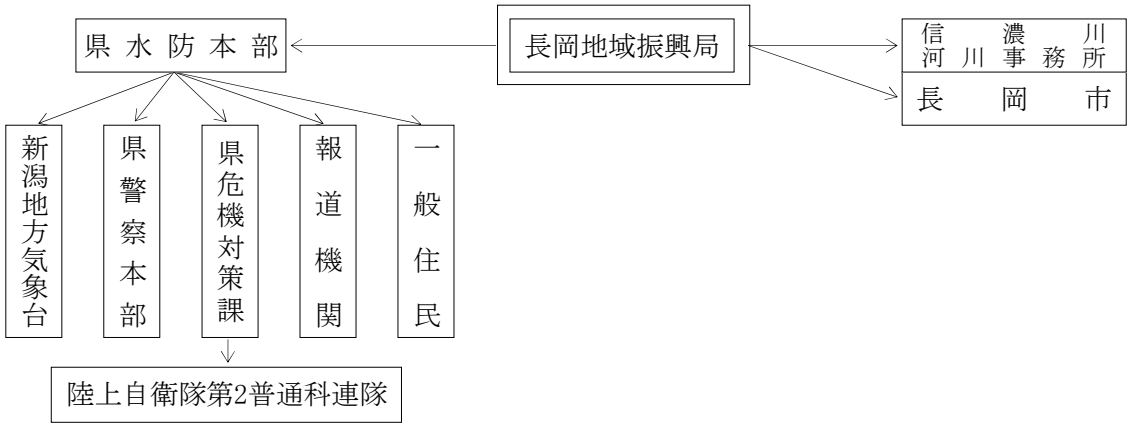

㉓　黒川（広野）　県

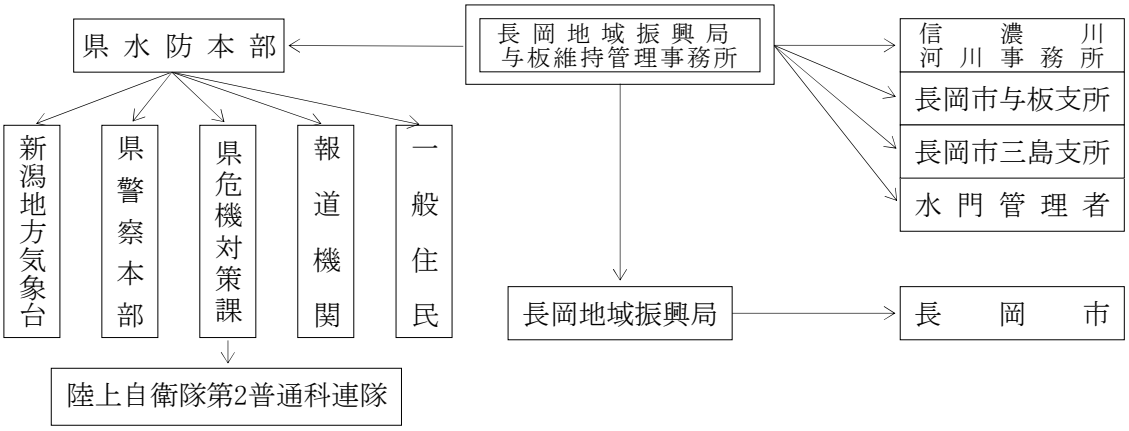

㉔　破間川（今泉）　県

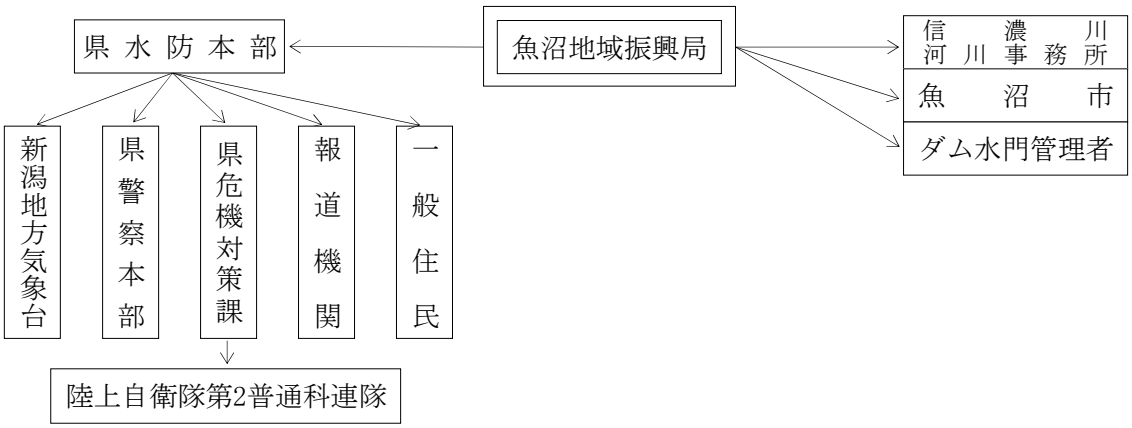

㉕　佐梨川（佐梨）　県

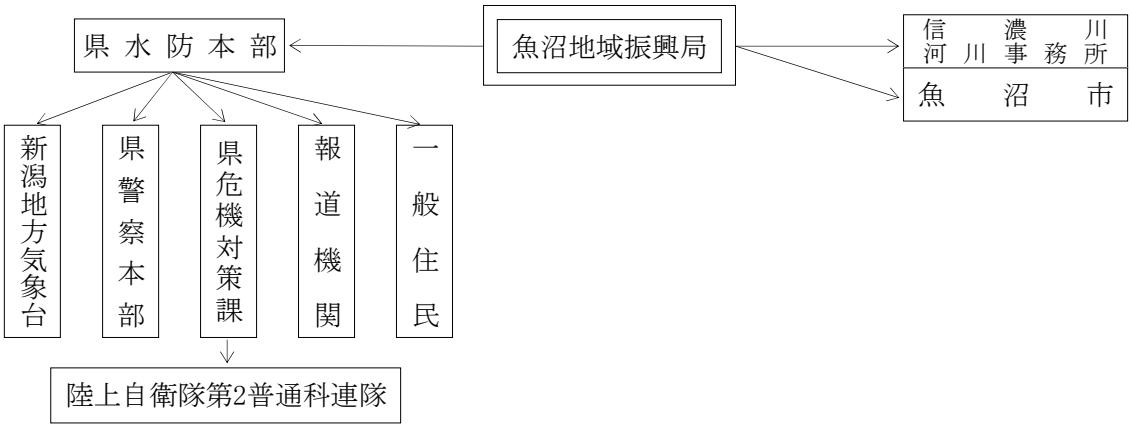

㉖　魚野川（中之島）　県

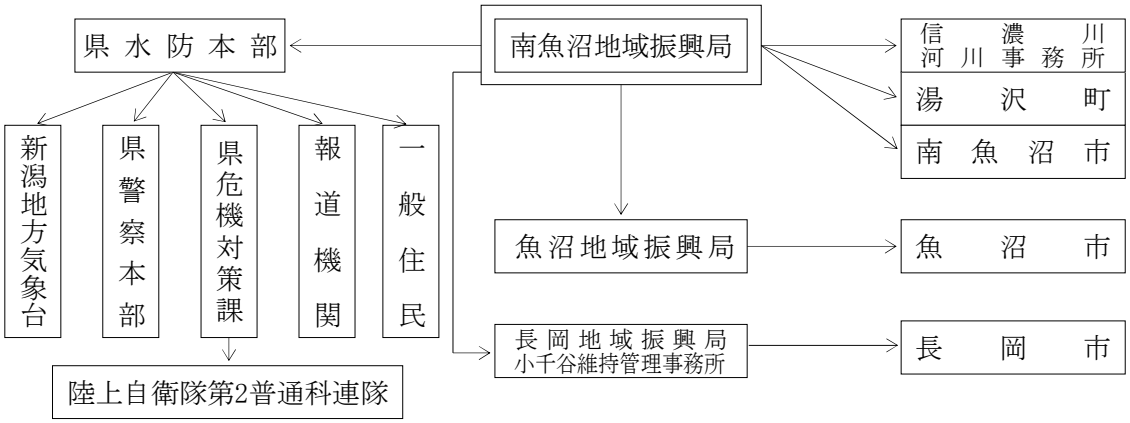

㉗　三国川（三国川）　県

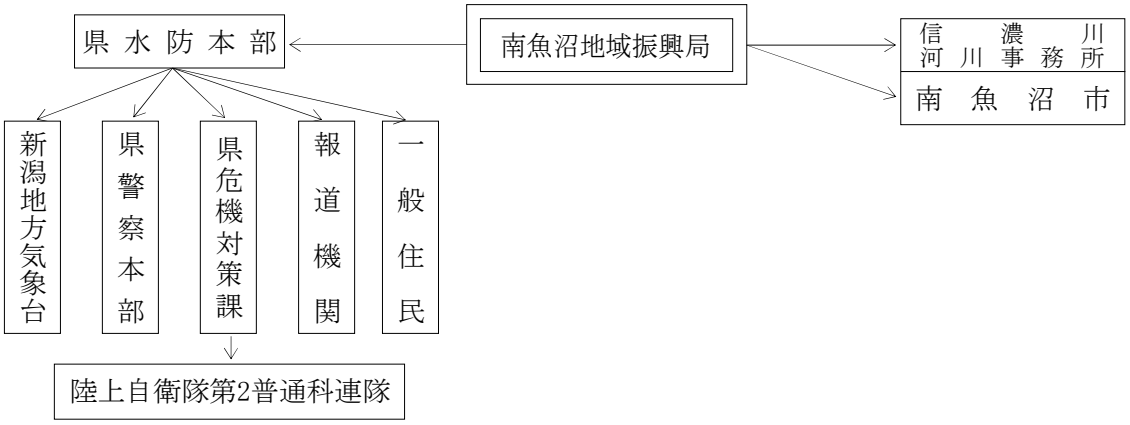

㉘　鯖石川（加納、天保橋）　県

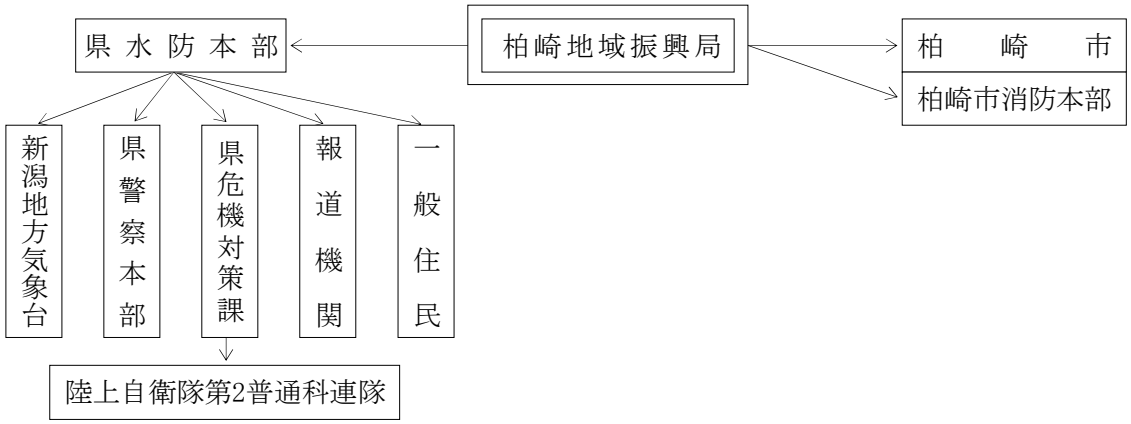

㉙　鵜川（宮之窪）　県

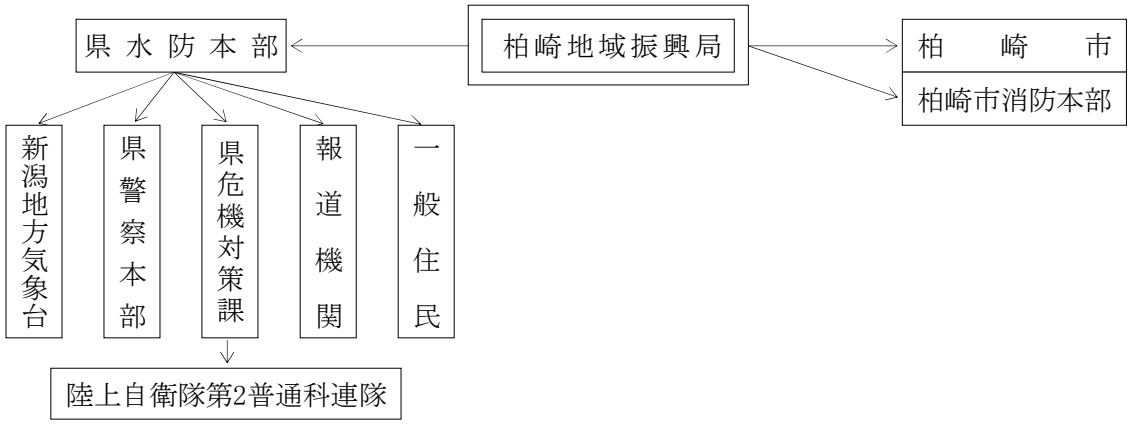

㉚　別山川（栄橋）　県

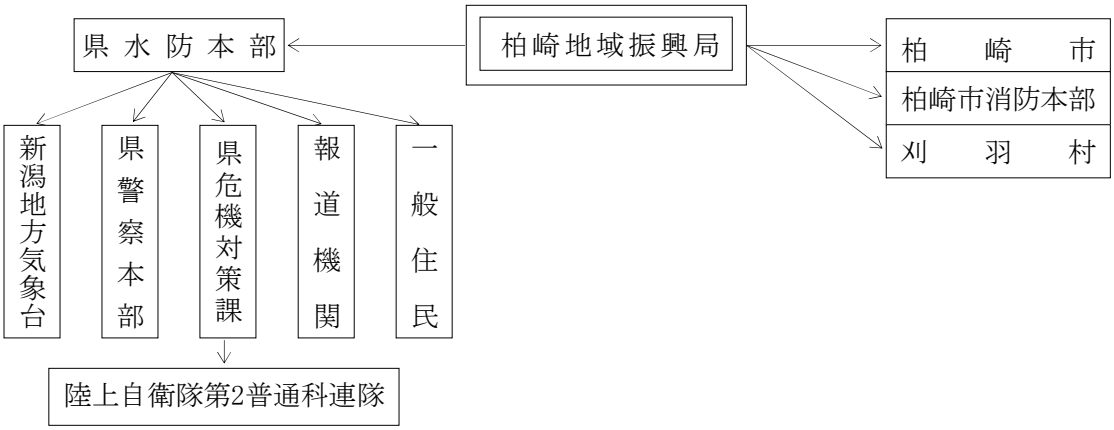

㉛　保倉川（顕聖寺）　県

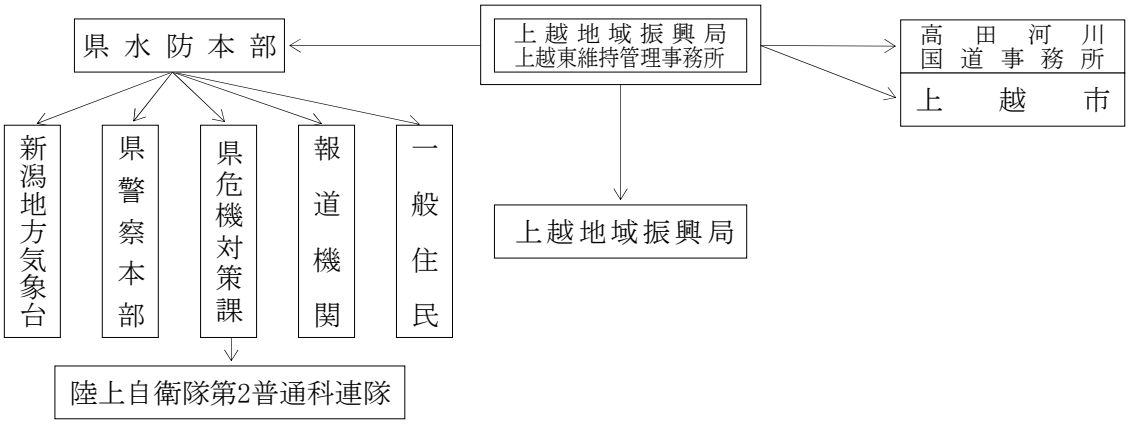

㉜　保倉川（遊水池外水位）　県

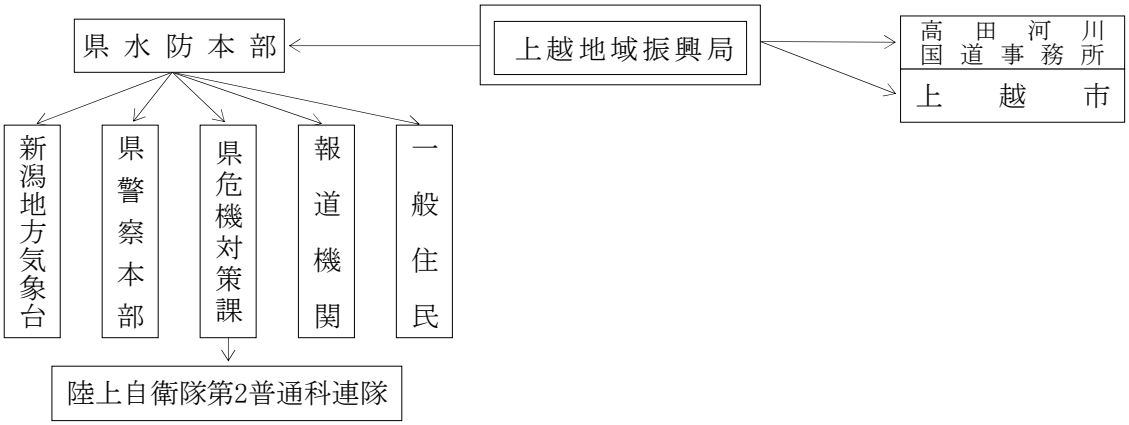

㉝　保倉川（佐内）　国土交通省

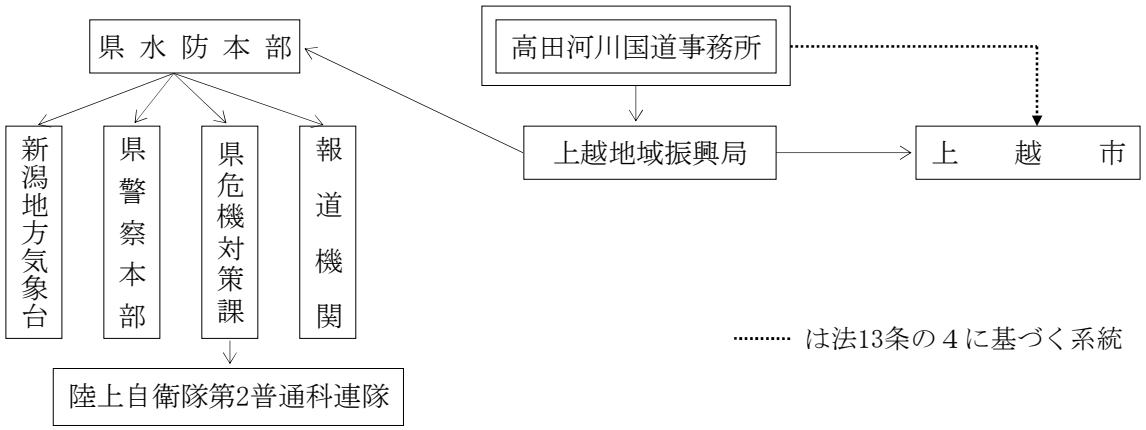

㉞　関川（二子島）　県

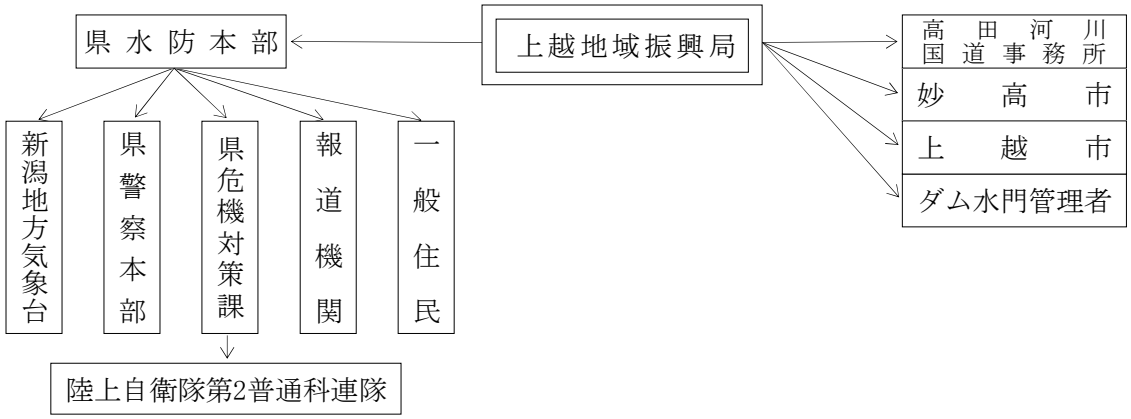

㉟　矢代川（石塚、石沢）　県

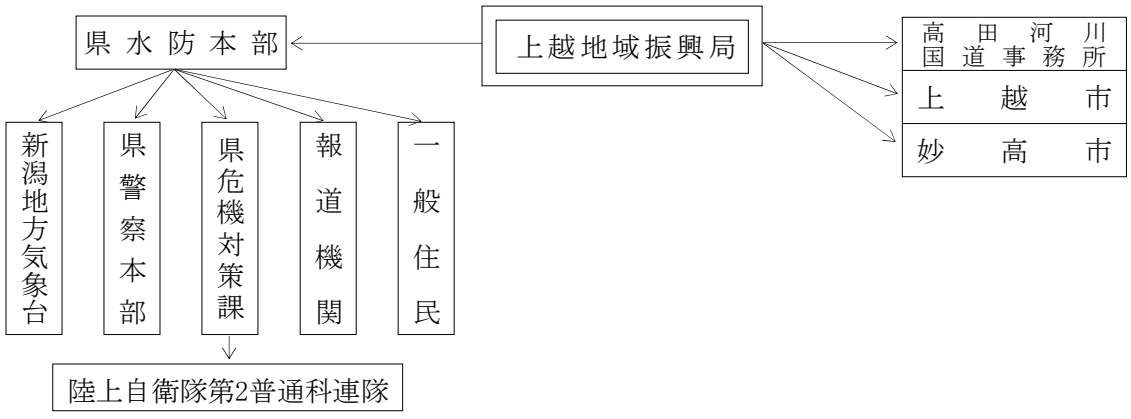

㊱　柿崎川（角取）　県

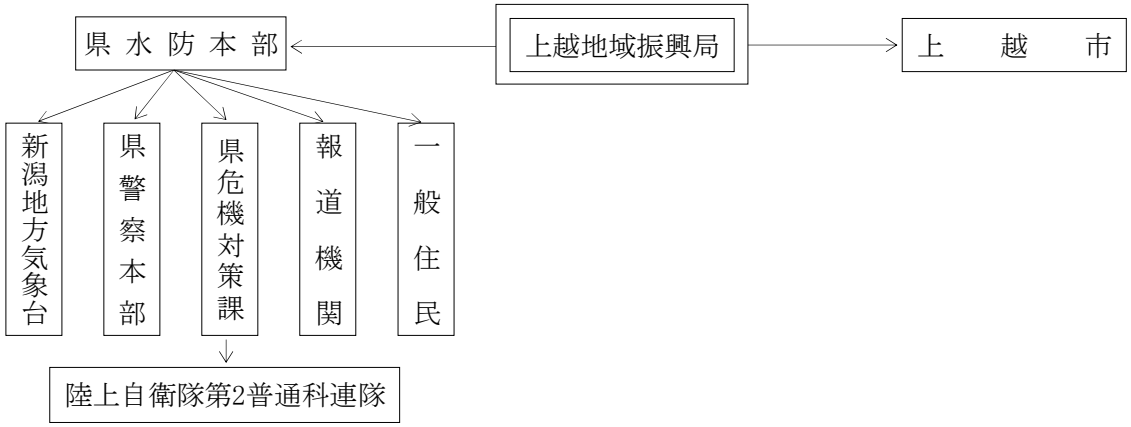

㊲　正善寺川（藤新田）　県

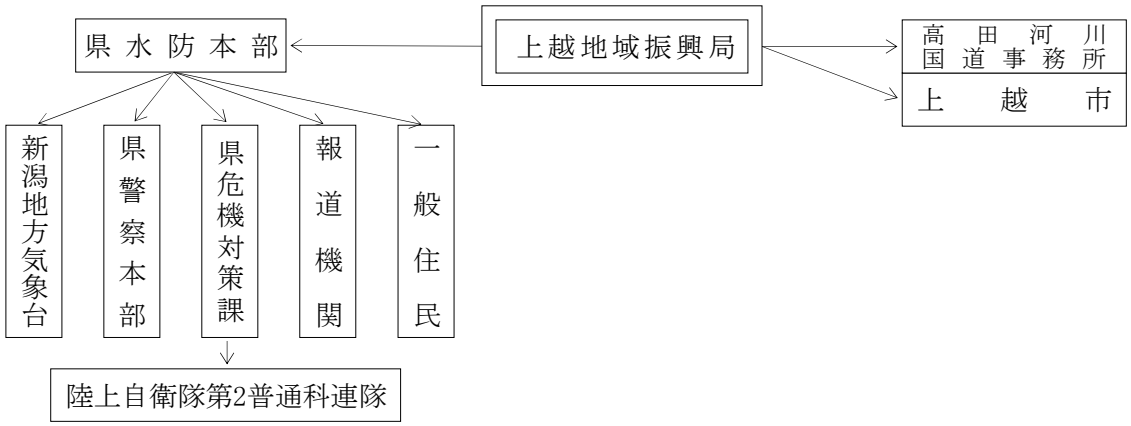

㊳　渋江川（渋江川）　県

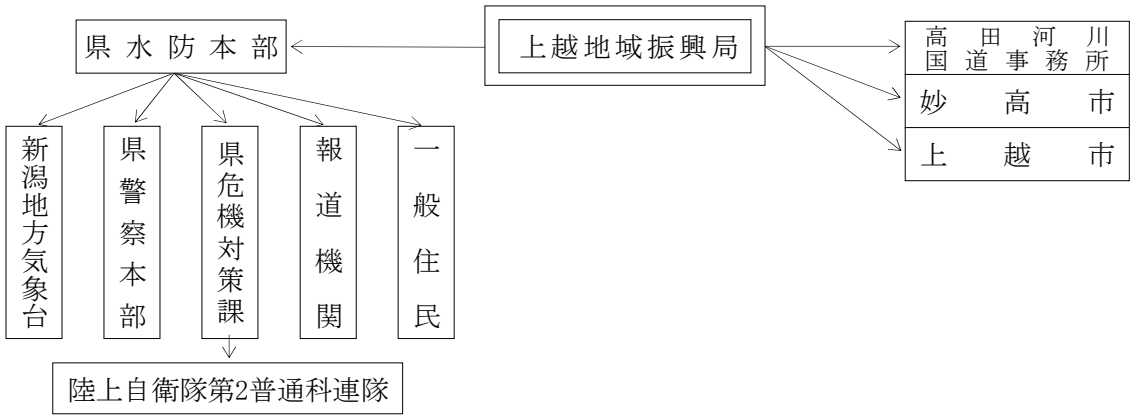

㊴　姫川（大前）　県

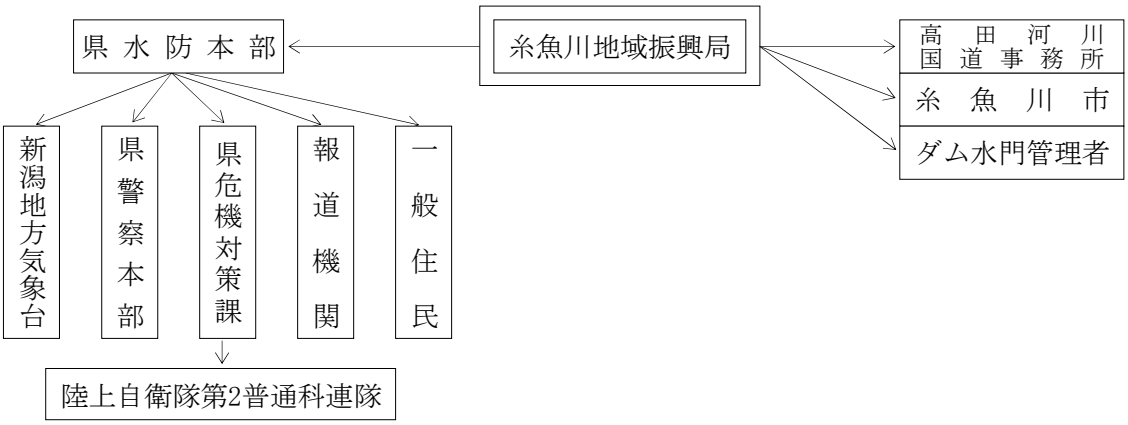

㊵　国府川（八幡）　県

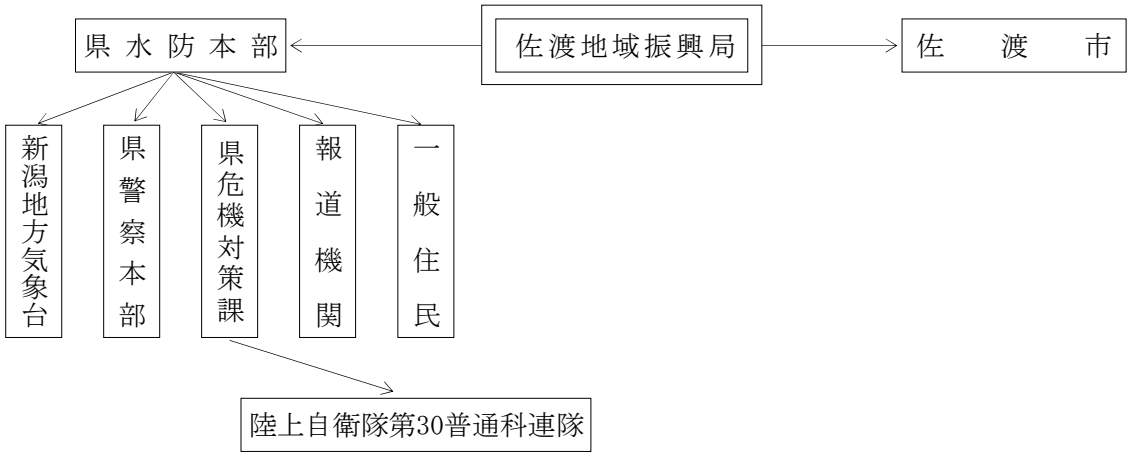

㊶　羽茂川（羽茂）　県

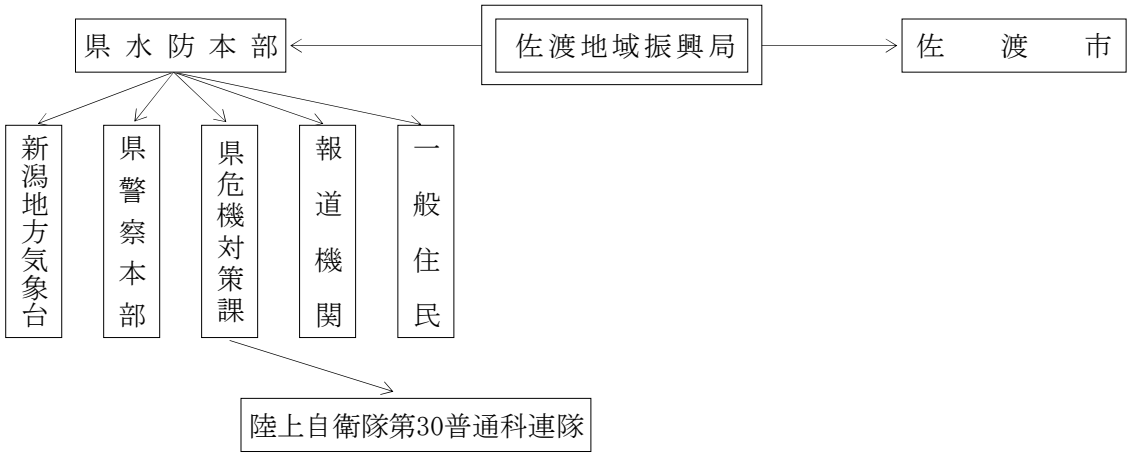

(4) 水位情報の周知の範囲

1　**国土交通大臣**が水位情報の周知を行う河川は２河川で、次の区域とする。

河川名	観測所	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	区域
早出川（支川）	善願	15.10	左岸　五泉市赤海字下島1053番の３地先の善願橋 右岸　五泉市赤海字善願2892番地先の善願橋 から阿賀野川合流点まで

河川名	観測所	避難判断水位（洪水特別警戒水位）	区域
保倉川（支川）	佐内	4.67	左岸　上越市大字春日新田字桐ノ木２８５５番の２地先 右岸　上越市頸城区西福島字古城４の丁２７６番地先 から関川合流点まで

2　**新潟県知事**が水位情報の周知を行う河川は３７河川で、次の区域とする。

河川名	観測所	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	区域
三面川	宮ノ下	13.39	左岸　村上市岩崩三面堰堤から村上市久保多町まで 右岸　村上市岩崩三面堰堤から村上市久保多町まで
	泉町	6.70	左岸　村上市久保多町 右岸　村上市久保多町 から海まで
荒川	鷹ノ巣	52.55	左岸　山形県界から新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の１まで 右岸　山形県界から新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先まで
高根川	早稲田	39.73	左岸　村上市関口地先 右岸　村上市関口地先 から三面川合流点まで
門前川	山辺里	11.46	左岸　村上市門前地先 右岸　村上市門前地先 から三面川合流点まで
加治川	岡田	16.18	左岸　新発田市大槻（小戸橋）右岸　新発田市小戸 から 左岸　新発田市島潟（姫田川合流点）右岸　新発田市三日市 まで
	小松	13.43	左岸　新発田市島潟 右岸　新発田市三日市 （姫田川合流点）から　海　まで
胎内川	下館	45.96	左岸　胎内市熱田坂字上川原682-7 右岸　胎内市下荒沢字胎内山国有林25林班少林班 から海まで

河川名	観測所	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	区域
安野川	大室	12.79	左岸　阿賀野市大室 右岸　阿賀野市大室 から 左岸　阿賀野市里 右岸　阿賀野市里 （大荒川合流点） まで
	金田町	8.40	左岸　阿賀野市里 右岸　阿賀野市里 （大荒川合流点） から阿賀野川合流点まで
能代川	北上	7.50	左岸　五泉市上戸倉 右岸　五泉市上戸倉 から小阿賀野川合流点まで
	千原	12.50	
早出川	不動堂	36.35	左岸　五泉市小面谷から五泉市赤海字下島1053番の３地先の善願橋まで 右岸　五泉市小面谷から五泉市赤海字善願2892番地先の善願橋まで
常浪川	常浪	59.90	左岸　柴倉川合流点から阿賀野川合流点まで 右岸　柴倉川合流点から阿賀野川合流点まで
	広瀬	108.55	左岸　阿賀町神谷字手取甲1586地先から柴倉川合流点まで 右岸　阿賀町神谷字手取甲1395地先から柴倉川合流点まで
阿賀野川	津川	52.55	左岸　福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸　福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで
小阿賀野川	寿橋	5.50	左岸　新潟市秋葉区満願寺地先 右岸　新潟市江南区沢海三丁目地先 から信濃川合流点まで
五十嵐川	荒沢	62.71	左岸　三条市大字大谷から三条市大字滝谷まで 右岸　三条市大字大谷から三条市大字滝谷まで
	滝谷	27.32	左岸　三条市大字滝谷から三条市大字大下浦まで 右岸　三条市大字滝谷から三条市大字篭場まで
	渡瀬橋	14.23	左岸　三条市大字大下浦 右岸　三条市大字篭場 から信濃川合流点まで
加茂川	黒水	42.50	左岸　加茂市大字黒水字中区 右岸　加茂市大字黒水字東区 から加茂市狭口地先
	昭和橋	13.70	左岸　加茂市狭口地先 右岸　加茂市狭口地先 から信濃川合流点まで

河川名	観測所	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	区域
下条川	長福寺	13.54	左岸　加茂市大字下条加茂大平川合流 右岸　加茂市大字下条加茂大平川合流 から加茂市大字下条（大堰）
	小橋	10.61	左岸　加茂市大字下条（大堰） 右岸　加茂市大字下条（大堰） から信濃川合流点まで
刈谷田川	栃尾	52.12	左岸　長岡市栃尾から長岡市鴉ヶ島水島橋まで 右岸　長岡市栃尾から長岡市水沢水島橋まで
	本明	26.87	左岸　長岡市鴉ヶ島水島橋から長岡市中之島見附大橋まで 右岸　長岡市水沢水島橋から見附市傍所町見附大橋まで
	大堰	20.00	左岸　長岡市中之島 右岸　見附市傍所町 （見附大橋）から信濃川合流点まで
渋海川	飯塚	37.14	左岸　長岡市東谷谷内田 右岸　長岡市東谷川久保 の東谷川合流点から信濃川合流点まで
栖吉川	長倉	27.59	左岸　長岡市御山町三貫橋から長岡市長倉町久保田橋まで 右岸　長岡市御山町三貫橋から長岡市長倉町久保田橋まで
	地蔵	21.17	左岸　長岡市長倉町久保田橋 右岸　長岡市長倉町久保田橋 から信濃川合流点まで
猿橋川	大黒	16.66	左岸　長岡市成願寺町1744-125地先 右岸　長岡市乙吉町1744-36地先 から信濃川合流点まで
太田川	宮内	24.11	左岸　長岡市村松町1－1地先から長岡市左近町字中島791番の１地先まで 右岸　長岡市横枕町40－1地先から長岡市左近町字中島791番の１地先まで
黒川	広野	17.30	左岸　長岡市大字鳥越字長楽157-3地先 右岸　長岡市雲出町字井戸田959-1地先 から信濃川合流点まで
破間川	今泉	104.00	左岸　魚沼市須川1034-2地先 右岸　魚沼市田中607番地 から魚野川合流点まで
佐梨川	佐梨	95.06	左岸　魚沼市葎沢地先 右岸　魚沼市葎沢地先 から魚野川合流点まで

河川名	観測所	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	区域
魚野川	中之島	182.60	左岸　南魚沼郡湯沢町地内毛渡沢合流点から南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）まで 右岸　南魚沼郡湯沢町地内毛渡沢合流点から南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）まで
三国川	三国川	204.58	左岸　南魚沼市畔地新田字西タオリ381番地先桑ノ木沢合流点 右岸　南魚沼市入山国有林地先桑ノ木沢合流点 から魚野川合流点まで
鯖石川	加納	20.13	左岸　柏崎市大字石曾根（山根橋）から長鳥川合流点まで 右岸　柏崎市大字山室（山根橋）から長鳥川合流点まで
	天保橋	7.45	左岸　長鳥川合流点　から海まで 右岸　長鳥川合流点　から海まで
鵜川	宮之窪	10.95	左岸　柏崎市野田字二夕木4553-2 右岸　柏崎市野田字湯之淵475 から海まで
別山川	栄橋	13.26	左岸　柏崎市西山町黒部 右岸　柏崎市西山町長峰 から鯖石川合流点まで
保倉川	顕聖寺	27.48	左岸　上越市浦川原区虫川小黒川合流点から上越市三和区末野新田（一般国道253号保倉川橋上流端）まで 右岸　上越市浦川原区虫川小黒川合流点から上越市浦川原区飯室（一般国道253号保倉川橋上流端）まで
	遊水池外水位	8.38	左岸　上越市三和区末野新田（一般国道253号保倉川橋上流端）から上越市大字春日新田字桐ノ木2855番の2地先まで 右岸　上越市浦川原区飯室（一般国道253号保倉川橋上流端）から上越市頸城区西福島字古城4の丁276番地先まで
関川	二子島	51.95	左岸　妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田1572番の2地先まで 右岸　妙高市馬場川合流点から上越市新長者原字上川原1217番地先まで
矢代川	石塚	60.00	左岸　妙高市大字窪松原字稲場1413番1から妙高市下十日市字東古町143番 右岸　妙高市大字窪松原字中川原1432番2から妙高市柳井田字南浦1373番6
	石沢	16.37	左岸　妙高市下十日市字東古町143番 右岸　妙高市柳井田字南浦1373番6 から関川合流点まで
柿崎川	角取	4.21	左岸　上越市柿崎区松留字外川地1305-2番地 右岸　上越市柿崎区上中山字池ノ尻1545番地 から海まで

河川名	観測所	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	区域
正善寺川	藤新田	9.57	左岸　上越市大字岩木地先市道岩木橋下流 右岸　上越市大字山屋敷町地先市道岩木橋下流 から関川合流点まで
渋江川	渋江川	69.19	左岸　妙高市渋江町1-17地先十三川合流点 右岸　妙高市小出雲2-16-21地先十三川合流点 から関川合流点まで
姫川	大前	120.10	左岸　長野県界から糸魚川市大字西川原字川内山963番の１地先まで 右岸　長野県界から糸魚川市大字根小屋字中カマチド37番の１地先まで
国府川	八幡	4.01	左岸　佐渡市新穂長畝（島） 右岸　佐渡市大和 地持院川合流点から海まで
羽茂川	羽茂	14.90	左岸　佐渡市羽茂飯岡 右岸　佐渡市羽茂飯岡 から海まで

水位周知・水防警報の例示

【警戒レベル４相当情報［洪水］】

河川名	○○川
(観測局)	○○
警戒レベル	4

通知	内　容	種　　類		号数
○	水位周知	○○川	氾濫危険情報	第　号
○	水防警報	○○観測所　出動	区間：○○ ～ ○○	第　号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 発表

○○地域振興局長

No.	内容				
	基準水位(流量)観測所	○○観測所			
	堤防天端(流量)	m	m	m	
	氾濫危険水位 ※1(流量)	m	m	m	
	避難判断水位 ※2(流量)	m	m	m	
	氾濫注意水位 ※3(流量)	m	m	m	
	水防団待機水位 ※4(流量)	m	m	m	

1	雨量情報	累計雨量	[○○]	観測所では、	○ 日	○ 時	○ 分現在で	○ mmに達しました。				
		時間雨量	[○○]	観測所では、	○ 日	○ 時～	○ 時の1時間で、	○ mmを観測しました。				
		現在は、	強い雨が降り続いています。									
2	水位情報	現在の水位(流量)	[○○]	観測所では、	○ 日	○ 時	○ 分現在で	○ m (m^3/s) です。				
				氾濫危険水位となり			堤防天端まであと	○ mです。				
				現在は、上昇中です。			水位変動量は1時間あたり	○ m程度です。				
			[ ]	観測所では、	日	時	分現在で	m (m^3/s)				
							堤防天端まであと	mです。				
				現在は、			水位変動量は1時間あたり	m程度です。				
			[ ]	観測所では、	日	時	分現在で	m (m^3/s)				
							堤防天端まであと	mです。				
				現在は、			水位変動量は1時間あたり	m程度です。				
3	水防機関伝達	水防機関は、	出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒して下さい。									
4	ダム情報	[○○] ダムは、	○ 日	○ 時	○ 分に	洪水警戒体制を継続中です						
		[○○] ダムは、	○ 日	○ 時	○ 分に	洪水調節を開始しました。						
5	堤防等情報	堤防は、	一部箇所 で 漏水	する恐れがあります。								
		地先名は、次のとおりです。	地先名									
6	避難勧告等支援情報	堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。避難情報発令の目安となる水位を超過していますので、避難情報の発令を検討してください。										
		避難自由記入										

伝達確認											
通知先	河川事務所	○○市									河川管理課
電話番号											025-280-5414
通報者											
受報者											
通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

〔問い合わせ先〕

○○市○○地内の避難情報：	○○市○○課	○○○○-○○-○○○○
河川情報：	○○地域振興局地域整備部治水課	○○○○-○○-○○○○

〔警戒レベル〕

レベル		水位	内容
5		氾濫発生	氾濫への警戒を求める段階
4	※1	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
3	※2	避難判断水位	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
2	※3	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫の発生に対する注意を求める段階 水防団が、出動する目安となる水位です。
1	※4	水防団待機水位 (通報水位)	水防団が体制を整える段階

〔ダムのただし書き操作〕

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

3－1　指定水位観測所一覧表

河川名	観測所名	通報略号	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位 通報水位（流量）	氾濫注意水位 警戒水位（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	氾濫発生水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標の○点高	水位の公表
			郡市	町村区	大字									期日	水位			
三面川	宮ノ下		村上		宮ノ下	16.30	村上地域振興局長	10.39	11.39	13.09	13.39	－	職員	R４．8．3	13.19	ﾃﾚﾒｰﾀ	8.380	10分間
〃	泉町	ムラ	〃		泉町	8.26	〃	4.57	5.37	6.50	6.70	－	〃	S15．7.20	8.50	〃	−0.050	〃
門前川	山辺里		〃		山辺里	12.70	〃	9.60	10.20	10.86	11.46	－	〃	S42．8.29	12.50	〃	9.000	〃
高根川	早稲田	セキ	〃		早稲田	41.50	〃	37.85	38.40	39.15	39.73	－	〃	S15．7.12	40.47	〃	37.040	〃
荒川	鷹ノ巣		岩船	関川	鷹ノ巣	53.60	〃	48.60	49.53	51.15	52.55	－	〃	R４．8．3	53.09	〃	0.000	〃
〃	上関		〃	〃	上関	10.94	国土交通省	3.60	4.30	6.60	7.40	9.03		R４．8．3	6.06	〃	30.510	〃
〃	葛籠山		村上		葛籠山	10.14	〃	3.00	3.70	6.40	6.90	8.99		R４．8．4	6.88	〃	3.160	〃
胎内川	下館		胎内		下館	47.30	新発田地域振興局長	43.90	44.50	45.10	45.96	－	職員			〃	2.000	〃
安野川	大室		阿賀野		大室	14.69	〃	11.64	12.03	12.28	12.79	－	〃	H23．7.28	13.73	〃		〃
〃	金田町		〃		金田町	10.13	〃	6.27	7.21	7.48	8.40	－	〃	H23．7.28	8.95	〃		〃
加治川	岡田		新発田		岡田	17.37	〃	13.80	14.30	15.30	16.18	－	〃	H17．6.28	16.28	〃	10.000	〃
〃	小松		〃		小松	15.60	〃	11.00	11.94	13.01	13.43	－	〃	S53．6.27	12.33	〃	9.600	〃
早出川	善願		五泉		善願	17.60	国土交通省	12.80	14.00	14.50	15.10	16.24		S42．8.29	16.72	〃	0.000	〃
〃	不動堂		〃		不動堂	40.51	新潟地域振興局長	33.97	35.35	35.66	36.35	－	職員	H23．7.30	35.78	〃		〃
能代川	北上		新潟	秋葉	北上	10.06	〃	3.50	5.25	6.93	7.50	－	〃	H23．7 30	6.55	〃	1.000	〃
〃	千原		五泉		千原	14.80	〃	10.51	11.23	11.64	12.50	－	〃	H23．7 30	13.13	〃	9.380	〃
常浪川	常浪		東蒲原	阿賀	天満	61.05	〃	57.90	58.40	58.80	59.90	－	〃	S45．7.18	61.90	〃	0.000	〃
〃	広瀬		〃	〃	広谷	111.67	〃	106.95	107.65	108.05	108.55	－	〃	H23．7.29	109.11	〃	0.000	〃
阿賀野川	津川	ツカ	東蒲原	〃	津川	55.45	〃	50.00	50.70	52.10	52.55	－	〃	T 2．8.28	56.94	〃	0.000	〃
〃	馬下	マオ	五泉		馬下	26.37	国土交通省	19.65	20.15	22.00	22.80	24.48		S33．9.18	24.80	〃	0.000	〃
〃	満願寺	マン	新潟	秋葉	満願寺	12.30	〃	5.80	6.50	8.20	9.00	9.82		S31．7.17	9.38	〃	0.000	〃
小阿賀野川	寿橋		〃	江南	二本木	8.07	新潟地域振興局長	2.60	3.70	5.10	5.50	－	職員			〃	0.000	〃
中ノ口川	道金		燕		道金	11.80	三条地域振興局長	7.50	7.80	8.10	8.40	9.35	〃	H16．7.13	9.42	〃	4.000	〃
〃	白根橋		新潟	南	白根	7.62	新潟地域振興局長	3.80	4.10	5.30	5.69	6.75	〃	H16．7.13	6.62	〃	−0.747	〃

河川名	観測所名	通報略号	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位（通報水位）（流量）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標の○点高	水位の公表
			郡市	町村区	大字									期日	水位			
新川	新川		新潟	西蒲	升岡新田	2.26	新潟地域振興局長	0.90	1.10			−	職員			ﾃﾚﾒｰﾀ		10分間
加茂川	黒水		加茂		黒水	43.24	三条地域振興局長	40.77	41.47	41.90	42.50	−	〃	S56. 8.23	43.09	〃	39.770	〃
加茂川	昭和橋		加茂		八幡	15.91	〃	11.20	12.10	12.60	13.70	−	〃			〃		〃
下条川	長福寺		〃		下条	14.80	〃	12.37	12.87	13.15	13.54	−	〃			〃		〃
〃	小橋		〃		〃	11.47	〃	9.00	9.60	10.21	10.61	−	〃			〃		〃
五十嵐川	荒沢	アラ	三条		荒沢	65.61	〃	61.40	61.65	62.23	62.71	−	〃	T15. 7.28	65.25	〃	58.500	〃
〃	滝谷		〃		滝谷	29.17	〃	24.60	25.50	26.89	27.32	−	〃			〃		〃
〃	渡瀬橋		〃		渡瀬橋	16.65	〃	11.30	12.65	13.58	14.23	−	〃			〃		〃
刈谷田川	大堰		見附		上新田町	21.84	長岡地域振興局長	16.72	18.11	19.01	20.00	−	〃	H16. 7.13	20.38	〃	11.100	〃
〃	本明		〃		本明町	28.94	〃	23.36	24.39	26.06	26.87	−	〃			〃		〃
〃	栃尾	トチ	長岡		巻渕	53.59	〃	49.22	49.72	51.28	52.12	−	〃	T15. 7.28	52.41	〃	47.000	〃
渋海川	飯塚		〃		飯塚	39.25	〃	35.36	35.81	36.23	37.14	−	〃	S42. 8.28	37.88	〃	32.000	〃
黒川	広野		〃		与板町広野	19.07	〃	15.70	16.50	16.90	17.30	−	〃	R1.10.13	17.94	〃	12.000	〃
栖吉川	地蔵		〃		川崎	22.88	〃	19.98	20.39	20.72	21.17	−	〃	H10. 8. 4	22.47	〃		〃
〃	長倉		〃		長倉町	28.20	〃	26.34	26.59	27.22	27.59	−	〃			〃		〃
猿橋川	大黒		〃		新組町	17.89	〃	15.75	16.26	16.46	16.66	−	〃			〃		〃
太田川	宮内		〃		平島	27.18	〃	22.84	23.11	23.70	24.11	−	〃	H16. 7.16	23.95	〃		〃
破間川	今泉		魚沼		今泉	106.20	魚沼地域振興局長	101.90	102.50	103.20	104.00	−	〃	H23. 7.30	104.62	〃	100.000	〃
佐梨川	佐梨		〃		佐梨	96.87	〃	93.04	93.88	94.12	95.06	−	〃	H23. 7.30	96.65	〃	91.480	〃
三国川	三国川		南魚沼		深沢	207.79	南魚沼地域振興局長	202.20	203.20	203.70	204.58	−	〃	H17. 8.13	203.54	〃	200.000	〃
魚野川	中之島		〃		中	183.06	〃	181.70	182.10	182.30	182.60	−	〃	H23. 9.21	182.29	〃	180.000	〃
〃	六日町		〃		坂戸	164.11	国土交通省	159.30	160.50	161.10	161.70	162.60		S56. 8.23	163.45	〃	0.000	〃
〃	小出		魚沼		青島	94.17	〃	89.80	90.40	90.80	91.60	93.20		S56. 8.23	93.40	〃	0.000	〃
〃	堀之内		〃		堀之内	87.18	〃	81.50	82.50	83.10	83.70	85.00		H23. 7.30	85.19	〃	0.000	〃
信濃川	割野	オホ	中魚沼	津南	下船渡	208.93	十日町地域振興局長	203.35	203.90	204.58	204.95	205.20	職員	R1.10.13	206.80	〃	200.000	〃
〃	十日町(姿)		十日町		新宮乙	149.06	国土交通省	142.00	142.50	145.00	145.30	146.70		S58. 9.29	145.60	〃	0.000	〃

河川名	観測所名	通報略号	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位（通報水位）（流量）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標の○点高	水位の公表
			郡市	町村区	大字									期日	水位			
信濃川	小千谷	オチ	小千谷		元町	52.07	国土交通省	45.50	46.50	48.50	49.20	52.10		R1.10.13	50.19	ﾃﾚﾒｰﾀ	0.000	10分間
〃	長岡	ナカ	長岡		信濃	26.44	〃	19.00	20.00	23.00	23.80	25.80		S33. 9.18	23.25	〃	0.000	〃
信濃川	大河津		燕		大川津	18.68	〃	12.50	13.40	15.60	16.10	17.70		R1.10.13	17.06	〃	0.000	〃
信濃川（下流）	尾崎		三条		尾崎	14.54	〃	8.20	8.70	9.10	10.20	12.90		H23. 7.30	12.64	〃		〃
〃	荒町		〃		荒町	13.54	〃	8.00	8.50			—		H23. 7.30	12.56	〃		〃
〃	保明新田		南蒲原	田上	保明新田	10.76	〃	5.20	5.60	6.50	8.20	9.60		H23. 7.30	9.82	〃		〃
〃	臼井橋		新潟	南区	掘掛	8.38	〃	3.10	3.40			—		H23. 7.30	6.55	〃		〃
〃	新酒屋		〃	江南区	花ノ牧	7.67	〃	2.50	2.80			—		H23. 7.30	5.14	〃		〃
〃	帝石橋		〃	西区	山田	6.22	〃	1.50	1.80	2.70	3.10	3.80		H23. 7.30	2.93	〃		〃
鯖石川	加納	カノ	柏崎		加納	23.50	柏崎地域振興局長	18.45	18.95	19.29	20.13	—	職員	H17. 6.28	21.51	〃		〃
〃	天保橋		〃		中田	8.90	〃	5.10	5.75	6.42	7.45	—	〃	H17. 6.28	8.94	〃	0.000	〃
鵜川	宮之窪		〃		上条	12.12	〃	9.30	9.80	10.10	10.95	—	〃	H17. 6.28	11.31	〃	0.000	〃
別山川	栄橋		刈羽	刈羽	滝谷新田	14.71	〃	12.35	12.75	12.95	13.26	—	〃	H7. 8.10	14.50	〃		〃
保倉川	佐内		上越	頸城	松本	7.65	国土交通省	—	—	4.67	—	7.06		H 7. 7.12	6.23	〃	-1.148	〃
〃	顕聖寺	クホ	〃	浦川原	有島	28.24	上越地域振興局長	26.05	26.90	27.06	27.48	—	職員	S40. 9.17	28.52	〃	24.000	〃
〃	遊水外水池位		〃		田沢	9.95	〃	5.63	6.96	7.75	8.38	—	〃			〃		〃
柿崎川	角取		〃	柿崎	角取	7.54	〃	2.95	3.60	3.91	4.21	—	〃			〃		〃
関川	二子島	フタ	妙高		西條	53.05	〃	49.44	50.26	51.31	51.95	—	〃	S60. 7. 8	2.77	〃	46.000	〃
〃	高田		上越		北城町一丁目	8.60	国土交通省	3.18	3.78	5.05	5.80	8.13		S57. 9.13	6.96	〃	2.536	〃
正善寺川	藤新田		〃		藤新田	11.91	上越地域振興局長	7.95	8.75	9.05	9.57	—	職員			〃		〃
矢代川	石塚	イシ	妙高		石塚	62.96	〃	58.86	59.31	59.70	60.00	—	〃	S44. 8.19	3.50	〃	57.660	〃
〃	石沢		上越		石沢	18.31	〃	14.05	15.05	15.52	16.37	—	〃			〃	11.939	〃
渋江川	渋江川		妙高		渋江	69.77	〃	67.40	68.45	68.87	69.19	—	〃			〃		〃
姫川	山本		糸魚川		山本	5.97	国土交通省	0.59 (500m³/s)	1.48 (1,000m³/s)	1.92	2.28	5.36		H 7. 7.11	(2,832m³/s)	〃	63.046	〃

河川名	観測所名	通報略号	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位（通報水位）（流量）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標の○点高	水位の公表
			郡市	町村区	大字									期日	水位			
姫川	大前		糸魚川		小滝	122.32	糸魚川地域振興局長	117.59	118.59	119.45	120.10	－	職員	H 7. 7.11	121.25	ﾃﾚﾒｰﾀ		10分間
国府川	八幡		佐渡		八幡	5.40	佐渡地域振興局長	2.50	2.70	3.21	4.01	－	〃	H 7. 8. 2	2.86	〃	-1.240	〃
羽茂川	羽茂		〃		羽茂本郷	16.51	〃	12.50	13.72	14.36	14.90	－	〃	H29.10.23	12.73	〃	11.200	〃

※下線＿＿は零点表示、その他は標高表示

3－2　指定水位観測所地域振興局別一覧表

管理者 / 事務所名	県	国　土　交　通　省
村 上 地 域 振 興 局	・宮ノ下、・鷹ノ巣、・早稲田、・泉町、 ・山辺里	・葛籠山、・上関
新 発 田 地 域 振 興 局	・岡田、・小松、・下館・大室、・金田町	
新 潟 地 域 振 興 局	・白根橋、・寿橋、・不動堂、・北上、 ・千原、・常浪、・津川、[・新川]、・広瀬	・帝石橋、・新酒屋、 ・臼井橋、・満願寺、・馬下、・善願
三 条 地 域 振 興 局	・黒水、・昭和橋、(・荒沢)、・滝谷、 ・渡瀬橋、・長福寺、・小橋、・道金	・荒町、・尾崎、・保明新田、・大河津
長 岡 地 域 振 興 局	・飯塚、・栃尾、・大堰、・広野・本明、 ・長倉、・地蔵、・大黒、・宮内	・長岡、・小千谷
魚 沼 地 域 振 興 局	・今泉、・佐梨	・堀之内、・小出
十 日 町 地 域 振 興 局	・割野	・十日町(姿)
南 魚 沼 地 域 振 興 局	・中之島、・三国川	・六日町
柏 崎 地 域 振 興 局	・宮之窪、・加納、・栄橋、・天保橋	
上 越 地 域 振 興 局	・石塚、・二子島、・角取、 ・遊水池外水位、・顕聖寺、 ・渋江川、・藤新田、(・石沢)	・高田、・佐内
糸 魚 川 地 域 振 興 局	・大前	・山本
佐 渡 地 域 振 興 局	・八幡、・羽茂	
計	56ケ所※	21ケ所
合　　計	77ケ所	

(注)　・テレメーター

※　県所管の指定水位観測所：53ケ所

()は国土交通省所管（石沢（矢代川）、荒沢（五十嵐川））：2ケ所

[]は水防情報提供の対象とする水位観測所（新川（新川））：1ケ所

4　水位の通報系統

指定水位観測所の水位通報系統は、次のとおりとする。

(1)　荒川・阿賀野川水系および村上・新発田地区

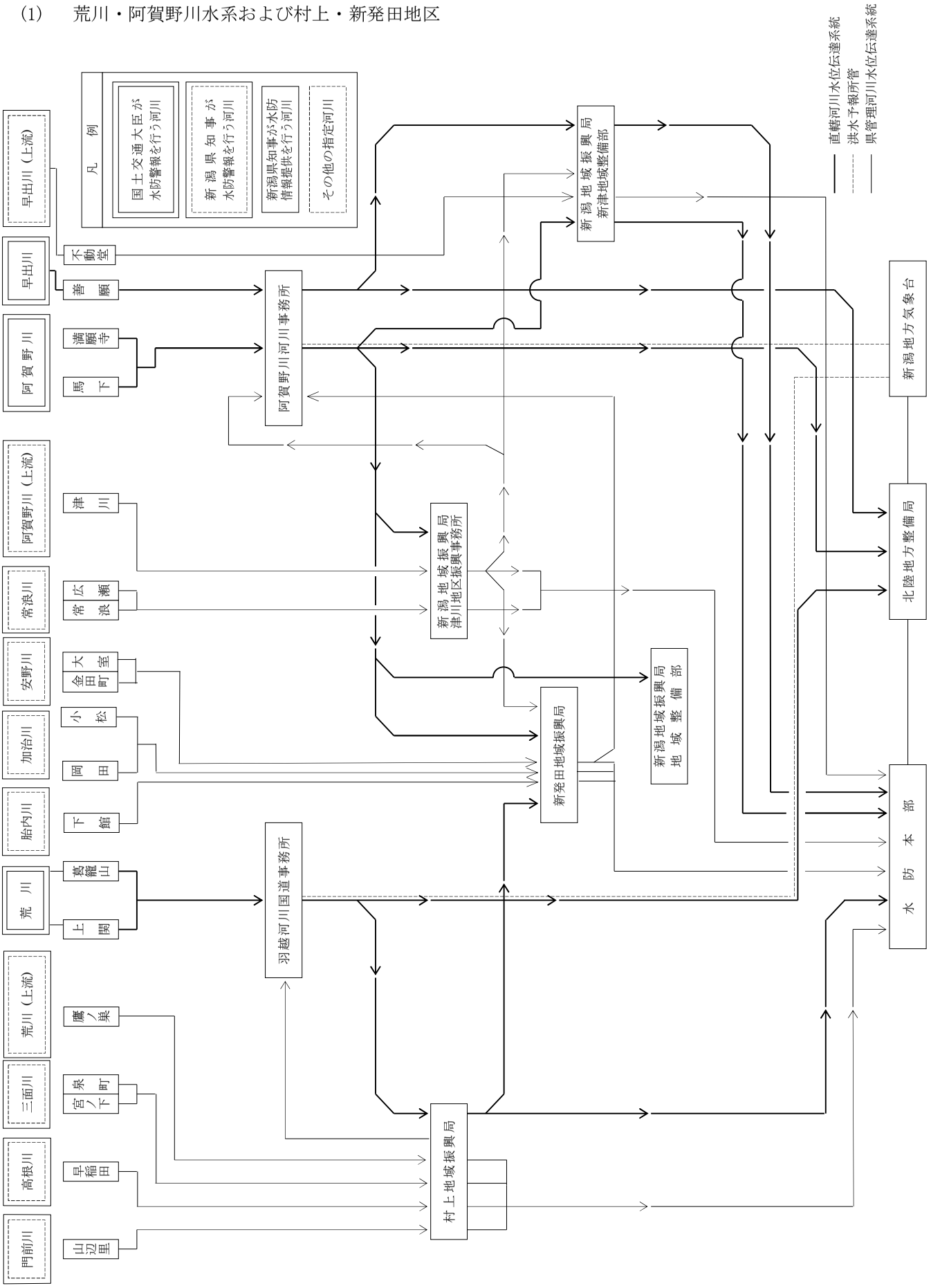

(2)　信濃川水系　上流地区

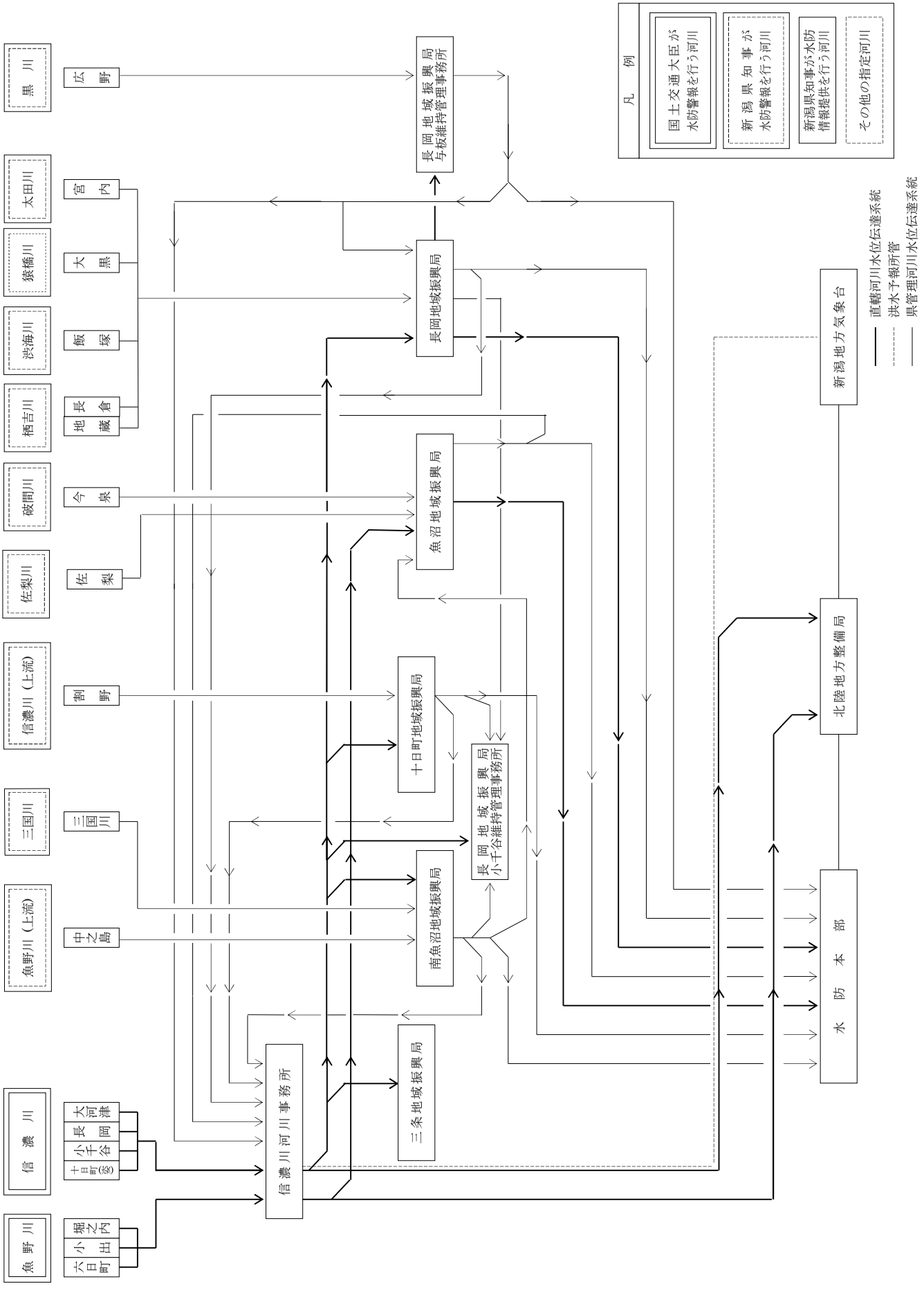
凡　例
国土交通大臣が水防警報を行う河川
新潟県知事が水防警報を行う河川
新潟県知事が水防情報提供を行う河川
その他の指定河川
直轄河川水位伝達系統
洪水予報所管
県管理河川水位伝達系統
黒　川
広野
太田川
宮内
猿橋川
大黒
渋海川
飯塚
栖吉川
長倉
地蔵
破間川
今泉
佐梨川
佐梨
信濃川（上流）
割野
三国川
三国川
魚野川（上流）
中之島
信　濃　川
大河津
長岡
小千谷
十日町(妻)
魚　野　川
堀之内
小出
六日町
長岡地域振興局与板維持管理事務所
長岡地域振興局
魚沼地域振興局
十日町地域振興局
長岡地域振興局小千谷維持管理事務所
南魚沼地域振興局
三条地域振興局
信濃川河川事務所
新潟地方気象台
北陸地方整備局
水　防　本　部

(3)　信濃川水系　下流地区　及び新川水系

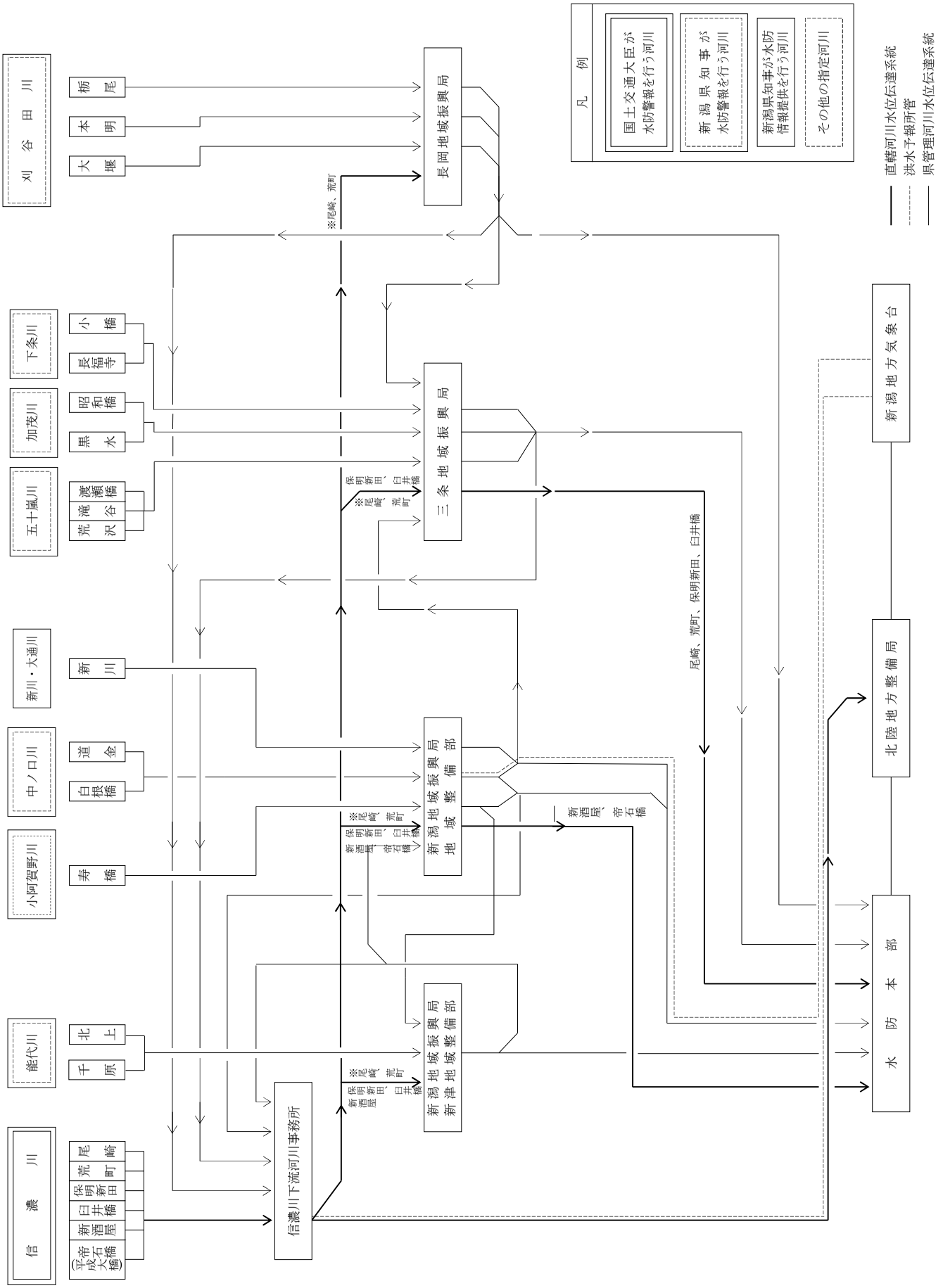

(4)　関川・姫川水系および柏崎・糸魚川・佐渡地区

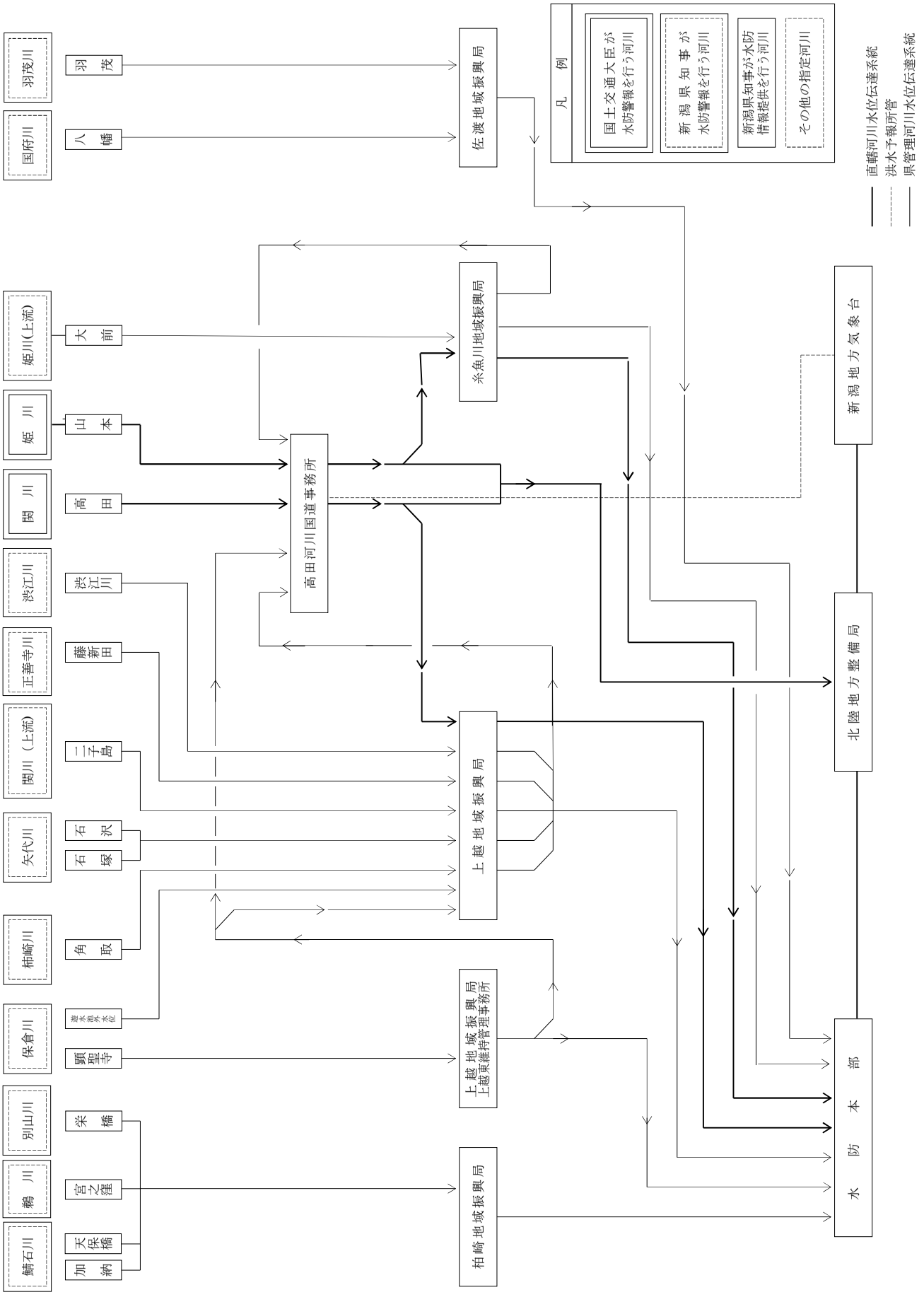

５－１ その他水位観測所一覧（県所管）

河川名	観測所名	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	観測員	種別	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
大川	府屋	村上		府屋	7.89	村上地域振興局長	－	－	職員	テレ	0.000
高根川	岩沢	村上		岩沢	23.40	〃	19.69	20.29	〃	〃	
三面川	茎太	村上		茎太	44.91	〃	42.04	43.02	〃	〃	40.678
石川	石川	村上		八日市	2.16	〃	－	－	〃	〃	0.180
胎内川	鹿の俣	胎内		夏井	103.07	新発田地域振興局長	－	－	〃	〃	91.715
〃	高畑	胎内		高畑	8.56	〃	5.82	6.32	〃	〃	0.000
加治川	第一頭首工	新発田		米倉	56.30	〃	－	－	〃	〃	53.030
姫田川	早道場	新発田		早道場	16.31	〃	－	－	〃	〃	8.970
坂井川	坂井川	新発田		北中江	16.98	〃	－	－	〃	〃	0.000
内倉川	網張場	新発田		滝谷	－	〃	－	－	〃	〃	0.000
舟戸川	舟戸川	胎内		船戸	9.18	〃	－	－	〃	〃	0.000
折居川	上一分	阿賀野		湯沢	12.00	〃	10.00	－	〃	〃	7.000
荒川川	荒川	新発田		荒川	22.09	〃	－	－	〃	〃	0.000
松岡川	松岡川	新発田		中ノ目	9.87	〃	－	－	〃	〃	0.000
太田川	下興野	新発田		下興野	5.80	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	太田川水門下流	新発田		佐々木	4.30	〃	－	－	〃	〃	1.000
新発田川	三賀	北蒲原	聖籠	三賀	4.40	〃	－	－	〃	〃	0.000
新発田川放水路	潮止堰上流	北蒲原	聖籠	大夫興野	4.40	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	潮止堰下流	北蒲原	聖籠	大夫興野	4.50	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	合流点	北蒲原	聖籠	杉谷内	4.30	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	新発田川水門下流	新発田		佐々木	4.20	〃	－	－	〃	〃	0.000
新津川	新津川水門	新潟	秋葉	下興野	6.20	新潟地域振興局長	－	－	〃	〃	
早出川	松野	五泉		暮坪	54.30	〃	－	－	〃	〃	51.000
能代川	荻曽根水門	五泉		五泉	10.40	〃	－	－	〃	〃	
滝谷川	滝谷川	五泉		村松甲	25.96	〃	－	－	〃	〃	
牧川	牧川	五泉		中野橋	23.80	〃	－	－	〃	〃	
新谷川	白川	東蒲原	阿賀	川口	45.40	〃	39.63	41.13	〃	〃	0.000
柴倉川	合川	東蒲原	阿賀	両郷	79.16	〃	－	－	〃	〃	0.000
中ノ口川	金巻	新潟	西	大野	6.96	〃	－	－	〃	〃	0.586
通船川	山の下	新潟	東	松島	－	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	津島屋	新潟	〃	津島屋	1.07	〃	－	－	〃	〃	0.000
栗ノ木川	竹尾	新潟	〃	竹尾	0.30	〃	－	－	〃	〃	0.000
新井郷川	新井郷川	新潟	北	濁川	2.82	〃	－	－	〃	〃	0.000
福島潟	福島潟	新潟	〃	前新田	2.70	〃	－	－	〃	〃	
福島潟放水路	棕堰	新潟	〃	太田	2.70	〃	－	－	〃	〃	
〃	浦ノ入水門	新潟	〃	浦ノ入	2.17	〃	－	－	〃	〃	
福島潟放水路	潮止堰	新潟	北	横土居	2.42	〃	－	－	〃	〃	
〃	放水路河口	新潟	〃	〃	2.50	〃	－	－	〃	〃	
折居川	折居川	阿賀野		山倉	4.10	〃	－	－	〃	〃	

※下線____は零点表示、その他は標高表示

河川名	観測所名	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	観測員	種別	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
荒川川	荒川川	新発田		本田	1.90	新潟地域振興局長	－	－	職員	テレ	
西川	曽根	新潟	西蒲	曽根	4.63	〃	4.00	4.20	〃	〃	0.000
西山川	上堰潟	新潟	西蒲	松野尾	2.25	〃	－	－	〃	〃	
矢川	橋本	新潟	〃	橋本	6.89	〃	－	－	〃	〃	0.000
矢川放水路	矢川放水路	新潟	〃	石瀬	6.60	〃	－	－	〃	〃	
大通川	大通川分水工	燕		米納津	4.70	〃	－	－	〃	〃	0.000
大通川放水路	大通川水門	燕		米納津	4.60	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	ケラ島堰	燕		米納津	4.70	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	潮止ゲート	新潟	西蒲	樋曽	5.80	〃	－	－	〃	〃	0.000
大正川	大正川機場	南蒲原	田上	坂田	7.37	三条地域振興局長	－	－	〃	〃	0.000
五十嵐川	一新橋	三条		一ノ門	14.80	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	篭場	三条		篭場	22.10	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	島潟	三条		高岡	24.76	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	宮地	三条		北五百川	87.66	〃	－	－	〃	〃	0.000
〃	嵐川橋	三条		由利	13.96	〃	－	－	〃	〃	
〃	五十嵐川遊水地	三条		月岡	18.79	〃	－	－	〃	〃	
新通川	新通川機場	三条		北四日町	9.89	〃	－	－	〃	〃	0.000
刈谷田川	猫興野	長岡		猫興野	20.20	長岡地域振興局長	－	－	〃	〃	0.000
〃	刈谷田川遊水地	長岡		本明他	28.94	〃	－	－	〃	〃	
〃	大沼新田	長岡		大沼新田	15.71	〃	－	－	〃	〃	
稲葉川	稲葉川水門	長岡		川崎	20.99	〃	－	－	〃	〃	
稲葉川放水路	稲葉川放水路	長岡		中沢	21.60	〃	－	－	〃	〃	
中之島川	中之島川	長岡		西野	11.67	〃	－	－	〃	〃	
塩谷川	塩谷川	長岡		熊袋	68.43	〃	－	－	〃	〃	0.000
西谷川	西谷川	長岡		大野町	68.67	〃	－	－	〃	〃	0.000
面川	面川機場	長岡		雲出	27.60	〃	－	－	〃	〃	0.000
渋海川	法坂	長岡		法坂	68.91	〃	－	－	〃	〃	
島崎川	落水	長岡		城之丘	18.81	〃	16.60	17.60	〃	〃	12.500
黒川	宮本	長岡		宮本1丁目	32.98	〃	－	－	〃	〃	
黒川流末川	岩方排水機場	長岡		与板町与板	16.43	〃	－	－	〃	〃	
小木城川	脇野町	長岡		脇野町	21.56	〃	18.70	19.30	〃	〃	16.500
大平沢川	大平沢川機場	長岡		川口	61.04	〃	－	－	〃	〃	外58.52 内59.13
表沢川	表沢川	小千谷		ひ生	65.43	〃	－	－	〃	〃	
破間川	四日町	魚沼		四日町	92.23	魚沼地域振興局長	－	－	〃	〃	85.230
〃	両道橋	魚沼		赤土	127.28	〃	123.10	123.60	〃	〃	
登川	登川	南魚沼		早川	195.29	南魚沼地域振興局長	－	－	〃	〃	0.000
清津川	小出	十日町		小出	336.31	十日町地域振興局長			〃	〃	
城川	阿寺	十日町		奈良立	1.70	〃	－	－	〃	〃	
鯖石川	葦藪川機場	柏崎		春日	2.98	柏崎地域振興局長	－	－	〃	〃	
〃	上原	柏崎		上原	7.04	〃	3.58	4.20	〃	〃	0.000

※下線____は零点表示、その他は標高表示

河川名	観測所名	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	観測員	種別	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
鯖石川	行兼	柏崎		森近	30.92	柏崎地域振興局長	27.82	28.46	職員	テレ	0.000
別山川	土合川機場	柏崎		土合新田	5.87	〃	—	—	〃	〃	
落合川	落合	柏崎		高柳町落合	173.79	〃	170.61	170.95	〃	〃	0.000
鵜川	源太川機場	柏崎		関町	2.36	〃	—	—	〃	〃	
横山川	横山川排水機場	柏崎		宮場町	2.04	〃	—	—	〃	〃	
柿崎川	柿崎橋	上越	柿崎	柿崎	3.11	上越地域振興局長	—	—	〃	〃	
吉川	代石	上越	吉川	代石	10.21	〃	—	—	〃	〃	0.000
関川	猿橋	妙高		楡島	168.74	〃	164.58	165.76	〃	〃	0.000
〃	一之橋	妙高		関川	560.01	〃	556.96	557.74	〃	〃	0.000
保倉川	三分一	上越		下五貫野	7.84	〃	4.11	4.81	〃	〃	1.549
面川	面川内外水位	上越		春日新田	2.12(内) 3.85(外)	〃	—	—	〃	〃	
飯田川	飯田川	上越		東中島	6.91	〃	—	—	〃	〃	0.000
桑曽根川	桑曽根川	上越	三和	本郷	11.05	〃	—	—	〃	〃	0.340
正善寺川	木田	上越		木田苗代割	7.17	〃	—	—	〃	〃	2.713
青田川	高田新田	上越		南高田町	15.14	〃	—	—	〃	〃	0.000
〃	青田橋	妙高		青田	58.67	〃	—	—	〃	〃	0.000
儀明川	儀明川	上越		大貫	15.23	〃	—	—	〃	〃	0.000
櫛池川	櫛池川	上越	清里	岡野町	32.39	〃	—	—	〃	〃	15.000
別所川	別所川	上越	板倉	長嶺	28.79	〃	—	—	〃	〃	0.000
大熊川	大熊川	上越	〃	熊川	35.71	〃	—	—	〃	〃	-0.060
名立川	大菅	上越	名立	大菅	35.04	〃	32.68	33.66	〃	〃	0.000
海川	羽生	糸魚川		羽生	31.90	糸魚川地域振興局長	28.59	29.03	〃	〃	0.000
能生川	中野口	糸魚川		大沢	64.93	〃	62.89	63.39	〃	〃	0.000
田海川	田海川	糸魚川		田海	4.89	〃	—	—	〃	〃	
早川	新町	糸魚川		新町	64.85	〃	60.79	61.17	〃	〃	52.920
大野川	皆川	佐渡		畑野	6.37	佐渡地域振興局長	—	—	〃	〃	0.500
〃	白原	佐渡		新穂大野	105.40	〃	—	—	〃	〃	99.000
小倉川	一宮橋	佐渡		宮川	22.13	〃	18.80	19.65	〃	〃	17.400
久知川	久知河内	佐渡		久知河内	36.00	〃	—	—	〃	〃	34.200
藤津川	中興	佐渡		中興	10.15	〃	—	—	〃	〃	5.200
国府川	新穂	佐渡		新穂瓜生屋	30.90	〃	—	—	〃	〃	26.300
石田川	石田	佐渡		石田	12.46	〃	—	—	〃	〃	7.700

※下線____は零点表示、その他は標高表示

5－2 その他水位観測所一覧（国土交通省所管）

河川名	観測所名	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字									期日	水位		
荒川	河口	村上市		海老江	6.43	国土交通省	－	－	－	－	－	－	H23.6.23	2.90	自記記録	-0.21
〃	花立	〃		小岩内	19.565	〃	－	－	－	－	－	－	R4.8.4	7.78	テレメータ	7.93
堀川	堀川	〃		塩谷	－	〃	－	－	－	－	－	－	H23.6.23	2.87	自記記録	0.09
女川	桂	岩船	関川村	桂	29.198	〃	－	－	－	－	－	－	H16.7.17	2.37	テレメータ	24.48
鍬江沢川	土沢	〃	〃	土沢	25.850	〃	－	－	－	－	－	－	H23.6.23	3.26	〃	20.87
大石川	東俣	〃	〃	大石	山付き	〃	－	－	－	－	－	－	H7.8.3	4.04	〃	215.49
〃	大石	〃	〃	大石	山付き	〃	－	－	－	－	－	－	H7.7.11	3.90	〃	87.93
〃	上川口	〃	〃	上川口	49.300	〃	－	－	－	－	－	－	H23.6.23	2.91	〃	44.62
阿賀野川	横越	新潟市	江南区	横越	10.88	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	〃	0.00
〃	松ヶ崎	〃	北区	松浜町	5.06	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	〃	0.00
〃	中新田	〃	秋葉区	中新田	12.85	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	自記記録	0.00
〃	通船川水門	〃	北区	高森	－	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	テレメータ	0.00
新井郷川	新井郷	〃	北区	仏伝	－	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	自記記録	0.00
〃	兄弟堀	〃	〃	兄弟堀	－	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	テレメータ	0.00
〃	胡桃山内水	〃	〃	高森	7.18	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	〃	0.00
安野川	安野川内水	阿賀野市		法柳	10.17	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	自記記録	0.00
小阿賀野川	七日町	〃	秋葉区	七日町	－	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	〃	0.00
杉川	杉川	五泉市		暮坪	－	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	自記記録	58.29
中ノ口川	板井	新潟市	西区	板井	－	〃	－	－	－	－	－	－	H23.7.30	4.97	テレメータ	0.00
刈谷田川	見附	見附市		嶺崎町	－	〃	－	－	－	－	－	－	H16.7.13	9.41	〃	14.80
五十嵐川	荒沢	三条市		荒沢	－	〃	－	－	－	－	－	－	H23.7.30	5.34	〃	58.50
加茂川	黒水	加茂市		黒水	－	〃	－	－	－	－	－	－	H17.8.10	1.48	〃	39.90
大河津分水路	野積	長岡市		寺泊野積	山付	〃	－	－	－	－	－	－	R23.6.27	2.82	自記記録	0.00
〃	渡部	〃		〃	14.361	〃	－	－	－	－	－	－	R1.10.13	12.39	テレメータ	0.00
〃	可動堰下流	燕市		五千石							－					
信濃川	与板	長岡市		与板町本与板	20.351	〃	－	－	－	－	－	－	S60.7.1	16.80	自記記録	0.00
〃	岩沢	小千谷市		真人町	80.676	〃	－	－	－	－	－	－	S57.9.13	81.29	テレメータ	0.00
〃	宮野原	中魚沼郡	津南町	上郷寺石	山付	〃	－	－	－	－	－	－	S58.9.29	245.77	〃	0.00
〃	小須戸橋	新潟市	秋葉区	小須戸	－	〃	－	－	－	－	－	－	－	－	〃	0.00
〃	西港	〃	中央区	入船町	－	－	－	－	－	－	－	－	R3.8.10	1.31	〃	0.00
〃	洗堰下流	燕市		五千石												
中津川	清水川原	津南町		秋成												
魚野川	浦佐	南魚沼市		浦佐	118.56	〃	－	－	－	－	－	－	H10.9.16	115.53	〃	0.00
〃	大河原	湯沢町		神立												
〃	土樽	湯沢町		土樽												
三国川	当ノ坂	南魚沼市		土沢	－	〃	－	－	－	－	－	－	H23.7.30	2.57	テレメータ	269.42
〃	内善落合	〃		清水瀬	－	〃	－	－	－	－	－	－	R6.9.16	5.18	テレメータ	601.85
登川	清水	〃		清水												
清津川	清津川小出	十日町市		小出	336.337	〃	－	－	－	－	－	－	H6.9.30	333.13	自記記録	0.00

5－2 その他水位観測所一覧（国土交通省所管）

河川名	観測所名	位置			堤防高	量水標管理者	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字									期日	水位		
関川	直江津	上越市		中央	3.66	国土交通省	－	－	－	－	－	－	S56.8.23	2.55	テレメータ	0.00
〃	春日山橋	〃		木田	7.95	〃	－	－	－	－	－	－	S60.7.8	5.37	自記記録	-0.13
〃	二子島	妙高市		西条	53.12	〃	－	－	－	－	－	－	H7.7.11	2.84	テレメータ	45.96
保倉川	有島	上越市	浦川原区	有島	26.77	〃	－	－	－	－	－	－	H7.7.11	4.23	〃	23.97
〃	頸城	〃	頸城区	望ヶ丘	7.53	〃	－	－	－	－	－	－	H16.10.21	5.84	〃	-0.02
矢代川	石沢	〃		石沢	18.23	〃	－	－	－	－	－	－	S57.9.13	5.26	〃	11.94
姫川	須沢	糸魚川市		須沢	10.89	〃	－	－	－	－	－	－			〃	2.82
〃	小滝	〃		小滝	128.82	〃	－	－	－	－	－	－	H16.6.21	1.28	〃	123.26

５－３　その他の水位観測所【指定水位観測所以外】一覧表

事務所名	観測所
村上地域振興局	・岩沢、・府屋、・茎太、・石川
新発田地域振興局	・上一分、・鹿の俣、・高畑、・第一頭首工、・舟戸川、・坂井川、・松岡川、・早道場、・荒川、・下興野、・三賀、・新発田川水門下流、・太田川水門下流、・合流点、 ・潮止堰上流、・潮止堰下流、・網張場
新潟地域振興局 新津地域整備部	・滝谷川、・牧川、・松野、・新津川水門、・荻曽根川水門
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	・白川、・合川
新潟地域振興局 地域整備部	・金巻、・津島屋、・新井郷川、・山ノ下、・竹尾、・福島潟、・浦ノ入水門、・椋堰、・潮止堰、・放水路河口、・折居川、・荒川川・曽根、・橋本、・上堰潟、・大通川分水工、 ・大通川水門、・ケラ島堰、・潮止ゲート、・矢川放水路、・七穂※１、・吉田※１
三条地域振興局	・宮地、・籠場、・一新橋、【・新通川】、・島潟、・大正川機場、・嵐川橋、・五十嵐川遊水地
長岡地域振興局	・宮本、【・面川】、・塩谷川、・西谷川、・猫興野、・中之島川、・落水、・岩方排水機場、【・大平沢川】、・法坂、・稲葉川放水路、・稲葉川水門、・刈谷田川遊水地、・大沼新田、 ・脇野町、・表沢川
魚沼地域振興局	・四日町、・両道橋
十日町地域振興局	・小出、・阿寺
南魚沼地域振興局	・登川
柏崎地域振興局	・上原、・行兼、・落合、【・土合川、・葦藪川、・源太川】・横山川排水機場
上越地域振興局	・三分一、・代石、・高田新田、・青田橋、・木田、・櫛池川、・別所川、・儀明川、・大熊川、・飯田川、・桑曽根川、・猿橋、・一之橋、・戸野目川(面川内外水位)、・柿崎橋、・大菅
糸魚川地域振興局	・羽生、・中野口、・田海川、・新町
佐渡地域振興局	・一宮橋、・新穂、・中興、・石田、・白原、・皆川、・久知河内
小計	111ケ所（内　緊急内水関係6箇所）　外　他機関所管2箇所　計113ケ所
羽越河川国道事務所	堀川、・土沢、・桂、河口、・東俣、・大石、・上川口、・花立
阿賀野川河川事務所	・横越、・松ケ崎、新井郷、・兄弟堀、安野川、・中新田、・七日町、・胡桃山、杉川、・通船川水門
信濃川下流河川事務所	・板井、・見附、・荒沢、・小須戸橋、・西港、・黒水
信濃川河川事務所	野積、・渡部、与板、・岩沢、・宮野原、・浦佐、清津川小出、・洗堰下流、・可動堰下流
高田河川国道事務所	・直江津、春日山橋、・二子島、・有島、・石沢、・頸城、・須沢、・小滝
湯沢砂防事務所	・清水川原、・大河原、・清水、・土樽
三国川ダム管理事務所	・当ノ坂、・内膳落合
小計	48ケ所
合計	161ケ所

【注】　・テレメーター　　【　】は救急内水関係　※１：西蒲原土地改良区所管の水位計

５－４　その他水位観測所一覧（県所管・危機管理型水位計）

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡　市	町村区	大　字							
勝木川	遠矢崎	村上市		遠矢崎	20.90	18.50		村上地域振興局長		電波式	
石川	殿岡	村上市		殿岡	11.80	10.25		〃		電波式	
百川	飯岡	村上市		飯岡	7.95	6.46		〃		電波式	
烏川	坂町	村上市		坂町	9.62	7.77		〃		電波式	
春木山大沢川	下鍛冶屋	村上市		下鍛冶屋	11.49	10.71		〃		電波式	
太田沢川	高田	岩船郡	関川村	高田	32.69	31.82		〃		水圧式	
前川	高田小橋	岩船郡	関川村	高田	23.44	21.94		〃		電波式	
駒林川	中央町２丁目	阿賀野市		中央町	6.08	5.58		新発田地域振興局長		電波式	
七浦川	大野地	阿賀野市		大野地	8.80	7.89		〃		電波式	
中田川	緑町2丁目	新発田市		緑町	7.52	6.63		〃		電波式	
舟戸川	中条	胎内市		中条	28.16	26.77		〃		電波式	
中条川	東本町	胎内市		東本町	26.22	25.72		〃		電波式	
百々淵川	石喜	新発田市		石喜	14.99	13.48		〃		電波式	
柴橋川	東本町	胎内市		東本町	19.86	19.36		〃		水圧式	
小烏川	上中山	新発田市		上中山	12.86	12.66		〃		電波式	
都辺田川	福永	阿賀野市		福永	18.82	16.30		〃		電波式	
新発田川	住吉町	新発田市		住吉町	6.26	5.59		〃		電波式	
見透川	宮川	胎内市		宮川	4.71	1.40		〃		電波式	
乙大日川	乙	胎内市		乙	3.22	2.52		〃		電波式	
大荒川	羽黒	阿賀野市		羽黒	26.22	25.54		〃		電波式	
安野川	村杉	阿賀野市		村杉	64.17	62.75		〃		電波式	
堀川	築地	胎内市		築地	6.51	4.52		〃		電波式	
藤戸川	草水	阿賀野市		草水	20.07	18.79		〃		電波式	
福島潟放水路	福島潟第二	新潟市	北区	前新田	4.66	-0.30		新潟地域振興局長		電波式	
〃	浦ノ入水門上流第二	新潟市	北区	浦ノ入	3.81	0.90		〃		電波式	
派川新井郷川分水路	松浜本町	新潟市	北区	松浜本町	1.72	0.70		〃		電波式	
新川	遠藤	新潟市	西蒲区	遠藤	2.33	1.00		〃		電波式	
栗ノ木川	亀田中島	新潟市	江南区	亀田中島	-0.04	-1.34		〃		電波式	
大通川	馬堀	新潟市	西蒲区	馬堀	3.30	1.60		〃		電波式	
能代川	中野橋	五泉市		中野橋	26.61	25.08		〃		電波式	
五部一川	美郷	五泉市		青橋	21.19	18.25		〃		電波式	
能代川	上野	五泉市		上野	42.89	40.89		〃		電波式	
仙見川	夏針	五泉市		夏針	60.79	57.37		〃		電波式	
阿賀野川	佐取	五泉市		佐取	26.51	22.35		〃		水圧式	
能代川	五百地	五泉市		五百地	12.77	6.35		〃		電波式	
滝谷川	御手洗橋	五泉市		中島	45.20	44.41		〃		電波式	
姥堂川	津川６区	東蒲原郡	阿賀町	津川	54.91	51.70		〃		電波式	
阿賀野川	日出谷	東蒲原郡	阿賀町	日出谷	89.38	79.77		〃		電波式	
綱木川	下綱木	東蒲原郡	阿賀町	下綱木	132.13	129.90		〃		電波式	
馬取川	馬取	東蒲原郡	阿賀町	馬取	158.57	157.74		〃		電波式	

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
五十母川	五十島	東蒲原郡	阿賀町	五十島	51.50	49.25		新潟地域振興局長		水圧式	
新通川	井面橋	三条市		南四日町	10.01	8.70		三条地域振興局長		電波式	
布施谷川	布施谷橋	三条市		上保内	9.93	8.83		〃		電波式	
才歩川	川之下大橋	南蒲原郡	田上町	田上乙	19.16	17.36		〃		電波式	
山田川	山田橋	南蒲原郡	田上町	田上丙	9.28	7.48		〃		電波式	
貝喰川	渡前大橋	三条市		渡前	9.86	7.69		〃		電波式	
島田川	長久橋	三条市		桜木町	10.53	9.53		〃		電波式	
鹿熊川	新曲谷橋	三条市		曲谷	33.57	30.72		〃		電波式	
大通川	杣木	燕市		杣木	5.94	4.44		〃		電波式	
大平川	境橋	三条市		荻堀	6.62	5.62		〃		電波式	
中ノ口川	佐渡橋	燕市		日之出町	11.40	9.40		〃		電波式	
小貫川	狭口	加茂市		狭口	24.86	23.90		〃		電波式	
下条川	天神林	加茂市		天神林	11.56	7.70		〃		電波式	
加茂川	住寺堀	加茂市		加茂新田	10.55	7.55		〃		電波式	
〃	加茂川橋	加茂市		幸町	11.24	5.61		〃		電波式	
五社川	田上（湯川）	南蒲原郡	田上町	田上	10.83	9.83		〃		電波式	
加茂川	小乙	加茂市		宮寄上	95.72	93.90		〃		電波式	
猿橋川	結橋	長岡市		西片貝町	20.01	18.50		長岡地域振興局長		電波式	
梅野俣川	梅野俣	長岡市		梅野俣	102.50	101.00		〃		電波式	
中之島川	中興野	長岡市		中興野	15.69	15.00		〃		電波式	
末宝川	中野西	長岡市		中野西	13.11	12.00		〃		電波式	
須川	浦	長岡市		浦	26.66	25.35		〃		電波式	
柿川	柏町	長岡市		柏町	21.30	19.92		〃		電波式	
太田川	豊詰	長岡市		豊詰	30.59	28.00		〃		電波式	
貝喰川	柳橋	見附市		柳橋	13.61	12.50		〃		電波式	
九川谷川	塩新町	長岡市		塩新町	98.72	96.70		〃		電波式	
田中沢川	上樫出	長岡市		上樫出	83.65	82.10		〃		電波式	
菖蒲川	王番田	長岡市		王番田町	23.22	21.30		〃		電波式	
貝喰川	坂井	見附市		坂井町	13.09	10.50		〃		電波式	
才川	本所	見附市		本所	16.18	15.12		〃		電波式	
堀溝川	堀溝	見附市		堀溝町	26.74	23.50		〃		電波式	
浄土川	渡沢	長岡市		渡沢町	47.44	46.20		〃		電波式	
浄土川	青山新町	長岡市		青山新町	26.33	25.00		〃		電波式	
黒川	大積	長岡市		大積	40.67	39.00		〃		電波式	
刈谷田川	中西	長岡市		中西	18.02	11.10		〃		電波式	
耕地川	太田	見附市		太田町	27.61	27.25		〃		電波式	
椿田川	椿澤	見附市		椿澤町	26.88	25.60		〃		電波式	
稚児清水川	小貫	長岡市		小貫	42.99	41.40		〃		電波式	
道満川	蓮潟	長岡市		蓮潟町	20.93	18.60		〃		電波式	
才川	元町	見附市		元町	26.01	25.20		〃		電波式	
山北川	田井	見附市		田井町	18.20	15.80		〃		電波式	

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
浄土川	今井	長岡市		今井	23.87	21.30		長岡地域振興局長		電波式	
栖吉川	城岡	長岡市		城岡	21.36	17.40		〃		電波式	
島崎川	縄手橋	三島郡	出雲崎町	船橋	36.60	33.59		〃		電波式	
郷本川	捷水路固定堰	長岡市		島崎	15.95	13.50		〃		電波式	
新島崎川	本弁	長岡市		寺泊本弁	9.74	7.27		〃		電波式	
郷本川	まなび橋	長岡市		小島谷	16.04	11.90		〃		電波式	
黒川	樽井川水門	長岡市		吉崎	20.05	16.46		〃		電波式	
千体川	千体橋	長岡市		与板町与板乙	16.03	14.05		〃		水圧式	
藤巻川	山王橋	三島郡	出雲崎町	藤巻	25.81	23.79		〃		電波式	
旧黒川	与板排水機場内水位	長岡市		与板町与板	14.85	12.60		〃		電波式	
旧黒川	与板排水機場外水位	長岡市		与板町与板	19.53	12.30		〃		水圧式	
逆谷川	三島上条	長岡市		三島上条	28.77	27.00		〃		電波式	
島崎川	川西	三島郡	出雲崎町	別ヶ谷	31.37	27.80		〃		電波式	
蔦都流末川	蔦都排水機場内水位	長岡市		与板町蔦都	14.20	13.00		〃		電波式	
払川	鳥越	長岡市		鳥越	27.97	27.10		〃		電波式	
小島谷川	小島谷	長岡市		小島谷	16.21	14.30		〃		電波式	
島崎川	田中	三島郡	出雲崎町	田中	44.83	44.60		〃		電波式	
郷本川	島崎	長岡市		島崎	14.14	10.10		〃		電波式	
常楽寺川	常楽寺	三島郡	出雲崎町	常楽寺	53.08	51.90		〃		電波式	
荒巻川	和島北野	長岡市		和島北野	16.58	15.50		〃		電波式	
郷本川	柿木	三島郡	出雲崎町	柿木	37.80	37.00		〃		電波式	
黒川	旧黒川水門内水位	長岡市		与板町馬越	17.97	12.80		〃		電波式	
黒川	岩方排水機場外水位	長岡市		与板町馬越	19.54	12.80		〃		電波式	
旧黒川	別院橋	長岡市		与板町与板	15.45	13.10		〃		電波式	
茶郷川	千谷（千心橋）	小千谷市		千谷	44.18	39.85		〃		電波式	
〃	千谷（千歳橋）	小千谷市		千谷	43.83	40.91		〃		電波式	
茶郷川	土川	小千谷市		土川	60.82	57.53		〃		電波式	
表沢川	旭町	小千谷市		葎生	65.50	63.40		〃		電波式	
湯殿川	元町	小千谷市		元町	49.79	49.00		〃		電波式	
大平沢川	東川口	長岡市		東川口	61.99	61.31		〃		電波式	
三用川	大浦	魚沼市		大浦	113.47	110.97		魚沼地域振興局長		電波式	
西又川	堀之内（西又川）	魚沼市		堀之内	91.89	91.39		〃		電波式	
増沢川	吉水（増沢川）	魚沼市		吉水	100.47	99.45		〃		電波式	
佐梨川	大湯温泉	魚沼市		大湯温泉	260.39	257.66		〃		電波式	
羽根川	中家	魚沼市		中家	120.04	115.97		〃		電波式	
田河川	吉水（田河川）	魚沼市		吉水	104.46	101.46		〃		電波式	
大沢川	下島	魚沼市		下島	76.10	74.48		〃		電波式	
西川	高倉	魚沼市		高倉	237.36	232.71		〃		電波式	
寺の沢川	根小屋	魚沼市		根小屋	90.68	89.68		〃		電波式	
晒川	学校町1丁目	十日町市		学校町1丁目	165.03	162.84		十日町地域振興局長		電波式	
田川	川原町	十日町市		田川町	147.08	143.53		〃		電波式	

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
中津川	石坂	中魚沼郡	津南町	芦ヶ崎戊	310.10	304.24		十日町地域振興局長		電波式	
羽根川	中村	十日町市		甲	199.04	197.29		〃		電波式	
梅鉢川	下条3丁目	十日町市		下条３丁目	106.90	104.94		〃		電波式	
貝喰川	稲葉	十日町市		稲葉	188.59	187.71		〃		電波式	
七川	上山	十日町市		田沢如来寺上山	224.35	222.50		〃		電波式	
みだれ川	四日町新田第3	十日町市		新座甲	141.24	140.42		〃		電波式	
石黒川	芦ケ崎	中魚沼郡	津南町	芦ヶ崎甲	271.10	269.34		〃		電波式	
釜堀川	貝坂	中魚沼郡	津南町	下船渡己	297.47	295.30		〃		電波式	
中沢川	高田町3丁目東	十日町市		中沢子	143.67	142.12		〃		電波式	
渋海川	岩瀬	十日町市		岩瀬子	115.56	106.30		〃		電波式	
中沢川	木落	十日町市		木落	98.66	97.20		〃		電波式	
馬さくり川	下町	十日町市		中条乙	137.71	132.20		〃		電波式	
当間川	中在家	十日町市		馬場辛	263.95	262.67		〃		電波式	
馬界川	中子	中魚沼郡	津南町	上郷子種新田	472.23	471.46		〃		電波式	
木島川	中屋敷	十日町市		中屋敷	166.69	165.28		〃		電波式	
曽根川	坪山	十日町市		霜条	162.84	162.23		〃		電波式	
稲荷川	倉俣	十日町市		倉俣甲	239.27	236.89		〃		電波式	
小海川	上野	十日町市		上野甲	167.92	167.26		〃		電波式	
千手川	水口沢	十日町市		水口沢	175.34	173.53		〃		電波式	
下沢川	本屋敷	十日町市		本屋敷丁	201.90	200.44		〃		電波式	
信濃川	足滝	中魚沼郡	津南町	上郷大井平	236.08	225.75		〃		電波式	
十二沢川	六日町伊勢町	南魚沼市		六日町	161.68	159.85		〃		電波式	
〃	六日町緑町	南魚沼市		六日町	162.17	161.17		〃		電波式	
うるし沢川	浦佐	南魚沼市		浦佐	116.11	115.21		〃		電波式	
足柄沢川	塩沢	南魚沼市		塩沢	197.04	195.80		〃		電波式	
〃	塩沢（JR上）	南魚沼市		塩沢	187.71	187.39		〃		水圧式	
戸沢川	神立	南魚沼郡	湯沢町	神立	359.44	357.89		〃		電波式	
魚野川	姥島橋	南魚沼市		姥島新田	235.18	233.59		〃		電波式	
別山川	内郷橋	柏崎市		西山町下山田	20.67	17.87		柏崎地域振興局長		電波式	
〃	新屋敷	刈羽郡	刈羽村	新屋敷	8.87	6.08		〃		電波式	
長鳥川	三蔵橋	柏崎市		南条	16.23	15.47		〃		電波式	
〃	小島	柏崎市		小島	24.17	20.88		〃		電波式	
鵜川	野田	柏崎市		野田	41.23	38.17		〃		電波式	
〃	新道	柏崎市		新道	8.03	4.16		〃		電波式	
軽井川	横山	柏崎市		横山	5.13	2.72		〃		電波式	
前川	川内	柏崎市		川内	24.07	22.99		〃		電波式	
谷根川	谷根	柏崎市		谷根	65.08	63.16		〃		電波式	
オガチ川	米山町	柏崎市		米山町	5.47	4.96		〃		電波式	
重川	福橋	上越市		福田	5.52	1.63		上越地域振興局長		電波式	
大瀬川	藤巻	上越市		藤巻	7.34	2.63		〃		電波式	
矢代川	飛田新田	妙高市		飛田新田	26.73	23.50		〃		電波式	

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
桑取川	西山寺	上越市		西山寺	41.05	38.23		上越地域振興局長		電波式	
保倉川	飯室	上越市	浦川原	大印内新田	14.27	9.10		上越東維持管理事務所		電波式	
〃	大平	上越市	大島区	大平	107.34	102.84		〃		電波式	
飯田川	荒井	上越市	牧区	荒井	100.20	97.82		〃		電波式	
前川	大和川	糸魚川市		大和川	5.63	3.95		糸魚川地域新振興局長		電波式	
西光寺川	平牛	糸魚川市		平牛	14.30	13.65		〃		電波式	
根知川	仁王堂	糸魚川市		東中	110.05	107.20		〃		電波式	
木浦川	中尾	糸魚川市		中尾	113.31	111.57		〃		電波式	
島道川	島道	糸魚川市		島道	119.60	116.92		〃		電波式	
虫川	中谷内	糸魚川市		中谷内	57.42	55.38		〃		電波式	
青海川	青海大沢	糸魚川市		青海	35.76	33.02		〃		電波式	
下大野川	大野	糸魚川市		大野	43.82	42.54		〃		電波式	
上路川	上路	糸魚川市		上路	183.50	181.33		〃		電波式	
能生川	桂	糸魚川市		桂	17.13	15.73		〃		電波式	
国府川	舟津橋	佐渡市		大和	8.55	4.67		佐渡地域新振興局長	佐渡地域整備部	電波式	
新保川	新保橋	佐渡市		千種	18.49	15.79		〃	〃	電波式	
中津川	湯之沢橋	佐渡市		中興乙	22.66	21.21		〃	〃	電波式	
大野川	矢田ヶ瀬橋	佐渡市		新穂大野	29.97	28.61		〃	〃	電波式	
小倉川	十玉堂橋	佐渡市		小倉	115.18	112.48		〃	〃	電波式	
長谷川	仙道大橋	佐渡市		栗野江	12.10	9.51		〃	〃	電波式	
地持院川	八蔵橋	佐渡市		吉井本郷	18.51	16.52		〃	〃	電波式	
小川内川	宮脇橋	佐渡市		吉岡	41.74	38.17		〃	〃	電波式	

５－５　その他水位観測所一覧（国所管・危機管理型水位計）

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
荒川	荒川河口	村上市		海老江	5.79	1.00	3.38	羽越河川国道事務所		水圧式	
〃	村上市大津	村上市		大津	11.74	6.10	9.35	〃		水圧式	
〃	村上市佐々木	村上市		佐々木	15.58	10.40	13.29	〃		水圧式	
〃	村上市荒島	村上市		荒島	19.39	13.80	17.12	〃		水圧式	
〃	関川村大島	岩船	関川村	大島	26.32	21.90	23.89	〃		水圧式	
〃	関川村湯沢	岩船	関川村	湯沢	40.00	35.40	37.98	〃		水圧式	
〃	関川村高瀬	岩船	関川村	高瀬	44.70	40.00	42.53	〃		水圧式	
鍬江沢川	関川村土沢	岩船	関川村	土沢	25.66	22.40		〃		水圧式	
阿賀野川	小杉	新潟市	北区	小杉	9.21	4.54	4.64	阿賀野川河川事務所		水圧式	
〃	沢海	新潟市	江南区	沢海	11.69	6.7	6.80	〃		水圧式	
〃	下里	阿賀野市		下里	12.56	7.91	8.01	〃		水圧式	
〃	六郷	新潟市	秋葉区	六郷	14.00	9.42	9.52	〃		水圧式	
〃	渡場	阿賀野市		渡場	22.01	19.62	19.72	〃		水圧式	
〃	小流	五泉市		小流	24.84	21.61	21.71	〃		水圧式	
〃	小松（右岸）	阿賀野市		小松	27.69	21.63	23.30	〃		水圧式	
〃	小松（左岸）	阿賀野市			28.03	21.71	21.81	〃		水圧式	
安野川	安野川	阿賀野市			9.57	5.07		〃		電波式	
古川	古川	阿賀野市			7.19	4.1	5.04	〃		水圧式	
早出川	早出川	五泉市		三本木	15.84	11.79	11.89	〃		水圧式	
太田川	太田川	五泉市		旭町	10.78	9.65	9.92	〃		水圧式	
杉川	杉川	五泉市		暮坪	59.90	56.63	58.07	〃		水圧式	
信濃川下流	本川下流 右岸7.5k	新潟市	中央区	新光町	2.52	1.19		信濃川下流河川事務所量水標無し		水圧式	
〃	左岸6.0k	新潟市	西区	善久	6.61	2.29		〃		水圧式	
〃	左岸13.0k	新潟市	南区	大郷	7.40	4.94		〃		水圧式	
〃	左岸25.4k	新潟市	南区	庄瀬	10.40	5.99		〃		水圧式	
〃	左岸29.2k	加茂市		五反田	10.74	7.63		〃		水圧式	
〃	右岸36.6k	三条市		栗林	12.23	8.24		〃		水圧式	
〃	右岸45.3k	三条市		尾崎	14.79	10.41		〃		水圧式	
〃	左岸48.8k	燕市		笈ヶ島	15.06	11.61		〃		水圧式	
大河津分水路	石湊	燕市		石湊	17.20	11.30	15.13	信濃川河川事務所		水圧式	
〃	野中才	燕市		野中才	17.34	13.00	15.79	〃		水圧式	
信濃川	真野代新田	長岡市		真野代新田	18.87	15.20	16.71	〃		水圧式	
〃	槇下町	長岡市		槇下町	23.10	19.25	21.08	〃		水圧式	
〃	西蔵王	長岡市		西蔵王	24.23	18.90	22.39	〃		水圧式	
〃	東与板	長岡市		東与板	20.33	16.30	18.09	〃		水圧式	電波式
〃	元町	小千谷市		元町	51.65	46.70	49.33	〃		水圧式	
〃	上片貝	小千谷市			56.00	54.20	54.42	〃		水圧式	
〃	川口牛ヶ島	長岡市			60.05	56.10	58.24	〃		水圧式	
〃	西川口	長岡市			65.86	61.80	63.43	〃		水圧式	
〃	塩殿卯ノ木	小千谷市			67.96	66.60	67.36	〃		水圧式	

河川名	観測所名	位置			堤防高	観測開始水位	危機管理用設定水位	量水標管理者	観測員	水位計型式	量水標の○点高
		郡市	町村区	大字							
信濃川	川井新田	小千谷市		川井新田	74.06	70.70	72.56	信濃川河川事務所		水圧式	
〃	真人町	小千谷市		真人町	84.64	82.60	83.89	〃		水圧式	
〃	岩沢山谷	小千谷市		岩沢山谷	86.59	84.80	85.90	〃		水圧式	
〃	下組	十日町市		下組	104.31	100.30	102.47	〃		水圧式	
〃	西本町	十日町市		西本町	122.75	118.80	120.87	〃		水圧式	
〃	南雲	十日町市		南雲	154.53	149.10	152.51	〃		水圧式	
魚野川	東川口	長岡市		東川口	66.03	62.70	64.53	〃		水圧式	
〃	西川口	長岡市		西川口	68.25	64.10	66.26	〃		水圧式	
〃	川口和南津	長岡市		川口和南津	69.26	65.00	68.06	〃		水圧式	
〃	下島	魚沼市		下島	74.40	72.50	73.11	〃		水圧式	
〃	徳田	魚沼市		徳田	81.58	76.20	79.56	〃		水圧式	
〃	根小屋	魚沼市		根小屋	83.85	82.20	82.81	〃		水圧式	
〃	四日町	魚沼市		四日町	91.71	88.90	89.39	〃		水圧式	
〃	五箇	南魚沼市		五箇	107.37	105.00	105.99	〃		水圧式	
〃	五箇	南魚沼市		五箇	113.48	110.60	111.56	〃		水圧式	
〃	浦佐	南魚沼市		浦佐	116.70	113.40	114.62	〃		水圧式	
〃	鰕島	南魚沼市		鰕島	124.96	120.71	123.39	〃		水圧式	
〃	九日町	南魚沼市		九日町	128.15	125.70	127.40	〃		水圧式	
〃	水尾新田	南魚沼市		水尾新田	136.91	134.20	135.66	〃		水圧式	
関川	港町（関川0.4ｋ右岸）	上越市		港町	3.73	1.40		高田河川事務所量水標無し	流量観測対象外	水圧式	
〃	船場島排水樋管	上越市		薄袋	7.60	3.27		〃	〃	水圧式	
〃	金子川排水樋管	上越市		木田	6.23	1.61		〃	〃	超音波	
〃	土橋（関川6.0ｋ左岸）	上越市		土橋	8.29	4.72		〃	〃	水圧式	
〃	船川排水樋管	上越市		上島	10.13	5.40		〃	〃	水圧式	
〃	上越工業用取水堰（管理橋）	上越市		上稲田	10.32	6.43		〃	〃	超音波	
〃	古川排水樋管	上越市		鴨島	11.84	5.67		〃	〃	超音波	
〃	中央橋	上越市		鴨島	12.69	6.51		〃	〃	超音波	
〃	鴨島排水樋管	上越市		新南町	12.72	7.84		〃	〃	超音波	
〃	島田（関川12.0ｋ左岸）	上越市		島田	15.27	12.21		〃	〃	水圧式	
〃	長者町（関川12.0ｋ右岸）	上越市		長者町	15.43	10.63		〃	〃	水圧式	
保倉川	川原町第二排水樋管（管理橋）	上越市		川原町	4.00	0.91		〃	〃	超音波	
〃	港橋	上越市		港町	3.64	0.94		〃	〃	超音波	
〃	港町第四排水樋管	上越市		港町	3.89	1.00		〃	〃	超音波	
〃	港町第五排水樋管	上越市		港町	4.23	1.04		〃	〃	超音波	
〃	西福島（保倉川1.2ｋ右岸）	上越市		西福島	4.32	1.10		〃	〃	水圧式	
〃	佐内（保倉川1.3ｋ左岸）	上越市		佐内	4.55	0.95		〃	〃	水圧式	
姫川	寺島（姫川0.2ｋ右岸）	糸魚川市		寺島	6.05	3.68		〃	〃	水圧式	
〃	西中（姫川2.8ｋ左岸）	糸魚川市		西中	28.14	25.71		〃	〃	水圧式	
〃	大野（姫川3.0ｋ右岸）	糸魚川市		大野	32.51	29.88		〃	〃	水圧式	
〃	大野（姫川6.6ｋ右岸）	糸魚川市		大野	62.96	26.01	25.20	〃	〃	水圧式	
〃	根小屋（姫川10.7ｋ右岸）	糸魚川市		根小屋	104.22	92.34		〃	〃	水圧式	

5-6　その他の水位観測所【危機管理型水位計】一覧表

事務所名	観測所	箇所数
村上地域振興局	遠矢﨑、殿岡、飯岡、坂町、下鍛冶屋、高田、高田小橋	7
新発田地域振興局	中央町2丁目、大野地、緑町2丁目、中条、東本町、石喜、東本町、上中山、福永、住吉町、宮川、乙、羽黒、村杉、築地、草水	16
新潟地域振興局 新津地域整備部	中野橋、美郷、上野、夏針、佐取、五百池、御手洗橋	7
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	津川6区、日出谷、下綱木、馬取、五十島	5
新潟地域振興局 地域整備部	福島潟第二、浦ノ入水門上流第二、松浜本町、遠藤、亀田中島、馬堀	6
三条地域振興局	井面橋、布施谷橋、川之下大橋、山田橋、渡前大橋、長久橋、新曲谷橋、杣木、長沢、佐渡橋、狭口、天神林、住寺堀、加茂川橋、田上、小乙	16
長岡地域振興局	結橋、梅野橋、中興野、中野西、浦、柏町、豊詰、柳橋、塩新町、上樫出、王番田、坂井、本所、堀溝、渡沢、青山新町、大積、中西、太田、椿澤、小貫、蓮潟、元町、田井、今井、城岡、縄手橋、捷水路固定堰、本弁、まなび橋、樽井川水門、千体橋、山王橋、与板排水機場内水位、与板排水機場外水位、三島上条、川西、蔦都排水機場内水位、鳥越、小島谷、田中、島崎、常楽寺、和島北野、柿木、旧黒川水門内水位、岩方排水機場外水位、別院橋、千谷（千心橋）、千谷（千歳橋）、土川、旭町、元町、東川口	54
魚沼地域振興局	大浦、堀之内（西又川）、吉水（増沢川）、大湯温泉、中家、吉水（田河川）、下島、高倉、根小屋	9
十日町地域振興局	学校町1丁目、川原町、石坂、中村、下条3丁目、稲葉、上山、四日町新田第3、芦ケ崎、貝坂、高田町3丁目東、岩瀬、木落、下町、中在家、中子、中屋敷、坪山、倉俣、上野、水口沢、本屋敷、足滝	23
南魚沼地域振興局	六日町伊勢町、六日町緑町、浦佐、塩沢、塩沢（JR上）、神立、姥島新田	7
柏崎地域振興局	内郷橋、新屋敷、三蔵橋、小島、野田、新道、横山、川内、谷根、米山町	10
上越地域振興局	福橋、藤巻、飛田新田、西山寺、飯室、大平、荒井	7
糸魚川地域振興局	大和川、平牛、仁王堂、中尾、島道、中谷内、青海大沢、大野、上路、桂	10
佐渡地域振興局	舟津橋、新保橋、湯之沢橋、矢田ヶ瀬橋、十玉堂橋、仙道大橋、八蔵橋、宮脇橋	8
小計	185ケ所	
羽越河川国道事務所	荒川河口、村上市大津、村上市佐々木、村上市荒島、関川村大島、関川村湯沢、関川村高瀬、関川村土沢	8
阿賀野川河川事務所	小杉、沢海、下里、六郷、渡場、小流、小松（右岸）、小松（左岸）、安野川、古川、早出川、太田川、杉川	13
信濃川下流河川事務所	本線下流右岸7.5k、左岸6.0k、左岸13.0k、左岸25.4k、左岸29.2k、右岸36.6k、右岸45.3k、左岸48.8k	8
信濃川河川事務所	石湊、野中才、真野代新田、槇下町、西蔵王、東与板、元町、上片貝、川口牛ヶ島、西川口、塩殿卯ノ木、川井新田、真人町、岩沢山谷、下組、西本町、南雲、東川口、西川口、川口和南津、下島、徳田、根小屋、四日町、五箇［1］、五箇［2］、浦佐、鰕島、九日町、水尾新田	30
高田河川国道事務所	港町（関川0.4k右岸）、船場島排水樋管、金子川排水樋管、中々村新田（関川6.0k左岸）、船川排水樋管、上越工業用取水堰（管理橋）、古川排水樋管、中央橋、島田（関川12.0k左岸）、鴨島排水樋管、長者町（関川12.0k右岸）、川原町第二排水樋管（管理橋）、港橋、港町第四排水樋管、港町第五排水樋管、西福島（保倉川1.2k右岸）、佐内（保倉川1.3k左岸）、寺島（姫川0.2k右岸）、西中（姫川2.8k左岸）、大野（姫川3.0k右岸）、大野（姫川6.6k右岸）、根小屋（姫川10.7k右岸）	22
小計	81ケ所	
合計	266ケ所	

【注】　［　］の箇所は同名であるため便宜上番号を追加している。

6　隣接県水位観測所

河川名	観測所名	略号	所属	位置			水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	電話番号（事務所名）
				郡市	町村	大字			
〔山形県関係〕									
荒川	小渡		地方整備局	西置賜	小国	小渡	3.10	3.70	0254(62)6038（羽越河川国道事務所）
横川	小国		〃	〃	〃	小国	3.10	4.90	〃
玉川	玉川		〃	〃	〃	下新田			〃
〔福島県関係〕									
阿賀川	山科		地方整備局	喜多方		慶徳町山科	1.80	2.70	0242(26)6487（阿賀川河川事務所）
〃	宮古		〃	河沼	会津坂下	宮古	1.50	2.00	〃
〃	田島	タジマ	県		南会津	長野	1.80	2.80	0241(62)5321（南会津建設事務所）
只見川	片門		地方整備局	河沼	会津坂下	高寺	－	－	0242(26)6487（阿賀川河川事務所）
伊南川	楢戸		県		只見	小川	1.80	3.50	0241(72)2234（山口土木事務所）
〔長野県関係〕									
犀川	陸郷		地方整備局	安曇野		明科南陸郷	2.50	3.30	026(227)7611（千曲川河川事務所）
〃	小市		〃	長野	川中島	四ツ屋	-0.50	0.00	〃
千曲川	塩名田	シオ	〃	佐久		御馬寄	2.20	3.00	〃
〃	生田		〃	上田		生田	0.80	1.90	〃
〃	杭瀬下		〃	千曲		杭瀬下	0.70	1.60	〃
〃	立ケ花	タテ	〃	中野		立ケ花	3.00	5.00	〃
〃	柏尾橋		〃	飯山		常郷			〃
〃	下越		県	佐久		下越	2.00	2.50	0267(82)3101（佐久建設事務所）
〃	市川橋		〃	下高井	野沢温泉	虫生	12.00	14.50	0269(22)3111（北信建設事務所）
姫川	雨中		〃	北安曇	小谷	雨中	0.80	1.40	0261(22)5111（大町建設事務所）
〔富山県関係〕									
境川	境橋		県	下新井	朝日町	境	1.3	1.5	0765(72)1134（入善土木事務所）

7　ダム関係機関の通報

河川法第46条及び河川法施行令第33条のダム等のうち、水防上必要なダムの通報系統は次のとおりとする。

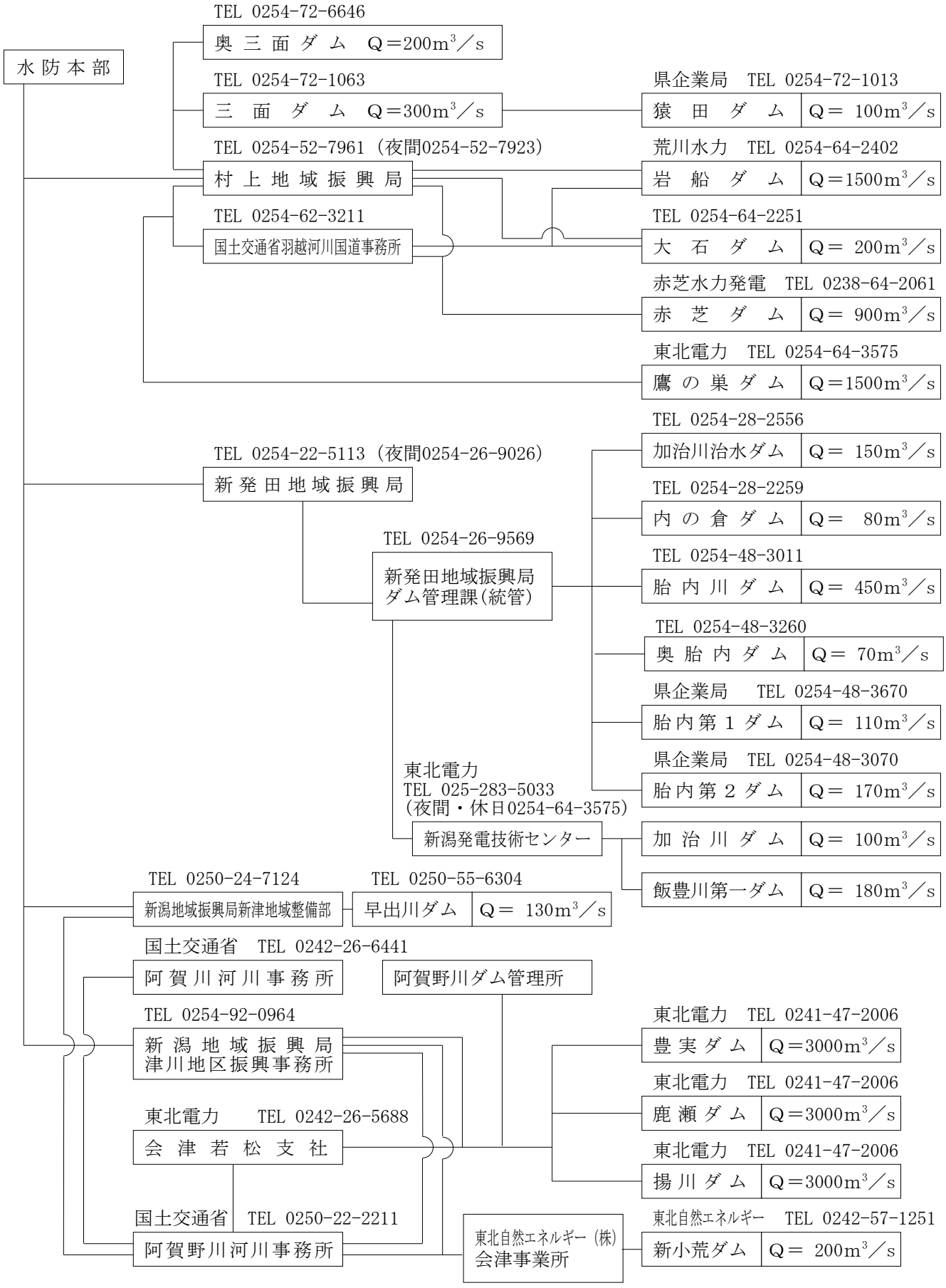

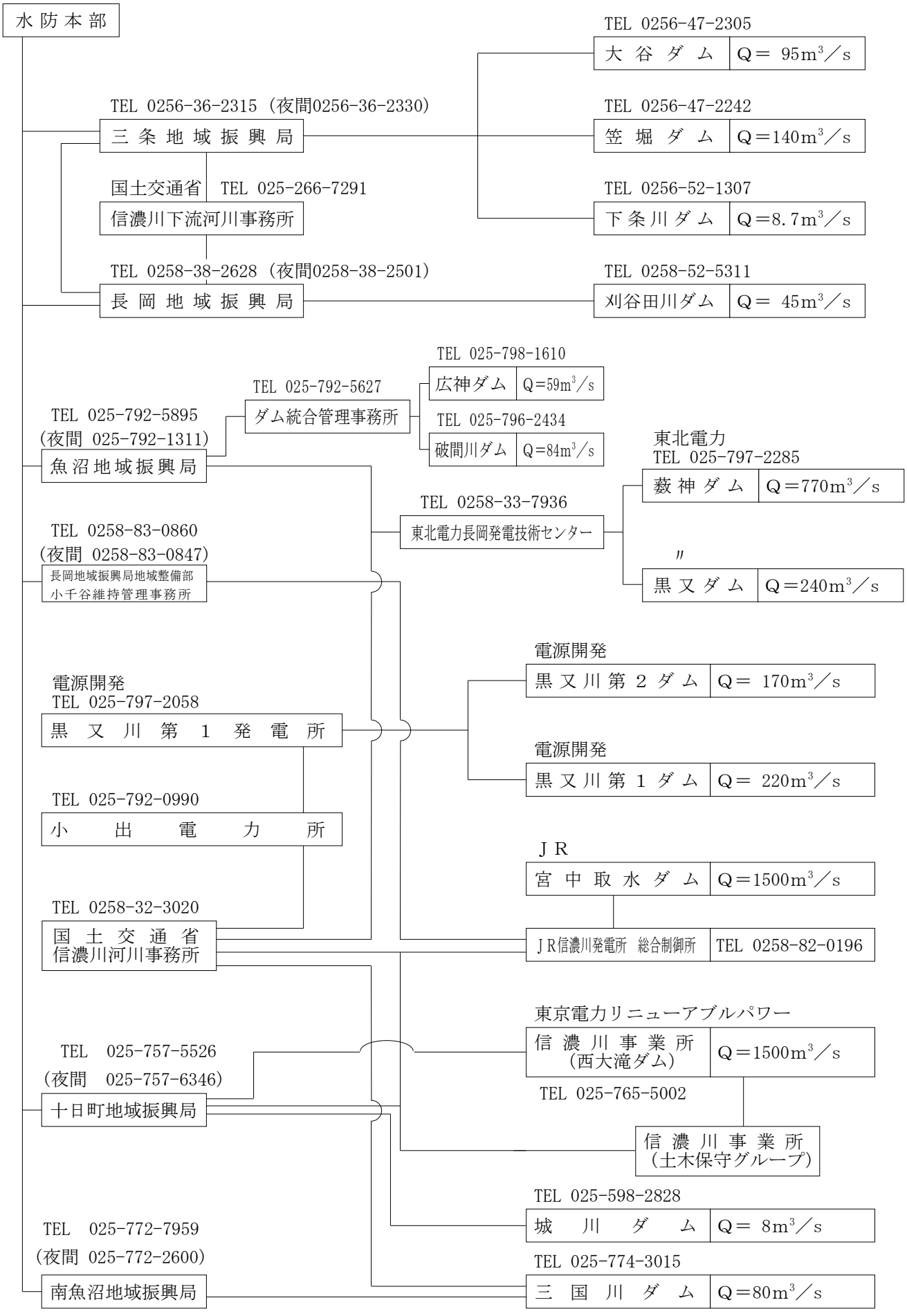
水防本部
TEL 0256-47-2305
大谷ダム
Q＝ 95m³／s
TEL 0256-36-2315（夜間0256-36-2330）
三条地域振興局
TEL 0256-47-2242
笠堀ダム
Q＝140m³／s
国土交通省 TEL 025-266-7291
信濃川下流河川事務所
TEL 0256-52-1307
下条川ダム
Q＝8.7m³／s
TEL 0258-38-2628（夜間0258-38-2501）
長岡地域振興局
TEL 0258-52-5311
刈谷田川ダム
Q＝ 45m³／s
TEL 025-798-1610
広神ダム
Q=59m³／s
TEL 025-792-5627
ダム統合管理事務所
TEL 025-796-2434
破間川ダム
Q=84m³／s
TEL 025-792-5895
(夜間 025-792-1311)
魚沼地域振興局
東北電力
TEL 025-797-2285
薮神ダム
Q＝770m³／s
TEL 0258-33-7936
東北電力長岡発電技術センター
〃
黒又ダム
Q＝240m³／s
TEL 0258-83-0860
(夜間 0258-83-0847)
長岡地域振興局地域整備部
小千谷維持管理事務所
電源開発
黒又川第２ダム
Q＝ 170m³／s
電源開発
TEL 025-797-2058
黒又川第１発電所
電源開発
黒又川第１ダム
Q＝ 220m³／s
TEL 025-792-0990
小出電力所
ＪＲ
宮中取水ダム
Q＝1500m³／s
TEL 0258-32-3020
国土交通省
信濃川河川事務所
ＪＲ信濃川発電所 総合制御所
TEL 0258-82-0196
東京電力リニューアブルパワー
信濃川事業所
（西大滝ダム）
Q＝1500m³／s
TEL 025-757-5526
(夜間 025-757-6346)
十日町地域振興局
TEL 025-765-5002
信濃川事業所
（土木保守グループ）
TEL 025-598-2828
城川ダム
Q＝ 8m³／s
TEL 025-772-7959
(夜間 025-772-2600)
南魚沼地域振興局
TEL 025-774-3015
三国川ダム
Q＝80m³／s

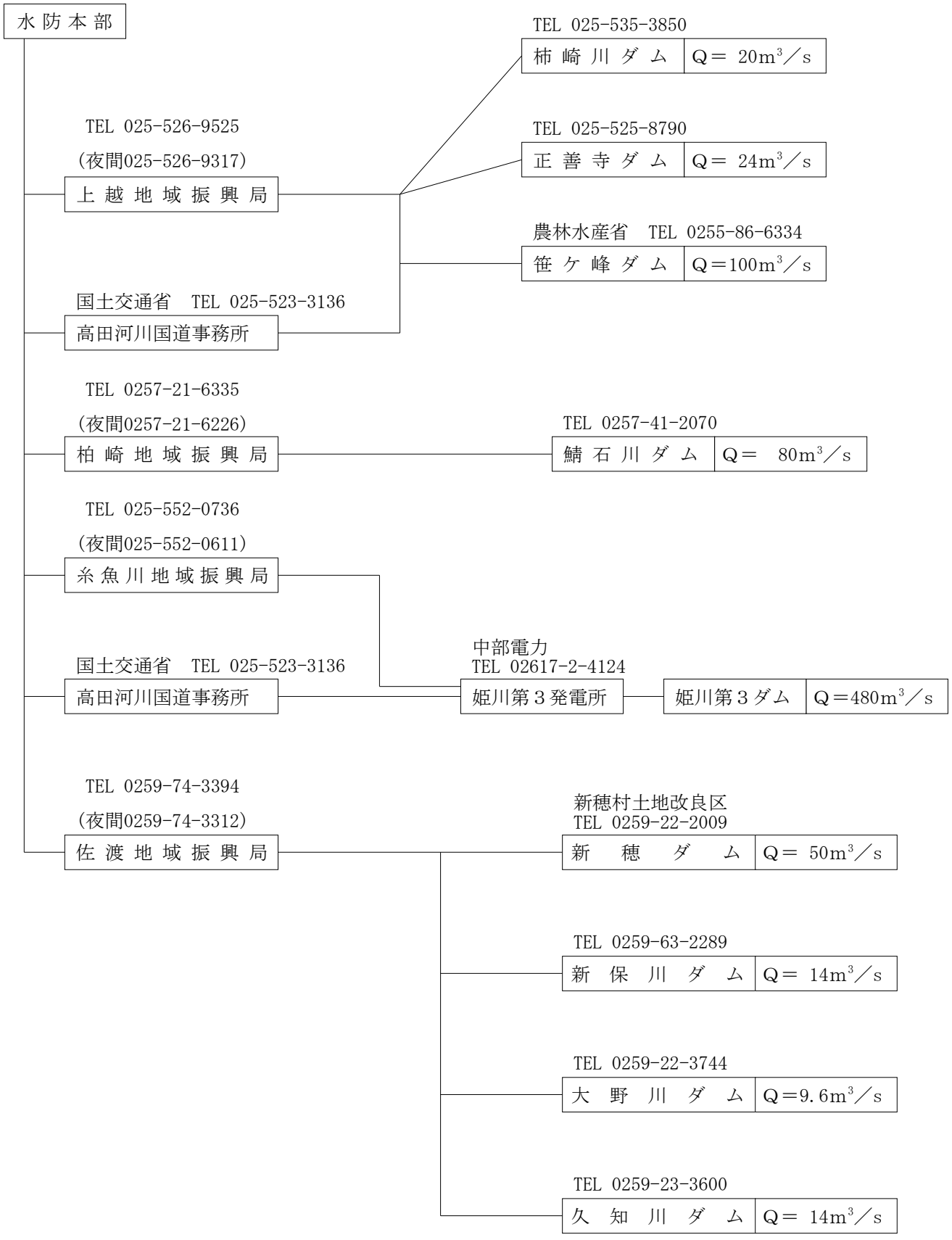
水防本部
TEL 025-535-3850
柿崎川ダム
Q＝ 20m³／s
TEL 025-526-9525
(夜間025-526-9317)
上越地域振興局
TEL 025-525-8790
正善寺ダム
Q＝ 24m³／s
農林水産省 TEL 0255-86-6334
笹ケ峰ダム
Q＝100m³／s
国土交通省 TEL 025-523-3136
高田河川国道事務所
TEL 0257-21-6335
(夜間0257-21-6226)
柏崎地域振興局
TEL 0257-41-2070
鯖石川ダム
Q＝ 80m³／s
TEL 025-552-0736
(夜間025-552-0611)
糸魚川地域振興局
中部電力
TEL 02617-2-4124
国土交通省 TEL 025-523-3136
高田河川国道事務所
姫川第３発電所
姫川第３ダム
Q＝480m³／s
TEL 0259-74-3394
(夜間0259-74-3312)
佐渡地域振興局
新穂村土地改良区
TEL 0259-22-2009
新穂ダム
Q＝ 50m³／s
TEL 0259-63-2289
新保川ダム
Q＝ 14m³／s
TEL 0259-22-3744
大野川ダム
Q＝9.6m³／s
TEL 0259-23-3600
久知川ダム
Q＝ 14m³／s

第３節　風向、風速及び波高の観測通報

１　待機基準及び観測通報

管理者は、波浪警報や高潮警報等の気象情報が発表され、関係機関からの越波通行規制や住宅への越波被害情報を入手したときで、波浪等による被害の恐れがあると認められるときから危険が解消されるまでの間、水防本部及び水防支部に水防当番員(水防待機)を配置し、被害状況の把握や情報連絡その他に従事する。

２　風向、風速、波高通報連絡系統

風向、風速、波高の通報連絡系統は下図のとおりとする。

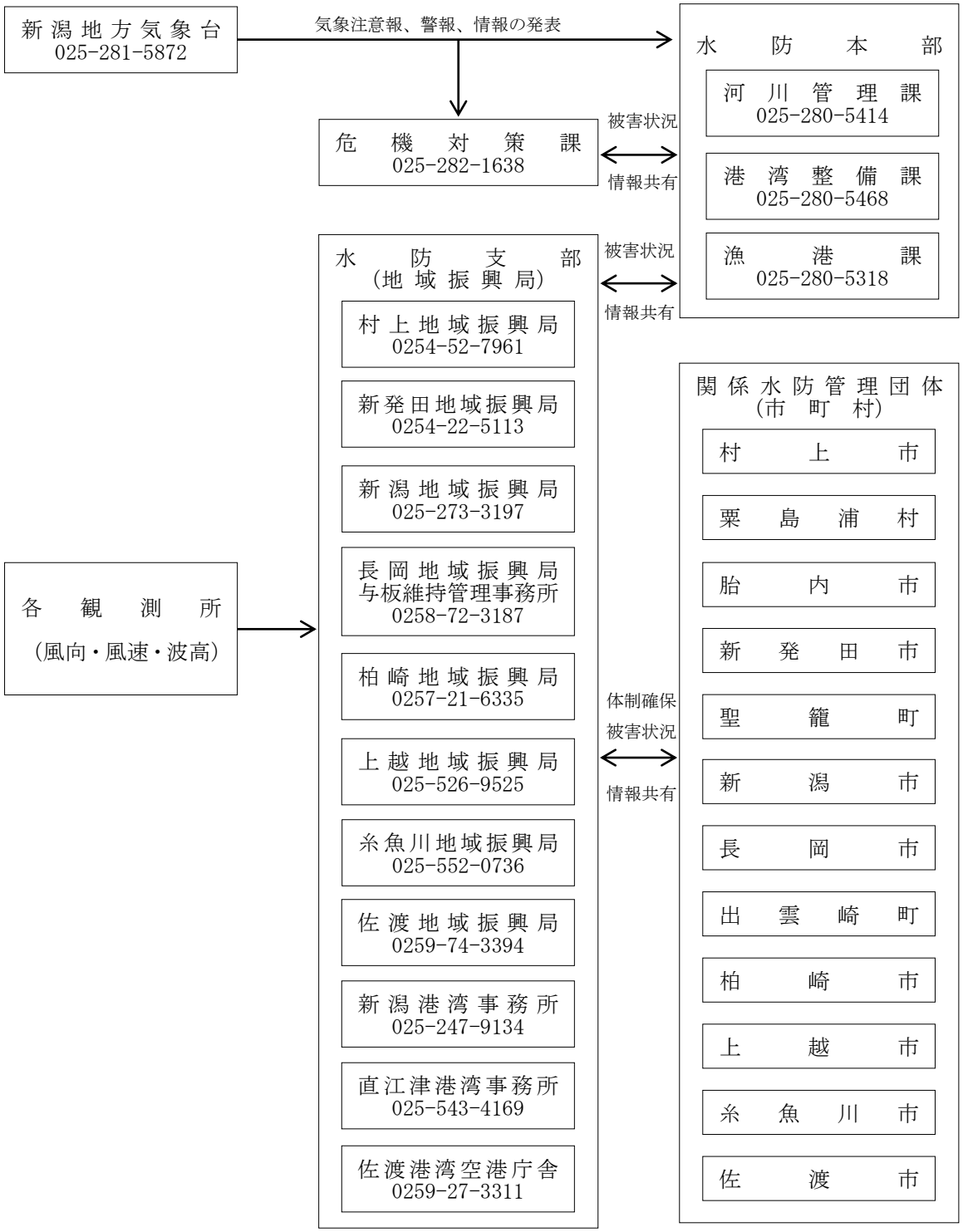

3　風向、風速、波高の指定観測所

風向、風速及び波高の指定観測所は次のとおりとする。

海岸名	観測所名	種別	所管	位置			所管	電話番号
				郡市	町村区	大字		
岩船港	岩船	風向 風速 波高	県	村上		岩船	村上地域振興局	0254-52-7962
新潟港	新潟東港	風向 風速	県	北蒲原	聖籠	東港	新潟港湾事務所東港分所	025-256-2503
新潟港	新潟	風向 風速	県	新潟	中央	竜ケ島	新潟港湾事務所	025-247-9131
新潟港	松浜	風向 風速	気	新潟	東	松浜町	新潟地方気象台	025-281-5872
新潟港	松浜	波高	国	新潟	東	松浜町	国土交通省新潟港湾・空港整備事務所	025-222-6111
寺泊港	寺泊	潮位	県	長岡		寺泊	長岡地域振興局与板維持管理事務所	0258-72-3187
柏崎港	柏崎	風向 風速 波高	県	柏崎		西港町	柏崎地域振興局	0257-21-6335
直江津港	直江津	風向 風速	県	上越		港町	直江津港湾事務所	025-543-4167
直江津港	直江津	波高	国	上越		遊光寺浜	国土交通省新潟港湾・空港整備事務所	025-222-6111
姫川港	姫川港 寺島地区	風向 風速 波高	県	糸魚川		須沢	糸魚川地域振興局	025-553-1976
両津港	両津	風向 風速	気	佐渡		両津湊	新潟地方気象台	025-281-5872
南片辺	南片辺	風向 風速	県	佐渡		南片辺	佐渡地域振興局	0259-74-3530
鷲崎	鷲崎	風向 風速	県	佐渡		鷲崎	佐渡地域振興局	0259-74-3530
柿野浦	柿野浦	風向 風速	県	佐渡		柿野浦	佐渡地域振興局	0259-74-3530

第４節　その他の情報発信及び情報収集について

１　情報発信

住民への情報発信

北陸地方整備局及び県では、水位データ及び雨量データを放送事業者と協力して発信する。水防本部、水防支部及び水防管理団体は、これらの情報ツールを住民へ周知するよう努める。

また、水防本部、水防支部及び水防管理団体は、県民の生活に密着した水災害情報については、可能な限り情報発信を行う。

表　放送事業者と協力して発信する情報　　（※詳細は「参③-71」付表-9参照）

放送事業者	発信情報
ＮＨＫ新潟放送局	県内指定水位観測所の水位 、雨量観測所の雨量
エヌ・シィ・ティ	長岡管内の指定水位観測所の水位
ＪＣＶ	上越管内の指定水位観測所の水位

２　情報収集

水防本部、水防支部及び水防管理団体は、様々な情報ツールを活用し情報収集に努める。

（「参③-71」付表-9参照）

北陸地方整備局・新潟県が提供する河川カメラ映像（「参③-48」付表-8参照）

北陸地方整備局・新潟県が提供する河川カメラ画像は以下の通りである。

１　高田河川国道事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
1	関川	関川	上越市中央三丁目	0.15k	左岸	河口
2	関川	関川	上越市中央二丁目	0.59k	左岸	保倉川合流点
3	関川	関川	上越市東雲町一丁目	1.56k	左岸	東雲町排水樋管　内水・外水
4	関川	関川	上越市塩屋	3.2k	左岸	関川大橋上流
5	関川	関川	上越市大字薄袋	4.9k	左岸	木田
6	関川	関川	上越市高土町	7.1k	左岸	高土町
7	関川	関川	上越市北城町一丁目	8.3k	左岸	高田水位観測所
8	関川	関川	上越市東城町二丁目	9.42k	左岸	中央橋上流
9	関川	関川	上越市東城町二丁目	9.42k	左岸	上越消流雪用水機場ｽｸﾘｰﾝ・ﾎﾟﾝﾌﾟ室
10	関川	関川	上越市大字下箱井字今池	10.9k	左岸	今池橋上流
11	関川	関川	上越市島田	11.98k	左岸	別所川合流点
12	関川	関川	上越市春日新田一丁目	1.84k	右岸	関川大橋下流
13	関川	関川	上越市北田屋新田	4.4k	右岸	北陸道関川橋下流
14	関川	関川	上越市中々村新田	6.2k	右岸	上越大橋下流
15	関川	関川	上越市上稲田	7.6k	右岸	上越工業用取水堰
16	関川	関川	上越市稲田一丁目	8.39k	右岸	稲田橋上流
17	関川	保倉川	上越市春日新田四丁目	0.55k	左岸	マリーナ上越　泊地
18	関川	関川	上越市春日新田四丁目	0.9k	左岸	春日新田排水機場　内外水・ﾎﾟﾝﾌﾟ室

1　高田河川国道事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
19	関川	保倉川	上越市春日新田四丁目	1.2k	左岸	JR保倉川橋梁下流
20	姫川	姫川	糸魚川市須沢	0.06k	左岸	須沢
21	姫川	姫川	糸魚川市須沢	1.0k	左岸	JR姫川橋梁下流
22	姫川	姫川	糸魚川市大野	3.8k	左岸	西中
23	姫川	姫川	糸魚川市小滝	12.3k	左岸	小滝川合流点
24	姫川	姫川	糸魚川市小滝	12.3k	左岸	小滝川水位観測所
25	姫川	姫川	糸魚川市寺島	0.35k	右岸	寺島
26	姫川	姫川	糸魚川市上刈	1.8k	右岸	北陸道姫川橋梁下流
27	姫川	姫川	糸魚川市上刈	2.8k	右岸	上刈
28	姫川	姫川	糸魚川市大野	4.5k	右岸	大野
29	姫川	姫川	糸魚川市大野	5.7k	右岸	大野上流
30	姫川	姫川	糸魚川市山本	7.16k	右岸	山本水位観測所
31	姫川	姫川	糸魚川市山本	7.16k	右岸	山本
32	姫川	姫川	糸魚川市根小屋	8.35k	右岸	山本橋右岸
33	姫川	姫川	糸魚川市根小屋	9.06k	右岸	根知川合流点、唐沢排水樋管内外水
34	姫川	姫川	糸魚川市根小屋	10.6k	右岸	根小屋

2　羽越河川国道事務所 所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
35	荒川	荒川	村上市大津地先	3.6k	左岸	大津
36	荒川	荒川	村上市貝附地先	10.0k	左岸	貝附
37	荒川	荒川	岩船郡関川村南赤谷地先	12.0k	左岸	南赤谷
38	荒川	荒川	岩船郡関川村下関地先	14.8k	左岸	下関
39	荒川	荒川	岩船郡関川村上関地先	17.4k	左岸	上関
40	荒川	荒川	村上市大字塩谷地先	0.0k	右岸	塩谷
41	荒川	荒川	村上市大字葛籠山地先	4.5k	右岸	葛籠山観測所
42	荒川	荒川	村上市大字小岩内地先	8.0k	右岸	花立観測所
43	荒川	荒川	岩船郡関川村高田地先	10.9k	右岸	女川
44	荒川	荒川	岩船郡関川村高田地先	11.9k	右岸	高田
45	荒川	荒川	岩船郡関川村湯沢地先	16.1k	右岸	湯沢
46	荒川	荒川	岩船郡関川村大字湯沢地先	17.1k	右岸	高瀬
47	荒川	荒川	岩船郡関川村上関地先	18.3k	右岸	高瀬上流
48	荒川	荒川	村上市大字福田地先	1.25k	右岸	福田
49	荒川	荒川	村上市牛屋（荒川縁新田）地先	2.74k	右岸	牛屋（河川）
50	荒川	荒川	村上市佐々木地先	5.05k	左岸	佐々木
51	荒川	大石川	岩船郡関川村大字大石地先	大石ダム		左岸監視
52	荒川	大石川	岩船郡関川村大字大石地先			上流監視

3　信濃川河川事務所　所管（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
1A	信濃川	大河津分水路	長岡市寺泊藪田	8.2k	左岸	大河津 8.4左 河口部（藪田）
53	信濃川	大河津分水路	長岡市寺泊野積	8.2k	右岸	大河津 8.3右 河口部（野積）
54	信濃川	大河津分水路	長岡市寺泊野積	7.8k	右岸	大河津 7.8右 第二床固
55	信濃川	大河津分水路	長岡市寺泊片町	7.8k	左岸	大河津 7.9左 第二床固
2A	信濃川	大河津分水路	燕市渡部	6.0k	左岸	大河津 6.0左 渡部橋下流
56	信濃川	大河津分水路	燕市中島	4.2k	右岸	大河津 4.2右 燕市中島
57	信濃川	大河津分水路	燕市新長	3.2k	右岸	大河津 3.1右 燕市新長
58	信濃川	大河津分水路	燕市野中才	1.8k	右岸	大河津 1.8右 燕市野中才
3A	信濃川	大河津分水路	長岡市寺泊新長	2.0k	左岸	大河津 2.1左 長岡市寺泊新長
59	信濃川	大河津分水路	燕市五千石	0.6k	左岸	大河津 0.6左 敦ヶ曽根樋管
60	信濃川	大河津分水路	燕市五千石	0.4k	右岸	大河津 0.7右 可動堰下流
6A	信濃川	大河津分水路	燕市五千石	0.2k	右岸	大河津-0.1右 可動堰上流
4A	信濃川	大河津分水路	燕市五千石	0.2k	堰柱	大河津 0.2k 可動堰G4上流
61	信濃川	大河津分水路	燕市五千石	0.0k	左岸	大河津 0.0左 可動堰上流
62	信濃川	信濃川中流	燕市大川津	-1.5k	右岸	信濃川-1.5右 西川取水樋門
63	信濃川	信濃川中流	燕市大川津	-1.3k	右岸	信濃川-1.3右 大河津出張所
64	信濃川	信濃川中流	燕市大川津	-1.4k	右岸	信濃川-1.1左 洗堰下流
65	信濃川	信濃川中流	長岡市中条新田	-1.0k	右岸	信濃川-0.8右 洗堰上流
66	信濃川	信濃川中流	長岡市真野代新田	0.5k	右岸	信濃川1.0右 長岡市真野代新田
67	信濃川	信濃川中流	長岡市中之島中条	2.5k	右岸	信濃川2.7右 長岡市中之島中条
68	信濃川	信濃川中流	長岡市並木新田	5.0k	右岸	信濃川5.7右 与板橋上流
69	信濃川	信濃川中流	長岡市天神町	10.5k	右岸	信濃川 10.1右 長岡市黒津町
5A	信濃川	信濃川中流	長岡市西蔵王	15.3k	右岸	信濃川 15.3右 長岡市西蔵王
7A	信濃川	信濃川中流	長岡市荻野	15.5k	左岸	信濃川 15.5左 長岡市荻野
70	信濃川	信濃川中流	長岡市蔵王町	15.3k	右岸	信濃川 15.3右 長岡大橋下流
71	信濃川	信濃川中流	長岡市水道町	16.3k	右岸	信濃川 16.3右 長岡市水道町
72	信濃川	信濃川中流	長岡市信濃	17.9k	右岸	信濃川 17.8右 大手大橋上流
73	信濃川	信濃川中流	長岡市浦	24.3k	左岸	信濃川 24.3左 越路橋下流
74	信濃川	信濃川中流	小千谷市高梨町	29.5k	左岸	信濃川 29.2左 小千谷市五辺
75	信濃川	信濃川中流	長岡市妙見町	30.2k	左岸	信濃川 31.3左 妙見堰調整池
76	信濃川	信濃川中流	長岡市妙見町	30.0k	右岸	信濃川 30.0右 妙見堰
77	信濃川	信濃川中流	長岡市妙見町	30.2k	右岸	信濃川 30.7右 妙見堰調整池
78	信濃川	信濃川中流	小千谷市千谷	32.3k	左岸	信濃川 32.3左 小千谷大橋上流
79	信濃川	信濃川中流	小千谷市元町	34.7k	左岸	信濃川 34.7左 小千谷水位
80	信濃川	信濃川中流	小千谷市元町	34.8k	左岸	信濃川 34.7左 旭橋上流
81	信濃川	信濃川中流	長岡市川口相川	37.5k	右岸	信濃川 38.8右 長岡市川口相川
82	信濃川	信濃川中流	長岡市川口牛ヶ島	39.5k	右岸	信濃川 39.5右 長岡市牛ヶ島
83	信濃川	信濃川中流	長岡市西川口	40.0k	左岸	信濃川 40.2左 牛ヶ島大橋
84	信濃川	信濃川中流	長岡市川口牛ヶ島	41.0k	右岸	信濃川 41.0右 魚野川合流点
85	信濃川	信濃川中流	小千谷市大字塩殿	45.0k	左岸	信濃川 45.0左 小千谷市塩殿
86	信濃川	信濃川中流	小千谷市大字塩殿	47.0k	左岸	信濃川 46.7左 川井大橋下流
87	信濃川	信濃川中流	小千谷市真人町	50.0k	左岸	信濃川 50.0左 岩沢水位
88	信濃川	信濃川中流	十日町市寅乙	63.1k	右岸	信濃川 63.0右 妻有大橋下流
89	信濃川	信濃川中流	十日町市寅乙	63.2k	右岸	信濃川 63.2右 妻有大橋上流

3　信濃川河川事務所　所管（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
90	信濃川	信濃川中流	十日町市子	64.9k	右岸	信濃川 64.9右 十日町橋上流
91	信濃川	信濃川中流	十日町市姿甲	70.0k	橋梁	信濃川 70.1k 十日町水位
92	信濃川	信濃川中流	十日町市小原	74.5k	右岸	信濃川 74.5右 宮中橋上流
93	信濃川	信濃川中流	中魚沼郡津南町大字上郷寺石	区間外	左岸	信濃川 津南町 宮野原水位
8A	信濃川	魚野川	魚沼市下新田	6.3k	左岸	魚野川 6.3左 下島樋門内水
94	信濃川	魚野川	魚沼市下新田	7.5k	左岸	魚野川 7.5左 宇賀地橋下流
95	信濃川	魚野川	魚沼市堀之内	10.8k	左岸	魚野川 10.8左 堀之内水位
96	信濃川	魚野川	魚沼市四日町	13.3k	右岸	魚野川 13.2右 小出橋下流
97	信濃川	魚野川	南魚沼市浦佐	21.9k	左岸	魚野川 21.9左 浦佐大橋上流
98	信濃川	魚野川	南魚沼市九日町	25.4k	左岸	魚野川 25.3左 大和橋上流
99	信濃川	魚野川	南魚沼市麓	27.7k	右岸	魚野川 27.8右 八海橋上流
100	信濃川	魚野川	長岡市西川口	2.5k	左岸	魚野川 2.5左 魚野川橋
101	信濃川	魚野川	魚沼市根小屋	9.0k	右岸	魚野川 9.0右 魚沼市根小屋
9A	信濃川	魚野川	魚沼市堀之内	10.9k	左岸	魚野川 10.9左 堀之内橋下流
102	信濃川	魚野川	魚沼市大石	12.1k	左岸	魚野川 12.1左 破間川合流点
103	信濃川	魚野川	魚沼市四日町	12.5k	右岸	魚野川 12.3右 破間川合流点
104	信濃川	魚野川	魚沼市青島	13.8k	左岸	魚野川 13.7左 小出水位
10A	信濃川	魚野川	魚沼市青島	14.0k	左岸	魚野川 14.1左 新柳生橋下流
105	信濃川	魚野川	魚沼市伊勢島	16.5k	右岸	魚野川 16.2右 福山橋下流
106	信濃川	魚野川	魚沼市虫野	17.4k	右岸	魚野川 17.3右 魚沼市虫野
107	信濃川	魚野川	魚沼市十日町	18.7k	右岸	魚野川 18.7右 八色大橋上流
108	信濃川	魚野川	南魚沼市五箇	20.0k	左岸	魚野川 20.0左 水無川合流点

4　信濃川下流河川事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
109	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区上大川前通	4.2'k	左岸	萬代橋
110	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区川岸町1丁目	5.5'k	左岸	やすらぎ堤
111	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区関南町	8.1'k	左岸	東関屋
112	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区関南町	8.5'k	左岸	信濃川水門上流
113	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区水田	24.0k	右岸	才歩川水門左岸上流
114	信濃川	信濃川下流	新潟市西区山田	3.1k	左岸	平成大橋
115	信濃川	信濃川下流	新潟市西区善久	4.3k	左岸	下山田
116	信濃川	信濃川下流	新潟市西区山田	5.0k	左岸	山田
117	信濃川	信濃川下流	新潟市西区善久	6.0k	左岸	善久
118	信濃川	信濃川下流	新潟市江南区天野	7.9k	右岸	天野
119	信濃川	信濃川下流	新潟市南区赤渋	16.3k	左岸	赤渋
120	信濃川	信濃川下流	新潟市南区戸石新田	20.6k	左岸	小須戸橋左岸
121	信濃川	信濃川下流	三条市上須頃中沢道上	41.9k	左岸	上須頃
122	信濃川	中ノ口川	燕市道金	43.0k	右岸	道金
123	信濃川	中ノ口川	燕市道金	43.0k	左岸	中ノ口川水門左岸下流
124	信濃川	信濃川下流	新潟市西区関屋	0.0k	左岸	新潟大堰管理所屋上

4　信濃川下流河川事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
125	信濃川	信濃川下流	燕市道金	43.0k	右岸	蒲原大堰下流
126	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区網川原	1.8k	右岸	網川原
127	信濃川	信濃川下流	新潟市江南区酒屋町	11.0k	右岸	酒屋
128	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区三枚潟	12.8k	右岸	大郷橋
129	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区大秋	15.1k	右岸	大秋
130	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区子成場	16.7k	左岸	臼井橋
131	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区小須戸	20.9k	右岸	小須戸橋
132	信濃川	信濃川下流	南蒲原郡田上町横場	25.7k	右岸	庄瀬橋
133	信濃川	信濃川下流	南蒲原郡田上町保明新田	28.4k	右岸	保明新田
134	信濃川	信濃川下流	加茂市鵜森	31.6k	左岸	鵜森
135	信濃川	信濃川下流	三条市柳場新田	34.0k	右岸	柳場新田
136	信濃川	信濃川下流	三条市下須頃	40.5k	左岸	下須頃
137	信濃川	信濃川下流	三条市荒町1丁目	40.7k	右岸	荒町
138	信濃川	信濃川下流	三条市本町6丁目	41.1k	右岸	五十嵐川合流点
139	信濃川	信濃川下流	三条市由利	41.5k	右岸	貝喰川合流点
140	信濃川	信濃川下流	三条市尾崎	44.5k	左岸	尾崎
141	信濃川	信濃川下流	燕市横田	46.0k	左岸	横田
142	信濃川	信濃川下流	燕市熊森	47.6k	左岸	万盛橋
143	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区太右エ門新田	4.0k	右岸	鳥屋野潟排水機場屋上
144	信濃川	関屋分水路	新潟市中央区関屋	0.0k	左岸	新潟大堰左岸下流
145	信濃川	西川	新潟市西区小新1丁目	2.0k	左岸	西川
146	新潟海岸	新潟海岸	新潟市西区小針		その他	小針浜
147	新潟海岸	新潟海岸	新潟市中央区窪田町		その他	マリンピア前
148	新潟海岸	新潟海岸	新潟市中央区関屋		その他	汐見台
149	新潟海岸	新潟海岸	新潟市中央区西船見		その他	西船見町
150	信濃川	信濃川下流	三条市大島	37.9k	左岸	大島
151	信濃川	信濃川下流	三条市上須頃	40.9k	左岸	上須頃２
152	信濃川	信濃川下流	加茂市天神林	33.2k	右岸	天神林
153	信濃川	信濃川下流	三条市荻島	35.4k	左岸	荻島
154	信濃川	信濃川下流	三条市三貫地	36.4k	右岸	三貫地
155	信濃川	信濃川下流	三条市石上	39.0k	右岸	石上
156	信濃川	信濃川下流	燕市笈ヶ島	48.7k	左岸	笈ヶ島
157	信濃川					白根橋
158	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区関南町	8.5'k	左岸	信濃川水門下流
159	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区水田	23.6k	右岸	五社川水門上流
160	信濃川	中ノ口川	燕市道金	43.0k	右岸	中ノ口川水門右岸下流
161	信濃川	関屋分水路	新潟市中央区関屋	0.0k	右岸	新潟大堰右岸下流
162	信濃川	西川	新潟市西区小新		その他	小新排水機場
163	信濃川	西川	新潟市西区新通		その他	新通排水機場
164	信濃川	西川	新潟市西区小針		その他	小新ポンプ場
165	信濃川	西川	新潟市西区坂井東2丁目		その他	大曲ポンプ場
166	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区上沼		その他	上沼
167	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区小張木3丁目		その他	小張木
168	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区桜木町		その他	桜木橋

4　信濃川下流河川事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
169	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区紫竹山6丁目		その他	弁天橋
170	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区長潟1丁目		その他	公園入口
171	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区清五郎		その他	清五郎
172	信濃川	鳥屋野潟	新潟市中央区鐘木		その他	新堀橋
173	新潟海岸	新潟海岸	新潟市西区五十嵐1の町		その他	五十嵐浜
174	新潟海岸	新潟海岸	新潟市中央区関屋		その他	関屋浜
175	新潟海岸	新潟海岸	新潟市西区西有明		その他	有明浜
176	信濃川	信濃川下流	新潟市秋葉区水田	22.8k	右岸	水田

5　阿賀野川河川事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
177	阿賀野川	阿賀野川	新潟市北区濁川	2.9k	右岸	阿賀野川大橋右岸
178	阿賀野川	阿賀野川	新潟市江南区本所	4.2k	左岸	新潟市本所
179	阿賀野川	阿賀野川	新潟市秋葉区満願寺	17.0K	左岸	新潟市満願寺
180	阿賀野川	阿賀野川	新潟市秋葉区満願寺	17.1k	左岸	満願寺出張所屋上
181	阿賀野川	阿賀野川	新潟市秋葉区金屋	22.2k	左岸	新潟市金屋
182	阿賀野川	阿賀野川	五泉市馬下	32.8k	左岸	五泉市馬下
183	阿賀野川	阿賀野川	新潟市北区松浜	1.2k	右岸	新潟市松ヶ崎
184	阿賀野川	阿賀野川	新潟市北区高森	5.0k	右岸	胡桃山排水機場屋上
185	阿賀野川	阿賀野川	阿賀野市下里	16.8k	右岸	阿賀野市下里防災ST
186	阿賀野川	阿賀野川	新潟市北区松浜	0.8k	右岸	松浜橋右岸
187	阿賀野川	阿賀野川	新潟市北区灰塚	10.8k	右岸	新潟市灰塚
188	阿賀野川	阿賀野川	新潟市江南区横越	13.5k	左岸	横雲橋左岸
189	阿賀野川	阿賀野川	阿賀野市下里	18.4k	右岸	阿賀浦橋右岸
190	阿賀野川	阿賀野川	新潟市北区高森	6.2k	右岸	新潟市高森
191	阿賀野川	阿賀野川	新潟市東区中興野	3.2k	左岸	泰平橋左岸
192	阿賀野川	阿賀野川	新潟県阿賀野市	29.2K	右岸	阿賀野市渡場
193	阿賀野川	阿賀野川	新潟市秋葉区中新田	18.3k	左岸	阿賀浦橋左岸
194	阿賀野川	阿賀野川	新潟県五泉市	23.0K	左岸	早出川合流点
195	阿賀野川	早出川	五泉市太田	3.4k	左岸	三本木大橋左岸
196	阿賀野川	早出川	五泉市善願	4.6k	右岸	善願橋右岸
197	阿賀野川	新井郷川	新潟市北区兄弟堀	0.0k	左岸	新潟市兄弟堀
198	阿賀野川	砂防	新潟県阿賀町		左岸	馬取川
199	阿賀野川	砂防	福島県耶麻郡西会津町		左岸	銚子ノ口下流
200	阿賀野川	砂防	福島県耶麻郡西会津町		左岸	銚子ノ口上流
201	阿賀野川	砂防	福島県耶麻郡西会津町		右岸	松坂

6　湯沢砂防事務所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
202	信濃川	大源太川	南魚沼郡湯沢町大字土樽		左岸	大源太川･岩原橋上流
203	信濃川	大源太川	南魚沼郡湯沢町大字土樽		左岸	大源太川下流砂防堰堤
204	信濃川	大源太川	南魚沼郡湯沢町大字土樽		左岸	大源太川第１号砂防堰堤
205	信濃川	中津川	長野県下水内郡栄村大字小赤沢		右岸	小赤沢第１３号砂防堰堤
206	信濃川	中津川	長野県下水内郡栄村大字小赤沢		右岸	小赤沢第１４号砂防堰堤
207	信濃川	中津川	長野県下水内郡栄村大字小赤沢		左岸	小赤沢第１８号砂防堰堤
208	信濃川	中津川	長野県下水内郡栄村大字小赤沢		左岸	小赤沢第２３号砂防堰堤
209	信濃川	中津川	中魚沼郡津南町大字下船渡戌		右岸	中津川･東京電力下船渡取水堰
210	信濃川	中津川	中魚沼郡津南町大字下船渡秋成		左岸	中津川･牛首砂防堰堤
211	信濃川	中津川	中魚沼郡津南町大字清水河原		右岸	中津川･清水川原砂防堰堤
212	信濃川	中津川	中魚沼郡津南町大字上結東		左岸	中津川･上結東砂防堰堤
213	信濃川	芋川	長岡市古志東竹沢		右岸	芋川･新宇賀地橋
214	信濃川	芋川	長岡市古志東竹沢		左岸	芋川･東竹沢第１号、２号砂防堰堤

7　飯豊山系砂防事務所　所管

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
215	荒川	女川・藤沢川	岩船郡関川村大字蛇喰地先		右	女川・藤沢川合流点
216	荒川	荒川	岩船郡関川村大字八ツ口地先		右	上ノ沢第1号砂防堰堤
217	胎内川	胎内川・鹿ノ俣川	胎内市夏井地先		右	胎内川・鹿ノ俣川合流点
218	荒川	鍬江沢川	胎内市鍬江地先		左	鍬江沢川・胎内市鍬江
219	加治川	加治川	新発田市岡田地先		右	加治川・安全橋
220	加治川	姫田川・坂井川	新発田市西姫田地先		左	姫田川・坂井川合流点
221	加治川	坂井川・寺内川	新発田市菅谷地先		左	坂井川・寺内川合流点
222	胎内川	胎内川	胎内市下赤谷地先		右	胎内川・下赤谷砂防堰堤

8　三国川ダム管理所　所管　（新潟県内）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
223	信濃川	三国川	南魚沼市田崎字向原	2.4k	左岸	田崎
224	信濃川	三国川	南魚沼市宮字入会原	3.6k	左岸	津久野
225	信濃川	三国川	南魚沼市宮字川端	4.8k	左岸	宮
226	信濃川	三国川	南魚沼市宮字東川端	5.8k	左岸	日之出
227	信濃川	三国川	南魚沼市畦地	6.8k	左岸	畦地
228	信濃川	三国川	南魚沼市畦地	7.8k	左岸	小川橋
229	信濃川	三国川	南魚沼市土沢字当ノ坂	9.0k	左岸	土沢
230	信濃川	三国川	南魚沼市泉新田字内島	0.4k	右岸	泉新田
231	信濃川	三国川	南魚沼市新堀新田三国原	1.4k	右岸	三国川橋
232	信濃川	三国川	南魚沼市野中	9.6k	右岸	野中
233	信濃川	三国川	南魚沼市清水瀬台の上	10.4k	右岸	清水瀬
234	信濃川	三国川	南魚沼市舞台	11.0k	左岸	減勢池
235	信濃川	三国川	南魚沼市舞台		左岸	左岸堤頂
236	信濃川	三国川	南魚沼市清水瀬		右岸	取水塔
237	信濃川	三国川				十字峡
238	信濃川	三国川				切山沢

9　国営越後丘陵公園事務所　所管

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
239	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		展望台
240	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		フォリーの丘
241	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		ウェルカムゲート
242	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		暖の館
243	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		休憩棟
244	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		越の池
245	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		ログハウス
246	信濃川	信濃川流域	長岡市宮本東方町	健康ゾーン		ふれあいの丘

１０　松本砂防事務所　所管

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
247	姫川	姫川	長野県北安曇郡小谷村北小谷		左岸	葛葉山腹斜面
248	姫川	姫川	新潟県糸魚川市蒲原		左岸	蒲原沢
249	姫川	大所川	長野県北安曇郡小谷村北小谷		右岸	大所川

１１　新潟県　所管

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
1	海川	海川	糸魚川市道平		左岸	
2	関川	儀明川	上越市仲町			

１２　簡易型河川監視カメラ（国土交通省所管）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
1	荒川	荒川	村上市佐々木	5.75k	左岸	佐々木
2	荒川	荒川	村上市荒島	7.75k	左岸	荒島
3	荒川	荒川	岩船郡関川村大島	11.00k	左岸	大島
4	荒川	荒川	岩船郡関川村上関	17.50k	右岸	関川村高瀬
5	阿賀野川	阿賀野川	新潟市東区松浜町	0.50k	左岸	下山
6	阿賀野川	阿賀野川	阿賀野市下里	18.20k	右岸	下里
7	阿賀野川	阿賀野川	阿賀野市渡場	29.60k	右岸	渡場
8	阿賀野川	阿賀野川	五泉市小流	32.00k	左岸	小流
9	阿賀野川	阿賀野川	五泉市佐取	33.70k	左岸	佐取
10	信濃川	信濃川下流	三条市栗林	36.60k	右岸	栗林
11	信濃川	信濃川下流	加茂市大字天神林	33.30k	右岸	天神林
12	信濃川	信濃川下流	加茂市大字五反田	29.20k	左岸	五反田
13	信濃川	信濃川下流	新潟市南区庄瀬	25.40k	左岸	庄瀬
14	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区新光町	7.50k	右岸	新光町
15	信濃川	信濃川下流	新潟市中央区入船町4丁目3778	0.00k	左岸	入船町
16	信濃川	信濃川下流	新潟市江南区酒屋町	11.4k	右岸	酒屋町
17	信濃川	信濃川下流	南蒲原郡田上町大字保明新田	28.8k	右岸	保明新田
18	信濃川	信濃川下流	加茂市大字天神林	33.25k	右岸	天神林
19	信濃川	信濃川下流	燕市笈ヶ島	49.00k	左岸	笈ヶ島
20	信濃川	信濃川下流	長岡市中条新田	50.60k	左岸	中条新田
21	信濃川	信濃川	長岡市東与板	5.15k	左岸	長岡市東与板
22	信濃川	信濃川	長岡市槇下	12.60k	左岸	長岡市槇下
23	信濃川	信濃川	小千谷市稗生	34.80k	右岸	小千谷市稗生
24	信濃川	信濃川	長岡市西川口	42.00k	右岸	長岡市西川口
25	信濃川	信濃川	小千谷市塩殿卯ノ木	44.00k	左岸	小千谷市塩殿卯ノ木
26	信濃川	信濃川	小千谷市川井新田	46.05k	右岸	小千谷市川井新田

１２　簡易型河川監視カメラ（国土交通省所管）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
27	信濃川	信濃川	小千谷市真人町	51.41k	左岸	小千谷市真人町
28	信濃川	信濃川	小千谷市岩沢山谷	51.80k	右岸	小千谷市岩沢山谷
29	信濃川	信濃川	十日町市下組	58.11k	左岸	十日町市下組
30	信濃川	信濃川	十日町市西本町	64.10k	右岸	十日町市西本町
31	信濃川	信濃川	十日町市南雲	71.55k	右岸	十日町市南雲
32	信濃川	魚野川	長岡市東川口	1.27k	右岸	長岡市東川口
33	信濃川	魚野川	長岡市川口和南津	4.03k	左岸	長岡市川口和南津
34	信濃川	魚野川	魚沼市根小屋	10.25k	右岸	魚沼市根小屋
35	信濃川	魚野川	南魚沼市五箇	17.88k	左岸	南魚沼市五箇
36	信濃川	魚野川	南魚沼市鰕島	23.48k	右岸	南魚沼市鰕島
37	信濃川	魚野川	南魚沼市九日町	24.56k	左岸	南魚沼市九日町
38	信濃川	魚野川	南魚沼市水尾新田	26.67k	右岸	南魚沼市水尾新田
39	関川	関川	上越市薄袋	3.60k	左岸	金子川排水樋管
40	関川	関川	上越市土橋	6.00k	左岸	土橋
41	関川	関川	上越市中々村新田	6.40k	右岸	関川右岸６．４ｋ
42	関川	関川	上越市稲田一丁目	8.80k	右岸	古川排水樋管
43	関川	関川	上越市鴨島	9.60k	右岸	鴨島排水樋管
44	関川	保倉川	上越市港町一丁目	0.20k	右岸	川原町第二排水樋管
45	関川	保倉川	上越市港町二丁目	0.60k	右岸	港町第四排水樋管
46	関川	保倉川	上越市港町二丁目	1.00k	右岸	港町第五排水樋管
47	姫川	姫川	糸魚川市須沢	1.60k	左岸	姫川第七発電所水槽_下流
48	姫川	姫川	糸魚川市須沢	1.60k	左岸	姫川第七発電所水槽_中流
49	姫川	姫川	糸魚川市須沢	1.60k	左岸	姫川第七発電所水槽_上流
50	姫川	姫川	糸魚川市大野	3.00k	右岸	美山公園展望台_下流
51	姫川	姫川	糸魚川市大野	3.00k	右岸	美山公園展望台_上流
52	姫川	姫川	糸魚川市大野	6.60k	右岸	大野

１３　簡易型河川監視カメラ（新潟県所管）

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
1	三面川	高根川	村上市早稲田		左岸	早稲田
2	三面川	三面川	村上市宮ノ下		右岸	宮ノ下
3	三面川	三面川	村上市泉町		左岸	泉町
4	三面川	門前川	村上市山辺里		左岸	山辺里
5	荒川	荒川	関川村鷹ノ巣		左岸	鷹ノ巣
6	阿賀野川	大荒川	阿賀野市大野地	0.20k	右岸	大野地樋門
7	阿賀野川	安野川	阿賀野市金田町	6.50k	右岸	金田町
8	阿賀野川	安野川	阿賀野市大室	0.36k	左岸	大室
9	阿賀野川	中田川	新発田市新富町	5.83k	左岸	新富町
10	加治川	加治川	新発田市岡田	12.06k	左岸	岡田
11	加治川	加治川	新発田市小松	10.2k	右岸	小松
12	加治川	坂井川	新発田市北中江横道下	0.94k	左岸	坂井川
13	胎内川	胎内川	胎内市黒川	7.37k	右岸	下館
14	落堀川	中条川	胎内市東本町	2.21k	左岸	中条高等学校

１３　簡易型河川監視カメラ（新潟県所管）

カメラＮｏ．	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
15	落堀川	柴橋川	胎内市東本町	4.98k	左岸	東本町
16	信濃川	能代川	五泉市五泉			荻曽根川合流点
17	信濃川	能代川	新潟市秋葉区飯柳			新津川分流点上流
18	阿賀野川	早出川	五泉市不動堂			不動堂
19	信濃川	能代川	新潟市秋葉区北上			北上
20	信濃川	能代川	五泉市千原			千原
21	信濃川	能代川	五泉市中野橋			中野橋
22	信濃川	滝谷川	五泉市村松			滝谷川水位局
23	信濃川	滝谷川	五泉市中島			御手洗橋
24	阿賀野川	阿賀野川	阿賀町実川島		右岸	実川島
25	阿賀野川	阿賀野川	阿賀町川口		右岸	白崎
26	阿賀野川	阿賀野川	阿賀町津川		左岸	津川
27	阿賀野川	常浪川	阿賀町天満		右岸	常浪
28	阿賀野川	常浪川	阿賀町広谷		左岸	広瀬
29	阿賀野川	阿賀野川	阿賀町角島		右岸	角島
30	阿賀野川	阿賀野川	阿賀町鹿瀬		左岸	深戸
31	阿賀野川水系	西之沢川	阿賀町西		右岸	西
32	信濃川水系	小阿賀野川	新潟市江南区二本木			寿橋
33	新川水系	新川	新潟市西蒲区升岡新田			新川
34	信濃川水系	中ノ口川	新潟市西区大野			金巻
35	信濃川	中ノ口川	新潟市南区大倉			中ノ口川
36	新川水系	大通川放水路	燕市米納津			大通川水門
37	新川水系	大通川放水路	燕市米納津			ケラ島堰
38	阿賀野川水系	派川新井郷川分水路	新潟市北区新元島町			新元島町
39	信濃川水系	五十嵐川	三条市月岡			五十嵐川遊水地（遊水地）
40	信濃川水系	五十嵐川	三条市月岡			五十嵐川遊水地（越流堤）
41	信濃川水系	五十嵐川	三条市西四日町			新通川合流点
42	信濃川水系	五十嵐川	三条市由利			島田川合流点
43	信濃川水系	下条川	加茂市天神林			布施谷川合流点
44	信濃川水系	加茂川	田上町坂田			大正川合流点
45	信濃川水系	貝喰川	三条市大野畑			信濃川合流点
46	信濃川水系	五十嵐川	三条市諏訪			渡瀬橋
47	信濃川水系	中ノ口川	燕市道金			道金
48	信濃川水系	五十嵐川	三条市滝谷			滝谷(篭場)
49	信濃川水系	加茂川	加茂市八幡			昭和橋
50	信濃川水系	下条川	加茂市下条			小橋
51	信濃川水系	五十嵐川	三条市荒沢			荒沢
52	信濃川水系	加茂川	加茂市黒水			黒水
53	信濃川水系	下条川	加茂市下条			長福寺
54	信濃川水系	五十嵐川	三条市一ノ門			一新橋
55	信濃川水系	新通川	三条市南四日町			南四日町
56	信濃川水系	布施谷川	三条市上保内			上保内

１３　簡易型河川監視カメラ（新潟県所管）

カメラＮｏ．	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
57	信濃川水系	島田川	三条市桜木町			桜木町
58	信濃川水系	加茂川	加茂市幸町			加茂川橋
59	信濃川水系	刈谷田川	見附市　明晶町	18.60k	左岸	刈谷田川遊水地Ａ池
60	信濃川水系	刈谷田川	見附市　本明町	19.75k	左岸	刈谷田川遊水地Ｂ池
61	信濃川水系	刈谷田川	見附市　太田町	20.70k	左岸	刈谷田川遊水地Ｃ池
62	信濃川水系	刈谷田川	見附市　河野町	21.45k	左岸	刈谷田川遊水地Ｄ池
63	信濃川水系	刈谷田川	見附市　堀溝町	19.45k	左岸	刈谷田川遊水地Ｅ池
64	信濃川水系	稲葉川	長岡市　川崎	5.85k	左岸	稲葉川水門
65	信濃川水系	稲葉川放水路	長岡市　中沢	6.05k	右岸	稲葉川放水路
66	信濃川水系	黒川	長岡市　雲出	12.30k	左岸	面川合流点
67	信濃川水系	刈谷田川	長岡市　上新田町	9.80k	左岸	大堰
68	信濃川水系	刈谷田川	見附市　本明町	20.70k	左岸	本明
69	信濃川水系	刈谷田川	長岡市　巻渕	29.80k	左岸	栃尾
70	信濃川水系	渋海川	長岡市　飯塚	8.60k	右岸	飯塚
71	信濃川水系	栖吉川	長岡市　川崎	4.00k	右岸	地蔵
72	信濃川水系	栖吉川	長岡市　長倉	6.35k	左岸	長倉
73	信濃川水系	猿橋川	長岡市　新組町	15.10k	左岸	大黒
74	信濃川水系	太田川	長岡市　平島	1.20k	左岸	宮内
75	信濃川水系	貝喰川	見附市　柳橋町	5.35k	右岸	柳橋
76	信濃川	浄土川	長岡市今井町	0.20k	左岸	今井
77	信濃川	栖吉川	長岡市城岡	1.70k	左岸	城岡
78	信濃川	黒川流末川	長岡市与板町岩方			岩方排水樋門
79	信濃川	黒川	長岡市与板町広野			広野
80	信濃川	松沢川	長岡市東川口			大平沢川排水機場
81	信濃川	表沢川	小千谷市ひ生			元中子
82	信濃川	表沢川	小千谷市東栄町			東栄町
83	信濃川	茶郷川	小千谷市城内		左岸	茶郷川
84	信濃川	破間川	魚沼市今泉		橋梁	今泉
85	信濃川	佐梨川	魚沼市大湯温泉		橋梁	大湯温泉
86	信濃川	西又川	魚沼市堀之内		橋梁	堀之内
87	信濃川	佐梨川	魚沼市佐梨		橋梁	佐梨
88	信濃川	十二沢川	南魚沼市六日町緑町		左岸	十二沢
89	信濃川	魚野川	南魚沼市中	40.27k	左岸	中之島
90	信濃川	三国川	南魚沼市宮	4.40k	左岸	三国川
91	信濃川	水無川	南魚沼市黒土新田	4.37k	左岸	黒金橋
92	信濃川	魚野川	南魚沼市姥島新田	45.31k	橋梁	姥島橋
93	信濃川	足柄沢川	南魚沼市塩沢		右岸	塩沢（JR上）
94	信濃川	信濃川	津南町下船渡			割野
95	信濃川	七川	十日町市上山己			上山
96	信濃川	渋海川	十日町市苧島			苧島橋
97	信濃川	渋海川	十日町市室島			室島
98	信濃川	田川	十日町市田川町			田川

１３　簡易型河川監視カメラ（新潟県所管）

カメラＮｏ．	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
99	鯖石川	鯖石川	柏崎市加納	14.70k	左岸	加納
100	鯖石川	鯖石川	柏崎市加納	11.50k	左岸	下加納
101	鯖石川	鯖石川	柏崎市中田	6.25k	右岸	天保橋
102	鯖石川	鯖石川	柏崎市松波	1.02k	右岸	よしやぶ川合流点
103	鯖石川	別山川	柏崎市西山町別山	15.53k	右岸	別山
104	鯖石川	別山川	刈羽郡刈羽村滝谷新田	8.90k	右岸	栄橋
105	鯖石川	別山川	柏崎市下大新田	1.27k	右岸	土合川合流点
106	鵜川	鵜川	柏崎市上条	7.78k	左岸	宮之窪
107	鵜川	鵜川	柏崎市常盤台	1.65k	左岸	横山川合流点
108	鵜川	鵜川	柏崎市常盤台	1.50k	左岸	源太川合流点
109	関川	保倉川	上越市田沢			保倉川遊水池
110	関川	保倉川	上越市田沢			遊水池外水位
111	関川	矢代川	妙高市石塚			石塚
112	関川	渋江川	妙高市小出雲			渋江川
113	関川	正善寺川	上越市藤新田			藤新田
114	関川	面川	上越市安江			面川
115	柿崎川	柿崎川	上越市柿崎区行法			角取
116	関川	関川	妙高市西条			二子島
117	関川	矢代川	上越市石沢			石沢
118	関川	矢代川	妙高市飛田新田			飛田新田橋
119	関川	保倉川	上越市浦川原区顕聖寺			顕聖寺
120	関川	保倉川	上越市浦川原区虫川			虫川
121	関川	保倉川	上越市大島区棚岡			棚岡
122	関川	田麦川	上越市大島区大平			田麦川
123	姫川	姫川	糸魚川市小滝		橋梁	大前
124	能生川	能生川	糸魚川市大沢		橋梁	中野口
125	能生川	能生川	糸魚川市桂		橋梁	桂
126	田海川	田海川	糸魚川市田海		右岸	田海川
127	田海川	田海川	糸魚川市田海		右岸	田海川（鉄道橋）
128	海川	海川	糸魚川市羽生		左岸	羽生
129	国府川	国府川	佐渡市新保長畝			行谷川合流点
130	国府川	国府川	佐渡市八幡			八幡
131	国府川	大野川	佐渡市新穂大野			大野川
132	国府川	帆柱川	佐渡市吉井本郷			帆柱川
133	国府川	中津川	佐渡市中興			中津川
134	羽茂川	羽茂川	佐渡市羽茂本郷			羽茂

第７章　水防警報及び水防情報の提供

第１節　水防警報及び水防情報

１　安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、水防管理団体は、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

２　水防警報及び水防情報提供の段階（津波については第17章第３節参照のこと）

第１段階　準備　水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

第２段階　出動　水防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

第３段階　状況　洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

第４段階　解除　水防活動の終了を通知するもの。

３　各対象量水標の水防警報範囲

国土交通大臣所管

河川名	量水標名	準　　備	出　　動	状　　況	解　　除	その他必要な事項
信 濃 川	十日町(姿)	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあり、または、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。 ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	
〃	小 千 谷					
〃	長　　岡					
〃	大 河 津					
魚 野 川	堀 之 内					
〃	小　　出					
〃	六 日 町					
信 濃 川（下流）	尾　　崎					
〃	荒　　町					
〃	保明新田					
〃	臼 井 橋					
〃	新 酒 屋					

河川名	量水標名	準　　備	出　　動	状　　況	解　　除	その他必要な事項
信濃川（下流）	帝石橋					
阿賀野川	馬　下					
〃	満願寺					
早出川	善　願					
関　川	高　田					
姫　川	山　本					
荒　川	上　関					
〃	葛籠山					

県知事所管

河川名	量水標名	準　　備	出　　動	状　　況	解　　除	その他必要な事項
三面川	宮ノ下	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあり、または、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。 ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	
〃	泉　町					
荒　川	鷹ノ巣					
高根川	早稲田					
門前川	山辺里					
加治川	岡　田					
〃	小　松					
胎内川	下　館					
安野川	大　室					
〃	金田町					
早出川	不動堂					
能代川	北　上					
〃	千　原					
常浪川	常　浪					
〃	広　瀬					
阿賀野川	津　川					
小阿賀野川	寿　橋					
中ノ口川	道　金					
〃	白根橋					
五十嵐川	荒　沢					

※　荒沢（五十嵐川）は、国土交通省所管量水標である。

河川名	量水標名	準　備	出　動	状　況	解　除	その他必要な事項
五十嵐川	滝　谷					
〃	渡瀬橋					
加茂川	黒　水					
〃	昭和橋					
下条川	長福寺					
〃	小　橋					
刈谷田川	栃　尾					
〃	本　明					
〃	大　堰					
渋海川	飯　塚					
栖吉川	地　蔵					
〃	長　倉					
太田川	宮　内					
猿橋川	大　黒					
佐梨川	佐　梨					
破間川	今　泉					
黒　川	広　野	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあり、または、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。 ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	
信濃川	割　野					
魚野川	中之島					
三国川	三国川					
鯖石川	加　納					
	天保橋					
鵜　川	宮之窪					
別山川	栄　橋					
保倉川	顕聖寺					
〃	遊水池外水位					
関　川	二子島					
矢代川	石　塚					
〃	石　沢					

※　石沢（矢代川）は、国土交通省所管量水標である。

河川名	量水標名	準　　備	出　　動	状　　況	解　　除	その他必要な事項
柿崎川	角　　取					
正善寺川	藤新田					
渋江川	渋江川					
姫　　川	大　　前					
国府川	八　　幡					
羽茂川	羽　　茂					

4　各対象量水標の水防情報提供の範囲

県知事所管

河川名	量水標名	準　　備	出　　動	状　　況	解　　除	その他必要な事項
新　　川 （大通川）	新　　川	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	水位、流量、その他河川状況等により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあり、または、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。	適宜河川状況により必要と認められるとき。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。 ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	

第２節　水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者

１　法第16条の規定により**国土交通大臣**が水防警報を行う河川は７河川で、次表のとおり指定されている。（津波については第17章第２節参照のこと）

河川名	区域	発表者
信濃川下流（幹川）	左岸　新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡1062番の６ 右岸　新潟県長岡市中条新田字丸山1546番の２ から海まで	信濃川下流河川事務所長
信濃川下流（派川関屋分水路）	左岸　信濃川からの分派点 右岸　信濃川からの分派点 から海まで	信濃川下流河川事務所長
信濃川中流（幹川）	左岸　新潟県十日町市宮中地先の宮中堰堤から新潟県燕市大川津字辰新野手川欠跡1062番の６地先まで 右岸　新潟県十日町市小原地先の宮中堰堤から新潟県長岡市中条新田字丸山1546番の２地先まで	信濃川河川事務所長
信濃川中流（派川大河津分水路）	左岸　信濃川からの分派点 右岸　信濃川からの分派点 から海まで	信濃川河川事務所長
魚野川（支川）	左岸　新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋） 右岸　新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋） から信濃川合流点まで	信濃川河川事務所長
阿賀野川（幹川）	左岸　新潟県阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 右岸　新潟県阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 から海まで	阿賀野川河川事務所長
早出川（支川）	左岸　新潟県五泉市赤海字下島1053番の３地先の善願橋 右岸　新潟県五泉市赤海字善願2892番地先の善願橋 から阿賀野川合流点まで	阿賀野川河川事務所長
関川（幹川）	左岸　新潟県上越市大字島田字諏訪田1572番の２地先 右岸　新潟県上越市大字新長者原字上川原1217番地先 から海まで	高田河川国道事務所長
姫川（幹川）	左岸　新潟県糸魚川市大字西川原字川内山963番の１地先 右岸　新潟県糸魚川市大字根小屋字中カマチド37番の１地先 から海まで	高田河川国道事務所長
荒川（幹川）	左岸　新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の１地先 右岸　新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先 から海まで	羽越河川国道事務所長

２　法第16条の規定により**新潟県知事**が水防警報を行う河川は３９河川で、次表のとおりとする。

河川名	区域	発表者
三面川	左岸　村上市岩崩三面堰堤 右岸　村上市岩崩三面堰堤 から海まで	村上地域振興局長
荒川	左岸　山形県界から新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の１まで 右岸　山形県界から新潟県岩船郡関川村大字湯沢字湯沢山国有林402林班地先まで	村上地域振興局長

河川名	区域	発表者
高根川	左岸　村上市関口地先 右岸　村上市関口地先 から三面川合流点まで	村上地域振興局長
門前川	左岸　村上市大字門前地先 右岸　村上市大字門前地先 から三面川合流点まで	村上地域振興局長
加治川	左岸　新発田市赤谷 右岸　新発田市赤谷 から海まで	新発田地域振興局長
胎内川	左岸　胎内市熱田坂字上川原682-7 右岸　胎内市下荒沢字胎内山国有林25林班少林班 から海まで	新発田地域振興局長
安野川	左岸　阿賀野市大室 右岸　阿賀野市大室 から阿賀野川合流点まで	新発田地域振興局長
能代川	左岸　五泉市笹野町 右岸　五泉市千原 から小阿賀野川合流点まで	新潟地域振興局長
早出川	左岸　五泉市小面谷から五泉市赤海字下島1053番の３地先の善願橋まで 右岸　五泉市小面谷から五泉市赤海字善願2892番地先の善願橋まで	新潟地域振興局長
常浪川	左岸　阿賀町神谷字手取甲1586地先から阿賀野川合流点まで 右岸　阿賀町神谷字手取甲1395地先から阿賀野川合流点まで	新潟地域振興局長
阿賀野川	左岸　福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸　福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	新潟地域振興局長
中ノ口川	左岸　燕市道金字中曽根1071番地先 右岸　燕市道金字榎島2915番の５地先 から信濃川合流点まで	新潟地域振興局長
小阿賀野川	左岸　新潟市秋葉区満願寺地先 右岸　新潟市江南区沢海三丁目地先 から信濃川合流点まで	新潟地域振興局長
五十嵐川	左岸　三条市大字大谷 右岸　三条市大字大谷 から信濃川合流点まで	三条地域振興局長
加茂川	左岸　加茂市大字宮寄上字長瀬1527番6 右岸　加茂市大字宮寄上字長瀬1244 から信濃川合流点まで	三条地域振興局長
下条川	左岸　加茂市大字下条字中ノ又961-1（下条川ダム） 右岸　加茂市大字下条字祖父坂879（下条川ダム） から信濃川合流点まで	三条地域振興局長

河　川　名	区　　域	発　表　者
刈谷田川	左岸　長岡市大字栃堀 右岸　長岡市大字栃堀 から信濃川合流点まで	長岡地域振興局長
渋海川	左岸　長岡市東谷谷内田 右岸　長岡市東谷川久保 の東谷川合流点から信濃川合流点まで	長岡地域振興局長
栖吉川	左岸　長岡市御山町（三貫橋） 右岸　長岡市御山町（三貫橋） から信濃川合流点まで	長岡地域振興局長
猿橋川	左岸　長岡市成願寺町1744-125地先 右岸　長岡市乙吉町 1744-36 地先 から信濃川合流点まで	長岡地域振興局長
太田川	左岸　長岡市村松町1－1地先から長岡市左近町字中島の791番の１地先まで 右岸　長岡市横枕町40－1地先から長岡市左近町字中島791番の１地先まで	長岡地域振興局長
黒川	左岸　長岡市鳥越字長楽157-3地先 右岸　長岡市雲出町字井戸田959-1地先 から信濃川合流点まで	長岡地域振興局長
破間川	左岸　魚沼市須川1034-2地先 右岸　魚沼市田中607番地 から魚野川合流点まで	魚沼地域振興局長
佐梨川	左岸　魚沼市葎沢地先 右岸　魚沼市葎沢地先 から魚野川合流点まで	魚沼地域振興局長
信濃川	左岸　長野県界から十日町市宮中地先の宮中堰堤まで 右岸　長野県界から十日町市小原地先の宮中堰堤まで	十日町地域振興局長
魚野川	左岸　南魚沼郡湯沢町地内毛渡沢合流点から南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）まで 右岸　南魚沼郡湯沢町地内毛渡沢合流点から南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）まで	南魚沼地域振興局長
三国川	左岸　南魚沼市畔地新田字西タオリ381番地先桑ノ木沢合流点 右岸　南魚沼市入山国有林地先桑ノ木沢合流点 から魚野川合流点まで	南魚沼地域振興局長
鯖石川	左岸　柏崎市大字石曾根（山根橋） 右岸　柏崎市大字山室（山根橋） から海まで	柏崎地域振興局長
鵜川	左岸　柏崎市大字野田字二夕木4553-2 右岸　柏崎市大字野田字湯之淵475 から海まで	柏崎地域振興局長
別山川	左岸　柏崎市西山町黒部 右岸　柏崎市西山町長嶺 から鯖石川合流点まで	柏崎地域振興局長

河　川　名	区　　域	発　表　者
保　倉　川	左岸　上越市浦川原区虫川小黒川合流点 右岸　上越市浦川原区虫川小黒川合流点 から関川合流点まで	上越地域振興局長
関　　川	左岸　妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田1572番の2地先まで 右岸　妙高市馬場川合流点から上越市新長者原字上川原1217番地先まで	上越地域振興局長
矢　代　川	左岸　妙高市大字窪松原字稲場1413番1 右岸　妙高市大字窪松原字中川原1432番2 から関川合流点まで	上越地域振興局長
柿　崎　川	左岸　上越市柿崎区松留字外川地1305-2番地 右岸　上越市柿崎区上中山字池ノ尻1545番地 から海まで	上越地域振興局長
正善寺川	左岸　上越市大字上正善寺（正善寺ダム） 右岸　上越市大字上正善寺（正善寺ダム） から関川合流点まで	上越地域振興局長
渋　江　川	左岸　妙高市小出雲地先 右岸　妙高市小出雲地先 から関川合流点まで	上越地域振興局長
姫　　川	左岸　長野県界から糸魚川市大字西川原字川内山963番の１地先まで 右岸　長野県界から糸魚川市大字根小屋字中カマチド37番の１地先まで	糸魚川地域振興局長
国　府　川	左岸　佐渡市新穂長畝（島） 右岸　佐渡市大和 地持院川合流点から海まで	佐渡地域振興局長
羽　茂　川	左岸　佐渡市羽茂飯岡地先 右岸　佐渡市羽茂飯岡地先 から海まで	佐渡地域振興局長

3　法第16条の規定に準じ、**新潟県知事**が水防情報の提供を行う河川は１河川で、次表のとおりとする。

（水防警報の試行）

河川名	区　　域	発　表　者
新川（大通川）	左岸　燕市米納津字虫矢島12544番地 右岸　燕市米納津字虫矢島12544番地 から海まで	新潟地域振興局長

第３節　水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所

１　水防警報の対象とする水位観測所

国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位（通報水位）（流量）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村区	大字								
信濃川	十日町(姿)	十日町		新宮乙	142.00	142.50	145.00	145.30	146.7	ﾃﾚﾒｰﾀ	149.059	
〃	小千谷	小千谷		元町	45.50	46.50	48.50	49.20	52.10	〃	52.07	
〃	長岡	長岡		信濃	19.00	20.00	23.00	23.80	25.80	〃	26.44	
〃	大河津	燕		大川津	12.50	13.40	15.60	16.10	17.70	〃	18.68	
信濃川（下流）	尾崎	三条		尾崎	8.20	8.70	9.10	10.20	12.9	〃	14.54	
〃	荒町	三条		荒町	8.00	8.50				〃	13.54	
〃	保明新田	南蒲原	田上	保明新田	5.20	5.60	6.50	8.20	9.60	〃	10.76	
〃	臼井橋	新潟	南	堀掛	3.10	3.40				〃	8.38	
〃	新酒屋	新潟	江南	花ノ牧	2.50	2.80				〃	7.67	
〃	帝石橋	〃	西	山田	1.50	1.80	2.70	3.10	3.80	〃	6.22	
魚野川	六日町	南魚沼		坂戸	159.30	160.50	161.10	161.70	162.60	〃	164.11	
〃	小出	魚沼		青島	89.80	90.40	90.80	91.60	93.20	〃	94.17	
〃	堀之内	魚沼		堀之内	81.50	82.50	83.10	83.70	85.00	〃	87.18	
阿賀野川	馬下	五泉		馬下	19.65	20.15	22.00	22.80	24.48	〃	26.37	
〃	満願寺	新潟	秋葉	満願寺	5.80	6.50	8.20	9.00	9.82	〃	12.30	
早出川	善願	五泉		善願	12.80	14.00	14.50	15.10	16.24	〃	17.60	
関川	高田	上越		北城町	3.18	3.78	5.05	5.80	8.13	〃	8.60	2.536
姫川	山本	糸魚川		山本	0.59 500 ㎥/s （参考）	1.48 1000 ㎥/s （参考）	1.92	2.28	5.36	〃	5.97	63.046
荒川	上関	岩船	関川	上関	3.60	4.30	6.60	7.40	9.03	〃	10.94	30.51
〃	葛籠山	村上		葛籠山	3.00	3.70	6.40	6.90	8.99	〃	10.14	3.16

※下線＿＿は零点表示、その他は標高表示

※（参考）は流量

県 知 事 所 管

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位（通報水位）（流量）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村区	大字								
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	10.39	11.39	13.09	13.39	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0254-52-1879	16.30	8.380
〃	泉町	〃		泉町	4.57	5.37	6.50	6.70	－	〃 〃	8.26	-0.050
門前川	山辺里	〃		山辺里	9.60	10.20	10.86	11.46	－	〃 〃	12.70	9.000
高根川	早稲田	〃		早稲田	37.85	38.40	39.15	39.73	－	〃 〃	41.50	37.040
荒川	鷹ノ巣	岩船	関川	鷹ノ巣	48.60	49.53	51.15	52.55	－	〃 〃	53.60	0.000
加治川	岡田	新発田		岡田	13.80	14.30	15.30	16.18	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0254-23-8231	17.37	10.000
〃	小松	〃		小松	11.00	11.94	13.01	13.43	－	〃 〃	15.60	9.600
胎内川	下館	胎内		下館	43.90	44.50	45.10	45.96	－	〃 〃	47.30	0.000
安野川	大室	阿賀野		大室	11.64	12.03	12.28	12.79	－	〃 〃	14.69	
〃	金田町	〃		金田町	6.27	7.21	7.48	8.40	－	〃 〃	10.13	
早出川	不動堂	五泉		不動堂	33.97	35.35	35.66	36.35	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0250-24-7374	40.51	
能代川	北上	新潟	秋葉	北上	3.50	5.25	6.93	7.50	－	〃 〃	10.06	1.000
〃	千原	五泉		千原	10.51	11.23	11.64	12.50	－	〃 〃	14.80	9.38
常浪川	常浪	東蒲原	阿賀	天満	57.90	58.40	58.80	59.90	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0254-92-3187	61.05	0.000
〃	広瀬	〃	〃	広谷	106.95	107.65	108.05	108.55	－	〃 〃	111.67	0.000
阿賀野川	津川	〃	〃	津川	50.00	50.70	52.10	52.55	－	〃 〃	55.45	0.000
小阿賀野川	寿橋	新潟	江南	二本木	2.60	3.70	5.10	5.50	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-272-2320	8.07	
中ノ口川	道金	燕		道金	7.50	7.80	8.10	8.40	9.35	ﾃﾚﾒｰﾀ 0256-33-8884	11.80	0.000
〃	白根橋	新潟	南	白根	3.80	4.10	5.30	5.69	6.75	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-272-2320	7.62	0.000
五十嵐川	荒沢	三条		荒沢	61.40	61.65	62.23	62.71	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0256-33-8884	65.61	58.500
〃	滝谷	〃		滝谷	24.60	25.50	26.89	27.32	－	〃 〃	29.17	
〃	渡瀬橋	〃		渡瀬橋	11.30	12.65	13.58	14.23	－	〃 〃	16.65	
加茂川	黒水	加茂		黒水	40.77	41.47	41.90	42.50	－	〃 〃	43.24	39.770
〃	昭和橋	〃		八幡	11.20	12.10	12.60	13.70	－	〃 〃	15.91	
下条川	長福寺	〃		下条	12.37	12.87	13.15	13.54	－	〃 〃	14.80	
〃	小橋	〃		〃	9.00	9.60	10.21	10.61	－	〃 〃	11.47	

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位（通報水位）（流量）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村区	大字								
刈谷田川	栃尾	長岡		巻渕	49.22	49.72	51.28	52.12	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0258-33-1743	53.59	47.000
〃	本明	見附		本明町	23.36	24.39	26.06	26.87	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0258-33-1743	28.94	
〃	大堰	〃		上新田町	16.72	18.11	19.01	20.00	－	〃 〃	21.84	10.00
渋海川	飯塚	長岡		飯塚	35.36	35.81	36.23	37.14	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0258-33-1743	39.25	35.000
栖吉川	長倉	〃		長倉町	26.34	26.59	27.22	27.59	－	〃 〃	28.20	
〃	地蔵	〃		川崎	19.98	20.39	20.72	21.17	－	〃 〃	22.88	19.32
猿橋川	大黒	〃		新組町	15.75	16.26	16.46	16.66	－	〃 〃	17.89	10.000
太田川	宮内	〃		平島	22.84	23.11	23.70	24.11	－	〃 〃	27.18	
破間川	今泉	魚沼		今泉	101.90	102.50	103.20	104.00	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-792-6896	106.20	100.00
佐梨川	佐梨	魚沼		佐梨	93.04	93.88	94.12	95.06	－	〃 〃	96.87	91.48
黒川	広野	長岡		与板町広野	15.70	16.50	16.90	17.30	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0258-72-4439	19.07	12.000
信濃川	割野	中魚沼	津南	下船渡	203.35	203.90	204.58	204.95	205.20		208.93	200.000
三国川	三国川	南魚沼		深沢	202.20	203.20	203.70	204.58	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-772-8846	207.79	200.000
魚野川	中之島	〃		中	181.70	182.10	182.30	182.60	－	〃 〃	183.06	180.000
鯖石川	加納	柏崎		加納	18.45	18.95	19.29	20.13	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0257-21-8491	23.50	0.000
〃	天保橋	〃		中田	5.10	5.75	6.42	7.45	－	〃 〃	8.90	0.000
鵜川	宮之窪	〃		上条	9.30	9.80	10.10	10.95	－	〃 〃	12.12	0.000
別山川	栄橋	刈羽	刈羽	滝谷新田	12.35	12.75	12.95	13.26	－	〃 〃	14.71	0.000
保倉川	顕聖寺	上越	浦川原	有島	26.05	26.90	27.06	27.48	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-592-3743	28.24	24.000
〃	遊水池外水位	〃		田沢新田	5.63	6.96	7.75	8.38	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-525-7583	9.95	
関川	二子島	妙高		西條	49.44	50.26	51.31	51.95	－	〃 〃	53.05	46.000
矢代川	石塚	〃		石塚	58.86	59.31	59.70	60.00	－	〃 〃	62.96	57.66
〃	石沢	上越		石沢	14.05	15.05	15.52	16.37	－	〃 〃	18.31	11.939
柿崎川	角取	〃	柿崎	落合	2.95	3.60	3.91	4.21	－	〃 〃	7.54	
正善寺川	藤新田	〃		藤新田	7.95	8.75	9.05	9.57	－	〃 〃	11.91	
渋江川	渋江川	妙高		渋江町	67.40	68.45	68.87	69.19	－	〃 〃	69.77	

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）（流量）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村区	大字								
姫川	大前	糸魚川		小滝	117.59	118.59	119.45	120.10	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 025-553-2366	122.32	
国府川	八幡	佐渡		八幡	2.50	2.70	3.21	4.01	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0259-74-4669	5.40	-1.240
羽茂川	羽茂	佐渡		羽茂本郷	12.50	13.72	14.36	14.90	－	ﾃﾚﾒｰﾀ 0259-74-4669	16.51	11.200

※下線＿＿は零点表示、その他は標高表示
※荒沢（五十嵐川）及び石沢（矢代川）は、国土交通省所管観測所である。
※摘要欄の下段電話番号は、電話応答の番号である。

２　水防情報提供の対象とする水位観測所

県 知 事 所 管

河川名	観測所名	地名			水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	摘要	堤防高	量水標の零点標高
		郡市	町村	大字								
新川（大通川）	新川	新潟	西蒲	升岡新田	0.90	1.10				ﾃﾚﾒｰﾀ 025-272-2320	2.26	

※下線＿＿は零点表示、その他は標高表示
※摘要欄の下段電話番号は、電話応答の番号である。

第４節　水防警報を発表しない場合及び水防情報を提供しない場合の処置

河川水位と気象状況の関係等により、水防警報を発表しない場合は第７章第７節（２）を参照して、河川水位の状況を関係機関に周知すること。

また河川の急激な水位上昇等により、水防警報の発表に遅れが生じるような場合は、第７節（３）を参照して、関係機関に情報提供を行うこと。

第５節　水防警報及び水防情報提供の伝達系統

※（県が津波に対して発表する水防警報の伝達系統は第17章第４節参照のこと）

１　水防警報の伝達は次図のとおりとする。

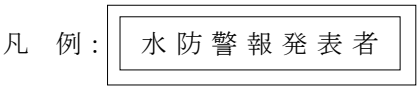

(1)　三面川（宮の下、泉町）　県

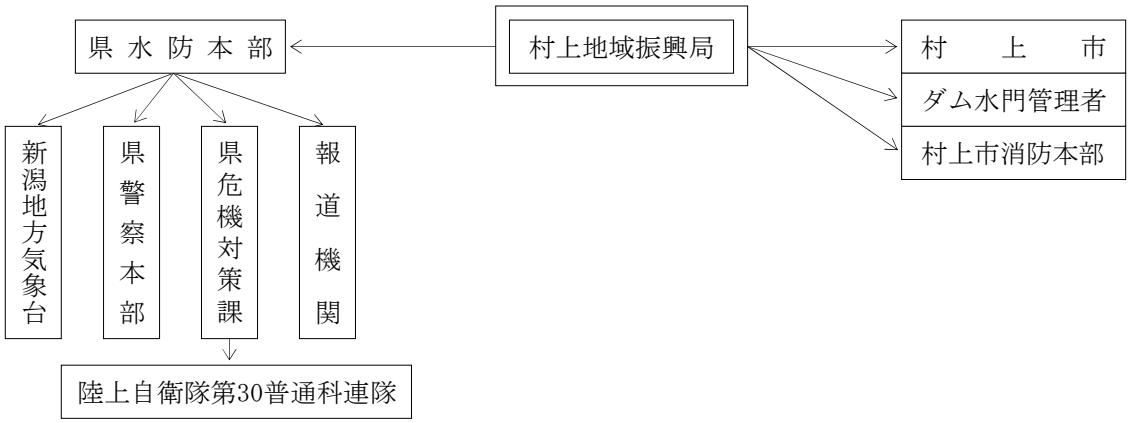

(2)　荒川（上関、葛籠山）　国土交通省

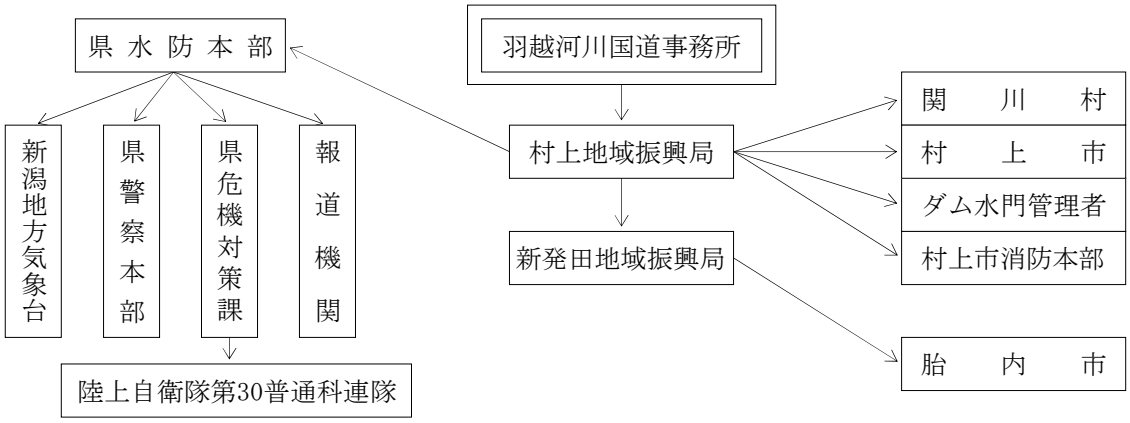

(3)　荒川（鷹ノ巣）　県

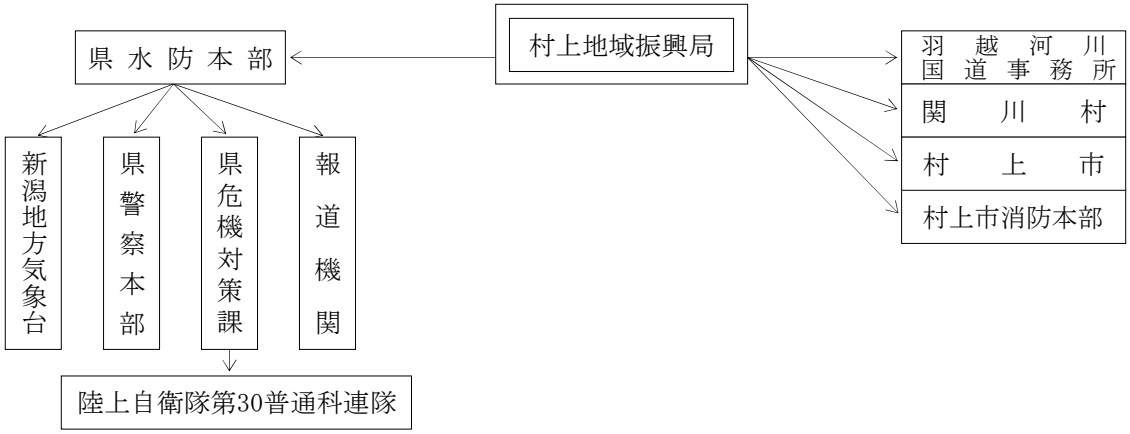

(4)　高根川（早稲田）　県

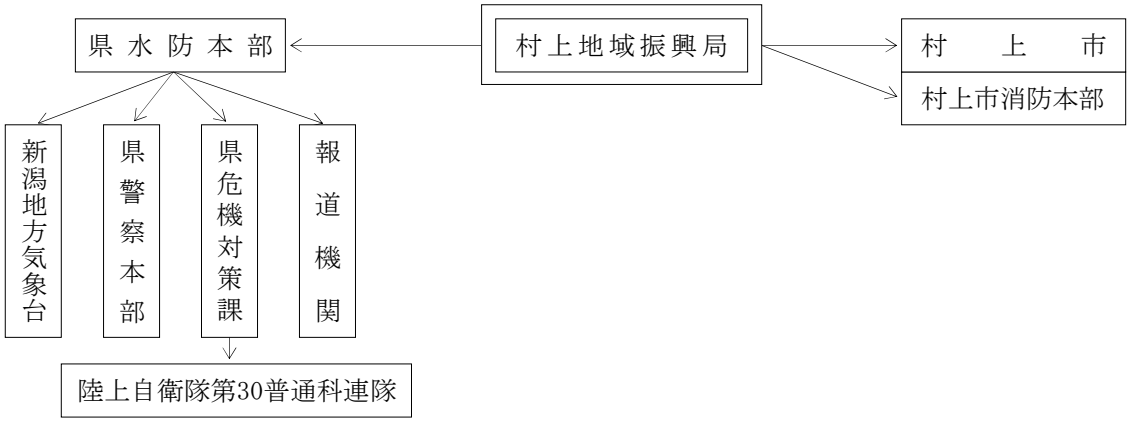

(5)　門前川（山辺里）　県

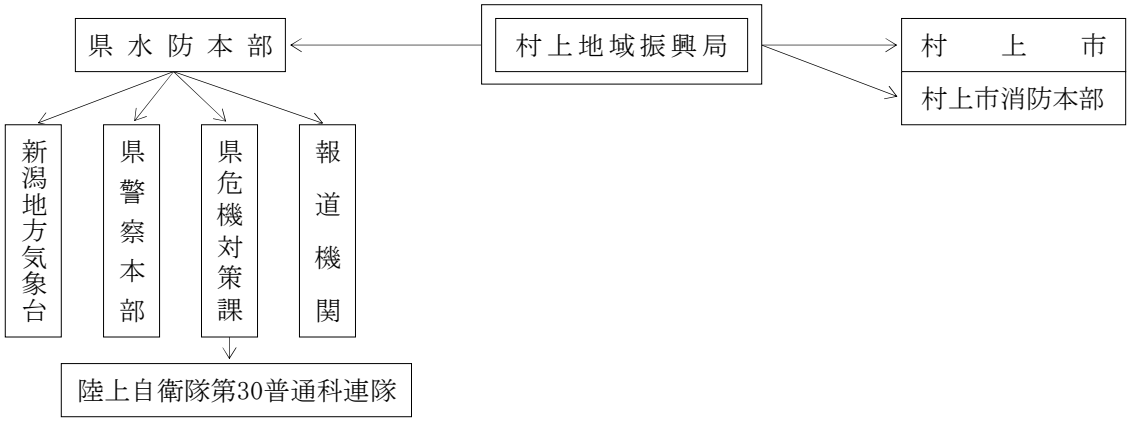

(6)　加治川（岡田、小松）　県

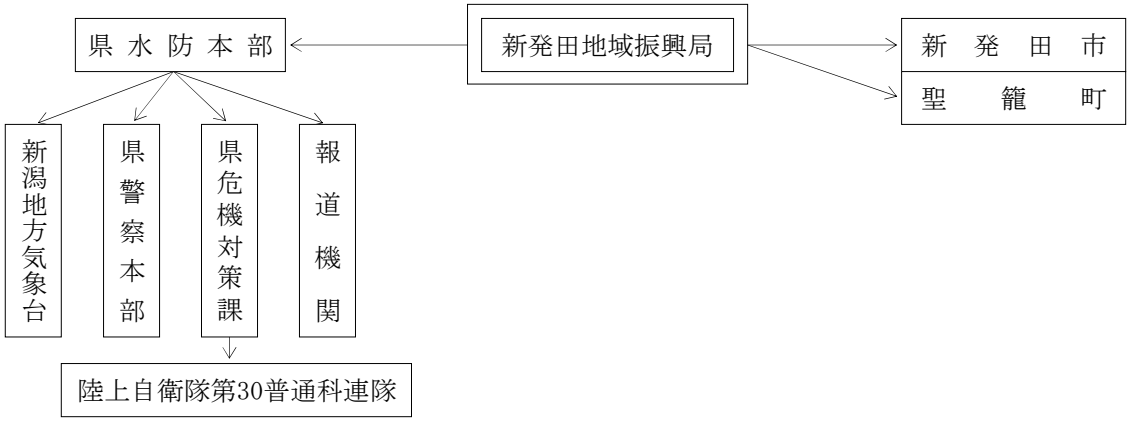

(7)　胎内川（下館）　県

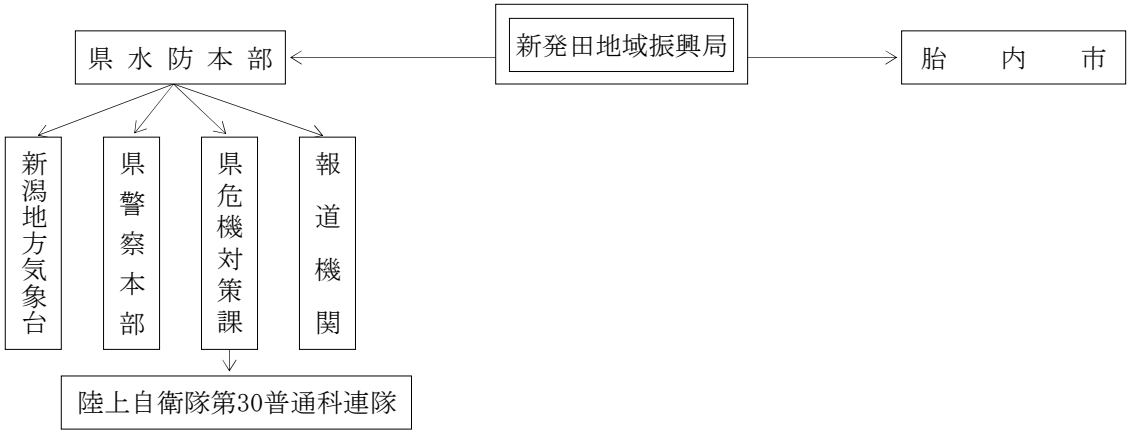

(8)　安野川（大室、金田町）　県

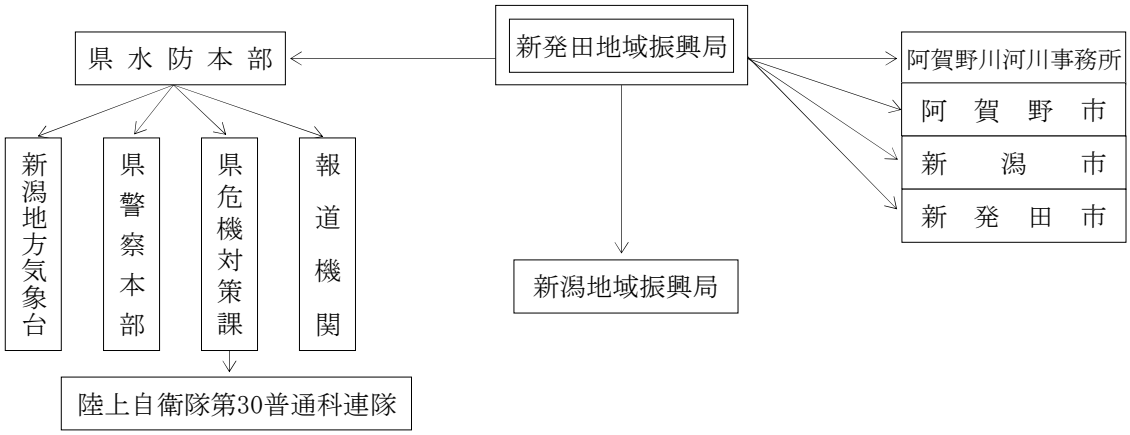

(9)　阿賀野川（馬下、満願寺）　国土交通省

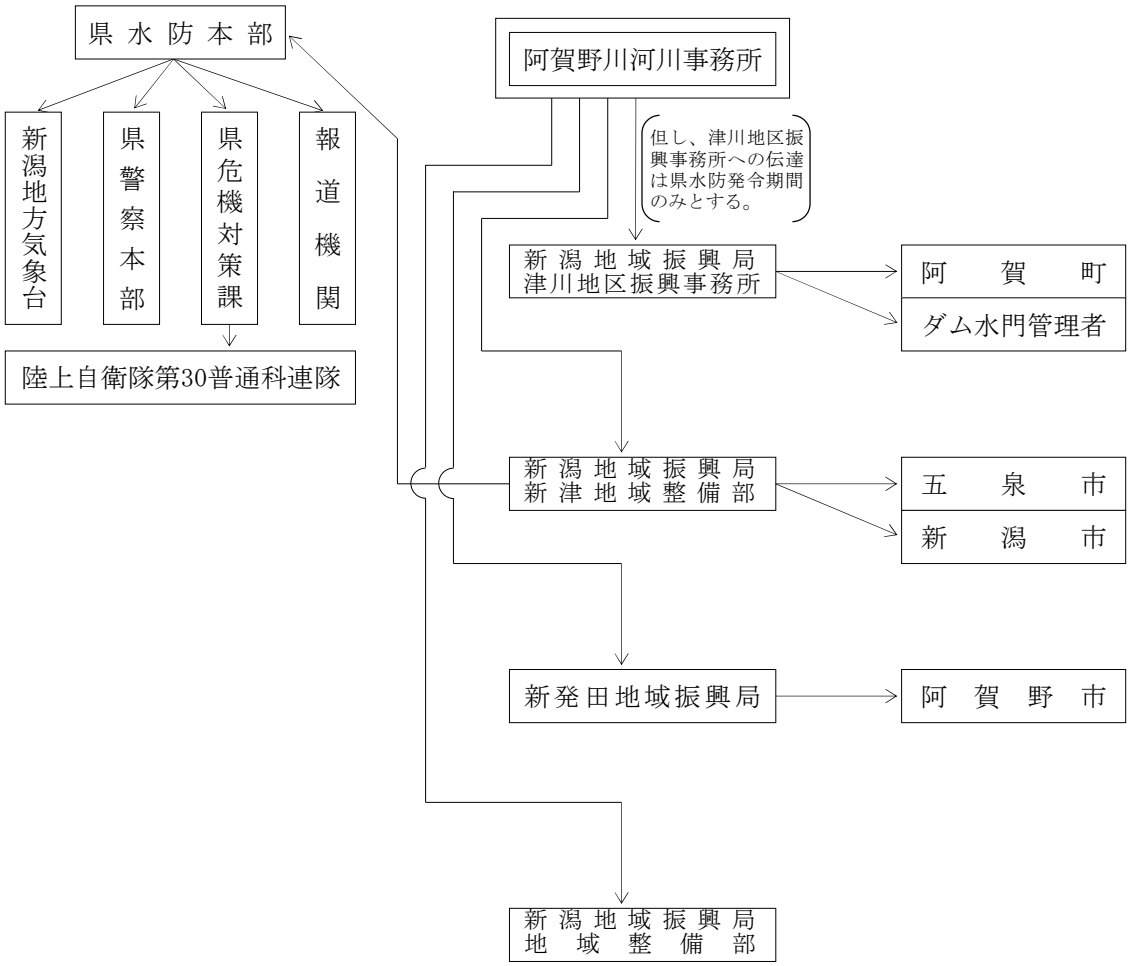

(10)　阿賀野川（津川）　県

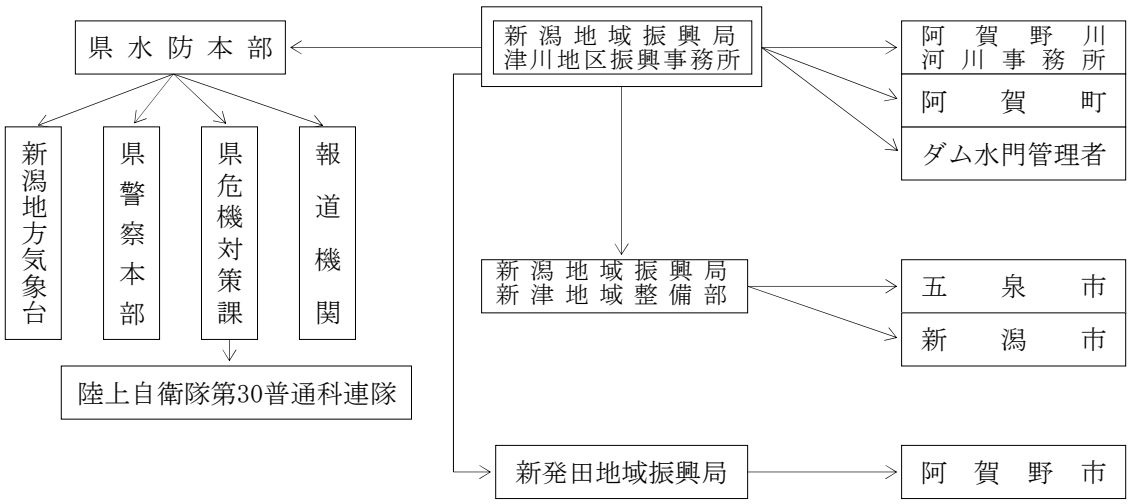

(11)　常浪川（常浪、広瀬）　県

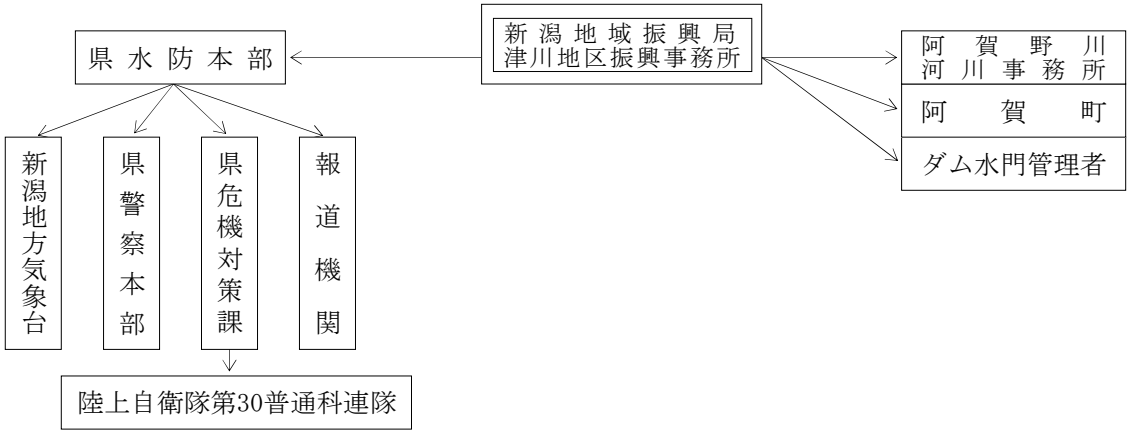

(12)　早出川（善願）　国土交通省

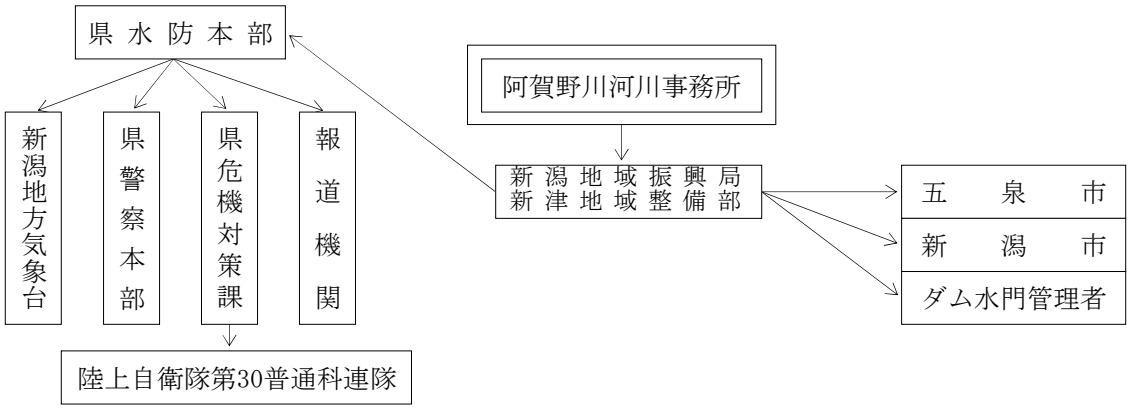

(13)　早出川（不動堂）　県

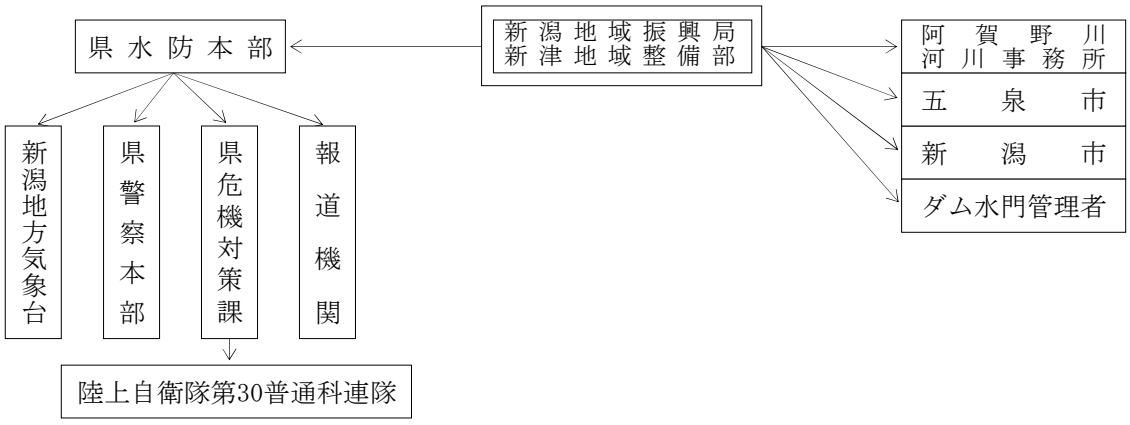

(14)　中ノ口川（白根橋）　県

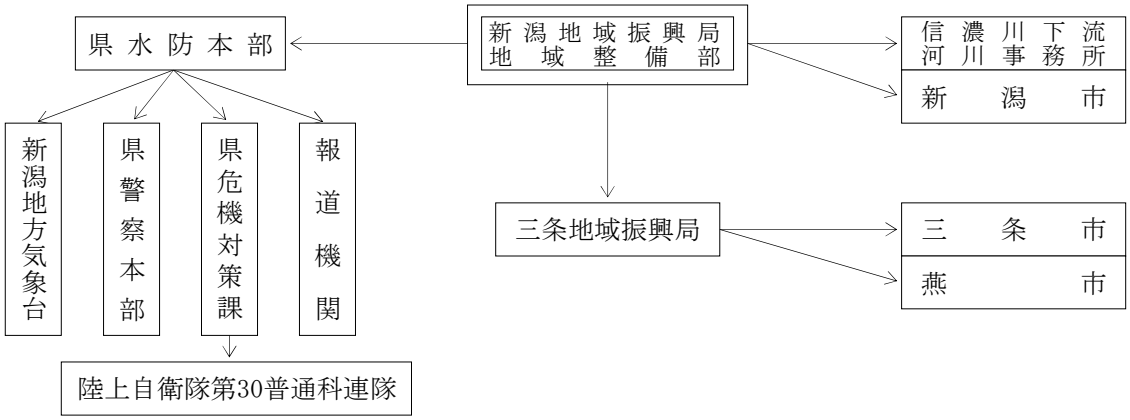

(15)　中ノ口川（道金）　県

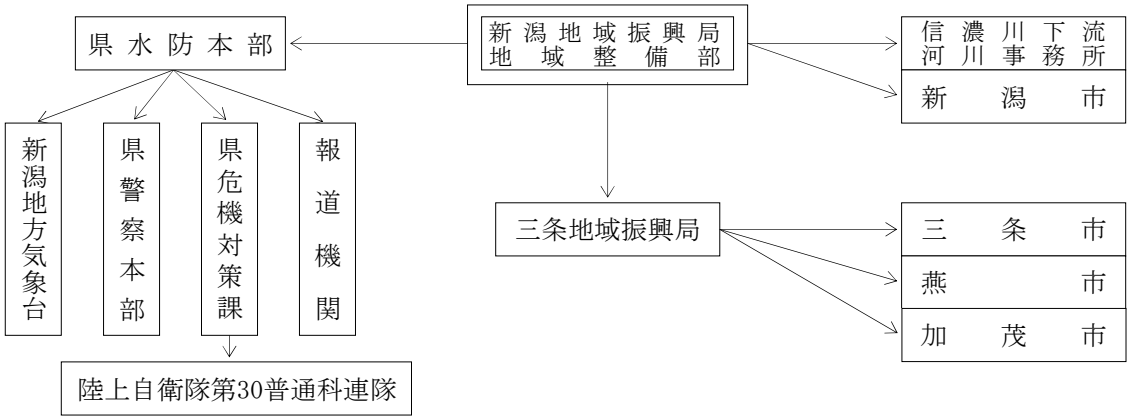

(16)　能代川（北上）　県

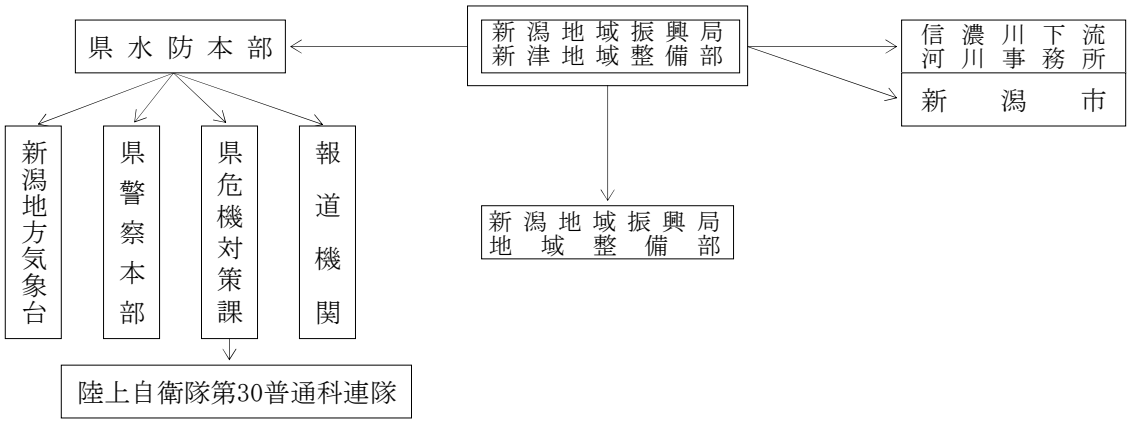

(17)　能代川（千原）　県

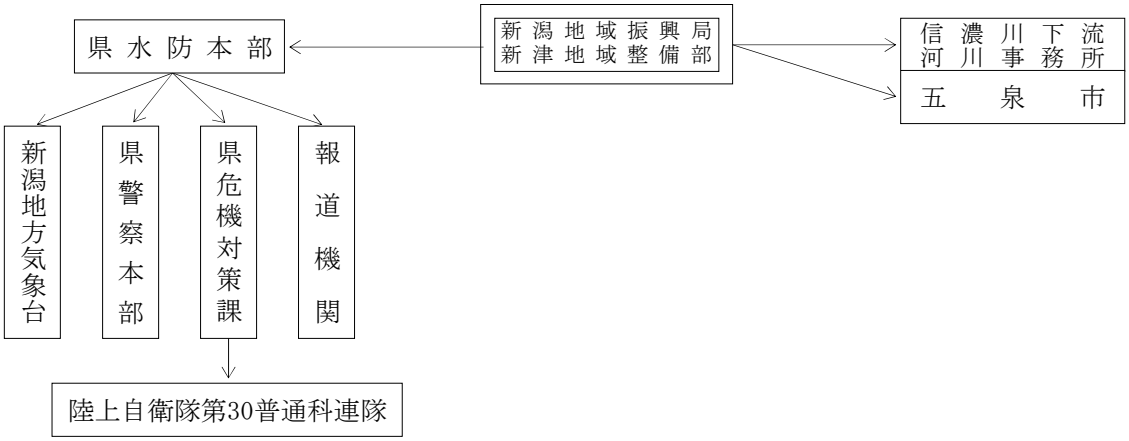

(18)　信濃川（尾崎、荒町、保明新田、臼井橋、新酒屋、帝石橋(平成大橋)）　国土交通省

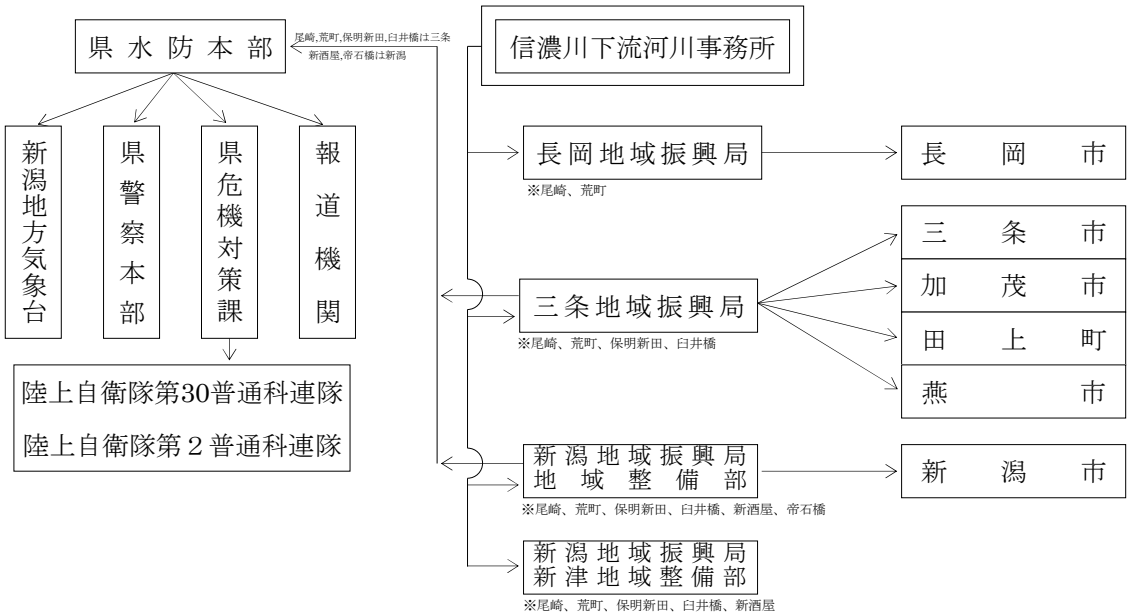

(19)　小阿賀野川（寿橋）　県

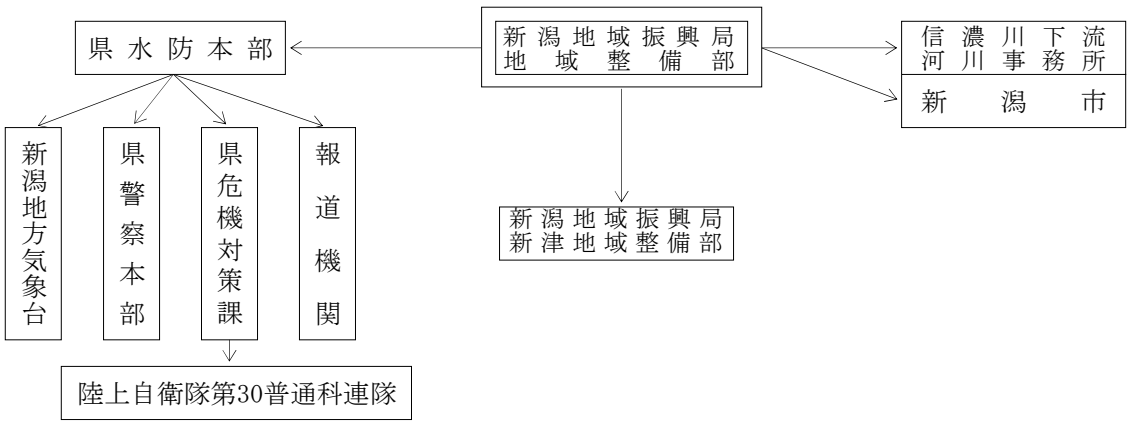

(20)　五十嵐川（荒沢、滝谷、渡瀬橋）　県

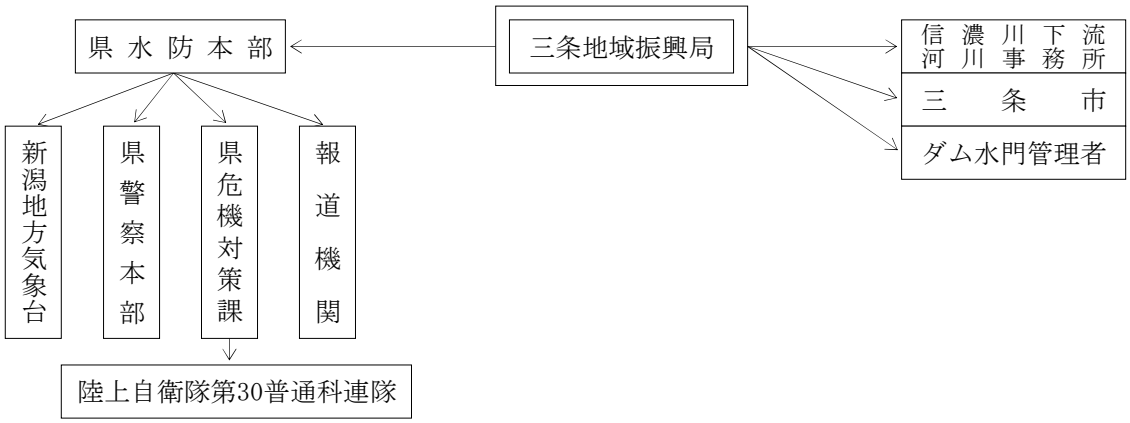

(21)　加茂川（黒水、昭和橋）　県

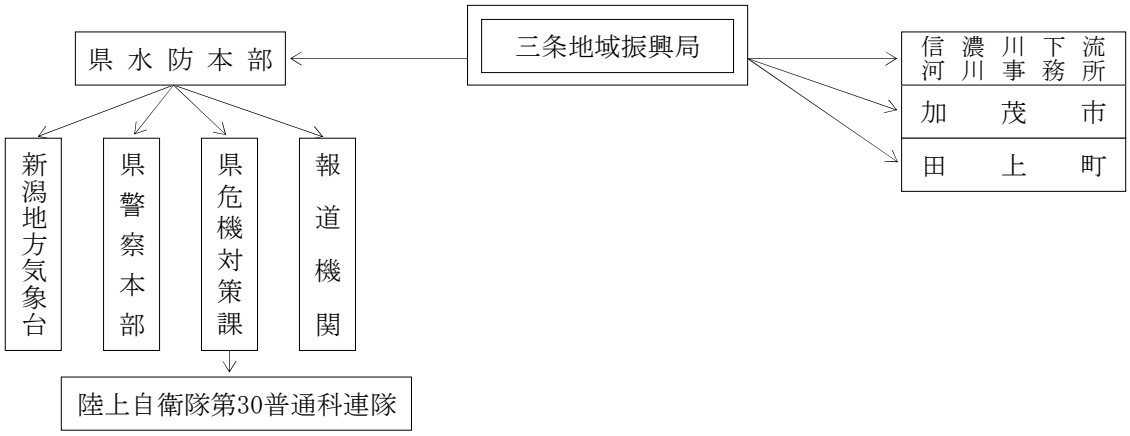

(22)　下条川（長福寺、小橋）　県

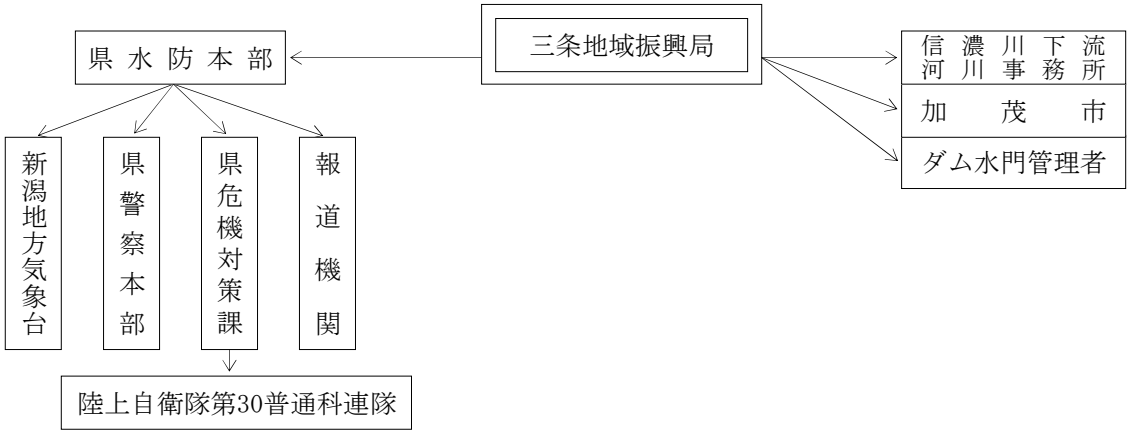

(23)　刈谷田川（栃尾、本明、大堰）　県

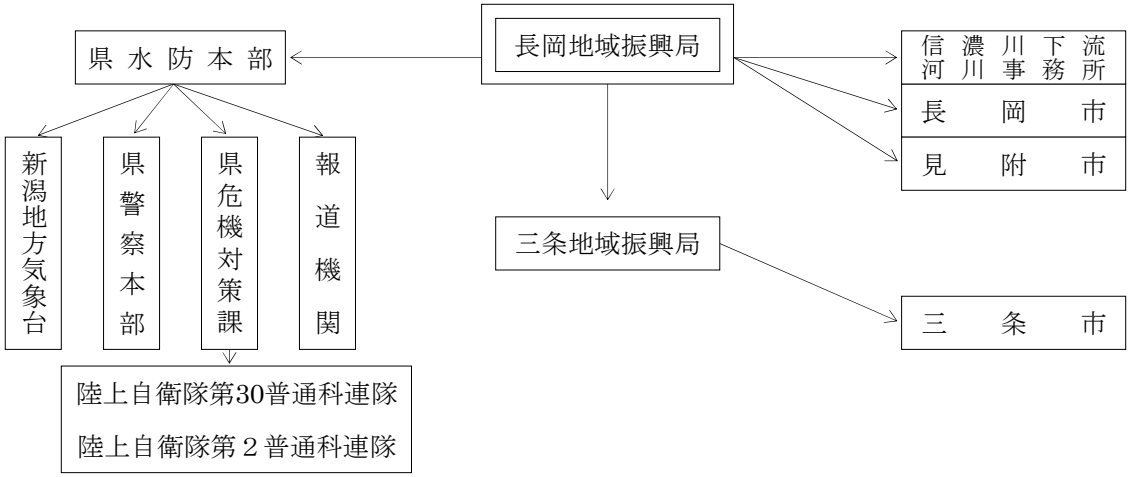

(24)　信濃川（十日町(姿)、小千谷、長岡、大河津）　国土交通省

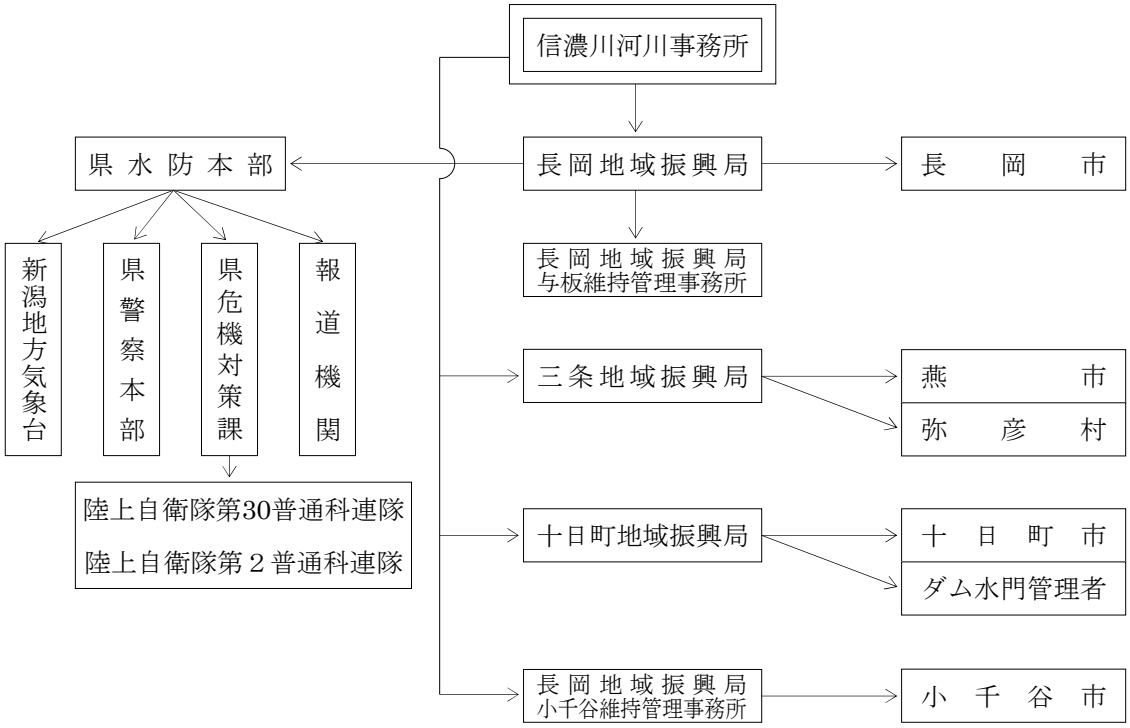

(25)　渋海川（飯塚）　県

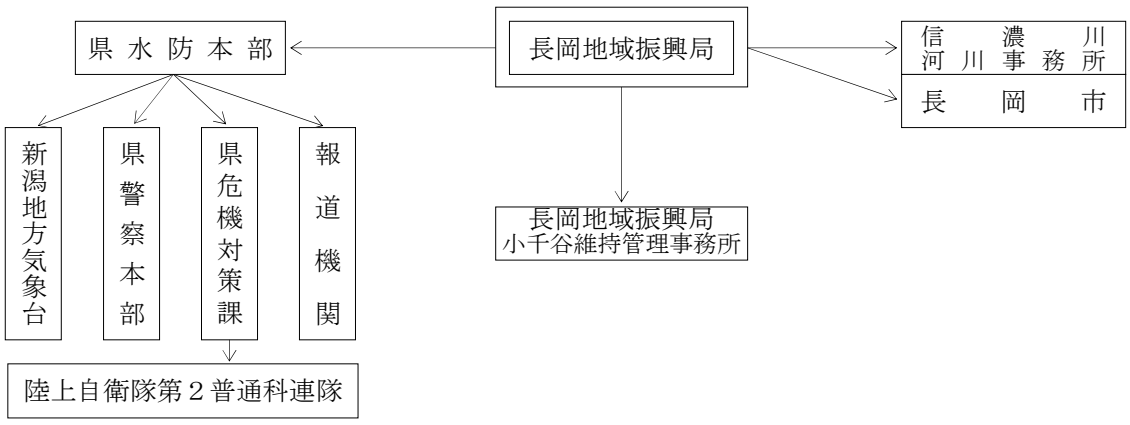

(26)　栖吉川（長倉、地蔵）　県

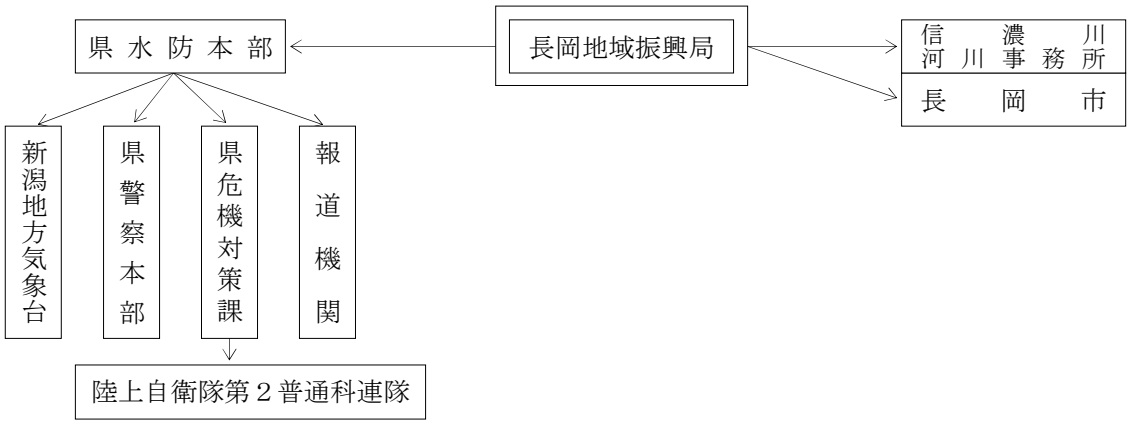

(27)　猿橋川（大黒）　県

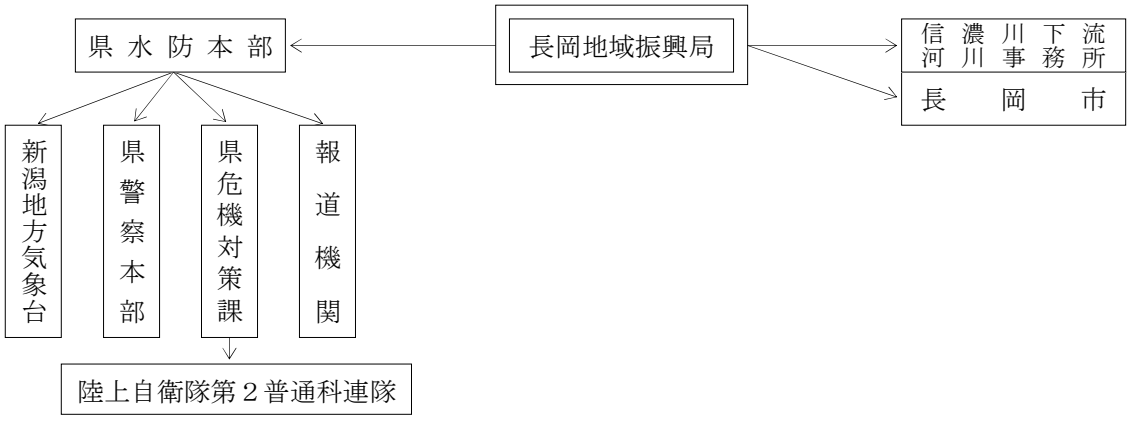

(28)　太田川（宮内）　県

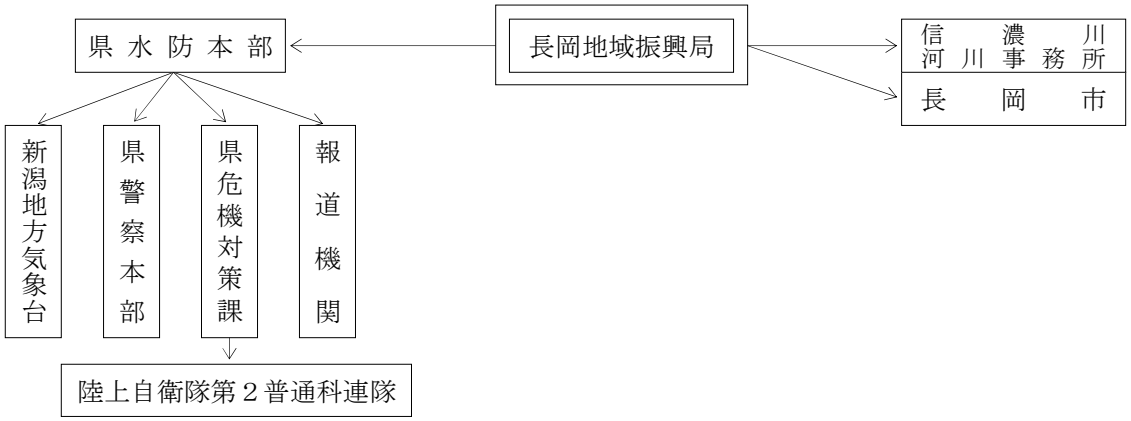

(29)　黒川（広野）　県

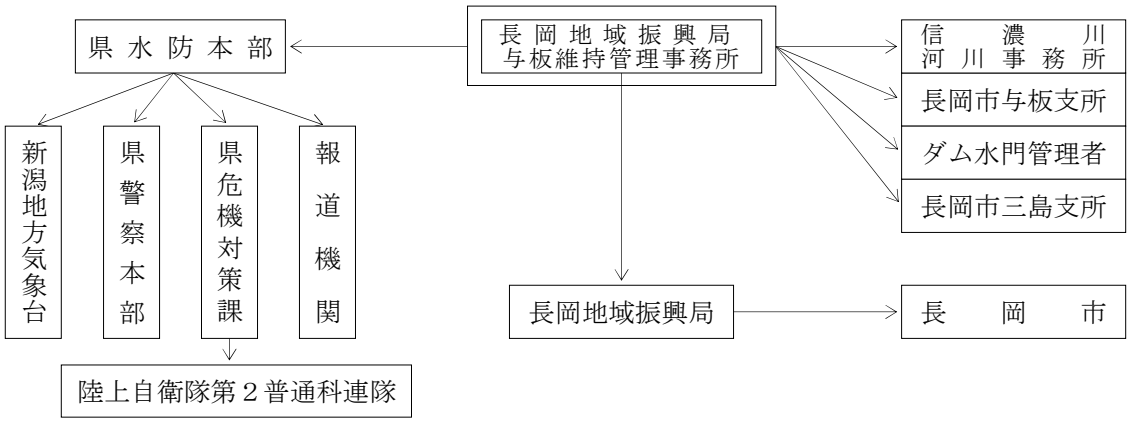

(30)　魚野川（六日町、小出、堀之内）　国土交通省

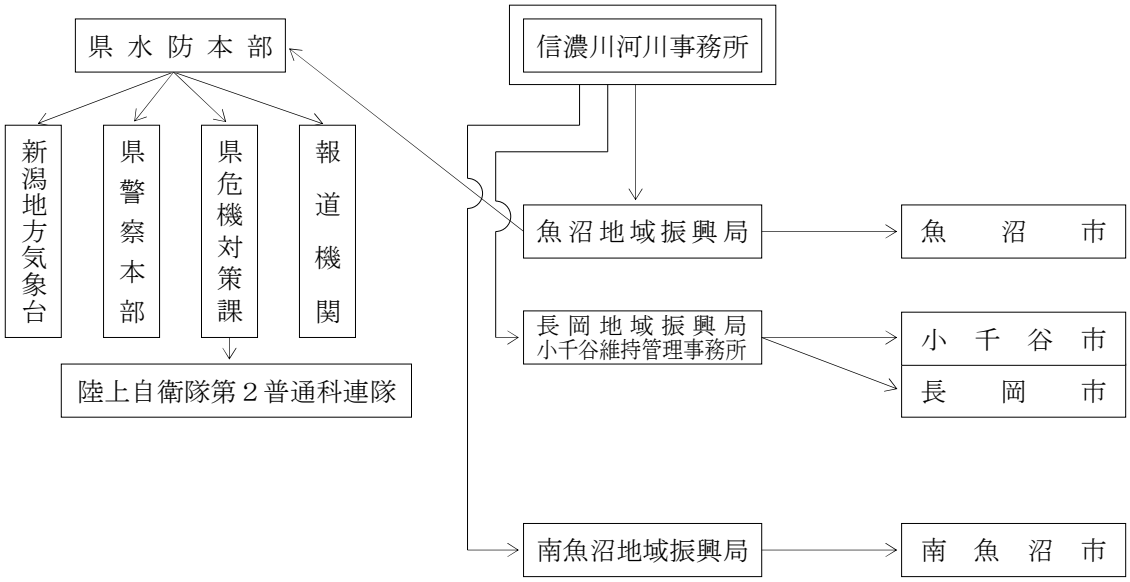

(31)　破間川（今泉）　県

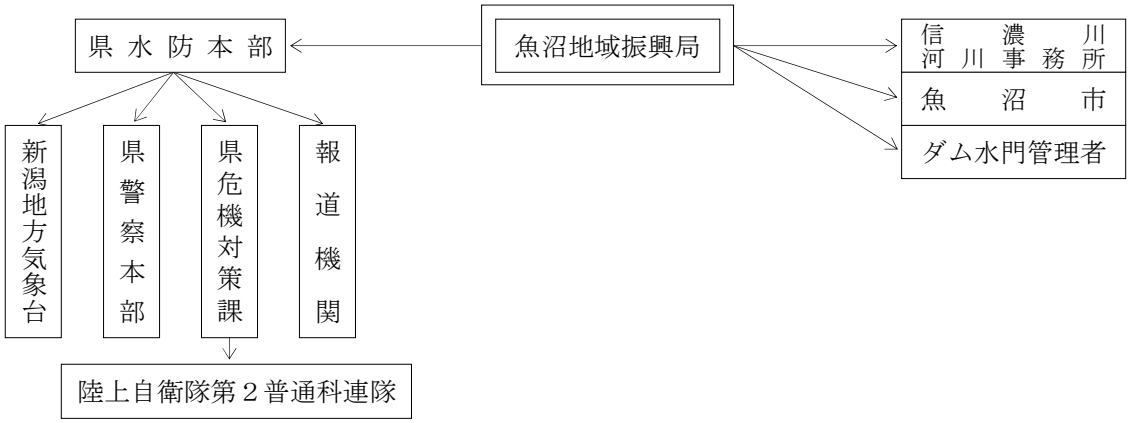

(32)　佐梨川（佐梨）　県

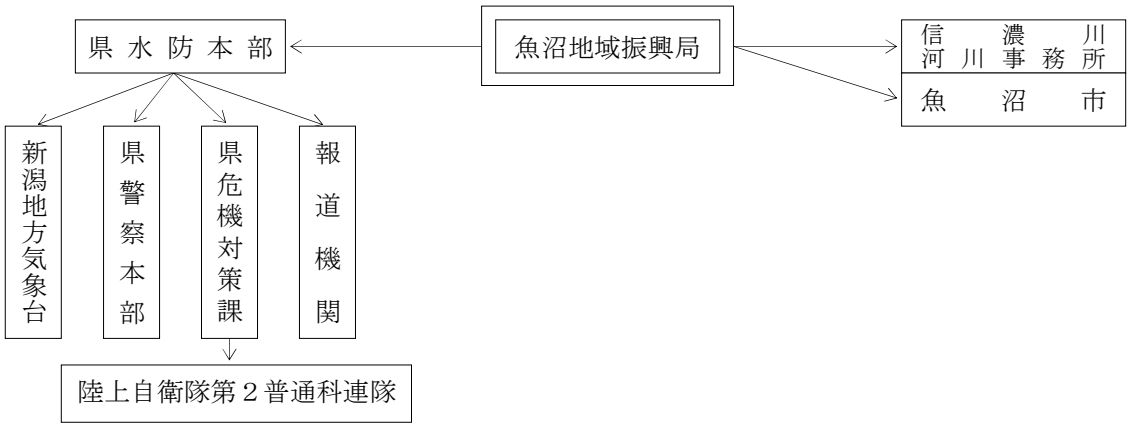

(33)　魚野川（中之島）　県

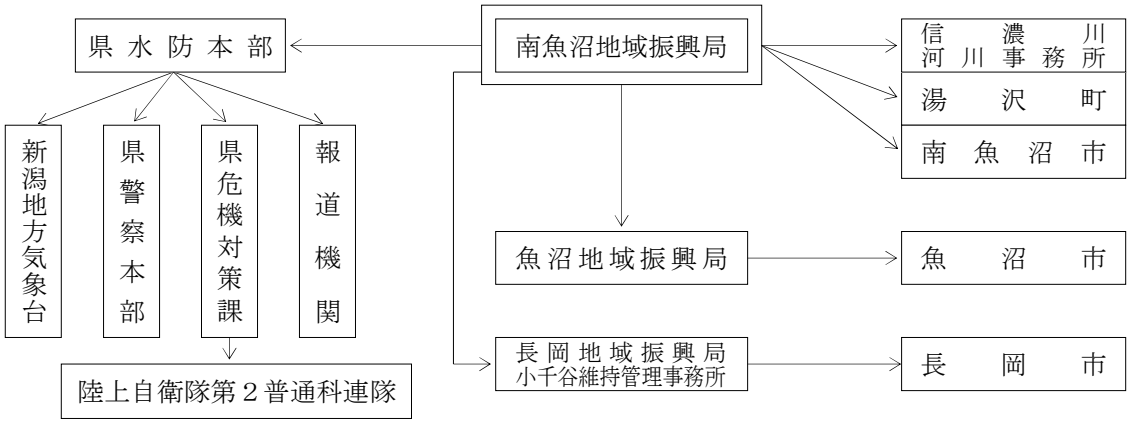

(34)　三国川（三国川）　県

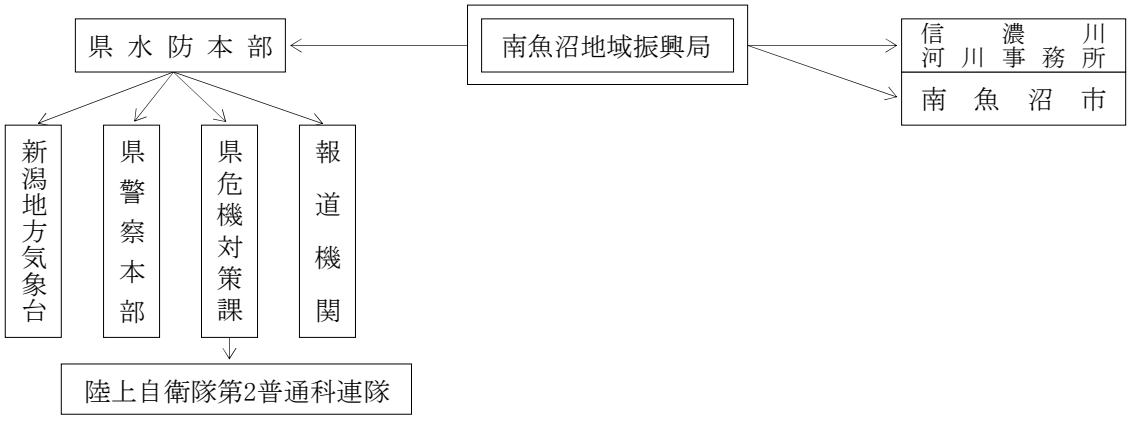

(35)　信濃川（割野）　県

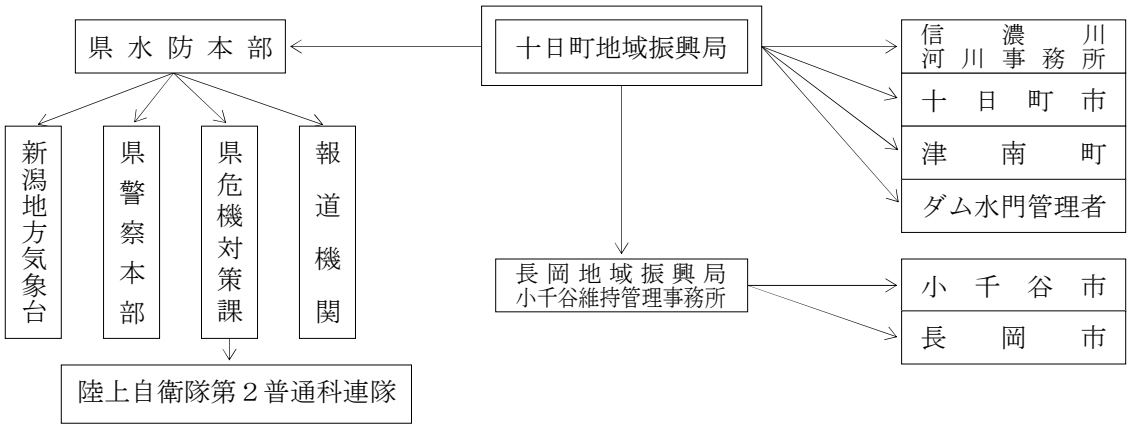

(36)　鯖石川（加納、天保橋）　県

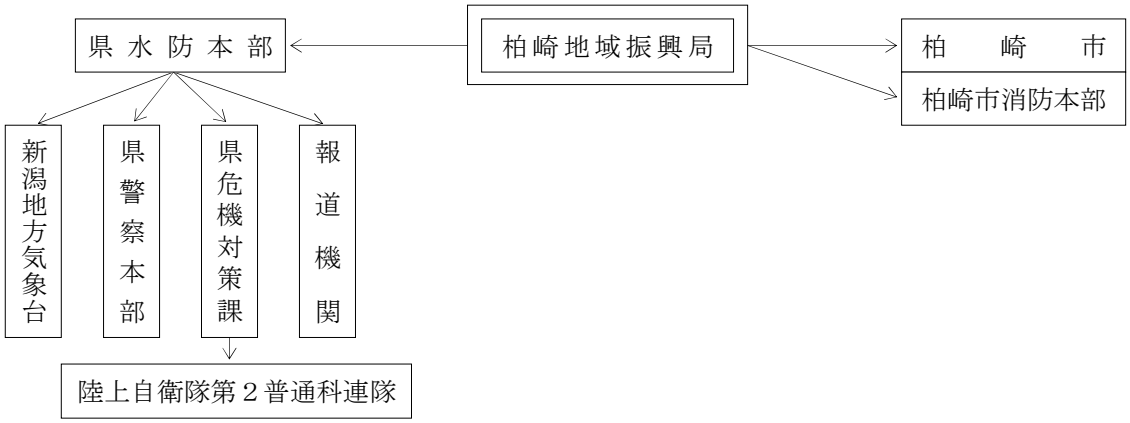

(37)　鵜川（宮之窪）　県

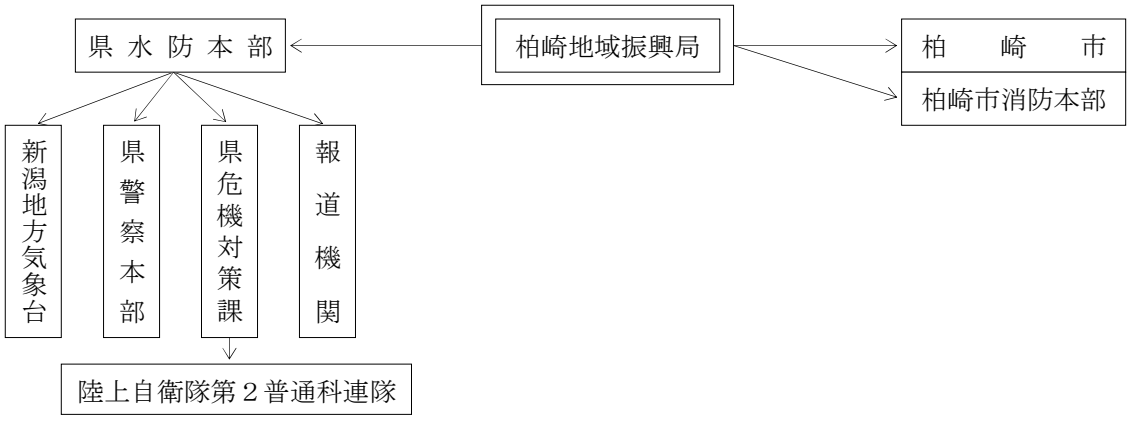

(38)　別山川（栄橋）　県

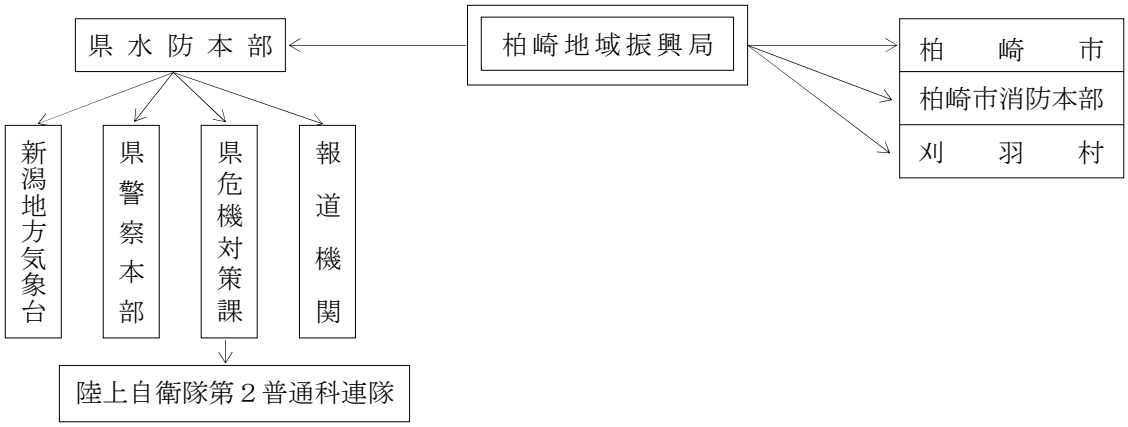

(39)　保倉川（顕聖寺）　県

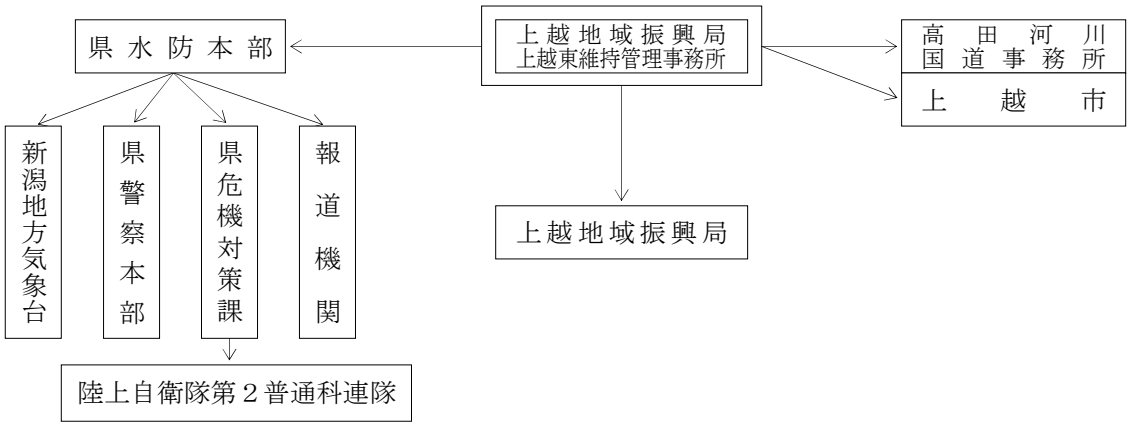

(40)　保倉川（遊水池外水位）　県

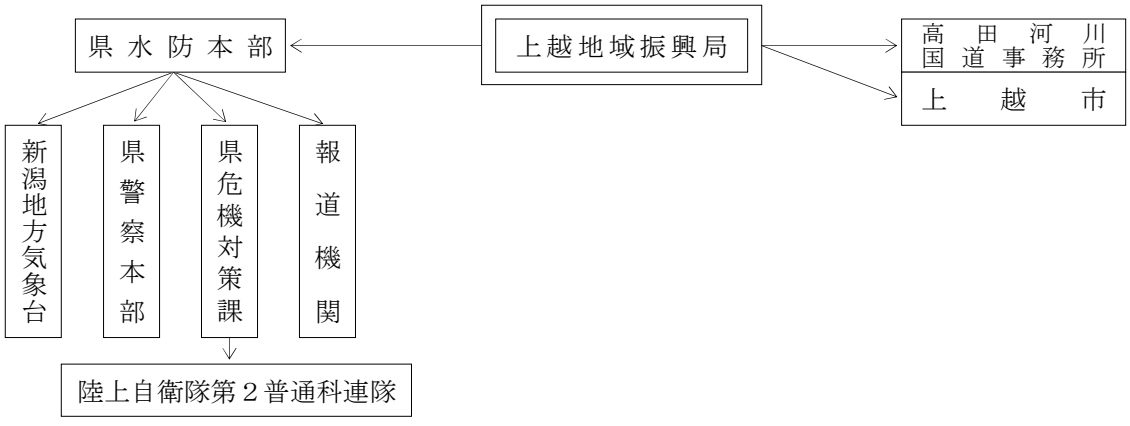

(41)　関川（高田）　国土交通省

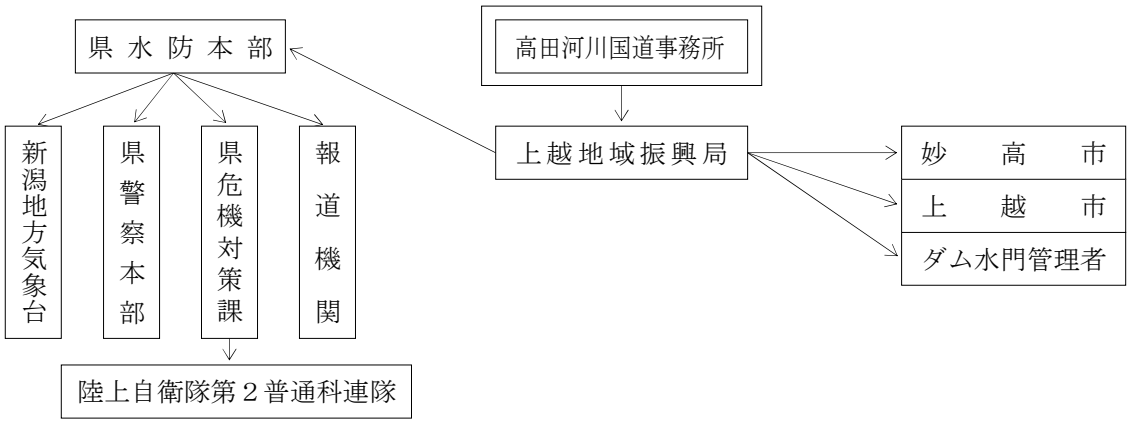

(42)　関川（二子島）　県

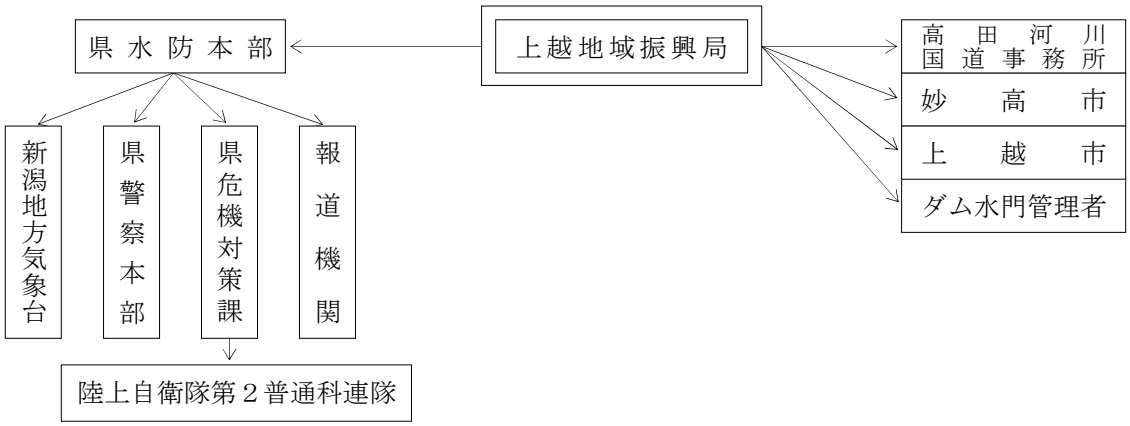

(43)　矢代川（石塚、石沢）　県

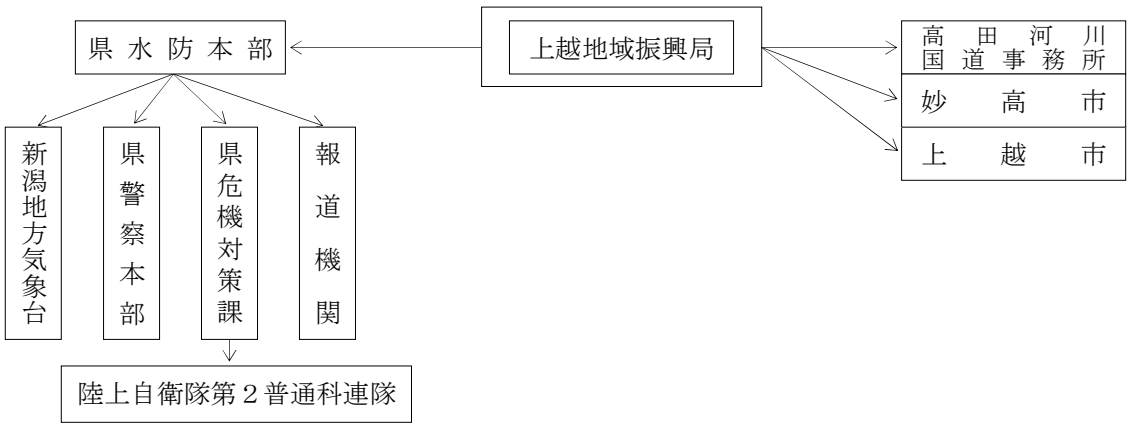

(44)　柿崎川（角取）　県

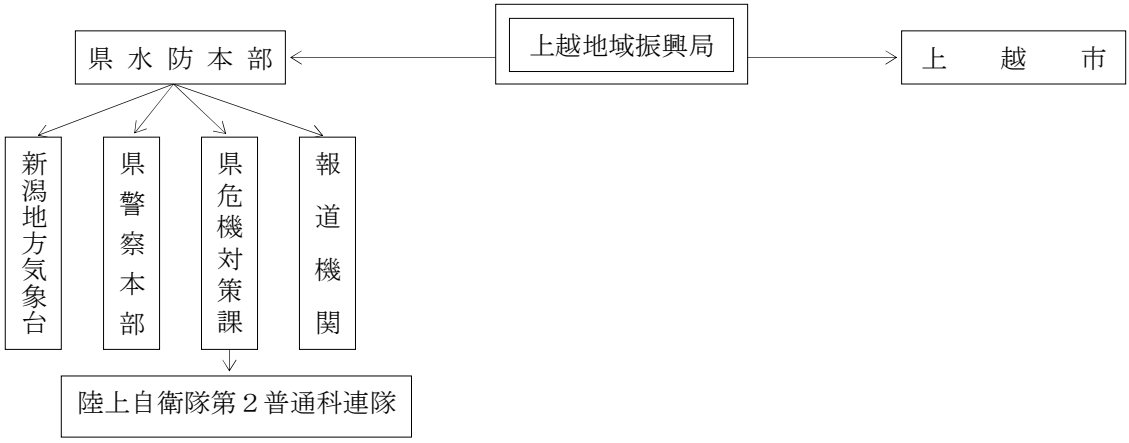

(45)　正善寺川（藤新田）　県

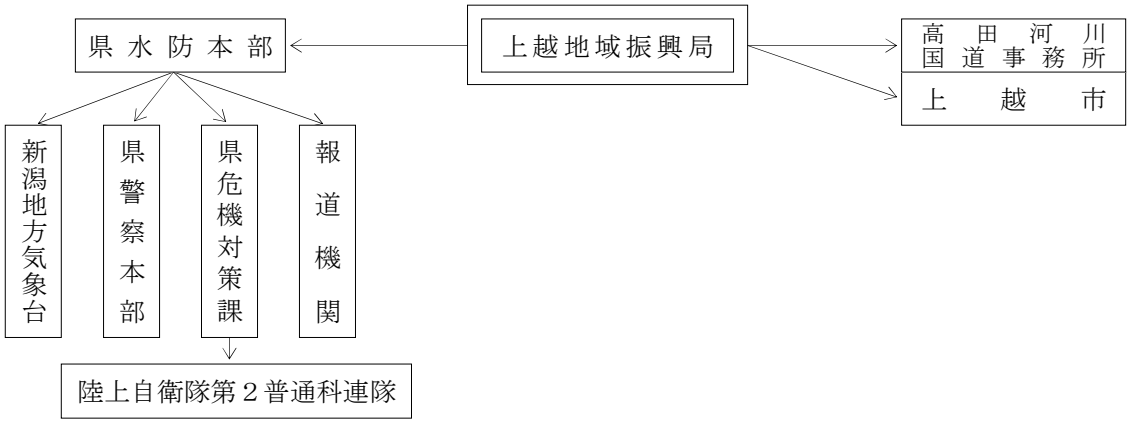

(46)　渋江川（渋江川）　県

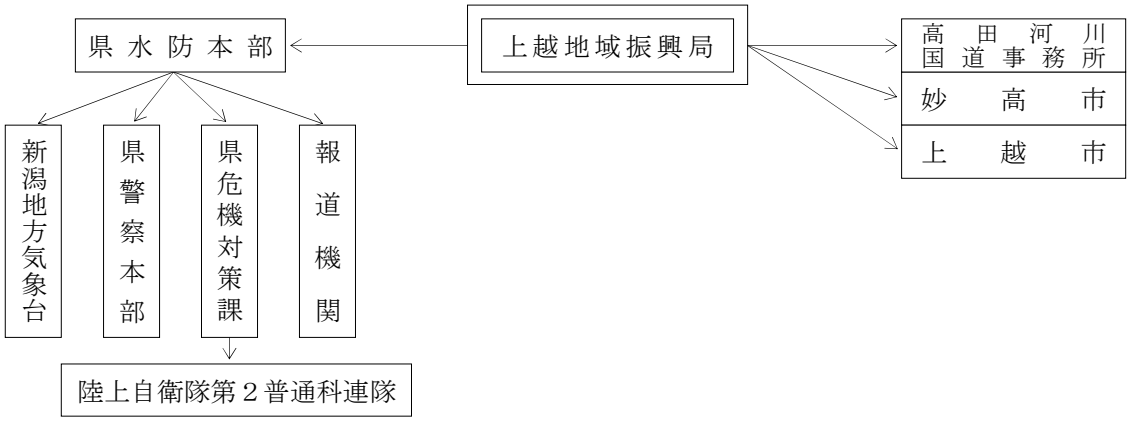

(47)　姫川（山本）　国土交通省

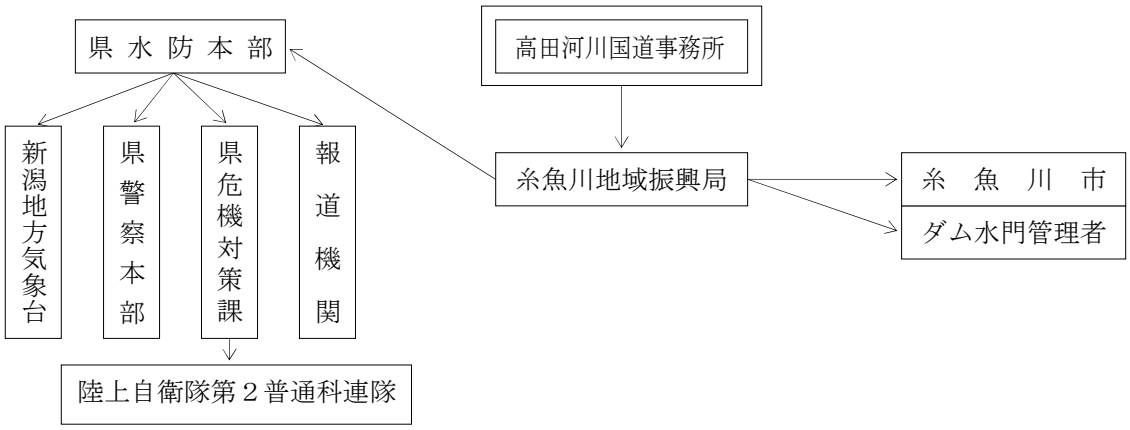

(48)　姫川（大前）　県

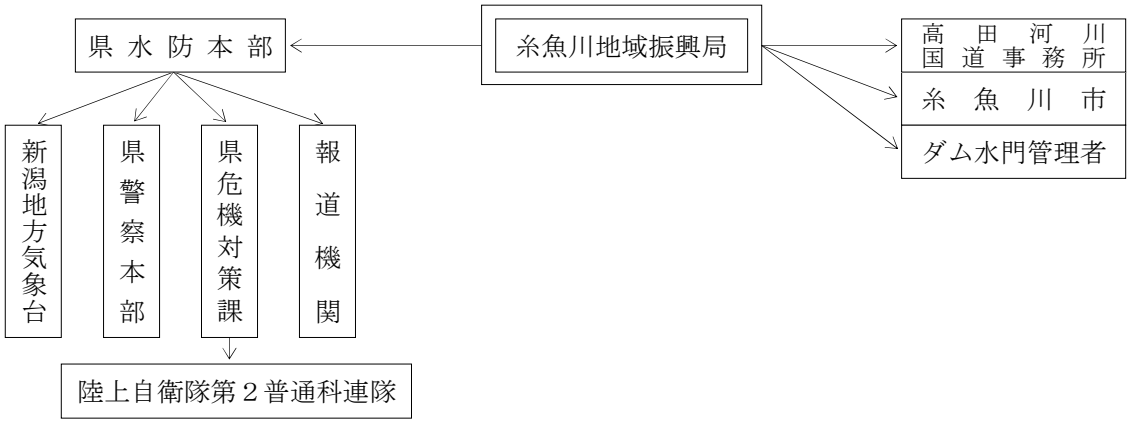

(49)　国府川（八幡）　県

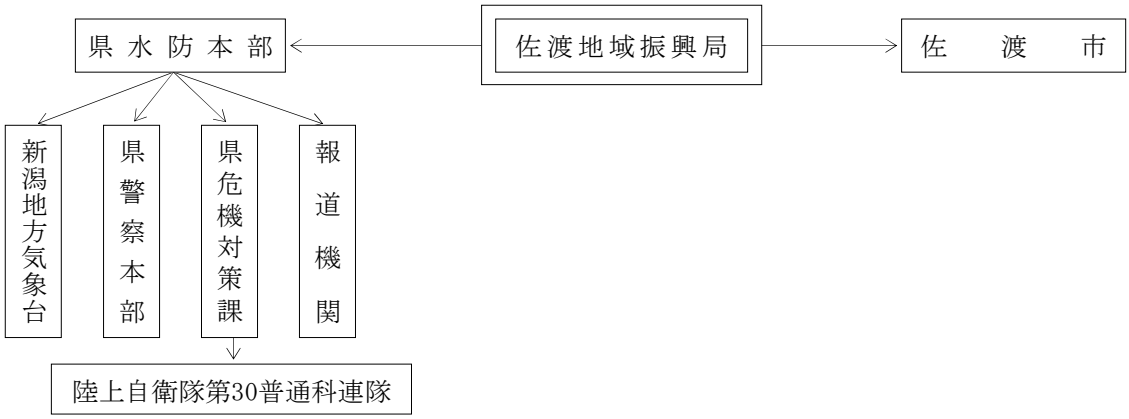

(50)　羽茂川（羽茂）　県

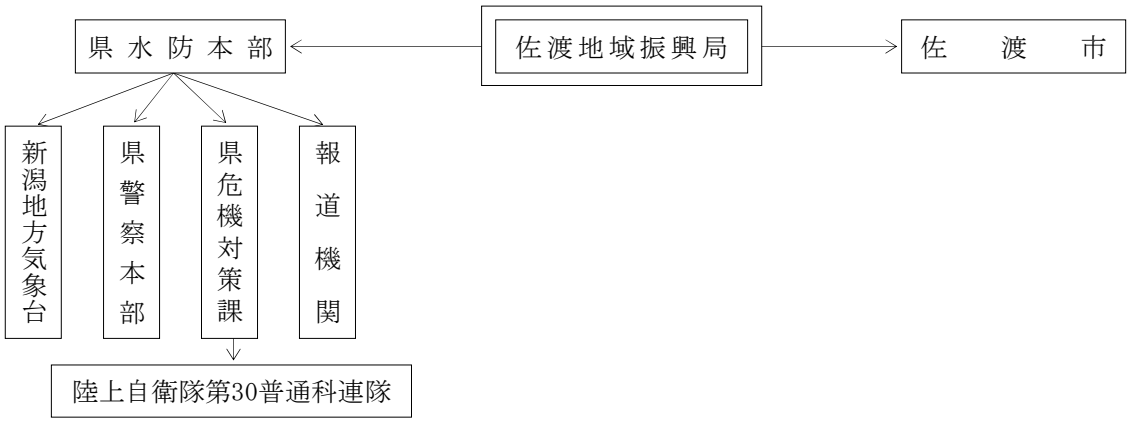
県水防本部
佐渡地域振興局
佐渡市
新潟地方気象台
県警察本部
県危機対策課
報道機関
陸上自衛隊第30普通科連隊

２　水防情報提供の伝達は次図のとおりとする。

凡　例　　水防情報発表者

（１）　新川・大通川（新川）　県

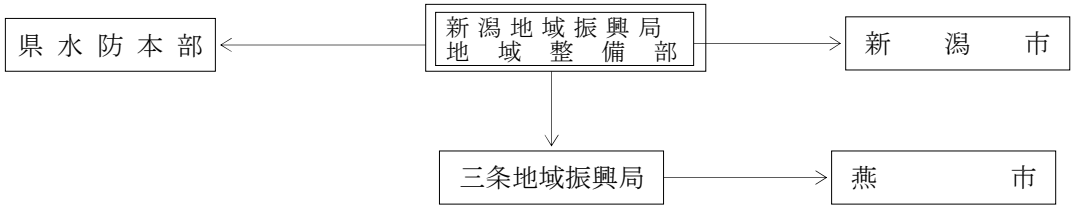

水位周知・水防警報の例示

【警戒レベル４相当情報［洪水］】

河川名	○○川
(観測局)	○○
警戒レベル	4

通知	内　容	種　類		号数
○	水位周知	○○川	氾濫危険情報	第　号
○	水防警報	○○観測所　出動	区間:　○○ ～ ○○	第　号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 発表

○○地域振興局長

No.	内容					
	基準水位(流量)観測所	○○観測所				
	堤防天端(流量)		m		m	m
	氾濫危険水位 ※1(流量)		m		m	m
	避難判断水位 ※2(流量)		m		m	m
	氾濫注意水位 ※3(流量)		m		m	m
	水防団待機水位 ※4(流量)		m		m	m

1	雨量情報	累計雨量	[○○]	観測所では、	○	日	○	時	○	分現在で	○	mmに達しました。
		時間雨量	[○○]	観測所では、	○	日	○	時～	○	時の1時間で、	○	mmを観測しました。
		現在は、	強い雨が降り続いています。									
2	水位情報	現在の水位(流量)	[○○]	観測所では、	○	日	○	時	○	分現在で	○	m (m^3/s) です。
				現在は、	上昇中です。					氾濫危険水位となり		堤防天端まであと ○ mです。
										水位変動量は1時間あたり	○	m程度です。
			[ ]	観測所では、		日		時		分現在で		m (m^3/s)
				現在は、								堤防天端まであと mです。
										水位変動量は1時間あたり		m程度です。
			[ ]	観測所では、		日		時		分現在で		m (m^3/s)
				現在は、								堤防天端まであと mです。
										水位変動量は1時間あたり		m程度です。
3	水防機関伝達	水防機関は、	出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒して下さい。									
4	ダム情報	[○○] ダムは、	○ 日	○ 時	○ 分に	洪水警戒体制を継続中です						
		[○○] ダムは、	○ 日	○ 時	○ 分に	洪水調節を開始しました。						
5	堤防等情報	堤防は、	一部箇所 で 漏水	する恐れがあります。								
		地先名は、次のとおりです。	地先名									
6	避難指示支援情報	堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。避難情報発令の目安となる水位を超過していますので、避難情報の発令を検討してください。										
		避難自由記入										

伝達確認											
通知先	河川事務所	○○市									河川管理課
電話番号											025-280-5414
通報者											
受報者											
通報(受報)時刻	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分	時　分

〔問い合わせ先〕

○○市○○地内の避難情報：	○○市○○課	○○○○-○○-○○○○
河川情報：	○○地域振興局地域整備部治水課	○○○○-○○-○○○○

〔警戒レベル〕

レベル	水位		内容
5		氾濫発生	氾濫への警戒を求める段階
4	※1	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
3	※2	避難判断水位	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階
2	※3	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫の発生に対する注意を求める段階 水防団が、出動する目安となる水位です。
1	※4	水防団待機水位 (通報水位)	水防団が体制を整える段階

〔ダムのただし書き操作〕

異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

第７節　水防報告の例示

（１）水防活動実施状況の報告　（水防管理団体から県水防支部への水防報告例示）

以下の様式を参考として、水防活動状況を報告する他、河川巡視、一般被害、避難状況等、適宜行を追加して報告すること。

水防活動実施状況

※修正箇所は赤書き

〇〇 月　〇〇　日　　〇：〇〇　現在

■ 水防活動の状況

整備局・県	水　系	河　川	水防団等名	実施日時	主な活動内容
	<直轄河川> 〇〇水系 <県管理河川> 〇〇水系				

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※対象河川は、直轄河川及び県管理河川

※記載例

水防団等名　〇〇水防団

主な活動内容　巡視、土のう積み、民間事業者による大型土のう積み、避難誘導を実施

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

（２）出水状況の周知

河川水位と気象状況の関係等から、水防警報を発表しない場合は以下の参考様式により、河川水位の状況を関係機関に周知すること。

<table>
<tr><td colspan="5">出 水 状 況 発 表</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出 水 状 況</td><td>種　　類</td><td>河　　川</td><td>基準水位観測所</td><td>発 表 番 号</td></tr>
<tr><td>状　　況</td><td>○ ○ ○ 川</td><td>○ ○ 、 ○ ○</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="5">月　　日　○○時○○分　　○○地域振興局長発表</td></tr>
<tr><td colspan="5">○○○川水防警報は、出しません。</td></tr>
<tr><td colspan="5">昨夜からの降雨により、水位が上昇しています。今朝○時○○観測所では、氾濫注意水位</td></tr>
<tr><td colspan="5">（警戒水位）に達しましたが、雨は次第に小降りになって来ており、上流では減水する模様で</td></tr>
<tr><td colspan="5">あります。要水防箇所について検討の結果、この程度の水位では、水防の必要がないと判断して、</td></tr>
<tr><td colspan="5">今回は出しません。なお、水位状況はその都度通報します。</td></tr>
</table>

（３）水位情報の提供について

河川の急激な水位上昇等により、水防態勢を構築するのに時間を要し、水防警報の発表に遅れが生じるような場合は、以下の例示を参考としてメール等により河川水位について関係機関に情報提供を行うこと。

件名：【○○地域整備部より】○○川　水防団待機水位超過
次の水位局で基準水位を超過しました。 至急、水防態勢を構築し、水防警報を発表しますので、河川水位に注視していただくようお願いします。 ▼観測時刻： ○○○年○月○日　○：○○ ▼観測状況： ［水防団待機水位超過情報］ ◎○○水位観測所　○○川　○○市 職員警戒水位［m］：0.00 水防団待機水位［m］：0.00 はん濫注意水位［m］：0.00 避難判断水位［m］：0.00 はん濫危険水位［m］：0.00 堤防高超過水位［m］：0.00 観測水位［m］：0.00 発信元： 新潟県土木部

第８章　水　防　活　動

第１節　水防管理団体の非常配備

１　水防管理者が管下の水防団及び消防機関、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

１）水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合

２）水防警報河川にあっては、水防警報が発せられた場合

３）水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合

４）緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

２　水防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備（津波については第17章第１節参照のこと）

１）待　　機

水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

待機の指令はおおむね次の状況の際に発する。

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、且つ警報が発表されるような状況の場合。

２）準　　備

水防団及び消防機関、水防協力団体の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員に出動させる。準備の指令はおおむね次の状況の際に発する。

河川水位が水防団待機水位（通報水位）を越え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。

３）出　　動

水防団及び消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇の恐れがあり出動の必要を認めたとき。

第２節　巡視及び警戒

１　平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下この節において「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所

を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

２　出水時

水防管理者等は、水防管理団体が非常配備体制をとったとき、又は出動命令を発したときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第３章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、河川等の管理者に連絡し、河川等の管理者は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第７節に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

②堤防の上端の亀裂又は沈下

③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ

⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。（資料１参照）（「参①-1-1」）

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第４節　緊急交通

１　緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第５節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第６節　避難立退き

１　避難の指示

洪水、津波または高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事、その命を受けた職員または水防管理者は必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（法第 29 条）

２　立 退 き

立退きまたは、その準備を指示された区域の居住者、滞在者その他の者の救出避難については、警察は、水防管理者と協力して誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

第７節　氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

１　氾濫等の通報

河川管理者は、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事（水防本部）その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。（法第24条の２）

２　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防が決壊、またはこれに準ずる越水・溢水及び漏水等の事態が生じたときは、当該水防管理団体（法第２条第2項参照）水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちにこの状況を関係機関（所轄の国土交通省北陸地方整備局河川事務所長、地域振興局長、保線区長、警察署長）及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要なる団体に通報し、地域振興局長は知事（水防本部）及び必要と認める機関に通報する。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。（法第 25 条）

３　氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

「１　氾濫等の通報」、「２　決壊・漏水等の通報」の氾濫・決壊・漏水等の通報は、以下を踏まえ実施する。

河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課される。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報者

１）国土交通大臣が氾濫等の通報を行う河川

河　川　名	区域	
荒川	区域①	左岸　新潟県岩船郡関川村下川口から大島まで 右岸　新潟県岩船郡関川村湯沢から高田まで
	区域②	左岸　新潟県村上市貝附から河口まで 右岸　新潟県村上市小岩内から河口まで
阿賀野川	区域①	左岸　新潟県五泉市馬下字大沢から新潟県新潟市秋葉区下新まで 右岸　新潟県阿賀野市小松から新潟県阿賀野市千唐仁まで
	区域②	左岸　新潟市秋葉区下新から海まで 右岸　阿賀野市千唐仁から海まで
早出川	区域①	左岸　五泉市赤海字下島 1053 番の３地先の善願橋 右岸　五泉市赤海字善願 2892 番地先の善願橋 から阿賀野川合流点まで

信濃川下流（幹川）	区域①	左岸　大河津洗堰から加茂川合流点まで 右岸　大河津洗堰から加茂川合流点まで
	区域②	左岸　加茂川合流点から小阿賀野川合流点まで 右岸　加茂川合流点から小阿賀野川合流点まで
信濃川下流（幹川）	区域③	左岸　小阿賀野川合流点から河口まで 右岸　小阿賀野川合流点から河口まで
信濃川下流（派川関屋分水路）	区域①	左岸　信濃川からの分派点から海まで 右岸　信濃川からの分派点から海まで
信濃川（中流）	区域①	左岸　新潟県十日町市宮中堰堤から新潟県長岡市西川口まで 右岸　新潟県十日町市宮中堰堤から新潟県長岡市西川口まで
	区域②	左岸　新潟県長岡市西川口から新潟県長岡市浦まで 右岸　新潟県長岡市西川口から新潟県長岡市浦まで
	区域③	左岸　新潟県長岡市浦から新潟県長岡市与板町本与板まで 右岸　新潟県長岡市浦から新潟県長岡市並木新田まで
	区域④	左岸　信濃川からの分派点から海まで 右岸　信濃川からの分派点から海まで
魚野川	区域①	左岸　新潟県南魚沼市五日町から新潟県南魚沼市五箇まで 右岸　新潟県南魚沼市麓から新潟県魚沼市岡新田まで
	区域②	左岸　新潟県南魚沼市五箇から新潟県魚沼市四日町まで 右岸　新潟県魚沼市岡新田から新潟県魚沼市四日町まで
	区域③	左岸　新潟県魚沼市四日町から新潟県長岡市西川口まで 右岸　新潟県魚沼市四日町から新潟県長岡市西川口まで
関川	区域①	左岸　新潟県上越市大字島田字諏訪田 1527 番の２地先から海まで 右岸　新潟県上越市大字新長者原字上川原 1217 番地先から海まで
保倉川	区域①	左岸　新潟県上越市大字春日新田字桐ノ木 2855 番の 2 地先 右岸　新潟県上越市頸城区西福島字古城 4 の丁 276 番地先 から関川合流点まで
姫川	区域①	左岸　新潟県糸魚川市大字西川原字川内山 963 番地の１地先から海まで 右岸　新潟県糸魚川市大字根小屋字中カマチド 37 番の１地先から海まで

河　川　名	区域	観測所	通報基準	通報者
荒川	区域①	上関 観測所	・氾濫発生水位（9.03m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	羽越河川国道事務所
	区域②	葛籠山 観測所	・氾濫発生水位（8.99m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	羽越河川国道事務所

阿賀野川	区域①	馬下 観測所	・氾濫発生水位（24.48m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	阿賀野川河川事務所
	区域②	満願寺 観測所	・氾濫発生水位（9.82m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	阿賀野川河川事務所
早出川	区域①	善願 観測所	・氾濫発生水位（16.24m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	阿賀野川河川事務所
信濃川下流（幹川）	区域①	尾崎 観測所	・氾濫発生水位（12.90m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川下流河川事務所
	区域②	保明新田 観測所	・氾濫発生水位（9.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川下流河川事務所
信濃川下流（幹川）	区域③	帝石橋 観測所	・氾濫発生水位（3.80m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川下流河川事務所
信濃川下流（派川関屋分水路）	区域①			
信濃川（中流）	区域①	十日町(姿) 観測所	・氾濫発生水位（146.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
	区域②	小千谷 観測所	・氾濫発生水位（52.10m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
	区域③	長岡 観測所	・氾濫発生水位（25.80m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
	区域④	大河津 観測所	・氾濫発生水位（17.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
魚野川	区域①	六日町 観測所	・氾濫発生水位（162.60m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
	区域②	小出 観測所	・氾濫発生水位（93.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
	区域③	堀之内 観測所	・氾濫発生水位（85.00m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	信濃川河川事務所
関川	区域①	高田 観測所	・氾濫発生水位（8.13m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	高田河川国道事務所
保倉川	区域①	佐内 観測所	・氾濫発生水位（7.06m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	高田河川国道事務所
姫川	区域①	山本 観測所	・氾濫発生水位（5.36m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	高田河川国道事務所

2）新潟県知事が氾濫等の通報を行う河川

河　川　名	区域	
中ノ口川	区域①	左岸　新潟県燕市道金字中曽根 1071 番地先から信濃川合流点まで 右岸　新潟県燕市道金字榎島 2915 番の５地先から信濃川合流点まで
信濃川 （上流）	区域①	左岸　長野県界から十日町市宮中地先の宮中堰堤まで 右岸　長野県界から十日町市小原地先の宮中堰堤まで

河　川　名	区域	観測所	通報基準	通報者
中ノ口川	区域①	道金 観測所	・氾濫発生水位（9.35m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	新潟地域振興局
	区域①	白根橋 観測所	・氾濫発生水位（6.75m）に到達 ・巡視により、氾濫発生を確認	新潟地域振興局
信濃川 （上流）	区域①	割野 観測所	・氾濫発生水位（205.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	土木部河川管理課

4　氾濫・決壊・漏水等の伝達系統

1）国土交通大臣所管

水防法等に基づく伝達系統は第５章第１節、第２節および第６章第２節の伝達系統と同じ

2）県知事所管

水防法等に基づく伝達系統は第５章第１節、第２節および第６章第２節の伝達系統と同じ

3）水防管理者（市町村）の対応

重点的に確認を行う区間（重要水防箇所）について、河川管理者と事前に情報共有するものとする。

通報を受けた水防管理者は、「第６節避難立退き」、「第７節５決壊等後の措置」に記載の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第３項に基づき、緊急安全確保を指示することができる。

5　決壊等後の措置

決壊後といえども水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第 26 条）

第８節　水防解除

水防管理者は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に知らせる。

第９節　水防訓練

指定水防管理団体は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や北陸地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第９章　費用負担と公用負担

第１節　費　用　負　担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（法第41条、23条の第３項、第４項）

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（法第42第２項）

第２節　公　用　負　担

１　水防のため必要あるときは水防管理者及び水防団長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条）

（イ）　必要な土地の一時使用

（ロ）　土石、竹木その他の資材の収用

（ハ）　車両、その他の運搬用機器

（ニ）　排水用機器の使用

（ホ）　工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記（イ）から（ホ）（（ロ）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

２　公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあってその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあっては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

３　公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する者とする。

４　損　失　補　償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第10章　水門、こう門及びダム操作

第１節　ダム操作の指示

洪水による災害の防止、または軽減のため緊急の必要がある場合において、知事は、２級河川の利水ダム管理者に河川法第52条の規定による洪水調節のための指示をし、１級河川については国土交通大臣に対し当該指示を要請するものとする。

第２節　水門、こう門等の点検整備について

水門、こう門、樋管、堰堤等の管理者は毎年出水期に先立ち点検、整備を行うものとする。

第11章　協　力　・　応　援

第１節　河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長と新潟県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

〈　河川管理者の協力が必要な事項　〉（例）

（１）　河川に関する情報の提供

（２）　重要水防箇所の合同点検の実施

（３）　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

〈　河川管理者の援助が必要な事項　〉（例）

（１）　水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

（２）　水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

（３）　市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

（４）　水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２節　水防機関の協力等

１　水防管理団体は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で水防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。

２　水防区域内において２以上の管理団体に関係ある水防事務については各水防管理者相互において予め協定しておく。

３　水防支部は、水防資器材の不足を想定し、他の水防支部との応援体制を確立しておくものとする。水防資器材が不足した場合は、水防本部へ連絡し、各水防支部間で水防資器材を融通させる。

（「参①-5-1」資料-5）

４　知事は、緊急時に必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の出動を要請するものとする。

５　水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、地元警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

６　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊

急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。（法第 32 条）

・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

第３節　隣接県との協力

富山県との洪水時または高潮の際における水防事務に関する協定は資料－１２（「参①-12-1」）のとおりである。

第12章　水　　防　　報　　告

第１節　水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後２日以内に地域振興局を経由して土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。また、直轄河川にあっては所轄国土交通省河川事務所長にも概況を報告すること。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

第２節　水防活動実施報告（昭和53年１月28日付け、建設省河治発第４号、河川局長通達）

１　水防管理団体の報告

１）水防管理団体の長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙第１号様式、別紙第２号様式により、地域振興局長及び所轄国土交通省河川事務所長に報告しなければならない。

①　水防実施河川名及び位置

②　活動日時

③　活動人員（当該箇所の延人員）

④　水防活動費用の内訳

⑤　その他必要事項

２）下記事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じ報告する。

①　天候の状況並びに警戒中の水位観測表

②　警戒出動及び解散命令の時刻

③　水防団員または消防機関に属する者の出動の時刻及び人員

④　水防作業の状況

⑤　堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

⑥　使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること。）

⑦　水防法28条による収用または使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所

⑧　障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所

⑨　土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由

⑩　自衛隊及び一般の応援の状況

⑪　居住者出動の状況

⑫　警察の援助状況

⑬　現場指導官公吏氏名

⑭　立退きの状況及びそれを指示した理由

⑮　水防関係者の死傷

⑯　殊勲者及びその功績

⑰　今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

⑱　堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況

⑲　その他必要な事項

注）年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約35万円）以上となると補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

２　地域振興局の河川管理課に対する報告

地域振興局長は、所管の水防管理団体の長からの水防活動実施報告をとりまとめ、別紙第３号様式により、四半期ごとに当該期終了の翌月５日までに河川管理課長に報告するものとする。

３　水防活動の広報

河川管理課長は、所管の水防管理団が水防活動を実施した場合には、ホームページ掲載等の広報活動を実施するよう努めるものとする。

第１号様式

水 防 活 動 報 告 書

作成者
住　所
氏　名

水防管理団体名

出水の概況	川　警戒水位　m 雨　量　㎜								
水防実施箇所	川　左 右岸　地先　m								
日時	自　月　日　時　至　月　日　時								
出動人員	水防団員　人	消防団員　人	その他　人	合計　人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工法　m								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	

使用資器材	かます、俵		居住者の出動状況	
	麻袋、土俵			
	なわ		水防関係者の死傷	
	丸太			
	その他		雨量水位の状況	

水防活動に関する
自己批判
備　考

（注）　水防を行った箇所ごとに作成すること。

第2号様式

令和4年台風第〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・令和4年8月〇日～〇日）

〇概　要

〇〇市消防団は、令和4年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第３号様式

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自　　年　　月

新　潟　県

至　　年　　月

区　　分	水　防　活　動		使　　用　　資　　材　　費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備　　考
	団 体 数	活 動 延 人　　員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団 体 数	使　　用　　資　　材　　費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
県（都道府）分 前　回　迄	－	－　人	円	円	円					
月　分	－	－								
月　分	－	－								
月　分	－	－								
小　計	－	－								
累　計	－	－								
水防管理団体分 前　回　迄										
月　分	（ ）									
月　分	（ ）									
月　分	（ ）									
小　計										
累　計							円	円	円	

第13章　通信連絡および輸送

第１節　水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線局が設置されている所は無線通信を主として使用し、無線施設のない所は一般加入電話等による外、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配置するものとする。なお、県所管の防災行政無線局及び水防関係機関電話番号表は、付表－２（「参③-3」頁）・付表－４（「参③-12」頁）のとおりである。

第２節　災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27 条第2 項及び電気通信事業法（昭和59 年法律第86 号）第８条第１項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第３節　放送機関の協力体制

県は、次の各項号につき必要があると認めたときは放送機関に対し、すみやかに放送を行うよう要請するものとする。

１　国土交通省、県が発表する水防警報

２　県が緊急に水防管理団体に対して発する水防のための出動の指示

３　県が一般県民に対し避難を開始すべき必要がある旨を告げる警告

４　国土交通省または県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる発表

第４節　その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶、または著しくふくそうし、特に緊急を要する場合は、法第27条及び電波法第52条の規定により「非常通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。なお、各通信施設の所在地については地域防災計画を参照のこと。

１　警察通信施設

２　国土交通省関係通信施設

３　電気事業関係通信施設

４　鉄道関係通信施設

５　その他の通信施設

(1)　アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第52条の規定による「非常通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行うこと。

なお、非常通信の取扱いについては付表－３（「参③-7」頁）のとおりである。

第５節　輸 送 の 確 保

１　非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、地域振興局長は、管内水防管理団体との輸送経路および水防管理団体相互間の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。

２　水防管理団体は、管内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、所轄地域振興局長に提出しておくものとする。

(1)　付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

(2)　万一に備えた多角的輸送路の選定図

３　水防管理団体は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第14章　水防標識・水防信号・身分証票

水防標識、水防信号、身分証票は新潟県水防標識等に関する規則に定めるところによる。

（関係法令－４参照）（「参②-24頁）

第15章　水　防　演　習　計　画

水防技術の向上と河川愛護精神の昂揚をはかるため下記行事を実施する。

１　水　防　演　習

地域振興局地域整備部の指導のもとに沿岸水防管理団体主催で、概ね次の種目の演習を行う。

イ　川倉枠入

ロ　積み土のう

ハ　シート張り

ニ　木 流 し

ホ　五 徳 縫

ヘ　折 返 し

ト　月 の 輪

２　河川愛護作業（河川海岸愛護月間７月１日から31日まで）

イ　護岸の小破修理

ロ　雑草、雑木の除去

ハ　不法占用の取扱い

ニ　生産物採取の取締り

３　水防演習の記録

年　度	実施年月	場　　所（河川名）	担当土木事務所	備　　考（主催機関）
昭和40	40. 7	新潟市津島屋（阿賀野川左岸）	新 潟 土 木 事 務 所	県、亀田郷水害予防組合ほか
41	41. 6	新発田市岡田（加治川右岸）	新発田土木事務所	県、河川協会、新発田市
42	42. 7	岩船郡神林村（荒川右岸）	村 上 土 木 事 務 所	県、河川協会、神林村
43	43. 7	小千谷市千谷（信濃川左岸）	小千谷土木事務所	県、河川協会、小千谷市共催
44	44. 6	糸魚川市（姫川右岸）	糸魚川土木事務所	県、糸魚川市ほか（総合防災訓練）
45	45. 7	長岡市蔵王（信濃川右岸）	長 岡 土 木 事 務 所	県、長岡市ほか（総合防災訓練）
46	46. 7	岩船郡朝日村（三面川右岸）	村 上 土 木 事 務 所	県、河川協会、朝日村
47	47. 6	新潟市一日市（阿賀野川左岸）	新 潟 土 木 事 務 所	県、河川協会、亀田郷水害予防組合
48	48. 7	三島郡与板町（黒川左岸）	与 板 土 木 事 務 所	県、河川協会、与板町
49	49. 8	小千谷市千谷川（信濃川左岸）	小千谷土木事務所	県、河川協会、小千谷市

年　度	実施年月	場　　所（河川名）	担当土木事務所	備　　考　（主催機関）
50	50. 9	中条町（胎内川河口左岸）	新発田土木事務所	県、中条町ほか（総合防災訓練）
51	51. 7	糸魚川市（姫川左岸）	糸魚川土木事務所	県、河川協会、糸魚川市
52	52. 9	津川町（阿賀野川左岸）	津川土木事務所	県、河川協会、津川町（総合防災訓練）
53	53. 7	新井市（矢代川左岸）	上越土木事務所	県、河川協会、新井市（総合防災訓練）
54	54. 9	豊栄市（阿賀野川右岸）	新潟土木事務所	県、河川協会、豊栄市（総合防災訓練）
55	55.10	北魚沼郡堀之内町（魚野川右岸）	小千谷土木事務所	県､河川協会､堀之内町（総合防災訓練）
56	56.10	新発田市（加治川左岸）	新発田土木事務所	県､河川協会､新発田市（総合防災訓練）
57	57. 9	中頸城郡妙高高原町（白田切川）	上越土木事務所	県､河川協会､妙高高原町(総合防災訓練）
58	58. 9	三条市（信濃川）	三条土木事務所	県、河川協会、三条市（総合防災訓練）
59	59. 9	湯沢町（魚野川）	六日町土木事務所	県、河川協会、湯沢町（総合防災訓練）
60	60. 8	山北町（大川）	村上土木事務所	県、河川協会、山北町（総合防災訓練）
61	61. 9	見附市（刈谷田川）	三条土木事務所	県、河川協会、見附市（総合防災訓練）
61	61. 9	佐渡地区(羽茂町･小木町･赤泊村)	相川土木事務所	県、羽茂町、小木町、赤泊村（佐渡地区総合防災訓練）
62	62. 9	新津市	新津土木事務所	県、河川協会、新津市（総合防災訓練）
昭和63	63. 9	糸魚川市	糸魚川土木事務所	県､河川協会､糸魚川市（総合防災訓練）
平成元	元. 9	長岡市	長岡土木事務所	県、河川協会、長岡市（総合防災訓練）
2	2. 9	安田町（阿賀野川右岸）	新発田土木事務所	県、河川協会、水原町（総合防災訓練）
3	3. 6	分水町（大河津分水路右岸） 他４会場	巻土木事務所 他２土木事務所	県、信濃川・魚野川水防連絡会
4	4.5～6	小千谷市信濃川(妙見堰左岸下流) 他８会場	小千谷土木事務所 他14土木事務所	県､建設省北陸地建､小千谷市､信濃川･魚野川水防連絡会、他４水防連絡会
5	5.5～7	村上市（三面川）他11会場	村上土木事務所 他９土木事務所	県、村上市、他関係市町村
6	6. 5	新津市（阿賀野川）	新津土木事務所	県、建設省北陸地建、新津市、全国水防管理団体連合会、阿賀野川水防連絡会
7	5.28～7.9	分水町(大河津分水路)、他17会場	巻土木事務所 他関係土木事務所	県、町、建設省北陸地建、信濃川・魚野川水防連絡会他
8	5.26～7.14	糸魚川市（姫川）、他16会場	糸魚川土木事務所 他関係土木事務所	県、建設省北陸地建、糸魚川市、関川・姫川水防連合会他
9	5.11～10.19	関川村（荒川）、他11会場	村上土木事務所 他関係土木事務所	県、建設省北陸地建、関川村、全国水防管理団体連合会、荒川水防連絡会他
10	5.17～6.28	豊栄市（阿賀野川）他14会場	新潟土木事務所 他関係土木事務所	県、建設省北陸地建、豊栄市、阿賀野川水防連絡会他

年　度	実施年月	場　　所（河川名）	担当土木事務所	備　　考　（主催機関）
11	5.16～6.27	上越市（関川）他15会場	上越土木事務所	県、建設省北陸地建、上越市、関川姫川水防連絡会他
12	5.21～6.18	白根市（信濃川）他13会場	新潟土木事務所	県、建設省北陸地建、白根市、信濃川下流水防連絡会他
13	5.26～6.10	関川村（荒川）他13会場	村上土木事務所	県、国土交通省北陸地整、関川村、荒川水防連絡会他
14	5.26～6.30	小千谷市（信濃川）他９会場	小千谷土木事務所	県、国土交通省北陸地整、小千谷市、信濃川・魚野川水防連絡会他
15	5.25～6.30	荒川町（荒川）他11会場	村上土木事務所	県、国土交通省北陸地整、荒川町、荒川水防連絡会他
16	5．29	新潟市（阿賀野川）	新潟土木事務所	県、国土交通省北陸地整、新潟市、阿賀野川水防連絡会他
17	5．24	南魚沼市（魚野川）他10会場	南魚沼地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、南魚沼市、信濃川・魚野川水防連絡会他
18	5．27	糸魚川市（姫川）他７会場	糸魚川地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、糸魚川市、関川・姫川水防連絡会他
19	5．26	荒川町（荒川）他７会場	村上地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、神林村、荒川水防連絡会他
20	6．8	村上市（荒川）他５会場	村上地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、村上市、関川村、荒川水防連絡会他
21	5.26	十日町市（信濃川）他５会場	十日町地域整備部他関連地域整備部	県、国土交通省北陸地整、十日町市、津南町、信濃川･魚野川水防連絡会他
22	5.30	新潟市（信濃川）	新潟地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、新潟市他6市町、信濃川下流水防連絡会他
24	5.27	長岡市（信濃川）	長岡地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、長岡市他7市町、信濃川・魚野川水防連絡会議他
26	5.25	阿賀野市（阿賀野川）	新発田地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、阿賀野市他3市町、阿賀野川水防連絡会他
28	5.21	糸魚川市（姫川）	糸魚川地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、糸魚川市、関川・姫川水防連絡会他
29	5.27	村上市（荒川）	村上地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、村上市、胎内市、関川村、小国町、荒川水防連絡会他
30	5.20	糸魚川市（姫川）	糸魚川地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、糸魚川市他2市町村、関川・姫川水防連絡会他
令和元	5.19	上越市（関川）他４会場	上越地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、上越市他18市町村、関川・姫川水防連絡会他
3	5.30	五泉市（阿賀野川・早出川）	新津地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、五泉市他3市町村、阿賀野川水防連絡会他
4	6．5	燕市（信濃川・魚野川）	三条地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、燕市他7市町、信濃川・魚野川水防連絡会他
5	5.18	十日町市（信濃川）他５会場	十日町地域整備部他関連地域整備部	県、国土交通省北陸地整、十日町市、津南町、信濃川･魚野川水防連絡会他
6	5.26	三条市（信濃川）	三条地域整備部他関係地域整備部	県、国土交通省北陸地整、三条市他5市町、信濃川下流水防連絡会他
7	5.31	糸魚川市（姫川）	糸魚川地域整備部他関連地域整備部	県、国土交通省北陸地整、糸魚川市他2市町村、関川・姫川水防連絡会他

第16章　水 防 用 備 蓄 資 材

第１節　水防倉庫備蓄資材基準

水防管理団体は、水防資材を水防倉庫１棟につき、概ね次表のとおり備蓄しておくことを原則とし、当該資材は、水防作業の状況により水防管理者が適時使用し、使用後は直ちに補充しておくように努めるものとする。

名　　称	（単位）	数　量
杭　　木	（本）	60
布　袋　類	（枚）	1,000
ビニールシート	（枚）	150
鉄　　線	（kg）	100
ロ　ー　プ	（kg）	60
ツ ル ハ シ	（丁）	5
ス コ ッ プ	（丁）	30
ナ　　タ	（丁）	5
鋸	（丁）	5
ペ　ン　チ	（丁）	5
掛　　矢	（丁）	10

第２節　水防資材の備蓄状況

水防資材の備蓄状況は、資料－２（「参①-2-2」頁）のとおりである。

第３節　水防資材調達業者

水防資材の調達業者の内訳は、資料－４（「参①-4-1」頁）のとおりである。

第１７章　津波に対する水防活動について

第１７章では津波に対する水防について記載する。本章に記載の無いものについては第２章から第16章を参照することとする。

第１節　水防配備

１　県における津波に対する水防態勢

※津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されている場合は、職員および家族の安全確保を最優先し、津波等の危険がある地域においては、安全性を確保してから登庁すること。

※水防警報「出動」を発表した場合は、「解除」を発表後に水防態勢を解除するものとする。

	本庁	地域機関
第１次配備体制（津波注意報）	１　防災局長 ２　防災局次長 ３　防災企画課・危機対策課職員全員、 ４　消防課・原子力安全対策課職員　各室係１名以上 ５　応急対策が主要な課・室　５割程度、 ６　情報収集及び状況の公表業務が主要な課・室　２名以上	１　地域振興局 （１）庁舎管理対策職員　２名以上、 （２）応急対策が主要な部・課・室　５割程度、 （３）情報収集及び状況の公表業務が主要な部・課・室　２名以上 ２　地域振興局以外の地域機関 （１）応急対策が主要な地域機関　５割程度 （２）情報収集及び状況の公表業務が主要な地域機関　２名以上
第２次配備体制（津波警報）	１　危機管理監 ２　防災局職員　全員 ３　応急対策が主要な課・室　全員 ４　情報収集及び状況の公表業務が主要な課・室 （１）課・室の長及び課長補佐 （２）その他の職員　５割以上 ５　上記に該当しない課・室　２名以上 ６　県災害対策本部の副班長以上の要員として指名されている職員	１　地域振興局 （１）地域振興局長又は企画振興部長 （２）庁舎管理対策職員　３名以上 （３）応急対策が主要な部・課・室　全員 （４）情報収集及び状況の公表業務が主要な部・課・室 ①部等の長及び副部長（副部長相当職にある職員） ②その他の職員　５割以上 ２　地域振興局以外の地域機関 （１）応急対策が主要な地域機関　全員 （２）情報収集及び状況の公表業務が主要な地域機関 ①地域機関の長及び次長（次長相当職にある職員） ②その他の職員　５割以上 ３　県災害対策本部（地方本部）の連絡調整部の要員に指名されている職員
第３次配備体制（大津波警報）	全職員登庁	全職員登庁

２　水防管理団体の非常配備

水防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備

１）待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、水防団員の安全を確保した上で直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

２）出動

津波注意報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

第２節　水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者

１　法第16条の規定により国土交通大臣が津波に対する水防警報を行う河川は５河川で、次表のとおり指定されている。

発表機関（事務所名）	発表河川名	発表対象市町村名
羽越河川国道事務所	荒川	村上市、胎内市
阿賀野川河川事務所	阿賀野川	新潟市
信濃川下流河川事務所	信濃川（下流） ※派川関屋分水路含む	新潟市
信濃川河川事務所	信濃川 （大河津分水路区間）	長岡市
高田河川国道事務所	関川	上越市
	姫川	糸魚川市

２　法第16条の規定により新潟県知事が津波に対する水防警報を行う河川は１３河川で、次表のとおりとする。

水防警報発令地域機関	河川名	村上	新発田			新潟	三条		柏崎		上越	佐渡
		村上市	新発田市	聖籠町	胎内市	新潟市	燕市	三条市	柏崎市	刈羽村	上越市	佐渡市
村上	三面川	○										
	門前川	○										
新発田	胎内川				○							
	加治川		○	○								
新潟	中ノ口川					○	×	×				
柏崎	鯖石川								○			
	別山川								○	×		
	鵜川								○			
上越	保倉川										○	
	柿崎川										○	
	正善寺川										○	
佐渡	国府川											○
	羽茂川											○

凡例
○…水防警報（津波）発表
×…通常の洪水では水防警報を発表するが、水防警報（津波）は発表しない箇所

３　法第16条の規定に準じ、新潟県知事が津波に対する水防警報を行う河川は１河川で、次表のとおりとする。
（水防警報の試行）

水防警報発令地域機関	河川名	村上	新発田			新潟	三条		柏崎		上越	佐渡
		村上市	新発田市	聖籠町	胎内市	新潟市	燕市	三条市	柏崎市	刈羽村	上越市	佐渡市
新潟	新川（大通川）					○	×					

凡例
○…水防警報（津波）発表
×…通常の洪水では水防警報を発表するが、水防警報（津波）は発表しない箇所

第３節　水防警報及び水防情報提供の段階と範囲

水防警報及び水防情報提供の段階

種　類	内　　容	発 表 基 準
待　機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	気象庁からの県内沿岸への津波警報等の発表をもって待機とし、国及び県は水防警報津波「待機」を発表しない。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。※１
解　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。※２

※１：津波遡上が水防団待機水位を超過した場合や市町村等から通報などにより被害が確認された場合など

※２「出動」を発表しない場合も「解除」は発表する

第４節　水防警報及び水防情報提供の伝達系統

１　水防警報の伝達は次図のとおりとする。

(1) 村上地域整備部（三面川、門前川）

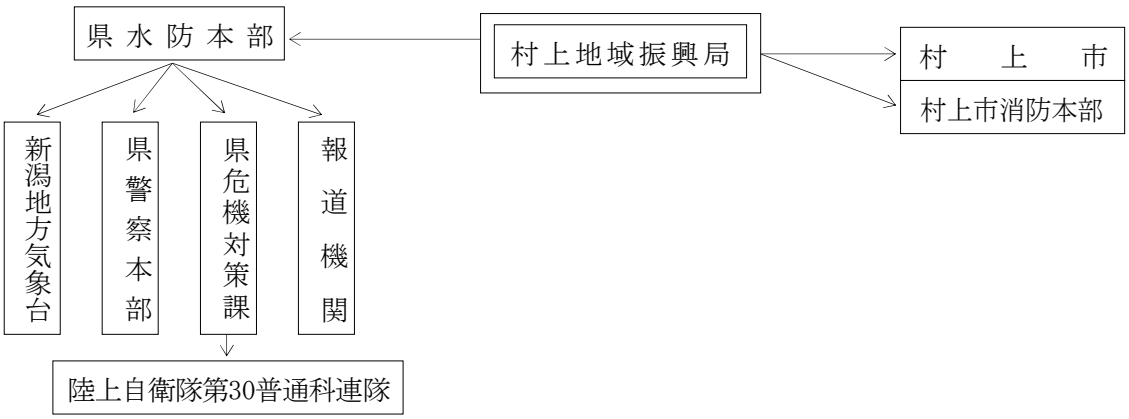

(2) 新発田域整備部（胎内川、加治川）

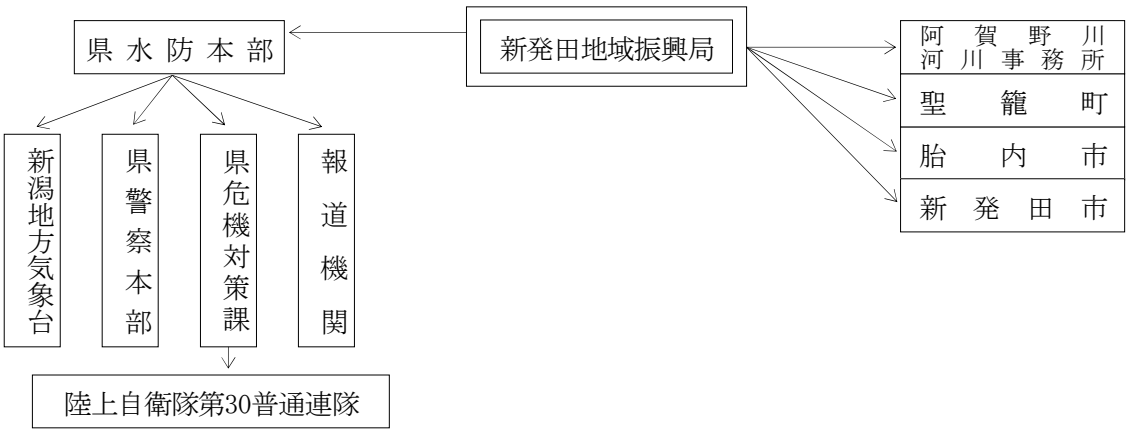

(3) 新潟地域整備部（中ノ口川）

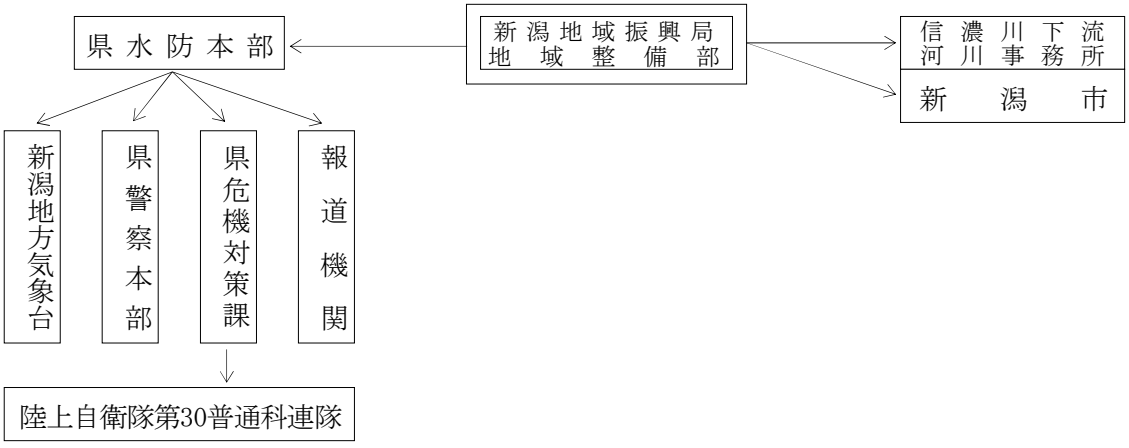

(4) 柏崎地域整備部（鯖石川、鵜川、別山川）

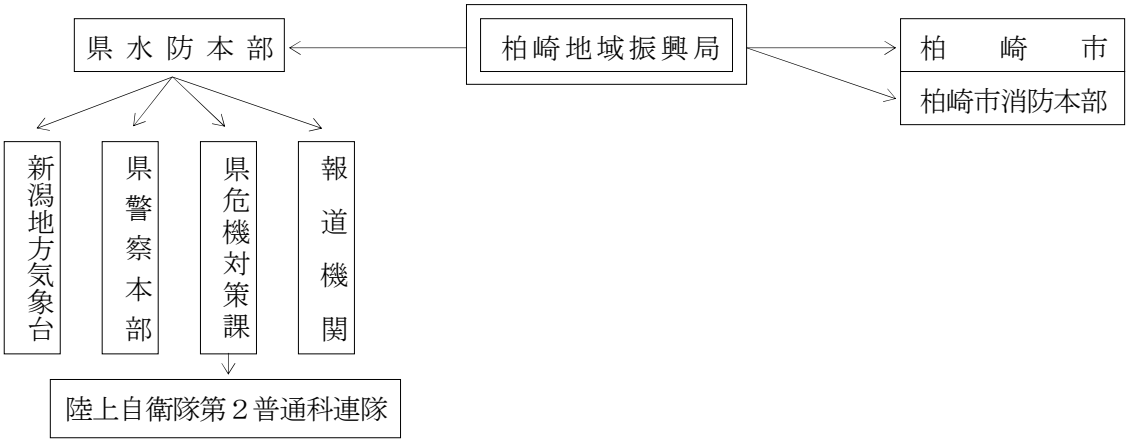

(5) 上越地域整備部（保倉川、柿崎川、正善寺川）

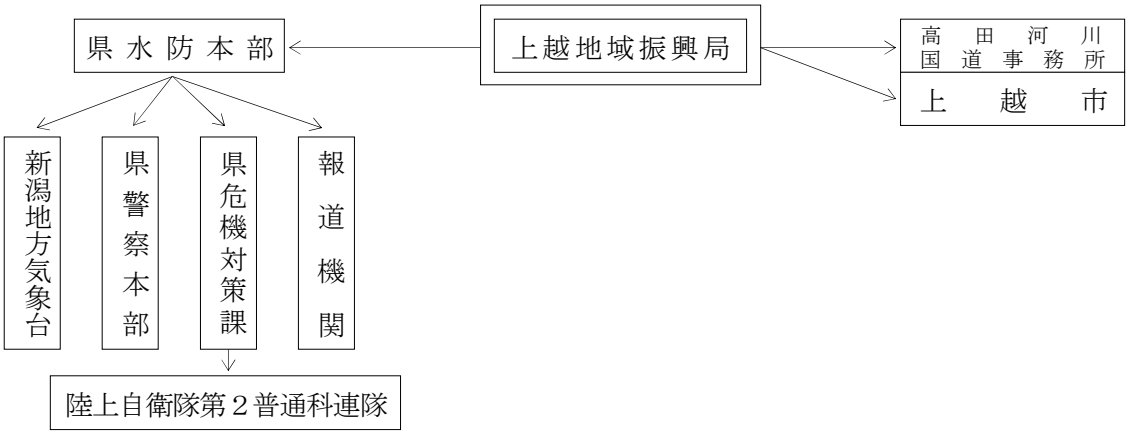

(6) **佐渡地域整備部（国府川、羽茂川）**

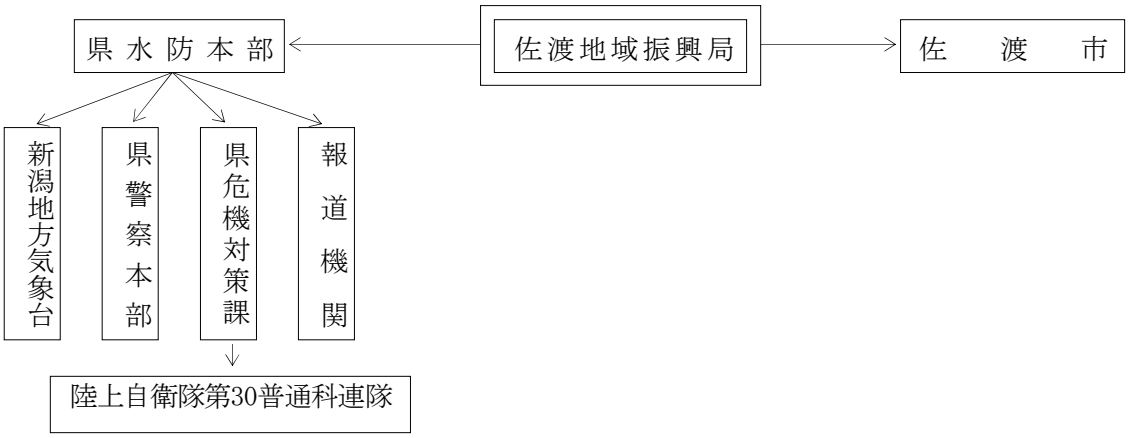

⑺ その他

・国が発表する水防警報（津波）については、【洪水】の水防警報と同様とする。
・糸魚川地域整備部については、国が発表する水防警報（津波）を関係機関に伝達する（県は発表しない）。
・与板維持管理事務所については、国が発表する水防警報（津波）を長岡地域整備部経由で受信するのみ。

2　水防情報提供の伝達は次図のとおりとする。

⑴ 新潟地域整備部（新川（大通川））

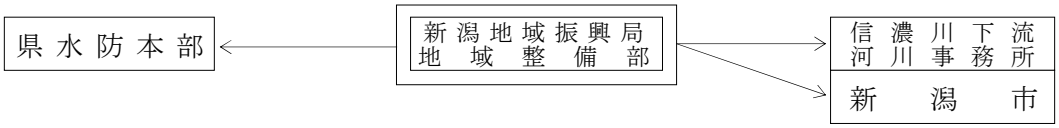

第５節　水防警報及び水防情報提供の例示

水防警報及び水防情報提供は次の例により行う。

発　表　番　号　１　号　　令　和　○　年　○　月　○　日　○　時　○　分

△　△　地　域　振　興　局

水防警報（出動）

【発　　表】

〇〇川、××川においては津波遡上による被害について
パトロールを実施し、必要な水防活動を行ってください。

各市町村における水防警報（津波）に該当する河川は以下のとおりです。

河川名	対象市町村		
	◇市	△△市	■市
〇〇川			
××川			

◎…待機　●…出動　×…解除

【現　　況】

新潟県に発表されていた、　津波注意報　が　○　日　○　時　○　分
に解除されました。

【被災状況】

【特　　記】

＜問い合わせ先＞

◇市の避難状況：◇市〇〇課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

△△市の避難状況：△△市〇〇課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

■市の避難状況：■市〇〇課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

河川情報：△△地域整備部治水課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

伝達確認	通　知　先	◇市	△△市	■■市	○○河川事務所					河川管理課
	電　話　番　号									025-280-5414
	通　報　者									
	受　信　者									
	通報（受信）時刻									

発　表　番　号　2　号	

令 和 〇 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分
△　△　地　域　振　興　局

水防警報（解除）

【発　　表】

水防活動を必要とする状況は解消したものと認められるので、
水防警報を解除します。

水防警報(津波)を下記の河川に発表します。

河川名	対象市町村		
	◇市	△△市	■市
〇〇川			
××川			

◎…待機　●…出動　×…解除

【現　　況】

新潟県に発表されていた、 津波注意報 が 〇 日 〇 時 〇 分に解除されました。

【被災状況】

【特　　記】

＜問い合わせ先＞

＜問い合わせ先＞

◇市の避難状況:◇市〇〇課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

△△市の避難状況:△△市〇〇課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

■市の避難状況:■市〇〇課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

河川情報:△△地域整備部治水課　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

伝達確認	通　知　先	◇市	△△市	■■市	〇〇河川事務所					河川管理課
	電 話 番 号									025-280-5414
	通　報　者									
	受　信　者									
	通報(受信)時刻									

第１８章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第１節　洪水浸水想定区域の指定・公表

国土交通大臣及び新潟県知事は、洪水予報河川、水位周知河川、特定都市河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第２節　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第３節　洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記第２節①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第４節　予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第５節　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15 条の２の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第６節　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15 条の３の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告することとする。また、当該計画に定めるところにより訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告することとする。さらに、市町村長は、当該計画の作成及び訓練の実施について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けたときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

第７節　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15 条の４の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第８節　浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第１９章　水防協力団体

第１節　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、第２節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第２節　水防協力団体の業務

⑴ 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

⑵ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

⑶ 水防に関する情報又は資料の収集、提供

⑷ 水防に関する調査研究

⑸ 水防に関する知識の普及、啓発

⑹ 前各号に附帯する業務

第３節　水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32 条の３）

第４節　水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料－14 を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料－14 に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第５節　水防協力団体の指定状況

新潟県内の水防協力団体の指定状況は、以下のとおりである。

水防協力団体名	指定水防管理団体	指定時期
株式会社エコノス	新潟県長岡市	令和６年３月２８日

参考資料　資料１　水　　防　　工　　法

水防工法一覧表

原　因		工　法	工　法　の　概　要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現　　在
水があふれる（越水）		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せ き 板 工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工（連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月 の 輪 工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		た る 伏 せ 工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむし張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

資料２　水　防　資　材　調　べ

（１）県　有　建　設　機　械

（２）（県有＋市町村有）水防資器材総括表

（３）（県有）水防資器材総括表

（４）（市町村有）水防資器材総括表

（５）地域振興局別水防倉庫
及び水防資器材調べ

資料３　備蓄ブロック保管位置図

資料４　水防資材調達業者調べ

資料５　水防支部間の応援体制について

資料－２

（１）　県　有

区分 / 事務所名	グレーダー	タイヤドーザー	ショベルローダー	作業者 1t・1.5t 9人乗り	ダンプトラック 2t・2.5t	ダンプトラック 5.5t
村上　地域振興局	4	10				
新発田　地域振興局	13	2				
新潟地域振興局 新津地域整備部	4	4				
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	5	7				
新潟地域振興局 地域整備部						
三条地域振興局	12	3				
長岡　地域振興局	17	24				
魚沼　地域振興局	2	8				
十日町　地域振興局	6	16				
南魚沼　地域振興局	9	3				
柏崎　地域振興局	4	13				
上越　地域振興局 地域整備部上越東維持管理事務所	2	10				
上越　地域振興局	8	17				
糸魚川　地域振興局	3	10				
佐渡　地域振興局	4	4	1			
佐渡地域振興局港湾空港庁舎						
新潟港湾事務所						
上越地域振興局 直江津港湾事務所						
上越地域振興局 妙高砂防事務所						
計	93	131	1			

建　設　機　械

ダンプトラック 7.7t	連絡車		その他（マイクロバス）（軽自動車）	計
	ジープ	ライトバン		
	1	5	1（１ＢＯＸ） 1（軽ジープ） 2（ステーションワゴン） 5（乗用車）	29
	6	13	1（マイクロバス） 2（乗用車） 1（ワゴン）	38
	1	6	1（1BOX）ﾊﾞﾄ車 1（乗用車）	17
	2	5	1（１ＢＯＸ）	20
	2	7	2（１ＢＯＸ） 3（乗用車） 1（軽自動車）	15
	3	13		31
	14	13	2（軽自動車） 1（ミニバン） 6（ハッチバック） 1（乗用車）	78
	4	3	1（マイクロバス） 2（乗用車） 5（ステーションワゴン）	25
		5		27
	2	12	1（ステーションワゴン）	27
	3	8	2（乗用車） 1（乗用車8人乗り）	31
	1	6		19
	5	5	3（軽ジープ） 2（乗用車） 2（乗用車8人乗り）	42
	3	8	2（軽自動車） 1（除雪ﾄﾗｯｸ7t） 1（乗用車8人乗り）	28
	2	10	2（乗用車8人乗り） 4（軽自動車）	27
		3		3
		4		4
		2	1（乗用車）	3
	2	2		4
	51	130	62	468

（2）　〔県有〕＋〔市町村有〕

資器材名 / 事務所名	水防資材																					
	布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬	斧
単位	枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁
村上	31,149	120	779	1,355	801	1,204	10	0	1,452	9	81	0	0	0	406	(2t) 96 (4t)187	464	84	52	61	4	1
新発田	138,590	628	1,279	4,506	523	685	0	0	1,474	2	126	0	0	0	2,250	(1t～4t) 98	601	130	146	99	59	56
新津	54,700	60	1,212	966	1,004	3,356	130	0	343	22	21	0	0	2	0	(2t～4t) 210	372	81	49	86	31	18
津川	27,645	0	7	605	261	365	0	0	139	0	37	0	0	0	289	(4t) 424	230	21	22	28	3	0
新潟	181,308	0	1,289	2,189	2,992	5,738	94	0	1,293	10	1,001	0	0	0	0	(1t)10 (2t)81 (4t)76	1,205	220	152	145	68	80
三条	284,859	97	1,396	7,340	1,481	4,390	120	0	1,919	26	257	0	0	0	0	(2t) 155	751	176	105	78	14	87
長岡	461,847	2,413	5,068	20,209	4,635	6,471	216	160	5,454	36	197	0	0	0	130	(1t～4t) 525	1,575	317	142	75	34	160
魚沼	22,160	385	130	414	125	240	5	20	150	0	28	0	0	0	282	(1t)10 (2t)77 (3t)0 (4t)15	181	51	13	20	11	7
十日町	42,092	194	693	956	725	1,680	259	0	641	10	42	1,500	0	0	400	(2t) 36 (3t) 7	352	74	30	64	12	14
南魚沼	86,940	0	395	1,879	850	1,550	1,035	200	196	4	60	600	0	0	50	(1t)36 (2t)149 (3t) 5 (4t)146	294	53	51	55	0	10
柏崎	76,462	210	223	538	753	876	0	0	1,866	0	49	0	0	0	350	(2t) 163 (2.5t)5 (4t)227	269	52	27	29	17	10
上越	55,680	1,080	1,125	1,782	1,279	2,082	395	0	3,879	50	34	0	0	0	420	(2t～6t) 572	592	87	40	47	11	15
糸魚川	38,474	250	104	601	1,052	3,250	341	12	278	9	38	2,124	0	0	1,460	(2t～4t) 542	539	31	14	38	8	15
佐渡	51,796	6	408	3,982	617	680	0	24	383	0	39	0	0	0	80	(4t) 100	409	67	31	49	2	17
合計	1,553,702	5,443	14,108	47,322	17,098	32,567	2,605	416	19,467	178	2,010	4,224	0	2	6,117	(1t～6t) 3,952	7,834	1,444	874	874	274	490

水防資器材総括表

水防器材																												
鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッタ	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
25	52	45	52	53	18	7	25	0	8	0	0	0	77	2	4	0	0	0	11	0	0	0	108	300	0	0	216	2
183	75	103	78	62	38	25	94	54	0	0	0	0	182	26	0	0	0	8	0	0	0	0	23	568	0	1,210	220	0
29	54	31	39	57	20	6	62	7	3	25	1	0	37	16	0	0	0	0	0	0	3	0	10	200	0	0	80	0
48	14	18	37	0	0	10	24	0	50	7	0	0	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0	102	650	0	0	68	0
236	134	141	131	98	63	50	187	26	31	0	6	0	391	69	0	0	0	0	0	0	0	0	159	690	0	7,900	528	1
139	64	111	72	72	49	1	126	38	0	0	4	350	214	38	252	0	20	6	2	0	0	0	108	7,212	105	0	0	4
333	186	278	85	105	59	90	172	197	3	1	0	2,745	302	16	0	7	0	4	1	0	0	(5m) 50	437	1,395	0	400	85	3
23	23	21	17	49	12	8	0	0	9	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	18	888	0	0	52	0
28	45	42	48	92	13	9	20	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	43	262	0	0	0	0
52	32	40	46	48	47	20	33	0	2	0	0	0	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	105	321	0	0	0	0
11	16	28	8	26	15	3	12	0	171	52	0	0	10	0	0	2	0	7	0	0	0	0	172	790	0	0	0	0
27	26	31	14	33	12	30	58	0	126	2	0	0	0	0	0	0	8	8	14	0	0	0	150	727	0	1,600	90	0
41	31	49	32	27	20	9	14	0	38	27	0	0	6	2	2	0	0	4	0	0	0	0	20	365	0	0	83	0
30	50	42	58	31	15	1	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1,960	0	0	70	0
1,205	802	980	717	753	381	269	832	322	441	118	13	3,103	1,225	175	258	10	28	55	28	0	3	(5m) 50	1,455	16,328	105	11,110	1,492	10

（3） 〔県　有〕　水防

資器材名 / 事務所名	水防資材																					
	布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬	斧
単位	枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁
村上	14,010	120	96	240	200	450	10		122	9	15				406	(2t) 96 (4t)187	49	10	10	5	4	1
新発田	5,550	136	20	216	307	10			107	2	55				1,010	(1t～4t) 98	80	8	6	8		
新津	15,800	60	300	81	150	176	50		150	21	5			2		(2t～4t) 210	66	9	14		9	
津川	12,995			260	255				104		22				289	(4t) 424	73	12	17	19		
新潟	23,900	0	60	275	596	3,725	94		291	10	42					(1t)10 (2t)81 (4t)76	263	29	13	27	8	13
三条	84,800	60	54	121	300	480	120		290		21					(2t) 155	111	22	24	13	2	2
長岡	105,961	729	431	467	343	637			738	35	23					(1t～4t) 525	237	52	9	37	5	10
魚沼	8,600	110	70	252		80			68		7				282	(1t)10 (2t)77 (3t)0 (4t)15	21	3	0	4		1
十日町	24,845	133	490	50	125	310	0		154	10	6				300	(2t) 36 (3t) 7	68	26	2	14		5
南魚沼	31,260		200	90	373	1,000			60	4	15	600				(1t)36 (2t)149 (3t) 5 (4t)146	90	9	18	20		6
柏崎	54,012	210	19	3	310	186			68		29				350	(2t) 163 (2.5t)5 (4t)227	85	10	11	3	3	3
上越	13,800	1,080	155	660	291	610	170		177	50	6				300	(2t～6t) 572	114	17	16	13	6	6
糸魚川	28,580	250	90	81	313	1,050	10		59	9	24	2,000			1,460	**(2t～4t) 542**	**43**	**9**	10	15		
佐渡	41,176		172	390	525	619		24	364		31				80	(4t) 100	223	41	24	25	0	7
合計	465,289	2,888	2,157	3,186	4,088	9,333	454	24	2,752	150	301	2,600	0	2	4,477	(1t～6t) 3,952	1,523	257	174	203	37	54

資 器 材 総 括 表

水　　防　　器　　材

鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
9	13	15	10	10	5	3	5						66		4								13	300			216	
7	8	2	6	8	4	3	11						47											552		1,010	100	
16	10	6		5			8	1	3		1		21	2										200			80	
25		8	16			7	13			7				6				5					12	650			68	
37	32	23	14	14	14	6	19	5			6		73	4										690		7,900	528	1
4	12	15	16	5			15				4													4,860				
21	32	27	39	28	11	5	17			1		40	208									(5m) 50	2	1,007		200	55	
2	4	0	1	4	1				2			8						1					3	888			52	
9	13	11	10	16	5	2																	13	242				
22	15	14	19	11	14	4	20																13	260				
6	9	4	4	4	2		8		5														10	790				
9	13	9	4	16	1	3	20										8		5				30	427		1,600	90	
23	6	14	4	8	3	9	7																20	365			83	
16	47	33	33	30	12	1	3				2													1,730			70	
206	214	181	176	159	72	43	146	6	10	8	13	48	415	12	4	0	8	6	5	0	0	50	116	12,961	0	10,710	1,342	1

（4）〔市町村有〕　水 防

事務所名	資器材名	水防資材																スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬	斧
	単位	布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック						
		枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁
村上		17,139		683	1,115	601	754			1,330		66						415	74	42	56		
新発田		133,040	492	1,259	4,290	216	675	0	0	1,367	0	71	0	0	0	1,240		521	122	140	91	59	56
新津		38,900		912	885	854	3,180	80		193	1	16						306	72	35	86	22	18
津川		14,650		7	345	6	365			35		15						157	9	5	9	3	
新潟		157,408		1,229	1,914	2,396	2,013			1,002		959						942	191	139	118	60	67
三条		200,059	37	1,342	7,219	1,181	3,910			1,629	26	236						640	154	81	65	12	85
長岡		355,886	1,684	4,637	19,742	4,292	5,834	216	160	4,716	1	174				130		1,338	265	133	38	29	150
魚沼		13,560	275	60	162	125	160	5	20	82		21						160	48	13	16	11	6
十日町		17,247	61	203	906	600	1,370	259		487		36	1,500			100		284	48	28	50	12	9
南魚沼		55,680		195	1,789	477	550	1,035	200	136		45				50		204	44	33	35		4
柏崎		22,450		204	535	443	690			1,798		20						184	42	16	26	14	7
上越		41,880		970	1,122	988	1,472	225		3,702		28				120		478	70	24	34	5	9
糸魚川		9,894		14	520	739	2,200	331	12	219		14	124					496	22	4	23	8	15
佐渡		10,620	6	236	3,592	92	61			19		8						186	26	7	24	2	10
合計		1,088,413	2,555	11,951	44,136	13,010	23,234	2,151	392	16,715	28	1,709	1,624	0	0	1,640	0	6,311	1,187	700	671	237	436

資 器 材 総 括 表

水　　防　　器　　材

鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッタ	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
16	39	30	42	43	13	4	20		8				11	2					11				95					2
176	67	101	72	54	34	22	83	54	0	0	0	0	135	26	0	0	0	8	0	0	0	0	23	16		200	120	
13	44	25	39	52	20	6	54	6		25			16	14							3		10					
23	14	10	21			3	11		50														90					
199	102	118	117	84	49	44	168	21	31				318	65									159					
135	52	96	56	67	49	1	111	38				350	214	38	252		20	6	2				108	2,352	105			4
312	154	251	46	77	48	85	155	197	3			2,705	94	16		7		4	1				435	388		200	30	3
21	19	21	16	45	11	8			7														15					
19	32	31	38	76	8	7	20			4						1		3					30	20				
30	17	26	27	37	33	16	13		2				6					4					92	61				
5	7	24	4	22	13	3	4	0	166	52			10			2		7					162					
18	13	22	10	17	11	27	38		126	2								8	9				120	300				
18	25	35	28	19	17		7		38	27			6	2	2			4										
14	3	9	25	1	3	0	2											5						230				
999	588	799	541	594	309	226	686	316	431	110	0	3,055	810	163	254	10	20	49	23	0	3	0	1,339	3,367	105	400	150	9

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																						
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鎌
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	巻	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
三面川	自	村上		羽黒町	村上市	2,000			100		70			80		5						40	4	1	2	
	補	村上		岩沢	村上市	1,614		318	251	159	300			46		2						69	10	3	12	
				（小計）		3,614		318	351	159	370			126		7						109	14	4	14	
烏川	自	村上		山口	村上市	1,600		61	55	31	57			110		9						132	13	4	8	
				（小計）		1,600		61	55	31	57			110		9						132	13	4	8	
荒川	自	村上		岩船駅前	村上市	4,225		108	10	26	25			882								42	4	3	5	
				（小計）		4,225		108	10	26	25			882								42	4	3	5	
小俣川	自	村上		小俣	村上市	400			30	40				4									6	5	1	
				（小計）		400			30	40				4									6	5	1	
大川	自	村上		府屋（本町）	村上市	1,300		20	14	80	80			10		2						15	4	4	4	
	自	村上		府屋（支所）	村上市	1,700		30	60	100	20			84		3							8	3	5	
				（小計）		3,000		50	74	180	100			94		5						15	12	7	9	
中継川	自	村上		中継（興屋含む）	村上市	100			13		30			2								12	3	5	3	
				（小計）		100			13		30			2								12	3	5	3	
荒川	自	岩船	関川	下関	関川村	1,200		27	200	26	15			80		21						50	5	3	5	
				（小計）		1,200		27	200	26	15			80		21						50	5	3	5	
女川	自	岩船	関川	上野新	関川村	600		39	180	50	27			3		11						11	6		3	
				（小計）		600		39	180	50	27			3		11						11	6		3	
勝木川	自	村上		勝木	村上市	600		30	22	40	50			12		2						16	5	5	2	
	自	村上		北中	村上市	600		20	165		30			4		3						12				
				（小計）		1,200		50	187	40	80			16		5						28	5	5	2	

倉庫及び水防資器材調べ

村上地域振興局（1）

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
								9						6															
		8	9	10	14										2														
		8	9	10	14			9						6	2														
	10	20	13	20	15	2	1	5												11				11					
	10	20	13	20	15	2	1	5												11				11					
	4				2	1																		2					
	4				2	1																		2					
				1																				5					
				1																				5					
			3	1	3	1	1	2																7					1
			3	1	3	1	1	2																7					1
								1																4					
								1																4					
	2	4	3				2			8														10					
	2	4	3				2			8														10					
		3	2	5	3																								
		3	2	5	3																								
					2	4																		30					1
								1																17					
					2	4		1																47					1

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	巻	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
葡萄川	自	村上		寒川	村上市	1,200		30	15	49	50			13		8						16	6	6	6	
				(小計)		1,200		30	15	49	50			13		8						16	6	6	6	
					(市町村有計)	17,139		683	1,115	601	754			1,330		66						415	74	42	56	
県有		村上		岩船	村上地域振興局	14,010	120	96	240	200	450	10		122	9	15				406	(2t)(4t) 96 187	49	10	10	5	4
					(県有計)	14,010	120	96	240	200	450	10		122	9	15				406	(2t)(4t) 96 187	49	10	10	5	4
					(合計)	31,149	120	779	1,355	801	1,204	10		1,452	9	81				406	(2t)(4t) 96 187	464	84	52	61	4

水防器材

斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	といい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
		4		5	4	5		2						5										9					
		4		5	4	5		2						5										9					
	16	39	30	42	43	13	4	20		8				11	2					11				95					2
1	9	13	15	10	10	5	3	5						66		4								13	300			216	
1	9	13	15	10	10	5	3	5						66		4								13	300			216	
1	25	52	45	52	53	18	7	25		8				77	2	4				11				108	300			216	2

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																					
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
阿賀野川（右岸）	自	阿賀野		福永	阿賀野市	3,600		14	24							2						31	12	3	4	
	補	〃		岡山町	〃	11,400		35	20	72				38								12	6	7	4	4
	〃	〃	〃	京ヶ瀬工業団地	〃	30,440		10	50	22	30			611		20				1,200		67	16	13	10	4
				（小計）		45,440		59	94	94	30			649		22				1,200		110	34	23	18	8
折居川	自	阿賀野		山崎	阿賀野市	1,300		7		100												3	1	1	4	
				（小計）		1,300		7		100												3	1	1	4	
荒川川小鳥川	自	新発田		本田	新発田市	2,000			300																	
				（小計）		2,000			300																	
太田川松岡川	自	新発田		乙次	新発田市	4,100			110					3												
				（小計）		4,100			110					3												
加治川	自	新発田		中田町	新発田市	26,200		240	250		150			650		20						40	10	13	2	
	〃	〃		江口	〃	4,000	50	20			25					2						5	3			
	補	〃		下新保	〃	1,200	100	20	190		30					1	1					20	5	4	3	2
	自	〃		岡田	〃	1,200		12	130		5											14	2	5	3	4
	〃	〃		島潟	〃	3,200		36	240		15			42		2						19	2		1	1
	〃	〃		長畑	〃	2,000		16	100		50											10	2		1	
	〃	北蒲原	聖籠	道賀新田	聖籠町	3,000		200	300		40			3								40	9	20	10	10
	〃	新発田		大友	新発田市	3,500	100	20	250		50					2						17	3	5	1	1
	〃	〃		下高関	〃	2,000		20	112		20					2						35	3	10	10	7
	〃	〃		岡田	〃	1,450		16	235		5					6						18	3	5	2	3

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪組	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣着	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	17	8	10	11	7		4	12						47	10										3				
4	22	4	8	5	6	4		10						12	9									8					
1	26	3	8	4	7	7	1	16						65	5				5					10			200	120	
5	65	15	26	20	20	11	5	38						124	24				5					18	3		200	120	
	18		3		1			8						11										5	3				
	18		3		1			8						11										5	3				
								1																					
								1																					
4	4	1	5	1		10	15	10																					
	4	4	3	4	2			5	3																				
2	2	4	1	2	3			2	4																				
4	8		2	1	2				3																				
	2	2			2			1	8																				
	2	1			2			1	4																				
10	11	8	10	4				4	7																				
3	3	3	2	2				2	3																				
4		6	7	3				1	2																				
2	8			2				1	3																				

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																					鍬
		都市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
加治川	自	新発田		小松	新発田市	2,000	50	168	450		5					2						19	4	8	4	5
	〃	〃		押廻	〃	2,000	30	8	300		50					2						35	5	2	7	4
				(小計)		51,750	330	776	2,557		445			695		37						272	51	72	44	37
坂井川	自	新発田		菅谷	新発田市	5,700		11	100		2					2						12	4			
	〃	〃		北中江	〃	1,350		20	281		11											7	1	10	6	4
	〃	〃		早道場	〃	800	12	20	217		10					2						11	2	6	3	5
				(小計)		7,850	12	51	598		23					4						30	7	16	9	9
姫田川	自	新発田		早通場	新発田市	1,500		12	180		7					2						16	3	11	3	5
				(小計)		1,500		12	180		7					2						16	3	11	3	5
太田川	自	新発田		佐々木	新発田市	5,700		28	165		50			1		2						8	5			
				(小計)		5,700		28	165		50			1		2						8	5			
新発田川		北蒲原	聖籠	大夫	聖籠町	5,000																19	7	6		
				(小計)		5,000																19	7	6		
見透川 貝屋川	自	新発田		金塚	新発田市	2,000	150	300	200		20			3								30	2	9	3	
				(小計)		2,000	150	300	200		20			3								30	2	9	3	
胎内川	自	胎内		新和町	胎内市	11,530		16	44	22	100			10		2				40		31	7	1	5	
	補	〃		栗木野	〃	1,600		10	42							2						10	5	1	5	
				(小計)		13,130		26	86	22	100			10		4				40		41	12	2	10	
					(市町村有計)	139,770	492	1,259	4,290	216	675			1,361		71				1,240		529	122	140	91	59

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	といい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
1	2	2	1	1	2			2	4																				
4	2	1	3	1	2			2	2																				
34	48	32	34	21	15	10	15	31	43																				
	3	2	2	1	2																								
3	4	2	6					1	4																				
2	17	4	9	2	2				3																				
5	24	8	17	3	4			1	7																				
1	2	2	3	3				1	3																				
1	2	2	3	3				1	3																				
	3	2	2	1	2																								
	3	2	2	1	2																								
9					6	3																							
9					6	3																							
2	4	2	2	4				1	1																				
2	4	2	2	4				1	1																				
4	8	4	7	15	6	5	2	2							2				3										
	3	1	5	5		5																			10				
4	11	5	12	20	6	10	2	2							2				3						10				
60	175	66	99	72	54	34	22	83	54					135	26				8					23	16		200	120	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		都市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
県有		新発田		豊町	新発田地域振興局	5,350	136	20		307				82	2	20				1,010		70	6	6	6	
		〃		上新保	〃																(1t～4t)98					
		胎内		赤川	〃	200			216		10			25		35						10	2		2	
					(県有計)	5,550	136	20	216	307	10			107	2	55				1,010	(1t～4t)98	80	8	6	8	
					(合計)	145,320	628	1,279	4,506	523	685			1,468	2	126				2,250	(1t)～(4t)98	609	130	146	99	59

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	といい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	7	8	2	4	8	4	3	11						40											552		1,010	100	
				2										7															
	7	8	2	6	8	4	3	11						47											552		1,010	100	
60	182	74	101	78	62	38	25	94	54					182	26				8					23	568		1,210	220	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
		郡市	町村区	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック						
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個		丁	丁	丁	丁	丁
早出川	補	五泉		旭町	五泉市	3,200		69	51	310	150			9	1								80	14	13	2	2
		〃		早出端	〃	5,000		60	140		100												10	2		2	2
	自	〃		善願	〃	2,000		60	80		100												10	2		2	2
				(小計)		10,200		189	271	310	350			9	1								100	18	13	6	6
阿賀野川	補	五泉		論瀬	五泉市	4,000		120	150		200												20	4		4	2
				(小計)		4,000		120	150		200												20	4		4	2
新江川 尾白川 三浜川	自	五泉		中川新	五泉市	2,000		60	100		100	30											10	2		2	2
				(小計)		2,000		60	100		100	30											10	2		2	2
大沢川 上ノ入川 風越川	自	五泉		大蔵	五泉市	4,000		240	90		130	50											20	4		4	4
				(小計)		4,000		240	90		130	50											20	4		4	4
大沢川	自	五泉		菅出	五泉市	600		9															3				
				(小計)		600		9															3				
阿賀野川 加生上沢川 菅戸沢川	自	五泉		佐取	五泉市	600		9															3				
				(小計)		600		9															3				
全河川	自	新潟	秋葉	善道町二丁目	秋葉区役所	4,500		43	58	250	1,250			81		8							30	6	6	5	3
				(小計)		4,500		43	58	250	1,250			81		8							30	6	6	5	3
全河川	自	新潟	秋葉	小須戸	秋葉区役所小須戸出張所	3,000		50	50	250	850			103		8							30	6	6	5	
				(小計)		3,000		50	50	250	850			103		8							30	6	6	5	
全河川	自	五泉		本久	五泉市	4,000		64	45	40	100												15	7	1	20	5
	〃	〃		松野	〃	4,000		64	65		100												39	13	5	20	
	〃	〃		南田中	〃	2,000		64	56	4	100												36	12	4	20	
				(小計)		10,000		192	166	44	300												90	32	10	60	5
					(市町村有計)	38,900		912	885	854	3,180	80		193	1	16							306	72	35	86	22
県有	補	新潟		大開	新潟地域振興局新津地域整備部	15,800	60	300	81	150	176	50		150	21	5			2				66	9	14		9
		五泉		矢津	〃																(2t～4t) 185						
				山崎	〃																(2t) (4t) 15 10						
					(県有計)	15,800	60	300	81	150	176	50		150	21	5			2		(2t～4t) 210		66	9	14		9
					(合計)	54,700	60	1,212	966	1,004	3,356	130		343	22	21			2		(2t～4t) 210		372	81	49	86	31

水												防					器					材									
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
				14	14	8		25	4		3				2							3								
				14	14	8		25	4		3				2							3								
											1																			
											1																			
4	5	5	7	5	4		2	10	1						6									5					
4	5	5	7	5	4		2	10	1						6									5					
	1	5	7	5		1	4	10	1					16	6									15					
	1	5	7	5		1	4	10	1					16	6									15					
4	7	12	3	1	12	4		3			7																		
5		11	4	7	11	4		3			7																		
5		11	4	7	11	3		3			7																		
14	7	34	11	15	34	11		9			21																		
18	13	44	25	39	52	20	6	54	6		25			16	14							3		20					
	16	10	6		5			8	1	3		1		21	2										200			80	
	16	10	6		5			8	1	3		1		21	2										200			80	
18	29	54	31	39	57	20	6	62	7	3	25	1		37	16							3		20	200			80	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
阿賀野川（右岸）	自	東蒲原	阿賀	角島	阿賀町	600		2	300		60															
	〃	〃	〃	白崎	〃	4,300					10					2						50	2	2		
				（小計）		4,900		2	300		70					2						50	2	2		
阿賀野川（左岸）	補	東蒲原	阿賀	鹿瀬	阿賀町	6,300			15		20			6		10						12			2	3
	自	〃	〃	津川	〃	1,450				6	180			4		1						50				
				（小計）		7,750			15	6	200			10		11						62			2	3
柴倉川	補	東蒲原	阿賀	豊川	阿賀町	600		5	30		5			10		2						15	1	3	1	
				（小計）		600		5	30		5			10		2						15	1	3	1	
谷沢川	補	東蒲原	阿賀	谷花	阿賀町	600					30			5								10	2		2	
				（小計）		600					30			5								10	2		2	
新谷川	補	東蒲原	阿賀	五十沢	阿賀町	200					30			5								10	2		2	
				（小計）		200					30			5								10	2		2	
五十母川	自	東蒲原	阿賀	五十島	阿賀町	600					30			5								10	2		2	
				（小計）		600					30			5								10	2		2	
					（町村有計）	14,650		7	345	6	365			35		15						157	9	5	9	3
県有	補	東蒲原	阿賀	津川	津川地区振興事務所	11,500			240	155				99		17				289	(4t) 424	64	12	17	19	
			〃	川口	津川地区振興事務所	1,495			20	100				5		5						9				
				（小計）		12,995			260	255				104		22				289	(4t) 424	73	12	17	19	
					（合計）	27,645		7	605	261	365			139		37				289	(4t) 424	230	21	22	28	3

							水						防					器				材								
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	といい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
																								15					
	10	2	4	2						20														15					
	10	2	4	2						20														30					
	2	4	4	10			2																	15					
				2				8		30														15					
	2	4	4	12			2	8		30														30					
	5	2	2	1			1	3																15					
	5	2	2	1			1	3																15					
	2	2		2																				5					
	2	2		2																				5					
	2	2		2																				5					
	2	2		2																				5					
	2	2		2																				5					
	2	2		2																				5					
	23	14	10	21			3	11		50														90					
	20		8	16			7	13			7				6				5					12	650			68	
	5																												
	25		8	16			7	13			7				6				5					12	650			68	
	48	14	18	37			10	24		50	7				6				5					102	650			68	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名（水防倉庫名）	水防資材																				
		郡市	町村区	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁
阿賀野川（右岸）	自	新潟	北	長戸呂	新潟市（長戸呂）	13,200		34	155	170	100			100		13						38	8	26
	補	〃	北	濁川	〃（濁川）	800		41	58	50	58			40		9						30	8	19
	〃	〃	北	新元島町	〃（名目所）	1,200		384	58	50	50			0		12						30	0	16
	自	〃	北	松浜	〃（松沢）	1,000		48	68	50	50			50		12						30	8	18
	〃	〃	江南	横越中央	〃（横越）	5,000		50	60	80	115			61		10						66	12	4
（左岸）	〃	〃	東	津島屋	〃（津島屋）	4,000		34	20	40	100			10		9						38	4	4
	〃	〃	江南	江口	〃（江口）	5,200		62	60	70	125			61		7						30	10	3
				（小計）		30,400		653	479	510	598			322		72						262	50	90
信濃川（左岸）	自	新潟	江南	酒屋	新潟市（花ノ牧）					100														
	〃	新潟	東	松島	新潟市（松島）	0		0	0	0	0			0		0						0	0	0
	〃	〃	中央	堀割町	〃（堀割）	6,200		77	60	50	125			50		16						30	10	3
	〃	〃	南	庄瀬	〃（庄瀬）	8,600			47	0												10	2	
	〃	〃	南	臼井	〃（臼井）	4,520		50	241	0	0			12		2						58	8	
	自	〃	西	山田	〃（山田）	1,500		72	60	100	30			6		2						30	10	3
	〃	〃	南	赤渋	〃（赤渋）	55,318		48	470	200	100			12		14						228	22	10
				（小計）		76,138		247	878	450	255			80		34						356	52	16
新川	自	新潟	西	内野山手	新潟市（内野）	3,000		60	50	50	100			6		2						30	8	3
				（小計）		3,000		60	50	50	100			6		2						30	8	3
福島潟	自	新潟	北	太田	新潟市（太田）	3,000		48	107	236	100			112								36	10	12
				（小計）		3,000		48	107	236	100			112								36	10	12

水防器材																																						
ツルハシ	鍬	斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサリ	水タルケ	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子							
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	枚							
10	5	2	5	8	4	6			5	22						85	13									7												
5	5	5	11	5	5	5	2	2	2	8	2	0				8	8									5												
5	5	0	10	5	5	4	2	2	2	8	2	0				0	0									0												
5	5	5	15	7	7	5	2	2	2	8	1	1				30	8									0												
5	11	9	14	12	13	5	19	5	4	5	1	3														6												
5	3	3	8	4	5	5	2	2	2	10	5	0				8	3									5												
6	10	4	8	5	8	5	5	5	4	5	1	3				67	3									5												
41	44	28	71	46	47	35	32	18	21	66	12	7				198	35									28												
									4	10	1	3					3									6												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2				0	0									5												
5	3	2	14	6	5	5	2	2	2	10	1	1				8	3									5												
										3																												
2		5	30	2	5		15	2		0	3													0														
5	3	2	8	4	5	5	2			5	1	1																										
13		16			6	16		2	4	23		10				0	0									59												
25	6	25	52	12	21	26	19	6	10	51	6	17				8	6							0		75												
5	3	2	8	4	5	5	2	2	2	5	1	1				8	3									1												
5	3	2	8	4	5	5	2	2	2	5	1	1				8	3									1												
			32	5	4	3		3	5	11		4				28	12									5												
			32	5	4	3		3	5	11		4				28	12									5												

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名（水防倉庫名）	水防資材																				
		郡市	町村区	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁
西川	自	新潟	西	新通	新潟市（新通）	1,000		53	100	100	200			102		4						46	12	5
				(小計)		1,000		53	100	100	200			102		4						46	12	5
中ノ口川	自	新潟	南	西白根	新潟市（西白根）	25,600		70		540	145			125		600						62	4	1
	〃	〃	南	大倉	〃（七穂）	8,600		50		50	75			52		200						20	6	5
	〃	〃	南	月潟	〃（月潟）	1,000		48		60	100			20		2						10	13	3
	〃	〃	南	六分	〃（中之口）	1,400			100	100	110			5		12						20	8	1
				(小計)		36,600		168	100	750	430			202		814						112	31	10
新川		新潟	西蒲	三方	新潟市（潟東）	1,400				100	110			68								10	11	1
				(小計)		1,400				100	110			68								10	11	1
大通川 西川 矢川	自	新潟	西蒲	割前	新潟市（巻）	3,370			50	100	110			60		21						90	10	1
				(小計)		3,370			50	100	110			60	0	21						90	10	1
飛落川	自	新潟	西蒲	善光寺	新潟市（西川）	2,500			150	100	110			50		12							7	1
				(小計)		2,500			150	100	110			50		12							7	1
					（市町村有計）	157,408		1,229	1,914	2,396	2,013			1,002		959						942	191	139

水防器材																																				
ツルハシ	鍬	斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
10	7	4	16	8	10	10	4	4	2	11	2	2				16	6									17					
10	7	4	16	8	10	10	4	4	2	11	2	2				16	6									17					
11		8	10	5	12	8	13	6		9						60	3									13					
5					5	8	2	1		6																					
5				5	5	5		2		5																					
4			9	3	5	5	3	2	1	4																5					
25		8	19	13	27	26	18	11	1	24						60	3									18					
4				4	3	4	3	2	2																	5					
4				4	3	4	3	2	2																	5					
8			1	5	1	5	3	1		0																5					
8			1	5	1	5	3	1		0																5					
				5		3	3	2	1																	5					
				5		3	3	2	1																	5					
118	60	67	199	102	118	117	84	49	44	168	21	31				318	65							0		159					

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名（水防倉庫名）	水防資材																				
		郡市	町村区	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁
	補	〃	東	紫竹	新潟地域振興局 地域整備部	15,900	0		225	196	3,650	94		205	10	30					(2t) 74 (4t) 76	217	22	5
	自	〃	西蒲	河井	〃	7,800	0	60	50	400	75			82		10						46	6	8
	〃	〃	西蒲	間瀬	〃																(1t)10 (2t)10			
	〃	〃	南	上下諏訪ノ木	〃	200								4		2							1	
					（県有計）	23,900		60	275	596	3,725	94		291	10	42					(1t)10 (2t)81 (4t)76	263	29	13
					（合　計）	181,308	0	1,289	2,189	2,992	5,738	94		1,293	10	1,001					(1t)10 (2t)81 (4t)76	1,205	220	152

水防器材																																				
ツルハシ	鍬	斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具（発電機）	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	本
12	8	9	27	25	17	10	9	9	5	15	4					70	4										380		1,200	368	
15		4	10	2	6	4	5	5	1	4	1			1													200		6,600	144	1
				5										5		3											110		100	16	
27	8	13	37	32	23	14	14	14	6	19	5			6		73	4										690		7,900	528	1
145	68	80	236	134	141	131	98	63	50	187	26	31		6		391	69							0		159	690		7,900	528	1

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																						
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鎌
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
刈谷田川	補	三条		鬼木新田	三条市	3,000		340	1,190		200			40								40	10			
	〃	〃		鬼木	〃	3,000		20	980		100			40								40	6			
				(小計)		6,000		360	2,170		300			80								80	16			
五十嵐川	自	三条		中新	三条市	11,500		72	255		70			16	10	7						10	5	4	3	
	〃	〃		三竹	〃	11,500		72	87	30	85			33		60						10	6	5	3	
	〃	〃		諏訪	〃	6,500	14	120	310		50			30		31						11	8	8	3	
	〃	〃		曲渕	〃	5,000	20	60	240		90			293		25						9	7	5	3	
	〃	〃		新保	〃	19,500		104	78		60			424								13	6	5	3	
	〃	〃		篭場	〃	5,000		16	79		75			2								11	5			
	〃	〃		妙法寺	〃	3,000		32	42		80			10								10	4			
	〃	〃		島潟	〃	3,000			15		50			18								3	7	1		
	〃	〃		千代ヶ丘	〃	20,000		280	50		450			169								17	20			
				(小計)		85,000	34	756	1,156	30	1,010			995	10	123						94	68	28	15	
布施谷川	自	三条		みずほ	三条市	3,000		24	50		25			10								12	6	5		
	〃	〃		井栗	〃	3,000		16	40					15								4	4			
	〃	〃		上保内	〃	3,000			14					10								12	1			
				(小計)		9,000		40	104		25			35								28	11	5		
日端川	自	三条		下大浦	三条市	3,000			80		70											3	4		7	
				(小計)		3,000			80		70											3	4		7	

水防器材																																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	といい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
5	8	5	6					8	8				150												100				
6	7	5	4					8	6				150												100				
11	15	10	10					16	14				300												200				
6	5	2	2	3	2	3		5	3					19	2										460	33			
6	4	2	3	3	2	3		8	2					45	2										80	15			
6	5	2	3	3	2	3		5	4					9	7										70	19			
6	3	2	3	3	5	3		5	3					50	3										100	14			
6	2	2	3	2	2	2		5	3																250	0			
2	6		4	4	2	2		5																	100	5			
2	3		2	0	4	3		5																					
			4	4	5			3	1																10				
			4	4	15	8		3	2																780				
34	28	10	28	26	39	27		44	18					123	14										1,850	86			
2	3	1	3	3		2		6																					
2	5		2	2	4	2		2																					
								3																					
4	8	1	5	5	4	4		11																					
1			2		3	1		3																					
1			2		3	1		3																					

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
加茂川	補	加茂		下高柳	加茂市	2,000		7	850		15			10		13						10	4	3	1	1
	自	〃		狭口	〃	2,000		10	350		50			10		16						20	2		1	1
	〃	〃		千刈	〃	10,800		14	660	59	150			59		15						15	1	4	4	2
	〃	〃		加茂新田	〃	3,700		5	150		15			10		14						10	2	1	1	1
				(小計)		18,500		36	2,010	59	230			89		58						55	9	8	7	5
才歩川	自	南蒲原	田上	原ヶ崎	田上町	2,200					5			5		1						20	3	3	4	
				(小計)		2,200					5			5		1						20	3	3	4	
下条川	自	加茂		下条	加茂市	4,500		17	870	135	10			10		18						29	5	6	3	3
				(小計)		4,500		17	870	135	10			10		18						29	5	6	3	3
信濃川	自	三条		荻島	三条市	3,000	3	40	70		600			23		5						14	2	5		
				(小計)		3,000	3	40	70		600			23		5						14	2	5		
市有(三条市)	自	三条		消防本部	三条市	37,500		12	42	300	1,500			248	16							60	1	5	4	
	〃	〃		消防本部栄分署	〃	5,000		8		40	20			10								28	1	2	1	
	〃	〃		消防本部下田分署	〃	5,800				23	10			32								13	4		1	
				(小計)		48,300		20	42	363	1,530			290	16							101	6	7	6	
大河津分水路	自	燕		中島	燕市	7,795		48	412	344	100			63		6						55	9	11	7	2
	〃	〃		渡部	〃	1,000																10				
	〃	〃		国上	〃	1,000																10				
				(小計)		9,795		48	412	344	100			63		6						75	9	11	7	2
中ノ口川	自	燕		秋葉町	燕市	3,424		25	45	250				28		1						111	9	2	5	
	〃	〃		東太田	〃	4,340			260		20			4		18						20	7	4	8	1
				(小計)		7,764		25	305	250	20			32		19						131	16	6	13	1

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鍬	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
2	2	1	2			1																		10					
2	2	2	2	3												55								10					
4	14	5	6	3		1		4								71								15	50				
2	2	2	8	2					2							23								10					
10	20	10	18	8		2		4	2							149								45	50				
	5	2	5			1				3									2										
	5	2	5			1				3									2										
6	3	2	5	3											3									10	4				
6	3	2	5	3											3									10	4				
6	5	2	3	3	1	2		2	2				50	14	5											19			
6	5	2	3	3	1	2		2	2				50	14	5											19			
1	8	2	7	1	12	5		15							3										40				
2	2		1	1		1		4																	100				2
	3				1	1		2							1										100				2
3	13	2	8	2	13	7		21							4										240				4
1	23	8	5	5	2	2		4	2					77	12	23		20	3					20	8				
1	23	8	5	5	2	2		4	2					77	12	23		20	3					20	8				
6				2	4			4																33					
2	10		4			3		1								80			1	2									
8	10		4	2	4	3		5								80			1	2				33					

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																	鍬
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
荒川 出来津川 湯川 城川	自	西蒲原	弥彦	矢作	弥彦村	3,000					10			7		6						10	5	2	3	1
				(小計)		3,000					10			7		6						10	5	2	3	1
					(市町村有計)	200,059	37	1,342	7,219	1,181	3,910			1,629	26	236						640	154	81	65	12
県有 (鹿熊川) 県有 (信濃川)	補	三条		曲谷	三条地域振興局	28,800	30	24	61	100	300	120		160		11						34	10	14	5	
	自	〃		塚野目	〃	28,000	30	30	60	200	180			120		10						77	12	10	8	2
	自	〃		三条防災ステーション	〃	28,000								10												
																					五十嵐川左岸堤防(2t) 155(諏訪新田)					
					(県有計)	84,800	60	54	121	300	480	120		290		21					(2t) 155	111	22	24	13	2
					(合計)	284,859	97	1,396	7,340	1,481	4,390	120		1,919	26	257					(2t) 155	751	176	105	78	14

水											防							器					材										
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
1	5	5	3	2	1		1	1																					
1	5	5	3	2	1		1	1																					
85	135	52	96	56	67	49	1	111	38				350	214	38	252		20	6	2				108	2,352	105			4
2		6	4	4	5			7				2													1,060				
	4	6	11	12				8				2													3,800				
2	4	12	15	16	5			15				4													4,860				
87	139	64	111	72	72	49	1	126	38			4	350	214	38	252		20	6	2				108	7,212	105			4

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																					
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
渋海川	自	長岡		深沢	長岡市	5,400		6	16		250	20		460		8						11	2	1		
				(小計)		5,400		6	16		250	20		460		8						11	2	1		
太田川	自	長岡		村松	長岡市	8,100		8	193		400			105		3						12	2	1		
	自	〃		蓬平	〃	11,408		10	77					95		2						10	2	1		
				(小計)		19,508		18	270		400			200		5						22	4	2		
栖吉川	自	長岡		川崎	長岡市	1,800		5	51		250			100		8						12	2	1		
	自	〃		栖吉	〃	3,000		3	71	20	100	168	160	140		3						12	2	1		
				(小計)		4,800		8	122	20	350	168	160	240		11						24	4	2		
柿川	自	長岡		高畑	長岡市	4,115		3	187	26	300			104		2						12	2	0		
				(小計)		4,115		3	187	26	300			104		2						12	2	0		
道満川	自	長岡		芹川(川下西)	長岡市	5,060		6	114		150			100		5						12	2	1		
				(小計)		5,060		6	114		150			100		5						12	2	1		
猿橋川	自	長岡		新組	長岡市	2,000		3	0		150			100		5						12	2	1		
	自	〃		浦瀬	〃	12,600		3	100		50	28		100		3						10	2	1		
	自	〃		真野代新田	〃	14,000			208	70	30			44		6						15	1	1		
	自	〃		中之島中条	〃	5,400			565	78	50			35		14						28	4	3		4
	自	〃		末宝	〃	4,800			70	467				126		6						12	5	6		
	自	〃		長呂	〃	10,612			221	72	20			22		6						13	9	2		
				(小計)		49,412		6	1,164	687	300	28		427		40						90	23	14		4
塩谷川	自	長岡		上塩	長岡市	200		1														20				

水防器材																																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪組	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子			
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m				
	3	2	3		2	1		3									1															
	3	2	3		2	1		3									1															
	3	2	3		2	1		3									1															
	3	2	3		2	1		2																	13							
	6	4	6		4	2		5									1								13							
	3	2	3		2	1		2																								
	3	2	5		2	1		3									2															
	6	4	8		4	2		5									2															
	3	2	5		2	1		2	5								1															
	3	2	5		2	1		2	5								1															
	3	2	3		2	1		3									1															
	3	2	3		2	1		3									1															
	3	2	3		2	1		4	2																35							
	3	2	5		2	2		3	3						5										10							
2	7	2	1		2		2	3	6					6	1									10								
4	5	3	4		2	2	3	3	4					10	1																	
	2				2		3	3						60	1									15	250							
4	9	3	4		2	1	3	3	6						1									59								
10	29	12	17		12	6	11	19	21					76	9									84	295							

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
塩谷川				(小計)		200		1														20				
刈谷田川	自	長岡		金町	長岡市	3,000		10	70		30											50	10			
	補	見附		嶺崎	見附市	22,700	240	560	560		270			270								4	3			
	〃	〃		葛巻	〃	600		5	350		80			0								20	3			
	〃	〃		六本木	〃	800	100	350	750		100			0								20	5			
	〃	〃		〃	〃	2,500	15	100	720		100			40								20	5			
	自	〃		傍所	〃	2,600		28	320		100			40								20	5			
	補	〃		〃	〃	1,300		18	467		40			40								20	5			
	自	〃		山吉	〃	1,700		41	1,156		109			0								20	5			
	補	〃		上新田	〃	3,510		510	1,275		200			40								39	8			
	〃	〃		〃	〃	6,500		200	1,036		108			40								42	9			
	〃	〃		下関	〃	1,400	90	350	530		140			40								30	4			
	自	〃		〃	〃	2,700	56	360	644		100			40								20	5			
	補	〃		〃	〃	3,190		160	1,065		50			40								20	4			
	〃	〃		三林	〃	2,200		300	863		40			40								30	8			

水												防						器							材									
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	5	15	5		6	5																			25				
0		0	0						5																				
3	4	1	3					0	4																				
3	4	1	3					2	4				200																
3	4	3	3					2	4				200																
3		3	2					3	6				100																
3	3	2	2					2	4				150																
3	4	3	3					4	4				0																
6	4	6	6					4	6																				
6	8	6	4					5	5																				
6	8	5	3					4	4				300																
3	4	3	3					3	5				250																
3		3	3					3	6																				
4	4	3	4					3	6				350																

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																						
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
刈谷田川	補	見附		三林	見附市	22,700		140	1,530		30			272								4	3			
	自	〃		宮之原	〃	900			275		80			40								10	2			
	〃	〃		河野	〃	1,100		10	95		100			40								14	4			
	補	〃		本明	〃	2,400	250	290	650		95			60								30	8			
	〃	〃		明晶	〃	1,770	300	243	340		80			40								21	5			
	自	〃		双葉	〃	800	200	350	150		100			60								17	4			
	〃	〃		下新町	〃	1,850	190	190	100		140			40								18	5			
	〃	〃		漆山	〃	1,050		32	50		40			38								19	4			
	自	長岡		大曲戸	長岡市	9,936			130	60	80			21		8						33	10	2		
	自	〃		中興野	〃	1,800			437		80			26		11						29	3	2		
	自	〃		五百刈	〃	12,320			240	58	80			5		7						11	7	2		
	自	〃		中之島	〃	14,000			1,040	70	240			4		6						61	5	2		
	自	〃		猫興野	〃	5,580			285	52	100			12		6						27	1	2		
	自	〃		真弓	〃	6,600			358	32	100			4		6						17	6	2		
	自	〃		六所	〃	2,690			403	90	120			16		7						14	6	3		
	自	〃		中西	〃	8,000			485	130	100			110		7						17	4	3		8
	自	〃		小沼新田	〃	5,000			170	80	60			70		4						13	3	2		
	自	〃		大沼新田	〃	4,000			116	55	60			54		5						13	3	2		
				(小計)		157,196	1,441	4,247	16,660	627	3,152			1,542		67						723	162	22		8

水防器材																																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
0			0						5																				
2		2	2	2				2	2																				
3		1	3	1				1	3																				
6		4	6	2				6	8				350																
3		3	5	2				3	4				300																
3		3	3	2				3	4				140																
3		3	3	1				3	4				140																
3		3	4	2				3	4																				
4	21	4	4		4		3	3	5						1									27					
5	8	4	6		2		4	3	4															37					
3	8	3	4		2		3	3	5															10					
0	7	2	5		2	2	4	3	10					5	1									10					1
5	7	2	6		2	1	3	3	7						2									29					
6	10	2	8		2		3	3	9															10					
3	8	2	6		2		3	3	8															23					
4	17	2	7		1	1	3	3	2															15	0				
3	6	1	2			3	3	3	5						1									15					1
2	2	2			2	3	1	3	3					3										15					1
104	146	97	118	12	25	15	30	86	155				2,480	8	5									191	25				3

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
信濃川	自	長岡		信濃2丁目	長岡市																	1	1	1	1	
	自	長岡		浦（支所）	長岡市	5,600		10	120		400			900								70	15	60	1	
				（小計）		5,600	0	10	120	0	400	0	0	900	0	0	0	0	0	0	0	71	16	61	2	0
椎児清水川	自	見附		神保	見附市	1,125		10	97		100			40								13	2			
	〃	〃		牛ケ嶺	〃	1,000	180	24	38		120			40								15	3			
				（小計）		2,125	180	34	135		220			80								28	5			
椿桂川	自	見附		椿沢	見附市	1,040		36	280		25			40								12	4			
				（小計）		1,040		36	280		25			40								12	4			
椿田川	補	見附		田井	見附市	1,730		10	306		4			38								17	3			
				（小計）		1,730		10	306		4			38								17	3			
黒川流末川	自	長岡		脇野町	長岡市	2,000		0	70		5			10		2						15	3	5	3	5
	〃	〃		与板町与板	〃	3,000		3		600				100		2				130		34	2	2	2	1
				（小計）		5,000		3	70	600	5			110		4				130		49	5	7	5	6
島崎川郷本川	自	長岡		小島谷	長岡市	700										1						5	1	5	1	3
	〃	三島	出雲崎	大門	出雲崎町	2,200								200								5	1		1	
				（小計）		2,900								200		1						10	2	5	2	3
信濃川	自	小千谷		城内	小千谷市	3,000		20		25	25			33								30	4	3	1	
	〃	〃		元町	〃	35,900	60	111	30	54	25			31	1	12						13	2	3	6	2
	補	〃		川井	〃	5,200		6	30	46	25			10		5						12	4	2	6	3

水防器材																																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
			1				2												2	1										
13	30	6	20	5	5	3	28	5						10	2				2					16			200	30	
13	30	6	21	5	5	3	30	5						10	2				4	1				16			200	30	
2		1	2	1				1	2				15																
3		3	2	4				3	4				200																
5		4	4	5				4	6				215																
2		2						1	4																				
2		2	0					1	4																				
3		3	5	2				3	4																				
5		3	5	2				3	4																				
3	5		3	3				3		3			10																
		2	2	3				2																	35				
3	5	2	5	6				5		3			10												35				
	5	5	5	2	2	3	1																						
	1		1	1			1										1												
	6	5	6	3	2	3	2										1												
1	22		1	1	2	2																		34					
3	8		4	2	3	2	1	3																30					
1	11		3	2	3	2	0	1																10					

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		都市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
信濃川	自	小千谷		五辺	小千谷市	27,500	3	5	100	30	25			7		10						20	2	2	7	1
	〃	小千谷		元中子	小千谷市	5,000		8		41	25			24		4						10	2	3	2	
				(小計)		76,600	63	150	160	196	125			105	1							85	14	13	22	6
魚野川	自	長岡		東川口	長岡市	3,200		4	18	86	3			110		17						74	3	1		
				(小計)		3,200		4	18	86	3			110		17						74	3	1		
新島崎川 郡本川	自	長岡		寺泊吉	長岡市	12,000		95	120	2,050	150			60		14						78	14	4	7	2
				(小計)		12,000		95	120	2,050	150			60		14						78	14	4	7	2
					(市町村計)	355,886	1,684	4,637	19,742	4,292	5,834	216	160	4,716	1	174	0	0	0	130	0	1,338	265	133	38	29
県有	補	長岡		長倉	長岡地域振興局	55,900	100	132	60		100			78	7	3					(2t 4t)93 (1t袋玉石)6	48	10		8	
	〃	〃		雲出	〃	20,200	290	112	107		150			50	7	1						30	10		4	
	〃	長岡		巻潤	〃	12,400	160	64	60		275			50	7	2					刈谷田川(巻潤橋下流右岸) (2t・4t)50 (1t十字)14	31	10		5	
		々		与板町与板	〃	10,299	93	43	180	140	12			160	12	5					(4t)43	46	20	8	11	5
		小千谷		平沢町	〃	7,162	86	80	60	203	100			400	2	12						82	2	1	9	
	自	長岡		寺泊	〃																(4t)71 (2t)127 (1t)4 (方塊)117					
					(県有計)	105,961	729	431	467	343	637	0	0	738	35	23	0	0	0	0	(1t～4t) 525	237	52	9	37	5
					(合計)	461,847	2,413	5,068	20,209	4,635	6,471	216	160	5,454	36	197	0	0	0	130	(1t～4t) 525	1,575	317	142	75	34

水防器材																																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
1	8		1	1	2	1		1																20					
	6		1	1	2	1	1	2																33					
6	55		10	7	12	8	2	7																127					
	1	0	39	1	3	4	10	2																17	20				
	1	0	39	1	3	4	10	2																17	20				
2	19	9	1	5	4	2		5	2																				
2	**19**	**9**	**1**	**5**	**4**	**2**		**5**	**2**																				
150	312	154	251	46	77	48	85	155	197	3	0	0	2,705	94	16	0	7	0	4	1	0	0	0	435	388	0	200	30	3
2	7	7	5	5	9	4		3					20	4									(5m) 50		(うち耐候性450 耐候性40袋)				
2		5	5	5				3					20	4											290				
2	1	5	5	6	5	3		5																	(うち耐候性 50袋) 130				
4	9	10	6	9	9	3	2	2																	(うち耐候性 50袋) 37				
	4	5	6	14	5	1	3	4			1			200										2	100		200	55	
10	21	32	27	39	28	11	5	17	0	0	1	0	40	208	0	0	0	0	0	0	0	0	(5m) 50	2	1,007	0	200	55	0
160	333	186	278	85	105	59	90	172	197	3	1	0	2,745	302	16	0	7	0	4	1	0	0	(5m) 50	437	1,395	0	400	85	3

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																					
		都市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
魚野川	自	魚沼		堀之内	魚沼市	7,400		20	40		50	5	20	50		9						80	30	10	3	
	〃	〃		新道島	〃	300					10											5				
	〃	〃		根小屋	〃	700										1						2		1		
	〃	〃		和長島	〃	400										1										
	〃	〃		小出島	〃	900	155	15	59	75	50			17		10						45	8	1	5	4
	〃	〃		虫野	〃	1,510	120	10	63	50	50			15								9	4	1	3	7
				（小計）		11,210	275	45	162	125	160	5	20	82		21						141	42	13	11	11
田河川	自	魚沼		原	魚沼市	300																4	1			
	〃	〃		明神	〃	300																3				
				（小計）		600																7	1			
増沢川	自	魚沼		吉水	魚沼市	300																				
				（小計）		300																				
芋川	自	魚沼		竜光	魚沼市	300		15														6				
				（小計）		300		15														6				
破間川	自	魚沼		一日市	魚沼市																	6	5		5	
	〃	〃		須原	〃	1,000																				
	〃	〃		穴沢	〃	150																				
				（小計）		1,150																6	5		5	
					（市町村有計）	13,560	275	60	162	125	160	5	20	82		21						160	48	13	16	11
県有		魚沼		大塚新田	魚沼地域振興局	8,600	110	70			80			68		7				282	(1t)10 (2t)77 (3t)0 (4t)15	21	3	0	4	
					（県有計）	8,600	110	70			80			68		7				282	(1t)10 (2t)77 (3t)0 (4t)15	21	3	0	4	
					（合計）	22,160	385	130	162	125	240	5	20	150		28				282	(1t)10 (2t)77 (3t)0 (4t)15	181	51	13	20	11

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	5	10	6	4	35	7	3																						
							1																						
							1																						
5	8	5	10	7	5	2	2			4														15					
1	5	4	5	5	5	2				3																			
6	18	19	21	16	45	11	7			7														15					
	3																												
							1																						
	3						1																						
6	21	19	21	16	45	11	8			7														15					
1	2	4	0	1	4	1				2			8						1					3	888			52	
1	2	4	0	1	4	1				2			8						1					3	888			52	
7	23	23	21	17	49	12	8			9			8						1					18	888			52	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所				水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
信濃川	自	十日町		四日町	十日町市	2,200		27	78	56	200	46		30		3	100					20	4	4	1	1
	〃	〃		桑原	〃	1,600		25	78	58	100	46		29		3	100					20	5	2	3	
	〃	〃		城之古	〃	1,800		30	70	43	100	46		42		2	100					10	4	1	2	
	〃	〃		土市	〃	1,350	43	28	86	98	200	49		35		3	400					27	3	0	2	
	〃	〃		高島	〃	1,190	18	30	88	55	150	46		32		2	100					20	4	1	2	
	〃	〃		木落	〃	1,807		13	158	40	150	6		73		2	100					32	4	5	11	6
	〃	〃		沖立	〃	2,400		16	221	32	10			96		1	100					29	5	7	11	3
	〃	中魚沼	津南	下船渡	津南町	3,300		10	45	148	160	20		110		19	400			100		60	9	5	4	2
				(小計)		15,647	61	179	824	530	1,070	259		447		35	1,400			100		218	38	25	36	12
清津川	自	十日町		上山	十日町市	1,600		24	82	70	300			40		1	100					66	10	3	14	
				(小計)		1,600		24	82	70	300			40		1	100					66	10	3	14	
					(市町村有計)	17,247	61	203	906	600	1,370	259		487		36	1,500			100		284	48	28	50	12
県有		十日町		高山	十日町地域振興局	24,845	133	490	50	125	310	0		154	10	6				300	(2t) 36 (3t) 7	68	26	2	14	
					(県有計)	24,845	133	490	50	125	310	0		154	10	6				300	(2t) 36 (3t) 7	68	26	2	14	
					(合計)	42,092	194	693	956	725	1,680	259		641	10	42	1,500			400	(2t) 36 (3t) 7	352	74	30	64	12

水												防			器				材										
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッタ	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋				
	2	2	3	4	7			1			1																		
1	2	3	3	3	9	1		−			1																		
	2	4	4	4	10			1			1																		
	2	5	4	4	11			1																8					
	2	2	4	4	10			1																					
	3	4	4	5	2	−	1	1																					
2	4	2	2	2	3	−		1																6					
2	2	4	2	8	8	7	2	9			1						1		3					10	20				
5	19	26	26	34	60	8	3	15			4						1		3					24	20				
5	4	6	5	4	16		4	5																6					
4		6	5	4	16		4	5																6					
9	19	32	31	38	76	8	7	20		0	4						1		3					30	20				
5	9	13	11	10	16	5	2																	13	242				
5	9	13	11	10	16	5	2																	13	242				
14	28	45	42	48	92	13	9	20			4						1		3					43	262				

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																							
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油中和剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬			
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁			
水無川	補	南魚沼		浦佐	南魚沼市	4,200		24	20	60	100	340	200	7		3						20	4	7	2				
				(小計)		4,200		24	20	60	100	340	200	7		3						20	4	7	2				
魚野川	自	南魚沼		青木新田	南魚沼市	800		45	450	150	20	650				9						4	3	1	4				
	〃	〃		西泉田	〃	28,200		15	290		100			13		1						9	10	1	10				
	〃	〃		東泉田	〃	8,000		20	345	30	50			10								5	7		3				
	〃	〃		塩沢	〃	4,300		60	70	37	160			20		2						30	9	7	4				
	〃	〃		六日町	〃	3,600								13						50									
	〃	〃	湯沢	神立	湯沢町	3,880		1	42	100	60			73		30						106	6	13	6				
				(小計)		48,780		141	1,197	317	390	650		129		42				50		154	35	22	27				
三国川	自	南魚沼		二日町	南魚沼市	1,400		15	422		50	45										6	2	1	5				
				(小計)		1,400		15	422		50	45										6	2	1	5				
宇田沢川	補	南魚沼		上原	南魚沼市	1,300		15	150	100	10											6	3	3	1				
				(小計)		1,300		15	150	100	10											6	3	3	1				
					(市町村有計)	55,680		195	1,789	477	550	1,035	200	136		45				50		204	44	33	35				
県有		南魚沼	塩沢	目来田	南魚沼地域振興局	31,260		200	90	373	1,000			60	4	15	600				(1t)36 (2t)149 (3t)5 (4t)146	90	9	18	20				
					(県有計)	31,260		200	90	373	1,000			60	4	15	600				(1t)36 (2t)149 (3t)5 (4t)146	90	9	18	20				
					(合計)	86,940		395	1,879	850	1,550	1,035	200	196	4	60	600			50	(1t)36 (2t)149 (3t)5 (4t)146	294	53	51	55				

水防器材																																		
	斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	3	10	1	2	3	3	4	2	3		2															20				
	3	10	1	2	3	3	4	2	3		2															20				
			2	2	2	3	2		2																					
		2	3	6	7	5	4																							
		1		1	1		2	2																						
	1	9	8	5	8	17	12		1						6											1				
								4												2					30					
		8		6	3	5	5	8	7											2					62	40				
	1	20	13	20	21	30	25	14	10						6					4					92	41				
			3	2	1	2	3																							
			3	2	1	2	3																							
				2	2	2	1																							
				2	2	2	1																							
	4	30	17	26	27	37	33	16	13		2				6					4					92	61				
	6	22	15	14	19	11	14	4	20																13	260				
	6	22	15	14	19	11	14	4	20																13	260				
	10	52	32	40	46	48	47	20	33		2				6					4					105	321				

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
鵜川	自	柏崎		野田	柏崎市	1,100		30	30	10	40			80								8	6	2	3	1
	〃	〃		新道	〃	3,000		80	200	25	100			70								17	7	2	5	1
	〃	〃		宮之窪	〃	630		30	200	18	100			60								30	7	1	4	1
				(小計)		4,730		140	430	53	240			210								55	20	5	12	3
市有	自	柏崎		三和町	柏崎市(消防本部)	7,400		15		170	250			350		2						80	4	6	4	2
				(小計)		7,400		15		170	250			350		2						80	4	6	4	2
鯖石川	自	柏崎		西之入	柏崎市	1,200		5	65	40	100			66		10						24	7	2	5	5
	〃	〃	高柳町	岡田	〃	900				50				20								7	1			
	〃	〃		加納	柏崎市	3,800		40	40	50	100			52		8						8	10	2	5	4
				(小計)		5,900		45	105	140	200			138		18						39	18	4	10	9
別山川	自	柏崎		西山町池浦	柏崎市	420								1,000												
	〃	刈羽	刈羽	割町新田	刈羽村	4,000		4						100								10		1		
				(小計)		4,420		4						1,100								10		1		
					(市町村有計)	22,450		204	535	363	690			1,798		20						184	42	16	26	14
県有		柏崎		藤元町	柏崎地域振興局	54,012	210	19	3	310	186			68		29						85	10	11	3	3
		〃		中浜2丁目(鵜川左岸)	〃																(2t) 163 (2.5t)5 (4t)227					
		〃		三和町(庁舎)	〃															350						
					(県有計)	54,012	210	19	3	310	186			68		29				350	(2t) 163 (2.5t)5 (4t)227	85	10	11	3	3
					(合計)	76,462	210	223	538	673	876			1,866		49				350	(2t) 163 (2.5t)5 (4t)227	269	52	27	29	17

水防器材																																	
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦ロ	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
		1	2					1		17														21					
4		2	4	2	3	1		1		16														14					
			5	2	3	1		1		14														16					
4		3	11	4	6	2		3		47														51					
			8		10	10	1			60	47			10			2		7					51					
			8		10	10	1			60	47			10			2		7					51					
1	5	2	2		3		1	1		5	4													15					
							1			6														19					
2		2	3		3	1				15														26					
3	5	4	5		6	1	2	1		26	4													60					
										3																			
								0		30	1																		
								0		33	1																		
7	5	7	24	4	22	13	3	4		166	52			10			2		7					162					
3	6	9	4	4	4	2		8		5															790				
																								10					
3	6	9	4	4	4	2		8		5														10	790				
10	11	16	28	8	26	15	3	12		171	52			10			2		7					172	790				

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		都市	町村区	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚		丁	丁	丁	丁	丁
関川	補	上越		鴨島	鴨島器具置場	1,800		59.5	25					90								10	3	1	1	
	〃	〃		島田	島田器具置場	1,200		35						90								12	2	2	2	
	〃	〃	板倉	針	板倉区総合事務所	1,200			10	9				180		6				100		15	1		1	
	自	妙高		国賀	消防器具置場（新井10分団3部）	500				40	30			5								6	2			
	補	〃		高柳	高柳水防倉庫	900		20	80		100	40		20								2	2			
	自	〃		北条	消防器具置場（新井11分団1部）	500				40	30			5								6	1			
	〃	〃		吉木	消防器具置場（新井11分団2部）	500				40	30			5								13	1			
	〃	〃		諏訪町	消防器具置場（新井4分団）	500				40	30			5								20	2			
	〃	〃		姫川原	消防器具置場（新井12分団）	1,000				49	60			10								11	2			
	〃	〃		除戸	消防器具置場（新井13分団1部）	1,000				80	60			10								12	2			
				小原新田	消防器具置場（新井13分団2部）	500					30			9								8	1			
				（小計）		9,600	0	115	115	298	370	40	0	429	0	6	0	0	0	100	0	115	19	3	4	0
保倉川	自	上越	頸城	西福島	西福島消防器具置場	1,200								180								4				
				（小計）		1,200	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
戸野目川	自	上越		川原町	川原町水防倉庫	2,600		304.5	205	80	150			470								86	2	2	4	
				（小計）		2,600	0	305	205	80	150	0	0	470	0	0	0	0	0	0	0	86	2	2	4	0
鵜川	自	上越	頸城	百間町	頸城区総合事務所	1,200			90	30				180		4						7	3	1	1	2
				（小計）		1,200	0	0	90	30	0	0	0	180	0	4	0	0	0	0	0	7	3	1	1	2
飯田川	自	上越		上真砂	上真砂水防倉庫	1,000		122.5	140					290								5	3	2	2	
				（小計）		1,000	0	123	140	0	0	0	0	290	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	2	0
桑曽根川	自	上越	三和	井ノ口	三和区総合事務所	1,000				40				180						20		10	3		4	
				（小計）		1,000	0	0	0	40	0	0	0	180	0	0	0	0	0	20	0	10	3	0	4	0
矢代川	補	上越		石沢	石沢水防倉庫	2,400		297.5	217		200			240								9	6	2	2	
	自	妙高		飛田	消防器具置場（新井9分団）	1,000				80	40			6								12	2			
	補	〃		柳井田	柳井田水防倉庫	900		20	207		280	40		20								3	5			
	自	〃		柳井田町	消防器具置場（新井10分団1部）	1,000				40	30			10								21	2			
	〃	〃		石塚町	消防器具置場（新井5分団）	500				40	30			6								5	1			
	補	〃		白山町	白山町水防倉庫	5,680		20	148		170	145		250								2	2			
	自	〃		白山町	消防器具置場（新井2分団）	500				40	30			2								2	1			

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロー	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	5						1													5									
		1						1																					
							1			5														5					
								1																					
							1			5														5					
							1			5														5					
							1			5														5					
							2			10														10					
							2			10														10					
							1			5														5					
0	5	1	0	0	0	0	10	2	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	45	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	3			2	2	1		11																10					
1	3	0	0	2	2	1	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0
1		3	1		3	3					2								2	2									
1	0	3	1	0	3	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	3	2	2	2	3	1		5																					
2	3	2	2	2	3	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	4	2	2	2	4	2		9																					
							2			10														10					
								1																					
							2			10														10					
							1			6														5					
								1																	300				
							1			5														5					

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		都市	町村区	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚		丁	丁	丁	丁	丁
矢代川	〃	〃		五日市	消防器具置場（新井8分団）	1,000				80	60			10								10	2			
	〃	〃		志	消防器具置場（新井6分団）	1,000				40	60			10								21	2			
	〃	〃		窪松原	消防器具置場（新井7分団）	100					50			9								13	1			
				（小計）		14,080	0	338	572	320	950	185	0	563	0	0	0	0	0	0	0	98	24	2	2	0
柿崎川	自	上越	柿崎	角取	柿崎区総合事務所	1,200								180		1						5				
				（小計）		1,200	0	0	0	0	0	0	0	180	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
吉川	自	上越	吉川	下町	吉川区総合事務所	2,000		35						200								6	1			
	〃	〃	〃	東田中	東田中水防倉庫	1,000								180								1				
				（小計）		3,000	0	35	0	0	0	0	0	380	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0
名立川	自	上越	名立	名立大町	名立大町水防倉庫	1,200		52.5		15				180		4						15	1			
	〃	〃	〃	東飛山	東飛山水防倉庫	1,000								180								10		1	2	1
				（小計）		2,200	0	53	0	15	0	0	0	360	0	4	0	0	0	0	0	25	1	1	2	1
小黒川	自	上越	安塚	安　塚	安塚区総合事務所	1,200								180		2						35	3	5	2	
				（小計）		1,200	0	0	0	0	0	0	0	180	0	2	0	0	0	0	0	35	3	5	2	0
保倉川	自	上越	大島	大　島	大島区総合事務所	1,200		3.5		159	2			180		7						6	1	6		
	〃	〃	浦川原	有　島	浦川原区総合事務所	1,200				46				130		2						5				
				（小計）		2,400	0	4	0	205	2	0	0	310	0	9	0	0	0	0	0	11	1	6	0	0
飯田川	自	上越	牧	柳　島	柳島水防倉庫	1,200										2						70	10	2	13	2
				（小計）		1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	70	10	2	13	2
					（市町村有計）	41,880	0	970	1,122	988	1,472	225	0	3,702	0	28	0	0	0	120	0	478	70	24	34	5
県有（上越地域整備部）	補	上越		下箱井	下箱井水防倉庫	8,800	1,080	122	415	215	390	45		80	50	3						43	11	9	7	3
					下箱井重機車庫																					
	〃	妙高		除戸	泉防災広場																(2t～4t)176					
	自	上越		田沢新田	保倉川遊水池																(2t～6t)22					
県有（保倉川）	自	上越	浦川原	虫　川	上越地域振興事務局地域整備管理課	17,600		33	245	76	220	125		181	6	11				300	(2t～4t)73	71	6	7	6	2
県有（その他）	自	上越			上越地域振興事務局地域整備管理課																(2t～4t)301					
					（県有計）	26,400	1,080	155	660	291	610	170		261	56	14				300	(2t～6t)572	114	17	16	13	5
					（合計）	68,280	1,080	1,125	1,782	1,279	2,082	395		3,963	56	42				420	(2t～6t)572	592	87	40	47	10

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロー	オイルフェンス	綿子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
							2			22														10					
							2			13														10					
							2			14														10					
2	4	2	2	2	4	2	12	11	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	300	0	0	0	0
							2			1																			
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	1	2																									
0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1		2																					3					
																								2					
0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
		4	1	1	4	4													2										
0	0	4	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
								1																					
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	2		13	1	1		3	8											4	2									
3	2	0	13	1	1	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	18	13	22	10	17	11	27	38	0	126	2	0	0	0	0	0	0	0	8	9	0	0	0	120	300	0	0	0	0
2	6	3	5	1	9	1	2	11										8						20	220				
																											100	10	
5	3	9	4	3	7	1	1	9												4				5	210		1,900	12	
7	9	12	9	4	16	2	3	20				0						8		4				25	430		2,000	22	
16	27	25	31	14	33	13	30	58		126	2	0						8	8	13				145	730	0	2,000	22	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック					
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
能生川	自	糸魚川		上小見	糸魚川市	2,800		6	180	365	200	12		119		4						51	8	3	7	3
				（小計）		2,800		6	180	365	200	12		119		4						51	8	3	7	3
早川	自	糸魚川		新道	糸魚川市	89		3		14	420	3	12	1		4						50	4		3	1
	補	〃		大平	〃	360				60	80	4		26		4						33	1	1		1
				（小計）		449		3		74	500	7	12	27		8						83	5	1	3	2
海川	自	糸魚川		水保	糸魚川市				60		200											27	3		1	1
				（小計）					60		200											27	3		1	1
姫川	自	糸魚川		上刈水崎	糸魚川市	600		3	200	300	500	300		65			24					160	2		7	1
	〃	〃		根知	〃	145			50		800	12		2		1	100					25	3		2	1
				（小計）		745		3	250	300	1,300	312		67		1	124					185	5		9	2
姫川 田海川 青海川	自	糸魚川		青海	糸魚川市	4,000								4								140			2	
				（小計）		4,000								4								140			2	
歌川 外波川	自	糸魚川		外波	糸魚川市	1,900		0	30					2		1						10	1		1	
				（小計）		1,900		0	30					2		1						10	1		1	
					（市町村有計）	9,894		12	520	739	2,200	331	12	219		14	124					496	22	4	23	8

水防器材																																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
3	14	5	10	11	5	11		2		12	5				2														
3	14	5	10	11	5	11		2		12	5				2														
4		4	3	2	3	2				7	8																		
		1	3		1	1																							
4		5	6	2	4	3				7	8																		
2		3	2	2	1	1				2	2																		
2		3	2	2	1	1				2	2																		
3	3	6	9	10	6			5		11	9			6		2			3										
2		2	3	1	2	1					3																		
5	3	8	12	11	8	1		5		11	12			6		2			3										
1		3	2			1													1										
1		3	2			1													1										
	1	1	3		1					6																			
	1	1	3		1					6																			
15	18	25	35	26	19	17		7		38	27			6	2	2			4										

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
県有		糸魚川		押上	糸魚川地域振興局	28,580	250	90	81	313	1,050	10		59	9	24	2,000			1,460		43	9	10	15	
				山本	糸魚川地域振興局																(2t～4t) 28					
				梶屋敷	糸魚川地域振興局																2t 514					
					(県有計)	28,580	250	90	81	313	1,050	10		59	9	24	2,000			1,460	(2t～4t) 542	43	9	10	15	
					(合計)	38,474	250	102	601	1,052	3,250	341	12	278	9	38	2,124		0	1,460	(2t～4t) 542	539	31	14	38	8

水防器材																														
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦ロ	鋤簾	鋼製月の輪組	かます袋	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	バール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣着	ジャンボ土のう袋	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	m	
	23	6	14	4	8	3	9	7																20	365			83	
	23	6	14	4	8	3	9	7																20	365			83	
15	41	31	49	30	27	20	9	14		38	27			6	2	2			4					20	365			83	

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
藻浦海岸	自	佐渡		藻浦	佐渡市	180																				
不動川	〃	〃		鷲崎	〃	70																				
歌見川	〃	〃		歌見	〃	0																				
釜川	〃	〃		北小浦	〃	85																				
黒姫川	〃	〃		黒姫	〃	247																				
片野尾川	〃	〃		片野尾	〃	242																				
小つぼ川	〃	〃		野浦	〃	35																				
赤玉川	〃	〃		赤玉	〃	63																				
岩首川	〃	〃		岩首	〃	261																				
梅津川	〃	〃		湊	〃	2,550			6	92				12		0						46	8	2	4	
馬首川	〃	〃		馬首	〃	40																				
長江川	〃	〃		上横山	〃	85																				
大川	〃	〃		両津大川	〃	329																				
真更川海岸	〃	〃		真更川	〃	123																				
真更川	〃	〃		河崎	〃	40																				
				(小計)		4,350			6	92				12		0						46	8	2	4	
入川	〃	〃		高千	〃	0					1			0		0						3	0	0	1	
大仏川	〃	〃		下戸	〃	270					0			0		0						0	0	0	0	
				(小計)		270					1			0		0						3	0	0	1	
石田川	〃	佐渡		中原	佐渡市	0		60	3,000		10			2		7						19	0	2	6	2
				(小計)		0		60	3,000		10			2		7						19	0	2	6	2
藤津川	〃	佐渡		泉	佐渡市	0	6	118	200													17	6		7	
地神院川	自	佐渡		吉井	〃	0		10	200													44	0	2	4	
				(小計)		0	6	128	400													61	6	2	11	

| 水 | | | | | | | | | | | | | | | 防 | | | | | 器 | | | | | 材 | | | | | | | | | | | | | | |

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	T型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
国府川 大野川	自	佐渡		新徳屋 瓜生	佐渡市	0		16	80							1						16	6	0	0	
				(小計)		0		16	80							1						16	6	0	0	
小倉川 河内川	自	佐渡		畑野	佐渡市	0			50	0	50			5		0						27	4	0	1	
	〃	〃		多田	〃	0				0	0			0		0						0	0	0	0	
				(小計)		0			50	0	50			5		0						27	4	0	1	
真野川	自	佐渡		吉岡	佐渡市	5,900		32	56					0		0						4				
				(小計)		5,900		32	56					0		0						4				
泉財川	自	佐渡		小木	佐渡市	0																0			0	
				(小計)		0																0			0	
羽茂川 尾平川	自	佐渡		羽茂本郷	佐渡市	0		0						0		0						10	2	1	1	
				(小計)		0		0						0		0						10	2	1	1	
高川川	自	佐渡		徳和	佐渡市	100								0								0	0	0	0	
				(小計)		100								0								0	0	0	0	
					(市町村有計)	10,620	6	236	3,592	92	61			19		8						186	26	7	24	2

水																																		
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	とい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	オイルプロッター	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	枚	m	
	2			4		1		2											5												
	2			4		1		2											5												
0	0	0	5	5				0																	0					
0	0	0	0	0				0																						
0	0	0	5	5				0																	0					
							0	0																						
							0	0																						
			0	0																										
			0	0																										
				2																										
				2																										
	0	0	0	0				0																						
	0	0	0	0				0																						
10	14	3	9	25	1	3	0	2											5						230					

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管理団体名	水防資材																				
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	蛇籠	フトン籠	ビニールシート	丁型マット	ロープ	ワイヤーロープ	油吸着剤	川倉材	吸着マット	異型ブロック	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬
						枚	枚	kg	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁
賀場川	自	佐渡		沢根	佐渡地域振興局	2,050		62	330	140	300		24	290		2				40		51	3	3		
梅津川	〃	〃		湊	佐渡市（資材は県有だが管理を市に委託）	17,400		30			50											30	2	2	2	
石田川	〃	〃		中原	〃	3,000		20		50	50											16	3	2		
藤津川	〃	〃		泉	〃	3,500				100	100											20	4	2	5	
地神院川	自	〃		吉井	〃	600		30		50												5	9	2	3	
国府川	〃	〃		新徳爪生屋	〃	1,886				25	3			40						20		20	8	2	3	0
	〃	〃		畑野	〃	1,000			60	50	100			20		9						15	2	2	2	
河内川	〃	〃		多田	〃	1,000		20		20												15	2	1	2	
国府川	〃	〃		吉岡	〃	2,900				40												20	0	0	2	
羽茂川	〃	〃		羽茂本郷	〃	3,000		10		50	10			10						20		20	2	6	3	
入川	〃	〃		高千	〃	940					1			2								6	2	1	1	
大仏川	〃	〃		下戸	〃	3,900					5			2		20						5	4	1	2	
羽茂川	〃	〃		羽茂大橋	地域振興局ブロック置場																(4t) 42					
入川	〃	〃		入川	〃																					
平松	〃	〃		平松	〃																					
国府川	〃	〃		八幡	〃																(4t) 58					
					（県有計）	41,176		172	390	525	619		24	364		31				80	(4t) 100	223	41	24	25	0
					（合計）	51,796	6	408	3,982	617	680		24	383		39				80	(4t) 100	409	67	31	49	2

水														防							器						材																
斧	鎌	ペンチ	鋸	鉈	しの	カッター	照明器具	一輪車	タコ	蔦口	鋤簾	鋼製月の輪	かます	鉄パイプ	ビニールパイプ	板類	リヤカー	コンパネ	パール	マサカリ	水タル	といい	矢板	救命胴衣	ジャンボ土のう	オイルプロッター	畳	オイルブロッター	オイルフェンス	梯子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	丁	組	袋	本	本	枚	台	枚	丁	丁	ケ	本	枚	着	袋	枚	枚	枚	m	
2	2	16	9	8	17	2	1	3				2													1,730				50	
1	1	2	2	1	2	1																								
1		2	1	2	2	3																								
		3	2	4	2	1																								
	2	6		4																										
1	1	5	7	3	2	1																							20	
1	0	3	2	1	2	0																								
	4	2	2	1	0	1																								
0	0	1	1	0	1	1																								
		5	5	5	2																								0	
1	3	1	1	3		1																								
0	3	1	1	1		1																								
7	16	47	33	33	30	12	1	3				2													1,730				70	
17	30	50	42	58	31	15	1	5				2													1,960				70	

備蓄ブロック保管位置図

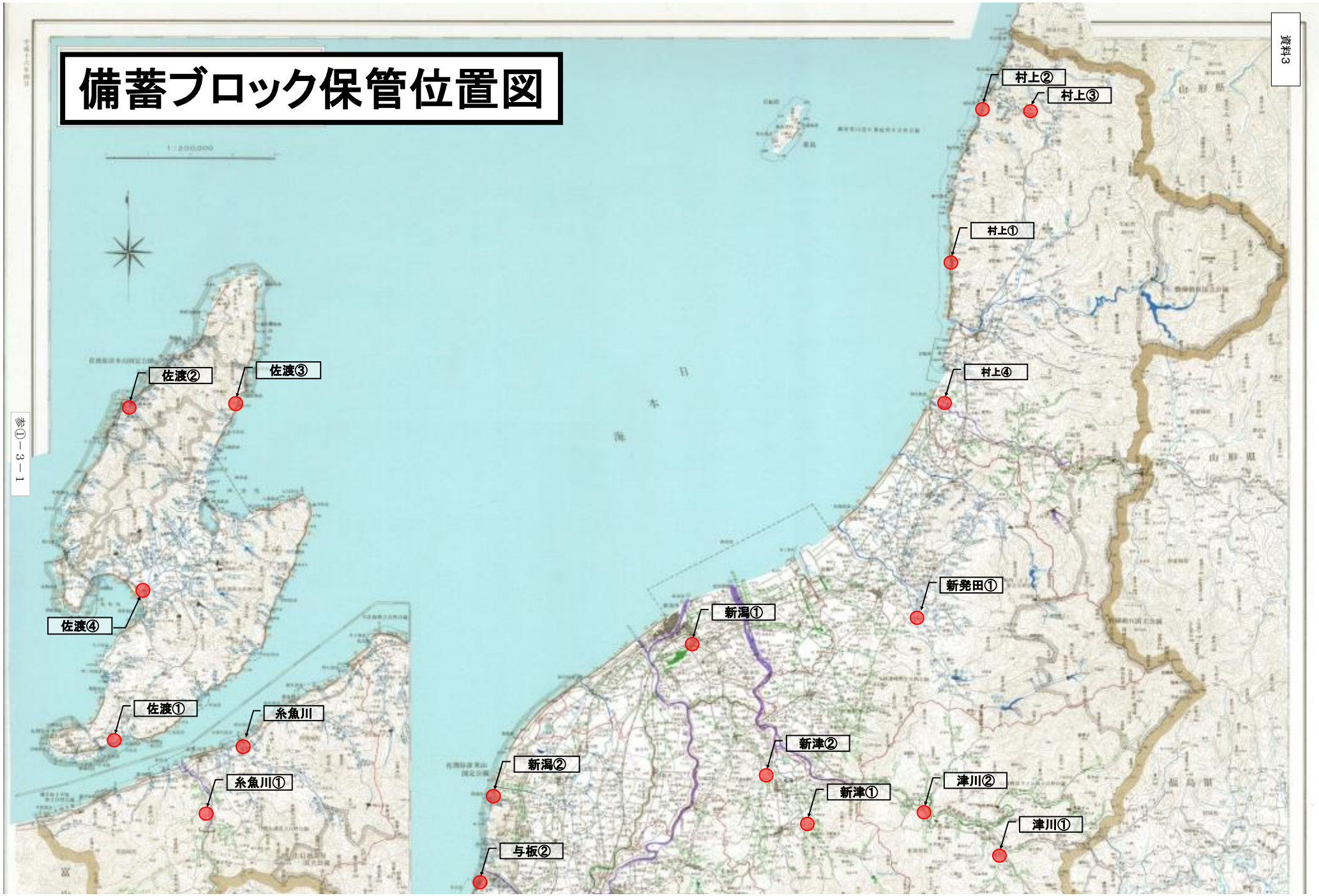

資料3

参①－3－1

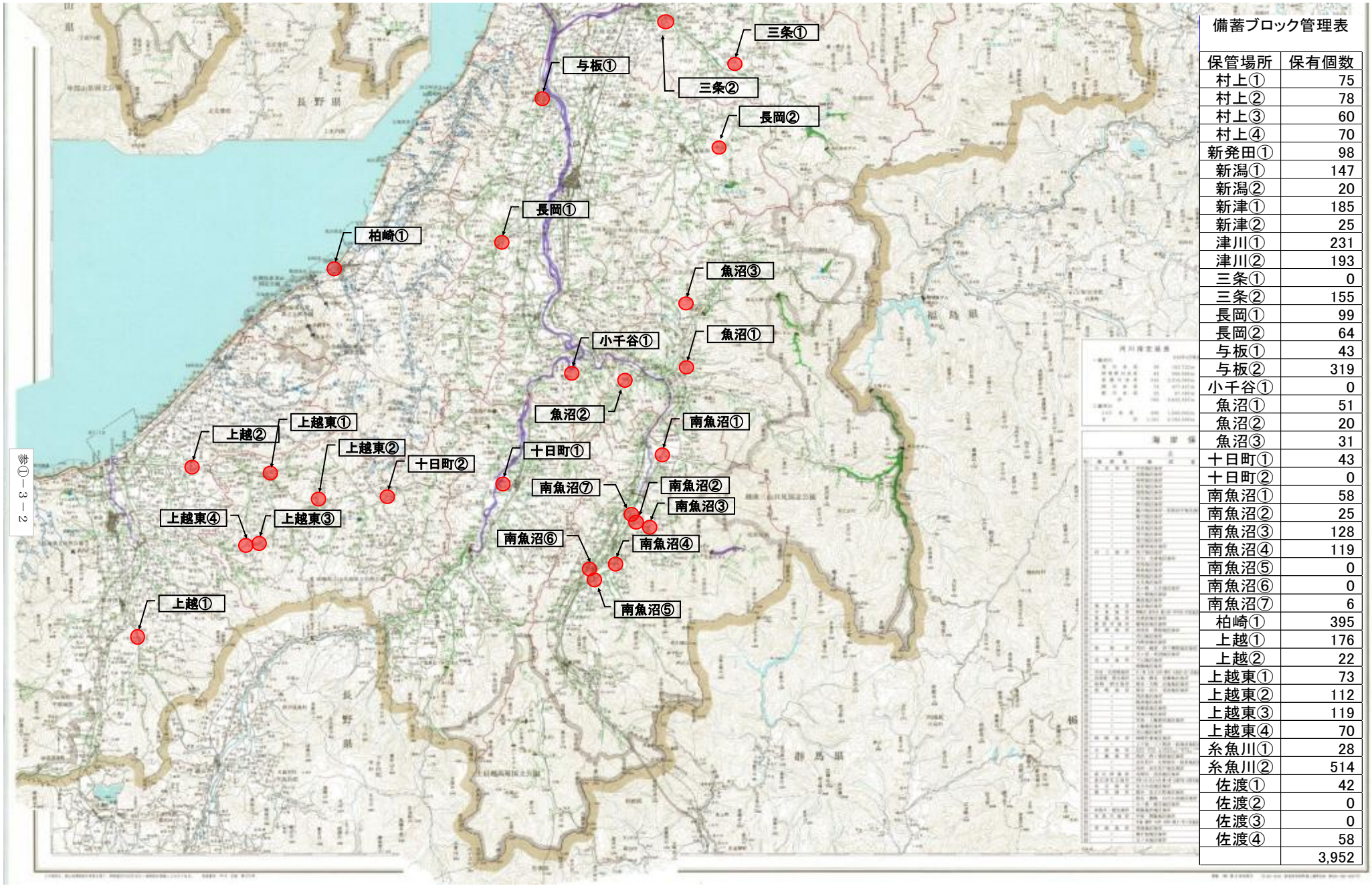

参①－３－２

備蓄ブロック管理表

保管場所	保有個数
村上①	75
村上②	78
村上③	60
村上④	70
新発田①	98
新潟①	147
新潟②	20
新津①	185
新津②	25
津川①	231
津川②	193
三条①	0
三条②	155
長岡①	99
長岡②	64
与板①	43
与板②	319
小千谷①	0
魚沼①	51
魚沼②	20
魚沼③	31
十日町①	43
十日町②	0
南魚沼①	58
南魚沼②	25
南魚沼③	128
南魚沼④	119
南魚沼⑤	0
南魚沼⑥	0
南魚沼⑦	6
柏崎①	395
上越①	176
上越②	22
上越東①	73
上越東②	112
上越東③	119
上越東④	70
糸魚川①	28
糸魚川②	514
佐渡①	42
佐渡②	0
佐渡③	0
佐渡④	58
	3,952

資料－４

水防資材調達業者調べ

村上地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱　加藤組	村上市久保多町7番3号	0254－53－4165	蛇籠、カケヤ、スコップ、杭木、布袋
㈱　鷲尾組	村上市泉町2番10号	0254－53－8800	〃
㈱　松山組	村上市府屋385番8号	0254－77－3110	〃

新発田地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
田辺金物店	新発田市住吉町1-2-3	0254－22－2201	スコップ、その他
㈱　岩村組	新発田市稲荷岡794	0254－41－2072	布袋類、スコップ、縄
ＪＡ胎内市農業協同組合	胎内市本郷家下493-2	0254－43－3140	布袋類、縄
佐藤建材	胎内市西本町4-17	0254－43－2231	木材
㈱おくむら商店	胎内市東本町25-2	0254－43－2067	番線、金物
㈱　小谷商店	胎内市黒川1314	0254－47－2811	縄、番線、スコップ、その他
新潟モリタ㈱	新潟市東区材木町3-21	025－274－6565	布袋類、縄
分田砂利採取協同組合	阿賀野市分田2602	0250－62－2890	砂、砂利、砕石、栗石
㈱　坂詰組	阿賀野市保田4177-1	0250－68－5555	縄、スコップ、杭、鉄線

新潟地域振興局新津整備部管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱プロSHOP金津屋	五泉市太田1-12-64	0250－43－4185	金物
㈱五泉屋金物店	五泉市村松甲2170	0250－58－6113	金物
中蒲みどり森林組合	五泉市村松工業団地2-1566-2	0250－58－7824	木材

新潟地域振興局津川地区振興事務所管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱　巴山組	東蒲原郡阿賀町九島1270	0254－92－7500	布袋類、縄、杭

新潟地域振興局地域整備部管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
北陸麻袋㈱	新潟市東区大形本町6-18-3	025－275－5171	布袋類
㈱カヤノ	新潟市中央区美咲町1-23-1	025－285－3111	杭木、丸太等
㈱よしや	新潟市中央区出来島2-12-12	025－284－2431	布袋類、ビニールシート、ロープ等
㈱イリサワ	新潟市中央区入船町1-3663	025－228－4488	布袋類、ビニール製品等
小出商業㈱	新潟市西蒲区巻甲2968	0256－72－2570	ロープ、ハンマー、ツルハシ、カケヤ、布袋類、ビニール
㈱カワサキ	新潟市西蒲区潟頭620	0256－72－2700	布袋類、ビニールシート、ロープ、鎌等

三条地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱　小柳組	加茂市番田9-1	0256－52－0045	布袋類
㈱　堀内組	加茂市番田9-7	0256－52－0323	縄
小柳建設㈱	三条市東三条1丁目21番5号	0256－32-0006	スコップ
㈱　外山組	三条市林町1丁目15-16	0256－32－0762	縄
㈱　中村組	三条市島田3丁目4-4	0256－32－1929	スコップ

長岡地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱松井組	長岡市猫興野18-43	0258－66－2131	布袋類
㈱笹原建設	見附市名木野町2870-2	0258－62－0129	縄
㈱曙建設	長岡市千場2-17-9	0258－32－4120	真土、スコップ
㈱安藤組	長岡市城岡1-3-30	0258－32－0057	〃
共栄建設㈱	長岡市栃尾山田町1-10	0258－52－2076	〃
㈱大久保土建	長岡市山古志竹沢甲80-1	0258－59－2206	〃
山勘商店	長岡市与板町与板696	0258－72－2239	鉄線、布袋類
小杉土建工業㈱	小千谷市東栄3丁目4番5号	0258－83－2511	布袋類、縄、スコップ、番線、杭類
㈱青柳工務店	長岡市東川口1900番地	0258－89－2052	〃
平野建設㈱	長岡市小国町千谷沢357番地乙	0258－95－3468	〃

魚沼地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
新潟永和建設(株)	魚沼市和長島671-1	025－794－2005	布袋類、縄、スコップ、番線、杭類
伊米ケ崎建設㈱	魚沼市虫野200	025－792－1230	〃
㈱三友組	魚沼市吉田163	025－792－4111	〃
㈱貝瀬組	魚沼市中島825	025－792－0583	〃
㈱大平組	魚沼市須原2943	025－797－2035	〃
㈱大瀬建設	魚沼市大栃山784	025－796－2234	〃

十日町地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
大村建設㈱	十日町市荒屋ア 103-3	025-763-2581	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、土砂、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱生越土建	十日町市下条 2-223-1	025-756-2101	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、土砂、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
上村建設工業㈱	津南町下船渡戊 305-18	025-765-3153	鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱吉楽土建	十日町市上新井 110-1	025-768-3511	布袋類、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
協和建設㈱	十日町市寅乙 417-1	025-757-2233	布袋類
㈱三高土木	十日町市田沢本村甲 280-1	025-763-2541	土砂、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
上越舗道㈱	十日町市伊達甲 38-2	025-758-2224	ｸﾞﾘｽﾞﾘｰｱﾝﾀﾞｰ材
㈱鈴木土建	十日町市芋川乙 698	025-763-2007	布袋類、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱大海組	十日町市松之山天水越 807	025-596-3145	布袋類、土砂
㈱高澤組	十日町市太平 62-1	025-597-2206	鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱高橋組	十日町市松之山湯本 1380-1	025-596-3125	布袋類、縄、鉄製杭、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱高橋工務所	津南町下船渡戊 216-1	025-765-3145	布袋類、土砂、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ、他
㈱司工務店	十日町市松代 3228-3	025-597-2302	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
南雲土建㈱	十日町市川治 1170-3	025-752-2275	布袋類、縄、土砂
羽鳥建設㈱	十日町市木落 531-1	025-768-2527	杭木類、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱福島建設	十日町市中条甲 1267-2	025-752-4106	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、石材
㈱富剛建設	十日町市馬場乙 676 番地	025-758-2063	布袋類、鉄線、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱丸山工務所	十日町市稲葉 456-1	025-757-8125	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
宮沢建設㈱	十日町市馬場丁 1392	025-758-2250	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱村山組	十日町市伊達甲 1713 番地 13	025-758-2046	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱村山土建	十日町市山本町 1-71-2	025-752-2781	杭木類、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱涌井土木	津南町大字上郷宮野原 15-7	025-766-2511	布袋類、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱昭和建設	十日町市馬場乙 1516-7	025-758-2155	鉄線、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、鉄ﾊﾟｲﾌﾟ
㈱植木組 十日町営業所	十日町市千歳町 3-5-3	025-757-2201	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱室野建設	十日町市室野769	025-598-2211	布袋類、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
福田道路㈱十日町営業所	十日町市太平大字蒲生田 596-1	025-597-2044	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、砕石、土砂
㈱共立舗装	十日町市如来寺甲 2422-1	025-763-4567	布袋類、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
㈱室岡組	十日町市松代 2059-2	025-597-2280	ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ
ダイワ電気工事㈱	十日町市松代 3773-25	025-597-2821	布袋類、ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ

南魚沼地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱湯本金物店	南魚沼市六日町922番地甲	025－772－3141	ビニールシート、番線、縄、水防器材一
㈱辰己屋商店	南魚沼市六日町1061番地6	025－772－2064	布袋類
㈱割田組	南魚沼市中311番地	025－782－0155	木杭、鉄杭
新潟砂利建設工業㈱	南魚沼市五日町210番地3	025－776－2114	石材（砂利、砂、玉石）
㈱元店建設	南魚沼市中野23番地1	025－782－0312	石材（砂、砂利）

柏崎地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱小林組	柏崎市大字上田尻3179-9	0257－23-2220	カケヤ・スコップ・布袋類(土のう) ・大型土のう・縄・番線・石材
㈱植木組	柏崎市駅前1丁目5番45号	0257－23－2200	カケヤ・スコップ・布袋類(土のう) ・大型土のう・番線・杭木
石高建設㈱	柏崎市三和町3番37号	0257－23－3320	カケヤ・スコップ・布袋類(土のう) ・大型土のう・番線

上越地域振興局上越東維持管理事務所

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱武江組	上越市浦川原区虫川1675	025－599－2111	丸太、縄、鉄線、布袋類
㈱米持建設	上越市牧区落田322	025－533－5025	〃

上越地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱古田組	上越市柿崎区百木2327-1	025－536－2721	杭木、布袋類、蛇籠
㈱高舘組	上越市西本町2丁目1-5	025－543－3425	杭木、蛇籠、布袋類、鉄線
㈱大島組	上越市石橋1丁目8-33	025－543－4541	杭木、鉄線、布袋類、縄
㈱野本組	妙高市美守1丁目13-10	0255－72－3194	杭木、布袋類、蛇籠、スコップ
岡田土建工業㈱	妙高市白山町2丁目11-6	0255－72－3231	杭木、布袋類、蛇籠、玉石
㈱保坂組	妙高市上四ツ屋274	0255－72－4121	杭木、布袋類、蛇籠、叺
㈱上越商会	上越市土橋1012	025－524－6180	石材（砂、砂利、玉石）
㈱澤井商事	上越市三和区川浦1258	025－532－2345	〃
㈱大滝商事	上越市三和区末野新田1665	025－532－2611	〃
相村建設㈱	上越市下源入186-6	025－543－3456	杭木、布袋類、縄、叺
㈱牛木組	上越市名立区名立大町1630-1	025－537－2316	水防器材一式

糸魚川地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱笠原建設	糸魚川市大字能生1155-6	025－566－3181	水防器材一式
猪又建設㈱	糸魚川市大町1-6-6	025－552－2155	〃
㈱後藤組	糸魚川市上刈6-1-18	025－552－5820	〃
㈱谷村建設	糸魚川市寺町1-6-35	025－552－1800	〃
森田建設㈱	糸魚川市大字青海1135	025－562－2043	〃

佐渡地域振興局管内

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
㈱近藤組	佐渡市相川大間45	0259－74－3200	スコップ
ＪＡ佐渡相川支店	佐渡市相川四町目浜町30-1	0259－74－2061	布袋類、縄
㈲菊池組	佐渡市両津夷268-7	0259－27－2965	スコップ
中野建設工業㈱	佐渡市小木木野浦176-3	0259－86－3181	〃
遠藤建設㈱	佐渡市八幡1966-1	0259－57－3111	〃
本間建設㈱	佐渡市羽茂大橋1646-3	0259－88－3135	〃
共栄建設工業㈱	佐渡市赤泊677-1	0259－87－3181	〃
帯刀建設㈱	佐渡市松ヶ崎828-6	0259－67－2115	〃
渡辺建設工業㈱	佐渡市新穂潟上641	0259－22－2124	〃
㈲坂口組	佐渡市沢根989-5	0259－52－6538	〃
中野建設工業（株）金井支店	佐渡市泉甲289-1	0259－63－3178	〃
北陸建材㈱	佐渡市八幡字田屋田8番地	0259－57－2001	スコップ類、土のう類、番線、シート類
渡辺産商㈱	佐渡市両津湊352-10	0259－27－3124	スコップ類、土のう類、木杭

資料－５

水防支部間の応援体制について

・資器材の不足が発生した場合に、他の県地域機関・河川管理課との応援体制を確認

※資器材不足の応援体制については、下図のとおり河川管理課がコーディネートする

資器材不足の応援体制に関する連絡系統図

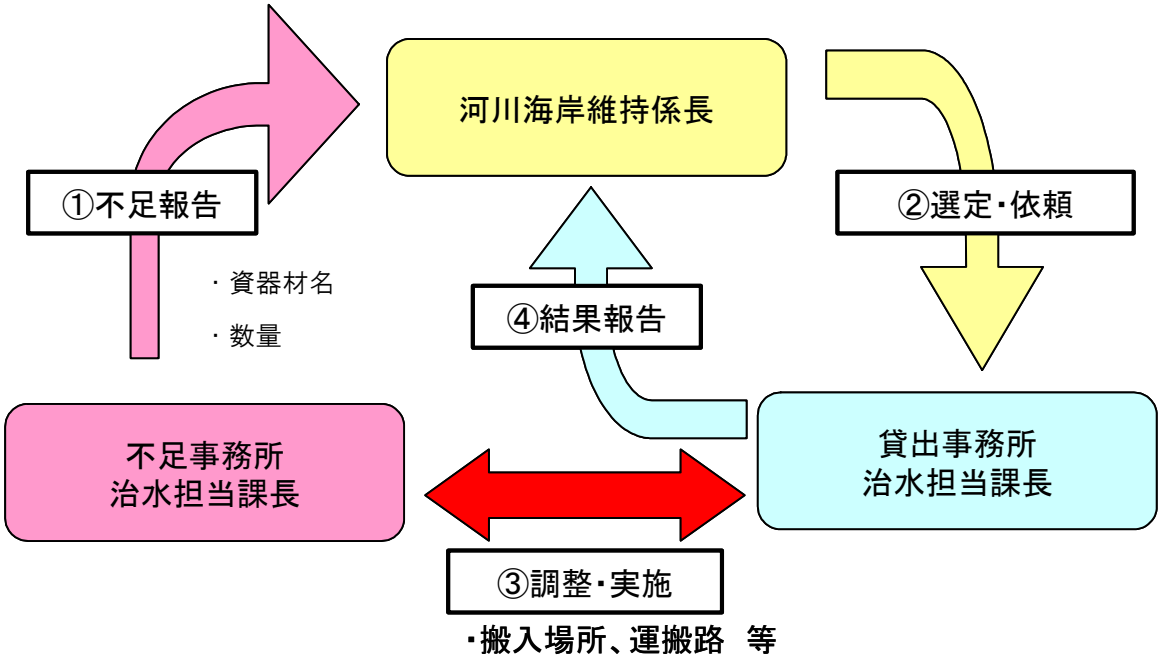

※　緊急を要する場合等は、①、②は省略可としますが、資器材補充の必要があるため、事後に必ず結果報告をお願いします。

資料６　重　要　水　防　箇　所　調　べ

重要水防箇所評定基準（案）

国水環保第19号平成31年2月27日付「重要水防箇所評定基準（案）」

区分 / 種別	重要度			要注意区間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡				新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘				陸閘が設置されている箇所。

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
33	荒川	2	鳥川	3	村上		坂町 十文字	越水			右 790 左 790		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,580			
		6	春木山 大沢川	4	村上		坂町 春木山	越水			右 1,245 左 1,105		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,350			
		9	堀川	5	村上		牛屋	越水			左 395		越水	積み土のう工
				6	村上		松沢	越水			右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 3,595			
		19	桂川	7	岩船	関川	桂	越水	右 100 左 110	右 200 左 220			越水	積み土のう工
								(小計)	(2) 210	(2) 420				
		20	太田沢川	8	岩船	関川	高田	堤体漏水			左 450		越水 欠壊	積み土のう工、木流し工
								(小計)			(1) 450			
		23	藤沢川	9	岩船	関川	中東	越水			右 170		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 170			
		24	中東川	10	岩船	関川	中東	越水			右 190 左 240		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 430			
		27	赤谷川	11	岩船	関川	赤谷	越水			右 590 左 520		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,110			
二級河川														
2	大川	1	大川	12	村上		堀ノ内 温出	越水 水衝・洗掘			右 750		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				13	村上		大谷沢	水衝・洗掘			左 80		越水 欠壊	木流し工
				14	村上		温出	水衝・洗掘			右 390		欠壊	木流し工
								(小計)			(3) 1,220			
		2	大谷川	15	村上		大谷沢	越水			右 440 左 560		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,000			
		3	小俣川	16	村上		岩石	越水			右 400		越水	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
2	大川	3	小俣川	17	村上		遅郷	水衝・洗掘			左 200		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 600			
		4	水上沢川	18	村上		小俣	越水			右 30 左 90		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 120			
		6	中継川	19	村上		塔ノ下	越水			右 200		越水	積み土のう工
				20	村上		荒川口	水衝・洗掘			左 100		欠壊	木流し工
				21	村上		半太平	越水			右 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 400			
		7	荒川	22	村上		荒川	越水			右 150 左 150		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 300			
4	碁石川	1	碁石川	23	村上		碁石	越水			右 640 左 640		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,280			
5	勝木川	1	勝木川	24	村上		北赤谷	越水			左 100		越水	積み土のう工
				25	村上		上大蔵	越水			右 50		越水	積み土のう工
				25-1	村上		下大蔵	水衝・洗掘			右 500		欠壊	木流し工
				26	村上		中津原	越水 水衝・洗掘			右 50		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(4) 700			
		5	大毎川	27	村上		北中	水衝・洗掘			右 30		欠壊	木流し工
				28	村上		大毎	越水 水衝・洗掘			右 450 左 240		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(3) 720			
6	葡萄川	1	葡萄川	29	村上		寒川	越水			左 360		越水	積み土のう工
				30	村上		寒川	水衝・洗掘			左 480		越水 欠壊	木流し工
				31	村上		越沢	越水 水衝・洗掘			右 470 左 310		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				32	村上		中小屋	水衝・洗掘			右 520 左 620		欠壊	木流し工
								(小計)			(6) 2,760			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
6	葡萄川	2	水無川	33	村上		寒川	越水			右 30		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 30			
7	脇川	1	脇川	34	村上		脇川	越水			右 170 左 240		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 410			
8	笹川	1	笹川	35	村上		笹川	越水			左 70		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 70			
10	桑川	1	桑川	36	村上		桑川	越水			左 350		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				36-1	村上		桑川	越水			右 50		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 400			
12	大川	1	大川	37	村上		柏尾	越水			右 65 左 65		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 130			
13	三面川	1	三面川	38	村上		瀬波	越水			左 300		越水	積み土のう工
				39	村上		羽下ヶ渕	越水			右 920		越水	積み土のう工
				40	村上		下新保	水衝・洗掘			左 400		欠壊	木流し工
				41	村上		岩沢	越水 水衝・洗掘			右 1,300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				42	村上		茎太	越水			左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(5) 3,120			
		2	門前川	43	村上		大栗田	越水			左 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 100			
		3	山田川	46	村上		下山田	越水			右 270 左 270		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 540			
		4	小谷川	48	村上		天神岡	水衝・洗掘			右 20 左 20		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 40			
		5	高根川	49	村上		岩沢 中原	水衝・洗掘			左 2,400		欠壊	木流し工
				50	村上		黒田	R4新堤防				左 240	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				51	村上		高根	越水			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
13	三面川	5	高根川					(小計)			(3) 2,800	(1) 240		
		6	前の川	52	村上		猿沢	越水	右 350 左 350	右 350 左 350			越水	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 700	(2) 700	(0) 0	(0) 0		
		8	関口沢内川	53	村上		関口	越水		右 640 左 640			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,280				
		12	荒沢川	55	村上		荒沢	越水			左 150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 150			
		14	長津川	56	村上		能登	越水			左 540		越水	積み土のう工
				57	村上		笹平	水衝・洗掘			右 460 左 360		欠壊	木流し工
				58	村上		釜杭	水衝・洗掘			右 880		欠壊	木流し工
								(小計)			(4) 2,240			
		15	新屋沢内川	59	村上		石住	越水			右 140 左 470		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 610			
		16	薦川	60	村上		猿田	越水			右 40		越水	積み土のう工
				60-1	村上		布部	越水			左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 540			
		18	小揚川	61	村上		小揚	水衝・洗掘			左 100		欠壊	木流し工
				62	村上		小揚	越水			右 480		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 580			
		29	茎太川	63	村上		茎太	越水			左 200		越水	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 200			
14	石川	1	石川	64	村上		岩船	越水		左 300			越水	積み土のう工
				65	村上		下助渕 下潟端	越水 堤体漏水	右 800 左 800	右 1,320 左 1,320			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				66	村上		下潟端 殿岡	越水 基礎地盤漏水		右 1,100 左 1,100			越水 欠壊	積み土のう工 月の輪工
				67	村上		殿岡	越水 堤体漏水		右 980 左 980			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
14	石川	1	石川	68	村上		指合	越水 堤体漏水			左 110		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				68-1	村上		指合	越水 堤体漏水			右 80		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 1,600	(7) 7,100	(2) 190	(0) 0		
		2	百川	70	村上		飯岡 九日市	越水 R3新堤防	右 600	右 1,220	左 600	右 137	越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				71	村上		桃川	越水			右 530		越水	積み土のう工
				72	村上		桃川	越水			右 80		越水	積み土のう工
								(小計)	(1) 600	(1) 1,220	(3) 1,210	(1) 137		
		3	笛吹川	73	村上		小口川 高御堂	越水		右 2,300 左 2,300			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 4,600				
一級河川計									(2) 210	(2) 420	(13) 9,685	(0) 0		
二級河川計									(5) 2,900	(14) 14,900	(67) 22,460	(2) 377		
事務所管内合計									(7) 3,110	(16) 15,320	(80) 32,145	(2) 377		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
33	荒川	2	乙大日川	1	胎内		桃崎 富岡	越水			右 5,700 左 5,700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張り工
								(小計)			(2) 11,400			
		3	木ノ芽川	2	胎内		乙	越水			右 1,440 左 1,440		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 2,880			
		4	菅田川	3	胎内		菅田	越水			右 1,250 左 1,250		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張り工
								(小計)			(2) 2,500			
		5	鳥川	4	胎内		近江新 塩沢	越水			右 1,300 左 1,300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 2,600			
34	阿賀野川	6	中田川	5-1 5-2	新発田		小舟町 東新町	越水		右 900 左 900	右 4,700 左 4,700		越水	積み土のう工
				6	北蒲原	聖籠	横大夫	越水			右 600 左 600		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,800	(4) 10,600			
		9	駒林川	7-1 7-2	阿賀野		駒林 中央町	越水	右 400 左 400	右 1,000 左 1,000	右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
								(小計)	(2) 800	(2) 2,000	(2) 3,200			
		10	福島潟	8	新発田		鳥穴 天王	越水	右 1,000	右 2,350			越水	積み土のう工
				9	新発田		天王 中ノ通	越水			右 950		越水	積み土のう工
				10	阿賀野		飯山新	越水			右 1,000		越水	積み土のう工
								(小計)	(1) 1,000	(1) 2,350	(2) 1,950			
		12	松岡川	11	新発田		乗廻	越水			右 650 左 650		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				12	新発田		中目新田 下中ノ目	水衝・洗掘			右 2,700 左 2,700		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(4) 6,700			
		13	太田川	13-1 13-2	新発田		佐々木 北簀口	堤体漏水	右 2,300	右 2,300	右 2,700 左 5,000		漏水 欠壊	月の輪工 シート張り工
				14	新発田		二ッ堂 小坂	水衝・洗掘			右 1,900 左 1,860		欠壊	シート張り工
								(小計)	(1) 2,300	(1) 2,300	(4) 11,460			
		14	芋卸江川	15	新発田		動木橋 浦新田	越水			右 1,220 左 1,220		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
34	阿賀野川	14	芋卸江川	16	新発田		浦新田 大崎	越水			右 2,160 左 2,160		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(4) 6,760			
		15	荒川川	17	阿賀野 新発田		中之通	越水			右 1,000 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
				18	新発田		月岡 荒川	越水			右 2,800 左 2,800		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
								(小計)			(4) 7,600			
		16	小鳥川	19	新発田		月岡 月岡	越水			右 1,000		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(1) 1,000			
		18	割石川	20	阿賀野		勝屋	越水			右 700 左 700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張り工
								(小計)			(2) 1,400			
		19	上江川	21	阿賀野		折居	水衝・洗掘			右 800 左 800		欠壊	積み土のう工
				22	阿賀野		折居	越水		右 700 左 700			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,400	(2) 1,600			
		20	安野川	23	阿賀野		百津 荒屋	堤体漏水			右 2,480 左 2,470		欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張り工
				24	阿賀野		百津 荒屋	堤体漏水		右 620 左 650			欠壊	月の輪工 シート張り工
				25	阿賀野		荒屋 大室	越水			右 4,200 左 4,200			
				26	阿賀野		山寺	越水		右 500			越水	積み土のう工
								(小計)		(3) 1,770	(4) 13,350	(0) 0		
		21	大荒川	27	阿賀野		大野地 次郎丸	越水			右 4,700 左 4,700		欠壊	積み土のう工 シート張り工
								(小計)			(2) 9,400			
		22	大通川	28	阿賀野		榎 日の出町	越水			右 3,800 左 3,800		越水	積み土のう工
				29	阿賀野		横山 須走	越水			左 850		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 8,450			
		23	塚田川	30	阿賀野		山倉 山崎	越水			右 2,400 左 4,430		欠壊	積み土のう工 シート張り工
								(小計)			(2) 6,830			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
34	阿賀野川	26	大日川	31	阿賀野		大室	越水		左 600			越水 欠壊	積み土のうエ
								(小計)		(1) 600				
		27	七浦川	32	阿賀野		大野地	水衝・洗掘			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のうエ
				33	阿賀野		大野地 宮島	越水		右 650 左 650	左 580		越水	積み土のうエ
								(小計)		(2) 1,300	(3) 2,680			
		28	ム沢川	34	阿賀野		村杉	越水			右 200		越水	積み土のうエ
								(小計)			(1) 200			
		29	古川	35	阿賀野		粕島 川前	越水			右 2,900 左 2,900		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 5,800			
		44	都辺田川	36	阿賀野		保田 福永	堤体漏水			右 3,200 左 3,200		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 6,400			
		49	藤戸川	37	阿賀野		草水	越水			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 1,000			
二級河川														
15	胎内川	1	胎内川	38-1 38-2	胎内		荒井浜 高畑	越水		右 1,000 左 2,000	右 1,000		越水 欠壊	すてブロックエ 木流しエ、シート張りエ
				39	胎内		鴻ノ巣 西条町	水衝・洗掘			右 700 左 700		欠壊	すてブロックエ 木流しエ、シート張りエ
				40	胎内		追分 下赤谷	越水			左 2,400		越水 欠壊	すてブロックエ 木流しエ、シート張りエ
				41	胎内		下館	越水			右 200		越水 欠壊	すてブロックエ 木流しエ、シート張りエ
				42	胎内		鼓岡	堤体漏水			左 900		欠壊	すてブロックエ 木流しエ
								(小計)		(2) 3,000	(6) 5,900			
16	落堀川	2	十文字川	43	新発田	(紫雲寺) (加治川)	長者館 高山寺	越水			右 800 左 800		越水 欠壊	積み土のうエ シート張りエ
								(小計)			(2) 1,600			
		3	大井川	44	新発田	(加治川)	湖南 上今泉	水衝・洗掘			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	積み土のうエ シート張りエ
								(小計)			(2) 3,400			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
16	落堀川	4	見透川	45	胎内 新発田	(加治川)	北成田 相馬	越水			右 2,900 左 2,900		越水	積み土のうエ シート張りエ
				46	新発田	(加治川)	相馬 川口	越水		右 550 左 550	右 900 左 900		越水	積み土のうエ
				47	新発田	(加治川)	川口	越水			右 700		越水	積み土のうエ
								(小計)		(2) 1,100	(5) 8,300			
		5	金山川	48	新発田	(加治川)	相馬	越水			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				49	新発田	(加治川)	貝塚	越水			右 1,200 左 1,200		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
		5	金山川					(小計)			(4) 2,800			
		6	貝屋川	50	新発田	(加治川)	金塚 貝塚	越水			右 1,230 左 1,230		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				51	新発田	(加治川)	貝塚 貝屋	越水			左 800		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(3) 3,260			
		7	箱岩川	52	新発田	(加治川)	横岡 住田	越水			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 3,400			
		8	今泉川	53	新発田	(加治川)	川口	越水			右 970 左 970		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 1,940			
		9	舟戸川	54	胎内		船戸	越水			右 4,500 左 4,500		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ、シート張りエ
				55	胎内		半山 羽黒	越水			右 1,900 左 1,900		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ、シート張りエ
								(小計)			(4) 12,800			
		10	堀川	56	胎内		弥彦岡	水衝・洗掘			右 2,300 左 2,300		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 4,600			
		11	中条川	57-1 57-2	胎内		新栄町 東本町	越水	右 200 左 200	右 900 左 900	右 1,100 左 1,100		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)	(2) 400	(2) 1,800	(2) 2,200			
		12	柴橋川	58	胎内		上城塚 西本町	越水			右 3,900 左 3,900		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				59	胎内		東本町	越水		右 400 左 400			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 800	(2) 7,800			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
17	加治川	1	加治川	60	北蒲原 新発田	聖籠	次第浜 小戸	越水			右 19,600 左 19,780		越水 欠壊	シート張り工 すて土のう工
				61	新発田		下高関	越水 堤体漏水			右 200		越水 欠壊	シート張り工 すて土のう工 積み土のう工
								(小計)			(3) 39,580			
		2	姫田川	62	新発田		早道場 虎丸	越水			右 5,380 左 6,100		越水 欠壊	木流し工 シート張り工
				63	新発田		田貝	水衝・洗掘			右 500		欠壊	木流し工 シート張り工
								(小計)			(3) 11,980			
		3	坂井川	64	新発田		小皀 麓	越水			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	木流し工 シート張り工
				65	新発田		菅谷 下小出	堤体漏水			右 1,400 左 1,400		欠壊	木流し工 シート張り工
								(小計)			(4) 6,200			
		5	石川川	66	新発田		下石川	堤体漏水			右 500 左 500		欠壊	木流し工 シート張り工
								(小計)			(2) 1,000			
		6	小出川	67	新発田		下小出	水衝・洗掘			右 50 左 50		欠壊	すてブロック工
								(小計)			(2) 100			
		15	百々淵川	68	新発田		石喜	越水			右 860 左 860		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,720			
		17	蟹川	69	新発田		宮古木 上大友	越水			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,100			
		19	高知山川	70	新発田		南俣	水衝・洗掘			右 500 左 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,000			
一級河川計									(4) 4,100	(14) 13,520	(58) 125,760	(0) 0		
二級河川計									(2) 400	(8) 6,700	(56) 121,680	(0) 0		
事務所管内合計									(6) 4,500	(22) 20,220	(114) 247,440	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
34	阿賀野川	1	阿賀野川	41	五泉		佐取	越水			左 1,200		越水	積み土のうエ ブロック投入
								(小計)			(1) 1,200			
		29	早出川	1 2 3	五泉		善願 不動堂	水衝 洗掘		右 1,100	右 6,900 左 3,400		欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入
				4	五泉		上木越	水衝 洗掘			左 3,300		欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入
				5 6 7	五泉		矢津	水衝 洗掘		左 1,100	右 1,500 左 1,700		欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入
								(小計)		(2) 2,200	(5) 16,800			
		31	太田川	8 9	五泉		三本木 川瀬	越水		右 3,900 左 3,900			越水	積み土のうエ
								(小計)		(2) 7,800				
		38	尾白川	10 11	五泉		小山田	越水			右 200 左 200		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 400			
		39	仙見川	12 13	五泉		矢津川	水衝 洗掘			右 300 左 300		欠壊	木流し工、シート張工 ブロック投入
								(小計)			(2) 600			
35	信濃川	8	小阿賀野川	14	新潟		大蔵 七日町	堤防高 (流下能力)			左 4,380		越水	積み土のうエ
								(小計)			(1) 4,380			
		9	能代川	15 16	新潟 五泉		大蔵 笹野町	堤体漏水			右 15,000 左 15,000		欠壊	積み土のうエ シート張工
				17 18	五泉		笹野町 南田中	越水 堤体漏水			右 5,000 左 5,000		越水 欠壊	積み土のうエ シート張工
								(小計)			(4) 40,000			
		10	荻曽根川	19 20	五泉		中野 荻曽根	越水			右 1,150 左 1,150		越水	積み土のうエ
				21 22	五泉		荻曽根	越水			右 1,340 左 1,500		越水	積み土のうエ
								(小計)			(4) 5,140			
		11	後田川	23 24	五泉		新保橋田	越水			右 2,200 左 2,200		越水 欠壊	積み土のうエ シート張工
								(小計)			(2) 4,400			
		14	滝谷川	25	五泉		千原 城下	堤体漏水			右 2,300		欠壊	積み土のうエ シート張工
				26 27	五泉		中島	越水			右 150 左 150		越水 欠壊	積み土のうエ
								(小計)	(0) 0		(3) 2,600			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	16	辻川	28	五泉		西四ツ谷	堤体漏水			左 900		欠壊	積み土のう工 シート張工
				29 30	五泉		刈羽	越水		右 1,200 左 1,200			越水 欠壊	積み土のう工 シート張工
								(小計)		(2) 2,400	(1) 900			
		17	牧川	31 32	五泉		牧	越水		右 400 左 400			越水 欠壊	積み土のう工 シート張工
								(小計)		(2) 800				
		19	五部一川	33 34	五泉		千原 寺田	越水			右 5,000 左 5,000		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張工
								(小計)			(2) 10,000			
		24	東大通川	35 36	新潟		大秋 西島	越水			右 4,700 左 4,700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工、シート張工
				37 38	新潟		朝日 金津	越水			右 2,800 左 2,800		越水	積み土のう工 木流し工、シート張工
								(小計)			(4) 15,000			
		25	五社川	39 40	新潟		水田	越水			右 300 左 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 600			
一級河川計									(0) 0	(8) 13,200	(33) 102,020	(0) 0		
二級河川計									(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
事務所管内合計									(0) 0	(8) 13,200	(33) 102,020	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
34	阿賀野川	1	阿賀野川	1	東蒲原	阿賀	豊実(徳根)	越水		左 200			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				2	東蒲原	阿賀	豊実(離石)	越水		左 100			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				3	東蒲原	阿賀	豊実(実川島)	越水		右 400			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				4	東蒲原	阿賀	日出谷(当麻)	越水		右 700			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				5	東蒲原	阿賀	日出谷(夏渡戸)	越水		左 400			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				6	東蒲原	阿賀	鹿瀬(中岩沢)	越水			左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				7	東蒲原	阿賀	向鹿瀬(丈山)	越水		右 200			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				8	東蒲原	阿賀	鹿瀬(深戸)	越水		左 1,000			越水	積み土のう工
				9	東蒲原	阿賀	鹿瀬	越水		左 400			越水	積み土のう工
				10	東蒲原	阿賀	鹿瀬(麒麟山温泉)	越水		左 300			越水	積み土のう工
				11	東蒲原	阿賀	向鹿瀬	水衝 洗堀			右 430		欠壊	捨ブロック
				12	東蒲原	阿賀	向鹿瀬	水衝 洗堀			右 70		欠壊	捨ブロック
				13	東蒲原	阿賀	津川	水衝、洗堀 越水		左 800			越水 欠壊	積み土のう工 捨ブロック
				14	東蒲原	阿賀	津川(麒麟橋)	水衝、洗掘 越水		左 500			欠壊 越水	捨ブロック 積み土のう工
				15	東蒲原	阿賀	西	越水		左 600			越水	積み土のう工
				16	東蒲原	阿賀	赤岩	水衝 洗堀			左 300		欠壊	捨ブロック
				17	東蒲原	阿賀	角島	越水		右 1,500			越水	積み土のう工
				18	東蒲原	阿賀	京ノ瀬	越水		右 1,500			越水	積み土のう工
				19	東蒲原	阿賀	大牧	越水		右 400			越水	積み土のう工
				20	東蒲原	阿賀	谷沢	水衝 洗堀				左 370	欠壊	捨ブロック
				21	東蒲原	阿賀	白崎	越水			右 800		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				22	東蒲原	阿賀	川口	基礎地盤漏水 越水		右 50	右 400		越水 欠壊	釜段工 積み土のう工 木流し工
				23	東蒲原	阿賀	岡沢	水衝・洗堀			右 100		欠壊	捨ブロック
				24	東蒲原	阿賀	吉津	越水			左 2,140		越水	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
34	阿賀野川	1	阿賀野川	25	東蒲原	阿賀	岩谷	越水			右 50		越水	積み土のう工
				26	東蒲原	阿賀	五十島	越水			左 600		越水	積み土のう工 木流し工
				27	東蒲原	阿賀	取上	越水			右 510		越水	積み土のう工 木流し工
				28	東蒲原	阿賀	石戸	越水			右 450		越水	積み土のう工 木流し工
				29	東蒲原	阿賀	釣浜 熊渡	越水			左 1,600		越水	積み土のう工
				30	東蒲原	阿賀	石間	越水			右 1,200		越水 決壊	積み土のう工
								(小計)		(16) 9,050	(14) 8,850	(1) 370		
		2	下ノ沢川	31 32	東蒲原	阿賀	石間	越水			右 200 左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 400			
		3	上ノ沢川	33 34	東蒲原	阿賀	石間	越水			右 300 左 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 600			
		5	五十母川	35	東蒲原	阿賀	五十島	越水			左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 500			
		6	中ノ沢川	36 37	東蒲原	阿賀	岡沢	越水			右 660 左 230		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 890			
		8	行地川	38	東蒲原	阿賀	行地	水衝 洗堀			右 100		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 100			
		12	赤岩川	39 40	東蒲原	阿賀	赤岩	越水			右 20 左 20		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 40			
		13	西之沢川	41 42	東蒲原	阿賀	西	越水			右 200 左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 400			
		14	槇沢川	43 44	東蒲原	阿賀	角島	越水			右 20 左 20		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 40			
		15	常浪川	45	東蒲原	阿賀	広瀬	水衝、洗堀 越水			左 700		欠壊	捨ブロック 積み土のう工
				46	東蒲原	阿賀	栃堀	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水		左 700	左 700		欠壊 越水	月の輪工 積み土のう工
				47	東蒲原	阿賀	九島	越水			右 1,300		越水	積み土のう工
				48	東蒲原	阿賀	平堀	越水		左 1,000	左 1,600		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
34	阿賀野川	15	常浪川	49	東蒲原	阿賀	津川	越水			左 300		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,700	(5) 4,600			
		16	姥堂川	50 51	東蒲原	阿賀	払川	越水			右 200 左 200		越水	積み土のう工
				52 53	東蒲原	阿賀	津川	越水		右 800 左 50			越水	積み土のう工
				54	東蒲原	阿賀	津川	工作物		右 50				
				55 56	東蒲原	阿賀	津川	越水			右 97 左 424		越水	積み土のう工
				57 58	東蒲原	阿賀	津川	陸こう				右 3 左 6		
								(小計)		(3) 900	(4) 921	(2) 9		
		21	戸沢川	59 60	東蒲原	阿賀	相高島	水衝 洗堀			右 300 左 100		欠壊	木流し工
				61	東蒲原	阿賀	粟瀬	越水			左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 600			
		11	谷沢川	62	東蒲原	阿賀	谷沢	越水			右 80		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 80			
一級河川計									(0) 0	(21) 11,650	(41) 18,021	(3) 379		
二級河川計									(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
事務所管内合計									(0) 0	(21) 11,650	(41) 18,021	(3) 379		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
34	阿賀野川	2	新井郷川	①	新潟	北	下土地亀	越水			左 870		越水	積み土のう工
				②	新潟	北	浦木	越水			左 140		越水	積み土のう工
				③	新潟	北	新鼻	越水			左 230		越水	積み土のう工
				④	新潟	北	須戸 下土地亀	越水			右 870		越水	積み土のう工
				⑤	新潟	北	下土地亀	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
				⑥	新潟	北	葛塚 川西	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
				⑦	新潟	北	喜山 川西	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
				⑧	新潟	北	喜山	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
								(小計)			(12) 2,510			
		3	新井郷川 分水路	①	新潟	北	濁川	越水			右 550		越水	積み土のう工
				②	新潟	北	濁川	越水			左 300		越水	積み土のう工
				③	新潟	北	濁川	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
				④	新潟	北	新崎	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
				⑤	新潟	北	兄弟堀	工作物			右 50 左 50		越水	積み土のう工
								(小計)			(8) 1,150			
		10	福島潟	①	新潟	北	新鼻	越水		左 200			越水	積み土のう工
				②	新潟	北	新鼻	越水			左 780		越水	積み土のう工
				③	新潟	北	新鼻	越水		左 20			越水	積み土のう工
				④	新潟	北	新鼻	越水			左 1,240		越水	積み土のう工
				⑤	新潟	北	内沼	越水			左 370		越水	積み土のう工
				⑥	新潟	北	内沼	越水			左 400		越水	積み土のう工
				⑦	新潟	北	新鼻	越水			左 260		越水	積み土のう工
				⑧	新潟	北	前新田	越水		右 200	右 260		越水	積み土のう工
								(小計)		(3) 420	(6) 3,310			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
34	阿賀野川	22	大通川	①	新潟	北	内沼 船居	越水		左 2,640			越水	積み土のう工
				②	新潟	北	内沼 船居	越水		右 2,660			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 5,300				
35	信濃川	2	通船川	①	新潟	中央	竜が島	越水			左 320		越水	積み土のう工
				②	新潟	東	松島	越水			右 250		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 570	(0) 0		
		3	栗ノ木川	①	新潟	中央 江南	高志 亀田中島	越水		左 2,650			越水	積み土のう工
				②	新潟	東 江南	南紫竹 亀田中島	越水		右 2,700			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 5,350				
		4	鳥屋野潟	①	新潟	中央	紫竹山 ～上沼	越水		左 5,000			越水	積み土のう工
				②	新潟	中央	高志 ～長潟	越水		右 2,600			越水	積み土のう工
				②	新潟	中央	長潟 ～鐘木	越水			右 1,900		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 7,600	(1) 1,900			
		5	鳥屋野潟 放水路	①	新潟	中央	湖南	新堤防				左 50	欠壊	積み土のう工
								(小計)		(0) 0		(1) 50		
		66	中ノ口川	①	新潟	西	大野町	工事施工				左 70	欠壊	積み土のう工
				②	新潟	西	大野町	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 160		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				③	新潟	西	金巻 木場	越水			左 260		越水	積み土のう工
				④	新潟	西	木場 板井	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 2,190		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑤	新潟	南	居宿 大倉 山王	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 2,200		欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑥	新潟	南	吉江	堤体漏水 基礎地盤漏水	左 590	左 590			欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑦	新潟	南	吉江	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 700		欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑧	新潟	南	味方	堤体漏水 基礎地盤漏水	左 1,000	左 1,000			欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑨	新潟	南	味方	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 400		欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑩	新潟	南	西白根	堤体漏水 基礎地盤漏水		左 1,100			欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	66	中ノ口川	⑪	新潟	南	西白根	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 450		欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑫	新潟	南	西白根	堤体漏水 基礎地盤漏水		左 750			欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑬	新潟	南 西蒲	下曲通 潟浦新	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 9,800		欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑭	新潟	南	下塩俵	新堤防				右 200	欠壊	積み土のう工 月の輪工、木流し工
				⑮	新潟	南	中塩俵 松橋	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水			右 1,890		越水 欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑯	新潟	南	松橋 上塩俵	堤体漏水 基礎地盤漏水	右 210	右 210			欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑰	新潟	南	上塩俵 山崎興野	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 1,370		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑱	新潟	南	山崎興野 高井興野	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水		右 430		右 300	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑲	新潟	南	高井興野	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 300		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑳	新潟	南	高井興野	堤体漏水 基礎地盤漏水	右 460	右 460			欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				㉑	新潟	南	根岸 神屋	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 650		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				㉒	新潟	南	神屋 十五間	堤体漏水 基礎地盤漏水		右 380			欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				㉓	新潟	南	十五間 白根四ツ興野	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 1,160		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				㉔	新潟	南	七軒町 白根	堤体漏水 基礎地盤漏水		右 1,350			欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				㉕	新潟	南	白根 上下諏訪木	堤体漏水 基礎地盤漏水	右 490	右 490			欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				㉖	新潟	南	上下諏訪木 新飯田	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 10,000		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
								(小計)	(5) 2,750	(10) 6,760	(14) 31,530	(3) 570		
		112	西川	①	新潟	西	小新	越水		右 50			越水	積み土のう工
				②	新潟	西	亀貝	新堤防				右 440	欠壊	積み土のう工、木流し工
				③	新潟	西	新通	新堤防				右 90	欠壊	積み土のう工、木流し工
				④	新潟	西	新通	新堤防				右 380	欠壊	積み土のう工、木流し工
				⑤	新潟	西	高山 勘助興野	堤体漏水			左 7,870		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑤-1	新潟	西	道河原	新堤防				左 180	欠壊	積み土のう工、木流し工
				⑥	新潟	西	高山 明田	堤体漏水			右 6,860		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
				⑦	新潟	西蒲	夏井 貝柄	堤体漏水			右 16,200 左 16,200		欠壊 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
								(小計)		(1) 50	(4) 47,130	(4) 1,090		
二級河川														
18	新川	1	新川	①	新潟	西	高山 新通	堤体漏水 基礎地盤漏水			左 670		越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				②	新潟	西	新通 田潟	堤体漏水 基礎地盤漏水		左 1,450			越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				③	新潟	西	田潟	堤体漏水 基礎地盤漏水		左 1,080			越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				④	新潟	西	槇尾 高山	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 740		越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑤	新潟	西	高山 田潟	堤体漏水 基礎地盤漏水		右 2,600			越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
				⑤-1	新潟	西	新通	新堤防				右 440	欠壊	積み土のう工、木流し工
				⑤-2	新潟	西	新通	新堤防				右 440	欠壊	積み土のう工、木流し工
				⑤-3	新潟	西	新田	工事施工				右 440	欠壊	積み土のう工
				⑥	新潟	西蒲	升岡新田 西松崎	堤体漏水 基礎地盤漏水		右 2,881 左 4,402	右 3,110 左 2,258		越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
								(小計)		(5) 12,413	(4) 6,778	(3) 1,320		
		5	大通川	1	新潟	西蒲	西松崎 並岡	堤体漏水 基礎地盤漏水			右 7,000 左 7,000		越水 漏水	積み土のう工 月ノ輪工、木流し工
								(小計)			(2) 14,000			
一級河川計									(5) 2,750	(20) 25,480	(47) 88,100	(8) 1,710		
二級河川計									(0) 0	(5) 12,413	(6) 20,778	(3) 1,320		
事務所管内合計									(5) 2,750	(25) 37,893	(53) 108,878	(11) 3,030		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	17	牧川	① ②	加茂		下土倉 上土倉	越水			右 3,500 左 3,500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 7,000			
		25	五社川	① ②	南蒲原	田上	中店嶋 湯川	越水			右 900 左 900		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,800			
		28	加茂川	①	加茂		狭口	越水			左 600		越水	積み土のう工
				②	加茂		狭口	越水			左 1,840		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,440	(0) 0		
		29	大正川	① ②	加茂		学校町	越水		右 300 左 300			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 600				
		35	西山川	① ②	加茂		上黒水	越水			右 650 左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,150			
		41	下条川	①	加茂		下条	越水			右 470		越水	積み土のう工
				②	加茂		長福寺	越水			左 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 570	(0) 0		
		42	布施谷川	①	三条		柳場新田 上保内	越水			右 3,740 左 3,740		越水	積み土のう工
				②	三条		上保内	越水		右 920 左 920			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,840	(2) 7,480	(0) 0		
		45	五十嵐川	①	三条		飯田 島川原	堤体漏水		右 800			欠壊	木流し工
								(小計)		(1) 800		(0) 0		
		46	島田川	① ②	三条		由利 西四日町	越水			右 2,290 左 2,290		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 4,580			
35	信濃川	47	新通川	① ②	三条		北四日町 南新保	越水			右 1,480 左 1,480		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,960			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	49	大平川	① ②	三条		高屋敷	越水			右 650 左 650		越水	積み土のう工
				③ ④	三条		長沢 駒込上	越水			右 2,200 左 2,200		越水	積み土のう工
								(小計)			(4) 5,700			
		57	守門川	①	三条		濁沢	越水			右 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 300			
		64	中ノ口川	①	三条		上須頃	水衝 洗掘			右 1,870		欠壊	ブロック投入工 捨土のう工
								(小計)			(1) 1,870			
		111	西川	①	燕 西蒲原	弥彦	大河津 鮒穴	堤体漏水			右 13,900 左 13,900		欠壊 漏水	積み土のう工 月の輪工
								(小計)			(2) 27,800			
		112	矢川	①	西蒲原	弥彦	井田	堤体漏水			右 1,340 左 1,180		欠壊 漏水	木流し工 月の輪工
				②	西蒲原	弥彦	麓	堤体漏水			左 50		欠壊	木流し工
								(小計)			(3) 2,570			
		118	祓川	①	西蒲原	弥彦	弥彦	越水			右 350 左 350		欠壊	積み土のう工
				②	西蒲原	弥彦	弥彦	水衝 洗掘			右 170 左 170		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(4) 1,040			
		120	湯川	①	西蒲原	弥彦	麓	水衝 洗掘			右 50 左 50		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 100			
		121	北湯川	①	西蒲原	弥彦	観音寺	越水			右 800 左 800		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,600			
		122	出来津川	①	西蒲原	弥彦	麓	越水			右 730 左 730		越水	積み土のう工
35	信濃川	122	出来津川					(小計)			(2) 1,460			
		128	早向川	①	燕		国上	堤体漏水			右 1,100 左 1,100		決壊	積み土のう工
				②	燕		国上	堤体漏水			右 150		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 2,350			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
二級河川														
18	新川	5	大通川	①	燕		西槇 庚塚	堤体漏水			右 3,500 左 3,500		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 7,000			
一級河川計									(0) 0	(5) 3,240	(40) 72,770	(0) 0		
二級河川計									(0) 0	(0) 0	(2) 7,000	(0) 0		
事務所管内合計									(0) 0	(5) 3,240	(42) 79,770	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	63	貝喰川	100 100-1	見附		釈迦塚町 三林町	越水			右 2,100 左 2,100		越水	積み土のう工
				101 101-1	見附		坂井町	越水			右 1,800 左 1,800		越水	積み土のう工
				102 102-1	見附		新潟町	越水			右 1,200 左 1,200		越水	積み土のう工
								(小計)			(6) 10,200			
		64	才川	110 111	見附		学校町	越水			右 400 左 400		越水	積み土のう工
				112 113	見附		本所	越水			右 1,000 左 1,000		越水	積み土のう工
				114 115	見附		千刈	越水			右 700 左 700		越水	積み土のう工
				116	見附		元町	越水			右 600		越水	積み土のう工
								(小計)			(7) 4,800			
		66	中之島川	103	長岡		小沼新田	越水			左 800		越水	積み土のう工
				104 105	長岡		赤沼	越水			右 700 左 1,400		越水	積み土のう工
				106 107	長岡		大沼新田 大曲戸	越水			右 4,900 左 4,900		越水	積み土のう工
								(小計)			(5) 12,700			
		67	末宝川	108 109	長岡		大沼新田 末宝	越水			右 1,640 左 1,640		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 3,280			
		68	刈谷田川	44	長岡		明戸～平	水衝 洗堀			右 3,000		欠壊	積み土のう工 木流し工
				45	長岡		楡原～ 天下島	水衝 洗堀			左 3,000		欠壊	積み土のう工 木流し工
				46	長岡		平	水衝 洗堀			右 300		欠壊	積み土のう工 木流し工
				47	長岡		天下島	水衝 洗堀			左 400		欠壊	積み土のう工 木流し工
				48	長岡		大川戸	水衝 洗堀			右 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
				49	長岡		泉	水衝 洗堀			左 800		欠壊	積み土のう工 木流し工
				50	長岡		栃堀	水衝 洗堀			右 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
				51	長岡		小向	水衝 洗堀			左 300		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(8) 8,800			
		71	稚児清水川	54	長岡		土ヶ谷	水衝 洗堀			左 400		欠壊	積み土のう工 木流し工
				55	長岡		本津川	水衝 洗堀			左 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
				56	長岡		本津川	水衝 洗堀			左 40		欠壊	積み土のう工 木流し工
				57	長岡		本津川	水衝 洗堀			左 30		欠壊	積み土のう工 木流し工
				58	長岡		本津川	水衝 洗堀			左 30		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(5) 700			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	79	九川谷川	63	長岡		塩中	越水			右 1,350		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				64	長岡		塩中	越水			左 850		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 2,200			
		81	梅野俣川	65 66	長岡		梅野俣	越水			右 930 左 430		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,360			
		82	葎谷川	67 68	長岡		葎谷	越水			右 900 左 900		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,800			
		85	梅田川	69	長岡		吉水	越水			左 260		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				70	長岡		上樫出	越水			右 260		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				71	長岡		上樫出	越水			左 1,150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				72	長岡		上樫出	越水			右 1,150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(4) 2,820			
		87	西谷川	73	長岡		大野	水衝 洗堀			左 710		欠壊	木流し工 積み土のう工
				74	長岡		大野	水衝 洗堀			右 870		欠壊	木流し工 積み土のう工
				73-1	長岡		栃尾表町	越水			左 150		越水	積み土のう工
				74-1	長岡		谷内	越水			右 150		越水	積み土のう工
				75	長岡		北荷頃	水衝 洗堀			左 500		欠壊	木流し工 積み土のう工
				76	長岡		北荷頃	水衝 洗堀			右 400		欠壊	木流し工 積み土のう工
				75-1	長岡		北荷頃	越水			左 100		越水	積み土のう工
				77	長岡		田之口	水衝 洗堀			左 1,250		欠壊	木流し工 積み土のう工
				78	長岡		田之口	水衝 洗堀			右 170		欠壊	木流し工 積み土のう工
				79	長岡		西野俣	水衝 洗堀			左 200		欠壊	木流し工 積み土のう工
				80	長岡		西野俣	水衝 洗堀			右 200		欠壊	木流し工 積み土のう工
				81	長岡		西野俣	水衝 洗堀			左 200		欠壊	木流し工 積み土のう工
				82	長岡		西野俣	水衝 洗堀			右 200		欠壊	木流し工 積み土のう工
				83	長岡		半蔵金	水衝 洗堀			左 500		欠壊	木流し工 積み土のう工
				84	長岡		半蔵金	水衝 洗堀			右 300		欠壊	木流し工 積み土のう工
								(小計)			(15) 5,900			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	88	矢津川	85	長岡		北荷頃	水衝 洗堀			左 800		欠壊	積み土のう工 木流し工
				86	長岡		北荷頃	水衝 洗堀			右 800		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,600			
		89	前川	87	長岡		中	越水			左 1,000		越水 欠壊	木流し工 積み土のう工
				88	長岡		中	越水			右 1,000		越水 欠壊	木流し工 積み土のう工
				89	長岡		西中野俣	水衝 洗堀			左 500			木流し工
				90	長岡		西中野俣	水衝 洗堀			右 350			木流し工
								(小計)			(4) 2,850			
		91	大倉川	91	長岡		新山	水衝 洗堀			左 150		欠壊	木流し工
				92	長岡		新山	水衝 洗堀			右 300		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 450			
		92	滝清水川	93 94	長岡		宮沢 泉	越水			右 700 左 600		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,300			
		94	来伝川	95 96	長岡		赤谷	水衝 洗堀			右 1,230 左 1,200		欠壊	積み土のう工 木流し工
				97	長岡		来伝	水衝 洗堀			右 110		欠壊	積み土のう工 木流し工
				98	長岡		松尾	水衝 洗堀			右 70		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(4) 2,610			
		96	幾地野川	99 100	長岡		小向	水衝 洗堀			右 300 左 300		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 600			
		97	増沢川	101 102	長岡		栃堀	越水			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 400			
		100	猿橋川	117 118	長岡		中条新田	水衝 洗堀			右 1,000 左 1,000		欠壊	積み土のう工
				119	長岡		真野代新田	水衝 洗堀			右 40		欠壊	木流し工
				120	長岡		中之島 中条	水衝 洗堀			右 50		欠壊	木流し工
				125	長岡		池之島	越水			右 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				133 134	長岡		西片貝	越水			右 1,000 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工 じゃかご積み工 月の輪工
								(小計)			(7) 4,290	(0) 0		
		101	稲葉川	137 138	長岡		西片貝	越水			右 3,300 左 3,300		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 6,600	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	104	椿田川	145	見附		田井	越水				右 300	欠壊	積み土のう工
				146	見附		椿沢	越水				左 300	欠壊	積み土のう工
								(小計)				(2) 600		
		108	沢田川	151,152	長岡		加津保町	越水 水衝・洗堀		右 70 左 70			越水 欠壊	積み土のう工 じゃかご積み工
								(小計)		(2) 140				
		110	乙吉川	158 159	長岡		乙吉町	越水				右 600 左 570	越水	積み土のう工 じゃかご積み工
								(小計)				(2) 1,170		
		125	黒川流末川	1	長岡		与板町与板	越水			左 1,400		越水	積み土のう工
				2	長岡		寺泊町軽井	越水			右 450 左 450		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 2,300			
		129	黒川	160	長岡		雲出町	越水		右 400			越水 欠壊	積み土のう工
				161,162	長岡		雲出町	越水		右 600 左 500			越水 欠壊	積み土のう工
				163,164	長岡		雲出町大積	越水			右 2,000 左 2,400		越水 欠壊	積み土のう工
				163-1 164-1	長岡		雲出町大積	越水				右 1,100 左 1,100	越水 欠壊	積み土のう工
				163-2 164-2	長岡		雲出町大積	越水			右 1,200 左 1,200		越水 欠壊	積み土のう工
				163-3 164-3	長岡		雲出町大積	越水				右 1,000 左 1,000	越水 欠壊	積み土のう工
				165	長岡		大積	越水			右 700		欠壊	積み土のう工
				166,167	長岡		田代	水衝 洗掘			右 500 左 500		欠壊	木流し工
				129-1	長岡		七日市	水衝 洗掘			右 4,150 左 4,140		欠壊	木流し工
				129-2	長岡		瓜生	堤体漏水			右 200		欠壊	木流し工
				129-3	長岡		与板町与板	堤体漏水			左 40		欠壊	月の輪工
				129-4	長岡		与板町東与板 与板町馬越	越水		左 1,850	左 150		越水	積み土のう工
				129-5	長岡		脇野町瓜生	堤体漏水		右 30 左 30			欠壊	月の輪工
								(小計)		(4) 3,410	(12) 17,180	(4) 4,200		
		134	茶川	134-1	長岡		瓜生	越水			右 50 左 50		越水	積み土のう工
				134-2	長岡		藤川	堤体漏水			右 50 左 50		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(4) 200			
		135	道満川	171,172	長岡		喜多町	越水			右 1,100 左 1,100		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,200			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	137	堺川	173,174	長岡		宝地 石動	越水			右 440 左 440		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 880			
		138	菖蒲川	177,178	長岡		王番田 上除	越水		右 800 左 800			越水 欠壊	積み土のうエ じゃかご積みエ むしろ張りエ
				179,180	長岡		上除	越水			右 400 左 400		越水	積み土のうエ
								(小計)		(2) 1,600	(2) 800			
		140	小木城川	140-1	長岡		後谷	越水			右 1,380 左 1,336		欠壊	積み土のうエ
				140-2	長岡		三島 上条	水衝 洗掘			左 120		欠壊	木流しエ
				140-3	長岡		脇野町	水衝 洗掘		右 758			欠壊	木流しエ
								(小計)		(1) 758	(3) 2,836			
		141	逆谷川	141-1	長岡		三島 上条	水衝 洗掘			右 500 左 500		欠壊	木流しエ
								(小計)			(2) 1,000			
		143	払川	143-1	長岡		鳥越	越水			右 240 左 240		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 480			
		152	三島谷川	181	長岡		三島谷町	水衝 洗堀			左 300		欠壊	積み土のうエ じゃかご積みエ 木流しエ
								(小計)			(1) 300			
		157	栖吉川	180-a. 180-1-a	長岡		寿 北園	越水			右 1,800 左 1,800		越水	積み土のうエ
				180-b. 180-1-b	長岡		新保 城岡	越水			右 400 左 400		越水	積み土のうエ
				180-c. 180-1-c	長岡		川崎	越水			右 3,000 左 3,000		越水	積み土のうエ
				180-d. 180-1-d	長岡		学校町	越水			右 1,100 左 1,100		越水	積み土のうエ
				180-e. 180-1-e	長岡		長倉	越水			右 400 左 400		越水	積み土のうエ
				180.180-1	長岡		長倉	越水		右 700 左 700			越水	積み土のうエ
								(小計)		(2) 1,400	(10) 13,400			
		158	柿川	182 182-1	長岡		表町 中島	越水		右 900 左 900			越水	積み土のうエ
				183 183-1	長岡		柳原町 春日	越水		右 600 左 600			越水	積み土のうエ
				183-2 183-3	長岡		旭町	越水		右 900 左 900			越水	積み土のうエ
				184 185	長岡		末広 上条町	越水			右 400 左 1,050		越水 欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
				186	長岡		高畑町	水衝 洗堀		右 140			欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
				187	長岡		高畑町	越水			右 500		越水 欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
				189,190	長岡		町田町	越水			右 100 左 100		越水 欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
				191	長岡		柿町	越水			左 200		越水 欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
								(小計)		(7) 4,940	(6) 2,350			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	160	太田川	201,202	長岡		摂田屋 豊詰橋	越水			右 900 左 900		越水	積み土のうエ じゃかご積みエ むしろ張りエ、木流しエ
				201-1 202-1	長岡		村松町	越水		右 2,000 左 2,000			欠壊	積み土のうエ じゃかご積みエ むしろ張りエ、木流しエ
				205,206	長岡		濁沢町	水衝 洗堀			右 640 左 700		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 4,000	(4) 3,140			
		161	浄土川	192,193	長岡		今井 摂田屋	越水			右 2,200 左 2,200		越水	積み土のうエ むしろ張りエ
				194,195	長岡		上島町	水衝 洗堀		右 100 左 100			欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
				196	長岡		高島町	水衝 洗堀		左 100			欠壊	積み土のうエ むしろ張りエ
				197,198	長岡		十日町 高島町	越水			右 1,500 左 1,400		越水 欠壊	積み土のうエ じゃかご積みエ
								(小計)		(3) 300	(4) 7,300			
		167	渋海川	209 210	長岡		下山	水衝 洗堀			右 550 左 700		欠壊	木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				211-1 212-1	長岡		越後中沢 深沢町	水衝 洗堀			右 1,250 左 3,400		欠壊	木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				213 214	長岡		来迎寺 深沢町	水衝 洗堀			右 600 左 1,100		欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ 月の輪工、ブロック投入エ
				215	長岡		来迎寺	水衝 洗堀		右 200			欠壊	木流しエ ブロック投入エ
				216,217	長岡		来迎寺 深沢町	水衝 洗堀		左 200	右 400		欠壊	木流しエ ブロック投入エ
				219,220	長岡		越路中島	水衝 洗堀			右 2,400 左 1,800		欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				221,222	長岡		不動沢	水衝 洗堀		右 500	左 1,600		欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				223	長岡		不動沢	水衝 洗堀			右 200		欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				224	長岡		不動沢	水衝 洗堀		右 300			欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				225,226	長岡		塚山	水衝 洗堀			右 500 左 750		欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				227,228	長岡		塚山	水衝 洗堀			右 600 左 600		欠壊	じゃかご積みエ 木流しエ、むしろ張りエ ブロック投入エ
				43-1	長岡		小国町鷲之島 小国町桐沢	水衝洗掘			右 4,000		欠壊	木流しエ
				43-2	長岡		小国町武石 小国町横沢	水衝洗掘			左 2,085		欠壊	木流しエ
				43-3	長岡		小国町法坂	水衝洗掘			右 600		欠壊	木流しエ
				43-4	長岡		小国町横沢	水衝洗掘			左 300		欠壊	木流しエ
				43-5	長岡		小国町相野原	水衝洗掘			右 500		欠壊	木流しエ
				43-6	長岡		小国町横沢	水衝洗掘			左 600		欠壊	木流しエ
				43-7	長岡		小国町原	水衝洗掘			左 1,100		欠壊	木流しエ
								(小計)		(4) 1,200	(22) 25,635	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	169	鴨田川	229,230	長岡		沢下条	越水			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				231,232	長岡		飯塚	越水			右 500 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(4) 1,200			
		171	太田谷川	233,234	長岡		沢下条	水衝 洗堀			右 400 左 300		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 700			
		172	下条谷川	235,236	長岡		沢下条	水衝 洗堀			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 400			
		174	奔走川	237,238	長岡		岩田	水衝 洗堀			右 500 左 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,000			
		176	東谷川	260,261	長岡		東谷	越水			右 300 左 400		越水	積み土のう工 木流し工
				260-1 261-1	長岡		東谷	水衝 洗堀			右 500 左 500		欠壊	木流し工
								(小計)			(4) 1,700			
		177	蔵王川	262	長岡		東谷	水衝 洗堀			右 400		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 400			
		180	袴沢川	239	長岡		袴沢	水衝 洗堀		左 250	右 1,050		欠壊	木流し工
				240	長岡		袴沢	水衝 洗堀			左 800		欠壊	木流し工
				241	長岡		菅沼	水衝 洗堀			左 600		欠壊	木流し工
								(小計)		(1) 250	(3) 2,450			
		181	大又川	44-1	長岡		小国町鷲之島	越水			左 350		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 350			
		182	染屋川	45-1	長岡		小国町千谷沢	越水			左 380		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 380			
		184	上栗川	46-1	長岡		小国町七日町	越水			右 1,000 左 1,000		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,000			
		185	国沢川	47-1	長岡		小国町武石	水衝洗掘			右 600 左 700		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 1,300			
		186	大坪川	48-1	長岡		小国町七日町	越水			右 500 左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,000			
		192	温川	50-1	長岡		小国町法坂 小国町相野原	越水			右 100		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 100			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	193	芝ノ又川	51-1	長岡		小国町横沢	水衝洗掘			左 680		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 680			
		194	楢沢川	52-1	長岡		小国町楢沢	水衝洗掘			右 800		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 800			
		195	田沢川	53-1	長岡		小国町小栗山	水衝洗掘			右 300 左 300		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 600			
		198	増沢川	54-1	長岡		小国町原	水衝洗掘			右 200 左 500		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 700			
		211	須川	242,243	長岡		飯島浦	越水			右 2,000 左 2,000		越水	積み土のう工 木流し工
				1	小千谷		鴻巣	越水			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工
				2	小千谷		沼田	越水			右 300 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 ブロック投入工
								(小計)			(6) 5,600			
		212	源二郎川	3	小千谷		片貝	水衝洗掘			右 500 左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,000			
		213	酒座川	4	小千谷		片貝	水衝洗掘		右 450 左 450			欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 900				
		214	焼田川	244	長岡		岩野	水衝洗掘		左 120			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				245	長岡		岩野	水衝洗掘		右 20			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				5	小千谷		高梨	越水			右 3,930 左 3,930		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 140	(2) 7,860			
		215	朝日川	246,247	長岡		油田				右 800 左 800			
				6	小千谷		岩間木	越水			右 3,100		越水	積み土のう工
				6	小千谷		浦柄	水衝洗掘			左 3,100		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(4) 7,800			
		221	野辺川	7	長岡		川口荒谷	水衝洗掘			右 100 左 50		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 150			
		222	茶郷川	8	小千谷		高畑	越水			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工
				9	小千谷		土川城内	越水	右 2,700 左 2,700	右 2,700 左 2,700			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				10	小千谷		千谷	越水	右 1,600	右 1,600			越水	積み土のう工
								(小計)	(3) 7,000	(3) 7,000	(2) 1,000			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	225	二宮川	11	小千谷		桜町	水衝 洗掘			右 900 左 800		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,700			
		228	城之入川	12	小千谷		吉谷	越水			左 600		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 600			
		234	表沢川	13	小千谷		ひ生	越水			右 790 左 790		越水	積み土のう工
				14-1	小千谷		旭町	越水	右 610 左 610	右 610 左 610			越水 欠壊	積み土のう工
				14-2	小千谷		東栄	越水			右 280 左 280		越水	積み土のう工
								(小計)	(2) 1,220	(2) 1,220	(4) 2,140			
		235	湯殿川	15	小千谷		元町	越水	右 400 左 400	右 400 左 400			越水	積み土のう工
								(小計)	(2) 800	(2) 800				
		238	松沢川	16	長岡		東川口	越水			右 400 左 300		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 700			
		239	大平沢川	17	長岡		東川口	越水	右 800 左 800	右 800 左 800			越水	積み土のう工
								(小計)	(2) 1,600	(2) 1,600				
		241	相川川	18	長岡		川口 田麦山	水衝 洗掘			左 200		欠壊	木流し工
				19	長岡		川口 田麦山	越水			右 600 左 300		越水	積み土のう工
				20	長岡		川口 田麦山	越水			右 300		越水	積み土のう工
				21	長岡		西川口	越水			右 200 左 300		越水	積み土のう工
								(小計)		(0) 0	(6) 1,900			
		242	小貫川	22	長岡		川口 田麦山	越水			右 170 左 170		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 340			
		245	清水沢川	23	長岡		川口 田麦山	越水 水衝、洗掘			左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 200			
		442	沢入川	24	長岡		西川口	越水 水衝、洗掘			右 480 左 480		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 960			
		443	悪沢川	25	小千谷		池ヶ原	越水			右 1,060 左 1,060		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,120			
		448	主馬殿川	26	小千谷		真人	水衝、洗掘			右 380 左 380		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 760			
		252	芋川	248	長岡		古志 東竹沢	水衝 洗堀			右 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
				249	長岡		古志 東竹沢	水衝 洗堀		右 200			欠壊	積み土のう工 木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	252	芋川	250	長岡		古志 南平	水衝 洗堀		左 170			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 370	(1) 200			
		255	前沢川	251	長岡		古志 小松倉	水衝 洗堀			左 50		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 50			
		291	和田川	252,253	長岡		古志 種苧原	水衝 洗堀			右 500 左 900		欠壊	積み土のう工 木流し工
				254	長岡		古志 種苧原	水衝 洗堀		左 300			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(1) 300	(2) 1,400			

二級河川

27	新島崎川	1	新島崎川	1	長岡		寺泊 京ヶ入	越水 堤体漏水			右 2,100 左 700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 2,800			
28	郷本川	1	郷本川	1	長岡		島崎	水衝洗掘			右 4,320 左 4,320		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				2	長岡		松田	越水			右 40		越水	積み土のう工
								(小計)			(3) 8,680	(0) 0		
		2	荒巻川	1	長岡		荒巻	越水			右 500 左 260		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 760			
29	島崎川	1	島崎川	1	三島	出雲崎	田中	水衝 洗掘			右 238		欠壊	木流し工
				2	三島	出雲崎	田中	越水			左 748		越水	積み土のう工
				3	三島	出雲崎	船橋	水衝 洗掘			右 686 左 700		欠壊	木流し工
				4	三島	出雲崎	沢田	越水			右 4,613 左 4,750		越水	積み土のう工
				5	長岡		辺張	越水			右 150 左 150		越水	積み土のう工
								(小計)			(8) 12,035			
		3	藤巻川	1	三島	出雲崎	藤巻	越水			右 300 左 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 600			
		9	常楽寺川	1	三島	出雲崎	常楽寺	越水			右 745 左 704		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,449			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
29	島崎川	10	市野坪川	1	三島	出雲崎	船橋	越水			左 373		越水	積み土のう工
				2	三島	出雲崎	船橋	越水			右 287		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 660			
30	相場川	1	相場川	1	三島	出雲崎	下小竹	越水			右 100 左 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 200			
		2	立石川	1	三島	出雲崎	米田	越水			左 132		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 132			
一級河川計									(9) 10,620	(44) 30,328	(243) 207,501	(8) 5,970		
二級河川計									(0) 0	(0) 0	(24) 27,316	() 0		
事務所管内合計									(9) 10,620	(44) 30,328	(267) 234,817	(8) 5,970		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	259	田沢川	1	魚沼		根小屋	堤体漏水 水衝、洗掘			右 800 左 800		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 1,600			
		260	田河川	2	魚沼		堀之内 明神	越水 水衝、洗掘 堤体漏水		右 900 左 900	右 4,700 左 4,700		越水 欠壊	積み土のうエ 牛枠水制、ブロック投入
								(小計)		(2) 1,800	(2) 9,400			
		261	増沢川	3	魚沼		吉水	水衝 洗掘			右 1,000 左 1,000		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 2,000			
		267	関の沢川	4	魚沼		明神	越水			左 200		越水	積み土のうエ
								(小計)			(1) 200			
		276	針ヶ倉沢川	6	魚沼		田戸	越水 堤体漏水		右 200 左 200	右 450 左 450		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 400	(2) 900			
		277	大石川	38	魚沼		堀之内	越水 工作物		右 40 左 40			越水	積み土のうエ
								(小計)		(2) 80	(0) 0			
		280	菜畑沢川	7	魚沼		大石	越水 水衝、洗掘		右 200 左 200			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 400				
		281	破間川	8	魚沼		大白川	水衝 洗掘		右 100			欠壊	木流しエ
				9	魚沼		渋川	越水			右 700 左 300		越水	積み土のうエ
				10	魚沼		中島 今泉	越水 堤体漏水		左 300	右 2,010 左 3,295		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 400	(4) 6,305			
		282	羽根川	11	魚沼		池平 中家	水衝 洗掘		右 2,070			欠壊	木流しエ、ブロック投入 積み土のうエ
				12	魚沼		向島	水衝 洗掘		左 50			欠壊	木流しエ、ブロック投入 積み土のうエ
				13	魚沼		池平	水衝 洗掘		左 365			欠壊	木流しエ、ブロック投入 積み土のうエ
				14	魚沼		一日市	水衝 洗掘		右 700			欠壊	木流しエ 牛枠水制
								(小計)		(4) 3,185				
		286	日付川	15	魚沼		山田	堤体漏水			左 1,000		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				16	魚沼		今泉	越水	右 20 左 20	右 20 左 20	右 480 左 480		越水	積み土のうエ
		286	日付川					(小計)	(2) 40	(2) 40	(3) 1,960			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	287	小黒川	17	魚沼		今泉	水衝 洗掘		右 150 左 150			欠壊	木流しエ ブロック投入
								(小計)		(2) 300				
		290	越又川	18	魚沼		小平尾 越又	越水			左 500		越水	積み土のうエ
								(小計)			(1) 500			
		291	和田川	19	魚沼		小平尾 小平尾	水衝 洗掘		右 600			欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				20	魚沼		小平尾 小平尾	水衝 洗掘		左 400			欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				21	魚沼		小平尾 滝之又	水衝 洗掘		左 100			欠壊	木流しエ むしろ張りエ
								(小計)		(3) 1,100				
		299	境川	22	魚沼		大倉	越水			右 110 左 110		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 220			
		301	須原川	23	魚沼		須原	越水			右 610 左 610		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 1,220			
		316	堂前川	24	魚沼		穴沢	越水			右 50 左 50		越水	積み土のうエ
								(小計)			(2) 100			
		334	佐梨川	25	魚沼		大湯温泉	越水		右 200			越水	積み土のうエ
				26	魚沼		大湯温泉	越水 水衝 洗掘		左 150			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ ブロック投入
				27	魚沼		下折立	水衝 洗掘		左 100			欠壊	木流しエ ブロック投入
				28	魚沼		湯之谷 芋川	水衝 洗掘		右 250 左 600			欠壊	木流しエ ブロック投入
				29	魚沼		湯之谷 芋川	水衝 洗掘		左 500			欠壊	木流しエ ブロック投入
				30	魚沼		湯之谷 芋川	水衝 洗掘		右 650			欠壊	木流しエ ブロック投入
				31	魚沼		葎沢	水衝 洗掘		右 300			欠壊	木流しエ
				32	魚沼		佐梨	越水 水衝 洗掘	左 50	左 50	左 750		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ 牛枠水制
				5	魚沼		佐梨	工作物			右 20 左 20		越水	積み土のうエ
								(小計)	(1) 50	(9) 2,800	(3) 790			
		342	新堀川	33	魚沼		古新田	越水			左 220		越水	積み土のうエ
								(小計)			(1) 220			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	343	古川	34	魚沼		青島	越水			右 872 左 802		越水	積み土のう工
				35	魚沼		青島	越水		右 570 左 640			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,210	(2) 1,674			
		349	三用川	36	魚沼		原虫野 干溝	越水			右 500 左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,000			
		356	水無川	37	魚沼		岡新田 十日町	水衝 洗掘			右 1,200		欠壊	木流し工 ブロック投入
								(小計)			(1) 1,200			
一級河川計									(3) 90	(30) 11,715	(32) 29,289	(0) 0		
二級河川計								該当	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
事務所管内合計									(3) 90	(30) 11,715	(32) 29,289	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	1	信濃川	51-1	中魚沼	津南	下船渡	越水 堤体漏水		右 650			欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-2	中魚沼	津南	外丸	越水 堤体漏水	左 700	左 700	右 300		欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-3	中魚沼	津南	巻下・小島・押付	R7.11新堤防完成				左 1,600	欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-4	中魚沼	津南	割野	越水 堤体漏水		右 1,550			欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-5	中魚沼	津南	美雪町	越水 堤体漏水		右 1,050			欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-6	中魚沼	津南	田中	R7.11新堤防完成				左 350	欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-7	中魚沼	津南	反里	越水 堤体漏水		右 1,400			欠壊	積み土のう工
				51-8	中魚沼	津南	灰雨	越水 水衝、洗掘 R7.3新堤防完成				右 250	欠壊	積み土のう工 木流し工
				51-9	中魚沼	津南	足滝	R7.11新堤防完成				左 740	欠壊	築きまわし工 積み土のう工
				51-10	中魚沼	津南	逆巻	越水 水衝、洗掘		右 100			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(1) 700	(6) 5,450	(1) 300	(4) 2,940		
		167	渋海川	41	十日町		室島	越水		右 83			欠壊	積み土のう工 木流し工
				42	十日町		犬伏	水衝、洗掘			左 100		欠壊	積み土のう工 木流し工
				43	十日町		苧島	水衝、洗掘			左 60		欠壊	積み土のう工 木流し工
				44	十日町		浦田	越水			右 800 左 800		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(1) 83	(4) 1,760			
		202	越ヶ沢川	42	十日町		越ヶ沢	越水 水衝、洗掘			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,000			
		203	越道川	45	十日町		藤内名	水衝、洗掘			右 130		欠壊	積み土のう工 木流し工
				46	十日町		観音寺	水衝、洗掘			左 200		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 330			
		204	東川	48	十日町		東川	水衝、洗掘			右 170		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 170			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	205	栃倉川	47	十日町		天水越	水衝、洗掘			左 160		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(1) 160			
		209	大坪川	49	十日町		浦田	越水			右 210 左 280		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 490			
		452	貝野川	25-1	十日町		貝ノ川	水衝、洗掘			右 500 左 500		欠壊	積み土のうエ
				25-2	十日町		神明町	越水 水衝、洗掘	右 500 左 500	右 700 左 700			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				25-3	十日町		仙之山	水衝、洗掘			右 1,750 左 1,750		崩壊	木流しエ
								(小計)	(2) 1,000	(2) 1,400	(4) 4,500			
		453	下貫木川	26	十日町		下条 塩野	水衝、洗掘			右 1,000 左 570		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 1,570			
		454	北沢川	39-1	十日町		木落	水衝、洗掘			右 800 左 850		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				39-2	十日町		木落	越水 水衝、洗掘		右 400 左 500			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 900	(2) 1,650			
		455	中沢川	37-1	十日町		木落	水衝、洗掘			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				37-1	十日町		木落	越水 水衝、洗掘			右 100		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				37-2	十日町		下平新田	越水 水衝、洗掘		右 300 左 385			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 685	(3) 1,100			
		456	南沢川	38-1	十日町		木落	越水 水衝、洗掘			右 314 左 314		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				38-2	十日町		新町新田	水衝、洗掘			右 486		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(3) 1,114			
		457	塩辛川	40	十日町		塩辛	越水 水衝、洗掘		右 400 左 400			欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 800				
		458	梅鉢川	24-2	十日町		下条	水衝、洗掘			右 250 左 240		崩壊	木流しエ
				24-3	十日町		岩野	水衝、洗掘			右 530 左 500		欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(4) 1,520			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	459	飛渡川	21-1	十日町		中条新田 市之沢	越水 水衝、洗掘			右 2,700 左 2,700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				21-2	十日町		市之沢 嘉勝	越水 水衝、洗掘			右 1,382 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				21-3	十日町		轟木 蕨平	水衝、洗掘			右 2,700		崩壊	木流し工
								(小計)			(5) 9,782			
		460	濁川	22-1	十日町		蕨平	越水 水衝、洗掘			右 600 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				22-2	十日町		蕨平	水衝、洗掘			右 300 左 300		崩壊	木流し工
								(小計)			(4) 1,400			
		462	枯木又川	23-1	十日町		小貫	水衝、洗掘			右 300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				23-2	十日町		殿畑	越水 水衝、洗掘		右 600	右 600		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				23-3	十日町		東枯木又	水衝、洗掘			右 300		崩壊	木流し工
								(小計)		(1) 600	(3) 1,200			
		463	小海川	36-1	十日町		上野	水衝、洗掘			右 310 左 310		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 620			
		464	曽根川	35-1	十日町		伊勢平冶	越水 水衝、洗掘		右 279			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				35-2	十日町		霜条 坪山	越水 水衝、洗掘			右 193 左 185		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				35-3	十日町		坪山	水衝、洗掘			右 425 左 459		崩壊	木流し工
								(小計)		(1) 279	(4) 1,262			
		465	梅沢川	20	十日町		中条新田	水衝、洗掘			右 700 左 700		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,400			
		466	才明寺川	17	十日町		藤ノ木 中条新田	越水 水衝、洗掘			右 186 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 386			
		468	馬さくり川	18	十日町		中条	水衝、洗掘		右 938 左 938			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 1,876				
		469	しっぴつ川	19	十日町		中条新田	水衝、洗掘		右 678 左 678			欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,356				

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	470	木島川	34-1	十日町		沖立	越水 水衝、洗掘		右 706 左 706	右 630 左 630		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				34-2	十日町		中屋敷	越水 水衝、洗掘	右 145 左 121	右 145 左 121			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 266	(4) 1,678	(2) 1,260			
		471	千手川	33	十日町		沖立	越水 水衝、洗掘		右 150 左 150			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 300				
		472	下大井田川	16	十日町		尾崎 八幡	越水			右 2,166 左 2,151		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 4,317			
		473	上大井田川	15	十日町		尾崎 五軒新田	越水		右 600 左 581	右 1,689 左 1,700		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,181	(2) 3,389			
		475	田川	14-2	十日町		田 川	越水 水衝、洗掘		右 500 左 500			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 1,000				
		476	みだれ川	13-2	十日町		新座	工作物	右 100 左 100	右 100 左 100			越水	積み土のう工
				13-3	十日町		新座	越水 水衝、洗掘		右 520 左 520			欠壊	積み土のう工
								(小計)	(2) 200	(4) 1,240				
		477	晒川	12-2	十日町		小寺沢	越水 水衝、洗掘			右 1,400 左 1,400		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 2,800			
		478	中沢川	31-1	十日町		城之古	越水			右 1,100 左 1,100		越水	積み土のう工
				31-2	十日町		城之古	水衝、洗掘			右 350 左 350		崩壊	木流し工
								(小計)			(4) 2,900			
		479	貝喰川	32-1	十日町		上新井	越水 水衝、洗掘			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				32-2	十日町		稲葉	越水 水衝、洗掘	右 50 左 50	右 643 左 686			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 100	(2) 1,329	(2) 400			
		480	貝沢川	30-1	十日町		小泉	越水 水衝、洗掘			右 194 左 323		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 517			
		481	川治川	11-1	十日町		関根	水衝、洗掘		右 710 左 710			欠壊	積み土のう工 木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	481	川治川	11-2	十日町		関根 孕石	水衝、洗掘			右 2,503 左 2,671		崩壊	木流し工
								(小計)		(2) 1,420	(2) 5,174			
		483	思川	29-1	十日町		南鐙坂	水衝、洗掘		右 750 左 1,000			欠壊	積み土のう工 木流し工
				29-2	十日町		高島	水衝、洗掘			右 250		崩壊	木流し工
				29-3	十日町		高島	越水 水衝、洗掘	右 520 左 520	右 520 左 520			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 1,040	(4) 2,790	(1) 250			
		484	羽根川	9-3	十日町		麻畑 二ツ屋	水衝、洗掘			右 1,900 左 200		崩壊	木流し工
								(小計)			(2) 2,100			
		485	芋川	10	十日町		田麦	水衝、洗掘			右 900		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 900			
		487	鉢沢川	28	十日町		高島	水衝、洗掘		右 200 左 200			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 400				
		488	入間川	7-1	十日町		新宮 天池	水衝、洗掘	右 170 左 170	右 2,170 左 1,530			欠壊	積み土のう工 木流し工
				7-2	十日町		天池 鍬柄沢	水衝、洗掘			右 4,481 左 3,600		崩壊	木流し工
								(小計)	(2) 340	(2) 3,700	(2) 8,081			
		489	大門川	6-1	十日町		新宮	水衝、洗掘		右 30 左 30			欠壊	積み土のう工 木流し工
				6-2	十日町		土市	水衝、洗掘			右 955 左 730		崩壊	木流し工
								(小計)		(2) 60	(2) 1,685			
		490	二石川	5	十日町		土市	水衝、洗掘		右 124 左 124			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 248				
		491	槇沢川	27	十日町		姿沢	水衝、洗掘	右 200 左 200	右 650 左 650			欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 400	(2) 1,300				
		492	当間川	3-1	十日町		平林 中入	越水 水衝、洗掘		右 290	左 1,800		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				3-2	十日町		荒屋 当間	水衝、洗掘			右 1,860 左 2,310		崩壊	木流し工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	492	当間川	3-3	十日町		当間	越水 水衝、洗掘			左 292		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(1) 290	(4) 6,262			
		493	市之沢川	2	十日町		市之沢	水衝、洗掘		右 793 左 777			欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 1,570				
		494	前沢川	4	十日町		当間	水衝、洗掘		右 1,287 左 1,260			欠壊	積み土のうエ
								(小計)		(2) 2,547				
		495	門田川	60	十日町		馬場	越水			右 372 左 372		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 744			
		496	深沢川	57-1	十日町		安養寺	水衝、洗掘			左 250		崩壊	木流しエ
				57-2	十日町		新屋敷	水衝、洗掘			右 250		崩壊	積み土のうエ
								(小計)			(2) 500			
		497	下沢川	56	十日町		本屋敷	水衝、洗掘		右 40 左 192			欠壊	積み土のうエ
								(小計)		(2) 232				
		498	宮中貝野川	55-1	十日町		堀之内 宮中	水衝、洗掘			右 350 左 350		欠壊	積み土のうエ
								(小計)			(2) 700			
		499	水沢川	1-1	十日町		水沢	水衝、洗掘		右 940 左 650			欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				1-2	十日町		田沢本村	水衝、洗掘		右 60 左 350			欠壊	木流しエ
								(小計)		(4) 2,000				
		500	大門川	58	十日町		田沢本村	水衝、洗掘			右 100		崩壊	積み土のうエ
								(小計)			(1) 100			
		501	宮沢川	62	十日町		田沢本村	水衝、洗掘			右 450 左 450		崩壊	積み土のうエ
								(小計)			(2) 900			
		502	七川	53-1	十日町		小原	越水 水衝、洗掘	右 300 左 300	右 300 左 300			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				53-2	十日町		上山	越水 水衝、洗掘			右 250		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	502	七川	53-3	十日町		如来寺	越水 水衝、洗掘		右 70 左 70			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)	(2) 600	(4) 740	(1) 250			
		507	清津川	52-1	十日町		重地	水衝、洗掘			左 100		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				52-2	十日町		小出	越水 水衝、洗掘			左 200		越水	積み土のうエ
				52-3	十日町		葎沢	水衝、洗掘			右 300		決壊	積み土のうエ
								(小計)			(3) 600			
		510	釜川	54-1	十日町		倉俣	越水 水衝、洗掘		右 200 左 200			越水 欠壊	木流しエ
				54-2	十日町		下山	越水			右 180		越水	積み土のうエ
				54-3	十日町		田代	越水			右 260		越水	積み土のうエ
				54-4	十日町		田代	水衝、洗掘			右 350		崩壊	積み土のうエ
								(小計)		(2) 400	(3) 790			
		514	呑井沢川	61	十日町		小出	越水 水衝、洗掘			右 72 左 84		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 156			
		524	船繋川	43-1	中魚沼	津南	辰ノ口	越水 水衝、洗掘			左 200		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				43-2	中魚沼	津南	辰ノ口	水衝、洗掘			左 400		崩壊	木流しエ
								(小計)			(2) 600			
		525	釜堀川	44-1	中魚沼	津南	貝坂	越水 水衝、洗掘	右 300 左 300	右 500 左 500			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				44-2	中魚沼	津南	船山 中深見	越水 水衝、洗掘			右 600 左 600		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)	(2) 600	(2) 1,000	(2) 1,200			
		528	樽田沢川	47-1	中魚沼	津南	小島	越水 水衝、洗掘			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				47-2	中魚沼	津南	樽田	越水 水衝、洗掘			右 100 左 50		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(4) 550			
		529	中津川	49-1	中魚沼	津南	大割野	水衝、洗掘	右 300	右 300			欠壊	じゃかご積エ
				49-2	中魚沼	津南	芦ヶ崎	水衝、洗掘			左 200		欠壊	詰め土俵エ
				49-3	中魚沼	津南	中深見	水衝、洗掘		右 400			欠壊	詰め土俵エ

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	529	中津川	49-4	中魚沼	津南	中深見	水衝、洗掘			右 300		崩壊	木流しエ
				49-5	中魚沼	津南	石坂	水衝、洗掘		左 300	左 300		欠壊	じゃかご積エ
				49-6	中魚沼	津南	反里口	水衝、洗掘			右 200		欠壊	じゃかご積エ
								(小計)	(1) 300	(3) 1,000	(4) 1,000			
		530	石黒川	45-1	中魚沼	津南	芦ヶ崎	水衝、洗掘			右 150 左 150		越水 欠壊	じゃかご積エ
				45-2	中魚沼	津南	芦ヶ崎	越水 水衝、洗掘		右 100 左 100			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 200	(2) 300			
		531	船津川	50-1	中魚沼	津南	船山新田	水衝、洗掘			左 100		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				50-2	中魚沼	津南	船山	水衝、洗掘			右 250 左 350		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				50-3	中魚沼	津南	秋成	水衝、洗掘			左 98		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
				50-4	中魚沼	津南	反里口	水衝、洗掘			右 400 左 700		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(6) 1,898			
		537	島田川	46	中魚沼	津南	赤沢	越水 水衝、洗掘		右 100			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(1) 100				
		541	馬界川	48	中魚沼	津南	中子	越水 水衝、洗掘			右 310 左 310		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 620			
一級河川計									(20) 5,546	(78) 40,154	(123) 82,657	(4) 2,940		
二級河川計									(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
事務所管内合計									(20) 5,546	(78) 40,154	(123) 82,657	(4) 2,940		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	237	魚野川	1-1	南魚沼		八海橋 城巻橋	越水		右 2,100 左 1,900			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				1-2	南魚沼		城巻橋 二日町	越水		右 1,700 左 1,700			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				1-3	南魚沼		旭橋 前島橋	越水	左 1,800	左 1,800			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工、木流し工
				1-4	南魚沼		前島橋 丸池新田	越水	右 4,500 左 4,500	右 4,500 左 4,500			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工、木流し工
				1-5	南魚沼		丸池新田 五十嵐橋	越水	右 3,600 左 3,600	右 3,600 左 3,600			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工、木流し工
				1-6	南魚沼	湯沢	湯沢	水衝 洗掘		左 1,000			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				1-7	南魚沼	湯沢	東橋 松川橋	水衝 洗掘	右 2,400	右 2,400			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)	(6) 20,400	(11) 28,800				
		260	田河川	2	南魚沼		市野江	水衝 洗掘			右 450 左 450		欠壊	むしろ張り工 木流し工
								(小計)			(2) 900			
		270	辻又川	3	南魚沼		辻又	水衝 洗掘			右 400		欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)			(1) 400			
		353	栃原沢川	4	南魚沼		五箇	水衝 洗掘		右 350 左 350			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 700				
		356	水無川	5-1	南魚沼		八色 黒土新田	水衝 洗掘			左 2,700		欠壊	むしろ張り工 木流し工
				5-2	南魚沼		八色 黒土新田	水衝 洗掘			右 2,200		欠壊	むしろ張り工 木流し工
								(小計)			(2) 4,900			
		362	うるし沢川	6	南魚沼		浦佐	水衝 洗掘		右 500 左 500			越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,000				
		364	一村天神川	7	南魚沼		芹田	水衝 洗掘		右 1,300 左 1,300			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 2,600				
		371	寺沢川	8-1	南魚沼		寺尾	水衝 洗掘		右 450 左 450			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				8-2	南魚沼		寺尾	水衝 洗掘			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 900	(2) 400			
		372	吹木沢川	9	南魚沼		奥	水衝 洗掘		右 130 左 130		右 70 左 70	越水 欠壊	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	372	吹木沢川					(小計)		(2) 260		(2) 140		
		373	押堀川	10	南魚沼		河原沢	堤体漏水		右 1,300 左 1,300			漏水	木流し工 月の輪工
								(小計)		(2) 2,600				
		374	宇田沢川	11	南魚沼		下原新田 上原	水衝 洗掘			右 2,000 左 2,000		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 4,000			
		379	四十日川	12	南魚沼		青木新田 四十日	水衝 洗掘			右 1,300 左 1,300		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 2,600			
		380	久瀬川	13	南魚沼		野田 北田中	水衝 洗掘		右 1,000 左 1,000			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 2,000				
		381	三国川	14-1	南魚沼		小川	水衝 洗掘			右 150		欠壊	木流し工 すて土のう工
				14-2	南魚沼		津久野	水衝 洗掘			左 300		欠壊	木流し工 すて土のう工
								(小計)			(2) 450			
		395	皆沢川	15	南魚沼		山谷	水衝 洗掘			右 950 左 950		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,900			
		396	庄之又川	16	南魚沼		二日町	水衝 洗掘			右 3,000 左 3,000		欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)			(2) 6,000			
		399	平手川	17	南魚沼		余川	水衝 洗掘		右 1,000 左 1,000			欠壊	木流し工 すて土のう工
								(小計)		(2) 2,000				
		400	十二沢川	18	南魚沼		六日町	水衝 洗掘	右 800 左 800	右 800 左 800			越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)	(2) 1,600	(2) 1,600				
		401	山王川	19	南魚沼		大月	水衝 洗掘		右 1,000 左 1,000			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 2,000				
		402	浦川	20	南魚沼		西泉田	水衝 洗掘		右 450 左 450			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 900				
		403	鎌倉沢川	21	南魚沼		六日町	水衝 洗掘		右 900 左 900			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	403	鎌倉沢川					(小計)		(2) 1,800				
		404	北沢川	22	南魚沼		小栗山 思川	水衝 洗掘			右 500 左 500		欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)			(2) 1,000			
		405	伊田川	23-1	南魚沼		西泉田 泉盛寺	水衝 洗掘	右 1,570 左 1,570	右 1,570 左 1,570		右 130 左 130	越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				23-2	南魚沼		西泉田 泉盛寺	水衝 洗掘			右 600 左 600		越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)	(2) 3,140	(2) 3,140	(2) 1,200	(2) 260		
		406	足柄沢川	24	南魚沼		塩沢町	水衝 洗掘	右 700 左 700	右 700 左 700			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)	(2) 1,400	(2) 1,400				
		407	北沢川	25	南魚沼		目来田 樺野沢	水衝 洗掘			右 1,200 左 1,200		欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)			(2) 2,400			
		409	高棚川	26	南魚沼		三郎丸 枝吉	水衝 洗掘			右 2,700 左 2,700		越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)			(2) 5,400			
		411	登川	27-1	南魚沼		三郎丸	水衝 洗掘		右 700 左 700			欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
				27-2	南魚沼		三郎丸 早川	水衝 洗掘			右 1,700 左 1,700		欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 1,400	(2) 3,400			
		412	小松沢川	28	南魚沼		小松沢	水衝 洗掘			右 150 左 150		欠壊	むしろ張り工 すて土のう工
								(小計)			(2) 300			
		413	一之沢川	29	南魚沼		一之沢	水衝 洗掘			左 400		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1) 400			
		417	城之入川	30	南魚沼		南田中	水衝 洗掘		右 2,000 左 2,000			越水 欠壊	積み土のう工 むしろ張り工
								(小計)		(2) 4,000				
		420	大沢川	31	南魚沼		南田中	水衝 洗掘			左 100		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(1) 100			
		421	窪川	32	南魚沼		君沢	水衝 洗掘			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 400			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	信濃川	423	仁田川	33	南魚沼		仁田口	水衝 洗掘			右 500 左 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,000			
		431	戸沢川	34	南魚沼	湯沢	田中	水衝 洗掘		右 700 左 700			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 1,400				
一級河川計									(12) 26,540	(45) 58,500	(35) 37,150	(4) 400		
二級河川計									(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
事務所管内合計									(12) 26,540	(45) 58,500	(35) 37,150	(4) 400		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
35	信濃川	129	黒川	43	刈羽	刈羽	黒川	水衝洗掘			右 200 左 200		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 400			
		155	油田川	44	刈羽	刈羽	油田	水衝洗掘			左 780		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(1) 780			
								信濃川水系合計			(3) 1,180			
二級河川														
31	石地川	1	石地川	30	柏崎		西山町石地	越水			右 100 左 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 200			
32	尾町川	1	尾町川	31	柏崎		西山町尾町	水衝洗掘			右 400 左 400		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 800			
35	鯖石川	1	鯖石川	1-1	柏崎		春日	水衝洗掘			左 650		欠壊	異形ブロック投入工
				1-2	柏崎		橋場町～上原	水衝洗掘			右 1,600 左 1,600		欠壊	異形ブロック投入工
				1-3	柏崎		上原～中田	越水			右 2,500 左 2,500		越水	積み土のう工
				1-4	柏崎		中田～平井	越水	右 200 左 200	右 2,700 左 200			越水	積み土のう工
				1-5	柏崎		中田～平井	越水			右 600 左 3,100		越水	積み土のう工
				1-6	柏崎		平井～行兼	越水			右 9,100 左 1,700		越水	積み土のう工
				1-7	柏崎		南条～森近	堤体漏水			左 6,000		漏水	月の輪工
				1-8	柏崎		大沢	水衝洗掘			右 800 左 800		欠壊	異形ブロック投入工
				1-9	柏崎		高柳町塩沢～高柳町岡野町	水衝洗掘			右 1,500		欠壊	異形ブロック投入工
				1-10	柏崎		高柳町塚島	水衝洗掘			左 750		欠壊	異形ブロック投入工
								(小計)	(2) 400	(2) 2,900	(14) 33,200			
		2	別山川	3-1	柏崎		剣	堤体漏水			左 350		欠壊	異形ブロック投入工
				3-2	刈羽	刈羽	上高町～新屋敷	越水			右 1,700 左 1,700		越水	積み土のう工
				3-3	柏崎		西山町長峰～西山町礼拝	越水			右 1,300 左 1,300		越水	積み土のう工
				3-4	柏崎		西山町西山	水衝洗掘			右 700 左 1,000		欠壊	大型土のう投入工
				3-5	柏崎		西山町黒部	水衝洗掘			右 600 左 600		欠壊	大型土のう投入工
				3-6	柏崎		西山町礼拝～西山町別山	水衝洗掘		右 150 左 150	右 6,050 左 6,050		欠壊	異形ブロック投入工
				3-7	柏崎		西山町砂田	水衝洗掘			右 900 左 900		越水	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	鯖石川	2	別山川					(小計)		(2) 300	(13) 23,150			
		8	妙法寺川	12-1	刈羽 柏崎	刈羽	井岡 西山町大坪	水衝洗掘			右 1,600 左 1,600		欠壊	大型土のう投入工
				12-2	柏崎		西山町北野 ～ 西山町妙法寺	水衝洗掘			右 1,150 左 1,700		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(4) 6,050			
		9	坂田川	13	柏崎		西山町新保 ～ 西山町坂田	水衝洗掘		右 1,700 左 1,700	右 1,700 左 1,700		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)		(2) 3,400	(2) 3,400			
		13	藤掛川	17	柏崎		西山町池浦	越水			右 500 左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,000			
		14	田沢川	18	柏崎		西山町田沢	水衝洗掘			右 930 左 960		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,890			
		15	荒谷川	19	柏崎		西山町荒谷	水衝洗掘			右 500 左 500		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,000			
		17	後谷川	20	柏崎		西山町後谷	越水			右 120 左 120		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 240			
		18	長鳥川	2-1	柏崎		本城 杉之入	越水			右 7,300 左 7,400		越水	積み土のう工
				2-2	柏崎		大角間	水衝洗掘			右 1,200 左 1,200		越水 欠壊	積み土のう工・ 大型土のう投入工
								(小計)			(4) 17,100			
		19	赤尾川	4	柏崎		赤尾	越水			右 1,000 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工・ 大型土のう投入工
								(小計)			(2) 2,000			
		20	深沢川	6	柏崎		深沢	水衝洗掘			右 400 左 400		越水 欠壊	積み土のう工・ 大型土のう投入工
								(小計)			(2) 800			
		21	高津川	5	柏崎		山潤	越水			右 1,500 左 1,500		越水 欠壊	積み土のう工・ 大型土のう投入工
								(小計)			(2) 3,000			
		22	広田川	7-1	柏崎		広田	越水	右 130 左 130	右 130 左 130			越水	積み土のう工
				7-2	柏崎		広田	越水			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工・ 大型土のう投入工
								(小計)	(2) 260	(2) 260	(2) 1,000			
		23	岩之入川	8	柏崎		鼻田～ 岩之入	越水			右 900 左 900		越水 欠壊	積み土のう工・ 大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,800			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
35	鯖石川	24	久之木川	21	柏崎		善根	水衝洗掘			右 710 左 700		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,410			
		25	石川	22	柏崎		善根	水衝洗掘			右 500 左 600		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,100			
		26	西之入川	23	柏崎		西之入川	水衝洗掘			右 600 左 1,500		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 2,100			
		27	小清水川	58	柏崎		石曽根	越水			右 100 左 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 200			
		30	塩沢川	24	柏崎		高柳町塩沢	水衝洗掘			右 150 左 150		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 300			
		31	中倉川	25	柏崎		高柳町岡野町	水衝洗掘			右 150 左 150		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 300			
		32	黒姫川	26	柏崎		高柳町坪野	水衝洗掘			右 490 左 580		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,070			
		33	前戸川	28	柏崎		高柳町高尾	水衝洗掘			右 880 左 920		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,800			
		34	上島川	27	柏崎		高柳町塚島	水衝洗掘			右 330 左 380		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 710			
		36	石黒川	29	柏崎		高柳町上石黒	水衝洗掘			右 750 左 900		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 1,650			
								鯖石川水系合計	(4) 660	(8) 6,860	(79) 107,270			
36	鵜川	1	鵜川	33-1	柏崎		下方	工作物		右 100 左 100			越水	積み土のう工
				33-2	柏崎		野田	越水			右 2,000 左 2,000		越水	積み土のう工
				33-3	柏崎		野田 宮川新田	水衝洗掘			右 1,100 左 1,100		欠壊	大型土のう投入工
				33-4	柏崎		女谷	水衝洗掘			右 1,200 左 1,200		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)		(2) 200	(6) 8,600			
		2	横山川	34-1	柏崎		横山	越水			右 360 左 360		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 720			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
36	鵜川	4	浦の川	35	柏崎		宮之窪	越水			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入工
								(小計)			(2) 400			
		7	払川	38	柏崎		払川	越水			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入工
								(小計)			(2) 400			
		9	阿相島川	39	柏崎		折居	水衝洗掘			右 1,800 左 2,400		欠壊	大型土のう投入工
								(小計)			(2) 4,200			
								鵜川水系合計		(2) 200	(14) 14,320			
37	前川	1	前川	40	柏崎		川内	水衝洗掘		右 500 左 250	右 500 左 1,340		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入工
								(小計)		(2) 750	(2) 1,840			
38	谷根川	1	谷根川	41-1	柏崎		青海川	越水			右 260 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入工
				41-2	柏崎		谷根	越水		左 50			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入工
								(小計)		(1) 50	(2) 560			
39	オガチ川	1	オガチ川	42	柏崎		米山	越水			右 1,000 左 1,000		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,000			
一級河川計									(0) 0	(0) 0	(3) 1,180	(0) 0		
二級河川計									(4) 660	(13) 7,860	(103) 126,990	(0) 0		
事務所管内合計									(4) 660	(13) 7,860	(106) 128,170	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
36	関川	2	保倉川	1	上越	頚城	松本 下三分一	堤体漏水			右 800		越水 欠壊	月の輪工
				2	上越		下神原 石神	水衝 洗堀			右 5,700		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				3	上越		下吉野 青野	水衝 洗堀			左 1,600		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				4	上越	三和	末野新田	水衝 洗堀			左 2,000		越水 欠壊	積み土のう工
				5	上越	浦川原	飯室	越水 堤体漏水			右 1,100		欠壊	積み土のう工
				6	上越	浦川原	今熊	堤体漏水			左 700		欠壊	積み土のう工 月ノ輪工
				7	上越	浦川原	印内	堤体漏水			右 650		欠壊	積み土のう工
				8	上越	浦川原	山本	堤体漏水			左 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
				9	上越	浦川原	桜島	堤体漏水			左 800		欠壊	積み土のう工 木流し工
				10	上越	浦川原	長走	堤体漏水			左 516		欠壊	積み土のう工 木流し工
				11	上越	浦川原	日向	越水			右 1,150		欠壊	積み土のう工 木流し工
				12	上越	浦川原	顕聖寺	水衝 洗堀			右 1,650		欠壊	積み土のう工 木流し工
				13	上越	浦川原	菱田	水衝 洗堀			左 1,000		欠壊	積み土のう工 木流し工
				14	上越	浦川原	有島	越水			左 350		欠壊	積み土のう工 木流し工
				15	上越	浦川原	有島 釜淵	越水			右 1,200		欠壊	積み土のう工 木流し工
				16	上越	浦川原	虫川	越水			右 350		越水	積み土のう工
				17	上越	大島	上岡	水衝 洗堀			左 150		欠壊	積み土のう工 木流し工
				18	上越	大島	大平	水衝 洗堀			左 120		欠壊	積み土のう工 木流し工
				18-1	上越	大島	大平	水衝 洗堀				左 30	欠壊	積み土のう工 木流し工 (H32まで要注意区間)
				19	上越	大島	大島	水衝 洗堀			右 600 左 300		欠壊	積み土のう工 木流し工
				20	上越	大島	棚岡	越水			左 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
				21	上越	大島	仁上	水衝 洗堀			左 300		欠壊	異形ﾌﾞﾛｯｸ投入 木流し工
				22	上越	大島	三竹沢	越水			右 700 左 300		欠壊	積み土のう工
				23	上越	大島	菖蒲	水衝 洗堀			左 200		欠壊	異形ﾌﾞﾛｯｸ投入 木流し工
								(小計)			(25) 22,936	(1) 30		
		3	戸野目川	24	上越		春日新田 三田新田	堤体漏水			右 2,900 左 2,900		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				25	上越		三田新田 戸野目	水衝 洗堀		右 3,200 左 3,200	右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				26	上越		戸野目 本新保	水衝 洗堀			右 3,000 左 3,000		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
36	関川	3	戸野目川					(小計)		(2) 6,400	(6) 12,200			
		4	面川	27	上越		安江	越水		右 550 左 550			越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,100				
		5	潟川	28	上越	頸城	西福島	越水		右 3,100 左 3,100			欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 6,200				
		6	重川	29	上越		福田・福橋	堤体漏水		右 1,900 左 1,900			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				30	上越		福橋 東小猿屋	越水			右 2,100 左 2,100		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 3,800	(2) 4,200			
		7	飯田川	31	上越		上千原	堤体漏水			右 3,200 左 3,200		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				32	上越		上千原 杉野袋	越水		右 800 左 800			欠壊	木流し工 大型土のう投入
				32-1	上越		川端 飯塚	工事中				右 200 左 200	越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				33	上越	三和	杉野袋 水科	水衝 洗堀			右 8,900 左 8,900		欠壊	木流し工 大型土のう投入
				34	上越	牧	山口	水衝 洗堀			右 200		欠壊	木流し工
				35	上越	牧	桜滝	水衝 洗掘			右 600		欠壊	木流し工
				36	上越	牧	棚広	水衝 洗掘			右 500		欠壊	木流し工
								(小計)		(2) 1,600	(7) 25,500	(2) 400		
		8	谷内川	37	上越		東中島 下名柄	越水		右 2,000 左 2,000			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 4,000				
		9	樫谷川	38	上越	牧	落田	水衝 洗掘			右 300 左 175		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 475			
		10	折居川	39	上越	牧	柳島	水衝 洗掘			右 100 左 150		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 250			
		12	棚広川	40	上越	牧	棚広	水衝 洗掘			右 50 左 50		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 100			
		14	桑曽根川	41	上越	三和	上五貫野 上名柄	堤体漏水			右 1,500 左 1,500		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				42	上越	三和	上名柄 沖柳	水衝 洗堀		右 2,900 左 2,900			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				42-1	上越		本郷	工事中				右 600 左 600	越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				43	上越	三和	沖柳 山高津	水衝 洗堀			右 4,700 左 4,700		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
36	関川	14	桑曽根川					(小計)		(2) 5,800	(4) 12,400	(2) 1,200		
		15	錦川	44	上越	三和	下広田 広田	越水		右 2,100 左 2,100			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 4,200				
		16	猿俣川	45	上越	浦川原	上岡	水衝 洗掘			左 400		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(1) 400			
		17	柿野川	46	上越	浦川原	下柿野	越水			右 180		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(1) 180			
		18	高谷川	47	上越	浦川原	追出	越水			左 300		欠壊	積み土のう工
				48	上越	浦川原	横住	水衝 洗掘			右 350 左 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(3) 850			
		19	平方川	49	上越	浦川原	横住	水衝 洗掘			右 100 左 100		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 200			
		20	小黒川	50	上越	安塚	石橋	水衝 洗掘			左 250		欠壊	積み土のう工 木流し工
				51	上越	安塚	上方	水衝 洗掘			右 150		欠壊	積み土のう工 木流し工
				52	上越	安塚	本郷	水衝 洗掘			右 400		欠壊	積み土のう工 木流し工
				53	上越	安塚	和田	水衝 洗掘			右 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
				54	上越	安塚	円平坊	水衝 洗掘			右 150		欠壊	異形ﾌﾞﾛｯｸ投入 木流し工
				55	上越	安塚	二本木	水衝 洗掘			右 150 左 100		欠壊	異形ﾌﾞﾛｯｸ投入 木流し工
								(小計)			(7) 1,400			
		21	朴ノ木川	56	上越	安塚	小黒	水衝 洗堀			右 400 左 500		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 900			
		25	細野川	57	上越	浦川原	虫川	水衝 洗掘			右 400		欠壊	木流し工
				58	上越	安塚	坊金	水衝 洗掘			右 90		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 490			
		26	熊谷川	59	上越	浦川原	厳岡	水衝 洗掘			左 150		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(1) 150			
		27	大沢川	60	上越	大島	上岡	水衝 洗掘			左 150		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(1) 150			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
36	関川	28	田麦川	61	上越	大島	大平	越水			右 100 左 150		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(2) 250			
		36	正善寺川	62	上越		木田 下正善寺	越水			右 3,200 左 3,200		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(2) 6,400			
		37	大瀬川	63	上越		土橋 滝寺	水衝 洗堀			右 2,000 左 2,000		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(2) 4,000			
		38	儀明川	64	上越		北本町 仲町	越水			右 2,100 左 2,100		越水	積み土のう工
				65	上越		向橋	水衝 洗堀		右 500 左 500			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 1,000	(2) 4,200			
		39	青田川	66	上越		南本町 上中田	水衝 洗堀			右 1,300 左 1,300		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				67	上越		上中田 上門前	水衝 洗堀		右 3,500 左 3,500			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 7,000	(2) 2,600			
		42	櫛池川	68	上越		樋場 稲谷	水衝 洗堀			右 4,500		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
					上越		今池 下稲塚	水衝 洗堀			左 4,500		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				69	上越		稲谷 大口	水衝 洗堀		右 3,300			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
					上越	清里	下稲塚 荒牧	水衝 洗堀		左 3,300			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				70	上越	清里	寺脇 梨平	水衝 洗堀		右 4,000			欠壊	異形ブロック投入工 大型土のう投入
								(小計)		(3) 10,600	(2) 9,000			
		43	清滝川	71	上越	清里	梨平	水衝 洗堀			右 1,100 左 400		欠壊	大型土のう投入
								(小計)			(2) 1,500			
		44	矢代川	72	上越		下箱井 石沢	水衝 洗堀			右 3,400 左 3,400		欠壊	大型土のう投入 異型ブロック投入
				73	上越 妙高		石沢 長森	水衝 洗堀		右 10,630 左 10,700			欠壊	大型土のう投入 異型ブロック投入
				74	妙高		長森 菅沼	水衝 洗堀			右 2,400		欠壊	大型土のう投入 異型ブロック投入
								(小計)		(2) 21,330	(3) 9,200	(0) 0		
		45	内川	75	上越 妙高		稲荷 梨木	水衝 洗堀			右 4,170 左 4,170		欠壊	大型土のう投入
								(小計)			(2) 8,340			
		54	別所川	76	上越	板倉	稲増 長嶺	水衝 洗堀		右 3,000 左 3,000			欠壊	大型土のう投入

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
36	関川	54	別所川	77	上越	板倉	長嶺 田屋	水衝 洗堀			左 2,500		欠壊	大型土のう投入
				78	上越	板倉	田屋 別所	水衝 洗堀		左 2,000			欠壊	大型土のう投入
				79	上越	清里	今曽根 馬屋	水衝 洗堀		右 2,500			欠壊	大型土のう投入
								(小計)		(4) 10,500	(1) 2,500			
		56	大熊川	81	上越	板倉	横町 中之宮	越水			右 3,450 左 3,450		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				82	上越	板倉	中之宮	水衝 洗堀		右 1,000 左 1,000			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 2,000	(2) 6,900			
		57	小熊川	83	上越	板倉	山部	越水		右 200 左 200			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 400				
		58	渋江川	84	妙高		国賀 小出雲	水衝 洗堀		右 3,800 左 3,800			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 7,600				
		59	片貝川	85	妙高		中央 姫川原	水衝 洗堀		右 1,400 左 1,400			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				86	上越	中郷	市屋 江口新田	水衝 洗堀		右 1,000 左 1,000			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(4) 4,800				
		60	馬場川	87	妙高		上濁川	水衝 洗堀		右 500 左 500			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				88	妙高		大濁	水衝 洗堀		右 500 左 500			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(4) 2,000				
		61	長沢川	89	妙高		猿橋 長沢原	水衝 洗堀		右 1,000 左 1,000			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				90	妙高		長沢	水衝 洗堀		右 500 左 500			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(4) 3,000				
		63	土路川	91	妙高		土路	越水		右 700 左 700			越水	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 1,400				
		64	小袴川	92	妙高		大鹿	越水		右 1,000 左 1,000			越水	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 2,000				
二級河川														
40	柿崎川	1	柿崎川	93	上越	柿崎	柿崎 百木	越水			右 4,400 左 4,400		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				94	上越	柿崎	上小野 米山寺	越水		右 1,800 左 1,800			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 3,600	(2) 8,800			
		2	米山川	95	上越	柿崎	雁海	越水		右 400 左 400			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
40	柿崎川	2	米山川					(小計)		(2) 800				
		4	吉川	96	上越	柿崎	下条 桜町新田	越水			右 2,600 左 2,600		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				97	上越	柿崎 吉川	桜町新田 国田	越水		右 7,000 左 7,000	右 600 左 600		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				97-1	上越	吉川	小苗代 下町	工事中				右 700 左 700	越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				98	上越	吉川	岩沢	越水		右 1,000 左 1,000			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(4) 16,000	(4) 6,400	(2) 1,400		
		5	大出口川	99	上越	柿崎 吉川	上金原 後生寺	水衝 洗堀			右 7,400 左 7,400		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(2) 14,800			
		6	平等寺川	100	上越	吉川	川崎 平等寺	水衝 洗堀			右 5,000 左 5,000		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(2) 10,000			
		7	入河沢川	101	上越	吉川	河沢 入河沢	水衝 洗堀			右 2,600 左 2,600		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(2) 5,200			
		8	玄僧川	102	上越		道下	越水		右 500 左 500			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 1,000				
		9	米山寺川	103	上越	柿崎	米山寺	越水		右 500 左 500			越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 1,000				
41	桑取川	1	桑取川	104	上越		西吉尾 横畑	水衝 洗堀		右 5,500 左 5,500			欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)		(2) 11,000				
42	名立川	1	名立川	105	上越	名立	田野上 折居	水衝 洗堀			左 1,050		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				106	上越	名立	森	水衝 洗堀			左 300		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				107	上越	名立	桂谷 平谷	水衝 洗堀			左 450		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				108	上越	名立	瀬戸	水衝 洗堀			右 1,700		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
				109	上越	名立	東飛山	水衝 洗堀			右 200		欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(5) 3,700			
		2	坪山川	110	上越	名立	坪山	越水			左 100		越水 欠壊	積み土のう工 大型土のう投入
								(小計)			(1) 100			
一級河川計									(0) 0	(51) 106,730	(94) 141,671	(5) 1,630		
二級河川計									(0) 0	(14) 33,400	(18) 49,000	(2) 1,400		
事務所管内合計									(0) 0	(65) 140,130	(112) 190,671	(7) 3,030		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
37	姫川	5	琴沢川	29	糸魚川		中谷内	越水			右 100 左 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 200			
		9	栗山川	30	糸魚川		栗山	越水			右 400 左 500		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 900			
		10	赤石川	31	糸魚川		蒲池	水衝 洗掘			右 855 左 844		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 1,699			
		12	小滝川	32	糸魚川		瀬野田	水衝 洗掘			右 30		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 30			
二級河川														
44	筒石川	1	筒石川	1	糸魚川		筒石	水衝 洗掘			右 575 左 600		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 1,175			
45	山王川	1	山王川	2	糸魚川		百川	越水			右 200 左 170		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 370			
46	能生川	1	能生川	11	糸魚川		田麦平	水衝 洗掘			右 650 左 650		欠壊	木流し工
				10	糸魚川		棚口	水衝 洗掘			右 182 左 250		欠壊	木流し工
				9	糸魚川		物出 須川	水衝 洗掘			右 200 左 800		欠壊	木流し工
				8	糸魚川		須川	水衝 洗掘			右 200 左 300		欠壊	木流し工
				7	糸魚川		溝尾	水衝 洗掘			右 318 左 140		欠壊	木流し工
				6	糸魚川		中野口 藤後	水衝 洗掘			左 1,200		欠壊	木流し工
				5	糸魚川		平	水衝 洗掘			右 216		欠壊	木流し工
				4	糸魚川		能生	越水	右 1,000	右 1,000			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				3	糸魚川		太平寺	水衝 洗掘			左 280		欠壊	木流し工
								(小計)	(1) 1,000	(1) 1,000	(13) 5,386	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
		6	川詰川	12	糸魚川		川詰	水衝 洗掘			右 460 左 435		欠壊	木流し工
46	能生川	6	川詰川					(小計)			(2) 895			
50	早川	1	早川	19	糸魚川		中川原 新田	水衝 洗掘			右 398		欠壊	木流し工
				18	糸魚川		北山	水衝 洗掘			右 1,300 左 1,000		欠壊	木流し工
				17	糸魚川		音坂	水衝 洗掘			右 1,500 左 920		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				16	糸魚川		越川原	水衝 洗掘			右 3,000 左 2,700		欠壊	木流し工
				15	糸魚川		滝川原 新道	水衝 洗掘		左 500			欠壊	木流し工
				15	糸魚川		滝川原 新道	水衝 洗掘			右 800 左 100		欠壊	木流し工
				14	糸魚川		新町 梶屋敷	水衝 洗掘			左 900		欠壊	木流し工
				13	糸魚川		梶屋敷	水衝 洗掘		右 350 左 150			欠壊	木流し工
								(小計)		(3) 1,000	(10) 12,618			
		4	谷根川	23	糸魚川		越	水衝 洗掘			左 70		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 70			
		5	前川	22	糸魚川		湯之河内 坪野	水衝 洗掘			左 81		欠壊	木流し工
				21	糸魚川		土倉 吹原	水衝 洗掘			右 2,000 左 2,000		欠壊	木流し工
				20	糸魚川		坪野	水衝 洗掘			右 1,000 左 1,300		欠壊	木流し工
								(小計)			(5) 6,381			
51	前川	1	前川	24	糸魚川		大和川	越水		右 640 左 640			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,280				
52	海川	1	海川	27	糸魚川		栗倉 道平	水衝 洗掘			右 2,010 左 1,380		欠壊	木流し工
				26	糸魚川		道平 成沢	越水			右 1,216 左 1,985		越水	積み土のう工
								(小計)			(4) 6,591			
		2	西光寺川	25	糸魚川		平牛	越水			右 900 左 900		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,800			
		4	西川	28	糸魚川		来海沢	越水			右 120 左 25		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 145			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
54	田海川	1	田海川	33	糸魚川		福来地 寺地	越水	右 600 左 600	右 600 左 600			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)	(2) 1,200	(2) 1,200				
55	青海川	1	青海川	35	糸魚川		大沢	水衝 洗掘			左 830		欠壊	木流し工
				34	糸魚川		青海	水衝 洗掘			右 150 左 500		欠壊	木流し工
								(小計)			(3) 1,480			
一級河川計									(0) 0	(0) 0	(7) 2,829	(0) 0		
二級河川計									(3) 2,200	(8) 4,480	(46) 36,911	(0) 0		
事務所管内合計									(3) 2,200	(8) 4,480	(53) 39,740	(0) 0		

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
二級河川														
59	黒姫川	1	黒姫川	1	佐渡		黒姫	越水			右 216 左 227		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 443			
60	歌見川	1	歌見川	2	佐渡		歌見	越水			右 200 左 909		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,109			
61	馬首川	1	馬首川	3	佐渡		馬首	水衝 洗掘			右 1,000 左 484		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 1,484			
62	和木川	1	和木川	4	佐渡		和木	水衝 洗掘			右 1,400 左 494		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 1,894			
63	玉川	1	玉川	5	佐渡		玉崎	水衝 洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 200			
64	白瀬川	1	白瀬川	6	佐渡		白瀬	越水			右 500 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,500			
65	北五十里川	1	北五十里川	7	佐渡		北五十里	水衝 洗掘			右 200 左 200		欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 400			
66	椿川	1	椿川	8	佐渡		椿	水衝 洗掘			右 480 左 480		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 960			
68	梅津川	1	梅津川	9	佐渡		梅津	越水			右 1,600 左 2,200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 3,800			
70	貝喰川	1	貝喰川	10	佐渡		加茂歌代	越水			右 150 左 150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 300			
		2	稲葉川	11	佐渡		加茂歌代	越水			右 100		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 100			
71	長江川	1	長江川	12	佐渡		長江	越水		右 180 左 227	右 680 左 680		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 407	(2) 1,360			
72	天王川	1	天王川	13	佐渡		新穂潟上 新穂正明寺	水衝 洗掘			右 2,000 左 2,000		欠壊	木流し工
				13-1	佐渡		新穂潟上	工作物 (0.7k)		右 20 左 20			越水 欠壊	

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
72	天王川	1	天王川	13-2	佐渡		新穂潟上	工作物 (1.77k)		右 20 左 20			越水 欠壊	
								(小計)		(4) 80	(2) 4,000			
73	久知川	1	久知川	14	佐渡		下久知	水衝 洗掘			右 500 左 500		欠壊	木流しエ
								(小計)			(2) 1,000			
74	河崎川	1	河崎川	15	佐渡		河崎	越水			右 213 左 200		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 413			
75	真更川	1	真更川	16	佐渡		真木	越水			右 1,800 左 1,690		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 3,490			
76	両尾川	1	両尾川	17	佐渡		両尾	越水			右 429 左 454		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 883			
77	大川	1	大川	18	佐渡		両津大川	越水			右 380 左 280		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 660			
78	野浦川	1	野浦川	19	佐渡		野浦	越水			右 800 左 798		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 1,598			
79	東立島川	1	東立島川	20	佐渡		東立島	越水			右 100 左 275		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 375			
80	赤玉北川	1	赤玉北川	21	佐渡		赤玉	越水		右 300 左 347			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 647				
81	立間川	1	立間川	22	佐渡		立間	水衝 洗掘			右 500 左 500		欠壊	木流しエ
								(小計)			(2) 1,000			
82	柿野浦川	1	柿野浦川	23	佐渡		柿野浦	越水			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 400			
83	東鵜島川	1	東鵜島川	24	佐渡		東鵜島	越水		右 500 左 385			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 885				
84	岩首川	1	岩首川	25	佐渡		岩首	越水			右 300 左 300		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 600			
85	浦之河内川	1	浦之河内川	26	佐渡		松ヶ崎	水衝 洗掘		右 500 左 500	右 500 左 410		欠壊	木流しエ

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
85	浦之河内川	1	浦之河内川					(小計)		(2) 1,000	(2) 910			
87	腰細川	1	腰細川	27	佐渡		三川	越水 水衝、洗掘			右 179 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 379			
88	高川川	1	高川川	28	佐渡		徳和	越水 水衝、洗掘			右 600 左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,100			
89	中野川	1	中野川	29	佐渡		徳和	越水 水衝、洗掘			右 300 左 300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 600			
90	荒町川	1	荒町川	30	佐渡		徳和	越水			右 300 左 300		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 600			
91	柳沢川	1	柳沢川	31	佐渡		柳沢	水衝 洗掘			右 200 左 180		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 380			
92	堀切川	1	堀切川	32	佐渡		大石	水衝 洗掘			右 700 左 700		越水 欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 1,400			
93	羽茂川	1	羽茂川	33	佐渡		羽茂本郷	越水			右 5,450 左 5,450		越水	積み土のう工
				33-1	佐渡		飯岡	越水 水衝、洗掘			右 800 左 60		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				33-2	佐渡		大崎	越水 水衝、洗掘			右 100		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				33-3	佐渡		大崎	越水		左 60			越水	積み土のう工
				33-4	佐渡		滝平	水衝 洗掘		右 700 左 700			欠壊	木流し工
				33-5	佐渡		上川茂	水衝 洗掘		右 284			欠壊	木流し工
				33-6	佐渡		下川茂	水衝 洗掘			右 784 左 600		欠壊	木流し工
				33-7	佐渡		下川茂	水衝 洗掘		右 200 左 200			欠壊	木流し工
								(小計)		(6) 2,144	(7) 13,244			
		2	山田川	34	佐渡		羽茂本郷	水衝 洗掘		左 30	右 1,250 左 1,227		欠壊	木流し工
								(小計)		(1) 30	(2) 2,477			
94	小比叡川	1	小比叡川	35	佐渡		木野浦	越水		右 81	右 21		越水	積み土のう工
								(小計)		(1) 81	(1) 21			
96	称光寺川	1	称光寺川	36	佐渡		宿根木	越水		右 114 左 114			越水	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
96	称光寺川	1	称光寺川					(小計)		(2) 228				
98	椿尾川	1	椿尾川	37	佐渡		椿尾	水衝 洗掘			右 300 左 300		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 600			
99	高崎川	1	高崎川	38	佐渡		西三川	水衝 洗掘			右 500 左 300		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 800			
100	西三川川	1	西三川川	39	佐渡		西三川	水衝 洗掘		右 1,000 左 300	右 800 左 200		欠壊	木流し工
								(小計)		(2) 1,300	(2) 1,000			
		2	角間川	40	佐渡		西三川	越水		右 500	右 500		越水	積み土のう工
								(小計)		(1) 500	(1) 500			
		3	笹川川	41	佐渡		西三川	水衝 洗掘			右 300 左 400		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 700			
101	三貫目川	1	三貫目川	42	佐渡		大須	越水			右 500 左 200		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 700			
102	小川内川	1	小川内川	43	佐渡		豊田	水衝 洗掘		右 300 左 300			欠壊	木流し工
								(小計)		(2) 600		(0) 0		
103	真野川	1	真野川	44	佐渡		真野	水衝 洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 200			
104	高立川	1	高立川	45	佐渡		真野新町	越水		右 403 左 103			越水	積み土のう工
				45-1	佐渡		吉岡	水衝 洗掘			右 300 左 100		欠壊	木流し工
								(小計)		(2) 506	(2) 400			
105	国府川	1	国府川	46	佐渡		八幡	堤体漏水			右 1,410		欠壊	むしろ張り工
				46-1	佐渡		四日町 金丸	堤体漏水			右 2,200 左 3,630		欠壊	むしろ張り工
				46-2	佐渡		中興	堤体漏水			右 1,900		欠壊	むしろ張り工
				46-3	佐渡		畑野	堤体漏水			左 1,900		欠壊	むしろ張り工
				46-4	佐渡		新穂皆川	堤体漏水			右 2,500 左 2,500		欠壊	むしろ張り工
				46-5	佐渡		千種	堤体漏水			右 500 左 500		欠壊	むしろ張り工
				46-6	佐渡		北新保 大和	堤体漏水			右 1,920 左 1,720		欠壊	むしろ張り工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
105	国府川	1	国府川	46-7	佐渡		新穂瓜生屋	堤体漏水			右 4,000 左 4,000		越水	積み土のう工
				46-8	佐渡		八幡	基礎地盤漏水			右 200		漏水	月の輪工
				46-9	佐渡		中興	基礎地盤漏水			右 900		漏水	月の輪工
				46-10	佐渡		北新保	基礎地盤漏水			右 250 左 250		漏水	月の輪工
				46-11	佐渡		新穂皆川	基礎地盤漏水			左 700		漏水	月の輪工
				46-12	佐渡		新保	基礎地盤漏水			右 500		漏水	月の輪工
				46-13	佐渡		新穂長畝	基礎地盤漏水			右 200 左 400		漏水	月の輪工
				46-14	佐渡		新穂瓜生屋	基礎地盤漏水			右 500		漏水	月の輪工
								(小計)			(22) 32,580			
		2	竹田川	47	佐渡		竹田	水衝 洗掘			右 2,490 左 2,573		欠壊	木流し工
				47-1	佐渡		竹田	新堤防					欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 5,063			
		3	三宮川	48	佐渡		三宮	越水			右 1,610 左 1,610		欠壊	木流し工
				48-1	佐渡		三宮	堤体漏水			右 440 左 440		欠壊	木流し工
				48-2	佐渡		三宮	堤体漏水			右 250 左 250		欠壊	木流し工
								(小計)			(6) 4,600			
		4	大道川	49	佐渡		吉岡	越水		左 210			越水	積み土のう工
				49-1	佐渡		吉岡	水衝 洗掘			右 1,400 左 1,400		欠壊	木流し工
								(小計)		(1) 210	(2) 2,800			
		5	藤津川	50	佐渡		泉	基礎地盤漏水 水衝、洗掘			右 20		漏水 欠壊	月ノ輪工 木流し工
				50-1	佐渡		泉	越水		右 50 左 50	右 50 左 50		越水 欠壊	五徳工、じゃかご積み工 杭打ち積み土のう工
				50-2	佐渡		泉	越水 新堤防		右 1,100 左 1,100	右 2,860 左 2,000		越水	五徳工、じゃかご積み工 杭打ち積み土のう工
				50-3	佐渡		泉	基礎地盤漏水			右 1,250 左 1,100		漏水	月の輪工
								(小計)		(4) 2,300	(7) 7,330			
		6	湯の谷川	51	佐渡		中興	越水			右 259		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 259			
		7	小倉川	52	佐渡		飯持	越水		右 530 左 1,000	右 843 左 373		越水	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
105	国府川	7	小倉川	52-1	佐渡		金丸 畑野	基礎地盤漏水			右 632 左 800		漏水	月の輪工
								(小計)		(2) 1,530	(4) 2,648	(0) 0		
		8	大久保川	53	佐渡		大久保	越水			右 950 左 950		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,900			
		11	中津川	54	佐渡		中興	越水		右 400 左 700	右 300 左 300		越水	積み土のう工
				54-1	佐渡		中興	越水			右 1,673 左 1,973		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,100	(4) 4,246			
		12	大野川	55	佐渡		新穂大野	越水 水衝、洗掘		右 200 左 200	右 4,430 左 4,430		越水	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(2) 400	(2) 8,860			
		13	長谷川	56	佐渡		目黒町	堤体漏水			右 2,399 左 2,399		越水 欠壊	木流し工
				56-1	佐渡		粟野江	越水			右 1,290 左 1,290		越水	積み土のう工
								(小計)			(4) 7,378	(0) 0		
		14	武井野川	57	佐渡		新穂大野 新穂武井	越水			右 500 左 500		越水	積み土のう工 杭打ち積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,000			
		15	何代川	58	佐渡		粟野江	越水		右 400 左 400			越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 800				
		16	道田川	59	佐渡		粟野江	越水			右 260 左 610		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 870			
		19	新保川	60	佐渡		千種	越水			右 3,464 左 3,464		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 6,928			
		20	地持院川	61	佐渡		吉井本郷	堤体漏水			右 553 左 553		欠壊	木流し工
				61-1	佐渡		安養寺	越水			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
		20	地持院川	61-2	佐渡		大和	堤体漏水			右 1,650 左 1,650		欠壊	木流し工
								(小計)			(6) 6,506			
		21	長川	62	佐渡		大和	越水			右 1,773 左 1,105		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,878			
		22	唐崎川	63	佐渡		吉井本郷	越水			左 847		越水	積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
105	国府川	22	唐崎川					(小計)			(1) 847			
		23	河内川	64	佐渡		吉井本郷	越水			左 1,000		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 1,000			
		25	洞丸川	65	佐渡		大和	越水			右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 3,200			
		26	清水田川	66	佐渡		吉井	越水			右 1,400 左 1,400		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,800			
		27	帆柱川	67	佐渡		吉井本郷	越水		右 500 左 500	右 850 左 850		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,000	(2) 1,700			
		28	根津口川	68	佐渡		大和	越水 水衝、洗掘			右 200 左 1,200		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,400			
		29	丸山川	69	佐渡		三瀬川	水衝 洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 200			
		30	行谷川	70	佐渡		新穂長畝	越水			右 413 左 413		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 826			
106	石田川	1	石田川	71	佐渡		真光寺	水衝、洗掘			右 460 左 460		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 920			
		2	山田川	72	佐渡		石田	越水 水衝、洗掘			右 350 左 350		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				72-1	佐渡		山田	水衝、洗掘			右 760 左 760		欠壊	木流し工
								(小計)			(4) 2,220			
		4	堂の河内川	73	佐渡		真光寺	越水 水衝、洗掘 堤体漏水		右 400 左 400	右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 800	(2) 400			
		5	西川	74	佐渡		真光寺	越水 水衝、洗掘			右 700 左 691		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 1,391			
107	荒町川	1	荒町川	75	佐渡		沢根 五十里	水衝 洗掘			右 1,190 左 1,200		欠壊	杭打ち積み土のう工
								(小計)			(2) 2,390			
		2	三瀬川	76	佐渡		沢根 五十里	水衝 洗掘			右 353 左 353		欠壊	杭打ち積み土のう工

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
107	荒町川	2	三瀬川					(小計)			(2) 706			
108	沓掛川	1	沓掛川	77	佐渡		沢根町	水衝 洗掘			右 350 左 350		欠壊	杭打ち積み土のう工
								(小計)			(2) 700			
109	玄道川	1	玄道川	78	佐渡		沢根 五十里	水衝 洗掘			右 612 左 650		欠壊	杭打ち積み土のう工
								(小計)			(2) 1,262			
110	播磨川	1	播磨川	79	佐渡		沢根町	越水			右 1,842 左 1,930		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 3,772			
111	質場川	1	質場川	80	佐渡		沢根	越水			右 1,260 左 1,221		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 2,481			
113	目観音川	1	目観音川	81	佐渡		高瀬	越水 水衝、洗掘		左 10	右 9 左 9		越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
113	目観音川	1	目観音川					(小計)		(1) 10	(2) 18			
114	海士町川	1	海士町川	82	佐渡		相川 海士町	越水 水衝、洗掘		右 30 左 30			越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
								(小計)		(2) 60				
115	大仏川	1	大仏川	83	佐渡		相川 四丁目	越水 水衝、洗掘			右 50 左 40		越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
								(小計)			(2) 90			
116	間切川	1	間切川	84	佐渡		相川 江戸沢町	越水 水衝、洗掘		右 800 左 948	右 120 左 10		越水 欠壊	積み土のう工 立てじゃかご工
								(小計)		(2) 1,748	(2) 130			
117	濁川	1	濁川	85	佐渡		相川 大工町	水衝 洗掘		右 985	右 525 左 825		欠壊	立てじゃかご工
								(小計)		(1) 985	(2) 1,350			
118	水金川	1	水金川	86	佐渡		下相川	水衝 洗掘		右 280 左 290			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
								(小計)		(2) 570				
119	小川川	1	小川川	87	佐渡		小川	水衝 洗掘			右 400 左 400		欠壊	ブロック投入工
								(小計)			(2) 800			
120	達者川	1	達者川	88	佐渡		達者	水衝 洗掘		右 500 左 500			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
120	達者川	1	達者川					(小計)		(2) 1,000				
121	小川	1	小川	89	佐渡		北狄	水衝 洗掘			右 200 左 100		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 300			

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
122	北狄川	1	北狄川	90	佐渡		北狄	越水 基礎地盤漏水、水衝、洗掘			右 102 左 120		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 222			
123	中の坂川	1	中の坂川	91	佐渡		戸地	越水 基礎地盤漏水、水衝、洗掘			右 89 左 119		越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)			(2) 208			
124	戸地川	1	戸地川	92	佐渡		戸地	越水 水衝、洗掘		左 200			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(1) 200				
125	松島川	1	松島川	93	佐渡		南片辺	越水 水衝、洗掘		右 178			越水 欠壊	積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(1) 178				
126	石花川	1	石花川	94	佐渡		石花	水衝 洗掘			右 1,000 左 1,000		欠壊	木流しエ ブロック投入エ
								(小計)			(2) 2,000			
128	桜川	1	桜川	95	佐渡		後尾	水衝 洗掘		右 171 左 200			欠壊	木流しエ ブロック投入エ
								(小計)		(2) 371				
		2	北川内川	96	佐渡		北川内	水衝 洗掘			右 150 左 150		欠壊	木流しエ
								(小計)			(2) 300			
129	北立島川	1	北立島川	97	佐渡		北立島	水衝 洗掘		右 227 左 216	左 34		欠壊	立てじゃかごエ 木流しエ
								(小計)		(2) 443	(1) 34			
130	安田川	1	安田川	98	佐渡		入川	基礎地盤漏水 水衝、洗掘		右 450 左 455			越水 欠壊	月ノ輪工、積み土のうエ じゃかご積みエ
								(小計)		(2) 905				
131	入川	1	入川	99	佐渡		入川	基礎地盤漏水 水衝、洗掘			右 840 左 3,940		欠壊	月ノ輪工 ブロック投入エ
								(小計)			(2) 4,780			
132	堀切川	1	堀切川	100	佐渡		高千	基礎地盤漏水 水衝、洗掘			右 100 左 100		欠壊	木流しエ
								(小計)			(2) 200			
133	孫助川	1	孫助川	101	佐渡		北田野浦	基礎地盤漏水 水衝、洗掘		右 380 左 381			越水 欠壊	月ノ輪工、積み土のうエ 木流しエ
								(小計)		(2) 761				
134	小野見川	1	小野見川	102	佐渡		小野見	水衝 洗掘		右 202 左 230			欠壊	立てじゃかごエ 木流しエ
								(小計)		(2) 432				
135	馬込川	1	馬込川	103	佐渡		小野見	水衝 洗掘			右 250 左 250		欠壊	立てじゃかごエ 木流しエ

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	郡市	町村区	大字		重点区間	A	B			
135	馬込川	1	馬込川					(小計)			(2) 500			
136	石名川	1	石名川	104	佐渡		石名	水衝 洗掘		右 150 左 164			欠壊	立てじゃかご工 木流し工
								(小計)		(2) 314				
137	大倉川	1	大倉川	105	佐渡		大倉	水衝 洗掘			右 250 左 250		欠壊	立てじゃかご工 木流し工
								(小計)			(2) 500			
138	堂の川	1	堂の川	106	佐渡		大倉	水衝 洗掘			右 45 左 50		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 95			
139	矢柄川	1	矢柄川	107	佐渡		矢柄	水衝 洗掘			右 140 左 165		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 305			
140	関川	1	関川	108	佐渡		関	水衝 洗掘		右 170 左 200	右 10		欠壊	木流し工
								(小計)		(2) 370	(1) 10			
141	五十浦川	1	五十浦川	109	佐渡		五十浦	水衝 洗掘			右 134		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 134			
142	岩谷口小川	1	岩谷口小川	110	佐渡		岩谷口	水衝 洗掘			右 150 左 150		欠壊	木流し工
								(小計)			(2) 300			
143	大川	1	大川	111	佐渡		岩谷口	水衝 洗掘			左 90		欠壊	木流し工
								(小計)			(1) 90			
一級河川計									(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		
二級河川計									(0) 0	(72) 24,895	(228) 190,407	(0) 0		
事務所管内合計									(0) 0	(72) 24,895	(228) 190,407	(0) 0		

国土交通省事務所別重要水防箇所調べ(河川)

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
荒川	L1	村上市		海老江	0.25 ～ 0.75	村上市			左 503
	L2	〃		海老江	0.75 ～ 1.00	村上市	左 250		左 250
	L3	〃		荒川縁新田	1.00 ～ 1.25	村上市			左 254
	L4	〃		大津～佐々木	3.50+100 ～ 4.25	村上市			左 661
	L5	〃		佐々木～荒島	5.00 ～ 5.75	村上市			左 727
	L6	〃		荒島	6.25 ～ 7.50	村上市			
	L7	〃		貝附	9.00 ～ 10.50	村上市			左 1,525
	L8	岩船郡	関川村	大島	11.00 ～ 11.25	関川村			左 228
	L9	〃	〃	上関	16.50+50 ～ 16.75	関川村			左 237
	L10	〃	〃	上関	16.75 ～ 17.25	関川村	左 557		左 557
	L11	〃	〃	上関	17.25 ～ 17.50	関川村			左 368
	L12	〃	〃	楢木新田	17.75 ～ 17.75	関川村			左 118
左岸小計							(2) 807		(11) 5,428

要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	堤体漏水、越水(溢水)	堤防決壊	シート張り工、積み土のう工
	越水(溢水)	堤防決壊	
	水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張り工、木流し工
	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
左 1,281	破堤跡		
	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張り工、木流し工
	堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	シート張り工、蛇籠張工、木流し工
	水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	越水(溢水)、堤防断面不足	越水 堤防決壊	積み土のう工
(1) 1,281	(A＋B) (11) 5,428		

河川名	番　号	位置				管理団体	重　点	A	B
		郡　市	町村区	大　　字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
荒　川	Ｒ１	村上市		塩　　谷	-0.25　～　0.00	村上市			右　392
	Ｒ２	〃		塩　　谷	0.00　～　0.25	村上市	右　258		右　258
	Ｒ３	〃		塩　　谷	0.25　～　1.50	村上市	右　1,294		右　1,294
	Ｒ４	〃		荒川縁新田	1.50　～　1.75	村上市	右　270		右　270
	Ｒ５	〃		平林～ 葛籠山	4.25+180　～　4.50+230	村上市			右　312
	Ｒ６	〃		葛　籠　山	4.75　～　4.75+150	村上市			
	Ｒ７	〃		川　　部	5.00　～　5.75	村上市			右　799
	Ｒ８	〃		川　　部	5.50　～　6.25	村上市			
	Ｒ９	岩船郡	関川村	高　　田	10.25+100　～　10.75	関川村			右　448
	Ｒ１０	〃	〃	高　　田	10.75　～　11.00	関川村	右　469		右　469
	Ｒ１１	〃	〃	高　　田	11.00　～　11.00+100	関川村	右　100		右　100
	Ｒ１２	〃	〃	高　　田	11.00+100　～　11.75+170	関川村	右　805		右　805
	Ｒ１３	〃	〃	小見前新田	13.25+200　～　13.75	関川村			
	Ｒ１４	〃	〃	湯　　沢	16.50　～　17.50	関川村			右　869
	Ｒ１５	〃	〃	高　　瀬	18.25　～　18.50	関川村			
右　岸 小　計							(6)　3,196		(11)　6,016
荒　川 合　計							(8)　4,003		(22)　11,444

要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
	越水(溢水)	堤防決壊 越水 堤防決壊	積み土のう工
	基礎地盤漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工、月の輪工、釜段工
	基礎地盤漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
右 150	破堤跡	堤防決壊	
	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
右 758	破堤跡		
	越水(溢水)、堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工
	越水(溢水)、基礎地盤漏水、堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	積み土のう工、月の輪工、釜段工、シート張り工 蛇籠張工、木流し工
	水衝・洗掘、堤体漏水	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工、シート張り工
	堤体漏水	堤防決壊	シート張り工
右 313	破堤跡		
	堤体漏水、基礎地盤漏水	堤防決壊	シート張り工、月の輪工、釜段工
右 197	破堤跡		
(4) 1,418	(A＋B) (11) 6,016		
(5) 2,699	(A＋B) (22) 11,444		

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
阿賀野川	1	新潟市	東区	松浜町	-0.6k ～ 0.1k	新潟市	左 632	左 632	
	2	新潟市	東区	松浜町	0.1k ～ 0.3k	新潟市	左 210	左 210	
	3	新潟市	東区	松浜町	0.3k ～ 1.4k	新潟市	左 1,246	左 1,246	
	4	新潟市	東区	下山	0.6k+50m ～ 1.0k+200m	新潟市			
	5	新潟市	東区	一日市	2.3k ～ 2.33k	新潟市	左 23	左 23	
	6	新潟市	東区	一日市	2.33k ～ 2.5k	新潟市			左 155
	7	新潟市	東区	一日市	3.5k ～ 4.1k	新潟市			左 645
	8	新潟市	東区	本所	4.3k ～ 4.7k	新潟市			左 462
	9	新潟市	東区	本所	4.9k ～ 5.1k	新潟市			左 202
	10	新潟市	東区	本所	5.2k ～ 5.8k	新潟市			左 566
	11	新潟市	江南区	大渕	5.91k ～ 6.2k	新潟市	左 293	左 293	
	12	新潟市	江南区	細山	7.0k ～ 7.8k	新潟市			左 907
	13	新潟市	江南区	蔵岡	7.8k ～ 8.2k-4m	新潟市	左 370	左 370	
	14	新潟市	江南区	小杉	8.4k+172m ～ 8.6k+100m	新潟市	左 105	左 105	
	15	新潟市	江南区	小杉	8.6k+100m ～ 8.9k	新潟市			左 211
	16	新潟市	江南区	小杉	8.9k ～ 9.1k	新潟市			左 223
	17	新潟市	江南区	小杉	9.0k ～ 9.0k+670m	新潟市			
	18	新潟市	江南区	小杉	9.1k ～ 9.2k+110m	新潟市			左 214
	19	新潟市	江南区	小杉	9.5k ～ 9.6k	新潟市	左 159	左 159	
	20	新潟市	江南区	小杉	9.6k ～ 9.64k	新潟市	左 46	左 46	
	21	新潟市	江南区	小杉	9.64k ～ 9.65k	新潟市	左 11	左 11	
	22	新潟市	江南区	小杉	9.65k ～ 10.82k	新潟市			左 688
	23	新潟市	江南区	横越	13.0k+197m ～ 13.6k	新潟市			左 449
	24	新潟市	江南区	横越中央	14.1k ～ 14.2k	新潟市			左 143
	25	新潟市	江南区	沢海	16.692k ～ 17.1k	新潟市			左 401
	26	新潟市	江南区	沢海	16.0k-90m ～ 16.0k+10m	新潟市	左 100		
	27	新潟市	秋葉区	満願寺	17.2k ～ 17.3k	新潟市			左 131
	28	新潟市	秋葉区	満願寺	17.3k ～ 17.6k	新潟市			左 386
	29	新潟市	秋葉区	満願寺	17.6k ～ 17.6k+40m	新潟市			左 40
	30	新潟市	秋葉区	満願寺	17.6k+40 ～ 17.7k	新潟市			左 111
	31	新潟市	秋葉区	満願寺	17.7k ～ 17.8k	新潟市			左 151
	32	新潟市	秋葉区	満願寺	18.0k ～ 18.2k+80m	新潟市			左 371
	33	新潟市	秋葉区	満願寺	18.2k+80m ～ 18.4k+50m	新潟市	左 268	左 268	
	34	新潟市	秋葉区	満願寺	18.4k+50m ～ 18.80k	新潟市			左 489

要注意区間	現況	対策水防工法
	越水A 水衝・洗掘A	積み土のう工 木流し工・川倉工
	越水A 水衝・洗掘A 堤体漏水B	積み土のう工 木流し工・川倉工 シート張工・築廻し工
	越水A 水衝・洗掘A	積み土のう工 木流し工・川倉工
左　591	旧川跡	
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
	水衝・洗掘B	木流し工・川倉工
	水衝・洗掘A	木流し工・川倉工
	水衝・洗掘A	木流し工・川倉工
	水衝・洗掘B	木流し工・川倉工
	堤体漏水B 水衝・洗掘B	シート張工・築廻し工 木流し工・川倉工
左　670	旧川跡	
	水衝・洗掘B	木流し工・川倉工
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B 基盤漏水A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	基盤漏水B 堤体漏水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	漏水の恐れあり	月の輪工・釜段工
	水衝・洗掘B	木流し工・川倉工
	水衝・洗掘B 堤体漏水B	木流し工・川倉工 シート張工・築廻し工
	越水B 水衝・洗掘B 堤体漏水B	積み土のう工 木流し工・川倉工 シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水B	木流し工・川倉工 シート張工・築廻し工
	越水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B 基盤漏水B 越水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	越水B 水衝・洗掘A	積み土のう工 木流し工・川倉工
	越水B 水衝・洗掘B	積み土のう工 木流し工・川倉工

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
阿賀野川	35	新潟市	秋葉区	中新田 大安寺 六郷	18.80k ～ 19.4k+85m	新潟市			左 762
	36	新潟市	秋葉区	六郷	19.0k-200m ～ 19.0k+150m	新潟市			
	37	新潟市	秋葉区	六郷	19.4k-85m ～ 19.80k	新潟市			左 359
	38	新潟市	秋葉区	六郷	19.5k-100m ～ 19.5k+100m	新潟市			
	39	新潟市	秋葉区	六郷	20.2k ～ 20.4k				左 79
	40	新潟市	秋葉区	金屋	21.2k ～ 21.8k	新潟市			左 492
	41	新潟市	秋葉区	金屋	21.5k-170m ～ 21.5k-100m	新潟市			
	42	新潟市	秋葉区	金屋	22.0k+50m ～ 22.4k	新潟市			
	43	新潟市	秋葉区	金屋 下新	22.2k ～ 23.0k	新潟市			左 1,425
	44	新潟市	秋葉区	下新 一本杉	23.2k ～ 25.4k	新潟市			左 2,242
	45	新潟市	秋葉区	下新	23.6k ～ 23.8k	新潟市			
	46	五泉市		一本杉	25.5k ～ 27.0-100mk	五泉市			
	47	五泉市		一本杉	25.51k ～ 26.2k	五泉市			左 586
	48	五泉市		高山	26.2k ～ 26.8k	五泉市			左 564
	49	五泉市		高山	26.8k ～ 27.0k	五泉市			左 245
	50	五泉市		論瀬	27.8k ～ 27.8k+100m	五泉市			
	51	五泉市		清瀬	28.2k+140m ～ 28.2k+214m	阿賀野市	左 74	左 74	
	52	阿賀野市		渡場	28.8k ～ 28.8k+100m	阿賀野市			
	53	五泉市		渡場	29.2k ～ 29.25k	五泉市			左 71
	54	五泉市		渡場	29.25k ～ 29.26k	五泉市	左 14	左 14	
	55	五泉市		渡場	29.26k ～ 29.27k	五泉市			左 14
	56	五泉市		渡場	29.27k ～ 29.28k	五泉市	左 14	左 14	
	57	五泉市		渡場	29.28k ～ 29.36k	五泉市			左 113
	58	五泉市		渡場	29.36k ～ 29.37k	五泉市	左 14	左 14	
	59	五泉市		笹堀	29.37k ～ 29.40k	五泉市			左 43
	60	五泉市		笹堀	29.40k ～ 29.79k	五泉市			左 523
	61	五泉市		笹堀	29.5k ～ 29.5k+70m	五泉市			
	62	五泉市		笹堀	29.79k ～ 29.8k	五泉市	左 12	左 12	
	63	五泉市		笹堀	29.8k ～ 30.0k	五泉市			左 204
	64	五泉市		笹堀	30.0k ～ 30.3k	五泉市			左 300
	65	五泉市		小搦	30.0k+280m ～ 30.0k+530m	五泉市			
	66	五泉市		小搦	30.3k ～ 30.54k	五泉市			左 146
	67	五泉市		小搦	30.54k ～ 30.6k	五泉市			左 62
	68	五泉市		小搦 小流	30.6k ～ 31.4k	五泉市			左 730

要注意区間	現況	対策水防工法
	越水B	積み土のう工
左 350	旧川跡	
	越水B	積み土のう工
左 200	旧川跡	
	越水B	積み土のう工
	越水B	積み土のう工
左 70	旧川跡	
左 481	旧川跡	
	越水B	積み土のう工
	越水B	積み土のう工
左 200	旧川跡	
左 1,303	旧川跡	
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
	越水B 基盤漏水B	積み土のう工 月の輪工・釜段工
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
左 100	旧川跡	
	水衝・洗掘A	木流し工・川倉工
左 100	旧川跡	
	基盤漏水B 堤体漏水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水A	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水A	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水A	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工
	基盤漏水B 堤体漏水B 越水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工 積み土のう工
左 70	旧川跡	
	基盤漏水B 堤体漏水A 越水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工 積み土のう工
	基盤漏水B 堤体漏水B 越水B	月の輪工・釜段工 シート張工・築廻し工 積み土のう工
	基盤漏水B 越水B	月の輪工・釜段工 積み土のう工
左 250	旧川跡	
	越水B	積み土のう工
	基盤漏水B 越水B	月の輪工・釜段工 **積み土のう工**
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
阿賀野川	69	五泉市		小馬流下	31.4k ～ 31.8k-50m	五泉市			左 362
	70	五泉市		小馬流下	31.8k-50m ～ 31.8k+50m	五泉市	左 100	左 100	
	71	五泉市		小馬流下	31.8k+50m ～ 32.4k	五泉市			左 537
	72	五泉市		小馬流下	32.0k-200m ～ 32.0k-100m	五泉市			
	73	五泉市		馬下	32.4k ～ 32.8k	五泉市			左 417
	74	五泉市		馬下	32.8k ～ 33.2k	五泉市		左 390	
	75	五泉市		馬下	33.8k ～ 34.0k	五泉市			左 108
左岸小計							(18) 3,691	(18) 3,981	(43) 17,329
阿賀野川	76	新潟市	北区	松浜	-0.3k ～ 0.0k	新潟市	右 702	右 702	
	77	新潟市	北区	松浜	0.0k ～ 0.8k	新潟市	右 964	右 964	
	78	新潟市	北区	松浜	0.8k ～ 1.4k	新潟市	右 523	右 523	
	79	新潟市	北区	松浜 新元島町	1.4k ～ 2.0k	新潟市			
	80	新潟市	北区	新元島町	1.4k+128m ～ 1.4k+196m	新潟市			右 68
	81	新潟市	北区	西名目所	2.3k ～ 2.41k	新潟市	右 128	右 128	
	82	新潟市	北区	西名目所	2.41k ～ 2.43k	新潟市	右 23	右 23	
	83	新潟市	北区	西名目所	2.43k ～ 2.5k	新潟市			右 81
	84	新潟市	北区	西名目所	2.5k ～ 2.51k	新潟市	右 10	右 10	
	85	新潟市	北区	濁川	2.51k ～ 2.70k	新潟市			右 333
	86	新潟市	北区	濁川	2.70k ～ 3.2k	新潟市			右 611
	87	新潟市	北区	濁川	2.6k ～ 2.8k	新潟市			
	88	新潟市	北区	高森	4.0k+200m ～ 4.0k+270m	新潟市			
	89	新潟市	北区	高森	5.2k ～ 5.3k	新潟市			右 105
	90	新潟市	北区	高森	5.3k ～ 5.4k	新潟市			右 105
	91	新潟市	北区	高森	5.4k ～ 5.7k-10m	新潟市			右 317
	92	新潟市	北区	高森	5.7k-10m ～ 5.7k	新潟市	右 10	右 10	
	93	新潟市	北区	高森	5.0k+370m ～ 6.0k+100m	新潟市			
	94	新潟市	北区	高森	6.8k ～ 6.8k50m	新潟市			
	95	新潟市	北区	細山	7.5k ～ 8.00k	新潟市			右 430
	96	新潟市	北区	三ツ屋	8.00k ～ 8.20k	新潟市	右 205	右 205	
	97	新潟市	北区	三ツ屋	8.2k ～ 8.4k	新潟市			右 191
	98	新潟市	北区	太子堂	8.4k ～ 8.8k+130m	新潟市			右 483

要注意区間	現況	対策水防工法
	基盤漏水B 越水B	月の輪工・釜段工 積み土のう工
	基盤漏水A	月の輪工・釜段工
	基盤漏水B 越水B	月の輪工・釜段工 積み土のう工
左　100	旧川跡	
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
	越水A	積み土のう工
	越水B	積み土のう工
(13)　4,485	（Ａ＋Ｂ）　(61)　21,311	
	越水A	積み土のう工
	越水A 堤体漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水A	積み土のう工
右　656	旧川跡	
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水A 基盤漏水A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	水衝・洗掘B 堤体漏水B 基盤漏水A	木流し工・川倉工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
右　225	旧川跡	
右　70	旧川跡	
	越水B	積み土のう工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
右　786	旧川跡	
右　50	旧川跡	
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
	越水B **堤体漏水B**	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
阿賀野川	99	新潟市	北区	太子堂	8.8k ～ 9.0k	新潟市	右 53	右 53	
	100	新潟市	北区	大迎 長呂 戸塚 灰杉 小	9.0k ～ 12k-150m	新潟市			
	101	阿賀野市		法柳	11.4k+100m ～ 11.60k	阿賀野市			右 171
	102	阿賀野市		法柳	11.60k ～ 11.60k+190m	阿賀野市	右 190	右 190	
	103	阿賀野市		法柳	11.6k+190m ～ 11.6k+200m	阿賀野市			右 10
	104	阿賀野市		法柳	11.6k+200m ～ 11.6k+210m	阿賀野市			右 10
	105	阿賀野市		法柳	11.6k+210m ～ 11.8k+20m	阿賀野市	右 67	右 67	
	106	阿賀野市		深堀	12.2k-100m ～ 12.2k+100m	阿賀野市	右 200		
	107	阿賀野市		深堀	12.8k+98m ～ 13.0k	阿賀野市			右 60
	108	阿賀野市		深堀	13.0k ～ 13.0k+10m	阿賀野市	右 10	右 10	
	109	阿賀野市		深堀	13.0k+10m ～ 13.60k	阿賀野市			右 503
	110	阿賀野市 新潟市	江南区	下黒瀬 沢海	15.6k ～ 15.8k+100m	阿賀野市 新潟市			
	111	新潟市 阿賀野市	江南区	沢海 京ヶ瀬工業団地	16.6k ～ 16.8k+100m	新潟市 阿賀野市			
	112	阿賀野市		京ヶ瀬工業団地	16.9k ～ 17.4k	阿賀野市			右 411
	113	阿賀野市		京ヶ瀬工業団地	17.40k ～ 17.7k	阿賀野市			右 182
	114	阿賀野市		京ヶ瀬工業団地	17.7k ～ 17.9k	阿賀野市			右 78
	115	阿賀野市		京ヶ瀬工業団地	17.90k ～ 18.70k	阿賀野市			右 181
	116	阿賀野市		京ヶ瀬工業団地	18.2k-4m ～ 18.2k+12m	阿賀野市	右 16		右 16
	117	阿賀野市		下里	18.70k ～ 19.00k	阿賀野市			右 145
	118	阿賀野市		下里	19.00k ～ 19.43k	阿賀野市	右 424	右 424	
	119	阿賀野市		嘉瀬島	19.43k ～ 19.90k	阿賀野市			右 442
	120	阿賀野市		粕島	19.90k ～ 20.4k	阿賀野市			右 601
	121	阿賀野市		粕島	20.4k ～ 20.4k+10m	阿賀野市	右 10	右 10	
	122	阿賀野市		粕島	20.4k+10m ～ 20.6k	阿賀野市			右 283
	123	阿賀野市		粕島	20.6k ～ 20.62k	阿賀野市			右 32
	124	阿賀野市		粕島	20.62k ～ 20.69k	阿賀野市	右 112	右 112	
	125	阿賀野市		粕島	20.6k+50m ～ 20.8k	阿賀野市			
	126	阿賀野市		水ヶ曽根	20.69k ～ 20.80k	阿賀野市			右 176
	127	阿賀野市		水ヶ曽根	20.80k ～ 21.00k	阿賀野市			右 339
	128	阿賀野市		分田	21.00k ～ 21.10k	阿賀野市			右 119
	129	阿賀野市		分田	21.00k ～ 21.0k+90m	阿賀野市			
	130	阿賀野市		分田	21.10k ～ 21.2k-55m	阿賀野市			右 64

要注意区間	現況	対策水防工法
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
右　3,386	旧川跡	
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B 基盤漏水A 越水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	堤体漏水B 基盤漏水B 越水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	漏水の恐れあり	月の輪工・釜段工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
右　370	旧川跡	
右　324	旧川跡	
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B	積み土のう工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B	積み土のう工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B	積み土のう工
	堤体漏水A 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
右　270	旧川跡	
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
右　90	旧川跡	
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
阿賀野川	131	阿賀野市		分田	21.2k-55m ～ 21.2k-5m	阿賀野市	右 50	右 50	
	132	阿賀野市		分田	21.2k-5m ～ 21.4k	阿賀野市			右 286
	133	阿賀野市		上福岡	21.40k ～ 21.90k	阿賀野市			右 421
	134	阿賀野市		上福岡	21.90k ～ 22.00k	阿賀野市			右 39
	135	阿賀野市		小浮	22.7k ～ 23.00k	阿賀野市			右 188
	136	阿賀野市		小浮	23.00k ～ 23.01k	阿賀野市	右 7	右 7	
	137	阿賀野市		小浮	23.5k ～ 23.5k+100m	阿賀野市			
	138	阿賀野市		小浮	23.01k ～ 23.10k	阿賀野市			右 59
	139	阿賀野市		千唐仁	23.3k ～ 23.8k	阿賀野市			右 459
	140	阿賀野市		千唐仁	23.80k ～ 24.10k	阿賀野市			右 306
	141	阿賀野市		千唐仁	24.1k ～ 24.3k	阿賀野市			右 233
	142	阿賀野市		千唐仁	24.2k+50m ～ 24.4k+50m	阿賀野市			
	143	阿賀野市		千唐仁	24.3k ～ 24.2k+140m	阿賀野市			右 22
	144	阿賀野市		千唐仁	24.2k+140m ～ 24.2k+170m	阿賀野市	右 30	右 30	
	145	阿賀野市		千唐仁	24.2k+170m ～ 24.4k	阿賀野市			右 294
	146	阿賀野市		千唐仁	24.4k ～ 24.6k	阿賀野市	右 166	右 166	
	147	阿賀野市		千唐仁	24.6k ～ 24.6k+100m	阿賀野市			右 100
	148	阿賀野市		千唐仁	24.6k+100m ～ 24.8k+69m	阿賀野市	右 169	右 169	
	149	阿賀野市		小浮	24.8k+69m ～ 25.2k	阿賀野市			右 346
	150	阿賀野市		小浮	25.2k ～ 25.31k	阿賀野市			右 110
	151	阿賀野市		小浮	25.31k ～ 25.34k	阿賀野市	右 30	右 30	
	152	阿賀野市		小浮	25.34k ～ 25.5k	阿賀野市			右 178
	153	阿賀野市		小浮	25.6k ～ 25.8k	阿賀野市			
	154	阿賀野市		小浮	25.5k ～ 25.876k	阿賀野市			右 419
	155	阿賀野市		小浮	26.2k ～ 26.4k	阿賀野市	右 222	右 222	
	156	阿賀野市		小浮	26.40k ～ 26.8k	阿賀野市			右 524
	157	阿賀野市		小浮	26.5k-140m ～ 27k-200m	阿賀野市			
	158	阿賀野市		保田 新保	26.8k ～ 27.0k	阿賀野市			右 228
	159	阿賀野市		保田 新保	27.0k ～ 27.20k	阿賀野市			右 301
	160	阿賀野市		保田 新保	27.0k ～ 28.8k+100m	阿賀野市			
	161	阿賀野市		新保	27.20k ～ 27.80k	阿賀野市			右 859
	162	阿賀野市		新保	27.80k ～ 27.85K	阿賀野市	右 44	右 44	
	163	阿賀野市		新保	27.85k ～ 29.40k	阿賀野市			右 1,336

要注意区間	現況	対策水防工法
	堤体漏水A 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水A	シート張工・築廻し工
右　100	旧川跡	
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 基盤漏水B	積み土のう工 月の輪工・釜段工
右　228	旧川跡	
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水A 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水A 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
右　226	旧川跡	
	基盤漏水B	月の輪工・釜段工
	基盤漏水A	月の輪工・釜段工
	越水B	積み土のう工
右　561	旧川跡	
	越水B **堤体漏水B**	積み土のう工 **シート張工・築廻し工**
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
右　2,169	旧川跡	
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	堤体漏水B 基盤漏水B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
阿賀野川	164	阿賀野市		新保	29.40k ～ 29.51k	阿賀野市			右 95
	165	阿賀野市		渡場	29.51k ～ 29.6k-57m	阿賀野市			右 143
	166	阿賀野市		渡場	29.6k-57m ～ 29.6k+43m	阿賀野市			右 100
	167	阿賀野市		渡場	29.6k+43m ～ 29.6k+65m	阿賀野市			右 22
	168	阿賀野市		渡場	29.6k+65m ～ 29.8k+100m	阿賀野市	右 270	右 270	
	169	阿賀野市		渡場	29.8k+100m ～ 30.3k	阿賀野市			右 393
	170	阿賀野市		渡場	30.3k ～ 30.60k	阿賀野市			右 396
	171	阿賀野市		渡場	30.6k+110m ～ 30.8k+70m	阿賀野市	右 145	右 145	
	172	阿賀野市		草水 小松	31.80k ～ 32.6k	阿賀野市			右 799
	173	阿賀野市		小松	32.6k ～ 33.0k	阿賀野市		右 397	
	174	阿賀野市		小松	33.0k ～ 33.2k	阿賀野市			右 199
	175	阿賀野市		小松	33.20k ～ 33.40k	阿賀野市		右 169	
	176	阿賀野市		小松	33.40k ～ 34.00k	阿賀野市			右 504
右岸小計							(27) 4,780	(27) 5,130	(58) 15,903
阿賀野川計							(45) 8,471	(45) 9,111	(101) 33,233
早出川	177	五泉市		三本木	0.0k+40m ～ 0.0k+140m	五泉市			
	178	五泉市		三本木	1.7k ～ 2.0k	五泉市			左 349
	179	五泉市		三本木	2.0k+270m ～ 2.0k+560m	五泉市			
	180	五泉市		三本木	3.6k+100m ～ 4.2k	五泉市			
左岸小計									(1) 349
早出川	181	五泉市		羽下 下条	0.6k ～ 1.4k	五泉市			右 805
	182	五泉市		羽下	0.4k+100m ～ 1.0k	五泉市			
	183	五泉市		下条 三本木	1.8k ～ 2.4k	五泉市			
	184	五泉市		下条 三本木	3.0k+280m ～ 3.0k+190m	五泉市			
	185	五泉市		下条 三本木	3.2k ～ 3.75k	五泉市			右 555
	186	五泉市		下条 三本木	4.0k-285m ～ 4.0k-255m	五泉市			
	187	五泉市		三本木 一本杉 赤海	4.0k+80m ～ 4.6k	五泉市			右 565

要注意区間	現況	対策水防工法
	越水B 堤体漏水B 基盤漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B	積み土のう工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	越水B	積み土のう工
	水衝・洗掘A	木流し工・川倉工
	越水B	積み土のう工
	越水A	積み土のう工
	越水B	積み土のう工
	越水A	積み土のう工
	越水B	積み土のう工
(15) 9,511	（Ａ＋Ｂ） (85) 21,033	
(28) 13,996	（Ａ＋Ｂ） (146) 42,344	
左 100	旧川跡	
	堤体漏水B	シート張工・築廻し工
左 290	旧川跡	
左 468	旧川跡	
(3) 858	（Ａ＋Ｂ） (1) 349	
	堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
右 557	旧川跡	
右 543	旧川跡	
右 470	旧川跡	
	堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
右 30	旧川跡	
	堤体漏水 B	シート張工・築廻し工

河川名	番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 (自○km±○m～至○km±○m)				
右岸小計									(3) 1,925
早出川 計									(4) 2,274
阿賀野川 合計		(早出川含む)					(45) 8,471	(45) 9,111	(105) 35,507

要注意区間	現況	対策水防工法
(4) 1,600	（A＋B） (3) 1,925	
(7) 2,458	（A＋B） (4) 2,274	
(35) 16,454	（A＋B） (150) 44,618	

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
大河津分水路	L1	長岡市		寺泊藪田	8.20 ～ 7.80 +100m	長岡市			左 334
	L2	長岡市		寺泊藪田	7.80 +100m ～ 7.60	長岡市			左 272
	L3	燕市		渡部	7.60 ～ 6.40	燕市			左 1,165
	L4	燕市		渡部	6.40 ～ 5.80 +160m	燕市			左 424
	L5	燕市		渡部	5.60 +120m ～ 5.40 +169m	燕市			左 148
	L6	燕市		渡部	5.40 +169m ～ 5.40 +168m	燕市			左 1
	L7	燕市		渡部	5.40 +168m ～ 5.40 +167m	燕市			左 1
	L8	燕市		渡部	5.40 +167m ～ 5.40 +110m	燕市			左 57
	L9	燕市		渡部	5.40 +110m ～ 5.40 +35m	燕市			左 75
	L10	燕市		渡部	5.40 +35m ～ 5.20 +155m	燕市			左 100
	L11	燕市		渡部	5.20 +155m ～ 5.20	燕市			左 155
	L12	燕市		真木山	5.20 ～ 4.80	燕市			左 371
	L13	燕市～長岡市		真木山～寺泊蛇塚	4.80 ～ 4.20	燕市～長岡市			左 499
	L14	長岡市		寺泊蛇塚	4.20 ～ 3.20 +168m	長岡市			左 791
	L15	長岡市		寺泊蛇塚	3.20 +168m ～ 3.20 +163m	長岡市			左 5
	L16	長岡市		寺泊蛇塚	3.20 +163m ～ 3.20 +157m	長岡市			左 6
	L17	長岡市		寺泊蛇塚	3.20 +157m ～ 3.20 +156m	長岡市			左 1
	L18	長岡市		寺泊蛇塚～寺泊新長	3.20 +156m ～ 2.20 +170m	長岡市			左 987
	L19	長岡市		寺泊新長	2.20 +170m ～ 2.20 +169m	長岡市			左 1
	L20	長岡市		寺泊新長	2.20 +169m ～ 2.20 +135m	長岡市			左 34
	L21	長岡市		寺泊新長	2.20 +135m ～ 2.20 +69m	長岡市			左 66
	L22	長岡市		寺泊新長	2.20 +69m ～ 2.00 +100m	長岡市			左 166
	L23	長岡市		寺泊新長	2.00 +100m ～ 2.00 +29m	長岡市			左 71
	L24	長岡市		寺泊新長	2.00 +29m ～ 1.80 +100m	長岡市			左 129
	L25	長岡市		寺泊新長	1.80 +100m ～ 1.60 +158m	長岡市			左 113
	L26	長岡市		寺泊新長	1.60 +158m ～ 1.60 +147m	長岡市	左 11	左 11	
	L27	燕市～長岡市		五千石～寺泊下中条	1.60 +147m ～ 1.00	燕市～長岡市			左 641
	L28	長岡市		寺泊下中条	1.00 ～ 0.80 +93m	長岡市			左 58
	L29	長岡市		寺泊下中条	0.80 +93m ～ 0.80 +87m	長岡市			
	L30	長岡市		寺泊敦ヶ曽根	0.60 +53m ～ 0.40 +42m	長岡市			左 175
	L31	燕市		五千石	0.20 +92m ～ 0.20	燕市			左 92
	L32	燕市		五千石	0.20 ～ 0.00	燕市			左 131

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L1		地すべりB	河積縮小 水位上昇	
L2		地すべりB（実績有・対策工完）	河積縮小 水位上昇	
L3		地すべりB	河積縮小 水位上昇	
L4		越水B、堤体漏水B、地すべりB	越水、欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L5		越水B、堤体漏水B、地すべりB	越水、欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L6		堤体漏水B、地すべりB	欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	シート張りエ（木流しエ）
L7		越水B、堤体漏水B、地すべりB	越水、欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L8		堤体漏水B、地すべりB	欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	シート張りエ（木流しエ）
L9		越水B、堤体漏水B、地すべりB	越水、欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L10		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、地すべりB	越水、欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）、 月の輪エ、釜段エ
L11		越水B、堤体漏水B、地すべりB	越水、欠壊、漏水、 河積縮小、水位上昇	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L12		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L13		越水B	越水	積み土のうエ
L14		越水B	越水	積み土のうエ
L15		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）、 月の輪エ、釜段エ
L16		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L17		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）、 月の輪エ、釜段エ
L18		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L19		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）、 月の輪エ、釜段エ、重点監視区間（浸透）
L20		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L21		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）、 月の輪エ、釜段エ
L22		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L23		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）、 月の輪エ、釜段エ
L24		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、 漏水	積み土のうエ、シート張りエ（木流しエ）
L25		越水B	越水	積み土のうエ
L26		越水A	越水	積み土のうエ
L27		越水B	越水	積み土のうエ
L28		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のうエ、月の輪エ、釜段エ
L29	左 6	旧川跡	漏水	月の輪エ、釜段エ
L30		越水B	越水	積み土のうエ
L31		越水B	越水	積み土のうエ
L32		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のうエ、月の輪エ、釜段エ

河川名	新番号	位置				管理団体	重点		A		B	
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）							
大河津分水路	R1	長岡市～燕市		寺泊野積～国上	7.60 +130m ～ 6.20	長岡市～燕市					右	1,525
	R2	燕市		国上～石湊	5.00 +80m ～ 4.80 +118m	燕市					右	161
	R3	燕市		石湊	4.80 +118m ～ 4.40 +18m	燕市					右	501
	R4	燕市		石湊～竹ヶ花	4.40 +18m ～ 4.20	燕市					右	218
	R5	燕市～長岡市		竹ヶ花～寺泊蛇塚	4.20 ～ 3.00 +199m	燕市～長岡市					右	1,001
	R6	燕市		新長	3.00 +199m ～ 3.00 +101m	燕市					右	96
	R7	燕市		新長	3.00 +101m ～ 3.00 +100m	燕市					右	1
	R8	燕市		新長	3.00 +100m ～ 2.80	燕市					右	300
	R9	燕市		新長	2.80 ～ 2.20 +64m	燕市					右	536
	R10	燕市		野中才	2.20 +64m ～ 1.60 +177m	燕市					右	489
	R11	燕市		野中才	1.60 +177m ～ 1.60 +166m	燕市	右	11	右	11		
	R12	燕市		五千石	1.60 +166m ～ 1.60 +80m	燕市					右	86
	R13	燕市		五千石	1.60 +80m ～ 1.60 +62m	燕市					右	18
	R14	燕市		五千石	1.60 +62m ～ 1.60	燕市					右	62
	R15	燕市		五千石	1.60 ～ 1.00 +65m	燕市					右	540
	R16	燕市		五千石	1.00 +65m ～ 1.00 +45m	燕市					右	20
	R17	燕市		五千石	1.00 +45m ～ 1.00	燕市					右	45
	R18	燕市		五千石	1.00 ～ 0.80 +121m	燕市					右	79
	R19	燕市		五千石	0.80 +67m ～ 0.80 +30m	燕市					右	37
	R20	燕市		五千石	0.80 +30m ～ 0.80 +29m	燕市					右	1
	R21	燕市		五千石	0.80 +29m ～ 0.80	燕市					右	29
	R22	燕市		五千石	0.80 ～ 0.60	燕市					右	201
	R23	燕市		五千石	0.60 ～ 0.40 +24m	燕市					右	177
	R24	燕市		五千石	0.40 +24m ～ 0.20 +176m	燕市					右	42
	R25	燕市		五千石	0.20 +176m ～ 0.20 +94m	燕市					右	82
	R26	燕市		五千石	0.20 +94m ～ 0.00 +102m	燕市					右	197
	R27	燕市		五千石	0.00 +102m ～ 0.00	燕市					右	102
左岸小計								11		11		7,069
							1	11	1	11	30	7,069
右岸小計								11		11		6,546
							1	11	1	11	26	6,546
大河津分水路合計								22		22		13,615
							2	22	2	22	56	13,615

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R1		地すべりB（実績有・暫定対策工済）	河積縮小 水位上昇	
R2		越水B	越水	積み土のう工
R3		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R4		越水B	越水	積み土のう工
R5		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R6		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R7		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R8		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R9		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R10		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R11		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R12		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R13		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R14		越水B	越水	積み土のう工
R15		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R16		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R17		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R18		越水B	越水	積み土のう工
R19		越水B	越水	積み土のう工
R20		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R21		越水B	越水	積み土のう工
R22		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R23		越水B	越水	積み土のう工
R24		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R25		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R26		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R27		越水B	越水	積み土のう工
	6 1 6			
	0 0 0			
	6 1 6			

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B	
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）					
信濃川（中流-1）	L33	燕市		五千石	0.00 ～ -1.50 -180m	燕市			左	59
	L34	燕市		五千石	-1.50 -180m ～ -1.50 -179m	燕市			左	1
	L35	燕市～長岡市		五千石～寺泊町軽井	-1.50 -179m ～ -0.50 +57m	燕市～長岡市			左	1,254
	L36	長岡市		寺泊町軽井	-0.50 +57m ～ -0.50 +326m	長岡市			左	269
	L37	長岡市		寺泊町軽井	-0.50 +326m ～ -0.50 +327m	長岡市			左	1
	L38	長岡市		寺泊町軽井	-0.50 +327m ～ 0.00 +479m	長岡市			左	498
	L39	長岡市		寺泊町軽井	0.00 +479m ～ 0.00 +480m	長岡市			左	1
	L40	長岡市		寺泊町軽井～寺泊田尻	0.00 +480m ～ 0.50 +296m	長岡市			左	384
	L41	長岡市		寺泊田尻	0.50 +296m ～ 0.50 +297m	長岡市			左	1
	L42	長岡市		寺泊田尻～寺泊岩方	0.50 +297m ～ 1.50	長岡市			左	680
	L43	長岡市		寺泊岩方	1.50 ～ 1.50 +80m	長岡市			左	80
	L44	長岡市		寺泊岩方	1.50 +80m ～ 2.00	長岡市			左	457
	L45	長岡市		寺泊岩方～与板町岩方	2.00 ～ 2.75	長岡市			左	742
	L46	長岡市		与板町岩方～与板町馬越	2.75 ～ 3.50 +169m	長岡市			左	928
	L47	長岡市		与板町馬越	3.50 +169m ～ 3.50 +275m	長岡市			左	106
	L48	長岡市		与板町本与板	3.50 - 8m ～ 4.50	長岡市			左	1,074
	L49	長岡市		与板町本与板	4.50 ～ 4.75 +103m	長岡市			左	464
	L50	長岡市		与板町本与板	4.75 +103m ～ 4.75 +168m	長岡市			左	65
	L51	長岡市		与板町本与板～与板町与板	4.75 +168m ～ 5.00	長岡市			左	56
	L52	長岡市		与板町与板	5.00 ～ 5.00 + 1m	長岡市			左	1
	L53	長岡市		与板町与板	5.00 + 1m ～ 5.50	長岡市			左	633
	L54	長岡市		与板町与板	5.50 ～ 5.50 +165m	長岡市			左	165
	L55	長岡市		与板町与板	5.50 +276m ～ 5.50 +471m	長岡市			左	195
	L56	長岡市		与板町与板	5.50 +471m ～ 6.25 +275m	長岡市			左	823
	L57	長岡市		与板町与板	6.50 ～ 6.50 +44m	長岡市			左	44
	L58	長岡市		与板町与板	6.50 +44m ～ 6.75 + 6m	長岡市			左	267
	L59	長岡市		与板町与板	6.75 + 6m ～ 6.75 +85m	長岡市			左	79
	L60	長岡市		李崎町	6.75 +85m ～ 8.00	長岡市			左	973
	L61	長岡市		李崎町～脇川新田町	8.00 ～ 8.25 +116m	長岡市			左	298
	L62	長岡市		脇川新田町	8.25 +121m ～ 8.50 +187m	長岡市				
	L63	長岡市		脇川新田町	8.50 +187m ～ 8.50 +188m	長岡市			左	1
	L64	長岡市		脇川新田町～李崎町～川袋町	8.50 +188m ～ 9.00 +57m	長岡市				
	L65	長岡市		李崎町	9.00 +57m ～ 9.25 +42m	長岡市			左	191
	L66	長岡市		李崎町	9.25 +42m ～ 9.75 +24m	長岡市				
	L67	長岡市		李崎町	9.75 +24m ～ 9.75 +223m	長岡市			左	199
	L68	長岡市		川袋町	9.75 +223m ～ 10.00	長岡市				
	L69	長岡市		黒津町	10.00 ～ 11.25 +38m	長岡市			左	1,659
	L70	長岡市		黒津町	11.25 +38m ～ 11.25 +122m	長岡市			左	84
	L71	長岡市		黒津町～槇下町	11.25 +122m ～ 12.25 +130m	長岡市			左	858
	L72	長岡市		槇下町	12.25 +130m ～ 12.50 +121m	長岡市			左	250
	L73	長岡市		槇下町	12.50 +121m ～ 13.00 +140m	長岡市			左	431
	L74	長岡市		槇下町	13.00 +140m ～ 13.00 +166m	長岡市				

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L33		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L34		越水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L35		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L36		越水B	越水	積み土のう工
L37		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L38		越水B	越水	積み土のう工
L39		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L40		越水B	越水	積み土のう工
L41		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L42		越水B	越水	積み土のう工
L43		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L44		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
L45		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L46		越水B	越水	積み土のう工
L47		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L48		越水B	越水	積み土のう工
L49		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L50		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L51		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L52		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
L53		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L54		越水B	越水	積み土のう工
L55		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L56		越水B	越水	積み土のう工
L57		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L58		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L59		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
L60		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L61		越水B	越水	積み土のう工
L62	左 245	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L63		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L64	左 317	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L65		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L66	左 478	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L67		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L68	左 76	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L69		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L70		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L71		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L72		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
L73		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L74	左 26	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-1）	L75	長岡市		渡場町	14.00 ～ 14.50 +70m	長岡市			左 508
	L76	長岡市		渡場町～藤沢	14.50 +70m ～ 15.25 +20m	長岡市			左 649
	L77	長岡市		藤沢	15.25 +20m ～ 15.25 +158m	長岡市			左 138
	L78	長岡市		藤沢～宮関町	15.25 +158m ～ 15.25 +213m	長岡市			左 55
	L79	長岡市		宮関町	15.25 +213m ～ 15.50 +121m	長岡市			左 125
	L80	長岡市		宮関町	15.50 +121m ～ 15.75	長岡市			左 97
	L81	長岡市		宮関町	15.75 ～ 15.75 +114m	長岡市			
	L82	長岡市		宮関町～寺島町	16.25 +60m ～ 16.25 +138m	長岡市			左 78
	L83	長岡市		寺島町	16.25 +138m ～ 16.25 +201m	長岡市			左 63
	L84	長岡市		寺島町	16.25 +201m ～ 16.75 +142m	長岡市			左 547
	L85	長岡市		寺島町	16.75 +142m ～ 17.00	長岡市			左 170
	L86	長岡市		寺島町	17.00 ～ 17.25 +30m	長岡市			左 320
	L87	長岡市		寺島町	17.25 +30m ～ 17.25 +211m	長岡市			左 181
	L88	長岡市		寺島町～緑町	17.25 +211m ～ 17.50 +134m	長岡市			左 269
	L89	長岡市		緑町	17.50 +134m ～ 17.50 +183m	長岡市			左 49
	L90	長岡市		緑町	17.50 +183m ～ 17.75	長岡市			左 132
	L91	長岡市		緑町～大島新町	17.75 +258m ～ 18.00 +99m	長岡市			左 140
	L92	長岡市		大島本町	18.25 +9m ～ 18.25 +23m	長岡市			左 14
	L93	長岡市		大島本町	18.25 +29m ～ 18.25 +41m	長岡市			左 12
	L94	長岡市		大島本町	18.25 +90m ～ 18.75	長岡市			
	L95	長岡市		大島本町	18.75 ～ 19.00 +95m	長岡市			左 281
	L96	長岡市		大島本町	19.00 +95m ～ 19.00 +215m	長岡市			左 120
	L97	長岡市		大島本町	19.00 +215m ～ 19.25 +172m	長岡市			左 425
	L98	長岡市		大島本町	19.25 +172m ～ 19.25 +281m	長岡市			左 109
	L99	長岡市		大島本町	19.25 +450m ～ 19.50	長岡市			左 63

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L75		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L76		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L77		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L78		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L79		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L80		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L81	左 114	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L82		越水B	越水	積み土のう工
L83		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L84		越水B	越水	積み土のう工
L85		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L86		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L87		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L88		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L89		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L90		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L91		越水B	越水	積み土のう工
L92		越水B	越水	積み土のう工
L93		越水B	越水	積み土のう工
L94	左 220	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L95		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L96		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L97		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L98		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L99		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-1）	R28	燕市		五千石～大川津	0.00 ～ -1.50	燕市			右 286
	R29	燕市		大川津	-1.25 -240m ～ -1.00 -391m	燕市			右 378
	R30	燕市～長岡市		大川津～中条新田	-1.00 -214m ～ -1.00	燕市～長岡市			右 214
	R31	長岡市		中条新田	-1.00 ～ -1.00 +185m	長岡市			右 185
	R32	長岡市		中条新田	-1.00 +185m ～ -0.75	長岡市			右 109
	R33	長岡市		中条新田	-0.75 +82m ～ 0.00 +174m	長岡市			右 892
	R34	長岡市		中条新田	0.25 ～ 0.50	長岡市			右 206
	R35	長岡市		真野代新田	0.50 +34m ～ 0.50 +200m	長岡市			右 166
	R36	長岡市		真野代新田	0.50 +200m ～ 1.00	長岡市			右 316
	R37	長岡市		中条	1.00 ～ 1.50 +54m	長岡市			右 590
	R38	長岡市		中条	1.50 +54m ～ 1.50 +202m	長岡市			右 148
	R39	長岡市		中条	1.50 +202m ～ 2.00 +319m	長岡市			右 570
	R40	長岡市		中条	2.00 +319m ～ 2.00 +390m	長岡市			右 71
	R41	長岡市		中条～並木新田	2.00 +390m ～ 4.25 +150m	長岡市			右 2,050
	R42	長岡市		並木新田	4.25 +150m ～ 4.75	長岡市			右 274
	R43	長岡市		並木新田	4.75 ～ 4.75 +122m	長岡市			右 122
	R44	長岡市		並木新田	4.75 +122m ～ 4.75 +188m	長岡市			右 66
	R45	長岡市		並木新田	4.75 +188m ～ 5.00 +295m	長岡市			右 350
	R46	長岡市		並木新田	5.00 +295m ～ 5.50 +46m	長岡市			右 138
	R47	長岡市		並木新田	5.50 +46m ～ 6.25 +158m	長岡市			右 666
	R48	長岡市		並木新田～長呂	6.25 +158m ～ 6.50 +134m	長岡市			右 195
	R49	長岡市		長呂	6.50 +134m ～ 7.00	長岡市			右 276
	R50	長岡市		長呂	7.00 ～ 7.00 +101m	長岡市			右 101
	R51	長岡市		長呂	7.00 +101m ～ 7.00 +102m	長岡市			右 1
	R52	長岡市		長呂	7.00 +102m ～ 7.50	長岡市			右 445
	R53	長岡市		脇川新田町	7.50 ～ 7.50 +144m	長岡市			右 144
	R54	長岡市		脇川新田町	7.50 +144m ～ 8.50 +125m	長岡市			右 1,317
	R55	長岡市		脇川新田町	8.50 +125m ～ 8.75	長岡市			右 157
	R56	長岡市		脇川新田町～天神町	8.75 ～ 10.00	長岡市			
	R57	長岡市		天神町	10.00 ～ 10.25	長岡市			右 235
	R58	長岡市		天神町	10.25 ～ 10.25 +65m	長岡市			右 65
	R59	長岡市		天神町	10.25 +65m ～ 10.50	長岡市			右 187
	R60	長岡市		天神町	10.50 ～ 10.75	長岡市			右 195
	R61	長岡市		天神町	10.75 +85m ～ 10.75 +86m	長岡市			右 1
	R62	長岡市		黒津町	11.25 +292m ～ 11.25 +293m	長岡市			右 1
	R63	長岡市		黒津町（栖吉川右岸）	12.00 +172m ～ 12.00 +173m	長岡市			右 1
	R64	長岡市		黒津町（栖吉川右岸）	12.00 +105m ～ 12.75 +5m	長岡市			右 1,015
	R65	長岡市		黒津町～下々条町	12.00 +240m ～ 12.25	長岡市			右 126
	R66	長岡市		下々条町	12.25 ～ 12.25 +250m	長岡市			右 250
	R67	長岡市		下々条町	12.25 +250m ～ 12.75 +114m	長岡市			右 638
	R68	長岡市		蔵王	14.25 +157m ～ 14.75	長岡市			右 437
	R69	長岡市		蔵王	14.75 ～ 14.75 +248m	長岡市			右 248

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R28		越水B	越水	積み土のう工
R29		越水B	越水	積み土のう工
R30		越水B	越水	積み土のう工
R31		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R32		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R33		越水B	越水	積み土のう工
R34		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R35		越水B	越水	積み土のう工
R36		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R37		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R38		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R39		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R40		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R41		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R42		越水B	越水	積み土のう工
R43		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R44		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R45		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R46		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R47		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R48		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R49		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R50		越水B	越水	積み土のう工
R51		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R52		越水B	越水	積み土のう工
R53		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R54		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R55		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R56	右　1,322	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R57		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R58		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R59		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R60		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R61		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R62		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R63		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R64		越水B	越水	積み土のう工
R65		越水B	越水	積み土のう工
R66		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R67		越水B	越水	積み土のう工
R68		越水B	越水	積み土のう工
R69		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点		A		B	
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）							
信濃川（中流-1）	R70	長岡市		蔵王	14.75 +248m ～ 14.75 +249m	長岡市					右	1
	R71	長岡市		蔵王～西蔵王	14.75 +249m ～ 15.00	長岡市					右	40
	R72	長岡市		西蔵王	15.00 ～ 15.25	長岡市					右	273
	R73	長岡市		西蔵王	15.25 ～ 15.25 + 1m	長岡市	右	1			右	1
	R74	長岡市		西蔵王	15.25 + 1m ～ 15.25 +14m	長岡市					右	13
	R75	長岡市		西蔵王	15.25 +14m ～ 15.25 +28m	長岡市					右	14
	R76	長岡市		西蔵王	15.25 +28m ～ 15.25 +34m	長岡市					右	6
	R77	長岡市		西蔵王	15.25 +34m ～ 15.25 +68m	長岡市					右	34
	R78	長岡市		西蔵王	15.25 +68m ～ 15.25 +85m	長岡市					右	17
	R79	長岡市		西蔵王	15.25 +85m ～ 15.25 +118m	長岡市					右	33
	R80	長岡市		松葉	15.25 +151m ～ 15.50	長岡市					右	280
	R81	長岡市		松葉	15.50 ～ 15.50 +165m	長岡市					右	165
	R82	長岡市		水道町	15.50 +165m ～ 15.50 +175m	長岡市					右	10
	R83	長岡市		水道町	15.50 +175m ～ 15.50 +184m	長岡市					右	9
	R84	長岡市		水道町	15.50 +184m ～ 15.50 +250m	長岡市					右	66
	R85	長岡市		水道町	15.50 +250m ～ 16.00	長岡市					右	333
	R86	長岡市		水道町	16.00 ～ 16.25 +214m	長岡市					右	384
	R87	長岡市		水道町	16.25 +214m ～ 16.75 +24m	長岡市					右	268
	R88	長岡市		水道町	16.75 +24m ～ 17.00	長岡市					右	119
	R89	長岡市		中島	17.00 ～ 17.25	長岡市					右	190
	R90	長岡市		中島～信濃	17.25 ～ 17.25 +16m	長岡市					右	16
	R91	長岡市		信濃	17.50 ～ 17.50 +107m	長岡市					右	107
	R92	長岡市		信濃	17.50 +107m ～ 17.50 +152m	長岡市					右	45
	R93	長岡市		信濃	17.50 +152m ～ 17.75 +25m	長岡市					右	90
	R94	長岡市		信濃～草生津	17.75 +25m ～ 18.00 +350m	長岡市					右	535
	R95	長岡市		草生津	18.00 +350m ～ 18.50	長岡市					右	530
	R96	長岡市		左近町（太田川左岸）	19.00 -115m ～ 19.00 -66m	長岡市					右	49
左岸小計							0	0	0	0	60	18,816
右岸小計							1	1	0	0	68	17,460
信濃川（中流-1）合計							1	1	0	0	128	36,272

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R70		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R71		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R72		越水B	越水	積み土のう工
R73		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R74		越水B	越水	積み土のう工
R75		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R76		越水B、基盤漏水B、特殊堤	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R77		越水B、基盤漏水B、陸閘（1箇所）、特殊堤	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R78		越水B、基盤漏水B、特殊堤	越水、漏水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R79		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R80		越水B	越水	積み土のう工
R81		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R82		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R83		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R84		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R85		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R86		越水B	越水	積み土のう工
R87		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R88		越水B	越水	積み土のう工
R89		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R90		越水B	越水	積み土のう工
R91		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R92		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R93		越水B	越水	積み土のう工
R94		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R95		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R96		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
	1,476			
	7 1,476			
	1,322			
	1 1,322			
	2,798			
	8 2,798			

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-2）	L100	長岡市		下山	19.75 ～ 20.00	長岡市			左 160
	L101	長岡市		下山～飯島	20.00 ～ 20.75	長岡市			左 948
	L102	長岡市		飯島～篠花	20.75 ～ 22.00 +200m	長岡市			左 1,390
	L103	長岡市		篠花	22.00 +200m ～ 22.25	長岡市			左 21
	L104	長岡市		篠花	22.50 ～ 22.75	長岡市			左 255
	L105	長岡市		越路中島	22.75 +200m 23.00	長岡市			左 54
	L106	長岡市		篠花	23.00 ～ 23.00 +145m	長岡市			左 145
	L107	長岡市		浦	23.00 +145m ～ 23.25	長岡市			左 143
	L108	長岡市		浦	23.25 ～ 23.25 +111m	長岡市			左 111
	L109	長岡市		浦	23.25 +111m ～ 23.50	長岡市			左 247
	L110	長岡市		浦	23.50 ～ 23.50 +100m	長岡市			左 100
	L111	長岡市		浦	23.50 +100m ～ 24.25	長岡市			左 716
	L112	長岡市		浦	24.25 +164m ～ 24.50	長岡市			
	L113	長岡市		浦～釜ヶ島	24.50 ～ 25.25 +155m	長岡市			左 952
	L114	長岡市		釜ヶ島	25.25 +155m ～ 25.75 +80m	長岡市			左 397
	L115	長岡市		釜ヶ島	25.75 +80m ～ 25.75 +138m	長岡市			左 58
	L116	長岡市～小千谷市		釜ヶ島～五辺	25.75 +138m ～ 27.00 +187m	長岡市～小千谷市			左 1,287
	L117	小千谷市		五辺	27.00 +187m ～ 27.25 +49m	小千谷市			左 121
	L118	小千谷市		五辺	27.25 +49m ～ 27.50 +282m	小千谷市			左 646
	L119	小千谷市		五辺	27.50 +282m ～ 28.25	小千谷市			左 428
	L120	小千谷市		五辺	28.25 ～ 28.75	小千谷市			左 403
	L121	小千谷市		高梨	28.75 ～ 29.00	小千谷市			左 286
	L122	小千谷市		高梨	29.00 ～ 29.75 +151m	小千谷市			左 906
	L123	小千谷市		高梨	29.75 +151m ～ 30.00	小千谷市			左 135
	L124	小千谷市		三仏生	30.00 ～ 31.00 +71m	小千谷市			左 1,008
	L125	小千谷市		三仏生	31.00 +71m ～ 31.00 +155m	小千谷市			左 84
	L126	小千谷市		千谷～千谷川	33.25 +138m ～ 33.50 +195m	小千谷市			左 201
	L127	小千谷市		千谷川	33.50 +195m ～ 33.75 +200m	小千谷市			左 252
	L128	小千谷市		千谷川	33.75 +200m ～ 34.00	小千谷市			左 45
	L129	小千谷市		千谷川	34.00 ～ 34.00 +101m	小千谷市			左 101
	L130	小千谷市		千谷川	34.00 +101m ～ 34.00 +145m	小千谷市			左 44
	L131	小千谷市		千谷川	34.00 +145m ～ 34.00 +239m	小千谷市			
	L132	小千谷市		千谷川	34.00 +239m ～ 34.25 +138m	小千谷市			
	L133	小千谷市		千谷川	34.25 +138m ～ 34.25 +172m	小千谷市			左 34
	L134	小千谷市		元町	34.25 +172m ～ 34.25 +185m	小千谷市			左 13
	L135	小千谷市		元町	34.25 +185m ～ 34.25 +207m	小千谷市			
	L136	小千谷市		元町	34.25 +207m ～ 34.75	小千谷市			左 346
	L137	小千谷市		上片貝	37.50 +291m ～ 38.00 +180m	小千谷市			左 457
	L138	小千谷市		上片貝	38.00 +180m ～ 38.50 +306m	小千谷市			左 726
	L139	小千谷市		上片貝	38.50 +306m ～ 39.00 +238m	小千谷市		左 258	
	L140	長岡市		西川口	40.00 +272m ～ 41.00 +174m	長岡市		左 987	
	L141	小千谷市		卯之木	43.50 +292m ～ 43.50 +609m	小千谷市		左 317	

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L100		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L101		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L102		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L103		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L104		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L105		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
L106		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工
L107		堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工
L108		水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工
L109		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
L110		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工
L111		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L112	左 179	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L113		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L114		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
L115		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L116		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
L117		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L118		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L119		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L120		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L121		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L122		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L123		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L124		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
L125		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L126		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
L127		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L128		越水B、基盤漏水B、特殊堤	越水、漏水、欠壊	積み土のう工、月の輪工、釜段工、 シート張り工（木流し工）
L129		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L130		越水B、陸閘（1箇所）、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L131	左 94	特殊堤	欠壊	シート張り工（木流し工）
L132	左 140	陸閘（1箇所）、特殊堤	欠壊	シート張り工（木流し工）
L133		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L134		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L135	左 22	特殊堤	欠壊	シート張り工（木流し工）
L136		越水B、陸閘（2箇所）、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L137		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L138		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
L139		越水A、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
L140		越水A	越水	積み土のう工
L141		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-2）	L142	小千谷市		卯之木	43.50 +609m ～ 44.00 +90m	小千谷市			左 174
	L143	小千谷市		卯之木	44.00 +90m ～ 44.00 +162m	小千谷市			
	L144	小千谷市		卯之木	44.00 +162m ～ 44.50	小千谷市			左 98
	L145	小千谷市		卯之木	44.50 ～ 44.50 +5m	小千谷市			左 5
	L146	小千谷市		真人	50.50 +102m ～ 50.50 +242m	小千谷市		左 140	
	L147	小千谷市		真人	50.50 +242m ～ 50.50 +304m	小千谷市		左 62	
	L148	小千谷市		真人	50.50 +304m ～ 51.00 +27m	小千谷市			左 135
	L149	小千谷市		真人	51.00 +27m ～ 51.00 +292m	小千谷市			左 265
	L150	小千谷市		真人	51.00 +292m ～ 51.00 +323m	小千谷市			左 31
	L151	小千谷市		真人	51.00 +323m ～ 51.50 +87m	小千谷市			
	L152	小千谷市		真人	51.50 +87m ～ 51.50 +196m	小千谷市			左 109
	L153	小千谷市		真人	51.50 +196m ～ 51.50 +207m	小千谷市			左 11
	L154	小千谷市		真人	53.00 +47m ～ 53.00 +151m	小千谷市		左 104	
	L155	小千谷市		真人	53.00 +151m ～ 53.00 +302m	小千谷市		左 151	
	L156	小千谷市		真人	53.00 +302m ～ 53.50 +68m	小千谷市			左 187
	L157	小千谷市		真人	53.50 +68m ～ 53.50 +251m	小千谷市		左 183	
	L158	小千谷市		真人	53.50 +251m ～ 54.50	小千谷市		左 585	
	L159	小千谷市		真人	54.50 ～ 54.50 +352m	小千谷市		左 352	
	L160	小千谷市		真人	54.50 +352m ～ 54.50 +428m	小千谷市		左 76	
	L161	十日町市		木落	54.50 +456m ～ 54.50 +470m	十日町市			左 14
	L162	十日町市		木落	54.50 +470m ～ 55.00	十日町市		左 53	
	L163	十日町市		根深	55.00 ～ 55.00 +219m	十日町市		左 219	
	L164	十日町市		根深	55.00 +219m ～ 55.00 +360m	十日町市			左 141
	L165	十日町市		根深	55.00 +360m ～ 55.00 +369m	十日町市			左 9
	L166	十日町市		根深	55.00 +369m ～ 55.00 +383m	十日町市		左 14	
	L167	十日町市		木落	56.50 +393m ～ 56.50 +439m	十日町市			左 46
	L168	十日町市		木落	56.50 +439m ～ 56.50 +520m	十日町市		左 81	
	L169	十日町市		木落	56.50 +520m ～ 56.50 +538m	十日町市			左 18
	L170	十日町市		木落	56.50 +538m ～ 57.00	十日町市			
	L171	十日町市		木落	57.00 ～ 57.00 +167m	十日町市			左 167
	L172	十日町市		木落	57.00 +167m ～ 57.00 +395m	十日町市			左 228
	L173	十日町市		木落	57.00 +395m ～ 57.50	十日町市			左 145
	L174	十日町市		木落	57.50 ～ 57.50 +15m	十日町市			左 15
	L175	十日町市		木落	57.50 +15m ～ 57.50 +470m	十日町市			左 455
	L176	十日町市		木落	57.50 +470m ～ 57.50 +497m	十日町市			左 27
	L177	十日町市		木落	57.50 +497m ～ 58.00 +50m	十日町市			左 110
	L178	十日町市		木落	58.00 +50m ～ 58.00 +157m	十日町市			左 107
	L179	十日町市		木落	58.00 +157m ～ 58.00 +225m	十日町市			左 68
	L180	十日町市		木落	58.00 +225m ～ 59.00 +151m	十日町市			左 801
	L181	十日町市		小根岸	59.00 +195m ～ 59.00 +247m	十日町市			
	L182	十日町市		小根岸	59.00 +247m ～ 59.00 +454m	十日町市			左 207
	L183	十日町市		小根岸	59.00 +454m ～ 59.50	十日町市			左 61

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L142		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L143	左 72	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L144		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L145		越水B	越水	積み土のう工
L146		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L147		越水A	越水	積み土のう工
L148		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L149		越水B	越水	積み土のう工
L150		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L151	左 237	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L152		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L153		越水B	越水	積み土のう工
L154		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L155		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L156		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L157		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L158		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L159		越水A、基盤漏水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L160		越水A、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L161		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L162		越水A、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L163		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L164		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L165		越水B	越水	積み土のう工
L166		越水A	越水	積み土のう工
L167		越水B	越水	積み土のう工
L168		越水B、水衝・洗掘A、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工、重点監視区間（侵食）
L169		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L170	左 122	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L171		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L172		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L173		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L174		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L175		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L176		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L177		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、 ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（浸透）
L178		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L179		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L180		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L181	左 52	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L182		水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工
L183		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-2）	L184	十日町市		小根岸	59.50 +340m ～ 59.50 +399m	十日町市		左 59	
	L185	十日町市		沖立	59.50 +481m ～ 59.50 +486m	十日町市		左 5	
	L186	十日町市		沖立	59.50 +486m ～ 60.00 +27m	十日町市		左 106	
	L187	十日町市		沖立	60.00 +27m ～ 60.00 +290m	十日町市			
	L188	十日町市		沖立	60.50 ～ 61.00	十日町市			左 509
	L189	十日町市		沖立	61.00 +62m ～ 61.00 +330m	十日町市			
	L190	十日町市		沖立	61.00 +330m ～ 61.50	十日町市			左 126
	L191	十日町市		沖立	61.50 ～ 61.50 +392m	十日町市			左 392
	L192	十日町市		沖立	61.50 +392m ～ 61.50 +483m	十日町市			左 91
	L193	十日町市		沖立	61.50 +483m ～ 62.00 +136m	十日町市			左 163
	L194	十日町市		沖立	62.00 +136m ～ 62.00 +480m	十日町市			左 344
	L195	十日町市		上新井	62.00 +480m ～ 62.00 +599m	十日町市		左 119	
	L196	十日町市		上新井	62.00 +599m ～ 62.50 +110m	十日町市			左 140
	L197	十日町市		上新井	62.50 +110m ～ 62.50 +491m	十日町市			左 381
	L198	十日町市		上新井	62.50 +491m ～ 63.00 +214m	十日町市			左 245
	L199	十日町市		上新井	63.00 +214m ～ 63.00 +263m	十日町市		左 49	
	L200	十日町市		上新井	63.00 +263m ～ 63.50 +310m	十日町市			左 599
	L201	十日町市		浅河原	64.50 +586m ～ 64.50 +762m	十日町市		左 176	
	L202	十日町市		浅河原	64.50 +762m ～ 65.00 +201m	十日町市			左 213
	L203	十日町市		浅河原	65.00 +201m ～ 65.00 +370m	十日町市			左 169
	L204	十日町市		浅河原	65.00 +370m ～ 65.00 +473m	十日町市			左 103
	L205	十日町市		浅河原	65.00 +473m ～ 65.50	十日町市		左 108	
	L206	十日町市		浅河原	65.50 ～ 65.50 +281m	十日町市			左 281
	L207	十日町市		高島	66.00 +455m ～ 66.00 +509m	十日町市		左 54	
	L208	十日町市		高島	66.00 +509m ～ 66.50 +237m	十日町市			左 308
	L209	十日町市		高島	66.50 +237m ～ 66.50 +497m	十日町市			左 260
	L210	十日町市		高島	66.50 +497m ～ 67.50 +175m	十日町市			左 585
	L211	十日町市		高島	67.50 +175m ～ 68.00 +160m	十日町市			左 469
	L212	十日町市		高島	68.00 +160m ～ 68.00 +338m	十日町市			左 178
	L213	十日町市		高島	68.00 +338m ～ 68.50 +102m	十日町市			左 277
	L214	十日町市		堀之内	72.00 +96m ～ 72.00 +153m	十日町市		左 57	
	L215	十日町市		堀之内	72.00 +153m ～ 72.00 +416m	十日町市			左 263
	L216	十日町市		堀之内	72.00 +416m ～ 72.50 +382m	十日町市			左 557
	L217	十日町市		宮中	72.50 +406m ～ 73.00 +94m	十日町市			左 113
	L218	十日町市		宮中	73.00 +94m ～ 73.50	十日町市			左 405
	L219	十日町市		宮中	73.50 ～ 73.50 +20m	十日町市			
	L220	十日町市		宮中	73.50 +170m ～ 74.00 +59m	十日町市			左 178

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L184		越水A	越水	積み土のう工
L185		越水A	越水	積み土のう工
L186		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L187	左 263	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L188		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L189	左 268	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L190		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L191		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L192		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L193		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L194		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L195		越水A、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L196		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L197		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L198		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L199		越水A、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L200		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L201		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L202		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L203		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L204		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L205		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L206		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（侵食）
L207		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L208		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L209		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L210		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L211		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L212		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
L213		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L214		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L215		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L216		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
L217		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L218		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L219	左 20	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L220		越水B	越水	積み土のう工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-2）	R97	長岡市		左近町	18.50 -93m ～ 18.75 +233m	長岡市			右 611
	R98	長岡市		左近町	18.75 +233m ～ 19.00 +22m	長岡市			右 71
	R99	長岡市		左近町	19.00 +22m ～ 19.25 +149m	長岡市			右 381
	R100	長岡市		左近町～大宮町	19.25 +149m ～ 19.75 +21m	長岡市			右 375
	R101	長岡市		大宮町	19.75 +21m ～ 20.25 +110m	長岡市			右 455
	R102	長岡市		大宮町～水梨町	20.50 +144m ～ 21.00 +136m	長岡市			
	R103	長岡市		前島町	21.50 +80m ～ 21.50 +222m	長岡市			
	R104	長岡市		前島町	22.00 ～ 22.25	長岡市			右 283
	R105	長岡市		前島町	22.25 +14m ～ 22.25 +150m	長岡市			
	R106	長岡市		前島町	22.25 +150m ～ 22.25 +215m	長岡市			右 65
	R107	長岡市		前島町～青島町	22.25 +215m ～ 23.25 +17m	長岡市			右 812
	R108	長岡市		青島町	23.25 +17m ～ 23.25 +115m	長岡市			右 98
	R109	長岡市		青島町～浦	23.25 +115m ～ 24.25	長岡市			右 795
	R110	長岡市		浦	24.75 +50m ～ 25.25 +116m	長岡市			右 512
	R111	長岡市		釜ヶ島	25.25 +116m ～ 25.75 +119m	長岡市			右 529
	R112	長岡市		釜ヶ島	25.75 +119m ～ 26.00 +100m	長岡市			右 257
	R113	長岡市		釜ヶ島	26.25 +68m ～ 26.25 +129m	長岡市			
	R114	長岡市		岩野仲島	26.75 +114m ～ 27.00	長岡市			
	R115	長岡市		岩野仲島	27.00 ～ 27.00 +130m	長岡市			右 130
	R116	長岡市		岩野仲島	27.00 +130m ～ 27.25 +136m	長岡市			右 190
	R117	長岡市		岩野仲島～三俵野	27.25 +136m ～ 28.25 +275m	長岡市			右 1,054
	R118	長岡市		三俵野	28.25 +275m ～ 28.75 +113m	長岡市			右 515
	R119	長岡市		三俵野	28.75 +113m ～ 29.50	長岡市			右 608
	R120	小千谷市		ひ生	31.50 +135m ～ 32.00	小千谷市			右 291
	R121	小千谷市		ひ生	32.00 ～ 32.00 +76m	小千谷市			右 76
	R122	小千谷市		ひ生	32.00 +76m ～ 32.25 +11m	小千谷市			
	R123	小千谷市		ひ生	32.25 +11m ～ 32.25 +82m	小千谷市			右 71
	R124	小千谷市		ひ生	32.25 +82m ～ 32.25 +130m	小千谷市		右 48	
	R125	小千谷市		東栄	34.00 ～ 34.00 +385m	小千谷市			
	R126	小千谷市		東栄	34.25 +222m ～ 34.25 +258m	小千谷市			右 36
	R127	長岡市		川口牛ヶ島新田	39.00 +535m ～ 39.50	長岡市		右 209	
	R128	長岡市		川口牛ヶ島新田	39.50 ～ 39.50 +199m	長岡市		右 199	
	R129	長岡市		川口牛ヶ島新田	39.50 +199m ～ 40.00 +155m	長岡市			右 317
	R130	長岡市		西川口	42.00 ～ 42.00 +100m	長岡市			右 100
	R131	長岡市		西川口	42.00 +100m ～ 42.00 +130m	長岡市			右 30
	R132	長岡市		西川口	42.00 +130m ～ 42.00 +276m	長岡市			右 146
	R133	長岡市		西川口	42.00 +276m ～ 42.00 +342m	長岡市		右 66	
	R134	小千谷市		川井	44.50 +596m ～ 44.50 +604m	小千谷市			右 8
	R135	小千谷市		川井	44.50 +604m ～ 44.50 +632m	小千谷市		右 28	
	R136	小千谷市		川井	44.50 +632m ～ 44.50 +682m	小千谷市			右 50
	R137	小千谷市		川井	45.50 +20m ～ 45.50 +240m	小千谷市			右 220
	R138	小千谷市		川井	45.50 +240m ～ 45.50 +300m	小千谷市			右 60

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R97		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R98		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R99		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R100		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R101		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R102	右 420	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R103	右 142	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R104		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R105	右 136	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R106		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R107		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R108		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R109		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R110		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R111		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R112		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R113	右 61	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R114	右 137	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R115		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R116		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R117		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R118		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R119		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R120		越水B	越水	積み土のう工
R121		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R122	右 154	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R123		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R124		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R125	右 385	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R126		越水B	越水	積み土のう工
R127		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R128		越水A	越水	積み土のう工
R129		越水B	越水	積み土のう工
R130		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R131		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R132		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R133		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R134		越水B	越水	積み土のう工
R135		越水A	越水	積み土のう工
R136		越水B	越水	積み土のう工
R137		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
R138		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離 （自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川 (中流-2)	R139	小千谷市		川井	45.50 +300m ～ 46.50 +51m	小千谷市			右 672
	R140	小千谷市		川井	46.50 +51m ～ 46.50 +106m	小千谷市			右 55
	R141	小千谷市		川井	46.50 +106m ～ 46.50 +253m	小千谷市			右 147
	R142	小千谷市		岩沢	51.00 +163m ～ 51.00 +195m	小千谷市		右 32	
	R143	小千谷市		岩沢	51.00 +195m ～ 51.50 +30m	小千谷市			右 464
	R144	小千谷市		岩沢	51.50 +30m ～ 51.50 +66m	小千谷市			右 36
	R145	小千谷市		岩沢	51.50 +66m ～ 51.50 +462m	小千谷市			右 396
	R146	小千谷市		岩沢	51.50 +462m ～ 52.50 +34m	小千谷市		右 370	
	R147	小千谷市		岩沢	52.50 +34m ～ 53.00 +169m	小千谷市			右 474
	R148	小千谷市		岩沢	53.00 +169m ～ 53.00 +207m	小千谷市			右 38
	R149	十日町市		下条	56.00 +543m ～ 56.00 +709m	十日町市		右 166	
	R150	十日町市		下条	56.00 +709m ～ 56.00 +783m	十日町市			右 74
	R151	十日町市		下条	56.00 +783m ～ 56.50 +67m	十日町市			右 92
	R152	十日町市		下条	56.50 +67m ～ 56.50 +143m	十日町市			右 76
	R153	十日町市		下条	56.50 +143m ～ 56.50 +175m	十日町市			右 32
	R154	十日町市		下条	56.50 +175m ～ 57.00 +204m	十日町市			右 415
	R155	十日町市		下条	57.00 +204m ～ 57.00 +342m	十日町市			右 138
	R156	十日町市		下条	57.00 +342m ～ 57.00 +450m	十日町市			右 108
	R157	十日町市		中新田	58.00 +4m ～ 58.00 +44m	十日町市		右 40	
	R158	十日町市		上新田	58.00 +385m ～ 58.00 +450m	十日町市		右 65	
	R159	十日町市		上新田	58.00 +450m ～ 58.00 +463m	十日町市		右 13	
	R160	十日町市		上新田	58.00 +567m ～ 58.50 +15m	十日町市			
	R161	十日町市		中条	59.00 ～ 59.00 +28m	十日町市			右 28
	R162	十日町市		中条	59.00 +28m ～ 59.00 +93m	十日町市			右 65
	R163	十日町市		中条	59.00 +140m ～ 59.00 +219m	十日町市		右 79	
	R164	十日町市		中条	59.00 +219m ～ 59.00 +578m	十日町市			右 359
	R165	十日町市		中条	59.00 +578m ～ 59.50	十日町市			右 18
	R166	十日町市		中条	60.00 +118m ～ 60.00 +121m	十日町市			右 3
	R167	十日町市		中条	60.00 +121m ～ 60.00 +209m	十日町市		右 88	
	R168	十日町市		中条	60.00 +209m ～ 60.00 +212m	十日町市			右 3
	R169	十日町市		中条	60.00 +212m ～ 60.00 +214m	十日町市		右 2	
	R170	十日町市		中条	60.00 +214m ～ 60.50	十日町市		右 348	
	R171	十日町市		中条	60.50 ～ 60.50 +250m	十日町市		右 250	
	R172	十日町市		中条	60.50 +250m ～ 61.00	十日町市			右 454
	R173	十日町市		中条	61.00 ～ 61.00 +131m	十日町市			右 131
	R174	十日町市		中条	61.00 +131m ～ 61.00 +410m	十日町市			右 279
	R175	十日町市		中条	61.00 +410m ～ 61.50 +167m	十日町市			右 245
	R176	十日町市		中条～ 四日町	61.50 +192m ～ 61.50 +361m	十日町市			右 169
	R177	十日町市		四日町	61.50 +361m ～ 61.50 +378m	十日町市		右 17	
	R178	十日町市		四日町	61.50 +378m ～ 62.00 +149m	十日町市			右 264
	R179	十日町市		四日町	62.50 +270m ～ 62.50 +407m	十日町市			
	R180	十日町市		島	63.00 +431m ～ 63.50	十日町市			右 187

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R139		越水B	越水	積み土のう工
R140		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R141		越水B	越水	積み土のう工
R142		越水A、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R143		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R144		越水B	越水	積み土のう工
R145		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R146		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R147		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R148		越水B、旧川跡、特殊堤	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工、シート張り工（木流し工）
R149		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R150		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R151		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R152		堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R153		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（浸透）
R154		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
R155		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R156		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
R157		越水A	越水	積み土のう工
R158		越水A、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R159		越水A	越水	積み土のう工
R160	右 100	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R161		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R162		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R163		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R164		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
R165		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R166		越水B	越水	積み土のう工
R167		越水A	越水	積み土のう工
R168		越水B	越水	積み土のう工
R169		越水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R170		水衝・洗掘A	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R171		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R172		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R173		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R174		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R175		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R176		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R177		堤体漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R178		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、ブロック投入工・蛇篭工
R179	右 137	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R180		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）				
信濃川（中流-2）	R181	十日町市		島	63.50 ～ 63.50 +117m	十日町市			右 117
	R182	十日町市		島	63.50 +117m ～ 63.50 +423m	十日町市			右 306
	R183	十日町市		島	63.50 +423m ～ 64.00 +128m	十日町市			右 206
	R184	十日町市		島	64.00 +128m ～ 64.50 +301m	十日町市			右 622
	R185	十日町市		島	64.50 +301m ～ 64.50 +338m	十日町市			右 37
	R186	十日町市		高山	64.50 +338m ～ 65.00 +14m	十日町市			右 126
	R187	十日町市		高山	65.00 +14m ～ 65.00 +425m	十日町市			右 411
	R188	十日町市		高山	65.50 + 3m ～ 65.50 +77m	十日町市		右 74	
	R189	十日町市		高山	65.50 +77m ～ 65.50 +174m	十日町市			右 97
	R190	十日町市		高山	65.50 +174m ～ 65.50 +291m	十日町市			右 117
	R191	十日町市		高山	65.50 +291m ～ 65.50 +340m	十日町市			右 49
	R192	十日町市		高山	65.50 +340m ～ 66.00 +304m	十日町市			右 511
	R193	十日町市		高山	66.00 +304m ～ 66.00 +338m	十日町市			右 34
	R194	十日町市		高山	66.00 +338m ～ 66.00 +442m	十日町市			右 104
	R195	十日町市		高山～城之古	66.00 +442m ～ 66.50 +431m	十日町市			右 466
	R196	十日町市		城之古	66.50 +431m ～ 67.00 +554m	十日町市			右 579
	R197	十日町市		小黒沢	67.50 +428m ～ 67.50 +456m	十日町市			右 28
	R198	十日町市		小黒沢	67.50 +456m ～ 67.50 +554m	十日町市		右 98	
	R199	十日町市		小黒沢	67.50 +554m ～ 68.00 +88m	十日町市			右 227
	R200	十日町市		小黒沢	68.00 +88m ～ 68.00 +118m	十日町市			右 30
	R201	十日町市		小黒沢	68.00 +511m ～ 68.00 +528m	十日町市			右 17
	R202	十日町市		太田島	70.00 +250m ～ 70.00 +263m	十日町市			右 13
	R203	十日町市		太田島	70.00 +263m ～ 70.00 +298m	十日町市			右 35
	R204	十日町市		太田島	70.00 +298m ～ 70.00 +313m	十日町市		右 15	
	R205	十日町市		太田島	70.00 +313m ～ 70.00 +317m	十日町市			右 4
	R206	十日町市		太田島	70.00 +317m ～ 70.00 +341m	十日町市			右 24
	R207	十日町市		太田島	70.00 +341m ～ 70.00 +428m	十日町市			右 87
	R208	十日町市		太田島	70.00 +428m ～ 70.50	十日町市			右 139
	R209	十日町市		水沢	71.00 +231m ～ 71.50	十日町市			右 295
	R210	十日町市		水沢	71.50 ～ 71.50 +242m	十日町市			右 242
	R211	十日町市		水沢	71.50 +242m ～ 72.00	十日町市			右 217
	R212	十日町市		水沢	72.00 ～ 72.00 +295m	十日町市			右 295
	R213	十日町市		水沢	72.00 +295m ～ 72.00 +396m	十日町市			右 101
	R214	十日町市		水沢	72.00 +396m ～ 72.50 +89m	十日町市			右 164
左岸小計							0 0	24 4,315	86 24,203
右岸小計							0 0	20 2,207	89 20,268
信濃川（中流-2）合計							0 0	44 6,522	175 44,471
信濃川合計	（大河津分水路～信濃川中流-1,2）						3 23	46 6,544	359 94,362

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R181		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R182		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R183		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R184		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、 ブロック投入工・蛇篭工
R185		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R186		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R187		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R188		越水A、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R189		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R190		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R191		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R192		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
R193		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R194		堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、 ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（浸透）
R195		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、 ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（浸透）
R196		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工） 重点監視区間（浸透）
R197		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R198		越水A、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R199		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R200		越水B	越水	積み土のう工
R201		越水B	越水	積み土のう工
R202		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R203		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R204		越水A、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R205		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R206		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R207		水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（侵食）
R208		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（侵食）
R209		越水B	越水	積み土のう工
R210		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
R211		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R212		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
R213		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R214		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）
	11　1,469			
	9　1,672			
	20　3,141			
	29　5,945			

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自0km±0m～至0km±0m）				
魚野川	L1	長岡市		西川口	0.75 -75m ～ 1.00	長岡市			
	L2	長岡市		西川口	1.25 +39m ～ 1.25 +73m	長岡市			左 34
	L3	長岡市		西川口	1.25 +73m ～ 1.25 +88m	長岡市	左 15		左 15
	L4	長岡市		西川口	1.25 +88m ～ 1.50	長岡市			左 130
	L5	長岡市		西川口	1.50 ～ 1.50 +39m	長岡市			左 39
	L6	長岡市		西川口	1.50 +39m ～ 1.50 +111m	長岡市			左 72
	L7	長岡市		西川口	1.50 +111m ～ 1.75 +43m	長岡市			左 136
	L8	長岡市		西川口	1.75 +43m ～ 2.00 +154m	長岡市			左 318
	L9	長岡市		西川口	2.00 +154m ～ 2.50	長岡市			左 373
	L10	長岡市		西川口	2.50 ～ 2.50 +61m	長岡市			左 61
	L11	長岡市		西川口	2.50 +61m ～ 2.50 +82m	長岡市		左 21	
	L12	長岡市		西川口	2.50 +120m ～ 2.50 +180m	長岡市			左 60
	L13	長岡市		川口和南津	3.00 +437m ～ 3.00 +480m	長岡市			左 43
	L14	長岡市		川口和南津	3.00 +480m ～ 3.25 +94m	長岡市		左 119	
	L15	長岡市		川口和南津	3.25 +94m ～ 3.50 +61m	長岡市			左 232
	L16	長岡市		川口和南津	3.50 +61m ～ 4.00	長岡市		左 454	
	L17	長岡市		川口和南津	4.00 +23m ～ 4.00 +116m	長岡市			左 93
	L18	長岡市		川口和南津	4.00 +238m ～ 4.25 +127m	長岡市			左 182
	L19	魚沼市		下島	6.00 +245m ～ 6.25 +126m	魚沼市			左 180
	L20	魚沼市		下島	6.25 +126m ～ 6.50 +64m	魚沼市			左 160
	L21	魚沼市		下島～下新田	6.50 +64m ～ 6.75 +164m	魚沼市			左 341
	L22	魚沼市		下新田	6.75 +182m ～ 7.00 +80m	魚沼市			左 139
	L23	魚沼市		下新田	7.00 +80m ～ 7.00 +163m	魚沼市			左 83
	L24	魚沼市		下新田	7.00 +163m ～ 7.00 +212m	魚沼市			左 49
	L25	魚沼市		下新田	7.00 +212m 7.25	魚沼市			左 50
	L26	魚沼市		下新田	7.25 ～ 7.50 +70m	魚沼市			左 331
	L27	魚沼市		下新田～徳田	7.75 +185m ～ 8.00 +118m	魚沼市			
	L28	魚沼市		徳田	8.00 +118m ～ 8.00 +175m	魚沼市			左 57
	L29	魚沼市		徳田	8.00 +175m ～ 8.25 +60m	魚沼市			左 103
	L30	魚沼市		徳田	8.25 +60m ～ 8.25 +125m	魚沼市			左 65
	L31	魚沼市		徳田	8.25 +125m ～ 8.25 +145m	魚沼市		左 20	
	L32	魚沼市		徳田	8.25 +145m ～ 8.25 +195m	魚沼市		左 50	
	L33	魚沼市		徳田	8.25 +195m ～ 8.50 +28m	魚沼市			左 58
	L34	魚沼市		徳田	8.50 +28m ～ 8.50 +30m	魚沼市			左 2
	L35	魚沼市		徳田	8.50 +30m ～ 8.50 +133m	魚沼市		左 103	
	L36	魚沼市		徳田	8.50 +133m ～ 8.50 +192m	魚沼市		左 59	
	L37	魚沼市		徳田	8.50 +192m ～ 8.50 +232m	魚沼市		左 40	
	L38	魚沼市		徳田	8.50 +232m ～ 8.75 + 2m	魚沼市		左 8	
	L39	魚沼市		徳田	8.75 + 2m ～ 8.75 +135m	魚沼市		左 133	
	L40	魚沼市		徳田～和長島	8.75 +135m ～ 8.75 +199m	魚沼市			左 64
	L41	魚沼市		和長島	8.75 +199m ～ 8.75 +213m	魚沼市			左 14
	L42	魚沼市		和長島	8.75 +213m ～ 9.00	魚沼市			左 23

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L1	左 345	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L2		越水B	越水	積み土のう工
L3		越水B、特殊堤	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工（木流し工）
L4		越水B	越水	積み土のう工
L5		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L6		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L7		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L8		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L9		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L10		越水B	越水	積み土のう工
L11		越水A	越水	積み土のう工
L12		水衝・洗掘B	決壊	ブロック投入工・蛇篭工
L13		越水B	越水	積み土のう工
L14		越水A	越水	積み土のう工
L15		越水B	越水	積み土のう工
L16		越水A	越水	積み土のう工
L17		越水B	越水	積み土のう工
L18		越水B	越水	積み土のう工
L19		越水B	越水	積み土のう工
L20		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L21		越水B	越水	積み土のう工
L22		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
L23		水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工
L24		越水B、水衝・洗掘B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工
L25		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L26		越水B	越水	積み土のう工
L27	左 207	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L28		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L29		越水B	越水	積み土のう工
L30		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L31		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L32		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L33		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L34		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L35		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L36		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L37		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L38		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L39		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工、重点監視区間（浸透、侵食）
L40		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L41		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L42		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自0km±0m～至0km±0m）				
魚野川	L43	魚沼市		和長島	9.00 ～ 9.00 +134m	魚沼市			左 134
	L44	魚沼市		和長島	9.00 +134m ～ 9.50	魚沼市			左 334
	L45	魚沼市		和長島	9.50 ～ 9.50 +50m	魚沼市			左 50
	L46	魚沼市		和長島	9.50 +50m ～ 9.75 +39m	魚沼市			左 216
	L47	魚沼市		和長島	9.75 +39m ～ 9.75 +73m	魚沼市			左 34
	L48	魚沼市		堀之内	10.00 +193m ～ 10.25 +43m	魚沼市			左 82
	L49	魚沼市		堀之内	10.25 +183m ～ 10.50 +253m	魚沼市			左 336
	L50	魚沼市		堀之内	10.75 +88m ～ 11.00 +198m	魚沼市			左 308
	L51	魚沼市		堀之内	11.25 + 3m ～ 11.25 +28m	魚沼市			左 25
	L52	魚沼市		堀之内	11.25 +28m ～ 11.25 +57m	魚沼市		左 29	
	L53	魚沼市		堀之内	11.25 +57m ～ 11.25 +150m	魚沼市			左 93
	L54	魚沼市		堀之内	11.25 +150m ～ 11.25 +156m	魚沼市			
	L55	魚沼市		堀之内	11.25 +156m ～ 11.25 +175m	魚沼市			左 19
	L56	魚沼市		堀之内	11.25 +175m ～ 11.25 +190m	魚沼市			
	L57	魚沼市		堀之内	11.25 +190m ～ 11.25 +203m	魚沼市		左 13	
	L58	魚沼市		堀之内	11.25 +203m ～ 11.25 +204m	魚沼市		左 1	
	L59	魚沼市		堀之内	11.25 +204m ～ 11.25 +220m	魚沼市		左 16	
	L60	魚沼市		堀之内～大石	11.25 +220m ～ 11.50 +51m	魚沼市			
	L61	魚沼市		大石	11.50 +51m ～ 11.50 +59m	魚沼市			左 8
	L62	魚沼市		大石	11.50 +59m ～ 12.00 +45m	魚沼市			左 517
	L63	魚沼市		四日町	12.50 +38m ～ 12.75 +44m	魚沼市			左 179
	L64	魚沼市		青島	13.75 +162m ～ 14.00	魚沼市			左 100
	L65	魚沼市		青島	14.00 +54m ～ 14.00 +107m	魚沼市			左 53
	L66	魚沼市		青島	14.25 +42m ～ 14.75 +47m	魚沼市			
	L67	魚沼市		青島	15.00 ～ 16.50 +70m	魚沼市			左 1,493
	L68	魚沼市		伊勢島	16.50 +70m ～ 16.50 +75m	魚沼市			左 5
	L69	魚沼市		伊勢島	16.50 +75m ～ 16.50 +170m	魚沼市			左 95
	L70	南魚沼市		五箇	17.65 +117m ～ 17.65 +151m	南魚沼市		左 34	
	L71	南魚沼市		五箇	17.65 +151m ～ 17.85	南魚沼市		左 90	
	L72	南魚沼市		五箇	17.85 ～ 17.85 +8m	南魚沼市		左 8	
	L73	南魚沼市		五箇	17.85 +8m ～ 17.85 +20m	南魚沼市			左 12
	L74	南魚沼市		五箇	17.85 +20m ～ 18.05	南魚沼市			左 204
	L75	南魚沼市		五箇	18.05 ～ 18.45 +87m	南魚沼市			左 488
	L76	南魚沼市		五箇	18.45 +87m ～ 18.45 +183m	南魚沼市			左 96
	L77	南魚沼市		五箇	18.45 +183m ～ 19.05 +103m	南魚沼市			左 491
	L78	南魚沼市		五箇	19.05 +103m ～ 19.05 +120m	南魚沼市			左 17
	L79	南魚沼市		五箇	19.05 +120m ～ 19.45 +26m	南魚沼市			左 341
	L80	南魚沼市		町屋	19.45 +26m ～ 19.85 +105m	南魚沼市			左 487
	L81	南魚沼市		町屋	19.85 +105m ～ 19.85 +115m	南魚沼市			左 10
	L82	南魚沼市		町屋	19.85 +115m ～ 19.85 +171m	南魚沼市			左 56
	L83	南魚沼市		町屋	19.85 +171m ～ 19.85 +180m	南魚沼市		左 9	
	L84	南魚沼市		浦佐	20.65 +40m ～ 20.65 +166m	南魚沼市			

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L43		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L44		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
L45		基盤漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工
L46		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
L47		越水B	越水	積み土のう工
L48		越水B	越水	積み土のう工
L49		越水B	越水	積み土のう工
L50		越水B	越水	積み土のう工
L51		越水B	越水	積み土のう工
L52		越水A	越水	積み土のう工
L53		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L54	左 6	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L55		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L56	左 15	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L57		水衝・洗掘A、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（侵食）
L58		越水B、水衝・洗掘A、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工、重点監視区間（侵食）
L59		水衝・洗掘A、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（侵食）
L60	左 80	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L61		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L62		越水B	越水	積み土のう工
L63		越水B	越水	積み土のう工
L64		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
L65		越水B	越水	積み土のう工
L66	左 491	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L67		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L68		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工
L69		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
L70		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L71		越水A、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L72		越水A、堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工
L73		堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L74		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L75		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L76		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
L77		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L78		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L79		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L80		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L81		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L82		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L83		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L84	左 126	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自0km±0m～至0km±0m）				
魚野川	L85	南魚沼市		浦佐	20.85 +39m ～ 21.05 +118m	南魚沼市			左 292
	L86	南魚沼市		浦佐	21.05 +118m ～ 21.05 +149m	南魚沼市		左 31	
	L87	南魚沼市		浦佐	21.05 +149m ～ 21.05 +151m	南魚沼市			左 2
	L88	南魚沼市		浦佐	21.05 +151m ～ 21.26 +129m	南魚沼市			
	L89	南魚沼市		浦佐	21.26 +198m ～ 21.85	南魚沼市			左 396
	L90	南魚沼市		浦佐	21.85 ～ 21.85 +10m	南魚沼市			左 10
	L91	南魚沼市		浦佐	21.85 +10m ～ 22.05 +105m	南魚沼市			左 286
	L92	南魚沼市		浦佐	22.05 +105m ～ 22.05 +127m	南魚沼市			左 22
	L93	南魚沼市		浦佐	22.05 +127m ～ 22.25 +63m	南魚沼市			左 113
	L94	南魚沼市		浦佐	22.25 +63m ～ 22.65 +28m	南魚沼市			左 363
	L95	南魚沼市		芹田	22.65 +28m ～ 22.65 +55m	南魚沼市			左 27
	L96	南魚沼市		芹田	22.65 +55m ～ 22.65 +195m	南魚沼市			左 140
	L97	南魚沼市		芹田	22.65 +195m ～ 22.65 +199m	南魚沼市			左 4
	L98	南魚沼市		芹田	22.65 +199m ～ 22.65 +251m	南魚沼市			左 52
	L99	南魚沼市		芹田	22.65 +251m ～ 22.85 +8m	南魚沼市			左 18
	L100	南魚沼市		芹田	22.85 +8m ～ 22.85 +53m	南魚沼市			左 45
	L101	南魚沼市		芹田	22.85 +53m ～ 23.05 +54m	南魚沼市			左 209
	L102	南魚沼市		芹田	23.05 +54m ～ 23.25 +173m	南魚沼市			左 321
	L103	南魚沼市		芹田	23.25 +203m ～ 23.45	南魚沼市			左 15
	L104	南魚沼市		九日町	23.45 ～ 23.45 +77m	南魚沼市		左 77	
	L105	南魚沼市		九日町	23.45 +77m ～ 23.45 +80m	南魚沼市			左 3
	L106	南魚沼市		九日町	23.45 +80m ～ 23.45 +100m	南魚沼市			左 20
	L107	南魚沼市		九日町	23.45 +100m ～ 23.45 +150m	南魚沼市			左 50
	L108	南魚沼市		九日町	23.45 +150m ～ 23.65	南魚沼市			左 65
	L109	南魚沼市		九日町	23.65 ～ 23.65 +50m	南魚沼市		左 50	
	L110	南魚沼市		九日町	23.65 +50m ～ 24.25 +77m	南魚沼市			左 586
	L111	南魚沼市		九日町	24.25 +106m ～ 24.25 +160m	南魚沼市			左 54
	L112	南魚沼市		九日町	24.25 +160m ～ 24.45	南魚沼市			左 40
	L113	南魚沼市		九日町	24.45 ～ 24.45 +143m	南魚沼市			左 143
	L114	南魚沼市		九日町	24.45 +143m ～ 24.65 +26m	南魚沼市		左 92	
	L115	南魚沼市		九日町	24.65 +26m ～ 24.65 +133m	南魚沼市			左 107
	L116	南魚沼市		九日町	24.65 +133m ～ 24.85 +120m	南魚沼市			左 192
	L117	南魚沼市		九日町	24.85 +120m ～ 24.85 +171m	南魚沼市			左 51
	L118	南魚沼市		九日町	24.85 +171m ～ 25.25 +172m	南魚沼市			左 424
	L119	南魚沼市		九日町	25.25 +172m ～ 25.45 +14m	南魚沼市			左 35
	L120	南魚沼市		今町	24.45 +14m ～ 25.45 +54m	南魚沼市			左 40
	L121	南魚沼市		今町	25.45 +54m ～ 25.45 +90m	南魚沼市			左 36
	L122	南魚沼市		今町	25.45 +90m ～ 25.45 +166m	南魚沼市			左 76
	L123	南魚沼市		今町	25.45 +166m ～ 25.65 +16m	南魚沼市			左 44
	L124	南魚沼市		今町	25.65 +16m ～ 25.65 +137m	南魚沼市			左 121
	L125	南魚沼市		今町	25.65 +137m ～ 25.85 +100m	南魚沼市		左 150	
	L126	南魚沼市		今町	25.85 +100m ～ 26.05 +32m	南魚沼市			左 120

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L85		越水B	越水	積み土のう工
L86		越水A	越水	積み土のう工
L87		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
L88	左 231	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
L89		越水B	越水	積み土のう工
L90		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L91		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L92		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L93		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L94		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L95		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
L96		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L97		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L98		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L99		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L100		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L101		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L102		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L103		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L104		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L105		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L106		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L107		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L108		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L109		堤体漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
L110		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L111		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L112		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L113		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L114		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L115		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L116		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L117		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L118		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L119		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L120		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L121		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L122		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L123		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L124		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L125		堤体漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
L126		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自0km±0m～至0km±0m）				
魚野川	L127	南魚沼市		今町	26.05 +32m ～ 26.25 +148m	南魚沼市			左 318
	L128	南魚沼市		今町	26.25 +148m ～ 26.45 +63m	南魚沼市		左 141	
	L129	南魚沼市		五日町	26.45 +63m ～ 26.65 +30m	南魚沼市			左 161
	L130	南魚沼市		五日町	26.65 +30m ～ 26.65 +93m	南魚沼市			左 63
	L131	南魚沼市		五日町	26.65 +93m ～ 26.65 +180m	南魚沼市			左 87
	L132	南魚沼市		五日町	26.65 +180m ～ 26.85 +119m	南魚沼市			左 141
	L133	南魚沼市		五日町	26.85 +119m ～ 27.25 +202m	南魚沼市			左 489
	L134	南魚沼市		五日町	27.25 +202m ～ 27.45 +162m	南魚沼市			左 184
	L135	南魚沼市		五日町	27.45 +162m ～ 27.65 +140m	南魚沼市			左 205
	L136	南魚沼市		五日町	27.65 +140m ～ 28.05	南魚沼市			左 219
	R1	長岡市		東川口	0.00 ～ 0.00 +113m	長岡市		右 113	
	R2	長岡市		東川口	0.00 +113m ～ 0.00 +280m	長岡市			右 167
	R3	長岡市		東川口	0.50 +29m ～ 0.75	長岡市			
	R4	長岡市		東川口	0.75 ～ 0.75 +67m	長岡市			右 67
	R5	長岡市		東川口	0.75 +67m ～ 1.00 +39m	長岡市			右 257
	R6	長岡市		東川口	1.00 +39m ～ 1.00 +163m	長岡市			右 124
	R7	長岡市		東川口	1.00 +163m ～ 1.25 +27m	長岡市			右 98
	R8	長岡市		東川口	1.25 +27m ～ 1.25 +60m	長岡市			右 33
	R9	長岡市		東川口	1.25 +60m ～ 1.25 +74m	長岡市			右 14
	R10	長岡市		東川口	1.25 +74m ～ 1.25 +97m	長岡市			右 23
	R11	長岡市		東川口	1.25 +97m ～ 1.25 +247m	長岡市			右 150
	R12	長岡市		東川口	1.25 +247m ～ 1.50	長岡市			右 7
	R13	長岡市		東川口	1.50 +7m ～ 1.50 +114m	長岡市			右 107
	R14	魚沼市		新道島	5.75 +128m ～ 5.75 +219m	魚沼市		右 91	
	R15	魚沼市		新道島	5.75 +219m ～ 6.00	魚沼市			右 347
	R16	魚沼市		新道島	6.00 ～ 6.25	魚沼市			右 182
	R17	魚沼市		新道島	6.25 ～ 6.75 +30m	魚沼市			右 372
	R18	魚沼市		新道島	7.00 +51m ～ 7.00 +134m	魚沼市			右 83
	R19	魚沼市		竜光	7.25 +258m ～ 7.50 +151m	魚沼市			右 350
	R20	魚沼市		竜光	7.75 +59m ～ 7.75 +130m	魚沼市			右 71
	R21	魚沼市		竜光	7.75 +130m ～ 7.75 +188m	魚沼市			右 58
	R22	魚沼市		竜光	7.75 +188m ～ 8.00 +273m	魚沼市			右 314
	R23	魚沼市		竜光	8.00 +273m ～ 8.25 +145m	魚沼市			右 147
	R24	魚沼市		向島	8.25 +177m ～ 8.25 +278m	魚沼市			右 101
	R25	魚沼市		向島	8.25 +278m ～ 8.25 +324m	魚沼市		右 46	
	R26	魚沼市		向島	8.25 +324m ～ 8.50	魚沼市			右 12
	R27	魚沼市		向島	8.50 ～ 8.50 +92m	魚沼市			右 92
	R28	魚沼市		向島	8.50 +92m ～ 8.50 +203m	魚沼市			右 111
	R29	魚沼市		向島	8.50 +203m ～ 8.75 +76m	魚沼市			右 138
	R30	魚沼市		向島～桜又	8.75 +76m ～ 8.75 +148m	魚沼市			右 72

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
L127		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L128		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L129		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L130		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L131		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工
L132		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
L133		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
L134		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工 重点監視区間（浸透）
L135		堤体漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、 ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（浸透、侵食）
L136		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工 重点監視区間（浸透）
R1		越水A	越水	積み土のう工
R2		越水B	越水	積み土のう工
R3	右 238	特殊堤	欠壊	シート張り工（木流し工）
R4		堤体漏水B、特殊堤	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R5		堤体漏水B、旧川跡、特殊堤	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
R6		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R7		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
R8		越水B、堤体漏水B、旧川跡、特殊堤	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
R9		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡、特殊堤	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工
R10		越水B、堤体漏水B、旧川跡、特殊堤	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
R11		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、 月の輪工、釜段工
R12		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R13		越水B	越水	積み土のう工
R14		越水A、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R15		越水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R16		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R17		越水B	越水	積み土のう工
R18		越水B	越水	積み土のう工
R19		越水B	越水	積み土のう工
R20		越水B	越水	積み土のう工
R21		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R22		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R23		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R24		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R25		越水A、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R26		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R27		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R28		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R29		越水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）
R30		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（浸透）

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自0km±0m～至0km±0m）				
魚野川	R31	魚沼市		桜又	8.75 +148m ～ 8.75 +233m	魚沼市			右 85
	R32	魚沼市		桜又	8.75 +233m ～ 9.00	魚沼市			右 30
	R33	魚沼市		桜又	9.00 ～ 9.00 +10m	魚沼市			右 10
	R34	魚沼市		桜又	9.00 +93m ～ 9.00 +140m	魚沼市	右 47	右 47	
	R35	魚沼市		桜又	9.00 +140m ～ 9.25	魚沼市	右 123	右 123	
	R36	魚沼市		桜又	9.25 ～ 9.25 +17m	魚沼市	右 17	右 17	
	R37	魚沼市		桜又	9.25 +17m ～ 9.25 +170m	魚沼市	右 153	右 153	
	R38	魚沼市		桜又	9.25 +170m ～ 9.75 +9m	魚沼市			右 336
	R39	魚沼市		桜又	9.75 +9m ～ 9.75 +25m	魚沼市			右 16
	R40	魚沼市		根小屋	9.75 +54m ～ 9.75 +100m	魚沼市			右 46
	R41	魚沼市		根小屋	9.75 +100m ～ 9.75 +130m	魚沼市	右 30	右 30	
	R42	魚沼市		根小屋	9.75 +130m ～ 9.75 +229m	魚沼市		右 99	
	R43	魚沼市		根小屋	9.75 +229m ～ 10.00	魚沼市			右 18
	R44	魚沼市		根小屋	10.00 ～ 10.00 +267m	魚沼市			右 267
	R45	魚沼市		根小屋	10.00 +267m ～ 10.25 +34m	魚沼市		右 52	
	R46	魚沼市		根小屋	10.25 +34m ～ 10.25 +52m	魚沼市			右 18
	R47	魚沼市		根小屋	10.25 +52m ～ 10.25 +196m	魚沼市			右 144
	R48	魚沼市		根小屋～田戸	10.25 +196m ～ 11.50 +1m	魚沼市			右 1,021
	R49	魚沼市		田戸	11.50 + 1m ～ 11.50 +14m	魚沼市			右 13
	R50	魚沼市		田戸	11.50 +14m ～ 11.50 +30m	魚沼市			右 16
	R51	魚沼市		田戸	11.50 +30m ～ 11.50 +54m	魚沼市			右 24
	R52	魚沼市		田戸	11.50 +54m ～ 11.50 +55m	魚沼市			右 1
	R53	魚沼市		田戸	11.50 +55m ～ 11.50 +63m	魚沼市			右 8
	R54	魚沼市		田戸	11.50 +63m ～ 11.75 +140m	魚沼市			右 315
	R55	魚沼市		田戸	11.75 +140m ～ 11.75 +162m	魚沼市			右 22
	R56	魚沼市		田戸	11.75 +162m ～ 12.00 +18m	魚沼市			右 89
	R57	魚沼市		田戸	12.00 +18m ～ 12.50 +38m	魚沼市			右 602
	R58	魚沼市		四日町	12.50 +225m ～ 12.75 +30m	魚沼市			右 120
	R59	魚沼市		四日町	12.75 +63m ～ 12.75 +70m	魚沼市	右 7		右 7
	R60	魚沼市		四日町	12.75 +108m ～ 12.75 +180m	魚沼市			
	R61	魚沼市		四日町	13.25 +247m ～ 13.50 +217m	魚沼市			右 267
	R62	魚沼市		四日町	13.50 +217m ～ 13.75 +91m	魚沼市			右 105
	R63	魚沼市		四日町	13.75 +91m ～ 13.75 +103m	魚沼市			右 12
	R64	魚沼市		四日町	13.75 +103m ～ 13.75 +153m	魚沼市			右 50
	R65	魚沼市		四日町	13.75 +153m ～ 13.75 +269m	魚沼市			右 116
	R66	魚沼市		古新田	13.75 +322m ～ 14.00 +209m	魚沼市			右 267
	R67	魚沼市		古新田	14.00 +209m ～ 14.25 +180m	魚沼市			右 211
	R68	魚沼市		古新田	14.25 +180m ～ 14.75	魚沼市			右 331
	R69	魚沼市		古新田	14.75 ～ 14.75 +122m	魚沼市			右 122
	R70	魚沼市		古新田	14.75 +122m ～ 14.75 +240m	魚沼市			右 118
	R71	魚沼市		古新田	14.75 +240m ～ 15.00 +226m	魚沼市			右 261
	R72	魚沼市		伊勢島	15.00 +257m ～ 15.25 +15m	魚沼市			右 40
	R73	魚沼市		伊勢島	15.25 +15m ～ 15.25 +47m	魚沼市			右 32
	R74	魚沼市		伊勢島	15.25 +47m ～ 15.25 +59m	魚沼市			右 12
	R75	魚沼市		伊勢島	15.25 +59m ～ 15.25 +106m	魚沼市			右 47

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R31		越水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B	越水、漏水、欠壊	積み土のう工、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（浸透）
R32		基盤漏水B、水衝・洗掘B	漏水、欠壊	月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工 重点監視区間（浸透）
R33		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
R34		水衝・洗掘A	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R35		水衝・洗掘A、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（侵食）
R36		堤体漏水B、水衝・洗掘A、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R37		堤体漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R38		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R39		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R40		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R41		越水A、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R42		越水A	越水	積み土のう工
R43		越水B	越水	積み土のう工
R44		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R45		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R46		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R47		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R48		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工 重点監視区間（浸透）
R49		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R50		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R51		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R52		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R53		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R54		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R55		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R56		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R57		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R58		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
R59		越水B	越水	積み土のう工
R60	右 72	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R61		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R62		越水B、基盤漏水B	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R63		越水B、基盤漏水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R64		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R65		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R66		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R67		基盤漏水B、旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R68		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）
R69		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R70		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R71		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R72		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R73		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工
R74		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
R75		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自〇km±〇m～至〇km±〇m）				
魚野川	R76	魚沼市		伊勢島	15.25 +106m ～ 15.50 +30m	魚沼市			右 218
	R77	魚沼市		伊勢島	15.50 +30m ～ 15.75 +100m	魚沼市			右 325
	R78	魚沼市		伊勢島	15.75 +100m ～ 15.75 +150m	魚沼市			右 50
	R79	魚沼市		伊勢島	15.75 +150m ～ 15.75 +159m	魚沼市			右 9
	R80	魚沼市		伊勢島	15.75 +159m ～ 16.00	魚沼市			右 111
	R81	魚沼市		伊勢島	16.00 ～ 16.00 +100m	魚沼市			右 100
	R82	魚沼市		伊勢島	16.00 +297m ～ 16.25 + 1m	魚沼市			
	R83	魚沼市		虫野	16.75 +124m ～ 17.00	魚沼市			
	R84	魚沼市		虫野	17.00 +24m ～ 17.00 +160m	魚沼市			右 136
	R85	魚沼市		虫野	17.00 +160m ～ 17.00 +175m	魚沼市			右 15
	R86	魚沼市		虫野	17.00 +175m ～ 17.25	魚沼市			右 75
	R87	魚沼市		十日町	17.25 +42m ～ 17.45	魚沼市			右 193
	R88	魚沼市		十日町	17.65 ～ 17.85 +34m	魚沼市			
	R89	魚沼市		十日町	17.85 +34m ～ 18.05 +88m	魚沼市			右 245
	R90	魚沼市		十日町	18.05 +88m ～ 18.05 +113m	魚沼市			
	R91	魚沼市		十日町	18.05 +113m ～ 18.05 +129m	魚沼市			右 16
	R92	魚沼市		十日町	18.05 +129m ～ 18.25 +18m	魚沼市			
	R93	魚沼市		十日町	18.25 +18m ～ 18.45 +143m	魚沼市			右 321
	R94	魚沼市		十日町	18.45 +143m ～ 18.65	魚沼市			
	R95	魚沼市		十日町	18.65 ～ 18.65 +49m	魚沼市			右 49
	R96	魚沼市		十日町～岡新田	18.65 +49m ～ 18.65 +222m	魚沼市			右 173
	R97	魚沼市		岡新田	18.65 +222m ～ 18.85 + 5m	魚沼市			右 9
	R98	魚沼市		岡新田	18.85 + 5m ～ 18.85 +103m	魚沼市			右 98
	R99	魚沼市		岡新田	18.85 +103m ～ 18.85 +166m	魚沼市			右 63
	R100	魚沼市		岡新田	18.85 +166m ～ 19.05 +74m	魚沼市			右 121
	R101	魚沼市		岡新田	19.05 +74m ～ 19.05 +179m	魚沼市			右 105
	R102	魚沼市		岡新田	19.05 +179m ～ 19.05 +181m	魚沼市			右 2
	R103	魚沼市		岡新田	19.05 +181m ～ 19.65 +29m	魚沼市			右 433
	R104	魚沼市		岡新田	19.65 +29m ～ 19.65 +127m	魚沼市			右 98
	R105	魚沼市		岡新田	19.65 +127m ～ 19.85 +50m	魚沼市			右 120
	R106	魚沼市		岡新田	19.85 +50m ～ 19.85 +56m	魚沼市			右 6
	R107	魚沼市		岡新田	19.85 +56m ～ 19.85 +111m	魚沼市			右 55
	R108	南魚沼市		天王町	20.25 ～ 20.65 +60m	南魚沼市			右 431
	R109	南魚沼市		天王町	20.85 +66m ～ 20.85 +133m	南魚沼市			
	R110	南魚沼市		天王町	20.85 +162m ～ 21.05 +24m	南魚沼市			
	R111	南魚沼市		天王町	21.05 +59m ～ 21.05 +64m	南魚沼市			右 5
	R112	南魚沼市		天王町	21.05 +64m ～ 21.05 +115m	南魚沼市			右 51
	R113	南魚沼市		天王町	21.05 +115m ～ 21.05 +172m	南魚沼市			
	R114	南魚沼市		天王町	21.26 +148m ～ 21.45 +87m	南魚沼市			右 120
	R115	南魚沼市		天王町	21.45 +87m ～ 21.45 +155m	南魚沼市			右 68
	R116	南魚沼市		天王町	21.45 +155m ～ 21.65 +40m	南魚沼市			右 79
	R117	南魚沼市		鰕島	22.25 +193m ～ 22.25 +238m	南魚沼市			右 45
	R118	南魚沼市		鰕島	22.25 +238m ～ 22.45 +160m	南魚沼市		右 179	
	R119	南魚沼市		鰕島～海士ヶ島新田	22.45 +160m ～ 22.65 +132m	南魚沼市			右 163
	R120	南魚沼市		海士ヶ島新田	22.65 +132m ～ 22.85 +90m	南魚沼市			右 140

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R76		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R77		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R78		堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工
R79		堤体漏水B、基盤漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R80		堤体漏水B、基盤漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R81		基盤漏水B	漏水	月の輪工、釜段工
R82	右 3	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R83	右 133	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R84		越水B	越水	積み土のう工
R85		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R86		越水B	越水	積み土のう工
R87		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R88	右 232	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R89		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R90	右 25	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R91		水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工
R92	右 82	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R93		水衝・洗掘B、旧川跡	欠壊、漏水	ブロック投入工・蛇篭工、月の輪工、釜段工 重点監視区間（侵食）
R94	右 38	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R95		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R96		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R97		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R98		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R99		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R100		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R101		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R102		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R103		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R104		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R105		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、釜段工
R106		越水B、堤体漏水B、旧川跡	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R107		堤体漏水B、旧川跡	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R108		越水B	越水	積み土のう工
R109	右 67	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R110	右 45	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R111		越水B	越水	積み土のう工
R112		越水B、旧川跡	越水、漏水	積み土のう工、月の輪工、釜段工
R113	右 57	旧川跡	漏水	月の輪工、釜段工
R114		越水B	越水	積み土のう工
R115		越水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊	積み土のう工、ブロック投入工・蛇篭工
R116		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇篭工
R117		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R118		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R119		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R120		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、重点監視区間（浸透）

河川名	新番号	位置				管理団体	重点	A	B
		郡市	町村区	大字	河口からの距離（自0km±0m～至0km±0m）				
魚野川	R121	南魚沼市		海士ヶ島新田	22.85 +90m ～ 23.05 +50m	南魚沼市			右 150
	R122	南魚沼市		海士ヶ島新田	23.05 +50m ～ 23.85 +98m	南魚沼市			右 880
	R123	南魚沼市		海士ヶ島新田～柳古新田	24.05 +130m ～ 24.05 +172m	南魚沼市			右 42
	R124	南魚沼市		柳古新田	24.05 +172m ～ 24.25	南魚沼市			右 59
	R125	南魚沼市		柳古新田	24.25 ～ 24.25 + 3m	南魚沼市		右 3	
	R126	南魚沼市		柳古新田	24.25 + 3m ～ 24.25 +100m	南魚沼市		右 97	
	R127	南魚沼市		今町新田	24.25 +100m ～ 24.25 +227m	南魚沼市		右 127	
	R128	南魚沼市		今町新田	24.25 +227m ～ 24.65 +97m	南魚沼市			右 392
	R129	南魚沼市		今町新田	24.65 +97m ～ 25.25 +176m	南魚沼市			右 636
	R130	南魚沼市		今町新田	25.25 +176m ～ 25.45 +80m	南魚沼市			右 112
	R131	南魚沼市		今町新田	25.45 +80m ～ 26.25 +70m	南魚沼市			右 839
	R132	南魚沼市		水尾新田	26.25 +70m ～ 26.25 +79m	南魚沼市	右 9		右 9
	R133	南魚沼市		水尾新田	26.25 +79m ～ 26.45 +9m	南魚沼市	右 132	右 132	
	R134	南魚沼市		水尾新田	26.45 + 9m ～ 26.45 +185m	南魚沼市			右 176
	R135	南魚沼市		水尾新田	26.45 +185m ～ 26.45 +189m	南魚沼市		右 4	
	R136	南魚沼市		水尾新田	26.45 +189m ～ 26.65 + 2m	南魚沼市		右 10	
	R137	南魚沼市		水尾新田	26.65 +2m ～ 26.65 +150m	南魚沼市		右 148	
	R138	南魚沼市		水尾新田	26.65 +150m ～ 26.65 +200m	南魚沼市			右 50
	R139	南魚沼市		水尾新田	26.65 +200m ～ 26.85	南魚沼市		右 53	
	R140	南魚沼市		水尾新田	26.85 ～ 27.05	南魚沼市			右 198
	R141	南魚沼市		水尾新田	27.05 ～ 28.05	南魚沼市			右 970
左岸小計							1 15	24 1,748	104 16,179
右岸小計							8 518	19 1,524	111 17,457
魚野川合計							9 533	43 3,272	215 33,636
信濃川合計	（大河津分水路～信濃川中流-1,2）						3 23	46 6,544	358 94,326
全区間合計							12 556	89 9,816	573 127,962

新番号	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
R121		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（浸透）
R122		越水B、堤体漏水B、基盤漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、釜段工
R123		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R124		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R125		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R126		越水A、堤体漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R127		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R128		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R129		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R130		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R131		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工
R132		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R133		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R134		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R135		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R136		堤体漏水B、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R137		越水B、堤体漏水B、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工、ブロック投入工・蛇篭工、重点監視区間（侵食）
R138		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R139		越水A、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R140		越水B、堤体漏水B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工（木流し工）、月の輪工
R141		堤体漏水B	欠壊、漏水	シート張り工（木流し工）、月の輪工 重点監視区間（浸透）
	8　1,501			
	11　992			
	19　2,493			
	29　5,945			
	48　8,438			

1．重要水防箇所及び水防上危険な構造物

(1) 重要水防箇所一覧表

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
信濃川（下流）	1	左	新潟		川端町から川岸町	4.0’	7.0’ +8	新潟市				2,895	旧川跡	漏水	月の輪工		関屋
	2	左	新潟		川岸町から関新	7.0’ +8	7.0’ +164	新潟市			172		堤体漏水B 旧川跡	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足 特殊堤	
	3	左	新潟		川岸町から関新	7.0’ +164	7.25’ +6	新潟市			103		堤体漏水B 旧川跡	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足 特殊堤	
	4	左	新潟		川岸町から関新	7.25’ +6	7.25’ +25	新潟市			19		堤体漏水B 旧川跡	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足 特殊堤	
	5	左	新潟		関新から関南町	7.25’ +25	8.0’ +234	新潟市				1,005	旧川跡	漏水	月の輪工		
	6	左	新潟		平島から寺地	1.6 +264	1.8 163	新潟市				53	旧川跡	漏水	月の輪工		
	7	左	新潟		寺地	1.8 +163	1.8 +198	新潟市				35	旧川跡 新堤3年(R7)	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	新堤3年(R7)	
	8	左	新潟		寺地	1.8 +198	2.0 +251	新潟市				253	旧川跡	漏水	月の輪工		
	9	左	新潟		寺地から山田	2.4 +17	2.8 +119	新潟市				560	旧川跡	漏水	月の輪工		
	10	左	新潟		山田	2.8 +279	2.8 +305	新潟市				28	旧川跡	漏水	月の輪工		
	11	左	新潟		山田から善久	5.2	5.2 +200	新潟市	196		196		基礎地盤漏水B 堤体漏水B	漏水	釜段工 月の輪工		
	12	左	新潟		山田から善久	5.2 +200	5.6 +44	新潟市	244		244		基礎地盤漏水B 堤体漏水B	漏水	釜段工 月の輪工		
	13	左	新潟		善久	5.6 +44	5.6 +68	新潟市	24		24		基礎地盤漏水B 旧川跡 堤体漏水B	漏水	釜段工 月の輪工		
	14	左	新潟		善久	5.6 +68	5.6 +300	新潟市	251		251		基礎地盤漏水B 堤体漏水B	漏水	釜段工 月の輪工		関屋
	15	左	新潟		善久	5.6 +300	5.6 +340	新潟市	44		44		基礎地盤漏水B	漏水	釜段工		
	16	左	新潟		善久から島原	5.6 +340	6.4 +115	新潟市				678	旧川跡	漏水	月の輪工		
	17	左	新潟		善久から島原	6.4 +115	6.4 +167	新潟市				62	旧川跡	漏水	月の輪工		
	18	左	新潟		鳥原	6.4 +167	6.4 +173	新潟市			8		堤体漏水B 旧川跡	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	特殊堤 堤防断面不足	
	19	左	新潟		鳥原	6.4 +173	6.4 +186	新潟市			15		堤体漏水B 旧川跡	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	特殊堤 堤防断面不足	
	20	左	新潟		鳥原から大野	6.4 +186	6.8 +290	新潟市				585	旧川跡	漏水	月の輪工		
	21	左	新潟		鷺ノ木新田	6.8 +300	7.6 +165	新潟市				670	旧川跡	漏水	月の輪工		
	22	左	新潟		鷺ノ木新田	8.0	8.0 +208	新潟市			242		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	23	左	新潟		鷺ノ木新田から天野	8.0 +208	8.8 +44	新潟市			792		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	24	左	新潟		天野	8.8 +44	8.8 +151	新潟市			129		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	25	左	新潟		天野から獺ヶ通	8.8 +151	10.0 +84	新潟市			1,175		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工	9.4kpはん濫危険水位設定箇所	
	26	左	新潟		獺ヶ通	10.0 +84	10.4 +245	新潟市			392		堤体漏水B	漏水	月の輪工		関屋
	27	左	新潟		獺ヶ通	10.4 +245	10.4 +318	新潟市			52		堤体漏水B 工事施工	漏水	月の輪工	新潟中央環状線工事	

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	28	左	新潟		獺ヶ通	10.4 +318	10.8 +193	新潟市			177		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	29	左	新潟		獺ヶ通	10.8 +193	11.2 +174	新潟市			288		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	30	左	新潟		獺ヶ通	11.2 +174	11.2 +200	新潟市			24		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	31	左	新潟		獺ヶ通 から 大郷	11.2 +211	11.6 +256	新潟市			425		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	32	左	新潟		大郷	12.0 +67	12.4 +55	新潟市			390		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	33	左	新潟		大郷	12.4 +55	12.4 +125	新潟市			71		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	34	左	新潟		大郷	12.4 +125	12.8 +200	新潟市			494		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	35	左	新潟		大郷	12.8 +200	12.8 +388	新潟市			199		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	36	左	新潟		大郷	12.8 +388	13.2 +23	新潟市			35		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	37	左	新潟		大郷	13.2 +23	14.0 +264	新潟市			959		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	38	左	新潟		大郷	14.0 +264	14.4 +139	新潟市			255		堤体漏水B	漏水	月の輪工		関屋
	39	左	新潟		大郷	14.4 +139	14.4 +200	新潟市			55		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	40	左	新潟		大郷 から 赤渋	14.4 +200	15.2	新潟市			541		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	41	左	新潟		赤渋	15.2	15.2 +161	新潟市			152		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	42	左	新潟		赤渋	15.2 +161	15.4 +128	新潟市			143		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	43	左	新潟		赤渋	15.4 +128	15.6 +200	新潟市			289		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	44	左	新潟		赤渋	15.6 +200	16.2 +152	新潟市			646		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	45	左	新潟		赤渋 から 臼井	16.2 +152	16.4	新潟市			45		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	46	左	新潟		臼井	16.4	16.4 +214	新潟市			263		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	47	左	新潟		臼井	16.4 +214	16.4 +222	新潟市			9		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	48	左	新潟		臼井	16.4 +222	16.4 +243	新潟市			26		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	49	左	新潟		臼井	16.4 +243	16.4 +296	新潟市			65		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	50	左	新潟		臼井	16.4 +296	16.6 +182	新潟市			120		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	51	左	新潟		臼井	16.6 +182	16.8 +29	新潟市			85		堤体漏水B 新堤3年(R6)	漏水 欠壊	月の輪工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	52	左	新潟		臼井	16.8 +29	16.8 +170	新潟市			122		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	53	左	新潟		臼井	16.8 +170	17.2 +200	新潟市			489		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	54	左	新潟		臼井から 下八枚	17.2 +200	18.4 +126	新潟市			923		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域(m) 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	55	左	新潟		下八枚	18.4 +126	19.2 +200	新潟市			716		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		三条
	56	左	新潟		下八枚から上八枚	19.2 +200	20.8 +200	新潟市			1,794		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	57	左	新潟		上八枚	20.8 +200	21.4	新潟市			243		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	58	左	新潟		上八枚	21.4	21.4 +91	新潟市			91		越水(溢水)B 新堤3年(R6)	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	59	左	新潟		上八枚から十二道島	21.4 +91	22.4 +27	新潟市			936		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	60	左	新潟		十二道島	22.4 +27	22.4 +38	新潟市			12		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	61	左	新潟		十二道島から菱潟	22.4 +38	23.6 +300	新潟市			1,398		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	62	左	新潟		菱潟	23.6 +300	24.4 +112	新潟市			491		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	63	左	新潟		菱潟から菱潟新田	24.4 +112	25.2 +90	新潟市			804		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	64	左	新潟		菱潟新田から庄瀬	25.2 +90	26.0	新潟市			783		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	65	左	新潟		庄瀬から兎新田	26.0	28.4 +149	新潟市			2,588		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	66	左	加茂		五反田	28.4 +149	28.8 +5	加茂市			212		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	67	左	加茂		五反田	28.8 +5	28.8 +106	加茂市			81		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	68	左	加茂		五反田	28.8 +106	29.6 +323	加茂市			808		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	69	左	加茂		五反田から前須田	29.6 +323	30.0 +300	加茂市			339		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	70	左	加茂		五反田から前須田	30.0 +300	30.0 +305	加茂市			5		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	71	左	加茂		前須田	30.5	30.5 +130	加茂市			126		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	72	左	加茂		前須田	30.5 +130	30.5 +187	加茂市			56		旧川跡 堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	73	左	加茂		前須田	30.5 +187	30.5 +389	加茂市			197		越水(溢水)B 旧川跡 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	74	左	加茂		前須田	30.5 +389	31.0	加茂市			108		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡、水衝B	越水、漏水 洗掘・法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工		
	75	左	加茂		前須田から鵜森	31.0	31.0 +141	加茂市			188		越水(溢水)B 堤体漏水B、水衝B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工		
	76	左	加茂		鵜森	31.0 +141	31.0 +255	加茂市			152		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	77	左	加茂		鵜森	31.0 +255	31.0 +310	加茂市			74		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	78	左	加茂		鵜森	31.0 +310	31.0 +340	加茂市			48		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	79	左	加茂		鵜森	31.0 +340	31.5 +418	加茂市			955		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	80	左	三条		井戸場	31.5 +418	31.5 +479	三条市			155		越水(溢水)B 旧川跡、水衝B 堤体漏水B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工		
	81	左	三条		井戸場	31.5 +479	32.0	三条市			40		越水(溢水)B 水衝B 堤体漏水B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工		三条

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	82	左	三条		井戸場	32.0	32.0 +287	三条市			484		越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工		
	83	左	三条		井戸場	32.0 +287	32.0 +470	三条市			310		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	84	左	三条		井戸場	32.0 +470	33.5 +125	三条市			240		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	85	左	三条		井戸場 から 荻島	33.5 +125	34.4 +45	三条市			666		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	86	左	三条		荻島	34.4 +45	34.4 +282	三条市			234		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	87	左	三条		荻島	34.4 +282	34.4 +314	三条市			32		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	88	左	三条		荻島	34.4 +314	34.8 +232	三条市			326		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	89	左	三条		荻島	34.8 +232	35.6 +89	三条市			689		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	90	左	三条		荻島	35.6 +89	35.6 +209	三条市			127		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	91	左	三条		荻島	35.6 +209	35.6 +304	三条市	100	100			堤体漏水B 水衝A	漏水 洗掘・ 法崩壊	月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・根固め工が未施工 重点監視区間	
	92	左	三条		荻島	35.6 +304	36.0	三条市	101	101			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・根固め工が未施工 重点監視区間	
	93	左	三条		荻島 から 大島	36.0	37.2 +142	三条市			1,415		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	94	左	三条		大島	37.2 +142	37.2 +242	三条市	104	104			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・根固め工が未施工 重点監視区間	
	95	左	三条		大島	37.2 +242	38.0 +100	三条市			748		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	96	左	三条		大島	38.0 +100	38.0 +153	三条市	57	57			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・根固め工が未施工 重点監視区間	
	97	左	三条		大島	38.0 +153	38.0 +235	三条市			90		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	98	左	三条		大島	38.0 +235	38.4 +138	三条市			308		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	99	左	三条		大島	38.4 +138	38.4 +279	三条市			130		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	100	左	三条		大島	38.4 +279	39.0 +160	三条市			453		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	101	左	三条		大島	39.0 +160	39.2	三条市			38		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	102	左	三条		大島	39.2	39.2 +78	三条市			76		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	103	左	三条		大島 から 下須頃	39.2 +78	39.2 +276	三条市			199		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	104	左	三条		下須頃	39.2 +276	39.2 +326	三条市	48	48			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	水衝部で護岸・根固め工が未施工 重点監視区間	
	105	左	三条		下須頃	39.2 +326	39.6 +208	三条市			313		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	106	左	三条		下須頃	39.6 +208	39.6 +222	三条市			16		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足	
	107	左	三条		下須頃	39.6 +222	39.6 +292	三条市			81		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	108	左	三条		下須頃	39.6 +292	40.0 +173	三条市			343		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	109	左	三条		下須頃から上須頃	40.0 +173	40.4	三条市			301		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	110	左	三条		上須頃	40.4	40.8 +38	三条市			353		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	111	左	三条		上須頃	40.8 +38	40.8 +104	三条市	48	48			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	112	左	三条		上須頃	40.8 +104	40.8 +124	三条市	15	15			越水(溢水)A 堤体漏水B	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	瑞雲橋左岸 覚書締結箇所 HWL堤	
	113	左	三条		上須頃	40.8 +124	40.8 +150	三条市			19		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	114	左	三条		上須頃	40.8 +150	41.2 +243	三条市			315		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	115	左	三条		上須頃	41.6 +157	41.6 +230	三条市			69		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	116	左	三条		上須頃	41.6 +230	41.6 +296	三条市			62		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	HWL堤 堤防断面不足	
	117	左	三条		上須頃	41.6 +296	42.0	三条市			98		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		三条
	118	左	三条		上須頃	42.0	42.0 +200	三条市			201		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	119	左	燕		八王寺	42.0 +200	42.0 +319	燕市			119		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	120	左	燕		八王寺	42.0 +319	42.4 +200	燕市			292		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	121	左	燕		八王寺から道金	42.4 +200	43.2 +25	燕市			670		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	122	左	燕		八王寺から道金	43.2 +25	43.2 +341	燕市				501	旧川跡	漏水	月の輪工		
	123	左	燕		八王寺から道金	43.2 +341	43.2 +370	燕市			46		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	124	左	燕		道金から横田	43.6 +30	43.6 +192	燕市	221		221		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		
	125	左	燕		道金から横田	43.6 +192	43.6 +300	燕市	147		147		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		
	126	左	燕		道金から横田	43.6 +300	46.0 +203	燕市	2,329		2,329		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		
	127	左	燕		横田	46.0 +203	46.4	燕市	195		195		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	128	左	燕		横田	46.4	46.4 +199	燕市	196		196		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		
	129	左	燕		横田	46.4 +199	46.8 +326	燕市	523		523		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		三条
	130	左	燕		横田から熊森	46.8 +326	47.2 +68	燕市	147		147		基礎地盤漏水B 旧川跡、洗掘B	漏水 洗掘・ 法崩壊	釜段工、月の輪工 シート張工 築廻し工	護岸又は根固め工が未施工	
	131	左	燕		熊森	47.2 +68	47.6 +209	燕市	562		562		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	釜段工 月の輪工		
	132	左	燕		熊森	47.6 +209	47.6 +280	燕市	75		75		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 釜段工 月の輪工		
	133	左	燕		熊森	47.6 +280	47.6 +313	燕市			34		越水(溢水)B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	HWL堤	
	134	左	燕		熊森	47.6 +313	47.6 +398	燕市			90		越水(溢水)B	越水	積み土のう工 シート張工		
	135	左	燕		熊森	48.0 +2	48.0 +100	燕市			101		越水(溢水)B	越水	積み土のう工 シート張工		

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	136	左	燕		熊森から笈ヶ島	48.0 +100	48.0 +163	燕市			65		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	HWL 堤防断面不足	三条
	137	左	燕		笈ヶ島	48.0 +163	48.0 +240	燕市	80	80			越水(溢水)A 堤体漏水B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	HWL堤 堤防断面不足	
	138	左	燕		笈ヶ島	48.0 +240	48.0 +320	燕市			82		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	HWL堤 堤防断面不足	
	139	左	燕		笈ヶ島	48.0 +320	48.4 +73	燕市			157		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	140	左	燕		笈ヶ島	48.4 +73	48.4 +225	燕市			154		越水(溢水)B 旧川跡 洗掘B	越水、漏水 洗掘・ 法崩壊	積み土のう工 月の輪工 シート張工 築廻し工	護岸又は根固め工が未施工	
	141	左	燕		笈ヶ島	48.4 +225	48.4 +306	燕市			82		旧川跡 洗掘B	漏水 洗掘・ 法崩壊	月の輪工 シート張工 築廻し工	護岸又は根固め工が未施工	
	142	左	燕		笈ヶ島	48.4 +306	48.8 +161	燕市				255	旧川跡	漏水	月の輪工		
	143	左	燕		笈ヶ島	48.8 +161	48.8 +175	燕市			14		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	144	左	燕		笈ヶ島	48.8 +175	48.8 +186	燕市			11		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	145	左	燕		笈ヶ島	48.8 +186	48.8 +230	燕市			43		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	146	左	燕		笈ヶ島	48.8 +230	48.8 +275	燕市			45		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	147	左	燕		笈ヶ島	49.2 +68	49.2 +86	燕市				18	旧川跡	漏水	月の輪工		
	148	左	燕		笈ヶ島	49.2 +86	50.0 133	燕市			850		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	149	左	燕		笈ヶ島	50.0 133	50.4 101	燕市				363	旧川跡	漏水	月の輪工		
	150	左	燕		笈ヶ島	50.4 +101	50.4 +300	燕市			197		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
					令和８年度 小計			箇所数	22	8	127	15					
								延長	5,707	553	40,731	7,961					

令和８年度版（R8.2.25時点）

1．重要水防箇所及び水防上危険な構造物

(1) 重要水防箇所一覧表

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
信濃川（下流）	151	右	新潟		万代から幸西	4.0’	6.5’ +140	新潟市				2,703	旧川跡	漏水	月の輪工		関屋
	152	右	新潟		新光町	6.5’ +140	6.75’ +247	新潟市				337	旧川跡	漏水	月の輪工	完成堤	
	153	右	新潟		新光町	7.0’ +170	7.25’ +205	新潟市				251	旧川跡 新堤3年(R5)	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	新堤3年(R5)	
	154	右	新潟		新光町	7.25’ +205	7.5’ +42	新潟市				78	旧川跡	漏水	月の輪工	新光町防災船着場	
	155	右	新潟		新光町	7.5’ +42	8.25’ +54	新潟市				740	旧川跡 新堤3年(R6)	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	新堤3年(R6)	
	156	右	新潟		新光町	8.25’ +54	8.25’ +86	新潟市				42	旧川跡	欠壊 漏水	捨て土のう工 月の輪工	HWL堤	
	157	右	新潟		新光町	8.25’ +86	8.5’	新潟市				215	旧川跡	漏水	月の輪工		
	158	右	新潟		美咲町	1.6	2.4	新潟市				897	旧川跡	漏水	月の輪工		関屋
	159	右	新潟		美咲町	2.4	2.6 +65	新潟市	250		250		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		
	160	右	新潟		美咲町	2.6 +65	2.8 +190	新潟市	287		287		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡 新堤3年(R6)	欠壊 漏水	月の輪工 釜段工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	161	右	新潟		美咲町	2.8 +190	3.0 +46	新潟市	50		50		基礎地盤漏水B 旧川跡 新堤3年(R6)	欠壊 漏水	月の輪工 釜段工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	162	右	新潟		美咲町から鳥屋野潟	3.0 +46	3.2 +102	新潟市	262		262		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		
	163	右	新潟		鳥屋野潟	3.2 +102	3.4	新潟市	73		73		基礎地盤漏水B 旧川跡 新堤3年(R6)	欠壊 漏水	月の輪工 釜段工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	164	右	新潟		鳥屋野潟	3.4	3.2 +223	新潟市	25		25		基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工		
	165	右	新潟		鳥屋野潟から大島	3.2 +223	3.4 +53	新潟市	38		38		基礎地盤漏水B	漏水	釜段工		
	166	右	新潟		大島	3.4 +53	3.4 +167	新潟市	114		114		基礎地盤漏水B 新堤3年(R6)	欠壊 漏水	釜段工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	167	右	新潟		大島	3.4 +167	3.6 +34	新潟市	73		73		基礎地盤漏水B	漏水	釜段工		
	168	右	新潟		大島	3.6 +34	3.6 +116	新潟市	82		82		基礎地盤漏水B 新堤3年(R6)	欠壊 漏水	釜段工 捨て土のう工	新堤3年(R6)	
	169	右	新潟		大島	3.6 +116	3.6 +200	新潟市	79		79		基礎地盤漏水B	漏水	釜段工		
	170	右	新潟		大島から親松	3.6 +200	4.0 +116	新潟市			331		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	171	右	新潟		親松	4.0 +116	4.0 +147	新潟市			31		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	172	右	新潟		親松から祖父興野	4.0 +147	4.8 +194	新潟市			888		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	173	右	新潟		祖父興野	4.8 +194	4.8 +319	新潟市			129		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	174	右	新潟		祖父興野から俵柳	4.8 +319	5.2 +207	新潟市			298		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	175	右	新潟		俵柳から楚川	5.2 +207	6.0 +100	新潟市	681		681		堤体漏水B 基礎地盤漏水B	漏水 法崩れ ・すべり	月の輪工 釜段工 シート張工	裏法(宅地側)の法崩れ・すべり重点監視区間	
	176	右	新潟		楚川	6.0 +100	6.4 +7	新潟市			286		堤体漏水B 破堤跡	漏水	月の輪工		
	177	右	新潟		楚川	6.4 +7	6.4 +100	新潟市			81		堤体漏水B 破堤跡 旧川跡	漏水	月の輪工		
	178	右	新潟		楚川から天野	6.4 +100	6.4 +287	新潟市			160		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		関屋
	179	右	新潟		天野	6.4 +287	7.2 +300	新潟市			729		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	180	右	新潟		天野	7.6 +295	8.0 +60	新潟市			151		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	181	右	新潟		天野	8.0 +100	8.0 +325	新潟市			193		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	182	右	新潟		天野から舞潟	8.0 +325	8.4 +368	新潟市			347		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	183	右	新潟		舞潟から酒屋	8.4 +368	10.8 +348	新潟市			2,564		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	184	右	新潟		舞潟から酒屋	10.8 +348	11.2 +203	新潟市			411		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	185	右	新潟		覚路津	11.2 +329	11.6	新潟市			232		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	186	右	新潟		覚路津	11.6	11.6 +141	新潟市			141		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	187	右	新潟		覚路津	11.6 +141	11.6 +306	新潟市			165		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	188	右	新潟		覚路津	11.6 +306	12.0 +129	新潟市			225		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	189	右	新潟		覚路津	12.0 +129	12.0 +231	新潟市			103		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	190	右	新潟		覚路津	12.0 +231	12.8	新潟市			564		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		関屋
	191	右	新潟		覚路津	12.8	13.2	新潟市			373		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	192	右	新潟		覚路津	13.2	13.6 +259	新潟市			702		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	193	右	新潟		覚路津	13.6 +259	13.6 +270	新潟市			13		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	194	右	新潟		覚路津から大秋	13.6 +270	14.8 +230	新潟市			1,248		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	195	右	新潟		大秋	14.8 +230	14.8 +286	新潟市			60		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	196	右	新潟		大秋	14.8 +324	15.2 +29	新潟市			111		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	197	右	新潟		大秋	15.2 +29	15.6 +334	新潟市			704		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	198	右	新潟		大秋から子成場	15.6 +334	16.4 +243	新潟市			571		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	199	右	新潟		子成場	16.4 +243	16.4 +307	新潟市			49		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足	
	200	右	新潟		子成場	16.4 +307	16.8 +4	新潟市			75		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	201	右	新潟		子成場	16.8 +4	16.8 +179	新潟市			147		堤体漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工		
	202	右	新潟		子成場	16.8 +179	16.8 +356	新潟市			148		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		関屋
	203	右	新潟		子成場	16.8 +356	17.2 +199	新潟市			218		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	204	右	新潟		子成場	17.2 +199	17.6 +128	新潟市			316		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	205	右	新潟		子成場から小須戸	17.6 +128	18.0 +63	新潟市			368		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	206	右	新潟		子成場から小須戸	18.0 +63	18.0 +321	新潟市				339	旧川跡	漏水	月の輪工		
	207	右	新潟		子成場から小須戸	18.0 +321	18.8	新潟市			622		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	208	右	新潟		小須戸	18.8	18.8 +296	新潟市	319		319		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		
	209	右	新潟		小須戸	18.8 +296	19.2	新潟市	112		112		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		
	210	右	新潟		小須戸	19.2	19.2 +80	新潟市	80		80		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		

河川名	番号	位置						管理団体	危険区域（m）				現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
		左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点		重点	A	B	要注意区間					
	211	右	新潟		小須戸	19.2 +80	19.2 +94	新潟市	12		12		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		
	212	右	新潟		小須戸	19.2 +94	19.6	新潟市	300		300		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	213	右	新潟		小須戸	19.6	19.6 +96	新潟市	84		84		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	214	右	新潟		小須戸	19.6 +96	19.6 +230	新潟市	118		118		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	215	右	新潟		小須戸	19.6 +230	19.6 +333	新潟市	90		90		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		三条
	216	右	新潟		小須戸	19.6 +333	20.0	新潟市	59		59		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		
	217	右	新潟		小須戸	20.0	20.0 +40	新潟市	29		29		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	218	右	新潟		小須戸	20.0 +40	20.4 +64	新潟市	323		323		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	219	右	新潟		小須戸	20.4 +64	20.4 +88	新潟市	22	22			越水(溢水)A 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	220	右	新潟		小須戸	20.4 +88	20.4 +121	新潟市	29	29			越水(溢水)A 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工		
	221	右	新潟		小須戸	20.4 +121	20.4 +131	新潟市	10	10			越水(溢水)A 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工 釜段工		
	222	右	新潟		小須戸	20.4 +131	20.4 +163	新潟市	28	28			越水(溢水)A 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工 釜段工	小須戸橋右岸覚書締結箇所 旧L堤 はん濫危険水位設定箇所	
	223	右	新潟		小須戸	20.4 +163	20.4 +189	新潟市	23	23			越水(溢水)A 堤体漏水B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	224	右	新潟		小須戸	20.4 +189	20.8	新潟市	189		189		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	225	右	新潟		小須戸	20.8	21.2	新潟市	502		502		越水(溢水)B 基礎地盤漏水B	越水 漏水	積み土のう工 釜段工		
	226	右	新潟		小須戸 から 小向	21.2	22.8	新潟市			1,693		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	227	右	新潟		小向 から 水田	22.8	23.2	新潟市			382		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	228	右	新潟		水田	23.2	23.6 +21	新潟市			520		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	229	右	新潟		水田	23.6 +28	23.6 +327	新潟市			514		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	230	右	南蒲原	田上	曽根新田	23.6 +327	24.0 +40	田上町			227		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	231	右	南蒲原	田上	曽根新田	24.0 +45	24.0 +113	田上町			79		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	232	右	南蒲原	田上	曽根新田	24.0 +113	24.4 +51	田上町			579		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	233	右	南蒲原	田上	曽根新田 から 横場新田	24.4 +51	25.0 +37	田上町			773		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	234	右	南蒲原	田上	横場新田	25.0 +37	25.2 +200	田上町			326		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	235	右	南蒲原	田上	横場新田	25.2 +200	25.4 +84	田上町			69		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	236	右	南蒲原	田上	横場新田	25.4 +84	25.6 +18	田上町			129		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	237	右	南蒲原	田上	横場新田	25.6 +18	25.6 +47	田上町			28		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	238	右	南蒲原	田上	横場新田	25.6 +47	27.6 +114	田上町			1,991		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	239	右	南蒲原	田上	保明新田	27.6 +114	28.0 +196	田上町			462		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	240	右	南蒲原	田上	保明新田	28.0 +196	28.4 +287	田上町			769		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	241	右	南蒲原	田上	保明新田	28.4 +287	28.4 +295	田上町			16		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	242	右	南蒲原	田上	保明新田	28.4 +388	28.8 +93	田上町				314	旧川跡	漏水	月の輪工		
	243	右	加茂		下仲組 から 上仲組	28.8 +134	29.6 +182	加茂市			999		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	244	右	加茂		上仲組 から 川西	29.6 +182	29.6 +300	加茂市			144		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	245	右	加茂		川西 から 加茂新田	29.6 +300	30.0 +303	加茂市			446		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	246	右	加茂		川西 から 加茂新田	30.0 +375	30.0 +481	加茂市			113		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	247	右	加茂		加茂新田 から 山島新田	30.0 +481	30.5 +125	加茂市			147		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	248	右	加茂		加茂新田 から 山島新田	30.5 +125	30.5 +375	加茂市			253		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	249	右	加茂		加茂新田 から 山島新田	30.5 +375	31.5 +125	加茂市			494		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	250	右	加茂		加茂新田 から 山島新田	31.5 +125	32.5	加茂市			306		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	251	右	加茂		山島新田	32.5	32.5 +92	加茂市			149		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		三条
	252	右	加茂		山島新田	32.5 +92	32.5 +200	加茂市			176		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	253	右	加茂		山島新田	32.5 +200	32.5 +375	加茂市			285		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	254	右	加茂		山島新田 から 天神林	32.5 +375	33.0 +178	加茂市			539		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	255	右	加茂		天神林	33.0 +192	33.0 +208	加茂市				12	新堤3年(R7)	欠壊	捨て土のう工	新堤3年(R7)	
	256	右	加茂		天神林	33.0 +208	33.0 +328	加茂市			263		越水(溢水)B 新堤3年(R7)	越水 欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	新堤3年(R7)	
	257	右	加茂		天神林	33.0 +208	33.0 +392	加茂市	69		69		越水(溢水)B 堤体漏水B 新堤3年(R7)	越水、欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張工 月の輪工	重点監視区間 新堤3年(R7) 特殊堤	
	258	右	加茂		天神林	33.0 +392	33.0 +411	加茂市			42		越水(溢水)B 新堤3年(R7)	越水、欠壊	積み土のう工 捨て土のう工	新堤3年(R7)	
	259	右	加茂		天神林	33.0 +411	33.0 +427	加茂市	36		36		越水(溢水)B 堤体漏水B 新堤3年(R7)	越水、欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張工 月の輪工	重点監視区間 新堤3年(R7)	三条
	260	右	三条		天神林	33.0 +427	33.0 +500	加茂市	137		137		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水、欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 シート張工 月の輪工	重点監視区間	
	261	右	三条		天神林	33.0 +500	33.5 +57	加茂市	73	73			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水護岸無し 重点監視区間	
	262	右	三条		柳場新田	33.5 +57	33.5 +339	三条市	360	360			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水護岸無し 重点監視区間	
	263	右	三条		柳場新田	33.5 +339	34.0	三条市			205		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	264	右	三条		柳場新田	34.0	34.4 +177	三条市			629		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	265	右	三条		柳場新田 から 柳川新田	34.4 +177	34.4 +243	三条市			65		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	266	右	三条		柳川新田 から 三貫地新田	34.4 +243	35.6	三条市			918		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	267	右	三条		三貫地新田	35.6	35.6 +41	三条市			38		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	268	右	三条		三貫地新田	35.6 +58	35.6 +328	三条市				252	旧川跡	漏水	月の輪工		
	269	右	三条		三貫地新田	35.6 +328	36.0	三条市			66		越水(溢水)B 旧川跡	越水	積み土のう工		
	270	右	三条		三貫地新田	36.0	36.2 +126	三条市			304		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	271	右	三条		三貫地新田 から 栗林	36.2 +126	36.8 +116	三条市			550		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	272	右	三条		栗林	36.8 +116	36.8 +300	三条市			179		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	273	右	三条		栗林	36.8 +300	37.6 +100	三条市			569		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	274	右	三条		栗林	37.6 +100	38.0 +149	三条市			382		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	275	右	三条		栗林 から 石上	38.0 +149	38.4 +182	三条市			429		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	276	右	三条		栗林	38.4 +182	38.4 +225	三条市	46	46			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水護岸無し 重点監視区間	
	277	右	三条		栗林	38.4 +225	38.8 +214	三条市			411		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	278	右	三条		栗林	38.8 +214	38.8 +268	三条市	56	56			越水(溢水)B 堤体漏水B 水衝A	越水 洗掘・ 法崩壊 漏水	積み土のう工 シート張工 築廻し工 月の輪工	水衝部に低水護岸無し 重点監視区間	
	279	右	三条		栗林 から 石上	38.8 +268	39.6 +22	三条市			552		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	280	右	三条		栗林 から 石上	39.6 +22	39.6 +182	三条市			140		堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	281	右	三条		栗林 から 石上	39.6 +182	39.6 +323	三条市			123		越水(溢水)B 堤体漏水B	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	282	右	三条		栗林 から 石上	39.6 +323	40.0	三条市			67		越水(溢水)B 堤体漏水B	漏水	月の輪工		
	283	右	三条		石上 から 本町	40.0	40.8 +324	三条市			1,287		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	284	右	三条		由利 から 大野畑	40.8 +396	41.2 +35	三条市			69		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	285	右	三条		大野畑	41.2 +35	41.2 +100	三条市			90		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	286	右	三条		大野畑	41.2 +100	41.2 +220	三条市			167		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	287	右	三条		大野畑 から 今井	41.6 +156	42.8 +172	三条市			1,247		越水(溢水)B	越水	積み土のう工		
	288	右	三条		今井	42.8 +172	43.2 +12	三条市			241		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	289	右	三条		今井 から 尾崎	43.2 +12	44.4 +39	三条市				1,218	旧川跡	漏水	月の輪工		
	290	右	三条		今井 から 尾崎	44.4 +39	44.8 +100	三条市			460		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	291	右	三条		今井 から 尾崎	44.8 +100	44.8 +193	三条市			96		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	292	右	三条		尾崎	44.8 +193	45.2 +33	三条市	248		248		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	293	右	三条		尾崎	45.2 +33	45.2 +37	三条市	4		4		越水(溢水)B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	294	右	三条		尾崎	45.2 +37	45.2 +71	三条市	35		35		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	295	右	三条		尾崎	45.2 +71	45.2 +75	三条市	5		5		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	欠壊 漏水	月の輪工 釜段工 シート張り工	重点監視区間	
	296	右	三条		尾崎	45.2 +75	45.2 +199	三条市	128		128		堤体漏水B 基礎地盤漏水B 旧川跡	漏水	月の輪工 釜段工	重点監視区間	
	297	右	燕		尾崎	45.2 +199	46.0 +186	三条市				807	旧川跡	漏水	月の輪工		三条
	298	右	燕		尾崎	46.4 +180	46.4 +225	三条市				275	旧川跡	漏水	月の輪工		
	299	右	燕		横田	46.4 +225	46.8 +24	燕市				382	旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	300	右	燕		横田	46.8 +24	46.8 +89	燕市			65		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	301	右	燕		横田 から 熊森	46.8 +89	46.8 +160	燕市			70		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 はん濫危険水位 設定箇所 堤防断面不足	

河川名	番号	位置 左右	郡市	町村	大字	河口からの距離 始点	河口からの距離 終点	管理団体	危険区域（m） 重点	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法	備考	管理担当出張所
	302	右	燕		横田 から 熊森	46.8 +160	47.2 +51	燕市	289	289			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 はん濫危険水位 設定箇所 堤防断面不足	
	303	右	燕		横田 から 熊森	47.2 +51	47.2 +197	燕市			142		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 はん濫危険水位 設定箇所 堤防断面不足	
	304	右	燕		熊森	47.2 +197	47.2 +238	燕市			40		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	305	右	燕		熊森 から 笈ヶ島	47.2 +238	47.2 +352	燕市			111		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	306	右	燕		熊森 から 笈ヶ島	47.2 +352	48.0 +238	燕市	654	654			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	307	右	燕		熊森 から 笈ヶ島	48.0 +238	48.0 +342	燕市			101		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	308	右	燕		笈ヶ島 から 大川津	48.0 +342	48.0 +398	燕市		55			越水(溢水)B 堤体漏水A 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足 HWL堤	
	309	右	燕		笈ヶ島	48.0 +398	48.4 +2	燕市				4	旧川跡	漏水	月の輪工		
	310	右	燕		笈ヶ島	48.4 +2	48.4 +43	燕市			41		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		三条
	311	右	燕		笈ヶ島	48.4 +43	48.4 +164	燕市			121		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	312	右	燕		笈ヶ島	48.4 +164	48.4 +294	燕市	130	130			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	313	右	燕		笈ヶ島	48.4 +294	48.4 +355	燕市	61	61			越水(溢水)A 堤体漏水A 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足	
	314	右	燕		笈ヶ島	48.4 +355	48.8 +195	燕市	239	239			越水(溢水)B 堤体漏水A 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足	
	315	右	燕		笈ヶ島	48.8 +195	48.8 +245	燕市			50		越水(溢水)B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 シート張工 月の輪工		
	316	右	燕		笈ヶ島	48.8 +245	48.8 +363	燕市	117		117		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	317	右	燕		笈ヶ島	48.8 +363	49.2 +87	燕市	123	123			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	318	右	燕		笈ヶ島	49.2 +87	49.2 +128	燕市	40	40			越水(溢水)A 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	319	右	燕		笈ヶ島	49.2 +128	49.2 +229	燕市	100	100			越水(溢水)A 堤体漏水A 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	堤防断面不足 HWL堤	
	320	右	燕		笈ヶ島	49.2 +229	49.6 +242	燕市	407	407			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	321	右	燕		笈ヶ島	49.6 +242	49.6 +342	燕市			99		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	322	右	燕		笈ヶ島	49.6 +342	49.6 +391	燕市			48		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	323	右	長岡		笈ヶ島	49.6 +391	50.0 +9	燕市				18	旧川跡	漏水	月の輪工		三条
	324	右	長岡		笈ヶ島	50.0 +9	50.0 +13	燕市			4		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工		
	325	右	長岡		中条新田	50.0 +13	50.0 +163	長岡市			151		越水(溢水)B 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	326	右	長岡		中条新田	50.0 +163	50.4 +34	長岡市	272	272			越水(溢水)A 堤体漏水B 旧川跡	越水 欠壊 漏水	積み土のう工 捨て土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	327	右	長岡		中条新田	50.4 +34	50.4 +178	長岡市			140		越水(溢水)B 旧川跡	越水 漏水	積み土のう工 月の輪工	HWL堤 堤防断面不足	
	328	右	長岡		中条新田	50.4 +178	50.4 +330	長岡市				148	旧川跡	漏水	月の輪工		
令和８年度 小計								箇所数	53	20	139	19					
								延長	7,972	3,017	42,144	9,032					
令和８年度 左右岸合計								箇所数	75	28	266	34					
								延長	13,679	3,570	82,875	16,993					

河川名	位置				管理団体	重点		A		B	
	郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）							
関川	上越		中央	0.6+117 ～ 0.8+96	上越市					左	169
	〃		中央～塩屋	1.0 ～ 3.6	〃					〃	2,447
	〃		中央～東雲町	1.0+88 ～ 1.6+53	〃					〃	(554)
	〃		塩屋～木田	2.8+164 ～ 3.8+29	〃					〃	(675) 233
	〃		木田	4.0+160 ～ 4.6+37	〃					〃	419
	〃		木田	4.2+100 ～ 4.4+100	〃					〃	(179)
	〃		木田	4.4 ～ 5.0+100	〃					〃	(214) 462
	〃		木田～東城町	4.8+147 ～ 9.2+162	〃					〃	(157) 4,082
	〃		藤巻～高土町	5.4+100 ～ 7.4	〃					〃	(1,845)
	〃		東城町	8.6+100 ～ 9.4+100	〃					〃	(621) 145
	〃		東城町～下箱井	9.4+45 ～ 12.2	〃					〃	(55) 2,704
	〃		東城町～下箱井	10.2 ～ 11.2	〃					〃	(1,080)
	〃		港町～川田町	0.4+76 ～ 0.8+39	〃					右	362
	〃		川原町	0.4+150 ～ 0.8+100	〃					〃	(288) 64
	〃		春日新田	1.0+96 ～ 1.8+170	〃					〃	792
	〃		春日新田～下門前	1.0+100 ～ 2.4+100	〃					〃	(523) 766
	〃		下門前～藤野新田	2.8+132 ～ 3.8+27	〃					〃	816
	〃		藤野新田～北田屋新田	3.6 ～ 4.6	〃					〃	(207) 844
	〃		藤野新田～今池	4.0+185 ～ 11.2+171	〃					〃	(480) 6,488
	〃		北田屋新田～上島	4.6+150 ～ 7.2+100	〃					〃	(2,329)
	〃		北田屋新田～上島	4.8+100 ～ 7.2+100	〃					〃	(2,178)
	〃		今池	10.0+100 ～ 10.4+100	〃					〃	(319)
	〃		今池	10.2+52 ～ 10.4-70	〃					〃	(84)
	〃		今池	10.2+100 ～ 10.4+100	〃					〃	(206)
	〃		今池～長者町	10.8+100 ～ 11.4+65	〃					〃	(450) 100
	〃		長者原～今池	11.4+27 ～ 12.2	〃					〃	(38) 743
左岸小計								0	0	9 8	(5,380) 10,661
右岸小計										11 9	(7,102) 10,975
関川計								0	0	20 17	(12,482) 21,636
保倉川	上越		川原町～佐内町	0.0+22 ～ 0.2+163	上越市					左	343
	〃		川原町～佐内町	0.0+100 ～ 1.4+70	〃					左	(265) 1,220
	〃		川原町～佐内町	0.4+64 ～ 1.4+70	〃					左	(1,109)
	〃		春日新田	0.8 ～	〃						
	〃		港町	0.0 ～ 0.6+100	〃					右	691
	〃		港町	0.0+14 ～ 0.2+95	〃					右	(268)
	〃		港町～西福島	0.4+92 ～ 1.4+68	〃					右	(204) 788
	〃		港町～西福島	0.8+100 ～ 1.0+100	〃					〃	(200)
	〃		西福島	1.2+100 ～ 1.4+68	〃					〃	(191)
左岸小計								0	0	2 2	(1,374) 1,563
右岸小計								0	0	4 2	(863) 1,479
保倉川計								0	0	6 4	(2,237) 3,042
関川合計	(保倉川含む)							0	0	26 21	(14,719) 24,678

注：重点区間、要注意区間、（ ）はA、Bに重複する。　　高田河川国道事務所管内　1

要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	洗掘	河岸決壊	ブロック投入工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	（A＋B）　8　　10,661		
	（A＋B）　9　　10,975		
	（A＋B）　17　　21,636		
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
左　(14)	陸閘		
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
1　(14)	（A＋B）　2　　1,563		
	（A＋B）　2　　1,479		
1　(14)	（A＋B）　4　　3,042		
1　(14)	（A＋B）　21　　24,678		

河川名	位置				管理団体	重点		A		B	
	郡市	町村区	大字	河口からの距離（自○km±○m～至○km±○m）							
姫川	糸魚川		須沢	0.0 ～ 0.8+137	糸魚川市					左	916
〃	〃		須沢	1.2+47 ～ 1.2+180	〃					〃	133
〃	〃		岩木～西中	1.8+113 ～ 2.8	〃					〃	898
〃	〃		岩木	2.0+100 ～ 2.4+ 100	〃					〃	(386)
〃	〃		岩木～西中	2.2+66 ～ 3.2+136	〃					〃	(518) 480
〃	〃		岩木～西川原	2.4+100 ～ 4.2+50	〃					〃	(784) 1,095
〃	〃		西中	3.0+16 ～ 3.4+113	〃					〃	(501)
〃	〃		西中～西川原	3.0+16 ～ 3.2+199	〃					〃	(343)
〃	〃		西中～西川原	4.6-100 ～ 5.2+16	〃					〃	718
〃	〃		西川原	5.2+27 ～ 5.2+77	〃					〃	50
〃	〃		西川原	5.2+185 ～ 5.4+14	〃					〃	27
〃	〃		西川原	5.6+34 ～ 5.8	〃					〃	167
〃	〃		西川原	5.8+37 ～ 5.8+118	〃					〃	81
〃	〃		西川原	5.8+168 ～ 6.4+84	〃					〃	514
〃	〃		西川原	6.2 ～ 6.2+86	〃					〃	(86)
〃	〃		山本	7.0+139 ～ 7.2-30	〃					〃	52
〃	〃		山本	7.2+120 ～ 7.4-22	〃					〃	101
〃	〃		山本	8.0+50 ～ 8.2+110	〃					〃	251
〃	〃		寺島	0.0 ～ 0.6+106	〃					右	690
〃	〃		寺島	0.0 ～ 0.2+80	〃					右	(252)
〃	〃		上刈	2.0+148 ～ 2.2+160	〃					〃	211
〃	〃		上刈～大野	2.4+113.5 ～ 3.6+97.5	〃	右 (1,280)		右 1,280			
〃	〃		上刈	2.4+140 ～ 2.8+20	〃						
〃	〃		大野	4.2+100 ～ 3.6	〃					〃	(308)
〃	〃		大野	4.2+100 ～ 5.6+100	〃					〃	1,463
〃	〃		大野	4.6 ～ 4.8+130	〃					〃	(326)
〃	〃		大野	5.0+15 ～ 5.0+58.5	〃					〃	(44)
〃	〃		大野	5.8+109 ～ 6.0+110	〃					〃	854
〃	〃		大野	5.8+99 ～ 6.8+88	〃					〃	(246)
〃	〃		大野	6.4 ～ 6.8+88	〃					〃	(332) 159
〃	〃		根小屋	9.2-137 ～ 9.6-31	〃					〃	591
〃	〃		根小屋	9.6-31 ～ 9.6+163	〃					〃	194
〃	〃		根小屋	9.6-31 ～ 9.6+163	〃					〃	(194)
〃	〃		根小屋	9.6+163 ～ 10.4	〃					〃	826
左岸小計						0	0	0	0	6 14	(2,618) 5,483
右岸小計						1 0	(1,280)	1	1,280	7 8	(1,702) 4,988
姫川計						1 0	(1,280) 0	1	1,280	13 22	(4,320) 10,471
高田河川国道事務所管内							(1,280)	1	1,280	39 43	(19,039) 35,149

要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤体漏水	堤体漏水	月の輪工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	堤防高（流下能力・霞堤）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤防高（流下能力・霞堤）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤防高（流下能力・霞堤）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤防高（流下能力・霞堤）	越水	土嚢積み工
	堤防高（流下能力・霞堤）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘	洗掘・決壊	木流し工
右 (304)	破堤箇所	洗掘・決壊	木流し工
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	基礎地盤漏水	基礎地盤漏水	釜段工法
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤防高（流下能力）	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘（堤防前面洗掘・要対策）	洗掘・決壊	木流し工
	堤防高（流下能力）霞堤部	越水	土嚢積み工
	水衝・洗掘	洗掘・決壊	木流し工
	水衝・洗掘	洗掘・決壊	木流し工
	（A＋B） 14　5,483		
1 (304)	（A＋B） 9　6,268		
1 (304)	（A＋B） 23　11,751		
2 (318)	（A＋B） 44　36,429		

(2) 海岸関係重要水防箇所調べ

重要水防箇所評定基準（海岸）

区分／種別	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	やや危険な区間 C
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域。
漏水個所	堤防より漏水の実績があるものまたはその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績のあるもの。	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの。またはその恐れが十分あるもの。	近年施工したものであるが注意を要する区域。

県地域振興局・事務所別重要水防箇所調べ（海岸）

村上地域振興局1

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
神林	74	村上		塩谷	洗掘	672			脚部洗掘	洗掘	ブロック投入工
瀬波	75	〃		瀬波	〃			1,637	〃	〃	〃
岩ヶ崎	76	〃		岩ヶ崎	堤防高			70	水防上注意	越波 洗掘	〃
岩ヶ崎 大月	77	〃		〃	洗掘		111	399	水防上注意 脚部洗掘	越波 洗掘	〃
大月	78	〃		大月	〃		448		〃	〃	〃
野潟	79	〃		野潟	水衝箇所			1,043	水防上注意	越波 洗掘	〃
間島	80	〃		間島	〃		240	160	脚部洗掘	〃	〃
柏尾	81	〃		柏尾	洗掘 堤体の強度	50	350		水防上注意 護岸脆弱	〃 崩壊	〃
吉浦 早川	82	〃		吉浦 早川	水衝箇所			1,571	脚部洗掘	〃	〃
馬下	83	〃		馬下	〃			295	水防上注意	〃	〃
浜新保	84	〃		浜新保	〃	150		450	脚部洗掘	洗掘	〃
桑川	85	〃		桑川	〃 堤体の強度		290	796	〃 護岸脆弱	越波 洗掘 崩壊	〃
板貝	86	〃		板貝	洗掘			300	水防上注意	〃	〃
今川	87	〃		今川	水衝箇所			400	〃	〃	〃
脇川	88	〃		脇川	〃			150	〃	〃	〃
脇川松影 浜平地先	88−1	〃		脇川	堤体の強度	290			護岸脆弱	崩壊	〃
寒川	89	〃		寒川	洗掘			1,249	〃	〃	〃
芦谷	90	〃		芦谷	水衝箇所			400	脚部洗掘	〃	〃
寝屋	91	〃		出戸	〃		48	261	水防上注意	〃	〃
碁石	92	〃		碁石	〃			300	〃	〃	〃
府屋	93	〃		府屋	〃			1,347	〃	洗掘	〃
中浜	94	〃		中浜	〃		70	704	前面洗掘	越波 洗掘	〃

海岸名	整理番号	位置			評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
		郡市	町村区	大字							
内浦	95	岩船	粟島浦	内浦	洗掘		180	494	水防上注意 脚部洗掘	脚部 洗掘	ブロック投入工
合計						(4) 1,162	(8) 1,737	(19) 12,026			

新発田地域振興局

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
次第浜	72	北蒲原	聖籠	次第浜	水衝箇所			540	水防上注意	洗掘欠壊	ブロック投入工
藤塚浜	73	新発田		藤塚浜	〃			850	〃	〃	〃
村松浜	74	〃		村松浜	〃			700	〃	〃	〃
中村浜	75	〃		中村浜	〃			700	〃	〃	〃
笹口浜	76	胎内		笹口浜	〃		940		護岸不完全	〃	〃
荒井浜	77	〃		荒井浜	〃			670	水防上注意	〃	〃
桃崎浜	78	〃		桃崎浜	〃		100		護岸不完全	〃	〃
桃崎浜	79	〃		桃崎浜	〃			510	水防上注意	〃	〃
合計							(2) 1,040	(6) 3,970			

新潟地域振興局地域整備部

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
内野浜	63	新潟	西	五十嵐3の町 内野上新町	水衝箇所			2,950	水防上注意	洗掘 越波	ブロック投入工
下山	64	新潟	西蒲	間瀬	〃			174	〃	欠壊 越波	積土のう工 ブロック投入工
合計								(2) 3,124			

長岡地域振興局

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
金山	1	長岡		寺泊金山	水衝箇所			1,000	水防上注意	洗掘	捨て石工 ブロック投入工
郷本	1	〃		寺泊郷本	漏水 堤体の強度		120		護岸脆弱	越波 洗掘	〃
合計							(1) 120	(1) 1,000			

柏崎地域振興局

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
鯨波	①	柏崎		鯨波	洗掘		250	150	前面洗掘	洗掘	異形ブロック投入工
荒浜	②	〃		港町	〃			2,200	脚部洗掘	崩壊	〃
椎谷宮川荒浜	③－1	〃		荒浜	堤体の強度	1,200			護岸脆弱	崩壊洗掘	〃
〃	③－2	〃		荒浜	洗掘		400		脚部洗掘	洗掘	〃
〃	③－3	〃		宮川	堤体の強度	990		1,490	護岸脆弱	崩壊	〃
〃	③－4	〃		椎谷	洗掘		700		脚部洗掘	洗掘	〃
椎谷宮川石地	④	〃		西山町石地	〃	300	3,800	1,100	護岸脆弱	崩壊洗掘	〃
笠島	⑤	〃		上輪新田	〃		150	100	〃	〃	〃
米山	⑥	〃		米山	〃		900		〃	〃	〃
上輪	⑦	〃		上輪	〃	630			〃	〃	〃
合計						(4) 3,120	(6) 6,200	(5) 5,040			

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
直江津・名立	1	上越		有間川	堤体の強度	400	1,000		護岸脆弱	崩壊	ブロック投入工
直江津	2	〃		長浜	〃	730	100	250	〃	〃	〃
上越	3	〃		郷津	水衝箇所	785		115	護岸不完全	欠壊	〃
〃	4	〃		〃	洗掘			420	水防上注意	洗掘	〃
〃	5	〃		塩屋善光寺浜	水衝箇所		900		消波堤不完全	崩壊	〃
〃	6	〃		〃	洗掘			2,000	水防上注意	洗掘	〃
〃	7	〃		遊光寺浜西ヶ窪浜	〃	1,356	560	300	脚部洗掘	〃	〃
大潟	8	〃	大潟	犀潟渋柿浜	〃		1,190		〃	〃	〃
〃	9	〃	〃	渋柿浜上小舟津浜	水衝箇所	560		42	〃	〃	〃
〃	10	〃	〃	上小舟津浜土底浜	洗掘	450		200	消波堤不完全	崩壊	〃
〃	11	〃	〃	土底浜九戸浜	水衝箇所	940		960	護岸不完全	〃	〃
〃	12	〃	〃	九戸浜雁子浜	〃	1,000	800		消波堤不完全	〃	〃
柿崎	13	〃	柿崎	上下浜三ツ屋浜	〃	1,680		140	護岸不完全	欠壊	〃
〃	14	〃	〃	直海浜	〃	1,834		270	〃	〃	〃
〃	15	〃	〃	〃	〃			736	水防上注意	崩壊	〃
〃	16	〃	〃	柿崎	〃	1,750			護岸不完全	欠壊	〃
〃	17	〃	〃	〃	〃		50		〃	崩壊	〃
能生	18	〃	名立	徳合	洗掘			700	脚部洗掘	洗掘	〃
〃	19	〃	〃	名立大町	〃			50	前面洗掘	〃	〃
〃	20	〃	〃	〃	〃		600		脚部洗掘	〃	〃
名立	21	〃	〃	名立小泊	〃			460	前面洗掘	洗掘越波	〃
合計						(11) 11,485	(8) 5,200	(14) 6,643			

海岸名	位置				評定	A	B	C	現況	予想される危険	対策
	箇所番号	郡市	町村	大字	基準						水防工法
玉ノ木	①	糸魚川市		市振	水衝箇所		1,346		脚部洗掘	洗掘 越波	すて石工 ブロック投入工
親不知	②	〃		外波	〃		511	1,430	〃	〃	〃
青海	③	〃		青海	〃		1,409		〃	洗掘	〃
糸魚川	④	〃		横町 寺町	〃		3,515		〃	〃	〃
				竹ヶ花		535				洗堀 越波	
中宿	⑤	〃		中宿	〃	980			〃	洗掘 越波	〃
間脇 鬼伏	⑥	〃		間脇 鬼伏 鬼舞	〃		500	2,364	〃	〃	〃
木ノ浦 能生	⑦	〃		鱗崎	〃		590	555	前面洗掘	越波	〃
小泊 百川 藤崎 筒石	⑧	〃		小泊 百川 藤崎	洗掘		3,736	1,406	〃	洗掘 越波	〃
徳合	⑨	〃		徳合	洗掘			1,080	〃	〃	〃
建設海岸計						(2) 1,515	(7) 11,607	(5) 6,835			
青海 寺地	⑩	〃		青海 寺地	洗掘		435	1,375	〃	〃	ブロック投入工
田海 須沢	⑪	〃		田海 須沢	水衝箇所			2,020	水防上注意	〃	〃
寺島	⑫	〃		寺島	〃			378	〃	〃	〃
港湾海岸計							(1) 435	(3) 3,773			
市振漁港	⑬	〃		市振	〃		108	534	〃	越波	〃
浦本漁港	⑭	〃		中宿 間脇	洗掘 水衝箇所			1,064	前面洗掘 水防上注意	洗掘 越波	〃
能生漁港	⑮	〃		能生 能生小泊	〃			1,274	〃	〃	〃
筒石漁港	⑯	〃		筒石	〃			1,410	水防上注意	越波	〃
漁港海岸計							(1) 108	(4) 4,282			
合計						(2) 1,515	(9) 12,150	(12) 14,890			

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
北鵜島	1	佐渡		北鵜島	水衝箇所			100	脚部洗掘	洗掘	ブロック投入工
願	2	〃		願	〃		200		護岸不完全	洗掘 越波	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
〃	3	〃		〃	〃		120		脚部洗掘	〃	〃
鷲崎東	4	〃		藻蒲	〃		88	135	〃	〃	〃
北小浦	6	〃		北小浦	堤防高		700		堤防高不足	〃	〃
虫崎	10	〃		虫崎	水衝箇所		150		脚部洗掘	〃	〃
和木	13	〃		和木	堤防高		850		堤防高不足	〃	〃
白瀬	14	〃		白瀬	〃		1,500		〃	〃	〃
両尾	15	〃		両尾	水衝箇所		275		脚部洗掘	〃	〃
大川	16	〃		大川	堤防高		150		堤防高不足	〃	〃
水津	17	〃		水津	水衝箇所			300	水防上注意	〃	〃
片野尾	18	〃		片野尾	〃		100	190	堤防高不足	〃	〃
月布施	19	〃		月布施	堤防高		950		〃	〃	〃
東強清水	20	〃		東強清水	洗掘			100	水防上注意	〃	〃
豊岡	21	〃		豊岡	堤防高		300		堤防高不足	〃	〃
鮑	22	〃		鮑	〃			210	堤防高不足 脚部洗掘	〃	〃
赤玉	23	〃		赤玉	〃			570	〃	〃	〃
柿野浦	24	〃		柿野浦	〃			100	水防上注意	〃	〃
東鵜島	25	〃		東鵜島	〃		100		堤防高不足	〃	〃
岩首	26	〃		岩首	洗掘	60	122		脚部洗掘	〃	〃
北五十里	27	〃		北五十里	堤防高		80		堤防高不足	崩壊 越波	〃
駒坂	28	〃		駒坂	洗掘		200		脚部洗掘	洗掘 越波	〃

海岸名	位置				評定	A	B	C	現況	予想される危険	対策
	箇所番号	郡市	町村区	大字	基準						水防工法
下久知	30	〃		下久知	〃	612			〃	〃	〃
河崎	31	〃		河崎	〃	310			〃	〃	〃
稚泊	32	〃		稚泊	堤体の強度	100			護岸脆弱	崩壊 越波	ブロック投入工
米郷	33	〃		米郷	〃	150	100		〃	越波 浸食	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
稲鯨	34	〃		稲鯨	水衝箇所	94			脚部洗掘	越波 洗掘	〃
橘	35	〃		橘	堤防高			50	水防上注意	越波 欠壊	〃
高瀬	36	〃		高瀬	〃			100	〃	〃	〃
達者	40	〃		達者	〃		550		堤防高不足	越波	〃
北狄	41	〃		北狄	〃		96		〃	越波 欠壊	〃
〃	42	〃		〃	水衝箇所		630		護岸不完全	〃	〃
戸地	43	〃		戸地	堤防高		200		堤防高不足	〃	〃
鹿伏	37	〃		相川鹿伏	〃		550	200	〃	〃	〃
柴町	38	〃		栄町	〃	500			〃	〃	積み土のう工
小川	39	〃		小川	〃		350		〃	〃	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
戸中	44	〃		戸中	〃			300	〃	〃	〃
北片辺	45	〃		南片辺	水衝箇所		400		護岸不完全	〃	〃
南片辺	46	〃		片辺	堤防高			100	水防上注意	〃	〃
後尾	49	〃		後尾	水衝箇所			100	〃	〃	〃
高千	53	〃		高千	堤防高			31	堤防高不足	〃	積み土のう工
北田野浦	54	〃		北田野浦	水衝箇所		160		護岸不完全	〃	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
小野見	55	〃		小野見	洗掘		450		脚部洗掘	洗掘	ブロック投入工

海岸名	位置				評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	箇所番号	郡市	町村区	大字							
石名	56	佐渡		石名	堤防高			447	堤防高不足	越波欠壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
小田	57	〃		小田	水衝箇所		100		脚部洗掘	越波欠壊崩壊	ブロック投入工
大倉	58	〃		大倉	〃		200		〃	越波欠壊	〃
五十浦	59	〃		五十浦	水衝箇所			200	水防上注意	〃	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
岩谷口	60	〃		岩谷口	堤防高		150		脚部洗掘	欠壊崩壊	ブロック投入工
八幡	61	〃		八幡	水衝箇所		250		護岸不完全	崩壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
河原田	62	〃		本町	堤防高		76		堤防高不足	越波欠壊	ブロック投入工
沢根	66	〃		沢根	水衝箇所			1,440	護岸不完全	崩壊	ブロック投入工 杭打ち積み土のう工
松ヶ崎	67	〃		松ヶ崎	堤防高			1,340	堤防高不足	越波欠壊	〃
豊田	70	〃		豊田	洗掘		1,115	780	脚部洗掘	洗掘越波	〃
西三川	72	〃		西三川	堤防高	1,086	685		堤防高不足	〃	〃
椿尾	73	〃		椿尾	洗掘	190	200	100	脚部洗掘	〃	〃
赤泊羽茂	78	〃		大泊	堤防高			750	堤防高不足	越波欠壊	〃
〃	79	〃		赤岩	〃		950		〃	〃	〃
大杉	81	〃		大杉	〃			200	水防上注意	〃	〃
杉野浦	82	〃		杉野浦	〃			50	〃	〃	〃
新保	84	〃		南新保	水衝箇所			1,300	水防上注意	越波欠壊	〃
徳和	85	〃		徳和	堤防高		250		堤防高不足	〃	〃
筵場	86	〃		筵場	洗掘			100	〃	〃	〃
井坪	88	〃		井坪	水衝箇所		491		水防上注意	洗掘越波	〃
合計						(9) 3,102	(37) 13,838	(26) 9,293			

(3) 水防上巡視を必要とする構造物調べ

取水、樋門、樋管等の工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所

「水防上巡視を必要とする構造物」の定義〔国土交通省旧基準による〕

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
加治川	加治川	新発田		押廻	樋管工	新発田地域振興局（加治郷土地改良区）	漏水
〃	蟹川	〃		下羽津	取水堰（中島堰）	川東土地改良区（加治郷土地改良区）	堤防洗掘
	計				2ケ所		

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
阿賀野川	新井郷川	新潟市	北区	下土地亀	下土地亀橋	新潟市	流水阻害
〃	〃	〃	〃	葛塚 上川西	上土地亀橋	〃	〃
〃	〃	〃	〃	嘉山 川西	三軒屋橋	〃	〃
〃	〃	〃	〃	嘉山	新鼻大橋	〃	〃
〃	新井郷川分水路	〃	〃	濁川	濁川橋	〃	〃
〃	〃	〃	〃	新崎	久平橋	〃	〃
〃	〃	〃	〃	兄弟堀	豊新橋	〃	〃
信濃川	中ノ口川	〃	南区	戸頭	用水樋管（上水道）	〃	漏水
〃	〃	〃	〃	高井興野	用水樋管（高井興野）	白根郷土地改良区	〃
〃	〃	〃	〃	山崎興野	用水樋管（山崎興野）	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松橋	用水樋管（松橋）	〃	〃
〃	〃	〃	西区	板井	用水樋管（板井樋管）	西蒲原土地改良区	漏水
〃	〃	〃	〃	〃	用水樋管（金巻・黒鳥樋管）	〃	〃
〃	〃	〃	西蒲区	六分	旧五ケ江樋管	〃	堤防欠壊
〃	〃	〃	南区	味方	味方樋管	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	七穂樋管	〃	〃
〃	〃	〃	〃	新飯田	児ノ木頭首工	新潟県（西蒲原郡土地改良区）	護岸欠壊
〃	西川	〃	〃	東汰上	真田東汰上樋管	西蒲原土地改良区	高水敷欠壊
〃	〃	〃	〃	巻	仲江筒樋管	〃	老朽化で漏水が予想される
〃	〃	〃	〃	和納	夕栄橋	新潟市	老朽化で流出が予想される
新川	新川	新潟市	南区	遠藤 旗屋	鎧湖橋	新潟市	越水

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
	計				21 ケ 所		

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
信濃川	刈谷田川	長岡		中之島	取水樋管	刈谷田川土地改良区	漏水
新島崎川	二級河川 新島崎川	〃		寺泊円上寺	円上寺隧道	長岡地域振興局 与板維持管理事務所	施設が老朽のため巻立コンクリートが点々崩壊箇所があり、漏水並びに出水時には増壊の危険があると思考される。
〃	〃	〃		〃	新円上寺隧道	〃	
信濃川	刈谷田川	見附市		傍所	信越本線刈谷田川橋梁	東日本旅客鉄道（株）	越水（右岸）
	計				4ケ所		

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
魚野川	毛渡沢川	南魚沼	湯沢	土樽	毛渡沢橋	新潟県	洗掘
	計				1ケ所		

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
関川	櫛池川	上越市		下新町	天然ガス輸送導管橋	国際石油開発帝国(株)	流水阻害
〃	矢代川	妙高市		石塚町 字中河原	アセチレン残渣処理 用導水管橋	ダイセル化学工業㈱ 新井工場	〃
〃	面川	上越市		安江1丁目 安江2丁目	道路橋	上越市	〃
	計				3ケ所		

水系名	河川名	位置			構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字			
天王川	天王川	佐渡市		新穂潟上	無名橋（河口から 0.7k）	佐渡市	流水阻害
〃	〃	〃		新穂潟上	無名橋（河口から 1.77k）	不明	流水阻害
	計				2ケ所		

水系名	河川名	位置				構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字	距離標No.			
阿賀野川	阿賀野川	新潟	東北 松浜	下山 松浜	左0.8＋20 右0.8＋20	松浜橋	新潟市	越水
〃	〃	〃	東北	本所 新崎	左4.0＋95 右4.0＋105	泰平橋	〃	〃
〃	〃	新潟 阿賀野	江南	横越 下黒瀬	左13.4＋180 右13.6＋130	横雲橋	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中新田 下里	左18.2＋90 右18.2＋5	羽越本線鉄橋	東日本旅客鉄道㈱	〃
〃	〃	〃	秋葉	中新田 下里	左18.2＋175 右18.4＋20	阿賀浦橋	新潟県	〃
〃	〃	五泉 阿賀野		馬下 小松	左32.4＋120 右32.4＋120	馬下橋	新潟県	〃
〃	早出川	五泉		羽下	左0.4＋80 右0.4＋65	羽下大橋	五泉市	〃
	計					7ケ所		

信濃川は、大河津分水路の分派点で距離標を０としている。

河川名	位置			距離標 No.	構造物名	構造物の設置者名(管理者)	現況	予想される危険	対策水防工法	摘要
	郡市	町村	大字	(○km±○m)						
大河津分水路	燕市	－	渡部	5.4+140m	渡部橋	新潟県	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	燕市	－	北曽根	1.6+150m	ＪＲ越後線鉄橋	ＪＲ東日本	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	A
	長岡市	－	寺泊 敦ヶ曽根	0.8	大河津橋	国土交通省	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	燕市	－	五千石	0.4	可動堰管理橋	国土交通省	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
信濃川中流	長岡市	－	与板町 与板	4.5+515m	与板橋	新潟県	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	渡場町	14.0+200m	蔵王橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	千秋	16.0+40m	長岡大橋	国土交通省	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	千秋	17.35+50m	大手大橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	向島	18.0+130m	長生橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	下山町	右 19.5-18m	大宮排水樋管	大宮排水組合	門柱無・護岸無・ 管理橋無・遮水矢板無	浸水・漏水 ・堤防欠壊	積み土のう工	A
	長岡市	－	青島町	右 23.75+20m	青島排水樋管	青島排水組合	管理橋無 木製ゲート出水時操作不能	浸水	積み土のう工	A
	長岡市	－	浦	24.0+130m	(上り線) ＪＲ信越線橋梁	ＪＲ東日本	径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	妙見町	右 29.5+11m	妙見No.１号排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	長岡市	－	妙見町	右 29.5+118m	妙見No.2 号排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	長岡市	－	妙見町	右 29.75-160m	妙見No.3 号排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	長岡市	－	妙見町	右 29.75-37m	妙見No.4 号排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	三仏生	左 31.25-70m	三仏生No.１排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A

河川名	位置			距離標 No.	構造物名	構造物の設置者名（管理者）	現況	予想される危険	対策水防工法	摘要
	郡市	町村	大字	（○km±○m）						
信濃川中流	小千谷市	－	三仏生	左 31.5+19m	三仏生№.２排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	横渡	右 31.5+8m	国道横断№.１排水	不明	ゲート不良・開閉不能	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	横渡	右 31.75	国道横断№.2 排水	不明	ゲート不良・開閉不能	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	横渡	右 31.75+50m	国道横断№.3 排水	不明	ゲート不良・開閉不能	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	三仏生	32.0+100m	小千谷大橋	国土交通省	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	小千谷市	－	横渡	右 32.0+150m	国道横断№.4 排水	不明	鋼製フラップゲート 不良・開閉不良	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	横渡	右 32.25+110m	国道横断№.5 排水	不明	ゲート不良・開閉不能	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	ひ生	右 32.5+30m	ひ生№.１排水	不明	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	小千谷市	－	元町	34.25+180m	旭橋	新潟県	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	西川口	40.0+400m	牛ヶ島大橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	西川口	42.0+342m	西倉橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	小千谷市	－	川井	右 45.0+400m	川井第二排水樋管	国土交通省	フラップゲート	浸水	積み土のう工	B
	小千谷市	－	時之島	49.5+90m	魚沼橋	新潟県	径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	小千谷市	－	桜木	右 50.0-30m	久保田排水路	桜木土地改良区	ゲート無し	浸水	積み土のう工	A
	十日町市	－	木落	57.5+470m	栄橋	新潟県	径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	十日町市	－	中新田	右 57.5+460m	中新田排水樋管	十日町市	門柱無・管理橋無	浸水	積み土のう工	A
	十日町市	－	小泉	64.5+245m	十日町橋	新潟県	径間長不足	セキ上	積み土のう工	B

河川名	位置			距離標 No.	構造物名	構造物の設置者名（管理者）	現況	予想される危険	対策水防工法	摘要
	郡市	町村	大字	（○km±○m）						
魚野川	長岡市	－	西川口	1.25+85m	ＪＲ飯山線橋梁	ＪＲ東日本	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	西川口	左 2.0+100m	前里排水樋管	長岡市	フラップゲート不良	浸水	積み土のう工	A
	長岡市	－	川口 和南津	4.25+210m	和南津橋	国土交通省	径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	長岡市	－	川口 和南津	4.75+130m	上越線 第四魚野川橋梁	ＪＲ東日本	径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	魚沼市	－	下新田	8.0	宇賀地橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	魚沼市	－	堀之内	10.25+150m	根小屋橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	魚沼市	－	大石	11.25+200m	堀之内橋	国土交通省	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	魚沼市	－	旭町	12.75+100m	只見線魚野川橋梁	ＪＲ東日本	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	B
	魚沼市	－	佐梨	14.00+180m	新柳生橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	魚沼市	－	青島	16.25+190m	福山橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	南魚沼市	－	町屋	19.85+110m	栄橋	新潟県	余裕高不足 径間長不足	セキ上	積み土のう工	A
	南魚沼市	－	浦佐	21.05+180m	多聞橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
	南魚沼市	－	麓	27.65+150m	八海橋	新潟県	余裕高不足	セキ上	積み土のう工	B
						計　47 箇所	A 箇所　19 箇所 B 箇所　28 箇所			

河川名	位置				構造物名	構造物の設置者名（管理者）	現況	予想される危険	対策水防工法	摘要	
	郡市	町村	大字	距離標No.（○km±○m）							
信濃川（下流）	新潟		川岸町	左6.0'-130 右6.0'-190	越後線橋梁	ＪＲ東日本	径間長不足	せき上げ	積み土のう工		B
	新潟		大野町	左6.6 -30 右6.6 -50	信濃川大橋	新潟市	桁下高不足 径間長不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	新潟		大郷	左13.0 -10 右13.0 -10	大郷橋	新潟市	桁下高不足 （左右岸水没（洪水時）） 径間長不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	新潟		子成場	左16.6 +25 右16.6 +35	旧臼井橋	新潟市	桁下高不足 （右岸水没（洪水時））	せき上げ	積み土のう工	撤去中	A
	新潟		子成場	左16.8 +54 右16.8 +50	臼井橋	新潟市	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	新潟		戸石新田	左20.6 -70 右20.6 -40	小須戸橋	新潟市	桁下高不足 （左岸水没（洪水時）） 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	新潟		庄瀬	左25.8 -90 右25.6 +70	庄瀬橋	新潟県	桁下高不足 （左岸水没（洪水時）） 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	南蒲原	田上	五反田	左29.0 -60 右28.8 -10	五反田橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	加茂		前須田	左 30.25+238 右 30.25+145	加茂大橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	三条		荻島	左35.8 -40 右35.8 -40	景雲橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	三条		須頃	左39.6+100 右39.6-100	石上大橋	新潟県	桁下高不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	三条		須頃	左39.8 +20 右40.2-100	弥彦線橋梁	ＪＲ東日本	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	三条		上須頃	左40.8+100 右40.8 +50	瑞雲橋	新潟県	桁下高不足 （左岸水没（洪水時）） 径間長不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	三条		上須頃	左41.6 右41.6	三条大橋	国土交通省	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	三条		今井	左42.4 右42.6 -20	上越新幹線橋梁	ＪＲ東日本	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	三条		今井	左42.8 -70 右42.8 +50	栄橋 （北陸自動車道）	NEXCO東日本	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	燕 三条		道金	左43.4 +30 右43.4 -50	蒲原大堰管理橋	国土交通省	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	燕		熊ノ森	左47.8+100 右47.8	万盛橋	新潟県	桁下高不足 径間長不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	燕		熊ノ森	左50.0 +70 右50.0 +70	本川橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	新潟		小須戸	右18.4+222	第1号鵜出古木樋管	不明	調査中	漏水	月の輪工	木管	A
							計	20ヶ所	A箇所 12箇所 B箇所 8箇所		

河川名	番号	位置					構造物名	構造物の設置者名（管理者）	現況	予想される危険	対策水防工法	摘要	
		左右	郡市	町村	大字	距離標No.（○km±○m）							
信濃川（下流）	1	左右	新潟		川岸町	左6.0'-130 右6.0'-190	越後線橋梁	ＪＲ東日本	径間長不足	せき上げ	積み土のう工		B
	2	左右	新潟		大野町	左6.6 -30 右6.6 -50	信濃川大橋	新潟市	桁下高不足 径間長不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	3	左右	新潟		大郷	左13.0 -10 右13.0 -10	大郷橋	新潟市	桁下高不足 （左右岸水没（洪水時）） 径間長不足、流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	4	左右	新潟		子成場	左16.8 +54 右16.8 +50	臼井橋	新潟市	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	5	左右	新潟		戸石新田	左20.6 -70 右20.6 -40	小須戸橋	新潟市	桁下高不足 （左岸水没（洪水時）） 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	6	左右	新潟		庄瀬	左25.8 -90 右25.6 +70	庄瀬橋	新潟県	桁下高不足 （左岸水没（洪水時）） 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	7	左右	南蒲原	田上	五反田	左29.0 -60 右28.8 -10	五反田橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	8	左右	加茂		前須田	左30.25+238 右30.25+145	加茂大橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	9	左右	三条		荻島	左35.8 -40 右35.8 -40	景雲橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	10	左右	三条		須頃	左39.6+100 右39.6+100	石上大橋	新潟県	桁下高不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	11	左右	三条		上須頃	左40.8+100 右40.8 +50	瑞雲橋	新潟県	桁下高不足 （左岸水没（洪水時）） 径間長不足、流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
信濃川（下流）	12	左右	三条		上須頃	左41.6 右41.6	三条大橋	国土交通省	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	13	左右	三条		今井	左42.8 -70 右42.8 +50	栄橋 （北陸自動車道）	NEXCO東日本	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	14	左右	燕 三条		道金	左43.4 +30 右43.4 -50	蒲原大堰管理橋	国土交通省	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	15	左右	燕		熊ノ森	左47.8+100 右47.8	万盛橋	新潟県	桁下高不足 径間長不足 流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		A
	16	左右	燕		熊ノ森	左50.0 +70 右50.0 +70	本川橋	新潟県	流下能力不足	せき上げ	積み土のう工		B
	17	右	新潟		小須戸	右18.4+222	第1号鵜出古木樋管	不明	調査中	漏水	月の輪工	木管	A

水系名	河川名	位置				構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字	距離標 No.			
関川	関川	上越		港町	右 0.40＋ 20	港町第二排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意箇所）
〃	〃	〃		中央町	左 0.40＋ 95	中央第一排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		中央町 川原町	左 0.60＋ 35 右 0.60＋ 52	荒川橋	新潟県	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		川原町	右 0.60＋150	川原町第一排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		中央町 川原町	左 1.00＋ 25 右 1.00＋ 20	直江津橋	新潟県	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		東町 春日新田	左 1.00＋119 右 1.00＋ 67	信越本線荒川橋梁（下り線）	東日本旅客鉄道㈱	〃
〃	〃	〃		〃	左 1.00＋130 右 1.00＋ 75	信越本線荒川橋梁（上り線）	〃	〃
〃	〃	〃		春日新田	右 1.80＋107	春日新田第二排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		〃	右 1.80＋207	下前前排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		栄町 下門前	左 2.60＋105 右 2.60	関川大橋	国土交通省	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		塩屋	右 2.80＋145	七十分割排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		〃	左 2.60＋220	塩屋新田排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		三交	左 3.40＋185	金子川排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		藤野新田	右 4.20＋ 20	大道福田排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		木田	左 4.20＋128	木田排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		木田 北田屋新田	左 4.60＋185 右 4.60＋110	春日山橋	〃	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		木田	左 4.80＋150	船場島排水樋管	〃	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		中々村新田	右 5.80＋180	中々村新田排水樋管	関川水系土地改良区	〃
〃	〃	〃		高土町 上島	左 7.20＋ 55 右 7.20＋135	上越大橋	新潟県	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		高土町 寺	左 7.60 右 7.60	工業用水取水堰	新潟県企業局	流水阻害（要注意）

水系名	河川名	位置				構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字	距離標 No.			
関川	関川	上越		東本町	左 7.60＋ 37	東本町排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		東本町 稲田	左 8.00＋165 右 8.00＋200	稲田橋	上越市	流水阻害（Ａ箇所）
〃	〃	〃		稲田	右 8.20＋197	宮下排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		東城町 鴨島	左 9.40＋169 右 9.40＋126	中央橋	新潟県	流水阻害（Ａ箇所）
				下箱井 今池	左10.60＋ 23 右10.60＋ 50	今池橋	〃	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		島田 今池	左11.40＋ 85 右11.40＋ 55	高田大橋	国土交通省	〃
関川	保倉川	上越		川原町 港町	左 0.00＋110 右 0.00＋ 85	古城橋	新潟県	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		川原町	左 0.00＋130	川原町第２排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		港町	右 0.30＋ 83	港町第３排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		川原町 港町	左 0.40＋ 20 右 0.40＋ 15	港橋	新潟県	流水阻害（Ａ箇所）
〃	〃	〃		港町	右 0.40＋152	港町第４排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		春日新田	左 0.80	上越マリーナ陸閘	国土交通省	流水阻害（要注意）
〃	〃	〃		〃	左 0.80＋17.5	春日新田第３排水樋管	上越市	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		〃	左 0.80＋159	春日新田第４排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		港町	右 0.80＋171	港町第５排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		〃	右 1.00＋ 38	港町第６排水樋管	信越化学工業㈱	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		佐内町	左 1.20＋150	佐内第１排水樋管	上越市	〃
〃	〃	〃		〃	左 1.40＋ 80	佐内第２排水樋管	〃	〃
〃	〃	〃		佐内町 頸城区西福島	左 1.20＋ 86 右 1.20＋152	信越本線保倉川橋梁（下り線）	東日本旅客鉄道㈱	流水阻害（Ａ箇所）
〃	〃	〃		〃	左 1.20＋113 右 1.20＋166	信越本線保倉川橋梁（上り線）	〃	〃

水系名	河川名	位置				構造物名	構造物の設置者名（管理者名）	予想される危険
		郡市	町村区	大字	距離標 No.			
関川	保倉川	上越		西福島１区	右 1.20＋ 70	黒井駅構内流雪溝樋管	東日本旅客鉄道㈱	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		〃	右 1.40－ 10	西福島第１排水樋管	上越市	〃
〃	〃	〃		〃	右 1.40＋ 70	西福島第２排水樋管	〃	〃
姫川	姫川	糸魚川		須沢	左 0.00＋ 70	須沢浜排水樋管	糸魚川市	〃
〃	〃	〃		須沢 寺島	左 0.20＋115 右 0.20＋136	姫川橋	新潟県	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		須沢 寺島	左 0.80＋80 右 0.80＋60	姫川大橋及び側道橋	国土交通省	〃
〃	〃	〃		須沢 寺島	左 1.00＋50 右 1.00＋85	日本海ひすいﾗｲﾝ姫川橋梁	えちごﾄｷめき鉄道株式会社	流水阻害（Ｂ箇所）
〃	〃	〃		須沢	左 1.40－ 10	須沢用水余水吐	須沢用水組合	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		岩木	左 2.20＋125	小竹島用水取水口	小竹島用水組合	逆流閉門不能（Ａ箇所）
〃	〃	〃		水崎	左 2.80＋ 21	奴奈川用水樋管	糸魚川市土地改良区	逆流閉門不能（要注意）
〃	〃	〃		大野	右 3.20	横戸第一排水樋管	糸魚川市	〃
〃	〃	〃		頭山 上刈	左 3.00＋ 22	広田第１排水樋管	姫川かんがい用水対策連合協議会	逆流（Ａ箇所）
〃	〃	〃		大野	右 6.00－ 33	大野第５排水樋管	上越商会㈱	逆流閉門不能（Ａ箇所）
〃	〃	〃		〃	右 6.40＋100	大野用水余水吐	大野用水組合	逆流（要注意）
〃	〃	〃		〃	右 6.40＋110	大野第６排水樋管	姫川かんがい用水対策連合協議会	逆流閉門不能（Ａ箇所）
	計					55 箇所		

資料７　気象注意報・警報等の種類及び発表基準（抜粋）
資料８　気象関係観測通信体制
資料９　信濃川、阿賀野川洪水到達時刻図
資料10　洪水時における主要ダムの操作
資料11　大河津洗堰及び大河津可動堰の操作
資料12　洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書
資料13　消防相互応援協定書
資料14　水防協力団体

気象注意報・警報等の種類及び発表基準（抜粋）

気象業務法に定める気象注意報・警報等（抜粋）

(1)　新潟地方気象台が各地域を対象に発表する気象注意報・警報等の種類（抜粋）及び発表基準は次のとおりとする。

警報・注意報基準一覧表の見方

(1)警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
(2)警報・注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素等を示す。たとえば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。
(3)暴風（強風）、波浪、高潮は、基準における「…以上」の「以上」を省略した。
(4)基準一覧表においては、一次細分区域、市町村等をまとめた地域名など、本文中で用いる地域名で基準値を記述している場合がある。
(5)一覧表中の空欄は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていないことを示す。
(6)地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
(7)この基準は令和8年5月現在のものである。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		新潟地方気象台													
府県予報区		新潟県													
一次細分区域		下越				中越						上越			佐渡
市町村等をまとめた地域		新潟地域	岩船地域	新発田地域	五泉地域	長岡地域	柏崎地域	三条地域	魚沼市	南魚沼地域	十日町地域	上越市	糸魚川市	妙高市	
特別警報	レベル5大雨	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数が別表1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数が別表2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現													
	レベル5高潮	潮位が別表3のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合				潮位が別表3のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合						潮位が別表3のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合			
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合													
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合				中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合						中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険警報	レベル4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①表面雨量指数が対象格子において別表1のレベル4大雨危険警報の基準値に3格子以上到達すること ②流域雨量指数が対象河川の格子において別表2のレベル4大雨危険警報の基準値に3格子以上到達すること													
	レベル4高潮	潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね6時間前までに発表）				潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね6時間前までに発表）						潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね6時間前までに発表）			
警報	レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別表1又は別表2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合													
	レベル3高潮	潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね12時間前までに発表）				潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね12時間前までに発表）						潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね12時間前までに発表）			
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s			20m/s	陸上 20m/s，海上 25m/s			20m/s			陸上 20m/s，海上 25m/s		20m/s	陸上 20m/s*1，海上25m/s
	波浪（有義波高）	5.5m				5.5m						5.5m			5.5m
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別表1又は別表2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合													
	レベル2高潮	潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね18時間前までに発表）				潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね18時間前までに発表）						潮位が別表3のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 （基準値に到達することが予想される場合に、概ね18時間前までに発表）			
	強風（平均風速）	陸上 4～9月 12m/s　10～3月 15m/s，海上 15m/s			4～9月 12m/s 10～3月 15m/s	陸上 4～9月 12m/s 10～3月 15m/s， 海上 15m/s			4～9月 12m/s　10～3月 15m/s			陸上 4～9月 12m/s 10～3月 15m/s， 海上 15m/s		4～9月 12m/s 10～3月 15m/s	陸上 13m/s*2，海上 15m/s
	波浪（有義波高）	2.5m				2.5m						2.5m			2.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合													
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上，かつ，日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上													

*1 11月～4月は相川特別地域気象観測所の観測値は23m/sを目安とする。
*2 11月～4月は相川特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

【水防活動用に適合するもの】

種類				発表基準
注意報	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	レベル２ 大雨 注意報	一般の利用に適合するレベル２大雨注意報と同じ。
		水防活動用 津波注意報	津波 注意報	一般の利用に適合する津波注意報と同じ。
		水防活動用 高潮注意報	レベル２ 高潮 注意報	一般の利用に適合するレベル２高潮注意報と同じ。
		水防活動用 洪水注意報	レベル２ 大雨 注意報	一般の利用に適合するレベル２大雨注意報と同じ。
			レベル２ 氾濫 注意報	一般の利用に適合するレベル２氾濫注意報と同じ。
警報	水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象警報	レベル３ 大雨 警報	一般の利用に適合するレベル３大雨警報と同じ。
			レベル４ 大雨 危険警報	一般の利用に適合するレベル４大雨危険警報と同じ。
			レベル５ 大雨 特別警報	一般の利用に適合するレベル５大雨特別警報と同じ。
		水防活動用 津波警報	津波 警報	一般の利用に適合する津波警報と同じ。
		水防活動用 高潮警報	レベル３ 高潮 警報	一般の利用に適合するレベル３高潮警報と同じ。
			レベル４ 高潮 危険警報	一般の利用に適合するレベル４高潮危険警報と同じ。
			レベル５ 高潮 特別警報	一般の利用に適合するレベル５高潮特別警報と同じ。
		水防活動用 洪水警報	レベル３ 大雨 警報	一般の利用に適合するレベル３大雨警報と同じ。
			レベル４ 大雨 危険警報	一般の利用に適合するレベル４大雨危険警報と同じ。
			レベル５ 大雨 特別警報	一般の利用に適合するレベル５大雨特別警報と同じ。
			レベル３ 氾濫 警報	一般の利用に適合するレベル３氾濫警報と同じ。
			レベル４ 氾濫 危険警報	一般の利用に適合するレベル４氾濫危険警報と同じ。
			レベル５ 氾濫 特別警報	一般の利用に適合するレベル５氾濫特別警報と同じ。

(注)１　発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

(注)２　１つ又は２つ以上の注意報、警報が行われた後において、１つ又は２つ以上の注意報、警報を行った場合は、前に行われた注意報、警報は後で行った注意報、警報に切替えられたものとし、注意報、警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

（２）気象防災速報は、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表する。

気象解説情報は、気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に新潟地方気象台が必要に応じて発表する。

（３）津波警報等の種類及び内容

①津波警報等の種類及び内容

ア．大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ超（10ｍ＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10ｍ（５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10ｍ）		
		５ｍ（３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2ｍ≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ．津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

②津波情報

ア．津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する

津波情報の種類と発表内容

	情　報　の　種　類	発　　表　　内　　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ［発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 ｍ以上	数値で発表
	0.2 ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発　表　内　容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ．津波情報の留意事項等

（ア）津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（イ）各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（ウ）津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（エ）沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発　表　基　準	内　　容
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2 メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

④新潟県の津波予報区

津　波　予　報　区	区　　域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

（4）特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準	
大　　雨	台風や集中豪雨により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	
洪　　水	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	
高　　潮	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	
暴　　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
波　　浪		高波になると予想される場合
暴　風　雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

現象の種類	基　　準
津　　波	高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける）
地　　震	震度６弱以上又は長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度６弱以上又は長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）

※噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

※地震動特別警報の基準における長周期地震動階級とは、気象庁長周期地震動階級表（令和2年気象庁告示第6号）で定めるものをいう。

警報・注意報基準値の見方

（１）レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報における複合基準については、２つの指数（流域雨量指数、表面雨量指数）を両方共に満たす場合を意味する。

（２）レベル４大雨危険警報は、表面雨量指数が対象格子において基準値に３格子以上到達、又は流域雨量指数が対象河川の格子において基準値に３格子以上到達することが予想される場合に発表する。

（３）レベル５大雨特別警報は、表面雨量指数が基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現、又は流域雨量指数が基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現しさらに激しい雨が降り続くと予想される場合に発表する。

（４）レベル２高潮注意報・レベル３高潮警報・レベル４高潮危険警報は、潮位がレベル４高潮危険警報の基準値に到達されることが予想されるおおむね 18 時間前・12 時間前・6 時間前までに発表する。

＜参　考＞

・流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表するレベル５大雨特別警報・レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6 時間先までの予測値の大雨警報基準等への到達状況が避難情報の発令の判断に活用できる。なお、3 時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には洪水キキクルが活用できる。

・表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中に浸み込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表するレベル５大雨特別警報・レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された浸水キキクルで確認できる。

【別表1】水防活動用気象警報・水防活動用気象注意報

令和8年5月現在

		表面雨量指数基準（浸水害）			
市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
新潟地域	新潟市	40	24	15	8
	燕市	38	23	14	8
	阿賀野市	31	19	13	9
	弥彦村	35	21	14	10

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
岩船地域	村上市	25	15	10	7
	関川村	28	17	14	9
	粟島浦村	33	20	12	8

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
新発田地域	新発田市	38	23	15	9
	胎内市	38	23	14	8
	聖籠町	38	23	14	9

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
五泉地域	五泉市	43	26	11	7
	阿賀町	31	19	12	7

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
長岡地域	長岡市	33	20	12	8
	小千谷市	21	13	10	5
	見附市	31	19	10	7
	出雲崎町	23	14	10	6

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
三条地域	三条市	33	20	12	8
	加茂市	31	19	12	7
	田上町	23	14	10	5

		表面雨量指数基準（浸水害）			
市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
魚沼地域	魚沼市	23	14	9	5

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
柏崎地域	柏崎市	28	17	13	8
	刈羽村	26	16	9	6

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
南魚沼地域	南魚沼市	28	17	9	5
	湯沢町	25	15	8	5

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
十日町地域	十日町市	30	18	10	5
	津南町	25	15	10	4

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
上越市	上越市	33	20	16	10

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
糸魚川市	糸魚川市	30	18	14	9

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
妙高市	妙高市	26	16	12	6

市町村等をまとめた地域	市町村名	レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準	レベル２大雨注意報基準
(佐渡)	佐渡市	23	14	12	8

【別表2】水防活動用気象警報・水防活動用気象注意報・水防活動用洪水警報・水防活動用洪水注意報

令和8年5月現在

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用洪水注意報
			レベル５大雨特別警報基準	レベル４大雨危険警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報～レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独基準	単独基準	単独基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数	流域雨量指数	表面雨量指数		流域雨量指数	流域雨量指数	表面雨量指数	
新潟地域	新潟市	阿賀野川				81.3	8	阿賀野川［馬下・満願寺］		71.6	6	阿賀野川［馬下・満願寺］
		新井郷川	33.9	29.5	26.8	24.1	6		21.4	21.4	5	
		派川加治川	5.6	4.9	4.4				3.5	2.7	6	
		新発田川	10.5	9.1	8.3	7.4	6	信濃川下流・中ノ口川［尾崎・保明新田・帝石橋・道金・白根橋］	6.6	5.3	6	信濃川下流・中ノ口川［尾崎・保明新田・帝石橋・道金・白根橋］
		駒林川	12.1	10.5	9.5				7.6			
		大通川（北区）	10.1	8.8	8.0	6.9	6		6.4	5.1	6	
		早出川	44.5	38.7	35.2				28.1			
		信濃川				98.9	6			48.5	5	
		新川	22.8	19.8	18.0			信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］	14.4	11.5	6	信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］
		栗ノ木川	17.9	15.6	14.2	9.2	6		11.3	6.9	5	
		西川（西区）	17.7	15.4	14.0				11.2	8.0	5	
		小阿賀野川	13.1	11.4	10.4				8.3			
		中ノ口川				10.9	6			9.3	5	
		東大通川	9.9	8.6	7.8				6.2	6.2	5	
		西川（西区、西蒲区）	15.1	13.1	11.9				9.5	6.8	6	
		大通川（西蒲区）	9.8	8.5	5.8				4.6	3.7	6	
		通船川	9.3	8.1	7.4				5.9			
		能代川	30.8	26.8	24.4				19.5			
		五社川	10.1	8.8	8.0				6.4			
		矢川	11.3	9.8	8.9	7.8	6		7.1	7.0	6	
	燕市	信濃川						信濃川下流・中ノ口川［尾崎・道金］				信濃川下流・中ノ口川［尾崎・道金］
		大河津分水路										
		中ノ口川								6.3	5	
		西川	4.0	2.8	2.5	1.7	12	信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］	1.9	1.5	5	信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］
		大通川	10.6	9.2	8.4				6.7	5.6	5	
	阿賀野市	阿賀野川				84.1	7	阿賀野川［馬下・満願寺］		74.8	5	阿賀野川［馬下・満願寺］
		駒林川	5.7	5.0	4.1	3.6	8		3.3	3.1	5	
		荒川川	16.3	14.2	12.9	11.6	6		10.3	5.9	5	
		折居川	16.7	14.5	11.7	10.5	12		9.3	8.4	8	
		大通川	5.4	4.7	4.2	3.6	6		3.3	2.7	5	
		安野川	19.4	16.9	15.4	13.8	6		12.3	11.1	5	
		古川	7.6	6.6	6.0				4.8	3.0	7	
		都辺田川	14.1	12.3	11.2				8.9			
		塚田川	4.9	4.3	3.5	2.9	8		2.7	2.1	8	
		割石川	6.6	5.7	5.0	4.5	8		4.0	4.0	8	
		大日川	8.3	7.2	6.5	5.8	6		5.2	5.0	5	
		七浦川	4.0	3.5	2.9	2.4	6		2.2	2.1	5	
	弥彦村	西川	7.7	6.7	6.1			信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］	4.8			信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］
		矢川	11.5	10.0	9.1				7.2	5.8	8	

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 特別警報 基準	レベル４ 危険警報 基準	レベル３警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
岩船地域	村上市	荒川						荒川 ［葛籠山］		46.7	5	荒川 ［葛籠山］
		堀川	9.7	8.4	7.6				5.5	5.5	5	
		烏川	8.4	7.3	6.2				4.9	4.0	5	
		春木山大沢川	7.2	6.3	5.7				4.6			
		三面川	58.7	51.0	46.4				37.1	29.7	7	
		山田川	7.8	6.8	6.2				4.6	4.0	5	
		門前川	17.4	15.1	13.7				10.9			
		高根川	22.9	19.9	18.1	16.2	5		14.4	13.8	5	
		長津川	13.6	11.8	10.7				8.5			
		薦川	12.3	10.7	9.7				7.7	7.7	5	
		滝矢川	13.3	11.6	9.2	8.2	7		7.3	7.3	7	
		小揚川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		茎太川	6.0	5.2	4.7				3.8			
		小谷川	7.5	6.5	5.9				4.7			
		大須戸川	9.7	8.4	7.3	6.5	5		5.8	5.7	5	
		大川（山北地域）	26.7	23.2	21.1				16.8			
		勝木川	18.4	16.0	14.5				11.6	10.6	6	
		蒲萄川	16.7	14.5	13.2				9.6	7.8	7	
		脇川	9.1	7.9	7.2				5.7			
		笹川	7.7	6.7	6.1				4.8	3.8	6	
		大川（村上地域）	8.3	7.2	6.5				5.2			
		石川	16.8	14.6	13.3				10.6	8.6	7	
		小俣川	15.4	13.4	12.2				9.7	7.8	7	
		中継川	21.6	18.8	17.1				13.6	10.9	7	
		大毎川	7.6	6.6	6.0				4.8	4.2	5	
		桑川	10.6	9.2	8.4				6.7	5.4	6	
		百川	11.2	9.7	8.8				7.0	6.0	5	
		助渕川	7.7	6.7	6.1				4.2	3.3	6	
		荒川（山北地域）	11.3	9.8	8.9				7.1	5.7	6	
	関川村	荒川						荒川 ［上関］				荒川 ［上関］
		女川	22.7	19.7	17.9				14.3			
		赤谷川	7.8	6.8	6.2				4.9			
		吹ノ沢川	7.4	6.4	5.8				4.6	4.6	5	
		沼川	15.5	13.5	12.3				9.8	7.8	7	
		藤沢川	11.5	10.0	9.1				7.2	5.8	7	
	粟島浦村							―				―

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
新発田地域	新発田市	新発田川（中田川）	5.7	5.0	4.5			阿賀野川 ［馬下・満願寺］	3.7	3.1	5	阿賀野川 ［馬下・満願寺］
		松岡川	5.7	5.0	4.1	3.6	11		3.3	3.2	7	
		荒川川	16.3	14.2	12.9	11.6	6		10.3	5.9	5	
		太田川	13.9	12.1	11.0				8.8	8.8	5	
		新発田川（豊町）	5.7	5.0	4.5				3.6	2.9	5	
		芋卸江川	5.4	4.7	4.2				3.3	3.2	5	
		加治川	40.0	34.8	31.6				25.2	25.2	7	
		姫田川（袋野橋）	31.4	27.3	24.8				19.8			
		坂井川	25.1	21.8	19.8				15.8			
		石川川	10.6	9.2	8.4				6.7			
		小出川	7.4	6.4	5.8				4.6	3.7	7	
		姫田川（二王子）	14.6	12.7	11.5				9.2			
		高知山川	9.7	8.4	7.6				6.0			
		大井川	4.9	4.3	3.8				3.0			
		見透川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		貝屋川	7.1	6.2	5.6				4.4	3.5	7	
		小鳥川	6.7	5.8	5.3				4.2	3.0	5	
		金山川		3.6					2.2			
		箱岩川		4.5					3.2			
		今泉川		3.8					2.6			
		十文字川		3.6					2.5			
	胎内市	乙大日川	8.6	7.5	6.8			荒川 ［葛籠山］	5.4	5.4	5	荒川 ［葛籠山］
		鳥川	6.2	5.4	4.9				3.9			
		胎内川	29.9	26.0	23.6				18.8	18.8	7	
		舟戸川	11.2	9.7	8.8				7.0			
		堀川	5.4	4.7	4.2				3.3			
		柴橋川	4.4	3.8	3.4				2.6	2.5	5	
		見透川	13.8	12.0	10.9				8.7			
	聖籠町	新発田川	9.3	8.1	7.4			阿賀野川 ［馬下・満願寺］	5.9	5.6	5	阿賀野川 ［馬下・満願寺］
		加治川	50.1	43.6	39.6				31.6			

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
五泉地域	五泉市	阿賀野川				84.2	5	阿賀野川 ［馬下］		74.8	5	阿賀野川 ［馬下］
		早出川	40.9	35.6	32.4				25.9	24.1	5	
		尾白川	8.7	7.6	6.9				5.5			
		仙見川	18.4	16.0	10.2	9.1	5		8.1	6.5	5	
		高石川	10.9	9.5	8.6				6.8	6.8	5	
		能代川	14.8	12.9	7.5				4.3	3.4	6	
		荻曽根川	8.1	7.0	6.4	5.7	5		4.7	4.7	5	
		宮古川	8.7	7.6	6.9	6.2	5		4.4	4.4	5	
		辻川	7.5	6.5	5.9				4.4	4.2	5	
		滝谷川	12.8	11.1	7.5	7.5	5		6.0	6.0	5	
		五部一川	6.6	5.7	4.2				3.3	2.6	6	
		牧川	11.7	10.2	8.4	7.5	5		6.7	6.7	5	
		城の入川	8.5	7.4	6.7				5.3	4.6	5	
	阿賀町	阿賀野川	130.8	113.7	79.7	50.3	5	－	63.3	45.3	5	－
		五十母川	14.0	12.2	11.1				8.8	8.8	5	
		中ノ沢川	16.6	14.4	8.8	7.9	8		7.0	7.0	6	
		新谷川	30.5	26.5	23.9	21.5	5		19.1	19.1	5	
		西ノ沢川	8.6	7.5	6.8				5.4			
		姥堂川	10.8	9.4	7.6	6.8	6		4.3	4.3	5	
		常浪川（平堀）	46.9	40.8	34.2	33.8	10		27.3	27.3	6	
		中村川	8.4	7.3	6.6				5.2			
		馬取川	12.6	11.0	10.0				8.0			
		行地川	10.9	9.5	8.6				6.8	6.4	5	
		音無川	13.1	11.4	10.4				8.3			
		東小出川	16.6	14.4	13.1				10.4	10.4	5	
		滝沢川	7.5	6.5	5.9				4.7	3.8	6	
		柴倉川	24.1	21.0	19.1				15.2			
		戸沢川	16.4	14.3	13.0				10.4	8.3	6	
		常浪川（栃堀橋）	33.0	28.7	23.8				19.0	15.2	6	
		槇沢川	8.7	7.6	6.9				4.9	4.9	5	

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
長岡地域	長岡市	信濃川				87.3	5	信濃川下流・中ノ口川［尾崎］ 信濃川中流［十日町（姿）・小千谷・長岡・大河津］ 魚野川［六日町・小出・堀之内］		62.1	5	信濃川下流・中ノ口川［尾崎］ 信濃川中流［十日町（姿）・小千谷・長岡・大河津］ 魚野川［六日町・小出・堀之内］
		大河津分水路								44.7	7	
		島崎川	15.5	13.5	12.3	10.0	6		9.8	8.0	6	
		刈谷田川	25.1	21.8	15.2	11.2	5		12.1	10.1	5	
		郷本川	11.2	9.7	8.6	7.7	6		5.9	5.9	5	
		猿橋川（真野代堰）	21.0	18.3	15.8	13.3	6		12.6	10.7	5	
		黒川	26.0	22.6	18.5	18.3	6		14.8	14.8	6	
		栖吉川	13.7	11.9	7.9	5.3	10		6.3	4.8	6	
		太田川	13.5	11.7	9.8				7.8	7.3	6	
		渋海川	36.2	31.5	24.1	19.7	6		14.5	11.6	6	
		須川	10.5	9.1	8.3				6.6	5.3	5	
		柿川（平潟橋）	6.7	5.8	3.8	3.2	5		2.9	2.8	5	
		朝日川	7.7	6.7	6.1				4.8			
		野辺川	7.1	6.2	5.6				4.4			
		魚野川				55.8	6			49.6	6	
		中之島川	9.8	8.5	7.7	6.9	5		6.1	6.1	5	
		稚児清水川	10.1	8.8	8.0	6.9	5		6.4	3.9	5	
		塩谷川	21.8	19.0	17.0	15.3	6		13.6	13.6	5	
		九川谷川	7.8	6.8	6.0	5.4	5		4.8	4.8	5	
		徘谷川	6.2	5.4	4.9	4.4	5		3.9	3.9	5	
		梅田川	6.2	5.4	3.8	3.3	6		3.0	2.6	6	
		西谷川	25.5	22.2	20.2	13.7	6		16.1	12.3	5	
		矢津川	10.2	8.9	8.1	7.2	5		6.4	4.1	5	
		前川	14.7	12.8	11.6				9.2	9.2	5	
		来伝川	12.4	10.8	9.8				7.8	7.8	5	
		新島崎川	6.2	5.4	3.2	2.7	8		2.5	2.4	7	
		小島谷川	9.2	8.0	7.3	6.5	5		5.8	5.8	5	
		稲葉川	6.3	5.5	4.1	4.1	10		3.1	3.1	6	
		山北川	8.9	7.7	7.0				5.6	5.6	5	
		猿橋川（東片貝町）	7.2	6.3	5.7				4.6	3.2	5	
		乙吉川	7.7	6.7	4.3				3.5	2.6	6	
		道満川	6.0	5.2	3.9	3.4	6		3.1	3.1	5	
		菖蒲川	7.4	6.4	5.8	5.2	5		4.6	4.6	5	
		小木城川	11.5	10.0	7.7	7.5	5		6.1	4.9	5	
		柿川（柿田）	7.1	6.2	5.6	5.0	5		4.4	3.7	5	
		浄土川	9.9	8.6	7.8	6.9	6		6.2	6.2	5	
		鴨田川	6.8	5.9	5.4				4.3	4.3	5	
		奔走川	5.2	4.5	4.0				2.9	2.9	5	
		袴沢川	4.0	3.4	3.0	2.5	6		2.3	2.2	5	
		土口川	8.7	7.6	6.9				5.5	5.5	5	
		芝ノ又川	7.2	6.3	5.7				4.6			
		槍沢川	5.7	5.0	4.5				3.7			
		相川川	14.4	12.5	11.4	11.3	5		9.1	9.1	5	
		芋川	11.3	9.8	8.9				7.1			
		和田川	7.8	6.8	6.2				4.9			
		大平沢川	4.0	2.7	2.3	2.0	10		1.7	1.3	6	
		荒巻川	5.7	5.0	4.5				3.7	3.6	5	
	小千谷市	信濃川						信濃川中流［十日町（姿）・小千谷・長岡・大河津］		73.2	5	信濃川中流［十日町（姿）・小千谷・長岡・大河津］
		須川	9.3	8.1	7.4				5.9	4.7	5	
		朝日川	10.3	9.0	8.2				6.5			
		野辺川	10.5	9.1	8.3				6.6	6.6	5	
		茶郷川	12.2	10.6	9.6	8.6	5		7.6	7.6	5	
		表沢川	4.5	3.9	3.2	3.1	10		1.7	1.7	5	
		湯殿川	4.0	2.8	2.3	2.3	5		1.8	1.8	5	
	見附市	貝喰川	12.2	10.6	8.0	8.0	6	信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］	4.3	4.3	5	信濃川中流［小千谷・長岡・大河津］
		刈谷田川	45.0	39.1	30.1	30.1	6		24.0	24.0	5	
		堀溝川	7.8	6.8	5.5	4.9	5		4.4	4.4	5	
		山北川	7.1	6.2	5.1	4.5	5		4.1	3.5	5	
		椿田川	7.2	6.3	4.6	4.1	5		3.7	2.9	5	
		才川	10.0	8.7	7.1	7.1	5		5.7	5.7	5	
	出雲崎町	本郷川	5.7	5.0	4.5			－	3.6	3.6	5	－
		島崎川	9.8	8.5	7.7	6.9	5		6.1	5.3	5	
		藤巻川	6.8	5.9	5.4				4.3	4.3	5	
		稲川	4.8	4.2	3.6	3.3	10		2.8	2.8	6	

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
三条地域	三条市	信濃川						信濃川下流・中ノ口川［尾崎］ 信濃川中流［長岡・大河津］		6.5	5	信濃川下流・中ノ口川［尾崎］ 信濃川中流［長岡・大河津］
		中ノ口川				7.8	6			6.5	5	
		布施谷川	10.1	8.8	6.2	5.3	10		4.9	4.5	6	
		五十嵐川	52.2	45.4	37.4	33.5	8		29.9	26.1	5	
		貝喰川	14.3	12.4	11.3	5.9	9		9.0	5.3	6	
		刈谷田川	47.5	41.3	37.5				30.0			
		日瑞川	9.0	7.8	5.3	4.7	6		4.2	4.2	6	
		鹿熊川	16.3	14.2	9.5	9.5	6		7.6	7.6	6	
		大沢川	6.9	6.0	4.5	4.5	6		3.6	3.6	6	
		楢山川	6.2	5.4	3.8	3.8	6		3.0	3.0	6	
		大平川	6.3	5.5	5.0	4.9	6		4.0	3.9	5	
		小長沢川	8.2	7.1	4.8	4.3	10		3.9	3.0	6	
		守門川	21.2	18.4	16.7	15.0	6		13.3	13.3	5	
		駒出川	12.5	10.9	8.8	7.9	6		7.0	5.6	6	
		新通川	4.1	3.6	3.2	2.5	6		2.5	1.9	5	
		島田川	5.6	4.9	4.4				3.5	2.8	5	
	加茂市	信濃川						信濃川下流・中ノ口川［尾崎・保明新田・道金］		74.6	6	信濃川下流・中ノ口川［尾崎・保明新田・道金］
		加茂川	23.8	20.7	18.8	16.9	7		15.0	15.0	5	
		下条川	15.1	13.1	11.9	10.7	7		9.5	9.5	5	
		牧川	4.8	4.2	3.8	3.2	7		2.9	2.8	5	
		大皆川	6.4	5.6	5.1				4.1	4.0	5	
		西山川	6.7	5.8	5.3	4.7	7		4.2	4.2	5	
		小乙川	7.5	6.5	5.9				4.7	4.7	5	
		長谷川	4.0	3.5	3.1				2.4	2.3	5	
	田上町	信濃川						信濃川下流・中ノ口川［尾崎・保明新田］		74.5	5	信濃川下流・中ノ口川［尾崎・保明新田］
		才歩川	5.6	4.9	4.0	3.5	6		3.3	2.8	5	
		加茂川	25.8	22.4	20.4				16.3			
		五社川	10.0	8.7	7.9				5.7	4.6	5	
		山田川	4.0	3.2	2.4	2.1	5		1.9	1.7	5	
		大正川	4.0	3.0	2.4	1.6	5		1.7	1.3	5	

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
魚沼市	魚沼市	魚野川				55.1	5	魚野川 ［六日町・小出・堀之内］		39.2	5	魚野川 ［六日町・小出・堀之内］
		芋川	16.4	14.3	13.0				10.4			
		田沢川	6.3	5.5	5.0				4.0	3.2	5	
		田河川	13.0	11.3	10.3				8.2			
		増沢川	5.7	5	4.5	4.0	5		3.7	2.9	5	
		西又川	5.7	5	4.5	4.0	5		3.7	2.9	5	
		破間川	55.7	48.4	44.0	39.6	5		35.2	28.2	5	
		羽根川	20.9	18.2	16.5				13.2	13.2	5	
		日付川	9.8	8.5	7.7				5.4	4.3	5	
		小黒川	9	7.8	7.1				4.4	3.5	5	
		和田川	17.3	15	13.6				10.8	8.6	5	
		烏川	10.1	8.8	8.0				6.4	5.1	5	
		守門川	12.3	10.7	9.7				7.7	6.2	5	
		佐梨川	24.5	21.3	19.4	17.4	5		15.5	15.5	5	
		大池川	9.2	8	7.3				5.8	5.8	5	
		三用川	12.9	11.2	10.2	9.1	5		8.1	6.5	5	
		水無川	18.2	15.8	14.4				11.5			

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
柏崎地域	柏崎市	黒川	6.3	5.5	5.0			ー	4.0	4.0	5	ー
		鯖石川	37.4	32.5	29.5				23.6			
		別山川	9.8	8.5	7.7	7.3	6		6.1	4.7	5	
		長鳥川	17.5	15.2	13.8				11.0	11.0	5	
		西之入川	5.6	4.9	4.4	3.9	10		3.5	2.7	6	
		上島川	6.7	5.8	5.3				4.2			
		妙法寺川	7.4	6.4	5.8	5.2	6		4.6	4.6	5	
		坂田川	7.0	6.1	5.5	4.3	6		4.4	3.9	5	
		鎌田川	6.3	5.5	5.0	3.3	6		4.0	3.0	6	
		石黒川	7.5	6.5	5.9				4.7			
		鵜川	24.0	20.9	19.0				15.2	13.8	5	
		前川	9.7	8.4	6.8	6.1	10		5.4	4.3	6	
		谷根川	11.7	10.2	9.3	8.3	6		7.4	5.9	6	
		払川	10.1	8.8	8.0				6.4			
		オガチ川	10.2	8.9	8.1				6.4			
		上条芋川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		田屋川	9.4	8.2	7.3				5.8	4.6	6	
	刈羽村	黒川	10.3	9.0	8.1			ー	6.4	6.4	5	ー
		別山川	19.7	17.1	15.5				12.4	9.9	5	
		妙法寺川	7.5	6.5	5.9				4.7	4.7	5	

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
南魚沼地域	南魚沼市	魚野川						魚野川 ［六日町・小出・堀之内］		29.4	5	魚野川 ［六日町・小出・堀之内］
		田河川	5.5	4.8	4.3				3.5			
		辻又川	6.2	5.4	4.9				3.9	3.9	5	
		水無川	17.8	15.5	14.1				11.2			
		宇田沢川	16.9	14.7	13.4				10.7			
		四十日川	7.7	6.7	6.1				4.8	3.8	5	
		三国川	32.5	28.3	25.7				20.5			
		皆沢川	7.5	6.5	5.9				4.7			
		庄之又川	10.1	8.8	8.0				6.4			
		近尾川	8.6	7.5	6.8				5.4	4.3	5	
		鎌倉沢川	8.4	7.3	6.5	5.8	5		5.2	4.2	5	
		伊田川	6.1	5.3	4.5	4.0	5		3.6	3.6	5	
		高棚川	12.2	10.6	9.6	8.6	5		7.6	7.6	5	
		登川	24.8	21.6	19.6	17.6	5		15.6	15.6	5	
		一之沢川	7.8	6.8	6.2				4.9	3.9	5	
		大沢川	6.6	5.7	5.2				4.2	4.2	5	
	湯沢町	魚野川	31.4	27.3	24.8			－	19.8			－
		清津川	35.4	30.8	28.0				22.4			
		戸沢川	7.7	6.7	6.1				4.8			

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
十日町地域	十日町市	信濃川						信濃川中流 ［十日町（姿）］		75.8	5	信濃川中流 ［十日町（姿）］
		渋海川	30.8	26.8	24.4				19.5	15.6	5	
		貝野川	9.5	8.3	7.5				6.0	6.0	5	
		北沢川	9.0	7.8	7.1			信濃川上流 ［割野］	5.6			信濃川上流 ［割野］
		飛渡川	15.2	13.2	12.0				9.6	9.6	5	
		才明寺川	4.6	4.0	3.6				2.8			
		小海川	6.3	5.5	5.0				4.0			
		木島川	6.6	5.7	5.2				4.2			
		下大井田川	5.7	5.0	4.5				3.7			
		上大井田川	6.3	5.5	5.0				4.0			
		田川	13.5	11.7	10.6				8.4			
		川治川	10.8	9.4	8.5				6.8			
		入間川	9.5	8.3	7.5				6.0			
		当間川	5.4	4.7	4.2				3.3			
		水沢川	6.0	5.2	4.7				3.8			
		七川	7.9	6.9	6.3				4.8	3.8	5	
		清津川	38.6	33.6	30.5				24.4			
		越道川	13.6	11.8	10.7				8.5			
		東川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		下貫木川	6.6	5.7	5.2				4.2			
		濁川	7.2	6.3	5.7				4.6			
		晒川	6.2	5.4	4.9	4.4	5		3.9	3.9	5	
		羽根川	12.5	10.9	9.9	8.9	5		7.9	6.3	5	
		釜川	15.9	13.8	8.3	7.4	5		6.6	5.3	5	
		貝喰川	5.2	4.5	4.0	3.5	5		3.3	2.5	5	
	津南町	信濃川				97.2	5	信濃川上流 ［割野］		77.7	4	信濃川上流 ［割野］
		釜堀川	5.3	4.6	4.1	3.6	5		3.3	2.9	4	
		樽田沢川	6.8	5.9	5.4				4.3	4.3	4	
		船津川	6.4	5.6	5.1				4.1	3.2	4	
		中津川	41.7	36.3	33.0				26.4			
		大門川	6.0	5.2	4.7				3.8	3.8	4	
		馬界川	5.7	5.0	4.5				3.7			

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
上越市	上越市	関川				40.5	8	関川 ［高田］		29.8	8	関川 ［高田］
		保倉川	39.0	33.9	25.2	25.2	8		16.0	16.0	7	
		正善寺川	10.3	9.0	8.2	6.8	8		6.5	6.1	5	
		大瀬川	7.2	6.3	5.7	4.7	8		4.6	4.2	5	
		青田川	9.3	8.1	7.4				5.6	5.6	8	
		儀明川	11.4	9.9	7.6	7.6	8		6.0	6.0	8	
		櫛池川	13.9	12.1	11.0				8.8	8.8	9	
		矢代川	24.0	20.9	19.0	17.1	8		15.2	15.2	8	
		別所川	13.6	11.8	10.7				8.5	8.5	7	
		大熊川	13.6	11.8	10.7				8.5	7.7	5	
		渋江川	8.7	7.6	6.9				5.5			
		戸野目川	9.1	7.9	6.9	5.2	8		5.5	4.7	5	
		潟川	14.3	12.4	11.3				6.9	6.9	5	
		重川	6.7	5.8	5.3				4.2			
		飯田川	16.6	14.4	13.1	11.2	8		10.3	10.1	5	
		桑曽根川	13.8	12.0	10.9	8.0	9		8.7	6.4	5	
		猿俣川	5.6	4.9	4.4				3.5	3.1	7	
		高谷川	14.4	12.5	11.4				9.1	8.6	5	
		小黒川	18.9	16.4	14.9				11.9			
		細野川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		熊谷川	5.5	4.8	4.3				3.5	2.6	8	
		田麦川	10.2	8.9	8.1				6.4	5.4	7	
		朴ノ木川	8.1	7.0	6.4				5.1			
		内川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		雁平川	7.2	6.3	5.7				4.6			
		小熊川	5.9	5.1	4.6				3.7			
		片貝川	10.0	8.7	7.9				6.3	6.3	9	
		柿崎川	32.8	28.5	25.9				16.7	16.3	5	
		桑取川	18.9	16.4	14.9				11.9	9.5	8	
		名立川	20.4	17.7	16.1				12.8	12.8	9	
		米山川	6.1	5.3	4.5	4.0	12		3.1	3.0	5	
		小河川	5.9	5.1	4.6				3.7	3.6	5	
		吉川	20.2	17.6	11.3	10.8	10		9.0	9.0	7	
		米山寺川	7.7	6.7	6.1				4.8	4.8	9	
		大出口川	9.1	7.9	6.5	5.8	8		5.2	5.2	5	
		平等寺川	8.5	7.4	6.7				4.9	4.9	9	
		入河沢川	7.0	6.1	5.5				4.4	4.4	5	
		御館川	9.7	8.4	7.6				6.0	6.0	5	

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
糸魚川市	糸魚川市	姫川				39.8	7	姫川 ［山本］		28.3	7	姫川 ［山本］
		小滝川	22.0	19.1	17.2	15.4	11		13.7	11.0	7	
		木地屋川	8.2	7.1	6.2	5.5	7		4.9	3.9	7	
		筒石川	10.8	9.4	8.5				6.8			
		能生川	28.3	24.6	22.4				17.9	17.9	5	
		早川	27.5	23.9	21.7				17.3	13.8	7	
		海川	21.7	18.9	17.2				13.7	13.7	5	
		谷根川	8.7	7.6	6.9				5.5			
		前川	11.6	10.1	9.2				7.3	6.3	7	
		田海川	15.2	13.2	12.0				9.6	7.7	7	
		青海川	21.8	19.0	17.3				13.8			
		西光寺川	5.1	4.4	3.8	3.4	7		3.0	2.6	7	
		島道川	11.8	10.3	9.4				7.5	7.5	5	
		水保川	7.7	6.7	6.1				4.8			

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
妙高市	妙高市	関川	42.2	36.7	33.4	30.0	5	－	26.7	26.7	5	－
		矢代川	21.4	18.6	16.9				13.5	10.8	5	
		渋江川	16.3	14.2	12.9				10.3	8.2	5	
		北沢川	5.2	4.5	4.0	3.5	5		3.3	3.1	5	
		馬場川	11.3	9.8	8.9				7.1	5.7	5	
		土路川	12.6	11	10.0				8.0	6.4	5	
		小袴川	6.4	5.6	5.1				4.1	3.2	5	
		小野沢川	5.9	5.1	4.6	4.1	5		3.7	3.6	5	
		内川	6.4	5.6	5.1				4.1	3.2	5	
		片貝川	12.2	10.6	9.6				7.6	7.6	5	
		長沢川	12.8	11.1	10.1				8.0			

市町村等をまとめた地域	市町村名	河川	水防活動用気象警報 水防活動用洪水警報					水防活動用 洪水警報	水防活動用気象注意報 水防活動用洪水注意報			水防活動用 洪水注意報
			レベル５ 大雨特別 警報基準	レベル４ 大雨危険 警報基準	レベル３大雨警報基準			レベル３氾濫警報 ～ レベル５氾濫特別警報	レベル２大雨注意報基準			レベル２氾濫注意報
			単独 基準	単独 基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	単独 基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
			流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数		流域 雨量 指数	流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	
（佐渡）	佐渡市	関川	7.5	6.5	5.9			－	4.7			－
		矢柄川	9.5	8.3	7.5				6.0			
		大倉川	10.1	8.8	8.0				6.4			
		馬首川	8.5	7.4	6.7				5.3			
		和木川	7.4	6.4	5.8				4.6			
		白瀬川	10.0	8.7	7.9				6.3			
		椿川	8.3	7.2	6.5				5.2			
		梅津川	11.4	9.9	9.0				7.2			
		石名川	10.6	9.2	8.4				6.7	5.4	6	
		入川	10.3	9.0	8.2				6.5			
		石花川	12.4	10.8	9.8				7.8			
		天王川	7.2	6.3	5.7	5.4	6		4.6	4.6	5	
		久知川	13.0	11.3	10.3				8.2	6.6	5	
		河崎川	8.3	7.2	6.5				5.2			
		真更川	9.2	8.0	7.3	6.5	6		5.8	4.1	5	
		羽茂川	16.9	14.7	13.4				9.8	8.3	5	
		西三川川	11.5	10.0	9.1				7.2	5.8	6	
		小川内川	8.4	7.3	6.6				5.2	4.2	6	
		真野川	7.1	6.2	4.9	4.9	6		3.9	3.9	6	
		国府川	30.9	26.9	24.3	21.8	6		19.4	15.5	6	
		石田川	7.7	6.7	6.1	5.4	6		4.8	3.8	6	
		濁川	5.4	4.7	3.8	3.4	6		3.0	3.0	5	
		北狄川	7.8	6.8	6.2				4.9			
		戸地川	10.9	9.5	8.6				6.8			
		貝喰川	6.4	5.6	5.1				4.1			
		長江川	7.2	6.3	5.7				4.6			
		山田川（佐和田）	7.7	6.7	6.1				4.8			
		竹田川	10.0	8.7	7.9				6.3	6.0	5	
		藤津川	8.4	7.3	6.6	5.9	6		5.2	4.2	6	
		小倉川	18.5	16.1	14.6	9.6	6		10.0	8.0	6	
		中津川	7.4	6.4	5.8	5.2	6		4.6	3.7	6	
		新保川	9.1	7.9	5.6	5.0	6		4.4	4.4	5	
		大野川	10.6	9.2	7.9	7.1	6		6.3	5.0	6	
		地持院川	8.6	7.5	6.8				5.4	4.2	7	
		帆柱川	4.0	3.0	2.7				2.1	2.0	5	
		山田川（羽茂）	5.7	5.0	4.5				3.7			
		大久保川	8.1	7.0	6.4				5.1	5.1	5	
		長谷川	10.9	9.5	8.6	7.7	6		5.1	4.1	6	

（別表3）レベル5高潮特別警報・レベル4高潮危険警報基準

令和8年5月現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		レベル5高潮特別警報基準	レベル4高潮危険警報基準
新潟地域	新潟市	1.3m	1.1m
	燕市	―	―
	阿賀野市	―	―
	弥彦村	―	―
岩船地域	村上市	1.8m	1.3m
	関川村	―	―
	粟島浦村	3.5m	3.0m
新発田地域	新発田市	2.4m	1.4m
	胎内市	2.3m	1.8m
	聖籠町	4.4m	3.9m
五泉地域	五泉市	―	―
	阿賀町	―	―
長岡地域	長岡市	4.0m	2.3m
	小千谷市	―	―
	見附市	―	―
	出雲崎町	2.7m	2.2m
三条地域	三条市	―	―
	加茂市	―	―
	田上町	―	―
魚沼市	魚沼市	―	―
柏崎地域	柏崎市	2.5m	2.0m
	刈羽村	―	―
南魚沼地域	南魚沼市	―	―
	湯沢町	―	―
十日町地域	十日町市	―	―
	津南町	―	―
上越市	上越市	2.5m	2.0m
糸魚川市	糸魚川市	3.5m	3.0m
妙高市	妙高市	―	―
（佐渡）	佐渡市	1.3m	0.8m

資料－8

気 象 観 測 通 信 体 制

新潟地方気象台における観測通信体制は、「地域気象観測システム」に統一整備されている。

(1) 地域気象観測システムの概要

a　観測通報されるデータ種別

観測要素等により次の２種に分類する。

観 測 の 種 別	観　　測　　要　　素
地 域 気 象 観 測	降水量(mm)、気温(℃)、風向(16方向)、風速(m/s)、相対湿度(%)、積雪の深さ(cm)
地 域 雨 量 観 測	降水量 (mm)

b　データ集・配信の概要

全国に展開された各観測所のデータを電話回線等によりアメダスデータ等統合処理システムを介して、各気象台に配信する。

各気象台では、必要に応じた形式に処理し出力する。

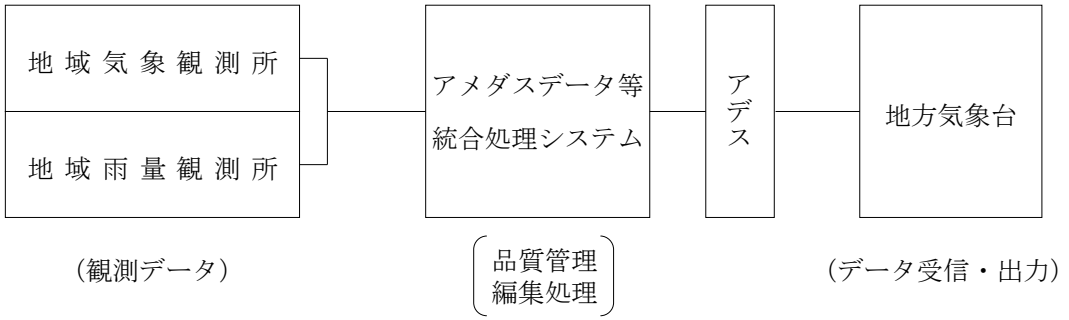

c　配信データ区域

全国各都道府県の観測局

d　出力できるデータ種別

出力形式は表、図の両方から選択可能

種　　別	出　力　方　法	区 域	内　　容
定 時 通 報	毎正時毎に出力	任　意	降水量及び積雪は毎正時の前1時間、3時間、6時間、12時間、24時間値、0時からの積算値
過 去 出 力	10分毎に出力	任　意	降水量（直前の正時から通報までの値） 風速（通報時の値）
過 去 出 力	過去の日、旬、月のデータを出力	任　意	指定した期間の毎正時、日、旬、月の値及び極値

地域気象観測システム（新潟県）観測所一覧表

地域名称		地域気象観測所名	地域雨量観測所名
下越	新潟地域	新潟*、松浜*、新津*、巻	瓢湖
	岩船地域	粟島、村上、下関*	高根、三面
	新発田地域	中条	赤谷
	五泉地域	津川*	村松、室谷
中越	長岡地域	長岡*、寺泊	栃尾、小国
	三条地域	三条	宮寄上
	魚沼市	小出*、守門*	大湯
	柏崎地域	柏崎*	
	南魚沼地域	湯沢*	塩沢
	十日町地域	十日町*、津南*	松代
上越	上越市	高田*、大潟、安塚*	川谷、筒方
	妙高市	関山*	樽本
	糸魚川市	糸魚川、能生*	平岩
佐渡		相川*、両津、弾崎、羽茂	
観測所種別合計		28（*17）	16

「＊」は、積雪計により、「積雪の深さ」を観測

地域気象観測施設配置図

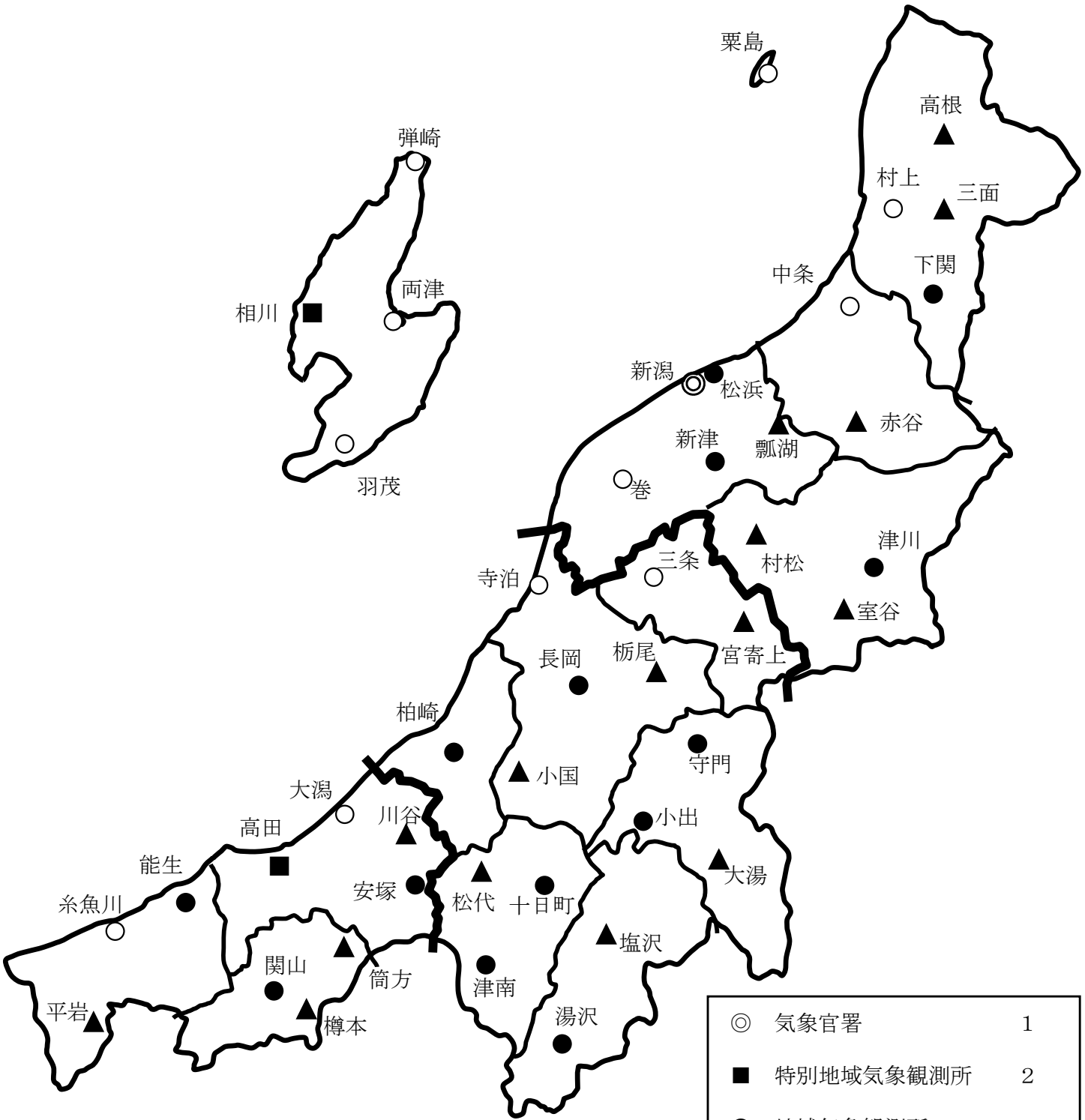

信濃川・阿賀野川洪水到達時刻図

（数字は時間）

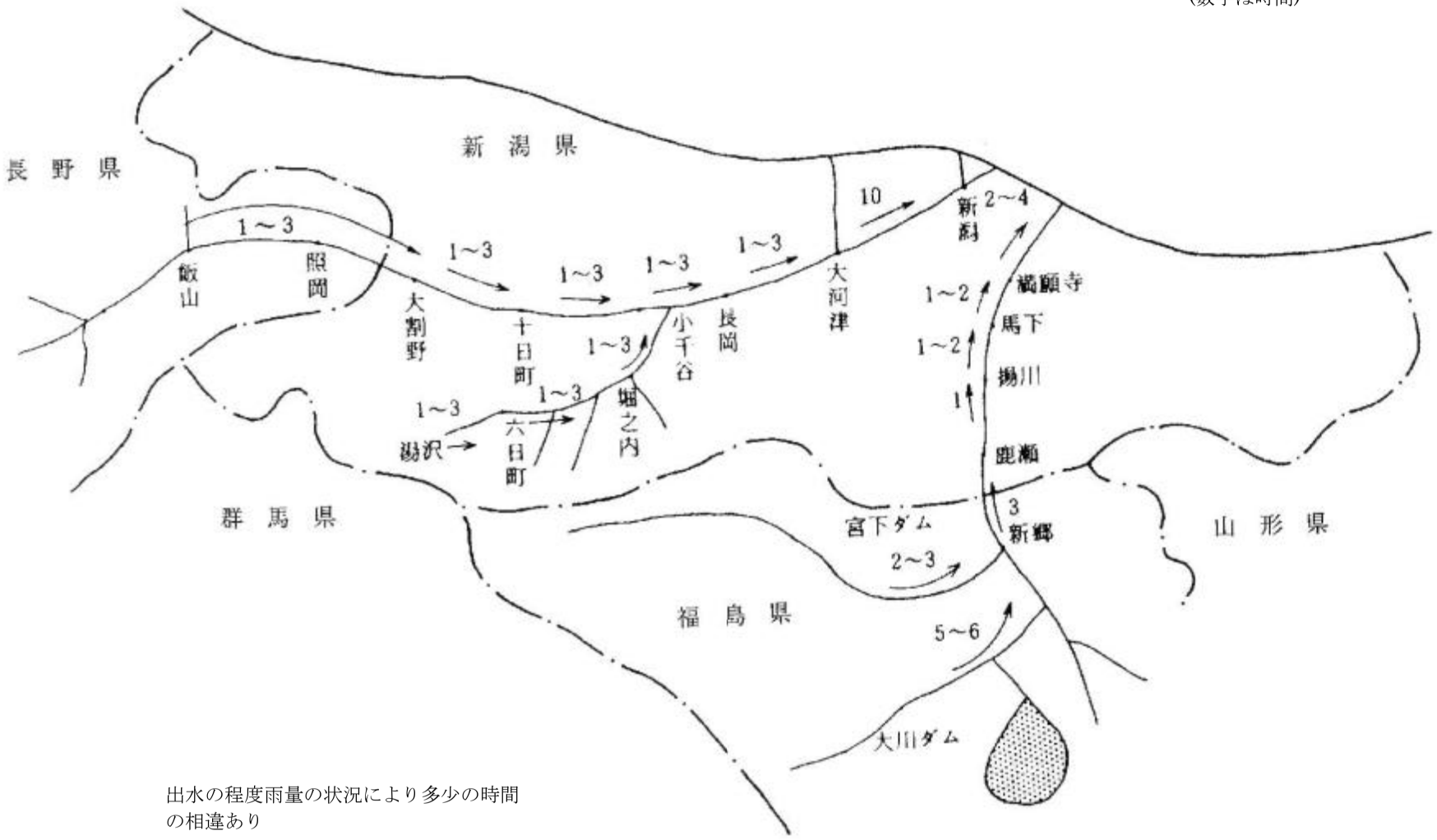

出水の程度雨量の状況により多少の時間の相違あり

資料－10

洪水時における主要ダムの操作

１　大　石　ダ　ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	設計洪水流　量	計画洪水流　量	洪 水 量	発電最大使用水量
			m^3/s	m^3/s	m^3/s以上	m^3/s
国土交通省	大　石　川	岩船郡関川村大字大石地先	1,300	900	200	15

(2)　ゲート操作

(大石ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条　羽越河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

一　新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

二　その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条　所長は前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一　北陸地方整備局、新潟地方気象台、荒川水力電気株式会社岩船発電所(以下「発電所」という。)その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

三　非洪水期間にあっては、洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。

四　ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条　所長は、非洪水期間に次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第３号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条　所長は、流入量が毎秒200立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後、毎秒200立方メートルに減少するまで毎秒200立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においてはこれによらないことができる。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第17条　所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位を超えているときは、すみやかに水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

（洪水に達しない流水の調節）

第18条　所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（貯留された流水を放流することができる場合）

第22条　ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

一　水位がサーチャージ水位を超えるとき。

二　水位が常時満水位を超えるとき。

三　非洪水期間から洪水期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。

四　洪水期間において水位が制限水位を超えるとき。

五　第15条の規定により予備放流を行うとき。

六　第16条の規定により洪水調節を行うとき。

七　第17条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。

八　第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。

九　第21条の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。

十　第31条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

十一　その他にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(3)　連 絡 系 統

羽越河川国道事務所
（大 石 ダ ム）

- 北 陸 地 方 整 備 局　025-280-8880
- 村 上 地 域 振 興 局　0254-52-7961（休日･夜間 0254-52-7923）
- 村　上　警　察　署　　0254-52-0110
- 荒川頭首工管理事務所　0254-62-2502
- 荒川水力電気株式会社　0254-64-2402
- 関　　川　　村　0254-64-1476
- 村　上　市　本　庁　0254-53-2111
- 村 上 市 神 林 支 所　0254-66-6111
- 村 上 市 荒 川 支 所　0254-62-3101
- ＪＲ東日本新潟支社　　025-248-5252/5257
  施設指令

２ 岩 船 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	設計洪水流量	洪　水　量	最大使用水量
荒川水力電気株式会社	荒　　川	岩船郡関川村大字片貝	m^3/s 4,000	m^3/s 1,500	m^3/s 65

(2) ゲート操作

（岩船ダム操作規程抜すい）

（予備警戒時における措置）

第21条 予備警戒時においては次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第２項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯、その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象管署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) 北陸地方整備局長及び新潟県知事に対し、別表第１の例による、法第46条第１項の規定による通報をすること。

(5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第７号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし調整池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 予備警戒時に至った時における貯水位が、第３条(2)への①に規定する予備警戒時低下水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以降においては流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(7) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

（洪水警戒時における措置）

第22条　洪水警戒時においては前条第１号から第５号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　最大流入量の時間的変化を予測すること。

(2)　次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、第３条(2)への②に規定する洪水警戒時低下水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

（洪水時における措置）

第23条　洪水時においては、第21条第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。

イ　次の順序により、それぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

（イ）洪水時に至った時から、すべての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は流入量に相当する流量

（ロ）(イ)に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間はすべての洪水吐ゲートを全開した時の放流量

（ハ）(ロ)に規定する時間が経過し洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量

(2)　法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

（洪水処理時における措置）

第24条　洪水処理時においては、第22条に規定する措置のほか、洪水処理時に至り、流入量が800m3/sになる時までの間は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

附　　則

この規程は平成26年12月１日から施行する。

(3)　連 絡 系 統

通報の相手方			電話	夜間・休日
名称		担当機関の名称		
（１）	新潟県知事	村上地域振興局地域整備部治水・港湾課	0254-52-7961	0254-52-7923
	関川村長	関川村役場総務課	0254-64-1441	
	村上市長	村上市役所総務課	0254-53-3365	
	村上警察署長	村上警察署	0254-52-0110	
（２）	北陸地方整備局長	羽越河川国道事務所工務第一課	0254-62-3211	
	東北電力株式会社	鷹の巣ダム管理所	0254-64-3575	

３　三　面　ダ　ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水	最大使用水量
新　潟　県	三　面　川	村上市岩崩	m^3/s 1,800	m^3/s以上 300	m^3/s 54

(2)　ゲート操作

（三面ダム操作規則抜すい）

（洪　　水）

第３条　この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（常時満水位）

第６条　貯水池の常時満水位は、標高121.0メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合および第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、非洪水時（流入量が毎秒300立方メートル未満であることをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第７条　洪水期の満水位は、標高123.5メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合および第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合は、水位をこれより上昇させてはならない。

（洪水調節等）

第15条　局長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

一　洪水期においては流入量が毎秒480立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間、クレストゲートの開度を（2.70－発電使用水量×0.25／54）メートルの一定開度に保つことにより洪水調節を行わなければならない。

二　非洪水期においては、流入量が毎秒565立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間、クレストゲートの開度を（2.15－発電使用水量×0.25／54）メートルの一定開度に保つことにより洪水調節を行わなければならない。

2　ただし、気象、水象そのほかの状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(3)　連 絡 系 統

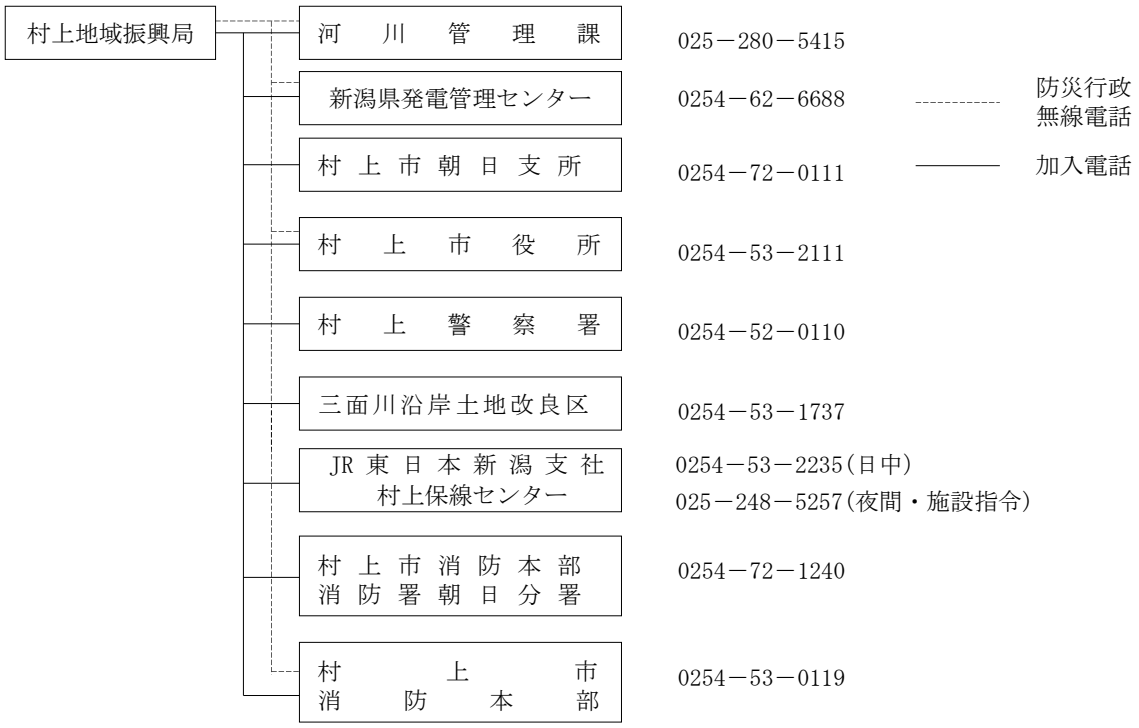

4　奥 三 面 ダ ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水	最大使用水量
			m^3/s	m^3/s以上	m^3/s
新　潟　県	三　面　川	村上市三面	2,400	200	40

(2)　ゲート操作

(奥三面ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条　村上地域振興局長（以下「局長」という。）は、新潟地方気象台から流域に係わる降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2　局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

（１）　新潟県土木部河川管理課、新潟地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象および水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

（２）　予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関する必要な措置。

（洪水調節）

第15条　洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

２　非洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、非常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第16条　前条第１項の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。

２　前条第２項の規定により洪水調節および洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第17条　局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

（操作細則抜すい）

（洪水警戒体制）

第４条　規則第13条に規定する場合とは、次の各号の一に該当するような場合とする。

（１）　奥三面ダムの流域内（以下「流域内」という。）の24時間合計雨量が60ミリメートルを超えると予想されるとき。

（２）　流域内の３時間合計雨量が30ミリメートルを超えると予想されるとき。

（３）　台風の中心が東経133度から東経138度の範囲にあって、北緯33度を超えて北上を続け降雨が予想されるとき。

（４）　その他融雪洪水等の発生が予想されるとき。

２　村上地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第13条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統

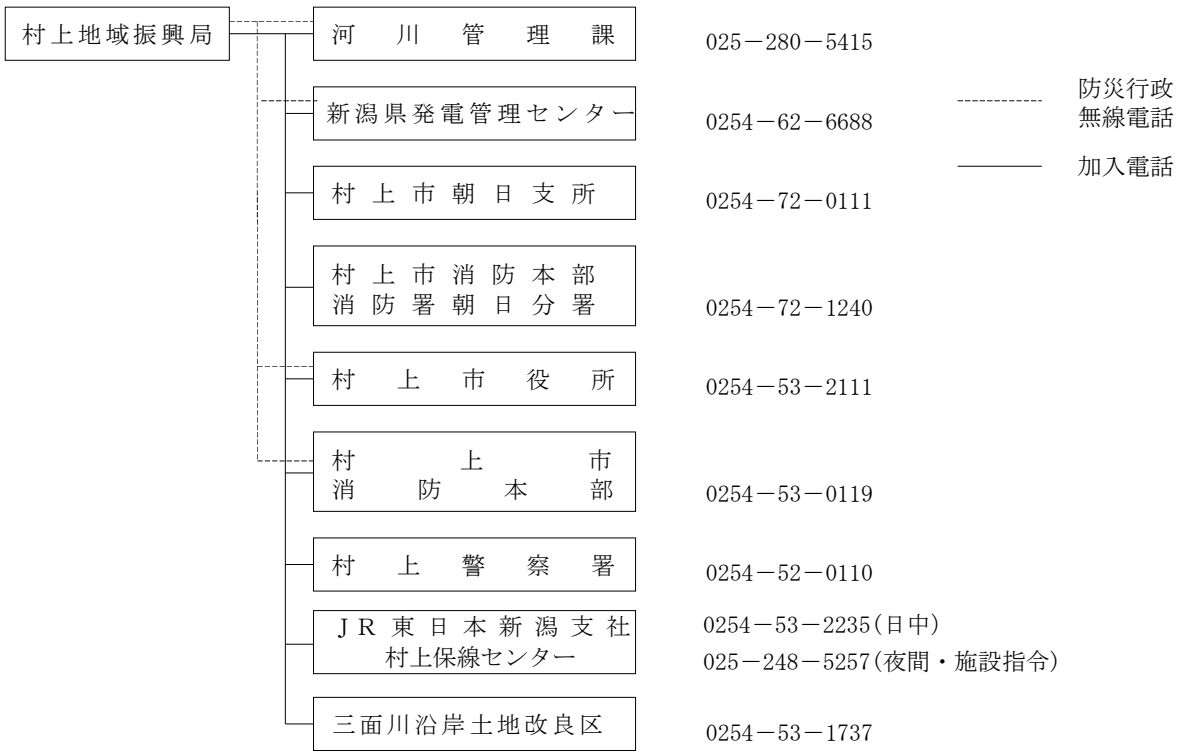

５　加治川治水ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	加治川	新発田市滝谷	m^3/s 1,600	m^3/s以上 150

(2) ゲート操作

(加治川治水ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第９条　新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から新発田地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他、加治川治水ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節)

第11条　局長は、流入量が毎秒１５０立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後

毎秒１５０立方メートルに減少するまで毎秒１５０立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(3) 連絡系統

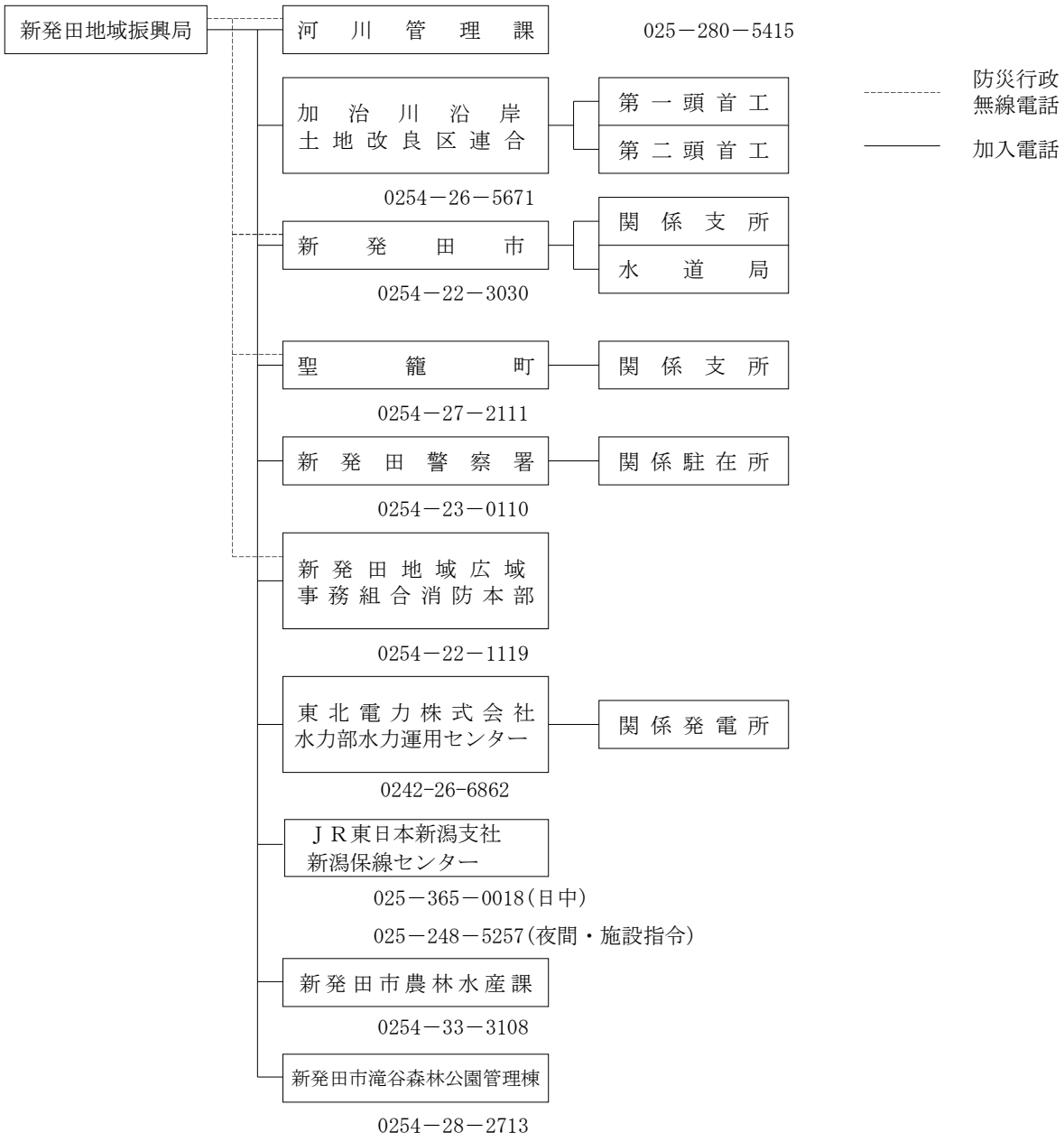

６ 内の倉ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	内倉川	新発田市小戸	m^3/s 710	m^3/s以上 80

(2) ゲート操作

(内の倉ダム操作規則抜すい)

（洪水警戒体制）

第13条　新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1)　新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

（洪水調節）

第15条　局長は、流入量が毎秒250立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後毎秒250立方メートルに減少するまで毎秒250立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(3)　連 絡 系 統

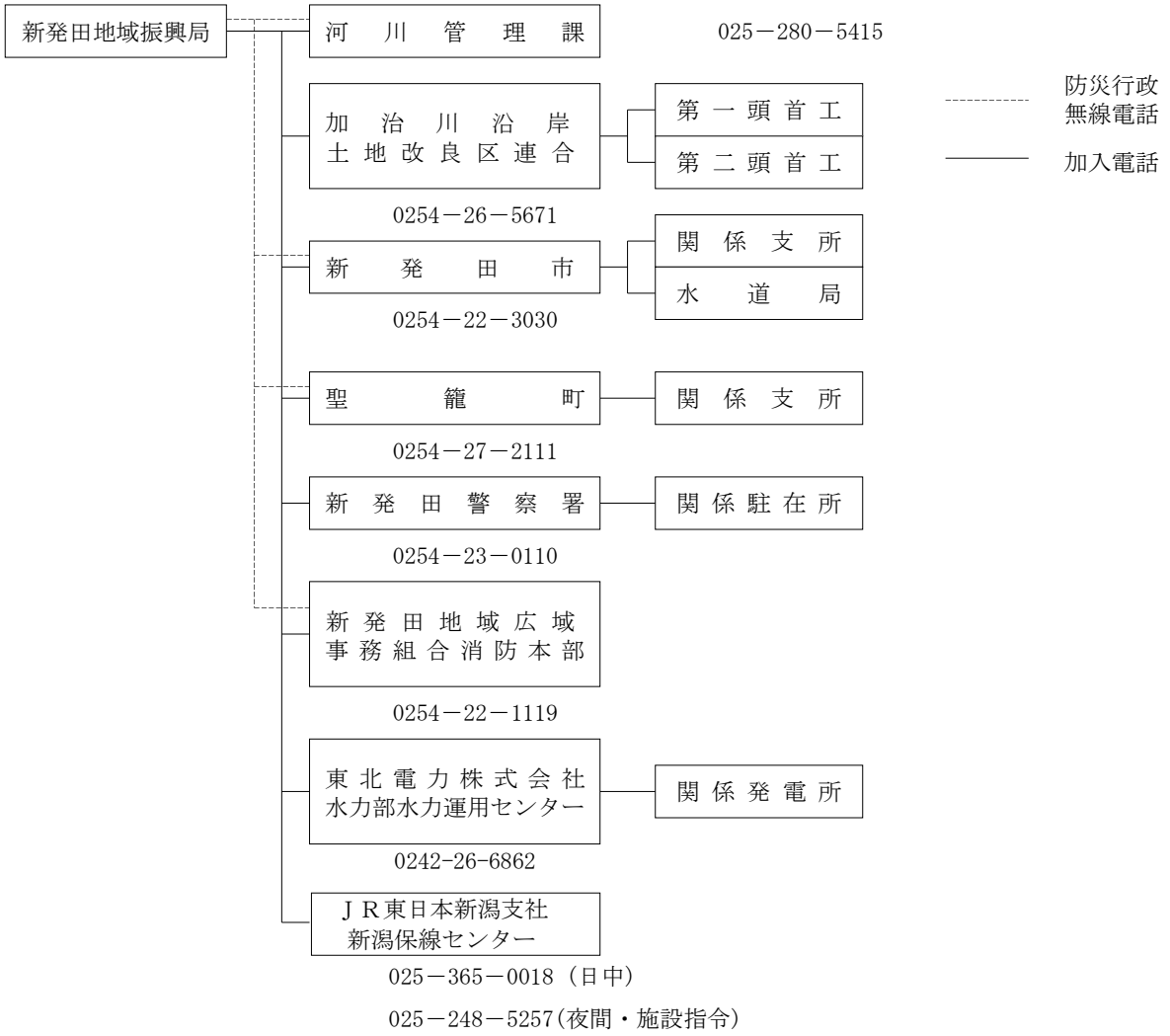

7　胎 内 川 ダ ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	胎　内　川	胎内市下荒沢	m^3/s 990	m^3/s以上 450

(2)　ゲート操作

（胎内川ダム操作規則抜すい）

（洪水警戒体制）

第14条　新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　前号に掲げるもののほか、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

２　局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水調節）

第16条　局長は、洪水期においては、流入量が毎秒450立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、流入量が毎秒450立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を2.9メートルの一定開度に固定して放流することにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

２　局長は、非洪水期においては、非常用洪水吐きからの自然放流により、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。

(3) 連絡系統

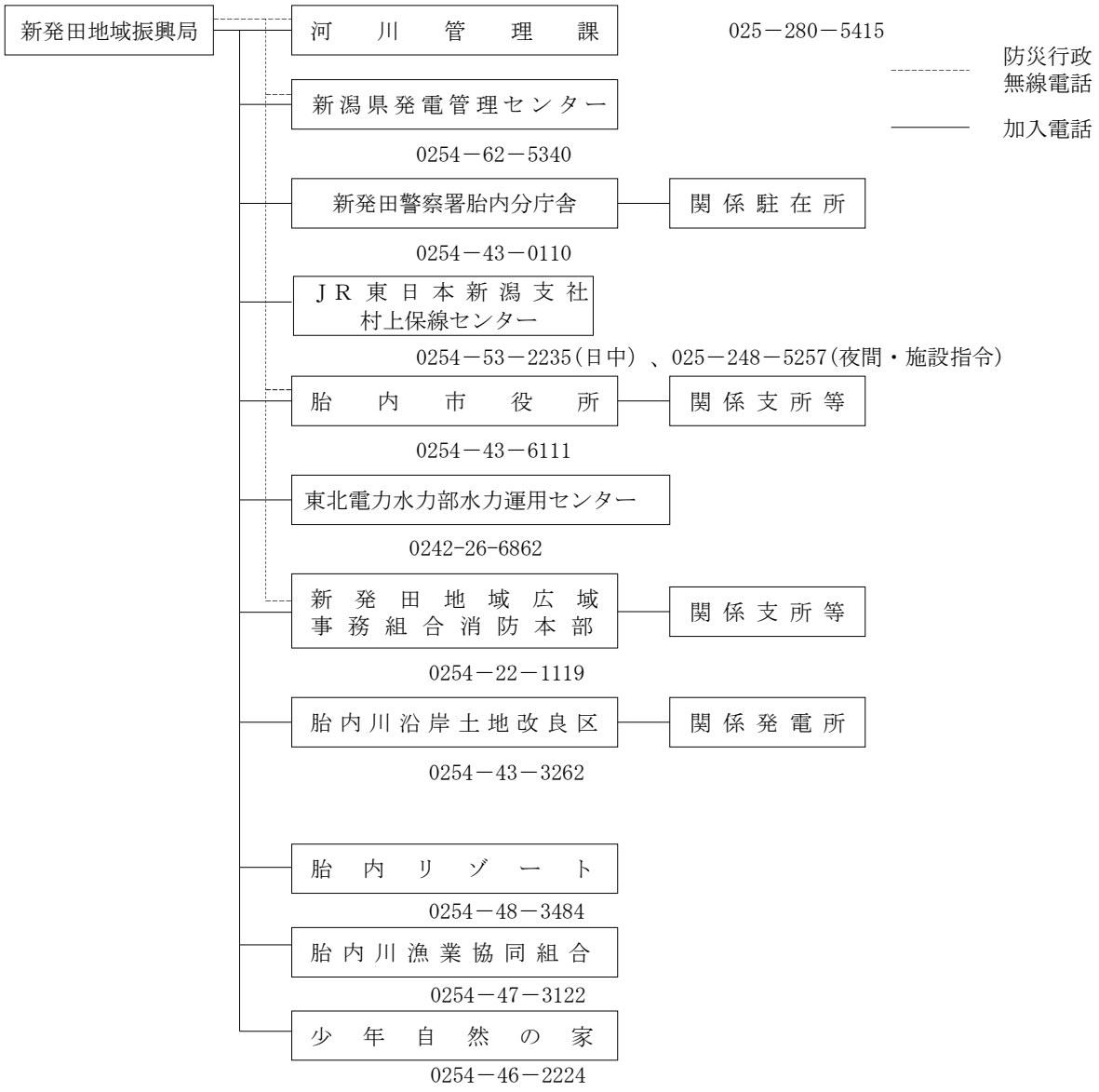

8 奥胎内ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
新潟県	胎内川	胎内市下荒沢	m^3/s 600	m^3/s以上 70

(2) 操作

(奥胎内ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第9条 新発田地域振興局長(以下「局長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から胎内市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

（洪水調節等）

第11条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(3)　連 絡 系 統

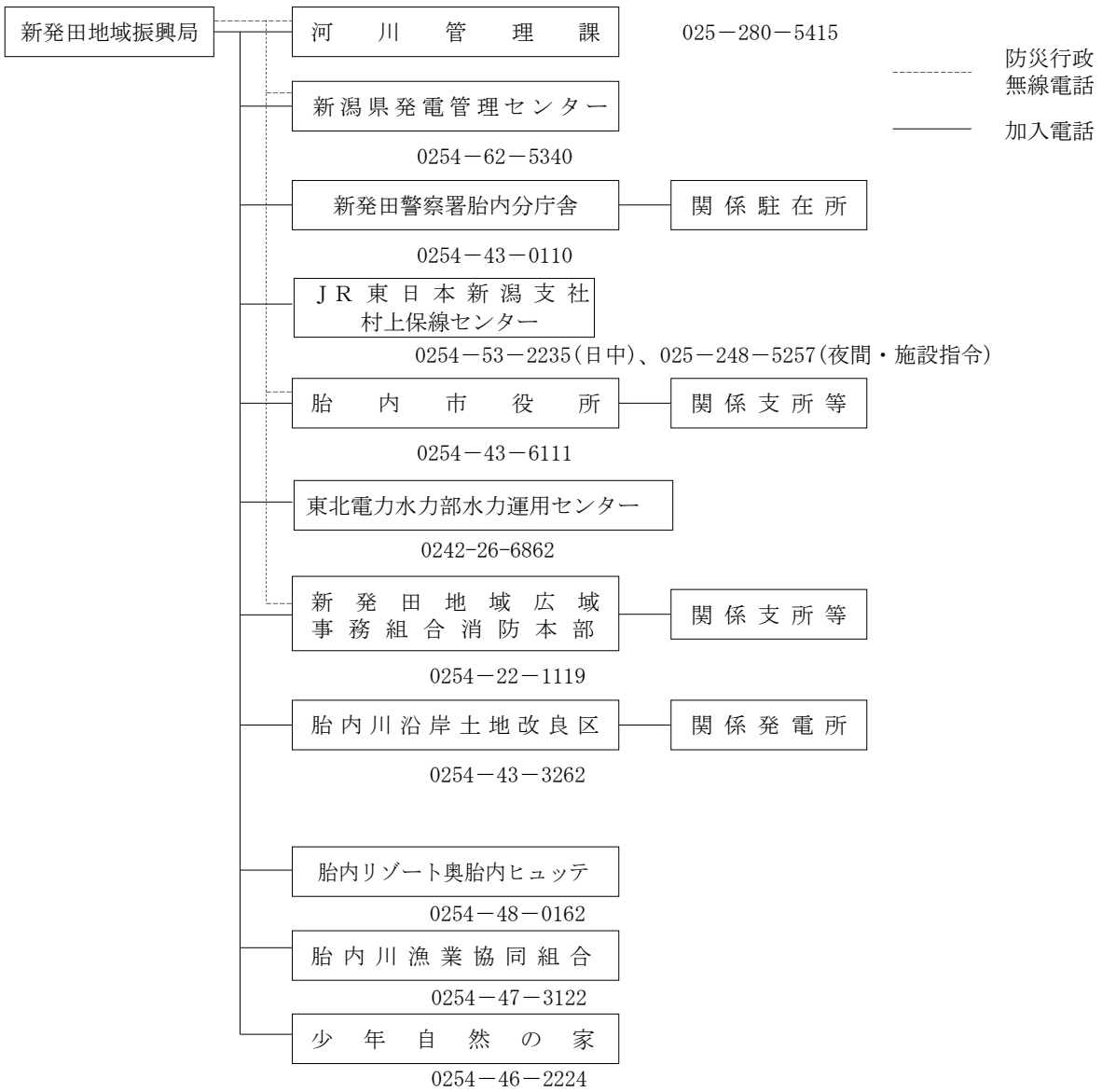

９　早 出 川 ダ ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	早　出　川	五泉市小面谷	m^3/s 910	m^3/s以上 130

(2)　ゲート操作

(早出川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第15条　新潟地域振興局長(以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

一　新潟地方気象台から五泉市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一　新潟県土木部、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、新潟地方気象台、新潟県発電管理センターその他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量を予測すること。

三　洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。

四　ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第17条　局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第３号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条　局長は、流入量が毎秒260立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間コンジットゲートの開度を2.50メートルに保つことにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認めた場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条　局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあって制限水位をこえているときは、すみやかに水位

を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(3) 連絡系統

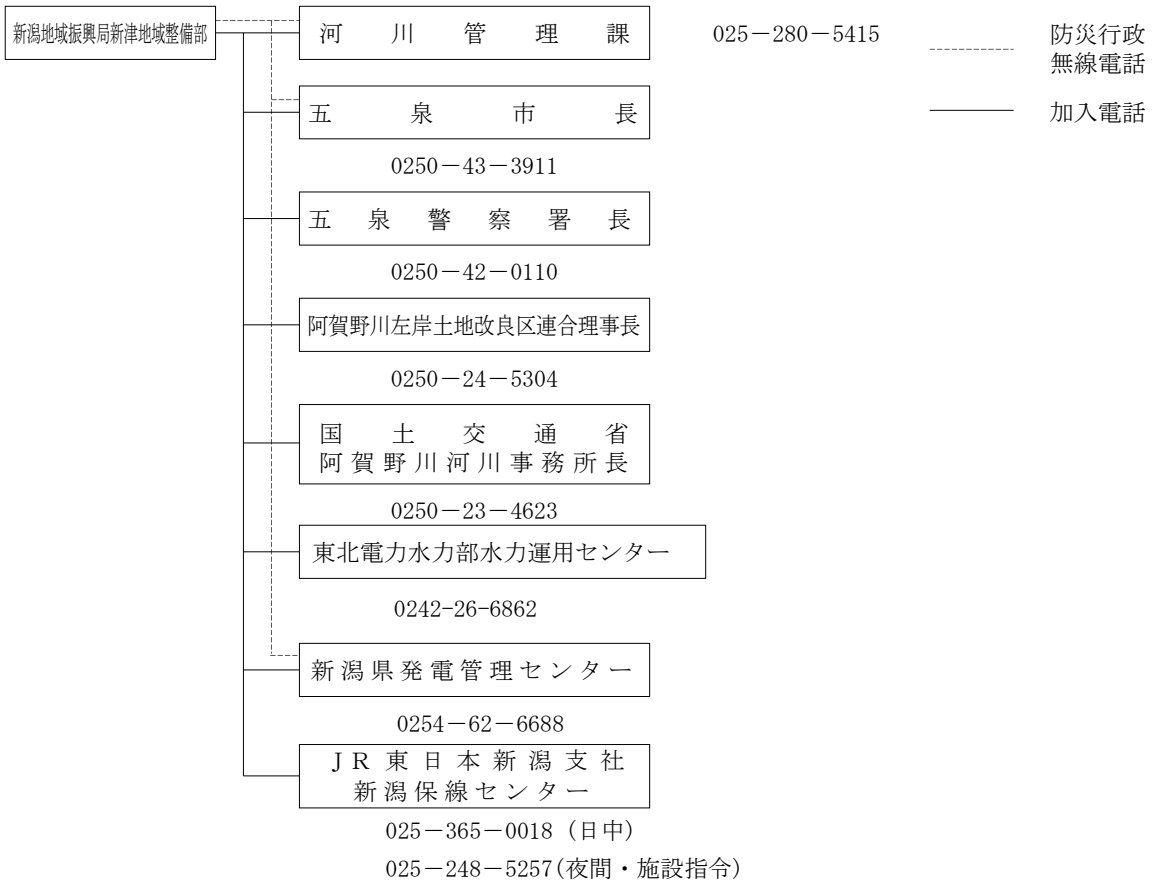

10 揚 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　水　量	最大使用水量
東北電力株式会社	阿賀野川	東蒲原郡阿賀町黒岩	m^3/s 9,400	m^3/s 3,000	m^3/s 460

(2) ゲート操作

(揚川ダム操作規程抜粋)

第３章　洪水における措置に関する特則

(事前警戒時における措置)

第22条　事前警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　事前警戒時に至った時における貯水位が、第３条 (2)へ①に規定する予備放流水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　事前警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ　事前警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(3) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第７号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(4) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(予備警戒時における措置)

第23条　予備警戒時においては、前条第２号及び第３号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第２項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び拡声機、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 局長及び新潟県知事に対し、別表第１の例による、法第46条第１項の規定による通知をするこ

と。

(4)　次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　予備警戒時に至った時における貯水位が、第３条（2)へ②に規定する予備放流水位（以下本条において「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ　予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(5)　その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第24条　洪水警戒時においては、第22条第２号、第３号及び前条第１号から第３号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2)　次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、第３条（2)へ③に規定する予備放流水位（以下「予備放流水位」という。）をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第25条　洪水時においては、第22条第２号、第23条第３号及び前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、すべての洪水吐ゲートを全開とし、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2)　法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第26条　洪水処理時においては、第24条に規定する措置のほか、洪水処理時に至った時から、前条第１号の規定に基づき放流していた流量を継続し、すみやかに、貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めることとし、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

附　　則

この規程は、平成23年2月2日から施行する。

(3)　連 絡 系 統

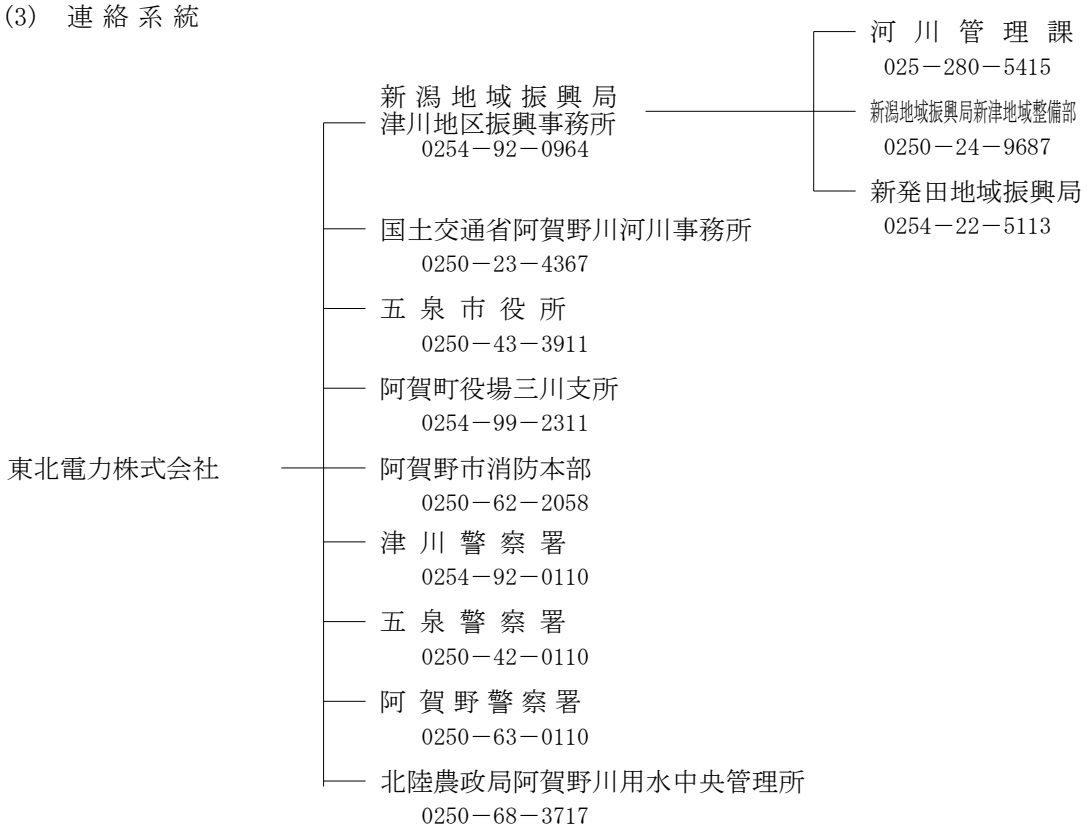

11　下 条 川 ダ ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画高水流量	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	下　条　川	加茂市下条字祖父坂	m^3/s 110	m^3/s 230	m^3/s 8.7

(2)　ゲート操作

(下条川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条　三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1)　新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水調節等)

第12条　局長は、水位が常時満水位を超える場合は、ホロージェットバルブを70パーセントの一定開度に保ち、洪水及び洪水に達しない流量の調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(3)　連 絡 系 統

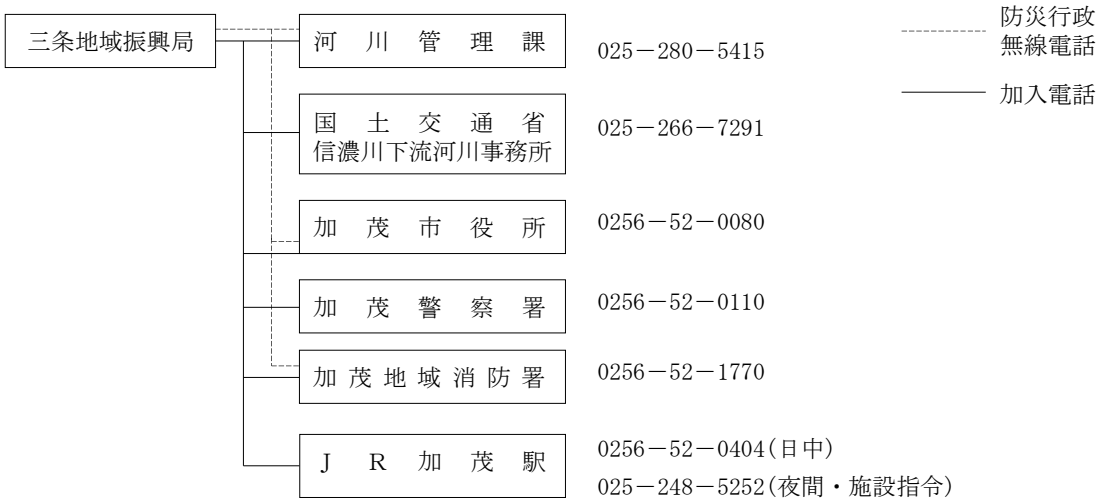

12　笠　堀　ダ　ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画高水流量	計画洪水流量	洪　水
新　潟　県	笠　堀　川	三条市笠堀	m^3/s 880	m^3/s 1,400	m^3/s 140

(2)　ゲート操作

(笠堀ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第16条　三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から三条地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2　局長は、第21条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第17条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに次の各号に定める措置を

とらなければならない。

一　その他の細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　ゲート並びにゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

（予備放流）

第18条　局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位をこえているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒140立方メートルを限度として放流を行うものとする。

（洪水調節）

第19条　局長は、洪水期において、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一　流入量が毎秒140立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、放流量が毎秒140立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を、放流量が毎秒140立方メートルに達した際の開度に固定して放流すること。

二　貯水池の水位が標高196.0メートルに達したら１号オリフィスゲートを0.80メートル、２号クレストゲートを0.70メートルの開度に固定して放流をすること。

2　局長は、非洪水期において、次の各号に定める方法により洪水調整を行わなければならない。

一　流入量が毎秒140立方メートルに達するまでは、コンジットゲート１門のみを操作して放流を行い、放流量が毎秒140立法メートルに達した後は、放流量が毎秒140立方メートルに達した際の開度に固定して放流すること。

二　前号によって所要の放流を行うことができないときは、１号オリフィスゲート及び２号クレストゲートにより放流を行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第20条　局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後（以下この条において「洪水調節等の後」という。）において、水位が制限水位又は常時満水位（以下この条において「制限水位等」という）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後においては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒140立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、放流を行うことができる。

(3) 連絡系統

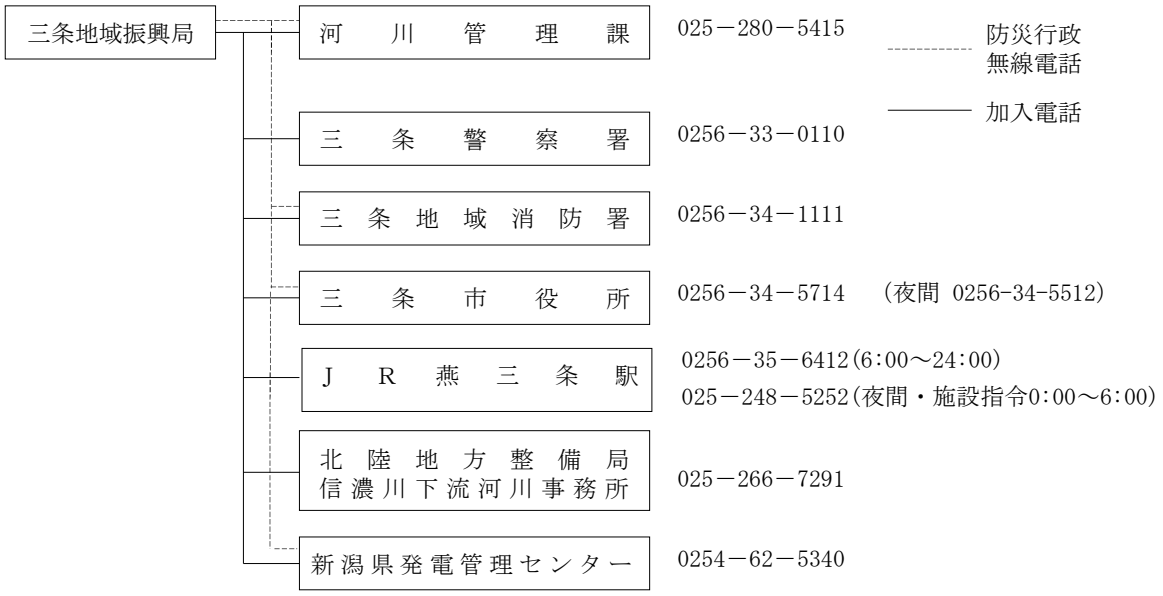

13 大谷ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画高水流量	計画洪水流量	洪水
			m^3/s	m^3/s	m^3/s
新潟県	五十嵐川	三条市大谷	790	1,420	95

(2) ゲート操作

(大谷ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から三条地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執った時は、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 新潟県土木部、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟地方気象台、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条　前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(3)　連 絡 系 統

14　刈谷田川ダム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	刈 谷 田 川	長岡市栃堀	m^3/s 270	m^3/s 45

(2)　ゲート操作

（刈谷田川ダム操作規則抜すい）

（洪水警戒体制）

第14条　長岡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

一　新潟地方気象台から長岡地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2　局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第15条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

一　細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　ゲート並びにゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

（洪水調節）

第16条　局長は、洪水期において、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、あらかじめコンジットゲートを2.0メートルの一定開度にした常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

2　局長は、非洪水期において、流入量が毎秒45.0立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、流入量が毎秒 45.0 立方メートルに達した後は、ゲートを 1.5メートルの一定開度にして放流することにより、洪水調節を行わなければならない。前項ただし書きの規定は、この場合において準用する。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第17条　局長は、洪水期において、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を制限水位以下に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

2　局長は、非洪水期において、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒45立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(3) 連絡系統

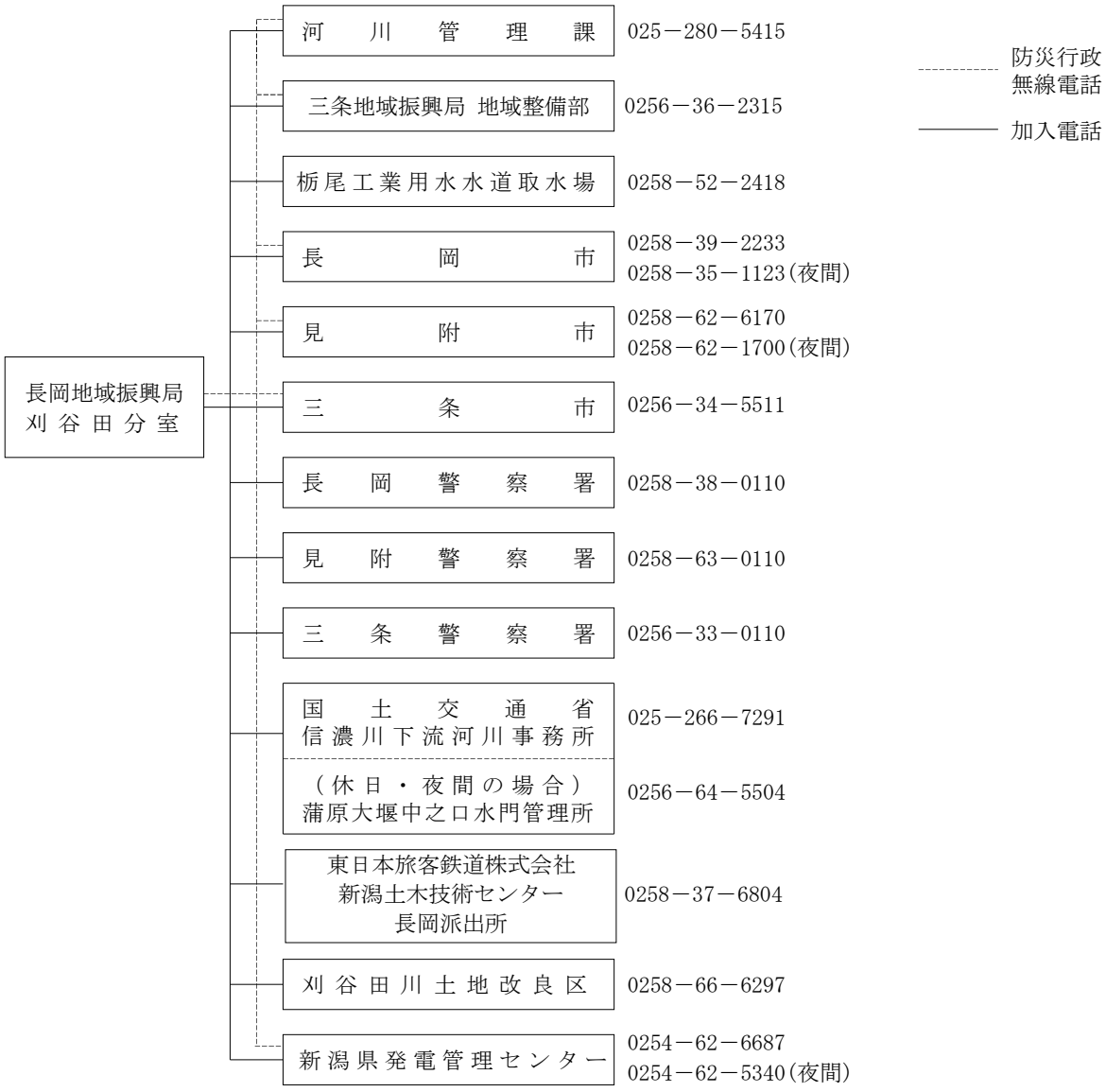
長岡地域振興局
刈谷田分室
河川管理課
025－280－5415
三条地域振興局 地域整備部
0256－36－2315
栃尾工業用水水道取水場
0258－52－2418
長岡市
0258－39－2233
0258－35－1123(夜間)
見附市
0258－62－6170
0258－62－1700(夜間)
三条市
0256－34－5511
長岡警察署
0258－38－0110
見附警察署
0258－63－0110
三条警察署
0256－33－0110
国土交通省
信濃川下流河川事務所
025－266－7291
(休日・夜間の場合)
蒲原大堰中之口水門管理所
0256－64－5504
東日本旅客鉄道株式会社
新潟土木技術センター
長岡派出所
0258－37－6804
刈谷田川土地改良区
0258－66－6297
新潟県発電管理センター
0254－62－6687
0254－62－5340(夜間)
防災行政無線電話
加入電話

15 破 間 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	破　間　川	魚沼市大白川	m^3/s 980	m^3/s 84

(2) ゲート操作

(破間川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第13条 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水体制時における処置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の点検その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第15条 洪水期における洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

2 非洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、非常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(破間川ダムの操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

第４条 規則第13条に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当するような場合とする。

一 破間川ダム流域内（以下「流域内」という。）における各雨量観測所のいずれかで降りはじめからの雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。

二 流域内の各雨量観測所のいずれかで１時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。

三 台風の中心が東経133度から138度の範囲にあって、北緯33度を超えて北上を続け降雨が予想されるとき。

四 新潟地方気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。

五 その他融雪等によって洪水が予想されるとき。

2 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項に掲げる場合の他、特に必要と認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

3　局長は、規則第13条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3)　連 絡 系 統

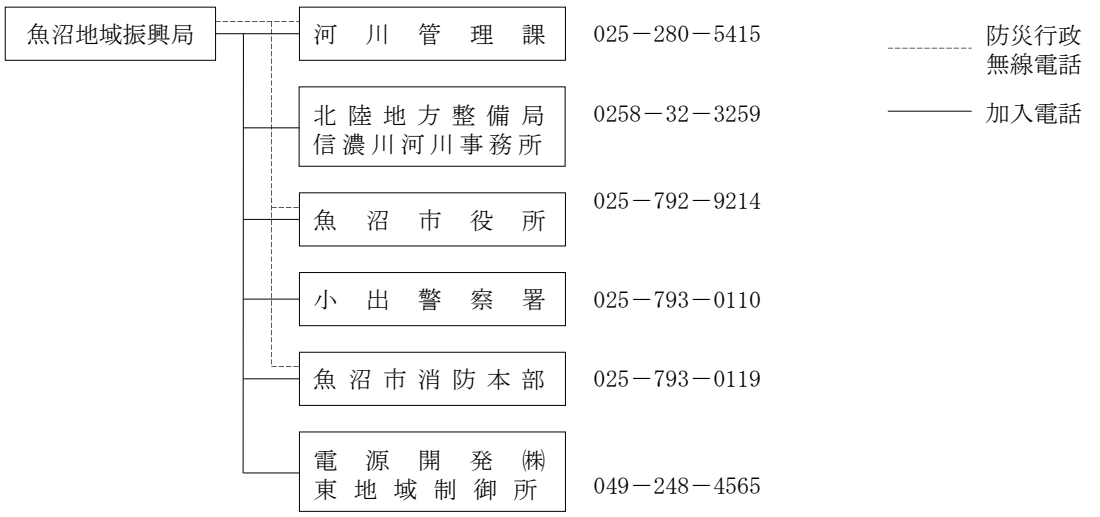

16　広 神 ダ ム

（1）基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	和　田　川	魚沼市小平尾	m^3/s 410	m^3/s 59

（2）操作

(広神ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条　魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から魚沼市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

ニ　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2　局長は、第14条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

一　細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節）

第12条　洪水調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条　前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

（広神ダム操作細則(案)抜すい）

（洪水警戒体制）

第３条　規則第 10 条第１項第２号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

一　広神ダム流域内（以下「流域内」という。）において連続雨量が 69 ミリメートルに達し、1 時間の雨量が 21 ミリメートルを超えることが予想されるとき。

二　台風の中心が東経 133 度から 138 度の範囲にあって、北緯 33 度を越えて北上を続け降雨が予想されるとき。

三　その他融雪等によって洪水が予想されるとき。

２　魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第 10 条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

（３）連絡系統

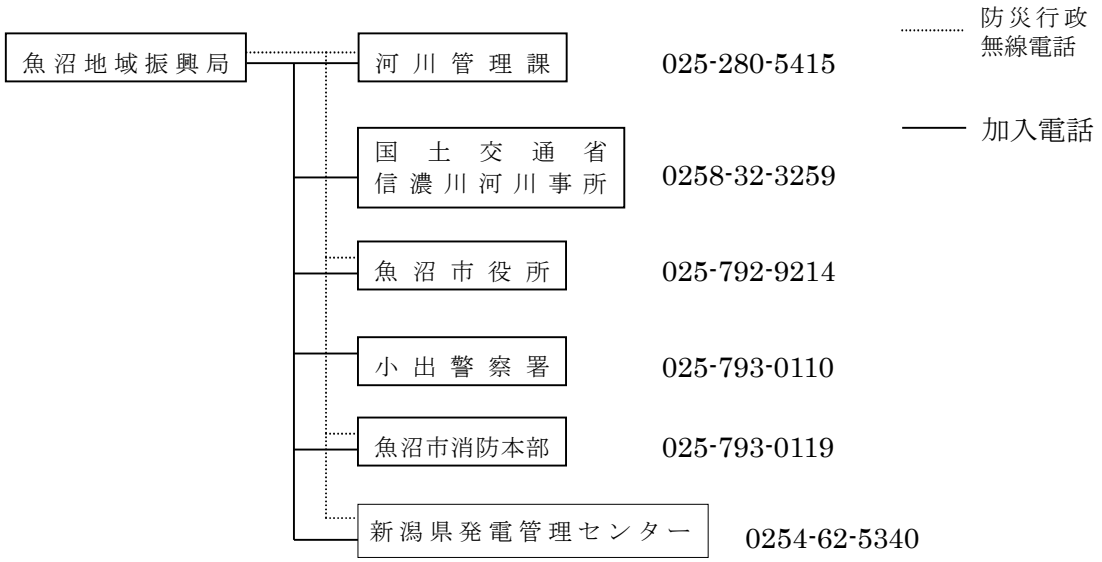

17 黒 又 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　水　量	最大使用水量
電源開発株式会社	黒　又　川	魚沼市大白川	m^3/s 780	m^3/s 220	m^3/s 42.4

(2) ゲート操作

（黒又川第一ダム操作規程抜すい）

第３章　洪水に対する措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第19条　予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備ならびに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条の第２項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明器具、及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダムおよび貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) 別表第１の例により、北陸地方整備局長及び新潟県知事に対し法第46条第１項の規定による通報をすること。

(5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第７号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

（洪水警戒時における措置）

第20条　洪水警戒時においては、前条第１号から第５号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯溜すること。

ただし、ダムからの放流は第11条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。

イ　洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、次に掲げる順序により貯水池から流水を放流すること。

（イ）洪水警戒時が始まった時から、第11条の規定によりダム放流に係る放流量を増加させ、貯水位を予備放流水位まで低下せしめること。

（ロ）貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ　洪水警戒時が始まるときにおける貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当す

る流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ　洪水警戒時が始まるときにおける貯水位が予備放流水位により下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯溜し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3)　その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条　洪水時においては、第19条第３号及び第４号ならびに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯溜すること。

ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　洪水時が始まった時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ　イに規定する時間が経過したときから、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間これを継続すること。

ハ　ロに規定する時間が経過した時から、流入量が220m^3/sになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ　イからハまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、またはこれをしないで貯水池に流水を貯溜し、貯水位が予備放流水位と等しくなった以後においては、イからハまでの規定の例により貯水池から放流し、および貯水池に流水を貯溜すること。

(2)　法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3)　その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置。

附　　則

この規程は、昭和44年11月19日から施行する。

(3)　連絡系統

黒又川第一ダム主任者
- 国土交通省信濃川河川事務所　0258－32－3259
- 魚沼地域振興局　025－792－5882
- 魚沼市役所　025－792－1000
- 小出警察署　025－793－0110
- 藪神ダム　025－797－2285

18 宮 中 取 水 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　水　量	最大使用水量
ＪＲ信濃川発電所	信　濃　川	十日町市宮中	m^3/s 5,600	m^3/s 1,500	m^3/s 316.96

(2) ゲート操作

（宮中取水ダム操作規程抜すい）

第３章　洪水に対する措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第20条　予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを捜査するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第２項の通報施設、令第31条の規定による警告するためのサイレン、スピーカー、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) 北陸地方整備局長及び新潟県知事に対し、別表第１の例による、法第46条第１項の規定による通報をすること。

(5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第７号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

（洪水警戒時における措置）

第21条　洪水警戒時においては、前条第１号から第５号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流しまたは調整池に流水を貯溜すること。

ただし、調整池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、調整池から放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　洪水警戒時に至ったときにおける貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流入を貯溜し、貯水位が予備放流水位に等

しくなった時以後においては、流入量に相当する流入量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他調整池及び調整池の管理上必要な措置。

（洪水時における措置）

第22条　洪水時においては、第20条第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　次の定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯溜すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じさせないようにする。

イ　次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

（イ）洪水時に至った時から洪水吐ゲートが全開となる時までは流入量に相当する流量。

（ロ）（イ）に規定する時間が経過した時から、流入量が最大となるまでの間においては洪水吐ゲートを全開したとき生じた流入量に相当する流量。

（ハ）流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量が等しくなるまでの間においては、最大時における放流量。

（ニ）（ハ）に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量。

（ホ）（ニ）に規定する場合において流入量が再び増加を始めたときからは、流入量に相当する流量。

（ヘ）（ホ）に規定する時間が経過した以後においては、（ロ）（ハ）及び（ニ）の順序でそれぞれ各号の規定による放流量。

ロ　イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯流し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ（ヘ）に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により調整池から放流すること。

ハ　イ（ヘ）に規定する時間が経過した時以後においては調整池からの放流をしながら、又これをしないで調整池に流水を貯流すること。

(2)　法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

（洪水処理時における措置）

第23条　洪水処理時においては第21条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　洪水処理時に至った時において前条第１号のイの規定に基づき、放流していた流量を継続して、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。

(2)　洪水処理時に至った時においては、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

(3)　洪水処理時に至った時における流入量が、洪水又はこれを下廻った流量の場合、再び洪水の発

生するおそれがないと認めたときは、調整池に流水を貯溜することができる。

ただし、流水を貯溜する間又は、貯留してから再び洪水が発生するおそれがあるときは、すみやかに(1)に準ずること。

附　　則

1　この規定は、平成２年６月８日から施行する。

(3)　連 絡 系 統

別表第１（第14条、第19条、第20条第４号）

		通知の相手方		通知の方法	適　　要
		名　　称	相当機関の名称		
宮中ダム主任者	(一)	新潟県知事	十日町地域振興局地域整備部	025-757-5526	
		同　　上	長岡地域振興局地域整備部 小千谷維持管理事務所	0258-83-0855	
		十日町市長	十日町地域消防本部　消防署	025-757-1558	
		同　　上	十日町市役所　　総務課	025-757-3197	
		十日町警察署長	十日町警察署　　地域課	025-752-0110	
		長岡市長	長岡市役所　　河川港湾課	0258-39-2233	
		小千谷市長	小千谷市役所　　総務課	0258-83-3506	
		小千谷警察署長	小千谷警察署　　地域課	0258-83-0110	
	(二)	北陸地方整備局長	信濃川河川事務所管理課	0258-32-3259	

19　三 国 川 ダ ム

(1)　基準数値等

管理者	河川名	地　　点	計画洪水流量	洪　水　量	最大使用水量
国土交通省	三　国　川	南魚沼市清水瀬地先	m^3/s 1,100	m^3/s 80	m^3/s 11.65

(2)　ゲート操作

（三国川ダム操作規則抜すい）

（洪水警戒体制）

第 14 条　三国川ダム管理所長（以下「所長」という）は、次の各号の一に該当するときは洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から南魚沼地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2　所長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第15条　所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

一　北陸地方整備局、新潟地方気象台、信濃川河川事務所、東北電力株式会社長岡発電技術センター（以下「センター」という。）、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二　ゲート及びゲートの操作に必要な機械並びに器具の点検及び整備、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

（洪水調節）

第16条　所長は、洪水期間においては、流入量が洪水量に達し、水位が制限水位を超える場合には、サーチャージ水位において放流量が毎秒100立方メートルとなるゲート開度とし、自然放流により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2　非洪水期間における洪水調節は、水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期洪水吐からの自然放流により行うものとする。

（洪水調節の後における水位の低下）

第17条　所長は、洪水期間において前条項1項の規定により洪水調節を行った後においては、前条第1項の規定による放流により水位を制限水位に低下させるものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

2　所長は、非洪水期間において、前条第2項の規定により洪水調節を行った後においては、非洪水期洪水吐から自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水に達しない流水の調節）

第18条　所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節の後における水位の低下）

第19条　所長は、洪水期間において、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後に、水位が制限水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位に低下させるため、毎秒80立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

2　所長は、非洪水期間において、前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後に、水位が常時満水位を超えているときは、非洪水期洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(3) 連 絡 系 統

三国川ダム管理所	北陸地方整備局	025－280－8880
	北陸地方整備局信濃川河川事務所	0258－32－3259
	南魚沼地域振興局地域整備部	025－772－7959
	東北電力株式会社長岡発電技術センター	0258－33－7936
	五城土地改良区	025－775－3111
	南魚沼市役所	025－773－6660
	南魚沼警察署	025－770－0110
	南魚沼市水道課	025－774－3141

20 鯖 石 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	鯖　石　川	柏崎市高柳町田代	m^3/s 340	m^3/s以上 80

(2) ゲート操作　(鯖石川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条　柏崎地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から柏崎市、上越市、十日町市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2　局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水調節)

第13条　局長は、水位が常時満水位を越える場合には、ゲート等の開度を一定とし、毎秒160立方メートルを限度として流水の放流を行うことにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りではない。

(3) 連 絡 系 統

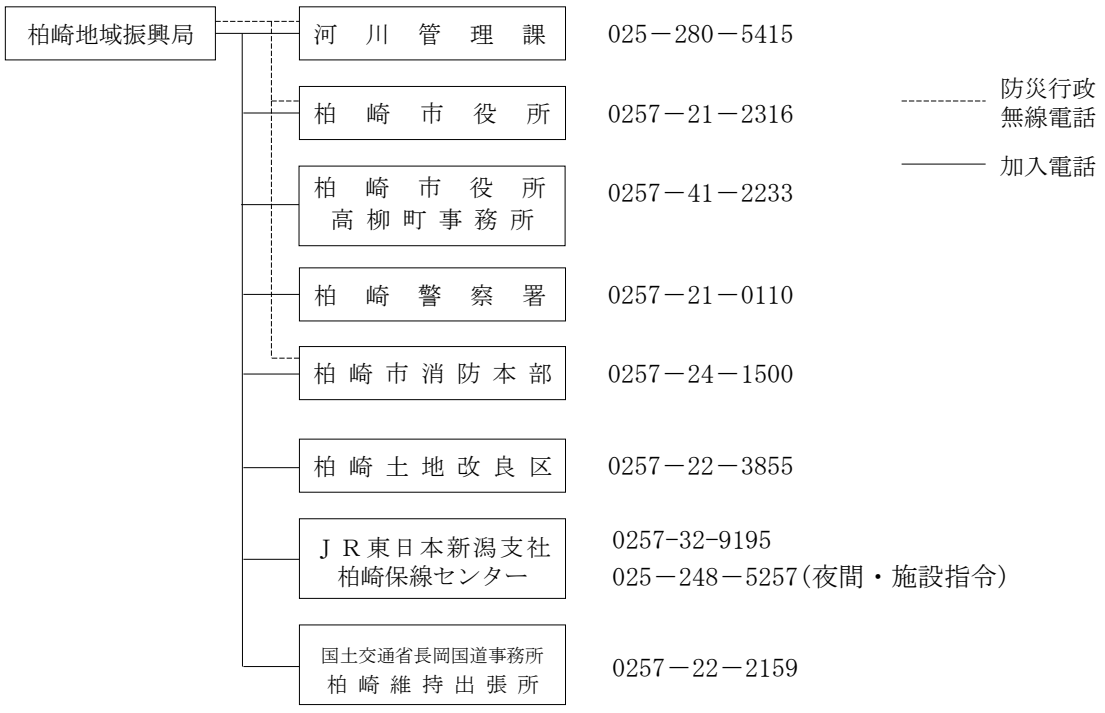

21 城 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新 潟 県	城　　川	十日町市室野	m^3/s 51	m^3/s以上 8

(2) ゲート操作

(城川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第10条 十日町地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 新潟県土木部河川管理課、北陸地方整備局その他の細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合には、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

第３条 規則第10条第２号に規定する洪水の発生が予想されるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 城川ダム流域内における降り始めからの雨量が45ミリメートルを越えると予想されるとき。

(2) 台風の中心が、東経133度から138度までの範囲において北緯33度に達し、さらに接近すると予想されるとき。

(3) 融雪によって洪水が予想されるとき。

2　十日町地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項各号に掲げる場合のほか、特に必要と認めるときは、洪水警戒体制をとることができる。

3　局長は、規則第10条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3)　連 絡 系 統

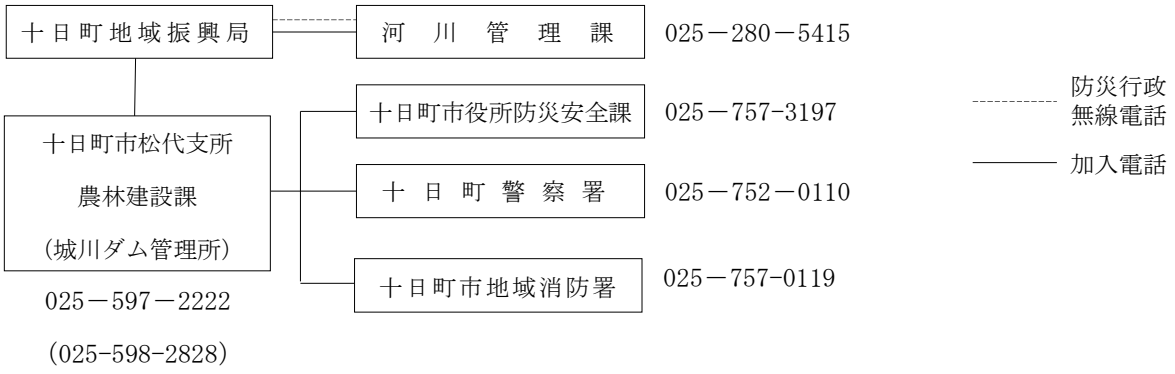

22　正 善 寺 ダ ム

(1)　基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	正 善 寺 川	上越市大字上正善寺	m^3/s 100	m^3/s以上 24

(2)　ゲート操作

（正善寺ダム操作規則抜すい）

（洪水警戒体制）

第１１条　上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から上越地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第１２条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

一　新潟県土木部、北陸地方整備局高田河川国道事務所、新潟地方気象台、その他細則で定める関係機関との連絡、気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二　予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

（洪水調節等）

第１３条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第１４条　前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第１５条　局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

（操作細則抜すい）

（洪水警戒体制）

第３条　規則第１１条第１項第２号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

一　正善寺ダム流域内（以下「流域内」という。）において上湯谷雨量観測所、正善寺ダム雨量観測所（以下「各雨量観測所」という。）のいずれかで、雨量が70 ミリメートルを超えると予想されるとき。

二　流域内の各雨量観測所のいずれかで、3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。

三　流域内の各雨量観測所のいずれかで、1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。

四　その他、融雪等によって洪水が予想されるとき。

五　台風の中心が東経133度から138度の範囲にあって、北緯33 度を越えて北上を続け降雨が予想されるとき。

２　上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項に掲げる場合の他、特に必要と認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

３　局長は、規則第１１条の規則により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3)　連 絡 系 統

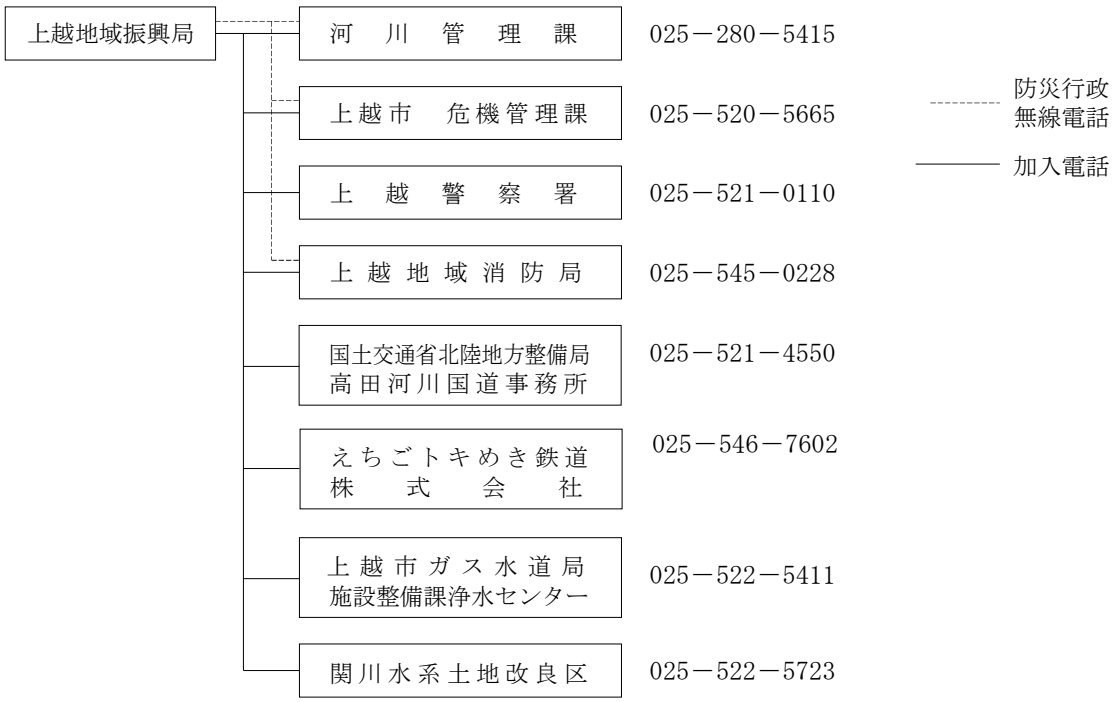

23 柿 崎 川 ダ ム

(1) 基準数値等

管 理 者	河 川 名	地　　点	計画洪水流量	洪　　水
新　潟　県	柿　崎　川	上越市柿崎区上中山	m^3/s 150	m^3/s 20

(2) ゲート操作

(柿崎川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 新潟地方気象台から上越東頸城地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

(2) その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 細則で定める関係機関との連絡及び、気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第13条 局長は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 局長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

第３条 規則第11条第２号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 柿崎川ダムの流域内（以下「流域内」という。）の24時間合計雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。

(2) 今後、流域内において３時間合計雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。

(3) 今後、流域内において１時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。

(4) 台風の中心が東経133度から東経138度の範囲において、北緯33度を越えて北上を続け降雨が予

想されるとき。

(5)　その他、融雪洪水等の発生が予想されるとき。

2　上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3)　連絡系統

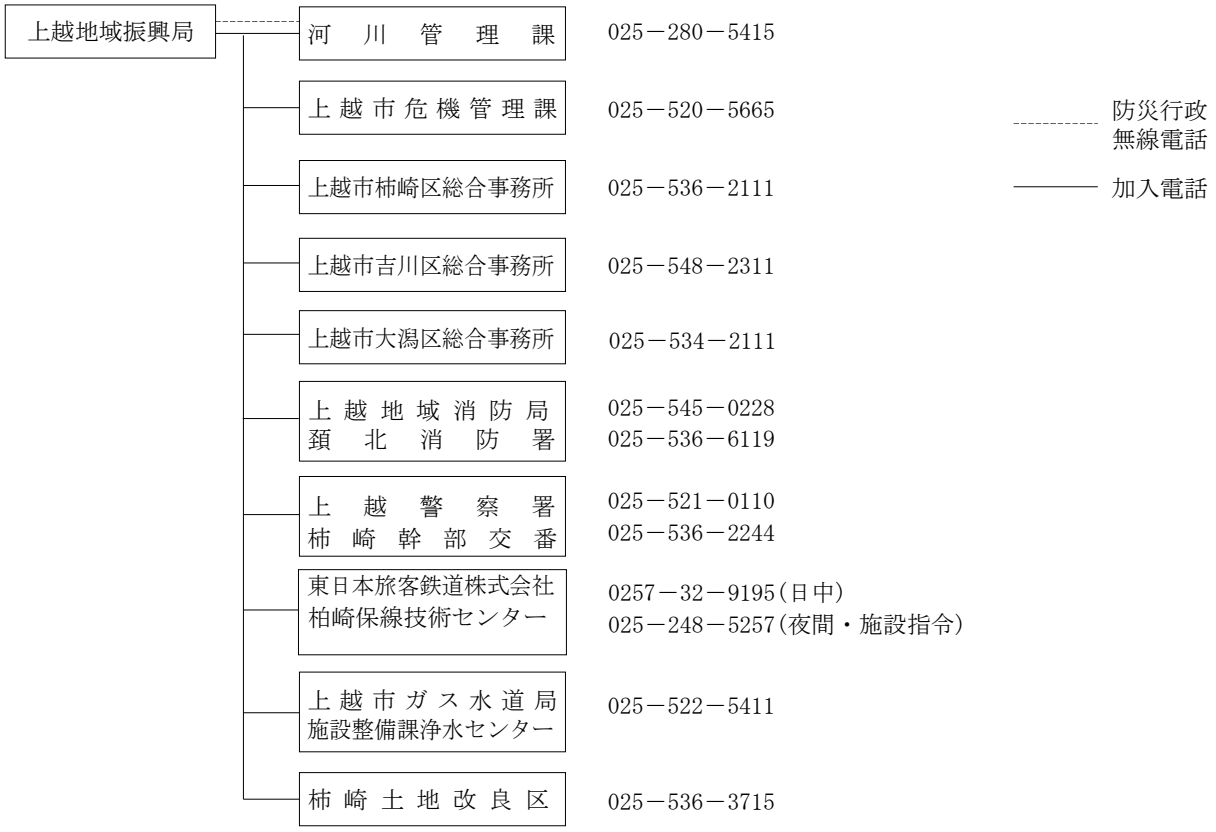

24　久知川ダム

(1)　基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
			m^3/s	m^3/s
新潟県	久知川	佐渡市下久知	100	14

(2)　ゲート操作

（久知川ダム操作規則抜すい）

（洪水警戒体制）

第11条　佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

一　細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　予備電源設備の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第13条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第14条　前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第15条　局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

（操作細則抜すい）

（洪水警戒体制）

第３条　規則第11条第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

一　久知川ダム雨量観測所で連続雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。

二　久知川ダム雨量観測所で３時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。

三　久知川ダム雨量観測所で１時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。

四　融雪によって洪水が予想されるとき。

２　佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3)　連 絡 系 統

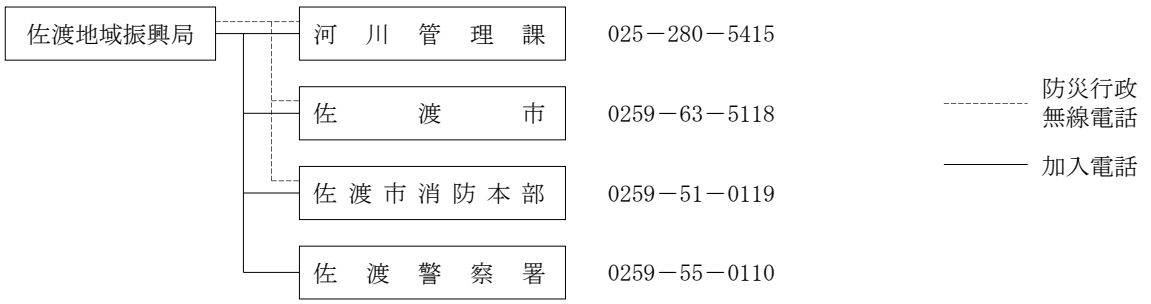

25 新保川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
			m^3/s	m^3/s以上
新潟県	新保川	佐渡市金井新保	85	14

(2) 洪水調節等

(新保川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(操作細則抜すい)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第11条第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 新保川ダム雨量観測所で連続雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。

二 新保川ダム雨量観測所で3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。

三 新保川ダム雨量観測所で1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。

四 融雪によって洪水が予想されるとき。

2 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合

における職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3) 連絡系統

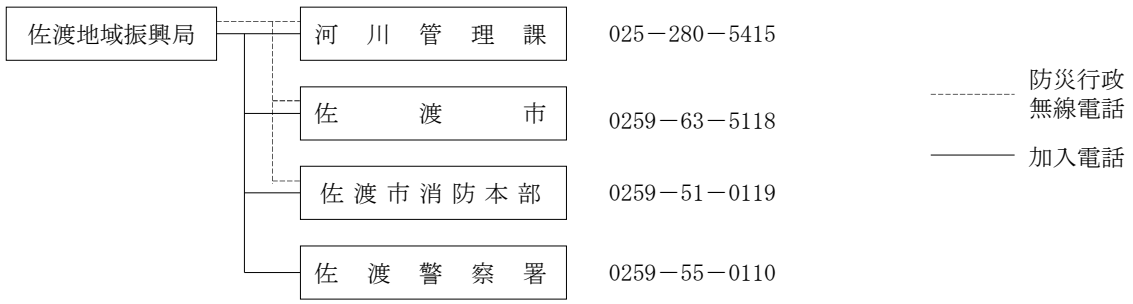

26 大野川ダム

(1) 基準数値等

管理者	河川名	地点	計画洪水流量	洪水
			m^3/s	m^3/s以上
新潟県	大野川	佐渡市新穂大野	86	9.6

(2) ゲート操作

(大野川ダム操作規則抜すい)

(洪水警戒体制)

第11条 佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第13条 局長は、流入量が毎秒9.6立方メートルに達するまでは、ジェットフローゲート又はホロージェットバルブを操作して放流を行い、流入量が毎秒9.6立方メートルに達した後は、ホロージェットバルブの開度を46％の一定開度に固定して放流することにより、洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象、その他の状況により、特に必要があると認める場合においては、この限りではない。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第14条　局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうちの最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒9.6立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

第15条　局長は気象、水象、その他の状況により、必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第16条　局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

（操作細則抜すい）

（洪水警戒体制）

第3条　規則第11条第1項第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号に一に該当する場合とする。

一　大野川ダム雨量観測所で連続雨量が70ミリメートルを超えると予想されるとき。

二　大野川ダム雨量観測所で3時間雨量が35ミリメートルを超えると予想されるとき。

三　大野川ダム雨量観測所で1時間雨量が20ミリメートルを超えると予想されるとき。

四　融雪によって洪水が予想されるとき。

2　佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、規則第11条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(3)　連 絡 系 統

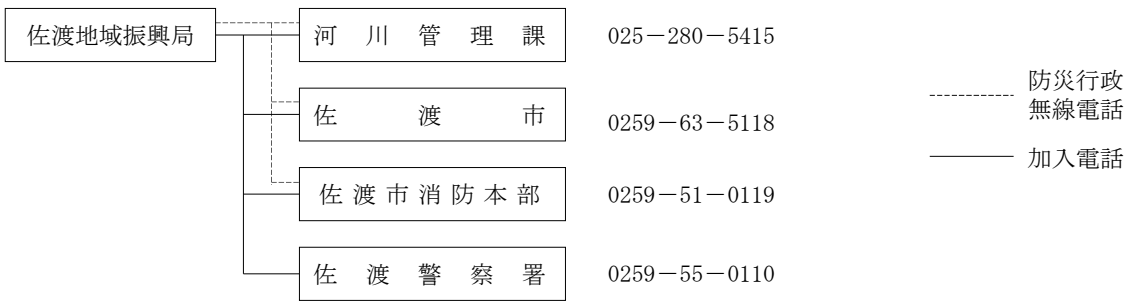

資料－11

大河津洗堰及び大河津可動堰の操作

（信濃川水系信濃川大河津洗堰及び大河津分水路大河津可動堰操作規則の抜粋）

（信濃川下流が洪水時の場合における操作の方法）

第５条　所長は、前条第１項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒１３０立方メートルを越えさらに増加するおそれがあるとき、又は保明新田水位が標高５．０メートルを越えさらに上昇するおそれがあるときは、洗堰放流量を毎秒１５０立方メートルに減じるように、洗堰主ゲートを所長の定める開度とする。

２．所長は、前項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒２５０立方メートルを越えさらに増加するおそれがあるとき、又は保明新田水位が標高５．２メートルを越えさらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより、洗堰を操作する。

一　洗堰主ゲートを全閉すること。

二　洗堰魚道ゲートを全閉すること。

三　洗堰呼び水水路バルブを全閉すること。

四　せせらぎ水路制水ゲートを全閉すること。

３．所長は、前項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒２５０立方メートルを下まわり、かつ保明新田水位が標高５．２メートルを下まわったときは、次の各号に定めるところにより、洗堰放流量を毎秒１５０立方メートルとするよう洗堰を操作する。

一　洗堰主ゲートを所長の定める開度とすること。

二　洗堰魚道ゲートを全開すること。

三　洗堰呼び水水路バルブを所長の定める開度とすること。

四　せせらぎ水路制水ゲートを全開すること。

４．所長は、前項により洗堰を操作している場合において、見附流量が毎秒１３０立方メートルを下まわり、かつ保明新田水位が標高５．０メートルを下まわったときは、前条第１項に定めるところにより洗堰を操作する。

５．所長は、第１項、第２項及び第３項により、洗堰を操作する場合においては、大河津閘門は通船止めとする。

６．所長は、第１項、第２項、第３項及び第４項により、洗堰を操作する場合においては、洗堰の上流側及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（信濃川が平常時の場合における操作の方法）

第６条　所長は、信濃川本川流量が毎秒３，３００立方メートル未満、かつ新潟県長岡市信濃地先信濃川水系信濃川長岡観測所において測定した信濃川の水位から換算した流量（以下「長岡流量」という。）が毎秒４，７００立方メートル未満であるときは、所長の

定めるところにより可動堰の調節ゲート（以下、「可動堰調節ゲート」という。）及び可動堰の主ゲート（以下、「可動堰主ゲート」という。）を操作して、信濃川本川流量から、洗堰放流量、西川分派量及び可動堰の魚道流量を差し引いた流量（以下「無効放流量」という。）を可動堰より下流の大河津分水路へ放流する。

２．前項による可動堰調節ゲート及び可動堰主ゲートの操作は、大河津水位が標高１１．４メートルから標高１１．９メートルの間となるように行うものとする。

３．所長は、前２項により可動堰調節ゲート及び可動堰主ゲートを操作する場合においては、可動堰の上流側及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（信濃川が洪水時の場合における操作の方法）

第７条　所長は、前条により可動堰主ゲートを操作している場合において、信濃川本川流量が毎秒３，３００立方メートルに達しさらに上昇するおそれがあるときは、可動堰主ゲートの開度を全門８．０メートルに上げるものとする。

２．所長は、大河津水位が標高１２．０メートルに達しさらに上昇するおそれがあるときは、洗堰魚道ゲート、洗堰呼び水水路バルブ及びせせらぎ水路制水ゲートを全閉する。

３．所長は、前条及び第１項により可動堰主ゲートを操作している場合において、長岡流量が毎秒４，７００立方メートルを越えさらに上昇するおそれがあるとき、又は大河津水位が標高１２．０メートルを超えさらに上昇するおそれがあるときは、可動堰主ゲートの開度を全門１３．０メートルに上げるものとする。また、大河津閘門は通船止めとする。

４．所長は、前項により可動堰主ゲートを操作している場合において、長岡流量が毎秒４，０００立方メートルを下まわり、かつ大河津水位が標高１２．５５メートルを下まわったときは、可動堰主ゲートの開度を全門８．０メートルに下げるものとする。また、大河津閘門は通船開始とする。

５．所長は、第２項により洗堰魚道ゲート、洗堰呼び水水路バルブ及びせせらぎ水路制水ゲートを操作している場合において、大河津水位標高が１２．０メートルを下まわったときは、次の各号に定めるところにより洗堰魚道ゲート、洗堰呼び水水路バルブ及びせせらぎ水路制水ゲートを操作する。

一　洗堰魚道ゲートを全開すること。

二　洗堰呼び水水路バルブを所長の定める開度とすること。

三　せせらぎ水路制水ゲートを全開すること。

６．所長は、第４項により可動堰主ゲートを操作している場合において、大河津水位が標高１２．２５メートルを下まわり、かつ長岡流量及び大河津水位が減水していることを確認した場合は、前条に定めるところにより可動堰調節ゲート及び可動堰主ゲートを操作する。

７．所長は、第１項、第３項、第４項及び第６項により、可動堰主ゲートを操作する場合においては、可動堰の上流側及び下流側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

信濃川水系信濃川蒲原大堰及び信濃川水系中ノ口川中ノ口川水門の操作

（信濃川水系信濃川蒲原大堰及び信濃川水系中ノ口川中ノ口川水門操作規則の抜粋）

（洪水時における操作の方法）

第３条　信濃川下流河川事務所長（以下「所長」という。）は、新潟県見附市嶺崎町地先信濃川水系刈谷田川見附水位観測所において測定した刈谷田川の水位から換算した刈谷田川の流量（以下「見附流量」という。）が毎秒 380立方メートルを超えたとき、又は新潟県三条市大字荒沢地先信濃川水系五十嵐川荒沢水位観測所において測定した五十嵐川の水位から換算した五十嵐川の流量（以下「荒沢流量」という。）が毎秒 330立方メートルを超えたときは、次の各号に定めるところにより大堰及び水門を操作するものとする。

一　大堰主ゲート（以下「大堰主ゲート」という。）を全開する。

二　水門の下流側のゲート（以下「水門調節ゲート」といい、左岸側より「水門第１調節ゲート」「水門第２調節ゲート」という。）を全開する。

三　水門の上流側のゲート（以下「水門主ゲート」といい、左岸側より「水門第１主ゲート」「水門第２主ゲート」「水門第３主ゲート」「水門第４主ゲート」という。）のうち水門第２主ゲート及び水門第３主ゲートの下端高を標高４．６０メートルとする。

四　水門主ゲートの第１主ゲート及び水門第４主ゲートを全閉維持する。

２　所長は、前項において大堰及び水門を操作している場合において、見附流量が毎秒 380立方メートル以下である場合において荒沢流量が毎秒 330立方メートル以下となったとき、又は荒沢流量が毎秒 330立方メートル以下である場合において、見附流量が毎秒 380立方メートル以下となったときは、次の各号に定めるところにより大堰及び水門を操作する。

一　大堰主ゲートを全閉すること。

二　大堰の閘門式魚道のゲート及び階段式魚道のゲート（両方併せて以下「大堰魚道ゲート」という。）は所長の定める開度とする。

三　水門第２主ゲートを全開、水門第３主ゲートを全閉し、全開している水門第１調節ゲートの扉頂高を標高6.10メートルとし、水門第２調節ゲートを全開しておくこと。

四　水門第１主ゲート及び水門第４主ゲートを全閉維持する。

３　所長は、第１項及び第２項により大堰及び水門を操作する場合においては、大堰又は水門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

中ノ口川の排水機場運転調整

中ノ口川沿川には、土地改良区や新潟市の排水機場が点在しており、洪水時は中ノ口川に排水を行っている。しかし、中ノ口川水門の洪水時操作を行った場合には、これら排水機場に対して、排水停止の要請を行う。

1) 中ノ口川沿川の排水機場分布

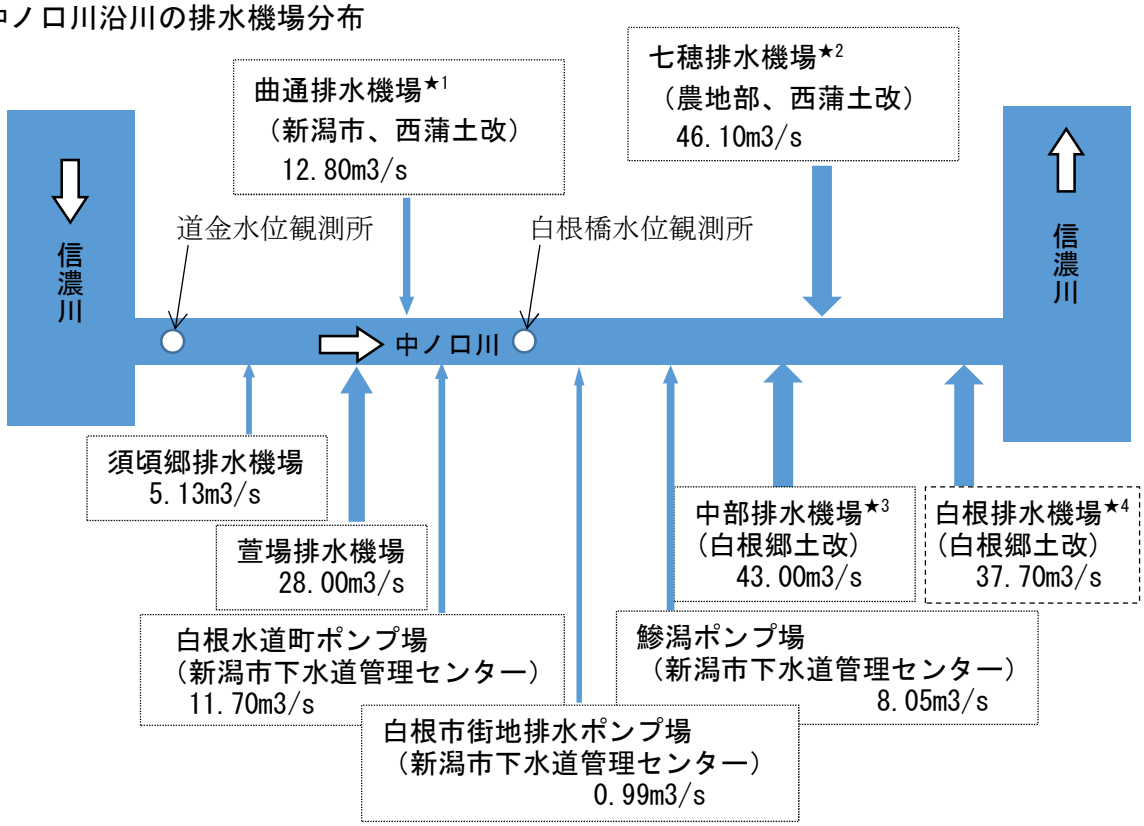

★1　曲通排水機場は白根橋水位 4.53m で排水量 5.7m3/s に制限する段階的な排水規制あり
★2　七穂排水機場は白根橋水位 4.53m で排水量 5.25m3/s に制限する段階的な排水規制あり
★3　中部排水機場の排水規制は 17.0m3/s まで
★4　白根排水機場は排水規制なし

2) 運転調整の対応手順

①運転調整（停止）の準備要請、停止要請、再開可能通知のタイミング

運転調整（停止）要請等の連絡は、白根橋水位観測所の水位を基準に行う。

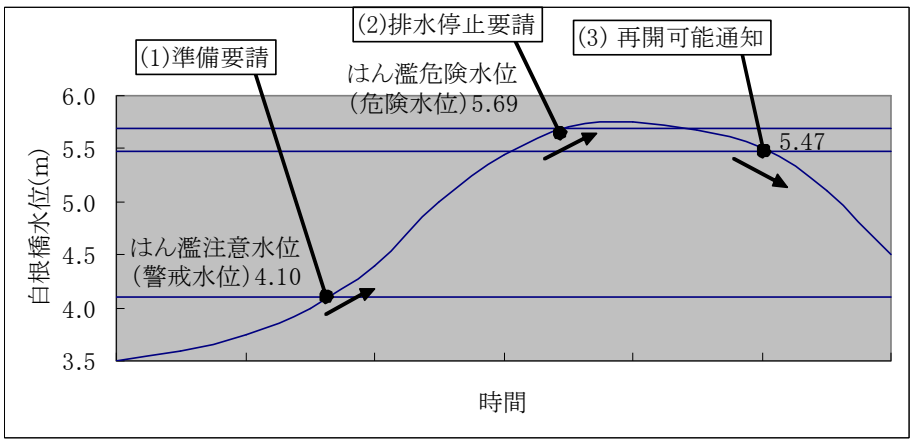

（参考）要請・通知のタイミング概念図

②対応フロー

関係機関との連絡は FAX を用いて行う。

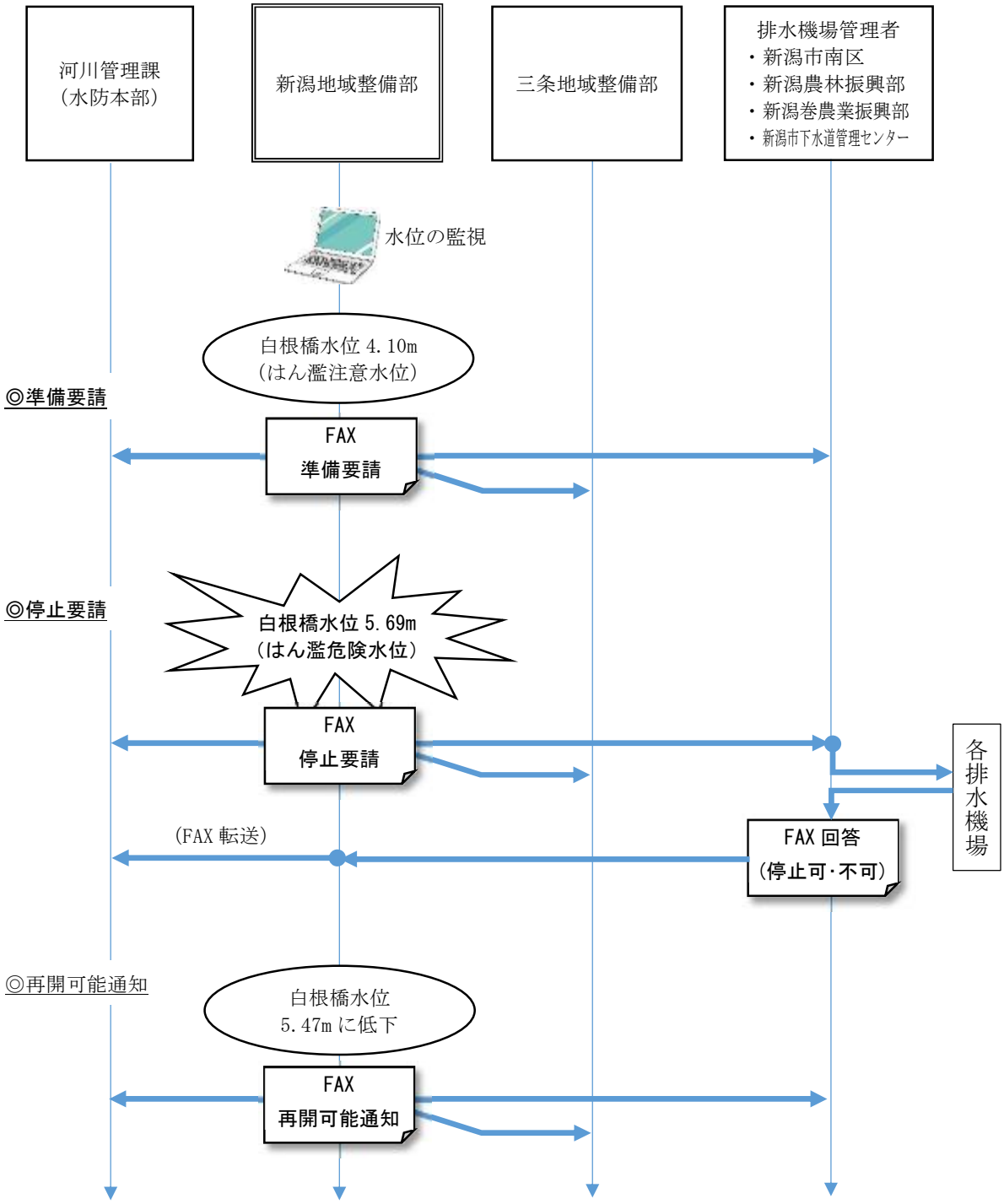

3)様式（FAX 伝達）

（新潟用）

中ノ口川排水機場運転調整
（準備・停止・再開）

発信機関名	新潟地域振興局　地域整備部　治水課	TEL. 025-273-3197 FAX. 025-275-8711

①日時	＿＿＿月＿＿＿日 { イ. 午前 / ロ. 午後 } ＿＿＿時＿＿＿分に
②河川の状況	イ. 白根橋水位観測所の水位が { ハ. 4.10m（準備） / ニ. 5.69m（停止） / ホ. 5.47m（再開） } を { ヘ. 超えました / ト. 下回りました } ロ. 中ノ口川 { チ. 左岸 / リ. 右岸 } の { ヌ. 新潟市 / ル. 三条市 / ヲ. 燕　市 } ＿＿＿＿＿＿地先において、 ＿＿＿＿＿＿

3）情報伝達系統
①蒲原大堰及び中ノ口川水門の洪水時操作（FAX）伝達

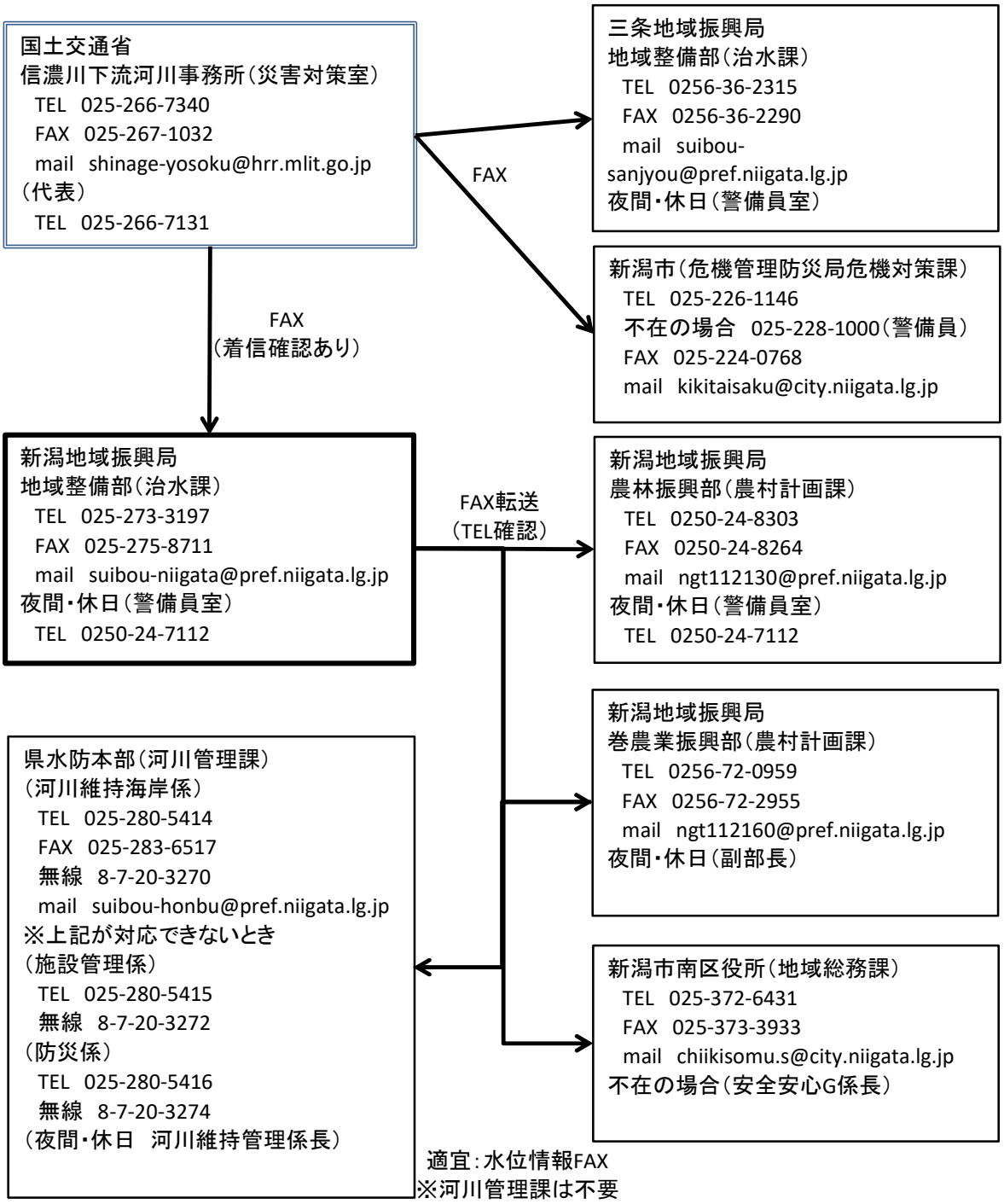

②中ノ口川排水規制（準備・停止・再開）

要請（FAX）

発表基準

	白根橋
準備（Lv2）	4.10
停止（Lv4）	5.69
再開	5.47

新潟地域振興局
地域整備部（治水課）
TEL 025-273-3197
FAX 025-275-8711
mail suibou-niigata@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（警備員室）
TEL 0250-24-7112

FAX

新潟地域振興局
農林振興部（農村計画課）
TEL 0250-24-8303
FAX 0250-24-8264
mail ngt112130@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（警備員室）
TEL 0250-24-7112

新潟地域振興局
巻農業振興部（農村計画課）
TEL 0256-72-0959
FAX 0256-72-2955
mail ngt112160@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（副部長）

新潟市南区役所（地域総務課）
TEL 025-372-6431
FAX 025-373-3933
mail chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp
不在の場合 （安全安心係長）

県水防本部（河川管理課）
（河川維持海岸係）
TEL 025-280-5414
FAX 025-283-6517
無線 8-7-20-3270
mail suibou-honbu@pref.niigata.lg.jp
※上記が対応できないとき
（施設管理係）
TEL 025-280-5415
無線 8-7-20-3272
（防災係）
TEL 025-280-5416
無線 8-7-20-3274
（夜間・休日 河川維持管理係長）

三条地域振興局
地域整備部（治水課）
TEL 0256-36-2315
FAX 0256-36-2290
mail suibou-sanjyou@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（警備員室）
TEL 0256-36-2330

新潟市下水道管理センター
TEL 025-281-9050
FAX 025-281-9070
夜間・休日
TEL 025-281-9200

回答・報告（FAX）

新潟地域振興局
農林振興部（農村計画課）
TEL 0250-24-8303
FAX 0250-24-8264
mail ngt112130@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（警備員室）
TEL 0250-24-7112

FAX

新潟地域振興局
巻農業振興部（農村計画課）
TEL 0256-72-0959
FAX 0256-72-2955
mail ngt112160@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（副部長）

新潟市南区役所（地域総務課）
TEL 025-372-6431
FAX 025-373-3933
mail chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp
不在の場合 （安全安心G係長）

新潟地域振興局
地域整備部（治水課）
TEL 025-273-3197
FAX 025-275-8711
mail suibou-niigata@pref.niigata.lg.jp
夜間・休日（警備員室）
TEL 0250-24-7112

FAX

県水防本部（河川管理課）
（河川維持海岸係）
TEL 025-280-5414
FAX 025-283-6517
無線 8-7-20-3270
mail suibou-honbu@pref.niigata.lg.jp
※上記が対応できないとき
（施設管理係）
TEL 025-280-5415
無線 8-7-20-3272
（防災係）
TEL 025-280-5416
無線 8-7-20-3274
（夜間・休日 河川維持管理係長）

資料－12

洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書

水防法第７条第３項の規定により、洪水又は高潮の際における水防事務（以下「水防」という。）について、新潟県（以下「甲」という。）と富山県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目　　的）

第１条　甲と乙とは、次表の河川及び海岸の水防についてその円滑な実施を期するため相互に協力し、当該地域の水災の防止軽減につとめるものとする。

河川または海岸名	水　防　区　域	摘　　要
境　　川	当河川水系流域	２級河川
青　海　海　岸	新潟県糸魚川市大字青海	
朝　日　町　海　岸	富山県下新川郡朝日町	

（雨量、水位の通報）

第２条　前条の水防区域を所管する甲及び乙の出先機関（以下「関係出先機関」という。）は、雨量、水防観測資料を次表のとおりそれぞれ通報するものとする。

観　測　所　名	施　設 管　理　者	位　　置	連絡担当機関	通　報　先
上路雨量観測所	糸魚川市	糸魚川市大字上路	糸魚川地域振興局	入善土木事務所
境端水位観測所	富　山　県	朝日町大字境	入善土木事務所	糸魚川地域振興局

２　前項の雨量、水位の通報基準は、次のとおりとする。

観測所名	通報 水位	警戒 水位	通　　報　　基　　準
上路雨量 観測所			イ、１時間20ミリ以上の雨量を観測したとき。 ロ、降り始めてからの雨量が70ミリに達したとき。 ハ、イ、ロの雨量に達したのち、更に30ミリづつ増加したとき。 ニ、洪水にかかる気象注、警報発表時はロの雨量に達したのち１時間毎。
境橋水位 観測所	1.30m	1.50m	イ、通報水位に達したとき。 ロ、警戒水位に達したとき。 ハ、最高水位に達したとき。 ニ、通報水位を超えたのちは、この水位以下になるまで１時間毎。

（水防活動等の連絡）

第３条　甲と乙は、第１条の水防区域で糸魚川市と朝日町の消防応援協定に、基づく水防活動を開始した場合及び顕著な被害又は非常災害切迫状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、関係出先機関を経由のうえ相互に連絡するものとする。

（資材等の応援）

第４条　甲及び乙は、第１条の水防区域の水防活動のために資器材等が不足し、又は不足が予想され、かつ緊急を要するときには、相互に資器材等の応援融通を求めることができるものとする。

２　前項の応援融通を求められた県は、当該県内の水防のためやむをえない事情がない限り、できるだけその求めに応じるものとする。

３　前二項の規定による応援融通のために要した費用は、当該応援融通を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第５条　甲と乙は、この協定内容を各々計画書に掲載し、当該水防計画書を毎年交換するものとする。

第６条　この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議して処理するものとする。

以上この協定の証として証書を２通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その１通を所持するものとする。

昭和48年６月12日

甲　　新　潟　県
　　新潟県代表者　　新　潟　県　知　事
乙　　富　山　県
　　富山県代表者　　富　山　県　知　事

資料－13

消 防 相 互 応 援 協 定 書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第２項の規定に基づき朝日町及び糸魚川市区域内での火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援の要請）

第２条　町長及び市長（以下「市町長」という。）は管内に災害が発生し、自己の消防力で防ぎょ困難又は不可能の場合は、協定市町長に対して応援を要請することができる。

ただし、市町区域の境界周辺で発生した場合には、発生地の市町長の要請をまたずに出動することができる。

（応援要請の方法）

第３条　応援の要請は、災害発生地の市町長又はその代理者が次の事項を明確にして応援市町長に対して行うものとする。

⑴　災害の種別

⑵　災害発生の場所

⑶　所要人員並びに資機材の種別及び数量

⑷　応援隊要請場所

⑸　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第４条　前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

２　応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資機材の種別及び数量、到着予定時刻を受援市町に通報し、又は派遣しがたいときは、その旨遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第５条　受援市町の消防長、消防署長及び消防団長は要請場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊は、受援市町の消防長、消防署長又は消防団長の指揮下に行動するものとする。

（費用の負担）

第７条　応援に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、出動途中又は災害現場における機械器具の破損の修理、使用した消火薬剤、隊員の死傷による災害補償等重要事項について、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（改廃）

第８条　この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（その他の事項）

第９条　この協定以外の必要な事項に関しては、当事者において、その都度協議決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成17年７月１日から効力を発生する。

２　昭和55年10月１日の朝日町、青海町及び糸魚川地域消防事務組合が締結した協定は、平成17年６月30日で廃止する。

上記協定を証するため本書２通を作成し、当事者各１通を保管する。

平成17年７月１日

富山県下新川郡朝日町道下1133番地

朝日町長　　魚　津　龍　一

新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号

糸魚川市長　　米　田　　徹

資料－14

水防協力団体指定要領等（例）

１　水防協力団体指定要領（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領

１．通則

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

２．水防協力団体の要件（法第 36 条第１項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

３．水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

（１）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

（３）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

（４）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

（５）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

（６）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

４．水防協力団体の申請方法（法第 36 条第１項・第３項関係）

（１）水防協力団体の要件を満たす者で、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書」（資料 17－２）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 17－３）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。

（２）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

５．水防協力団体の指定（法第 36 条第２項・第４項関係）

（１）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる

法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書」（資料 17－４）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

（２）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

６．その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

２　水防協力団体指定申請書様式（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書

年　月　日

○○市（区、町、村、水防事務
組合、水害予防組合）水防管理
者○○市（区、町、村）長 様

住 所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

水防法第 36 条第１項及び○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 17－３）を添えて申請します。

3　水防協力団体協力活動業務計画書（例）

年　月　日

○○市（区、町、村、水防事務
組合、水害予防組合）水防管理
者○○市（区、町、村）長 様

住所
（事務所所在地）
法人等の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

・土のうの袋詰めや運搬
・子どもやお年寄りなどの救護
・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

（自由記載）

4　水防協力団体認定書様式（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書

年　月　日

住 所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者 ○○○○ 様

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防管理者○○市（区、町、村）長

水防法第 36 条第１項及び○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、貴団体を○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体に指定します。

５　水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における
水防協力団体との水防協働活動実施要領

１．通則

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに○○市（区、町、村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

２．水防団等と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

３．活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書（資料 17－６）を提出させることができる。

４．情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領４に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

５．その他

（１）この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

６　水防協力団体協力活動報告書様式（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体協力活動報告書

年　月　日

○○市（区、町、村、水防事務
組合、水害予防組合）水防管理
者○○市（区、町、村）長 様

住 所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体との水防協働活動実施要領第３の規定に基づき提出します。

② 関　係　法　令

１．水　防　法
２．新潟県水防協議会条例
３．指定水防管理団体の水防団員の
　　定員の基準に関する条例
４．新潟県水防標識等に関する規則
５．自　衛　隊　法　（抄）

水　　防　　法

（昭和24年６月４日法律第193号）

昭和27年７月31日法律第258号
同 29年６月１日 同 第140号
同 29年６月８日 同 第163号
同 30年７月11日 同 第 61号
同 31年６月11日 同 第141号
同 32年５月16日 同 第105号
同 33年３月15日 同 第　8号
同 35年６月30日 同 第113号
同 47年６月23日 同 第 94号
同 57年７月16日 同 第 66号
同 59年12月25日 同 第 87号
同 60年６月21日 同 第 69号
平成６年６月29日 同 第 49号
同 ７年４月21日 同 第 69号
同 11年７月16日 同 第 87号
改　正　同 11年12月22日 同 第160号
同 13年６月13日 同 第 46号
同 17年５月２日 同 第 37号
同 18年６月２日 同 第 50号
同 22年11月25日 同 第 52号
同 23年６月24日 同 第 74号
同 23年８月30日 同 第105号
同 23年12月14日 同 第124号
同 25年６月12日 同 第 35号
同 25年６月14日 同 第 44号
同 25年６月21日 同 第 54号
同 26年11月19日 同 第109号
同 27年５月20日 同 第 22号
同 29年５月19日 同 第 31号
令和３年５月10日 同 第 30号
同 ３年５月10日 同 第 31号
同 ４年６月17日 同 第 68号
同 ５年５月31日 同 第 37号
同 ７年12月12日 同 第 86号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭

和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法　（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項　の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項　の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。
（水防団）
第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。
（公務災害補償）
第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。
（退職報償金）
第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。
（都道府県の水防計画）
第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
４　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
５　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法　（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
６　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
７　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。
（都道府県水防協議会）
第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
２　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
３　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
４　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
５　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）
第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律　（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項　に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある

ときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二　都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

３　前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

第十一条の三　国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県知事に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要

に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
3　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。
（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）
第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
2　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）
第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
（関係市町村長への通知）
第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項若しくは第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。
（洪水浸水想定区域）
第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
一　第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
2　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
一　第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
三　前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
3　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
4　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
5　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定にかかるポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒するべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

２　市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二　下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四　前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒するべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

３　前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

４　都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一　第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸

二　前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定により洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一　洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、

第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
二　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
三　災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
五　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
一　前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
二　前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
三　前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
3　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律　（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項　の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項　に規定する事項
二　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条　に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
2　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
3　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
4　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
5　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
6　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
7　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由

がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
8　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
9　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
10　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
6　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
8　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
2　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。
（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）
第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。
（浸水被害軽減地区の指定等）
第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の

区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。
2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。
（標識の設置等）
第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。
（行為の届出等）
第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
（大規模氾濫減災協議会）
第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 国土交通大臣
二 当該河川の存する都道府県の知事
三 当該河川の存する市町村の長
四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
五 当該河川の河川管理者
六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
（都道府県大規模氾濫減災協議会）
第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 当該都道府県知事
二 当該河川の存する市町村の長
三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
四 当該河川の河川管理者
五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六　第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３ 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危機の周知等）

第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２ 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２ 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものと

する。
４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。
（居住者等の水防義務）
第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
（氾濫等の通報）
第二十四条の二　河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。
２　前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
（決壊の通報）
第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。
２　前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
（決壊後の処置）
第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
（水防通信）
第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法 （昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。
（公用負担）
第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
２ 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
（立退き等の指示）
第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
（知事の指示）
第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。
（重要河川等における国土交通大臣の指示）
第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。
（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号 に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
４　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（水防協力団体の業務）
第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
二　水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
三　水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四　水防に関する調査研究を行うこと。
五　水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（水防団等との連携）
第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。
（監督等）
第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
２　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
３　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
４　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（情報の提供等）
第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）
第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
（利益を受ける市町村の費用負担）
第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
２　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
３　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
４　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。
（都道府県の費用負担）
第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。
（国の費用負担）
第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。
（費用の補助）
第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分

の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条　刑法　（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条 の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の七第三項の規定に違反した者

二　第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二　第二十条第二項の規定に違反した者

三　第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

１　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

２　国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川

については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3　国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川が氾濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4　国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）　抄

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月八日法律第一六三号）　抄

（施行期日）

1　この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附　則　（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）　抄

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附　則　（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附　則　（昭和四七年六月二三日法律第九四号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

1　この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則　（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則　（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附　則　（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則　（平成七年四月二一日法律第六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一　第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　平成七年八月一日

第三条　この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
（検討）
第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一三年六月一三日法律第四六号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成一七年五月二日法律第三七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。
第三条　旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
（政令への委任）
第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成二二年一一月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）　抄

（施行期日）
１　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附　則　（平成二五年六月一二日法律第三五号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）
第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成二五年六月一四日法律第四四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定　平成二十六年四月一日
（罰則に関する経過措置）
第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二五年六月二一日法律第五四号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二　略
三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
（政令への委任）
第二十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二六年一一月一九日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二七年五月二〇日法律第二二号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（水防法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規

定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

２　前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二九年五月一九日法律第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（令和三年五月一〇日法律第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月三一日法律第三七号）　抄

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

新 潟 県 水 防 協 議 会 条 例

（昭和24年８月25日新潟県条例第40号）

昭和25年５月６日条例第17号
同 25年９月８日 同 第41号
改正 同 28年９月30日 同 第47号
同 48年10月15日 同 第56号
平成11年12月27日 同 第44号

水防法(昭和24年法律第193号)第８条第５項の規定に基づき新潟県水防協議会条例を次のように定める。

（設　　置）

第１条　水防法（昭和24年法律第193号）第８条第１項の規定に基づき、新潟県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第２条　協議会の委員の定数は15人とする。

（会長の権限）

第３条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の代理）

第４条　関係行政機関の職員又は関係団体の代表たる委員は、事故があるときは、当該行政機関又は団体の職員のうちから代理者を定め、その職務を行わせることができる。

（委員の任期）

第５条　関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は、２年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

２　知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ、又は解嘱することができる。

（協議会の開催）

第６条　会長は、必要があると認められるとき臨時協議会を開催することができる。

２　委員の半数以上の者から請求があるときは、会長は協議会を開催しなければならない。

（議　　事）

第７条　協議会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議事を決することができない。

２　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（職　　員）

第８条　会長は必要に応じ協議会に幹事及び書記若干人を置くことができる。

２　幹事及び書記は、会長が県吏員及び関係行政庁の職員のうちから命じ、又は委嘱する。

３　幹事は会長の命を受けて、会務を処理する。

（庶　　務）

第９条　協議会の庶務は、土木部において処理する。

（そ の 他）

第10条　この条例に定めるものの外、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附　　則

この条例は公布の日から施行する。

附　　則（昭和28年９月30日条例第47号）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和28年４月１日から適用する。

附　　則（平成11年12月27日条例第30条）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（新潟県水防協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の際現に第30条の規定による改正前の新潟県水防協議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第１条に規定する協議会の委員に命ぜられ、又は委嘱されている者は、その際第30条の規定による改正後の新潟県水防協議会条例（以下この項において「新条例」という。）第１条に規定する協議会の委員に命ぜられ、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる新条例第５条第１項に規定するその他の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧条例第５条第１項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

（昭和24年８月25日新潟県条例第41号）

水防法（昭和24年法律第193号）第27条の規定に基づき指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例を次のように定める。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、おおむね下の各項による。

ただし、水防管理者が、水防実施に支障がないと認める場合は、その基準以下に減ずることができる。

一　水防上特に重要と認められる箇所については、その延長20メートルにつき１人

二　前号以外の箇所については、その延長50メートルにつき１人

附　則

この条例は公布の日から施行する。

新潟県水防標識等に関する規則

（昭和24年８月23日新潟県規則第54号）

昭和33年４月18日規則第27号
同 35年９月30日 同 第49号
同 41年８月１日 同 第50号
同 52年４月１日 同 第27号
平成14年３月29日 同 第77号
同 18年３月31日 同 第41号

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき新潟県水防標識に関する規則を次のように定める。

（水防標識及び水防信号）

第１条　水防法（以下「法」という。）第18条の水防標識は別表第１、法第20条の水防信号は別表第２のとおりとする。

（管理団体の指定の公示）

第２条　法第４条の規定により水防管理団体を指定したときは、新潟県報に公示する。

附　　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和33年４月18日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和33年４月１日から適用する。

附　　則（昭和35年９月30日規則第49号）

１　この規則は、昭和35年10月１日から施行する。

２　この規則施行の際、改正前の規定により交付された許可証、検査証等で現に効力を有するものは、この規定により交付されたものとみなす。

３　この規則施行の際、現に保有する改正前の規則に定める様式による申請書、報告書等の用紙は、昭和35年12月31日まで使用することができるものとする。

附　　則（昭和41年８月１日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和52年４月１日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成14年３月29日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成18年３月31日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

水　防　標　識

標　旗

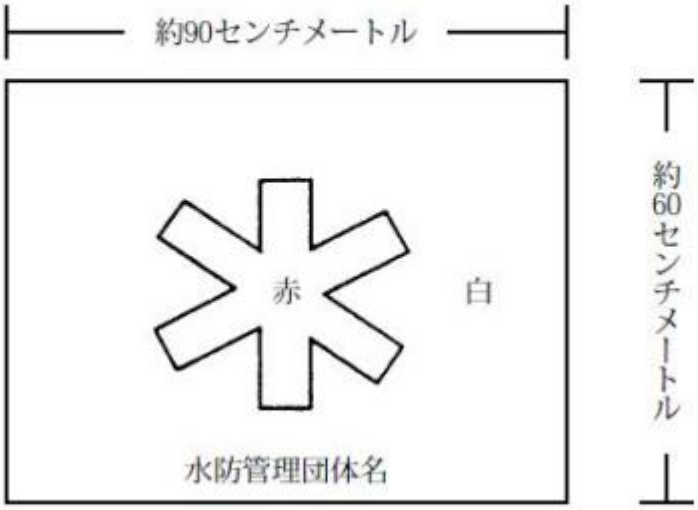

標　燈

水　　防　　信　　号

信号の種類	発　す　る　と　き	措　　置　　事　　項
第１信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達した旨を住民に周知させるとともに、必要な水防団員（法第6条第1項に規定する水防団員をいう。以下同じ）を召集し、河川の警戒にあたること
第２信号	洪水のおそれがあるとき	各分断員を召集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送すること
第３信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき	水防団員のほか、必要により住民の出動をもとめること
第４信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき	警察に通報し、住民を避難場所に誘導すること

	警　鐘　信　号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒　約15秒　約５秒　約15秒　約５秒　約15秒　約５秒　約15秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒　約６秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約10秒　約５秒　約10秒　約５秒　約10秒　約５秒　約10秒　約５秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第４信号	乱　　打	約１分　約５秒　約１分 ○－休　止－○－

身　　分　　の　　証　　標

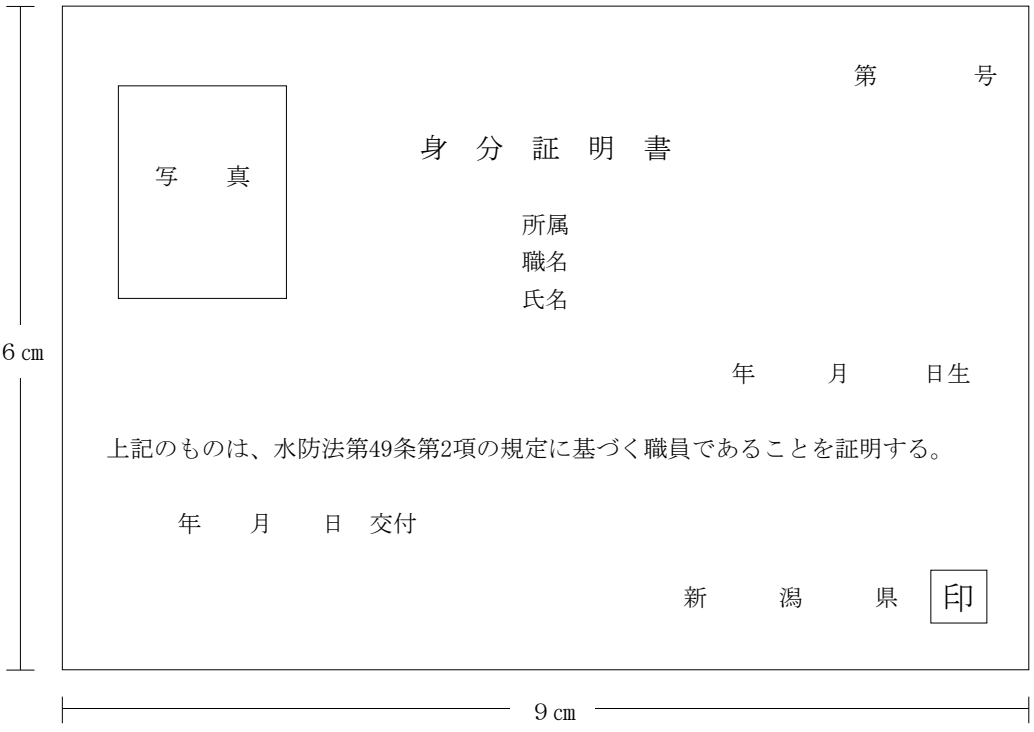

自　　衛　　隊　　法（抄）

（昭和29年６月９日法律第165号）

（特別の部隊の編成）

第22条

２　防衛大臣は、第77条の４の規定による国民保護等派遣、第82条の規定による海上における警備行動、第82条の２の規定による海賊対処行動、第82条の３第１項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第83条第２項の規定による災害派遣、第83条の２の規定による地震防災派遣、第83条の３の規定による原子力災害派遣、第84条の３第１項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

（災害派遣）

第83条　都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

２　防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

３　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

４　第1項の要請の手続は、政令で定める。

（関係機関との連絡及び協力）

第86条　第76条第１項、第77条の２、第77条の４、第78条第１項、第81条第２項、第81条の２第１項、第82条の３第１項若しくは第３項、第83条第２項、第83条の２又は第83条の３の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（災害派遣時等の権限）

第94条　　警察官職務執行法第４条 並びに第6条第１項 、第３項及び第４項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第83条第2項、第83条の２又は第83条の３の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第４条第２項 中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

（土木工事等の受託）

第100条　防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

２　前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

自 衛 隊 法 施 行 令（抄）

（昭和29年６月30日政令第179号）

（警備区域）

第14条　陸上自衛隊の方面隊の警備区域は、当該方面隊が警備実施計画の作成、警備地誌の調査及び作成若しくは警備情報の収集又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項を担当すべき区域とし、その名称、責任者及び区域は、別表第２のとおりとする。

（災害派遣を要請することができる者）

第105条　法第83条第１項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

１．海上保安庁長官

２．管区海上保安本部長

３．空港事務所長

（災害派遣の要請手続）

第106条　法第83条第１項（災害派遣）の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

第104条第２項及び第３項（急迫の場合の治安出動の要請手続）の規定は、この場合について準用する。

１．災害の情況及び派遣を要請する事由

２．派遣を希望する期間

３．派遣を希望する区域及び活動内容

４．その他参考となるべき事項

（出動等の場合の都道府県知事との連絡）

第108条

３　第１項の規定は防衛大臣が法第77条の４ の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 （平成16年法律第112号）第２条第３項 に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同

法第172条第１項 に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前2項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第15条第２項 の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあっては事態等対策本部長及び関係都道府県知事、同法第183条 において準用する同法第15条第２項 の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあっては緊急対処事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（施行の委託を受け、及び実施することができる事業の範囲）

第121条　法第100条第１項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

１．土地改良区

２．港　務　局

２　法第100条第１項に規定する政令で定める事業は、防疫事業、医療事業（へき地について行うものに限る。）又は運送事業とする。

（土木工事等の受託）

第122条　防衛大臣は、法第100条第１項 の規定による土木工事、通信工事又は前条第2項に規定する事業（以下「土木工事等」と総称する。）の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。

２　財政法 （昭和22年法律第34号）第20条第２項 に規定する各省各庁の長若しくはその委任を受けた者又は地方公共団体若しくは前条第１項各号に掲げるものの長その他これに準ずる地位にある者は、防衛大臣又は前項の規定により防衛大臣が指定する者に法第100条第１項 の規定による土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。

（土木工事等の委託の申出）

第123条　前条第2項の規定により防衛大臣又はその委任を受けた者に土木工事等の施行の委託、及びその実施を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

１．土木工事等の目的

２．土木工事等の計画（当該土木工事等に使用することができる予算額に関する事項を含む。）

３．土木工事等の期間

４．申出の理由

５．その他必要な事項

（土木工事等の費用の負担区分）

第124条　第122条の規定による土木工事等の実施に必要な費用のうち、次の各号に掲げるもの以外のものは、当該土木工事等の委託及び実施を申し出た者（以下「申出者」という。）が負担するものとする。

１．隊員の給与（旅費を除く。）

２．隊員の糧食費

３．自衛隊の車両、航空機、船舶、機械及び器具の修理費

（土木工事等の受託の取消等）

第125条　法第100条第１項 の規定により受託した土木工事等を実施中の部隊等に法第76条第１項 の規定による防衛出動命令、法第77条 の規定による防衛出動待機命令、法第78条第１項 の規定による治安出動命令、法第79条第１項 の規定による治安出動待機命令、法第81条第２項 の規定による治安出動命令若しくは法第81条の２第１項 の規定による警護出動命令が発せられた場合、当該部隊等が法第77条の２ の規定により防御施設を構築する措置を命ぜられた場合又は当該部隊等が法第77条の４ 、第83条第２項若しくは第83条の３の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置の実施、災害の救援若しくは緊急事態応急対策の実施の支援のため派遣を命ぜられた場合には、土木工事等を受託した者は、その土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止することができる。

２　前項の規定により土木工事等の受託を取り消し、又は実施中の土木工事等を一時中止した場合における費用の負担その他必要な事項は、当該土木工事等を受託した者と申出者とが協議して定める。

（委任規定）

第126条　前５条に定めるもののほか、土木工事等の受託に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

③　付　　表

１．　新潟県水防協議会役員名簿
２．　新潟県防災行政無線局
３．　非常通信実施の要領
４．　水防関係機関電話番号表
５．　河川に係る災害発生時の被害報告について
６．　河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル
　　(地方整備局等及び都道府県から国土交通本省への伝達)
７．　排水ポンプ車の要請について
８．　北陸地方整備局・新潟県が提供する河川カメラ映像　位置図
９．　防災に役立つ情報一覧(ホームページ、テレビ)

付表－１

新潟県水防協議会役員名簿

令和８年５月現在

役　　名	氏　　名	職　　名
会　　長	花角　英世	新潟県知事
委　　員	清田　仁	新潟県土木部長
〃	大呑　智正	国土交通省北陸地方整備局河川部長
〃	櫻井　美香	新潟県警察本部長
〃	竹内　綾子	新潟地方気象台長
〃	松下　友治	陸上自衛隊第30普通科連隊長
〃	島田　昌樹	陸上自衛隊第２普通科連隊長
〃	品田　宏夫	新潟県町村会長
〃	加藤　博幸	阿賀野川治水協会長
〃	細山田　得三	長岡技術科学大学教授
〃	田村　圭子	新潟大学特任教授
〃	渡部　直人	新潟県消防協会長
〃	渡邊　聡	日本赤十字社新潟県支部事業推進課長
〃	櫻澤　秀子	新潟県女性防火クラブ連絡協議会長
〃	五十嵐　弘幸	東北電力（株）執行役員新潟支店長
〃	石井　宏明	NTT東日本（株）埼玉事業部新潟支店長
幹　　事	松本　喜裕	国土交通省北陸地方整備局　羽越河川国道事務所長
〃	渡邊　重紀	国土交通省北陸地方整備局　阿賀野川河川事務所長
〃	栗林　孝典	国土交通省北陸地方整備局　信濃川下流河川事務所長
〃	土屋　修一	国土交通省北陸地方整備局　信濃川河川事務所長
〃	尾崎　誠	国土交通省北陸地方整備局　高田河川国道事務所長
〃	井川　利江子	気象庁新潟地方気象台　防災管理官
〃	和泉　潔	新潟県総務部　管財課通信管理室長
〃	川辺　英昭	新潟県防災局　危機対策課長
〃	堀川　健一	新潟県土木部　副部長
〃	坂井　亨	新潟県土木部　河川管理課長
〃	南波　宏明	新潟県土木部　河川整備課長
〃	荒井　輝行	新潟県交通政策局　港湾整備課長

付表－２

新潟県防災行政無線局（水防関連分）

所属	呼出名称	局種	送信出力(W)	型式	台数
水防本部 （土木部河川管理課）	防災新潟県庁 〃 〃 〃 防災新潟県庁第二 防災新潟県　305～313	固定 基地 陸上移動 〃 基地(デジタル) 陸上移動(デジタル)	10 5 10 20 2	携帯 可搬 携帯	5 1 9
弥彦中継局	防災弥彦 〃 防災弥彦第二	固定 基地 基地(デジタル)	25 20		
松山中継局	防災松山 〃	固定 基地(デジタル)	10		
小仏中継局	防災小仏 〃	固定 基地(デジタル)	10		
桝形中継局	防災桝形 〃	固定 基地(デジタル)	20		
長倉中継局	防災長倉 〃	固定 基地(デジタル)	20		
山本山中継局	防災山本山 〃	固定 基地(デジタル)	10		
小村中継局	防災小村 〃	固定 基地(デジタル)	10		
名立中継局	防災名立 〃	固定 基地(デジタル)	5		
大峰中継局	防災大峰 〃	固定 基地(デジタル)	5		
内の倉送受信所 (内の倉ダム、加治川治水ダム、新発田ダム統括管理所から制御)	水防内の倉	基地	10		
胎内第二中継局 (胎内川ダム、新発田ダム統括管理所から制御)	水防胎内第二	基地	10		
愛宕中継局	水防愛宕	基地	5		
大倉山中継局	水防大倉	基地	10		
村上地域振興局	防災村上 村上地方	固定 VSAT 地球局			
村上地域振興局 奥三面ダム管理所	水防奥三面 水防三面　21	基地 陸上移動	10 10	車載	1
村上地域振興局 三面ダム管理所	三面ダム 水防三面 〃　22	VSAT 地球局 基地 陸上移動	10 10	車載	1
発電管理センター	防災坂町 〃	固定 基地(デジタル)	5		

所属	呼出名称	局種	送信出力(W)	型式	台数
新発田地域振興局	防災新発田 〃 新発田地方	固定 基地(デジタル) VSAT地球局	 20 	 	
新発田地域振興局 ダム統括管理所	水防胎内第二 水防内の倉	基地(通信所) 基地(通信所)	 	 	
新発田地域振興局 内の倉ダム管理所	内の倉ダム 水防内の倉 水防新発田 21	VSAT地球局 基地(通信所) 陸上移動	 10	 車載	 1
新発田地域振興局 加治川治水ダム管理所	加治川ダム 水防内の倉	VSAT地球局 基地(通信所)	 	 	
新発田地域振興局 胎内川ダム管理所	胎内川ダム 水防胎内第二 水防奥胎内 水防新発田 22	VSAT地球局 基地(通信所) 基地(通信所) 陸上移動	 10	 車載	 1
新発田地域振興局 奥胎内ダム管理所	奥胎内ダム 水防胎内第二 水防奥胎内 水防新発田 23	VSAT地球局 基地(通信所) 基地 陸上移動	 10 10	 車載	 1
新潟地域振興局 地域整備部	防災竹尾	固定			
新潟地域振興局 巻農業振興部	防災巻	固定			
新潟地域振興局 機場管理課	防災新潟県 706	陸上移動(半固定)	5		
新潟地域振興局 新潟港湾事務所	防災新潟県 701 防災新潟港湾 51 〃 53～59	陸上移動(半固定) 陸上移動 〃	5 10 5	 可搬 携帯	 1 7
新潟地域振興局 新潟港湾事務所東港分所	防災新潟県 702 防災新潟東港 51 〃 52	陸上移動局(半固定) 陸上移動 〃	5 10 5	 可搬 携帯	 1 1
新潟地域振興局 新津地域整備部	防災新津 新津地方	固定 VSAT地球局	 	 	
新潟地域振興局 早出川ダム管理所	早出ダム 水防愛宕 水防早出 21	VSAT地球局 基地 陸上移動	 5 10	 車載	 1
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	津川庁舎 防災津川	VSAT地球局 基地(デジタル)	 10	 	
三条地域振興局	防災三条 三条地方	固定 VSAT地球局	 	 	
三条地域振興局 笠堀ダム管理所	笠堀ダム 水防笠堀 〃 21 水防大谷 21	VSAT地球局 基地 陸上移動 〃	 10 10 10	 車載 〃	 1 1
三条地域振興局 下条川ダム管理所	下条ダム 水防下条ダム 水防下条川 1	VSAT地球局 基地 陸上移動	 10 10	 車載	 1
長岡地域振興局	防災長岡 長岡地方	固定 VSAT地球局	 	 	
長岡地域振興局 刈谷田川ダム管理所	刈谷田ダム 水防刈谷田 〃 21	VSAT地球局 基地 陸上移動	 10 10	 車載	 1
長岡地域振興局 与板維持管理事務所	防災与板	固定			
長岡地域振興局 小千谷維持管理事務所	防災小千谷	固定			

所属	呼出名称	局種	送信出力(W)	型式	台数
魚沼地域振興局	防災魚沼 〃 魚沼地方	固定 基地(デジタル) VSAT地球局	 10 		
魚沼地域振興局 破間川ダム管理所	破間ダム 水防破間 21	VSAT地球局 陸上移動	 10	車載	 1
魚沼地域振興局 広神ダム管理所	広神ダム 水防広神 21	VSAT地球局 陸上移動	 10	車載	 1
十日町地域振興局	防災十日町 十日町地方	固定 VSAT地球局	 		
十日町地域振興局 城川ダム管理所	城川ダム	VSAT地球局			
南魚沼地域振興局	防災南魚沼 南魚沼地方	固定 VSAT地球局	 		
柏崎地域振興局	防災柏崎 柏崎地方	固定 VSAT地球局	 		
柏崎地域振興局 鯖石川ダム管理所	鯖石ダム 水防田島中継 水防鯖石移動 1	VSAT地球局 基地 陸上移動	 10 10	 車載	 1
上越地域振興局	防災上越 〃 上越地方	固定 基地(デジタル) VSAT地球局	 10 		
上越地域振興局 正善寺川ダム管理所	正善寺ダム 水防正善寺 〃 21	VSAT地球局 基地 陸上移動	 10 10	 車載	 1
上越地域振興局 柿崎川ダム管理所	柿崎川ダム 水防柿崎 〃 21	VSAT地球局 基地 陸上移動	 5 10	 車載	 1
上越地域振興局 上越東維持管理事務所	防災安塚	固定			
上越地域振興局 直江津港湾事務所	防災新潟県 703 防災直江津港湾 51 〃 52	陸上移動(半固定) 陸上移動 〃	5 10 5	 可搬 携帯	 1 1
上越地域振興局 妙高砂防事務所	防災妙高	固定			
糸魚川地域振興局	防災糸魚川 〃 糸魚川地方	固定 基地(デジタル) VSAT地球局	 10 		
佐渡地域振興局	防災佐渡 佐渡地方	固定 VSAT地球局	 		
佐渡地域振興局 大野川ダム管理所	大野ダム	VSAT地球局			
佐渡地域振興局 久知川ダム観測所	久知ダム	VSAT地球局			
佐渡地域振興局 地域整備部 港湾空港庁舎	防災新潟県 704	陸上移動(半固定)	5		
陸上移動局合計 (半固定を除く。)	車載型 携帯型 可搬型 携帯型(デジタル)	15台 14台 4台 9台		合計	42台

(注) テレメータ固定局記載省略

新潟県防災行政無線通信系統

県の機関、一部国の機関を含む
全市町村間ネットワーク

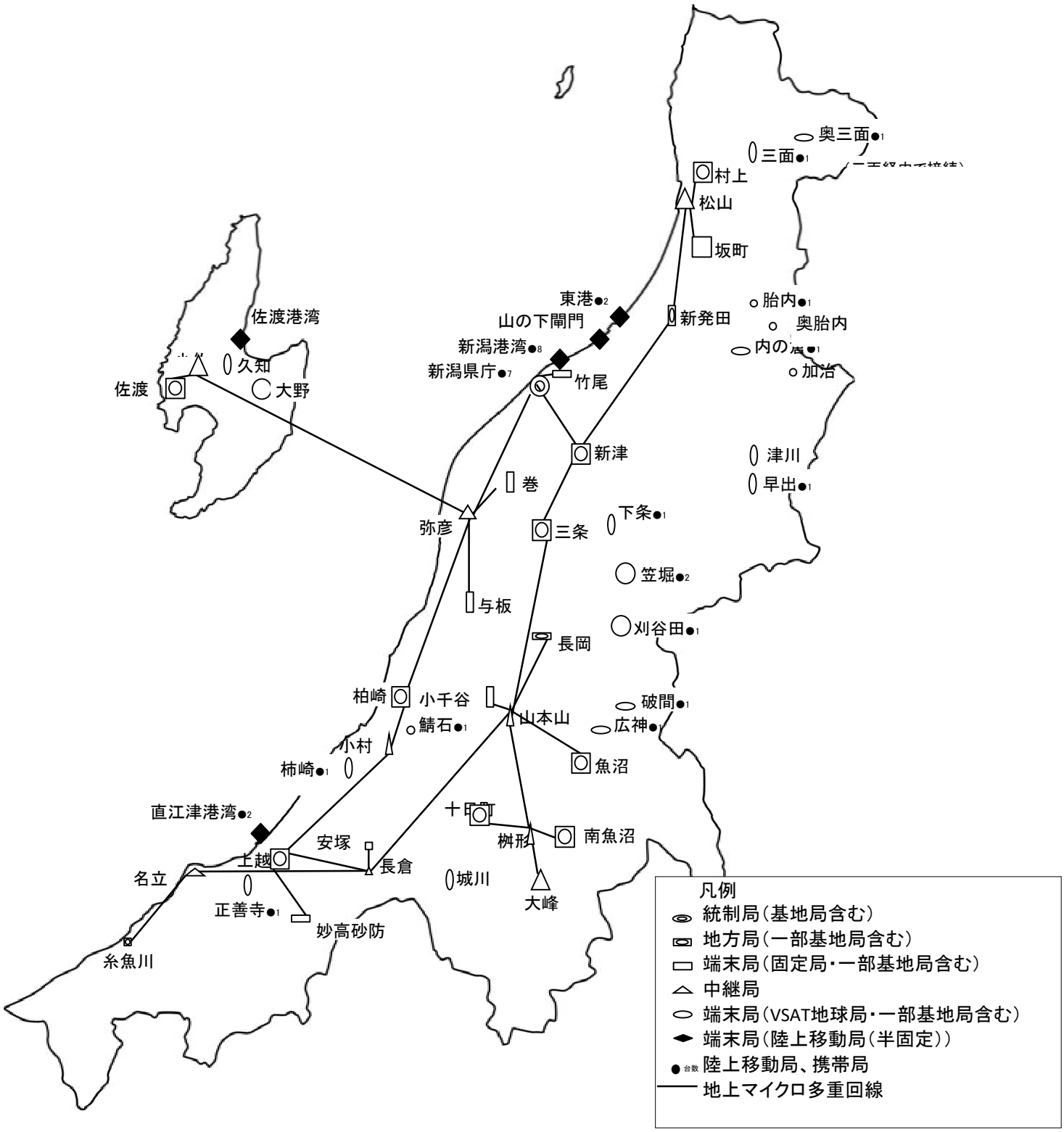

（注）防災行政無線市町村局、消防本部局等記載省略（防災行政無線電話番号は、水防関係機関電話番号 付表－4を参照）

付表－３

非常通信実施の要領

１　非常通信とは

（「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」非常通信協議会　より抜粋）

非常通信は、電波法（以下、同法と言う。）第 52 条第４号において、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「非常の場合」という。）において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されています。

非常の場合の無線通信については、同法第 74 条第１項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な通信を無線局に行わせることができます。

なお、同法第 74 条の２で、総務大臣は、同法第 74 条第１項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと規定されています。

２　非常通信の通信内容

非常通信の通信内容は、非常事態に関係したおおむね次のような内容のものであればよいことになっています。

・人命の救助、遭難者の救助に関するもの
・犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
・防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
・鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
・その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべての災害に関係して緊急措置を要する内容であれば取り扱われます。

３　非常通信の発信資格

非常通信は、主として官庁をはじめとする防災関係機関が利用することになりますが、人命の救助に関するものや急迫する危険又は緊急措置に関するものは誰でも利用することができます。

４　非常通信の発信方法

(1)　非常通信の依頼

通信のあて先まで（場合によっては、途中まで）送ってもらうことのできる最寄りの無線局のある機関、又は事業所等へ、できるだけ使送により通報の発信を依頼してください。（使送とは、自動車、バイク、自転車等を利用し、又は徒歩により通報文を発信依頼先へ直接届けることをいいます。）

非常災害時にあたっては、通信施設を持っている者においても自己の業務、事業に関連した非常通信もあり、また、緊急の通信も相当輻輳することが予想されます。

従って、他人の通信施設を利用する場合には、その依頼する通信は、真に非常通信にふさわしい通信内容のものとし、最寄りの無線局に持参するとともに、あらかじめ最寄りの無線局を選定し、その利用の仕方について十分に打ち合わせを行い、連携を保っておくことが大切です。

このとき、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備を保有する主な機関は次のとおりです。

1．警察庁
2．海上保安庁
3．国土交通省
4．気象庁
5．県内各市町村及び消防本部
6．東日本電信電話株式会社
7．日本赤十字社
8．東北電力株式会社
9．株式会社新潟放送
10．日本放送協会　新潟放送局
11．株式会社NST新潟総合テレビ
12．株式会社テレビ新潟放送網
13．株式会社新潟テレビ二十一
14．株式会社エフエムラジオ新潟

※上記のほか、信越地方非常通信協議会の構成員のうち最寄りの機関

(2)　非常通信用紙の作成

①　用　紙　　依頼先に内容を正確に伝達するため、別紙「非常通信用紙」を使用してください。（用意できない場合は、どのような用紙を用いても結構です）

②　あて名　　受信者の住所、氏名（名称）を正確に記入するほか、電話番号がわかっている場合は、できるだけそれを付記してください。

③　本　文　　・できるだけ簡潔、明瞭に記載してください。
・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名の派遣を要請する」「毛布1,000枚を送られたい」のように）を記入してください。
・訓練の場合は、本文の最初に必ず「訓練」の文字を入れてください。

④　通信記載例　　別紙記載例及び記載要領を参照してください。

⑤　報　告　　非常通信を実施後、信越非常通信協議会へ報告が必要となるので、非常通信用紙は報告用に保管して下さい。

(3) 非常通信の伝送例

例えば、ある市から新潟県へ連絡する際に、東日本電信電話㈱の回線や県防災行政無線が使用できない場合を想定します。このとき、下図のように最寄りの警察署から警察用通信回線を利用し、新潟県へ伝送する方法があります。

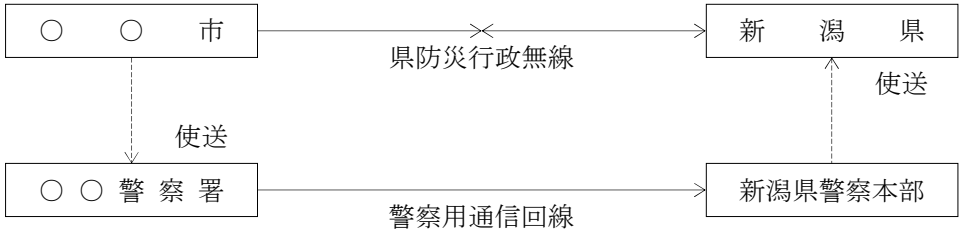

非 常 通 信 用 紙

<table>
<tr><td>あて先</td><td colspan="3">機関名：　　ＴＥＬ：
住　所：　　ＦＡＸ：</td></tr>
<tr><td>発信人</td><td colspan="2">発信日時：　　月　　日　　時　　分
機関名：
住　所：
（取扱者：　　）</td><td>伝達方法：無線　有線　使送
回線種別：（　　）
伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：</td></tr>
<tr><td rowspan="6">通報文</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">伝達経路</td><td>1</td><td>受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）
機関名：
（取扱者　　）</td><td>伝達方法：無線　有線　使送
回線種別：（　　）
伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：</td></tr>
<tr><td>2</td><td>受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）
機関名：
（取扱者　　）</td><td>伝達方法：無線　有線　使送
回線種別：（　　）
伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：</td></tr>
<tr><td>3</td><td>受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）
機関名：
（取扱者　　）</td><td>伝達方法：無線　有線　使送
回線種別：（　　）
伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：</td></tr>
<tr><td>4</td><td>受信（　　時　　分）・送信（　　時　　分）
機関名：
（取扱者　　）</td><td>伝達方法：無線　有線　使送
回線種別：（　　）
伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：</td></tr>
</table>

＊訓練の時は、通信文の冒頭に「訓練」と必ず記載すること。
＊回線種別には使用した回線の種別を記載する。
　例：消防無線、防災相互波、県防災行政無線、ＮＴＴ回線、地星（地域衛星通信ネットワーク）等。
＊発信人は、あて先に直接送信できない場合は、中継依頼機関に送信すること。
＊中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。（受信及び送信時刻は完了した時刻記入すること）
＊ＦＡＸによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

訓 練

（記載例）

非 常 通 信 用 紙

あて先	機関名： ○○県知事　殿 住　所： 信越市旭町１１０８		ＴＥＬ： ＦＡＸ： 地星　◇◇◇◇◇◇◇
発信人	発信日時： 11 月 26 日 10 時 23 分 機関名： 日本海町長 住　所： 日本海町１４番５号 （取扱者： 松　井 ）		伝達方法：無線　有線　使送 回線種別：（ ） 伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像 ＴＥＬ： ＦＡＸ：地星　○○○○○○○
通報文	「訓練」地震による被害発生。救援隊を頼む。 本日、９時30分ころ、日本海町周辺で震度６程度の 地震が発生し、死者・けが人が多数でている。 町内全域で電話不通。　各所で道路寸断。 被害状況の詳細は調査中であり判明次第報告する。 日本海町長		
伝達経路	1	受信（ 時 分）・送信（ 時 分） 機関名： （取扱者 ）	伝達方法：無線　有線　使送 回線種別：（ ） 伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像 ＴＥＬ： ＦＡＸ：
	2	受信（ 時 分）・送信（ 時 分） 機関名： （取扱者 ）	伝達方法：無線　有線　使送 回線種別：（ ） 伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像 ＴＥＬ： ＦＡＸ：
	3	受信（ 時 分）・送信（ 時 分） 機関名： （取扱者 ）	伝達方法：無線　有線　使送 回線種別：（ ） 伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像 ＴＥＬ： ＦＡＸ：
	4	受信（ 時 分）・送信（ 時 分） 機関名： （取扱者 ）	伝達方法：無線　有線　使送 回線種別：（ ） 伝達手段：音声　ＦＡＸ　電信　映像 ＴＥＬ： ＦＡＸ：

＊訓練の時は、通信文の冒頭に「訓練」と必ず記載すること。
＊回線種別には使用した回線の種別を記載する。
　例：消防無線、防災相互波、県防災行政無線、ＮＴＴ回線、地星（地域衛星通信ネットワーク）等。
＊発信人は、あて先に直接送信できない場合は、中継依頼機関に送信すること。
＊中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。（受信及び送信時刻は完了した時刻記入すること）
＊ＦＡＸによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

非常通信（訓練）通報用紙の作成・記載要領（記載例参照）

1　あて先、発信人

(1)　あて先……通報の最終のあて先を記載（住所・電話番号も含む。）

(2)　発信人……発信人名等を記載（住所・電話番号・伝達方法・回線種別・伝達手段も含む。）

(3)　本　文……訓練の場合は、冒頭に「訓練」と記載。本文を終えた後続いて発信人名を記載。

2　伝達経路

発信人は、あて先に直接送信できない場合、中継依頼機関に送信すること。中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

(1)　受　信……受信を完了した時刻を24時間制で記載。

(2)　送　信……次の局へ送信完了した時刻を24時間制で記載。

(3)　機関名……受信した際に、自局名（呼出名称）及び取扱者名を記載。

（通報を受け取った時点で発信局から時局までの経路の取扱無線局名がわかることになる。）

(4)　回線種別については、次の中から選択して、略称を記入すること。

中　防…中央防災無線（地上系）

中　星…中央防災無線（衛星系）

警　察…警察用通信回線

消　防…消防防災無線（地上系）

水　防…水防道路用無線

海　保…海上保安用通信回線

防　衛…防衛用通信回線

電　力…電気事業用通信回線

地　星…地域衛星通信ネットワーク

県　防…都道府県防災行政無線（地上系）

市　同…市町村防災行政無線（同報系）

市　移…市町村防災行政無線（移動系）

消　救…消防・救急無線

地　域…地域防災無線

相　互…防災相互通信用無線

専　用…電気通信事業者の専用回線

非　常…非常波（４，６３０ＫＨｚ）

その他…その他の通信回線

付表－4

水防関係機関電話番号表

防災行政無線を使った（他機関への）電話のかけ方について

	電話をかける場所	使う電話機	相手先	ダイヤル手順		
				前に付ける番号	－	防災行政無線電話番号
1	県庁から	防災行政無線電話機で		15	－	防災行政無線電話番号
			☆の番号へ	16	－	防災行政無線電話番号
			◎の番号へ	（なし）	－	防災行政無線電話番号
		内線電話機で		7－15	－	防災行政無線電話番号
			☆の番号へ	7－16	－	防災行政無線電話番号
			◎の番号へ	7	－	防災行政無線電話番号
2	各地域振興局 （3の機関を除く）	内線電話機で		87－15	－	防災行政無線電話番号
			☆の番号へ	87－16	－	防災行政無線電話番号
			◎の番号へ	87	－	防災行政無線電話番号
3	津川地区振興事務所から	内線電話機で		86	－	防災行政無線電話番号
			☆の番号へ	86－401－16	－	防災行政無線電話番号
			◎の番号へ	86－401	－	防災行政無線電話番号
4	VSAT地球局設置局から （市町村、消防、ダム等）	内線電話機又は防災行政無線電話機が設置されている局は、当該電話機で		自局の発信番号	－	防災行政無線電話番号
			☆の番号へ	自局の発信番号－401－16	－	防災行政無線電話番号
			◎の番号へ	自局の発信番号－401	－	防災行政無線電話番号
5	陸上移動局（半固定）から （山の下閘門、新潟港湾、東港分所、直江津港湾）	内線電話機又は防災行政無線電話機が設置されている局は、当該電話機で		自局の発信番号－*－15	－	防災行政無線電話番号
			☆の番号へ	自局の発信番号	－	防災行政無線電話番号
			◎の番号へ	自局の発信番号－*	－	防災行政無線電話番号

※〔自局の発信番号〕は、次頁「発信番号一覧表」を参照すること。

発信番号一覧表

機関名	発信番号	備考
新潟港湾事務所	8	
東港分所	6	新潟地域
山の下閘門排水機場	7	振興局地
新潟市	[衛星]	域整備部
新潟市消防	13	管内
三面ダム	8	村上地域
奥三面ダム	98	振興局管
村上市	8	内
関川村	8	
粟島浦村	[発信]	
村上市消防	5	
胎内川ダム	8	新発田地
加治川治水ダム	8	域振興局
内の倉ダム	8	管内
奥胎内ダム	8	
新発田市	8	
阿賀野市	80	
胎内市	8	
聖籠町	[発信]	
新発田地域消防	8	
阿賀野市消防	7	
陸自新発田	8	
早出川ダム	7	新津地域
五泉市	8	整備部管
五泉市消防	8	内
阿賀町	4	津川地区
阿賀町消防	8	振興事務
		所管内

機関名	発信番号	備考
笠堀ダム	8	三条地域
下条川ダム	8	振興局管
三条市	87	内
加茂市	85	
田上町	558	
三条市消防	7	
加茂地域消防	[県防災]	
燕市	8	
弥彦村	[衛星]	
燕・弥彦消防	4	
刈谷田川ダム	8	長岡地域
長岡市	881	振興局管
見附市	[衛星]	内
小千谷市	15	
出雲崎町	88	
長岡市消防	75	
見附市消防	48	
小千谷市消防	66	
破間川ダム	7	魚沼地域
広神ダム	7	振興局管
魚沼市	[衛星]8	内
魚沼市消防	8	
南魚沼市	97	南魚沼地
湯沢町	98	域振興局
南魚沼市消防	77	管内
十日町市	681	十日町地
十日町地域消防	8	域振興局
津南町	[発信]	管内
城川ダム	8	

機関名	発信番号	備考
鯖石川ダム	8	柏崎地域
柏崎市	8	振興局管
刈羽村	88	内
柏崎市消防	9	
正善寺ダム	8	上越地域
柿崎川ダム	7	振興局管
直江津港湾	8	内
上越市	8	
妙高市	8	
上越地域消防	69	
陸自高田	8	
糸魚川市	8	糸魚川地
糸魚川市消防	7	域振興局
		管内
久知川ダム	7	佐渡地域
大野川ダム	8	振興局管
港湾空港庁舎	[防災無線]	内
佐渡市	81	
佐渡市消防	91	

[発信]…は発信ボタンを示します。
[衛星]…は衛星ボタンを示します。
[県防災]…は県防災ボタンを示します。
[防災無線]…は防災無線ボタンを示します

水防関係機関電話番号表（ＮＴＴ電話番号及び防災行政無線電話番号）

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
（県関係）						
新潟県庁 （水防本部）	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025	FAX	285-5511 283-6517	県庁代表	
新潟県土木部 河川管理課	〃	025	FAX	280-5414 283-6517		◎ 20-3271
新潟県土木部 河川整備課	〃	025	FAX	280-5419 280-5376		◎ 20-3286
新潟県土木部 道路管理課	〃	025	FAX	280-5400 284-5096		◎ 20-3226
新潟県土木部 砂防課	〃	025	FAX	280-5424 285-9724		◎ 20-3365
新潟県土木部 監理課	〃	025	FAX	280-5383 285-3572		◎ 20-3185
新潟県交通政策局 港湾整備課	〃	025	FAX	280-5468 285-9375		◎ 20-3308
新潟県農林水産部 漁港課	〃	025	FAX	280-5317 285-6150		◎ 20-3001
新潟県防災局 危機対策課	〃	025	FAX	282-1638 282-1640		◎ 823
村上地域振興局 地域整備部 治水・港湾課	〒958-8585 村上市田端町6-25	0254	夜間 FAX	52-7961 52-7923 53-4511		◎ 218-772
村上地域振興局 地域整備部 ダム管理課	〒958-0241 村上市岩崩	0254	FAX	72-1063 72-0066	三面ダム	421-300
〃	〒958-0200 村上市三面	0254	FAX	72-6646 72-6647	奥三面ダム	421-9-401
新発田地域振興局 地域整備部 治水課	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2	0254	夜間 FAX	22-5113 26-9026 26-6449		◎ 228-332
新発田地域振興局 地域整備部 ダム管理課	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2	0254	FAX	26-9569 24-0403		◎ 228-338

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
新発田地域振興局 地域整備部 ダム管理課	〒957-0345 新発田市小戸	0254		28-2259	内の倉ダム	456-10
〃	〒957-0462 新発田市滝谷	0254		28-2556	加治川治水ダム	457-10
〃	〒959-2816 胎内市下荒沢	0254		48-3011	胎内川ダム	455-10
〃	〒959-2816 胎内市下荒沢地先	0254		48-3260	奥胎内ダム	458-10
新潟地域振興局 新津地域整備部 工務課	〒956-8625 新潟市秋葉区新津4524-1	0250	夜間 FAX	24-7124 24-7112 24-7355		◎ 238-281
新潟地域振興局 新津地域整備部 早出分室	〒959-1725 五泉市小面谷字飛石2982	0250	FAX	55-6304 55-6200	早出川ダム	475-21
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川1861-1	0254	~~夜間~~ FAX	92-0964 ~~92-2620~~ 92-5701		480-322
新潟地域振興局 地域整備部 治水課	〒950-8716 新潟市東区竹尾2丁目2-80	025	FAX	273-3197 275-8711		◎ 248-364
新潟地域振興局 地域整備部 機場管理課	〒950-0072 新潟市東区沼垂6012-2	025	FAX	273-8446 273-8456	山の下閘門排水機場	☆ 706-＊-107
新潟地域振興局 新潟港湾事務所	〒950-0072 新潟市中央区竜が島1-6-6	025	FAX	247-9131 241-1963		☆ 701-＊-37
新潟地域振興局 新潟港湾事務所 東港分所	〒957-0101 北蒲原郡聖籠町東港4-790-2	025	FAX	256-2503 256-2765		☆ 702-＊-10
三条地域振興局 地域整備部 治水課	〒955-0046 三条市興野1-13-45	0256	夜間 FAX	36-2315 36-2330 36-2290		◎ 268-315
三条地域振興局 地域整備部 ダム管理課	〒955-0123 三条市笠堀字川前162-8	0256	FAX	47-2242 47-2244	笠堀ダム 大谷ダム	546-250
〃	〒959-1361 加茂市大字下条字祖父坂879	0256	FAX	52-1307 52-5260	下条川ダム	545-10
長岡地域振興局 地域整備部 治水課	〒940-8567 長岡市沖田2-173-2	0258	夜間 FAX	38-2628 38-2501 38-2595		◎ 278-255
長岡地域振興局 地域整備部 刈谷田分室	〒940-0145 長岡市栃堀7297-3	0258	FAX	52-5311 52-1072	刈谷田川ダム	565-10

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
長岡地域振興局 地域整備部 与板維持管理事務所	〒940-2402 長岡市与板町与板乙5935-1	0258	夜間 FAX	72-3187 72-3181 72-4182		◎ 378-35
長岡地域振興局 地域整備部 小千谷維持管理事務所	〒947-0028 小千谷市城内2-8-28	0258	夜間 FAX	83-0860 83-0847 83-2897		◎ 288-211
魚沼地域振興局 地域整備部 治水課	〒946-0004 魚沼市大塚新田91-4	025	夜間 FAX	792-5895 792-1311 792-7401		◎ 388-435
魚沼地域振興局 ダム統合管理事務所	〒946-0004 魚沼市大塚新田176	025	FAX	792-5627 792-9269	ダム統合 管理事務所	◎ 388-490
魚沼地域振興局 破間川ダム管理事務所	〒946-0303 魚沼市大白川886-78	025	FAX	796-2434 796-2434	破間川ダム	595-21
魚沼地域振興局 広神ダム管理事務所	〒946-0101 魚沼市小平尾字曲渕2950-1	025	FAX	798-1610 798-1611	広神ダム	596-21
十日町地域振興局 地域整備部 治水課	〒948-0037 十日町市妻有町西2-1	025	夜間 FAX	757-5526 757-6346 752-5329		◎ 308-282
〃	〒942-1353 十日町市室野字大開896	025	FAX	598-2828 598-2829	城川ダム	649-10
南魚沼地域振興局 地域整備部 治水課	〒949-6680 南魚沼市六日町960	025	夜間 FAX	772-7959 772-2600 772-2618		◎ 298-2241
柏崎地域振興局 地域整備部 治水・港湾課	〒945-8558 柏崎市三和町5-55	0257	夜間 FAX	21-6335 21-6226 24-0346		◎ 318-335
柏崎地域振興局 地域整備部 ダム管理課	〒945-1514 柏崎市高柳町田代1553-1	0257	FAX	41-2070 41-3079	鯖石川ダム	631-10
上越地域振興局 地域整備部 上越東維持管理事務所	〒942-0411 上越市安塚区安塚720-1	025	夜間 FAX	592-3844 592-3644 592-3659		◎ 328-213
上越地域振興局 地域整備部 治水課	〒943-8551 上越市本城町5-6	025	夜間 FAX	526-9522 526-9317 525-2392		◎ 338-522
上越地域振興局 地域整備部 正善寺分室	〒943-0811 上越市大字上正善寺字石原3359	025	FAX	525-8790 523-2667	正善寺ダム	675-201
上越地域振興局 地域整備部 柿崎分室	〒949-3366 上越市柿崎区上中山1801	025	FAX	535-3850 535-3851	柿崎川ダム	676-31
上越地域振興局 妙高砂防事務所	〒944-0016 妙高市美守1-4-5	0255	FAX	72-4142 72-4303		◎ 398-17

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
上越地域振興局 直江津港湾事務所	〒942-0011 上越市港町1-11-2	025	FAX	543-4167 544-4529		☆ 703-＊-10
糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課	〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1	025	夜間 FAX	552-1794 552-0611 552-9674		◎ 348-360
佐渡地域振興局 地域整備部 河川・砂防課	〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町20-1	0259	夜間 FAX	74-3394 74-3312 74-2048		◎ 358-283
佐渡地域振興局 地域整備部 大野分室	〒952-0109 佐渡市新穂大野1-1	0259	FAX	22-3744 22-3745	大野川ダム 新保川ダム	721-20
〃	〒952-3424 佐渡市下久知字寒瀬	0259		23-3600	久知川ダム	722-20
佐渡地域振興局 地域整備部 港湾空港庁舎	〒952-0014 佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター２階	0259	FAX	27-3311 27-3321		☆ 704-＊-30
（国土交通省関係）						
国土交通省 （本省）	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03		3580-4311		
北陸地方整備局	〒951-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1	025	FAX	280-8880 280-8881		
北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	〒951-8153 新潟市中央区文京町14-13	025	FAX	266-7131 266-7105		
北陸地方整備局 信濃川河川事務所	〒940-0098 長岡市信濃1-5-30	0258	FAX	32-3020 39-7247		
北陸地方整備局 信濃川河川事務所 大河津出張所	〒959-0123 燕市大川津	0256	FAX	97-2121 97-2202		
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	〒380-0903 長野県長野市鶴賀字峰村74	026	FAX	227-7611 227-9466		
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	〒949-6102 南魚沼郡湯沢町大字神立23	025	FAX	784-2263 784-1729		
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	〒956-0032 新潟市秋葉区南町14-28	0250	FAX	22-2211 24-6620		
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	〒965-8567 福島県会津若松市表町2-70	0242	FAX	26-6441 29-2776		

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	〒959-3196 村上市藤沢27-1	0254	 FAX	62-3211 62-3214 62-1106		
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 大石ダム管理支所	〒959-3236 岩船郡関川村大字大石	0254	 FAX	64-2251 64-2252 64-2438		
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 横川ダム管理支所	〒999-1321 山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口736	0238	 FAX	65-2363 65-2364		
北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所	〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町3-48	0238	 FAX	62-2566 62-2613		
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	〒943-0847 上越市南新町3-56	025	 FAX	521-4550 526-7431		
北陸地方整備局 高田河川国道事務所 糸魚川出張所	〒941-0067 糸魚川市横町1-21-1	025	 FAX	552-1660 552-7249		
北陸地方整備局 松本砂防事務所 姫川出張所	〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村大字北城6929-2	0261	 FAX	72-2254 72-3544		
北陸地方整備局 三国川ダム管理所	〒949-6741 南魚沼市清水瀬字入山686-59	025	 FAX	774-3015 774-3092		
（気象台関係）						
新潟地方気象台 防災担当	〒950-0954 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025	 FAX	281-5872 281-5861		◎ 751
（放送局関係）						
NHK 新潟放送局	〒951-8133 新潟市中央区川岸町1-49	025		265-1141		◎ 753

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
ＢＳＮ 新潟放送	〒951-8133 新潟市中央区川岸町3-18	025		267-4111		◎ 754
ＮＳＴ 新潟総合テレビ	〒950-8572 新潟市中央区八千代2-3-1	025		245-8181		◎ 755
ＴｅＮＹ テレビ新潟	〒950-8555 新潟市中央区新光町1-11	025		283-1111		◎ 756
ＵＸ 新潟テレビ２１	〒951-8052 新潟市中央区下大川前通六ノ町2230-19	025		223-0021		◎ 757
エフエムラジオ新潟	〒950-8581 新潟市中央区幸西4-3-5	025		246－2311		◎ 758
（隣接県関係）						
山形県県土整備部 河川課	〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1	023	FAX	630-2615 625-3866		006-800-2618
福島県土木部 河川整備課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16	024	FAX	521-7894 521-7952		007-201-7816
長野県建設部 河川課	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2	026	FAX	235-7308 225-7069		020-231-3434
長野県建設部 北信建設事務所 飯山事務所	〒389-2255 長野県飯山市大字静間字町尻1340-1	0269	FAX	62-4111 62-4179		020-246-244
富山県土木部 河川課	〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7	076	FAX	444-9098 444-4417		016-111-4097
（自衛隊関係）						
陸上自衛隊 第３０普通科連隊	〒957-8530 新発田市大手町6-4-16	0254		22-3151		451-10
陸上自衛隊 第２普通科連隊	〒943-0837 上越市南城3-7-1	025		523-5117		673-10

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
（鉄道・公社・電力関係）						
ＪＲ東日本 新潟支社 鉄道事業部 設備ユニット	〒950-0086 新潟市中央区花園1-1-5	025		248-5170		
ＪＲ西日本 金沢支社 北陸広域鉄道部施設科	〒930-0858 富山県富山市牛島町24-30電機総合ビル２Ｆ	076		441-6881 253-5263	（日中） （夜間）	
ＮＴＴ東日本 新潟支店 設備部災害対策室	〒951-8519 新潟市中央区東堀通七番町1017-1	025		227-6802		
東北電力㈱ 新潟支店 地域共創本部（総務広報）	〒951-8633 新潟市中央区上大川前通五番町84	025		223-3151		
えちごトキめき鉄道㈱ 設備部	〒942-0004 上越市西本町3丁目8-12	025		546-7027		
（警察関係）						
新潟県警察本部 警備第二課	〒950-0965 新潟市中央区新光町4-1	025		285-0110		
（消防事務組合・市町村関係）						
村上市役所	〒958-8501 村上市三之町1-1	0254	FAX	53-2111 53-3840	村上地域 振興局管内	411-10 ☆ 411-＊-10
村上市 山北支所	〒959-3993 村上市府屋232	0254	FAX	77-3111 77-2217	〃	
村上市 朝日支所	〒958-0292 村上市岩沢5611	0254	FAX	72-6880 72-0328	〃	
村上市 神林支所	〒959-3492 村上市岩船駅前56	0254	FAX	66-6111 66-6110	〃	

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
村上市 荒川支所	〒959-3192 村上市山口444	0254	FAX	62-3101 62-5275	村上地域振興局管内	
関川村役場	〒959-3292 岩船郡関川村大字下関912	0254	FAX	64-1476 64-0079	〃	412-10 ☆ 412-＊-10
粟島浦村役場	〒958-0061 岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254	FAX	55-2111 55-2159	〃	417-121
村上市消防本部	〒958-0876 村上市塩町12-6	0254	FAX	53-0119 53-4302	〃	418-300
胎内市役所	〒959-2693 胎内市新和町2-10	0254	FAX	43-6111 43-5502	新発田地域振興局管内	441-10 ☆ 441-＊-10
新発田市役所	〒957-8686 新発田市中央町3-3-3	0254	FAX	22-3030 24-9005	〃	431-10 ☆ 431-＊-10
阿賀野市役所	〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15	0250	FAX	62-2510 62-0281	〃	435-2231 ☆ 435-＊-2231
聖籠町役場	〒957-0192 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-4	0254	FAX	27-2111 27-2119	〃	438-10 ☆ 438-＊-10
新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0063 新発田市新栄町1丁目8番31号	0254	FAX	22-1119 26-6690	〃	443-41
阿賀町役場	〒959-4495 東蒲原郡阿賀町津川580	0254	FAX	92-3111 92-5479	津川地区振興事務所管内	481-210 ☆ 481-＊-210
五泉市役所	〒959-1692 五泉市太田1094-1	0250	FAX	43-3911 42-5151	新潟地域振興局管内	462-10 ☆ 462-＊-10
新潟市役所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1	025	FAX	228-1000 224-0768	〃	491-10 ☆ 491-＊-10
燕市役所	〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地	0256	FAX	92-1111 92-2118	三条地域振興局管内	515-10 ☆ 515-＊-10
弥彦村役場	〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402	0256	FAX	94-1022 94-1024	〃	513-10 ☆ 513-＊-10
三条市役所	〒955-8686 三条市旭町2-3-1	0256	FAX	34-5511 34-5691	〃	531-469 ☆ 531-＊-469
加茂市役所	〒959-1392 加茂市幸町2-3-5	0256	FAX	52-0080 53-2729	〃	532-321 ☆ 532-＊-321

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
田上町役場	〒959-1503 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070	0256	FAX	57-6222 57-3112	三条地域振興局管内	534-224 ☆ 534-＊-224
見附市役所	〒954-8686 見附市昭和町2-1-1	0258	FAX	62-1700 63-1006	長岡地域振興局管内	533-10 ☆ 533-＊-10
長岡市役所	〒940-8501 長岡市大手通１－４－10	0258	夜間 FAX	39-2262 35-1123 39-2266	〃	551-2412 ☆ 551-＊-2412
長岡市 中之島支所	〒954-0192 長岡市中之島788	0258	FAX	66-2002 66-2238	〃	
長岡市 越路支所	〒949-5493 長岡市浦715	0258	FAX	92-3111 92-3333	〃	
長岡市 三島支所	〒940-2392 長岡市上岩井1261-1	0258	FAX	42-2221 42-3534	〃	
長岡市 山古志支所	〒947-0204 長岡市山古志竹沢乙461	0258	FAX	59-2330 59-2331	〃	
長岡市 小国支所	〒949-5292 長岡市小国町法坂793	0258	FAX	95-3111 95-2282	〃	
長岡市 和島支所	〒949-4511 長岡市小島谷3434-4	0258	FAX	74-3111 74-2791	〃	
長岡市 寺泊支所	〒940-2592 長岡市寺泊烏帽子平1977-8	0258	FAX	75-3111 75-2238	〃	
長岡市 栃尾支所	〒940-0298 長岡市中央公園1-36	0258	FAX	52-2151 52-3990	〃	
長岡市 与板支所	〒940-2492 長岡市与板町与板甲134	0258	FAX	72-3100 72-3331	〃	
長岡市 川口支所	〒949-7592 長岡市東川口1974-26	0258	FAX	89-3111 89-2110	〃	
出雲崎町役場	〒949-4392 三島郡出雲崎町大字川西140	0258	FAX	78-3111 78-4483	〃	557-10 ☆ 557-＊-10
小千谷市役所	〒947-8501 小千谷市城内2-7-5	0258	FAX	83-3511 83-2789	〃	571-330 ☆ 571-＊-330
魚沼市役所	〒946-8601 魚沼市小出島910	025	FAX	792-1000 792-9500	魚沼地域振興局管内	582-10 ☆ 582-＊-10

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
魚沼市 北部庁舎	〒946-0292 魚沼市須原520	025	FAX	797-2311 797-2313	魚沼地域 振興局管内	
魚沼市 入広瀬庁舎	〒946-0304 魚沼市穴沢215-1	025	FAX	796-2311 796-2767	〃	
魚沼市消防本部	〒946-0007 魚沼市四日町450番地1	025	FAX	793-0119 793-0119	〃	587-9911
十日町市役所	〒948-8501 十日町市千歳町3-3	025	FAX	757-3111 752-2122	十日町地域 振興局管内	611-310 ☆ 611-＊-310
津南町役場	〒949-8292 中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	025	FAX	765-3111 765-4625	〃	613-10 ☆ 613-＊-10
南魚沼市役所	〒949-6696 南魚沼市六日町180-1	025	FAX	773-6660 772-3055	南魚沼地域 振興局管内	603-1228 ☆ 603-＊-1228
南魚沼市 塩沢市民センター	〒949-6492 南魚沼市塩沢1370-1	025	FAX	782-0250 782-4702	〃	
南魚沼市 大和市民センター	〒949-7392 南魚沼市浦佐1188-2	025	FAX	777-3111 777-3721	〃	
湯沢町役場	〒949-6192 南魚沼郡湯沢町大字神立300	025	FAX	784-4851 784-1818	〃	601-223 ☆ 601-＊-223
柏崎市役所	〒945-8511 柏崎市日石町2番1号	0257	FAX	23-5111 21-5980	柏崎地域 振興局管内	621-10 ☆ 621-＊-10
柏崎市 消防本部	〒945-0034 柏崎市三和町8番51号	0257	FAX	24-1500 24-1119	〃	626-262
刈羽村役場	〒945-0397 刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257	FAX	45-3912 45-2244 45-2818	〃	624-2222 ☆ 624-＊-2222
妙高市役所	〒944-8686 妙高市栄町5-1	0255	FAX	72-5111 72-9841	上越地域 振興局管内	652-10 ☆ 652-＊-10
上越市役所	〒943-8601 上越市木田1-1-3	025	FAX	526-5111 526-6111	〃	651-10 ☆ 651-＊-10
上越市 板倉区総合事務所	〒944-0192 上越市板倉区針722-1	0255	FAX	78-2141 78-3984	〃	
上越市 清里区総合事務所	〒943-0595 上越市清里区荒牧18	025	FAX	528-3111 528-3114	〃	

機関名	所在地	局番	電話番号		備考	防災行政無線電話番号
上越市 三和区総合事務所	〒943-0316 上越市三和区井ノ口444	025	FAX	532-2323 532-2623	上越地域 振興局管内	
上越市 頸城区総合事務所	〒942-0192 上越市頸城区百間町636	025	FAX	530-2311 530-2001	〃	
上越市 吉川区総合事務所	〒949-3494 上越市吉川区下町1126	025	FAX	548-2311 548-3011	〃	
上越市 柿崎区総合事務所	〒949-3292 上越市柿崎区柿崎6405	025	FAX	536-2211 536-2227	〃	
上越市 大潟区総合事務所	〒949-3192 上越市大潟区土底浜1081-1	025	FAX	534-2111 534-5532	〃	
上越市 中郷区総合事務所	〒949-2394 上越市中郷区藤沢986-1	0255	FAX	74-2411 74-2567	〃	
上越市 名立区総合事務所	〒949-1692 上越市名立区名立大町365-1	025	FAX	537-2121 537-2973	〃	
上越市 大島区総合事務所	〒942-1106 上越市大島区岡3320-3	025	FAX	594-3101 594-3105	上越地域振興局 上越東維持管理 事務所管内	
上越市 浦川原区総合事務所	〒942-0393 上越市浦川原区釜淵5	025	FAX	599-2301 599-2225	〃	
上越市 安塚区総合事務所	〒942-0492 上越市安塚区安塚722-3	025	FAX	592-2003 592-3505	〃	
上越市 牧区総合事務所	〒943-0692 上越市牧区柳島522	025	FAX	533-5141 533-5135	〃	
上越地域消防局	〒943-0171 上越市大字藤野新田330番地1	025	FAX	545-0119 545-0233	〃	663-1444
糸魚川市役所	〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5	025	FAX	552-1511 552-8955	糸魚川地域 振興局管内	681-10 ☆ 681-＊-10
糸魚川市 能生事務所	〒949-1352 糸魚川市大字能生1941-2	025	FAX	566-3111 566-4286	〃	
糸魚川市 青海事務所	〒949-0392 糸魚川市大字青海4648-11	025	FAX	562-2260 562-5174	〃	
糸魚川市消防本部	〒941-0069 糸魚川市南寺島2-10-20	025	FAX	552-0119 552-6925	〃	685-231

機　関　名	所　在　地	局番	電話番号		備　考	防災行政無線 電話番号
佐渡市役所	〒952-1292 佐渡市千種232	0259	FAX	63-5118 63-3765	佐渡地域 振興局管内	694-336 ☆ 694-＊-336
佐渡市消防本部	〒952-1311 佐渡市八幡58	0259	FAX	51-0119 52-5651	〃	703-212
（ダム関係機関）						
荒川水力発電㈱ 岩船発電所 （岩船ダム）	〒959-3226 岩船郡関川村片貝	0254		64-2402	村上地域 振興局管内	
赤芝水力発電 赤芝発電所 （赤芝ダム）	〒999-1511 山形県西置賜郡小国町大字玉川字時巣沢	0238		64-2061		
新潟県企業局 発電管理センター	〒959-3132 村上市坂町1804	0254		62-6688	村上・新発田 地域振興局管内	◎　408-211
東北電力㈱ 新潟発電技術センター （加治川・飯豊第一ダム）	〒950-0964 新潟市中央区網川原664-222	025		283-5033	新発田地域 振興局管内	
東北電力㈱ 揚川ダム	〒959-4623 東蒲原郡阿賀町黒岩下鳥乙4023	0254		99-2055	津川地区振興 事務所管内	
東北電力㈱ 会津若松支社	〒965-8505 福島県会津若松市東栄町3-38	0242		26-5688		
電源開発㈱ 小出電力所 （黒又川第１ダム）	〒946-0011 魚沼市小出島889	025		792-0990	魚沼地域 振興局管内	
ＪＲ東日本㈱ 信濃川発電所 総合制御所	〒947-0012 小千谷市山本316	0258		82-0196	長岡地域 振興局管内	
東京電力リニューアブルパワー㈱ 信濃川事業所（西大滝ダム）	〒949-8201 中魚沼郡津南町大字下船戸戊179番地	025		765-5002		
東北電力㈱ 長岡発電技術センター （藪神・黒又ダム）	〒940-0856 長岡市美沢4-79-9	0258		33-7936	長岡地域 振興局管内	
デンカ㈱ 大網発電所	〒399-9400 長野県北安曇郡小谷村大字大網	025		557-2003		
新穂村土地改良区 （新穂ダム）	〒952-0106 佐渡市新穂瓜生屋490	0259		22-2009	佐渡地域 振興局管内	
笹ヶ峰ダム管理事務所 （笹ヶ峰ダム）	〒949-2113 妙高市大字杉野澤字宇棚3375-1	0255	FAX	86-6334 86-6335	上越地域 振興局管内	

付表－５

河　管　第　９４２　号
平成２３年１月２７日

地域振興局土木部関係部（所）長　　様

河 川 管 理 課 長

河川に係る災害発生時の被害報告について（通知）

河川に係る災害発生時における被害報告については、平成 20 年 3 月 21 日付け河管第 1309 号「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルについて」により報告をお願いしておりますが、一般県民への迅速な緊急点検結果の公表及び個別被害状況の的確な把握をより一層図りたいため、今後は下記のとおり報告願います。

なお、平成 20 年 3 月 21 日付け河管第 1309 号「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルについて」は廃止します。

記

１．報告対象

・洪水や地震等に起因した河川に係る災害発生時

２．報告様式及び内容

① 地域集計様式

一般被害、水防活動、避難、施設被害、応急復旧、本復旧等の各状況について、管内被害状況を集計して報告する。

② 個別被害様式

河川構造物の個別箇所の災害情報（位置、概要、被災写真等）について、報告する。

３．報告時期

・状況確認後、速やかに報告する。その後、被害が拡大するなど状況が大きく変化した場合や、より精度の高い情報が確認された場合など、適宜追加報告する。

受信担当	庶務担当課長 計画調整課長 治水担当課長	発信担当	河川管理課河川海岸維持係主任 本村 Mail：ngt080050@pref.niigata.lg.jp Tel ：025-280-5414　FAX ：025-283-6517
文書公開	公開	保存年限	取扱いが変更となるまで
文書の取扱い	・地域整備部の防災担当者に周知願います。 ・地区振興事務所、維持管理事務所にも通知しています。		

<地域集計様式>

河川被害報告（洪水・地震） 第〇報

第2報以降で、前回修正箇所がありセルを着色している場合は、1度セルの着色をリセットしてください。そして、先回と変更があれば最新の情報を入力し、「セルを緑に着色」願います。

災害名　　地域名　　地域整備部　　月　日　　現在

□プルダウン選択　　**※位置図、平面図、横断図、写真等があれば番号を記入し整理願います。**

地域	箇所番号（河川）－（箇所）	級	水系	河川	場所		一般被害																											施設被害									特記事項
					市町村	地区	河川状況	被害状況	左右・両岸	発生日時		水防活動状況						避難状況			一般被害状況															施設被害状況			応急復旧			本復旧				
										月日	時間	実施	工法	延長(m)	進捗	完了見込み	対策車	発令範囲	発令	解除	精度	進行	浸水面積	ha	人的被害（人）		家屋被害（戸）					その他	施設	状況	延長(m)	工法	進捗	完了見込	工法	延長(m)	進捗	完了見込	
																									死者	行方不明	床下	床上	軒下	流出	戸												

一般被害状況、水防活動状況、避難状況は
1. 施設被害が無くても溢水等の被害が確認されれば記入してください。
2. 地震についても河川によるものがあれば記入してください。

＜個別被害様式＞

地域名　　災害名　　箇所番号

河川名　　場所

位置図

概要図

被災写真

特記事項

付表－６

〔別添〕

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル
（地方整備局等及び都道府県から国土交通本省への伝達）

（目的）

第1条　「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（平成13年2月26日付け河川局長通知）」及び「『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について』並びに『河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について』（平成13年2月26日付け河川環境課長、治水課長、防災課長、保全課長通知）」について、河川に係る情報伝達の運用方針を定め、もって災害発生時の緊急かつ適切な対応に資する事を目的とする。

（対象河川）

第2条　連絡対象河川は、地方整備局及び北海道開発局が管理する一級河川、並びに都道府県が管理する一級河川指定区間及び二級河川とする。

（情報伝達の対象事象）

第3条　情報伝達を行う対象は、次の各号に掲げる事象とする。

一　地震

二　河川の氾濫

三　高潮、津波による災害

四　大規模な山腹崩壊・土石流が発生し、下流の河川区域に重大な影響を及ぼすおそれがある場合

五　その他、連絡すべきと判断される事象

（情報伝達の種類、時期、手段、内容及びルール）

第4条　地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局及び都道府県から国土交通本省へ情報伝達する情報の種類、伝達時期、手段、内容及び伝達ルートは、別紙に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによっては、資料の追加等がある場合は、その都度、本省から指示するものとする。

（情報伝達担当者等）

第5条　地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに都道府県内における広報及び本省への情報伝達については、事前に担当者を選定しておくものとする。

（地方整備局等と都道府県との伝達ルートの確立）

第6条　地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局と都道府県との情報伝達ルートについても、対象事象毎に定めておくものとする。

1　出水時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">情報の種類</th><th colspan="2">情報の伝達時期</th><th>伝達手段
()は予備手段</th><th>伝達内容</th><th>伝達ルート</th></tr>
<tr><td rowspan="6">【国管理】
本省
↑
整備局等</td><td rowspan="3">緊急情報</td><td>(1)出水見通し</td><td rowspan="2">各区間を受け持つ観測所において、氾濫危険水位を超える恐れがある時（すでに避難判断水位に到達しており、6時間先までの水位予測で氾濫危険水位の超過が予測されたとき等）</td><td>特定区間の場合</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>特定区間の危険箇所の状況
【特定区間調書の総括-2、様式-1～5】</td><td>[本局水災害予報センター等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>特定区間ではない場合</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>危険箇所の状況
【危険箇所調書の様式-1、様式-3】</td><td>[本局水災害予報センター等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>(2)出水概要</td><td>氾濫注意水位を超えた時から、減水して氾濫注意水位を下回るまで</td><td>本省の指示により適宜</td><td>E-mail</td><td>整備局ごとの出水状況
・水位状況
・被害状況(大規模内水含む)
・排水ポンプ車等による水防活動状況
・ホットライン実施状況
・水防団活動実施状況
【出水様式－総括】</td><td>[本局水災害予報センター等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害及び復旧状況</td><td>(3)被害情報</td><td>整備局等が情報を受けた時直ちに</td><td></td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>【出水様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[本局水災害予報センター等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重大な被害が発生した場合</td><td>第1報
(ホットライン)</td><td>電話</td><td>氾濫発生箇所、決壊箇所、決壊延長、堤防等の被害状況等</td><td>[本局河川情報管理官等]
→[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td>【出水様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[本局河川管理課、水災害予報センター等]
→[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>(4)緊急復旧状況</td><td>本省の指示により定期的に</td><td></td><td>E-mail
(FAX)</td><td>【出水様式－2】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[本局河川工事課、河川管理課、水災害予報センター等]
→[本省治水課]</td></tr>
<tr><td rowspan="4">【都道府県管理】
本省
整備局等
↑
都道府県
又は
本省
↑
整備局等
↑
都道府県</td><td rowspan="2">緊急情報</td><td rowspan="2">(1)出水状況
(水位・雨量)</td><td rowspan="2">氾濫危険水位に達した場合(氾濫危険水位の設定がされていない河川においては氾濫の恐れがある場合)※1</td><td>第1報
(都道府県単位)</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>・水位上昇の見込み(天端超過の可能性)
・河道形状(掘込みor有堤 等)
・決壊した場合の被害想定</td><td rowspan="2">[都道府県]→[整備局等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
本省、整備局等の指示により適宜</td><td>E-mail
(FAX)</td><td>都道府県ごとの出水状況
・水位状況
・被害状況(大規模内水含む)
・排水ポンプ車等による水防活動状況
・水防団活動実施状況
【出水様式－総括】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害及び復旧状況</td><td rowspan="2">(2)被害情報</td><td rowspan="2">重大な被害が発生した場合</td><td>第1報
(ホットライン)</td><td>電話</td><td>氾濫発生箇所、決壊箇所、決壊延長、堤防等の被害状況等</td><td>[都道府県]
→[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
[都道府県]→[整備局等]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td>【出水様式－総括】
【出水様式－1(1)・(2)】
【出水様式－2】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[都道府県]→[整備局等]
→[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td colspan="8">※1管内(都道府県単位)における第2報以降は、本省および整備局等の指示による。なお、(2)被害情報については、すべての河川を報告すること。</td></tr>
</table>

2　地震時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期		伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに		電話 E-mail (FAX)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【地震様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【地震様式－2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに		電話 E-mail (FAX)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【地震様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【地震様式－2】 (現地状況写真 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]

3　津波時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

区分	情報の種類	情報の伝達時期		伝達手段 ()は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに		電話 E-mail (FAX)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【津波様式－1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【津波様式－2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに		電話 E-mail (FAX)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【津波様式－1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【津波様式－2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等]→[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]

4　河岸崩落時の情報伝達（時期、手段、内容、ルート）

<table>
<tr><th>区分</th><th>情報の種類</th><th colspan="2">情報の伝達時期</th><th>伝達手段
()は予備手段</th><th>伝達内容</th><th>伝達ルート</th></tr>
<tr><td rowspan="3">【国管理】
本省
↑
整備局等</td><td rowspan="3">(1)河岸崩落
災害報告</td><td colspan="2">被害が発生したら
・第1報は速やかに
・第2報以降は適宜速やかに</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>・河岸崩落状況
・河岸崩落被害情報
・復旧活動状況等
【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[本局河川管理課等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重大な被害が生じた場合</td><td>第1報
(ホットライン)</td><td>電話</td><td>被害状況(箇所、規模等)</td><td>[本局河川情報管理官等]
→[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td>【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td rowspan="2">[本局河川工事課、河川管理課等]
→[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>(2)緊急復旧情報</td><td colspan="2">緊急復旧状況について、適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">【都道府県管理】

本省
整備局等
↑
都道府県

又は

本省
↑
整備局等
↑
都道府県</td><td rowspan="3">(1)河岸崩落
災害報告</td><td colspan="2">被害が発生したら
・第1報は速やかに
・第2報以降は適宜速やかに</td><td>電話
E-mail
(FAX)</td><td>・河岸崩落状況
・河岸崩落被害情報
・復旧活動状況等
【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td>[都道府県]→[整備局等]
→[本省河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重大な被害が生じた場合</td><td>第1報
(ホットライン)</td><td>電話</td><td>被害状況(箇所、規模等)</td><td>[都道府県]
→[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
[都道府県]→[整備局等]</td></tr>
<tr><td>第2報以降
適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td>【崩落様式－1(1)・(2)】
(現地状況写真等 添付)</td><td rowspan="2">[都道府県]→[整備局等]→[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]</td></tr>
<tr><td>(2)緊急復旧情報</td><td colspan="2">緊急復旧状況について、適宜速やかに</td><td>E-mail
(電話)
(FAX)</td><td></td></tr>
</table>

5　その他の事象の情報伝達

その他の災害等で、本省に伝達すべき事象が発生した場合は、上記１～４に準じて、適宜伝達するものとする。

出水様式－総括

○河川（○月○日○:○現在）

■被害状況

＜国管理河川＞

1）一般被害

水系　　河川　　箇所　（ 浸水家屋　　戸　 家屋損壊　　戸 ）

整備局等	水 系	河 川	市町村	地 点		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				左右岸	KP	原因	床上（約戸）	床下（約戸）	原因	全壊（約戸）	半壊（約戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

水系　　河川　　箇所　（ うち　　箇所で対策完了）

整備局等	水 系	河 川	市町村	地 点		被 害 状 況		対 策 状 況
				左右岸	KP	状 態	数量（約）	

＜都道府県管理河川＞

1）一般被害

水系　　河川　（ 浸水家屋　　戸　 家屋損壊　　戸 ）

都道府県	水 系	河 川	市町村	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被 害 状 況
				原因	床上（約戸）	床下（約戸）	原因	全壊（約戸）	半壊（約戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

水系　　河川

都道府県	水 系	河 川	市町村	被 害 状 況		対 策 状 況
				状 態	件数	

■国管理河川の出水状況

1）現在、**氾濫危険水位**を超えている河川　　**水系　　河川**

整備局等	水 系	河 川						

2）現在、**避難判断水位**を超えている河川　　**水系　　河川**

整備局等	水 系	河 川						

3）現在、**氾濫注意水位**を超えている河川　　**水系　　河川**

整備局等	水 系	河 川						

4）**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川　　**水系　　河川**

整備局等	水 系	河 川						

5）**避難判断水位**を超えたが現在下回った河川　　**水系　　河川**

整備局等	水 系	河 川						

6）**氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川　　**水系　　河川**

整備局等	水 系	河 川						

■都道府県管理河川の出水状況

1）現在、**氾濫危険水位**を超えている河川　　**水系　　河川**

都道府県	水 系	河 川						

2）**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川　　**水系　　河川**

都道府県	水 系	河 川						

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

＜国管理河川＞

整備局等	水　系	河　川	市町村	地　　点		排水P車出動状況		水防活動状況
				左右岸	KP	出動数（台）	稼働状況	

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水　系	河　川	市町村	排水P車出動状況		水防活動状況
				出動数（台）	稼働状況	

○国管理河川のホットライン実施状況

水系　　市町村　　回

整備局等	水　系	河川事務所	市町村	回数

○水防団による水防活動の実施状況

＜国管理河川＞

水系　　団体

整備局等	水　系	団体数

＜都道府県管理河川＞

団体

都道府県	団体数

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　〇 月 〇 日　　〇 時 〇 分　）

出水様式-1(1)　　被害情報　（　国管理　河川　）

（整備局等名　　）
（都道府県名　　）

出水名	台風〇〇号　　（第　　報）			
水系名	1級河川　　〇〇〇川（ふりがな）		河川名	〇〇〇川（ふりがな）
出水状況 現状 （見込み）				
被害状況 現状 （予測） 【記入例】	発生日時	R 〇．〇．〇 〇〇：〇〇	発生場所	〇〇県 〇〇町（ふりがな）
	状況	決壊	距離標	左 〇.〇 ～ 〇.〇 km
	〇〇 月 〇〇 日 〇〇 時現在　＜　速報値　＞			
	（　拡大中　） (1)浸水面積　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　〇〇ha　（予測　ha） 〇〇町　（予測　ha） (2)人的被害　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　死者　人 行方不明者　人 (3)家屋被害　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　床下浸水　戸（予測　戸） 床上浸水　戸（予測　戸） 軒下浸水　戸（予測　戸） 家屋流出　戸 (4)その他　＜有：無：調査中：未確認＞ 〇〇町　国道〇号線　通行止め （予測　〇〇町　JR〇〇線　通行止め）			

注）・平面図を添付（決壊等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）
　　・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

出水様式-1(2)　　**被害情報　（　国管理　河川　）**

（整備局等名　　）
（都道府県名　　）

被害への対応状況 現状 （予定）	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在
	(1) 実施済みの対応 (2) 今後の対応
水防活動状況 現状 （予定）	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在 ＜ 速報値 ＞
	(1)○○町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 (2)○○町

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

出水様式-2　緊急復旧状況（　国管理　河川　）

（整備局等名　　）
（都道府県名　　）

出水名	台風○○号　　（第　　報）		
水系名	1級河川　　○○○川	河川名	○○○川
時　点	○月○日○時現在	発生日時	R○.○.○ ○○：○○
発生場所	○○県○○町	距離標	左 ○.○ ～ ○.○ km
被災状況	決壊	状　況	拡大中
	被災延長　　m		
復旧状況	【○月○日時点】 （1）復旧工法 （2）着手日時 （3）完成予定日時 （4）進捗状況		

注）・別添として、全体計画（平面図、断面図）及び進捗状況（前回報告からの進捗）が分かる資料を添付すること
・写真を添付

《データ入力様式》

地方整備局名	○　○　地　方　整　備　局
河川事務所名	○　○　河　川　事　務　所
水系名	○○水系
河川名	○○川
観測地点名	○○地点
地点区分	洪水予報基準地点
雨量	流域平均雨量
出水名	令和○年○月○○日～○○日 洪水
降雨成因	台風○号
計画高水位	5.28
氾濫危険水位	4.8
避難判断水位	1.9
氾濫注意水位	0.8

断面	X	-30	-20.7	-18.7	-16.3	-15	-12.5	-9.6	-4.7	-2.3	0
	Y	5.44	5.42	4.64	6.83	6.93	6.86	7.6	7.69	8.23	8.13

グラフ最大値	10
グラフ最小値	-5

出水様式－1

水　位　予　測

出水名	令和〇年〇月〇〇日～〇〇日	降雨成因	台風〇号	〇〇地方整備局 〇〇河川事務所

水系名	
〇〇水系	
河川名	
〇〇川	
予測地点名	
〇〇地点	
洪水予報基準地点	
予測手法	
雨量	
流域平均雨量	
グラフの開始時刻	
年	
2002	
月	
5	
日	
7	
時刻	
20	

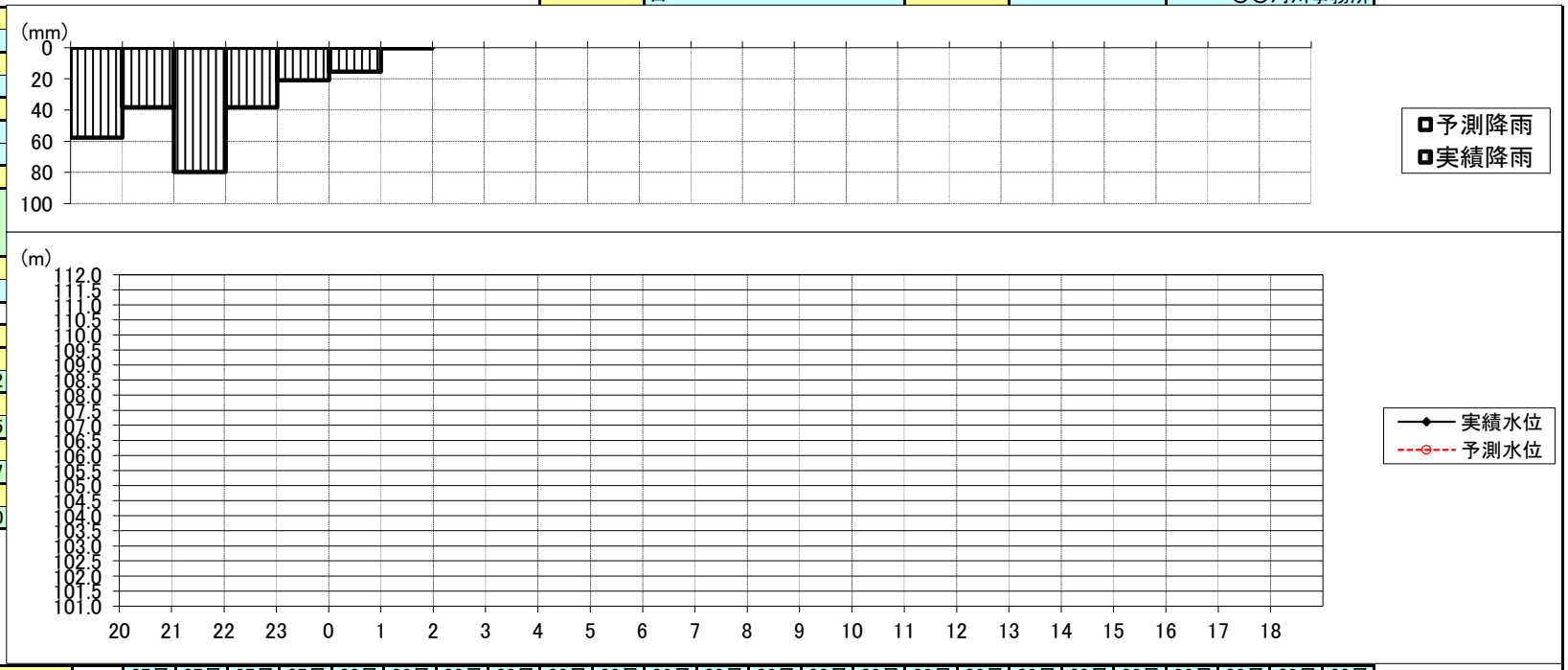

日			07日	07日	07日	07日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日	08日
時刻			20時	21時	22時	23時	00時	01時	02時	03時	04時	05時	06時	07時	08時	09時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
実　績	降雨		57.8	38.4	79.7	38.4	20.8	15.4	0.5	0.0	0.0	0.0														
	水位		0.80	1.70	3.80	5.00	5.25	4.82	4.30	2.82	1.10	−1.20														
1時間先の予測	予測降雨			65.3	28.2	44.2	81.1	23.4	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0													
	水位	予測		1.50	3.00	5.20	5.30	4.50	4.40	2.30	1.00	−1.30	−1.50													
		再現																								
2時間先の予測	予測降雨				55.2	46.3	84.4	24.6	1.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0												
	水位	予測			2.50	4.50	5.30	5.00	4.30	2.40	0.90	−1.40	−1.70	−1.70												
		再現																								
3時間先の予測	予測降雨					40.3	89.0	29.0	2.2	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0											
	水位	予測				3.50	4.80	5.40	4.70	3.50	0.60	−1.00	−2.00	−1.90	−1.90											
		再現																								
4時間先の予測	予測降雨						40.3	89.0	29.0	2.2	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0										
	水位	予測					3.50	4.80	5.40	4.70	3.50	0.60	−1.00	−2.00	−1.90	−1.90										
		再現																								
5時間先の予測	予測降雨							40.3	89.0	29.0	2.2	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0									
	水位	予測						3.50	4.80	5.40	4.70	3.50	0.60	−1.00	−2.00	−1.90	−1.90									
		再現																								
6時間先の予測	予測降雨								40.3	89.0	29.0	2.2	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0								
	水位	予測							3.50	4.80	5.40	4.70	3.50	0.60	−1.00	−2.00	−1.90	−1.90								
		再現																								

※記入要綱

1.Rave(流域平均雨量)がない場合は、代表雨量観測所とする

2.既往最大洪水水位曲線と、今回出水の水位上昇時の警戒水位を合致させて記入のこと

3.観測所の河川横断図、H.W.L、危険水位、警戒水位、指定水位を記入のこと

【備考】

予測・・・「予測降雨」を用いた場合の水位予測結果(出水中)

再現・・・「実績降雨」を用いた場合の水位予測結果(出水後、

↓	事務所	送信	平成　年　月　日　時　分	発信者	
	本局	受信	平成　年　月　日　時　分	受信者	

↓	本局	送信	平成　年　月　日　時　分	発信者	
	本省	受信	平成　年　月　日　時　分	受信者	

地震様式－1

○河川（○月○日○:○現在）

■点検状況

＜国管理河川＞

水系　　河川

整備局等	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

＜都道府県管理河川＞

水系　　河川

都道府県	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

■被害状況

＜国管理河川＞

水系　　河川　　箇所　（うち　　箇所で対策完了）

整備局等	水 系	河 川	市町村	地　点		被 害 状 況		対　策　状　況
				左右岸	KP	状 態	数 量（約）	

＜都道府県管理河川＞

水系　　河川

都道府県	水 系	河 川	市町村	被 害 状 況		対　策　状　況
				状 態	件数	

■河川管理施設の状況

＜国管理河川の主な河口水門等の開閉状況＞

整備局等	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

＜都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況＞

都道府県	施設数	開閉状況	備考

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

地震様式-2　緊 急 復 旧 状 況 （　国管理　河川　）

（ 整備局等名　　）
（ 都道府県名　　）

地 震 名	○○地震　　（第　　報）		
水 系 名	1 級河川　　○○○川（ふりがな）	河 川 名	○○○川（ふりがな）
時　点	○ 月 ○ 日 ○ 時現在	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○
発生場所	○○県 ○○町（ふりがな）	距 離 標	左 ○.○ ～ ○.○ km
被災状況	堤防横断亀裂(HWLに達する、達しない)		
	被災延長　　m		
復旧状況	【○月○日時点】 (1)復旧工法 (2)着手日時 (3)完成予定日時 (4)進捗状況		

注）・別添として、全体計画（平面図、断面図）及び進捗状況（前回報告からの進捗）が分かる資料を添付すること
・写真を添付

津波様式－1

○河川（○月○日○:○現在）

■津波警報対象河川

＜国管理河川＞

水系　　河川

整備局等	水系	河川	発令状況

＜都道府県管理河川＞

水系　　河川

都道府県	水系	河川	発令状況

■被害状況

＜国管理河川＞

1）一般被害

水系　　河川　　箇所　（ 浸水家屋　　戸　家屋損壊　　戸 ）

整備局等	水 系	河 川	市町村	地 点		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				左右岸	KP	原因	床上（約戸）	床下（約戸）	原因	全壊（約戸）	半壊（約戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

水系　　河川　　箇所　（ うち　　箇所で対策完了）

整備局等	水 系	河 川	市町村	地 点		被 害 状 況		対 策 状 況
				左右岸	KP	状 態	数 量（約）	

＜都道府県管理河川＞

1）一般被害

水系　　河川　（ 浸水家屋　　戸　家屋損壊　　戸 ）

都道府県	水 系	河 川	市町村	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被 害 状 況
				原因	床上（約戸）	床下（約戸）	原因	全壊（約戸）	半壊（約戸）	原因	面積（約ha）	

2）河川管理施設等被害

水系　　河川

都道府県	水 系	河 川	市町村	被 害 状 況		対 策 状 況
				状 態	件数	

■河川管理施設の状況

＜国管理河川の主な河口水門等の開閉状況＞

整備局等	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

＜都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況＞

都道府県	施設数	開閉状況	備考

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○ 月 ○ 日　　○ 時 ○ 分　）

津波様式-2　緊 急 復 旧 状 況 （　　国管理　　河川　）

（ 整備局等名　　）
（ 都道府県名　　）

要 因 名	○○　　（第　　報）		
水 系 名	1 級河川　　○○○川（ふりがな）	河 川 名	○○○川（ふりがな）
時　点	○ 月 ○ 日 ○ 時現在	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○
発生場所	○○県 ○○町（ふりがな）	距 離 標	左 ○.○ ～ ○.○ km
被災状況	決壊		
	被災延長　　m		
復旧状況	【○月○日時点】 （1）復旧工法 （2）着手日時 （3）完成予定日時 （4）進捗状況		

注）・別添として、全体計画（平面図、断面図）及び進捗状況（前回報告からの進捗）が分かる資料を添付すること
・写真を添付

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

崩落様式-1(1)　河岸崩落被害情報（　　国管理　　河川　）

（ 整備局等名　　）
（ 都道府県名　　）

発生場所	○○県　○○町（ふりがな）	発生日時	R2.4.1　　12:00
水 系 名	1 級河川　　○○○川（ふりがな）	河 川 名	○○○川（ふりがな）　　左
法 指 定	法河川		
管 理 者		崩落原因	
崩落状況	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在 (1)崩落土砂量 (2)河道埋塞状況 (3)ダムアップ状況 (4)河道崩落土砂流出の可能性		
被害状況	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在　＜　速 報 値　＞ （　拡大中　） (1)浸水面積　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ ○○町　　○○ha (2)人的被害　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ ○○町　　死者　　人 行方不明者　　人 (3)家屋被害　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ ○○町　　床下浸水　　戸 床上浸水　　戸 軒下浸水　　戸 家屋流出　　戸 (4)その他　＜ 有 ： 無 ： 調査中 ： 未確認 ＞ ○○町　　国道○号線　通行止め		

注）・平面図を添付（破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載）
　　・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室　　宛 （マイクロ　80-35462、35465、35467）	←	課（氏名：　　） （マイクロ　　）

（　○　月　○　日　　○　時　○　分　）

崩落様式-1(2)　河岸崩落被害情報（　　国管理　　河川　）

（整備局等名　　）
（都道府県名　　）

復旧活動状況等	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在　＜　速 報 値　＞
	(1)復旧状況
	(2)上下流における安全対策
	(3)国による支援状況
	(4)その他

付表―7

排水ポンプ車要請　伝達手順

災害対策用建設機械等の出動の流れ

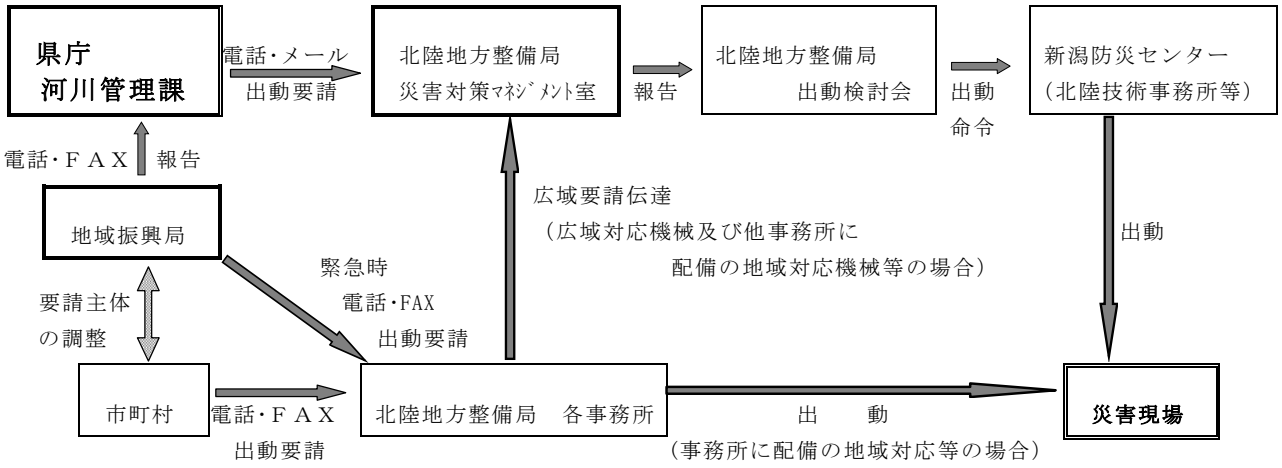

※県土木部から北陸地方整備局災害対策マネジメント室への要請は、県庁主管課が行う。
ただし、緊急を要する場合は、地域機関が直接、要請するものとする。
地域機関は、出動要請の必要が生じた場合、または要請した場合は、県庁主管課に速やかに報告すること。

１．出動要請について

①要請連絡を受けるとき

a.場所を特定する。

「排水ポンプ車想定箇所」（※施設管理係長席後ろの棚のパイプ式ファイル）にて確認を行う。それ以外は管内図のＦＡＸをもらう。

b.要請台数などを聞く。

c.要請主体を確認する。（地域整備部or市町村）

要請主体が市町村であれば、国土交通省へ直接要請をするよう伝える。

（※支援費用については、原則として支援要請した機関が負担するためことを十分に伝えること。

d.要請者の連絡責任者（現地対応責任者）の氏名と電話番号（連絡先）を聞く。

②地域機関が緊急要請をした後の報告

・河川海岸維持係長または施設管理係長へ連絡する。

・監理課へも連絡する。

（監理課企画調整室：025-280-5383）

③出動要請

・北陸地方整備局へ要請する。

①の内容を報告する。

【参考】災害対応支援に関する連絡窓口（令和8年3月現在）

整備局事務所	担当者	電話番号	備考
北陸地方整備局 TEL：025-280-8880(代表) 災害対策マネジメント室 TEL：025-280-8836 ﾏｲｸﾛ：84-2168 Mail（防災 G メール※）： hokuriku-bousaika1@hrr.mlit.go.jp ※日中・夜間休日	①災害対策ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室長 ②災害対策ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ室課長補佐 ③防災室長		
羽越河川国道事務所 0254-62-3211（代）	副所長 工務第一課長		排水ポンプ車 30m3/min（2 台） 照明車（2 台）
新潟国道事務所 025-246-7764	副所長 防災情報課長		
信濃川下流河川事務所 025-266-7131（代）	副所長 建設専門官		排水ポンプ車 30m3/min（6 台） 照明車（6 台）
阿賀野川河川事務所 0250-22-2211（代）	副所長 管理課長		排水ポンプ車 30m3/min（1 台） 照明車（1 台）
信濃川河川事務所 0258-32-3020（代）	副所長 防災情報課長		排水ポンプ車 30m3/min（6 台） 照明車（6 台）
長岡国道事務所 0258-36-4551（代）	副所長 防災情報課長		
湯沢砂防事務所 0258-784-2263（代）	副所長 調査課長		
高田河川国道事務所 025-523-3136（代）	副所長（河川） 防災課長		排水ポンプ車 30m3/min（5 台） 照明車（5 台）

付表－8

北陸地方整備局・新潟県が提供する河川カメラ映像　位置図

関川管内図

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

高田河川国道事務所管内：関川

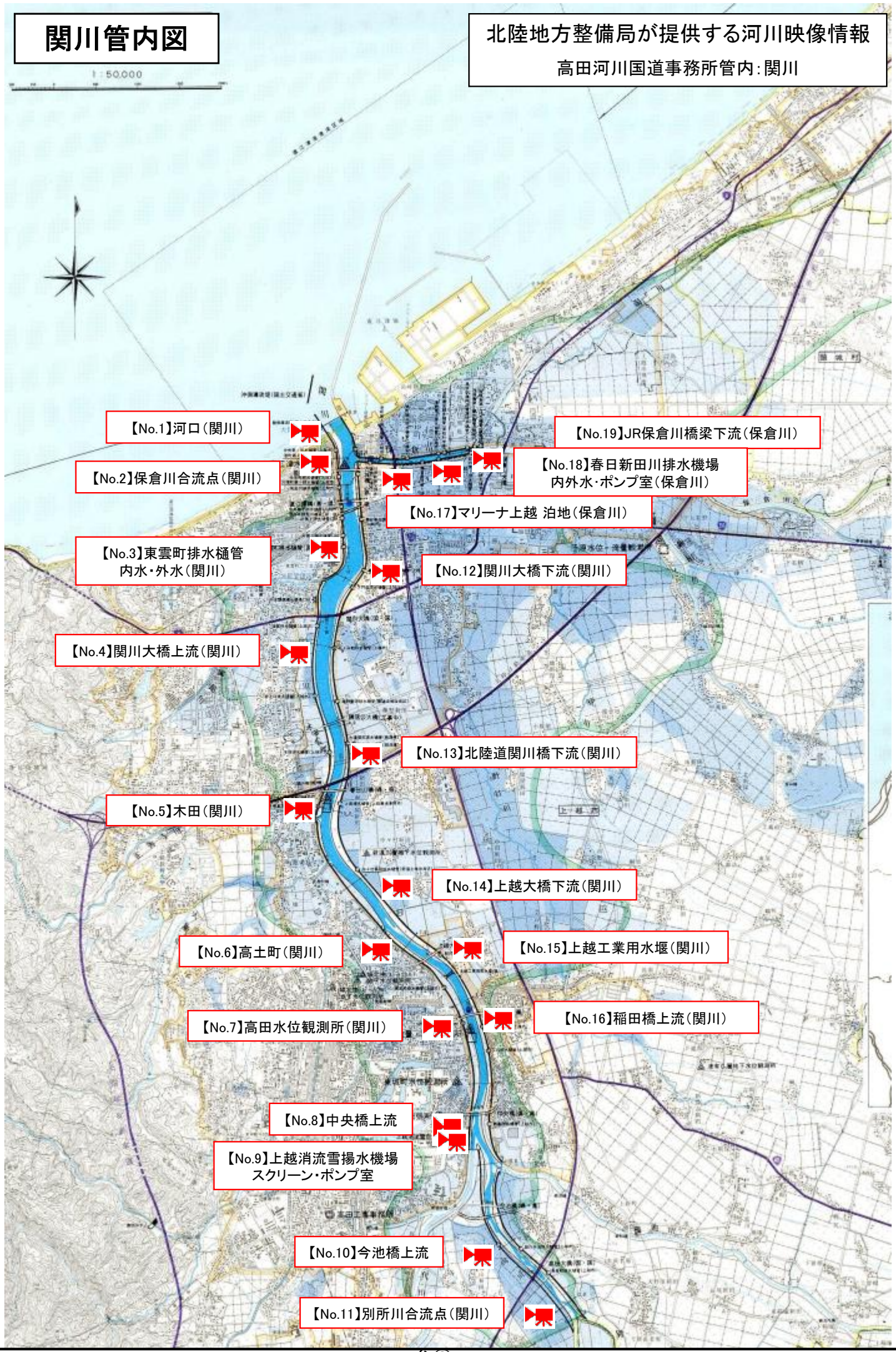

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

高田河川国道事務所管内：姫川

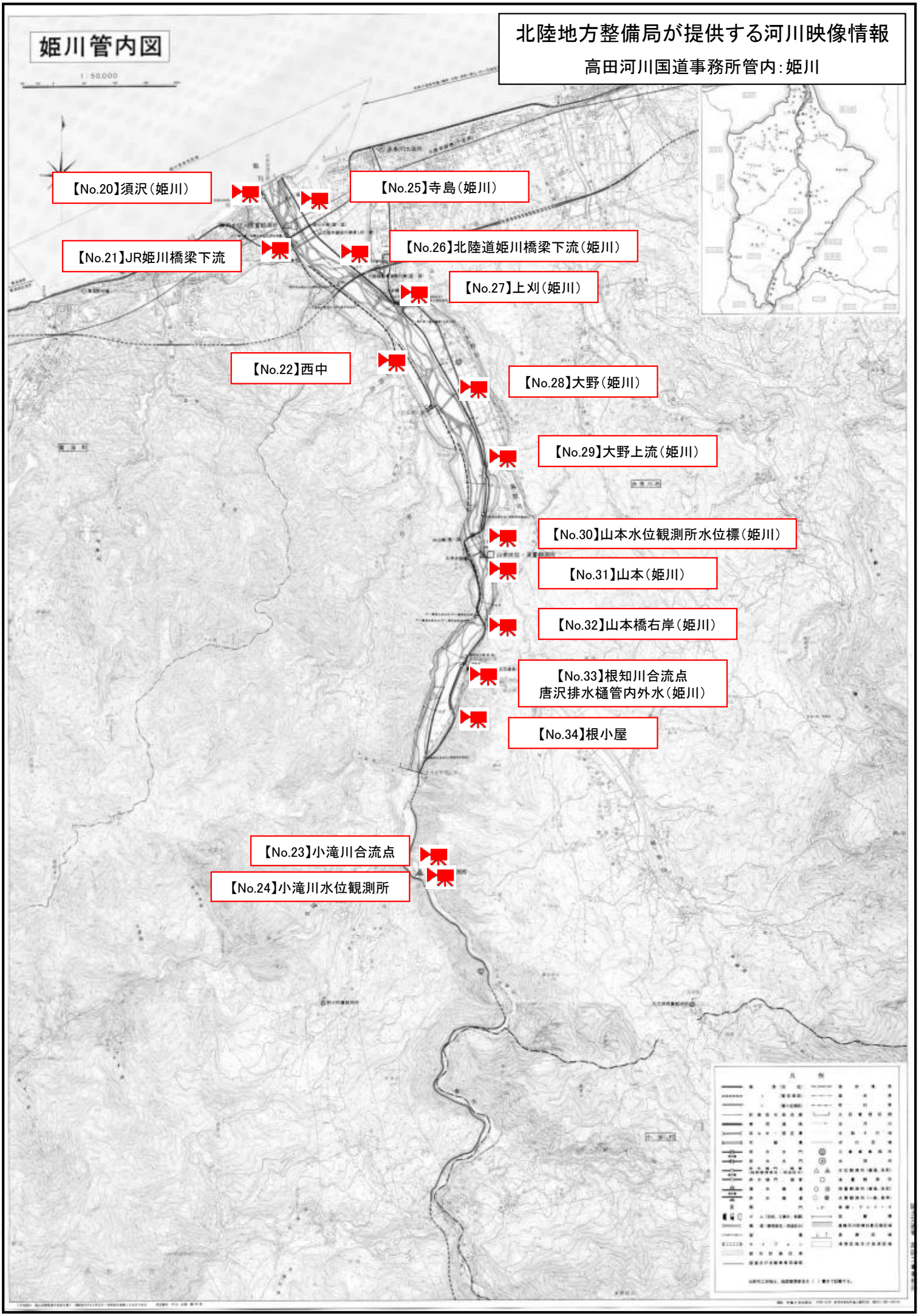

羽越河川国道事務所管内図

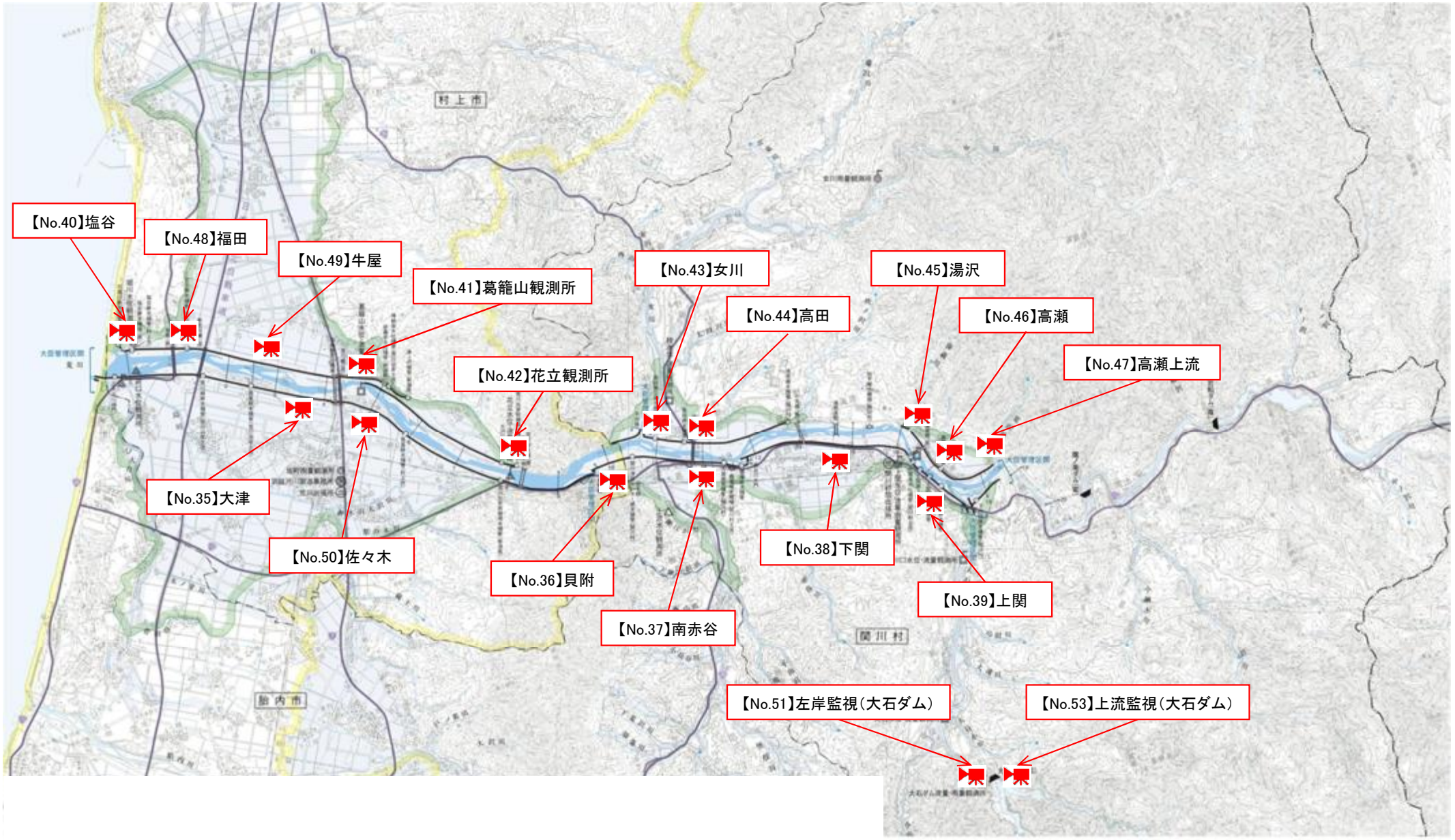

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

羽越河川国道事務所管内：荒川

信濃川（中流）管内図１／２

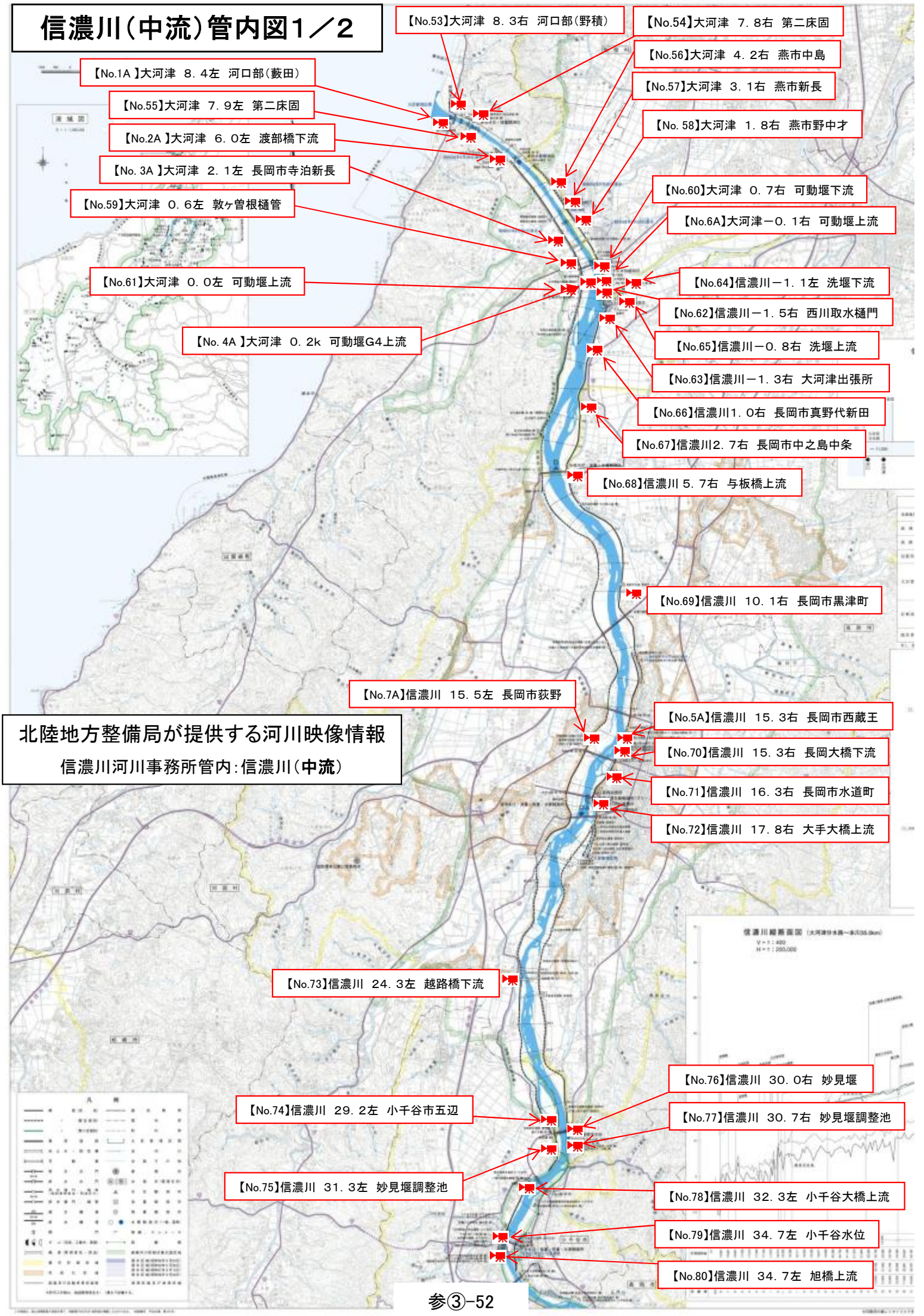

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

信濃川河川事務所管内：信濃川（**中流**）

信濃川（中流）・魚野川管内図　2／2

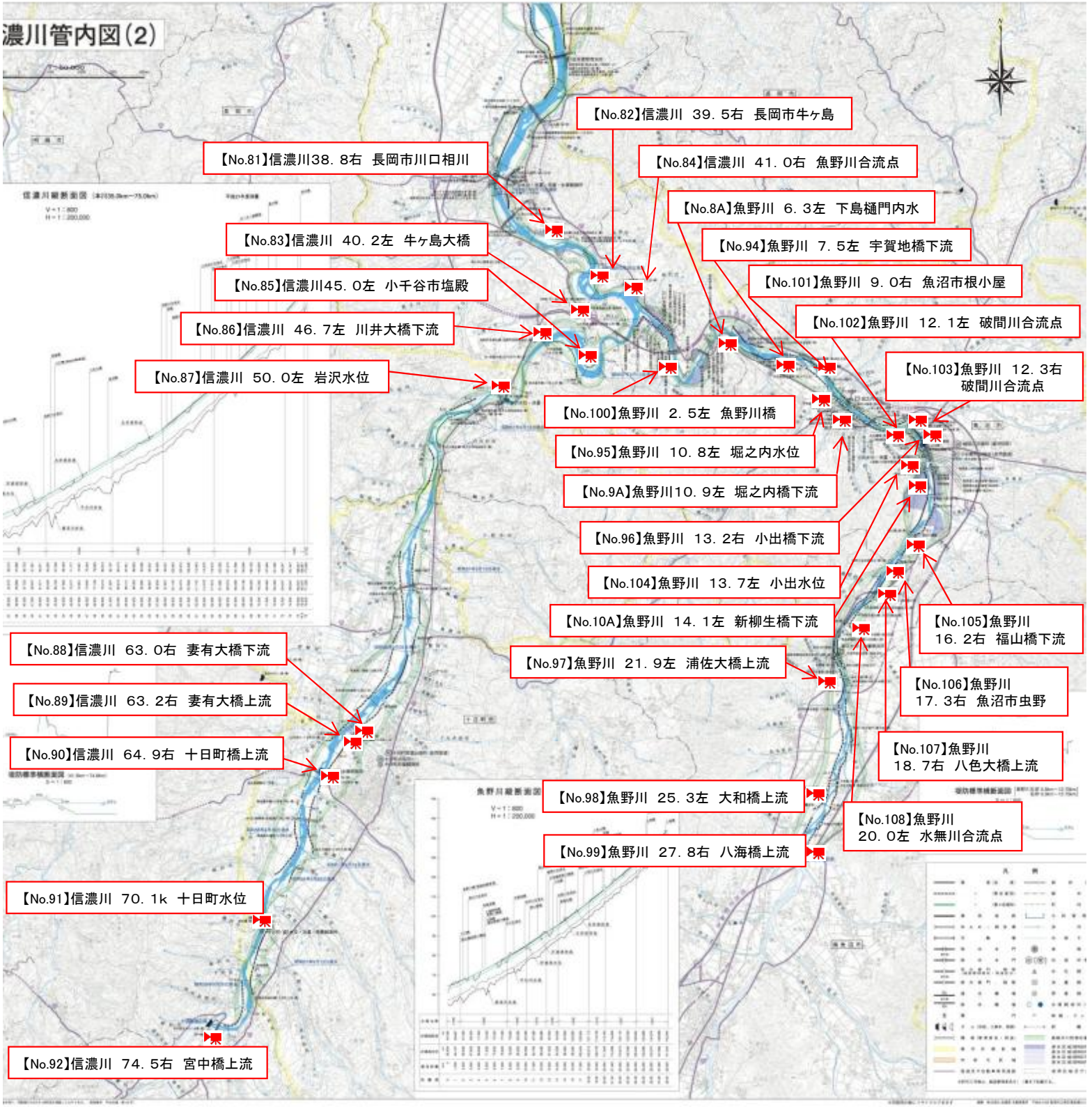

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

信濃川河川事務所管内：信濃川（**中流**）

信濃川（下流）管内図

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

信濃川下流河川事務所管内：信濃川（下流）

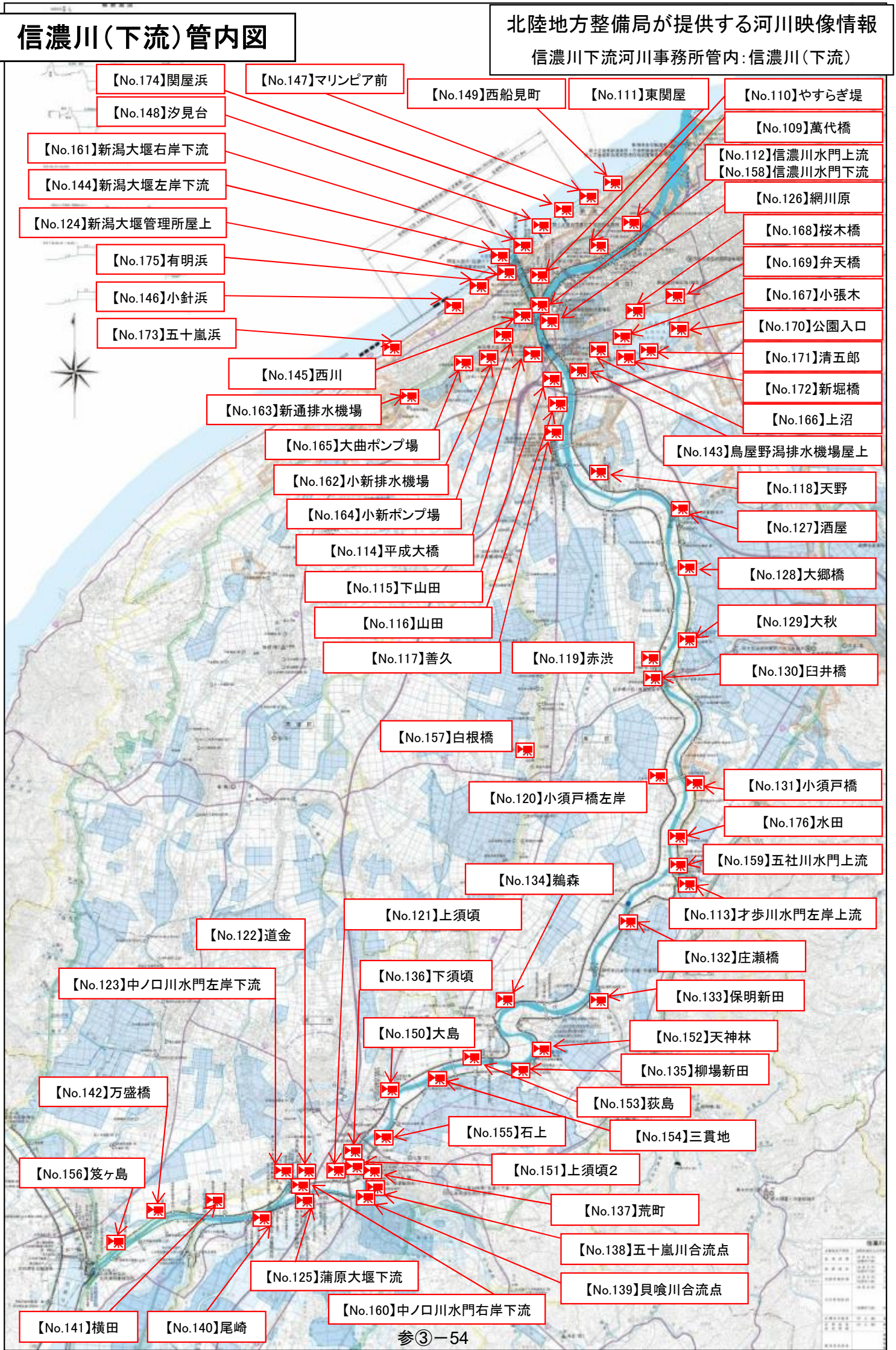

阿賀野川管内図

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

阿賀野川河川事務所管内：阿賀野川

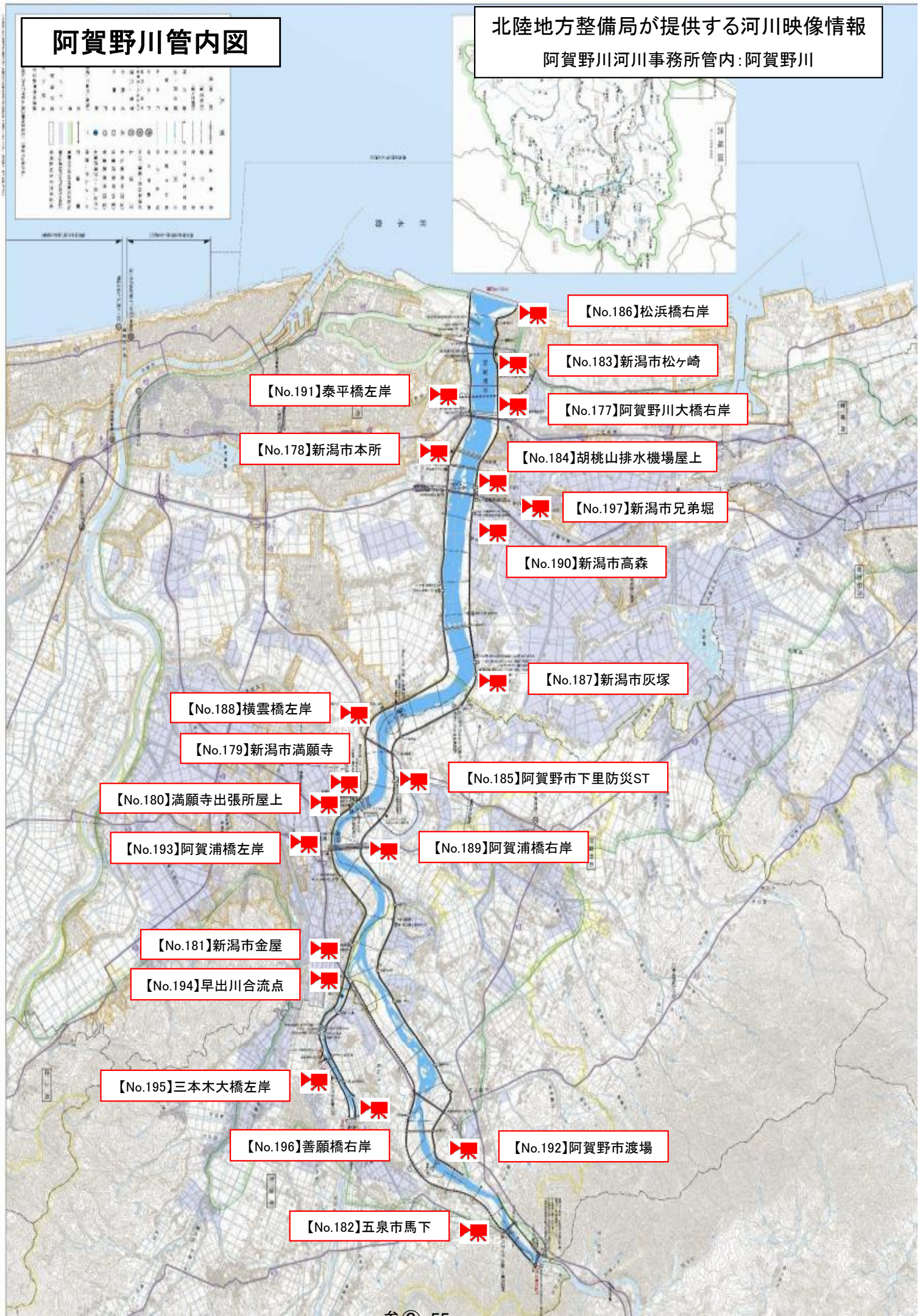

阿賀野川砂防管内図

北陸地方整備局が提供する砂防映像情報

阿賀野川河川事務所管内：阿賀野川（砂防）

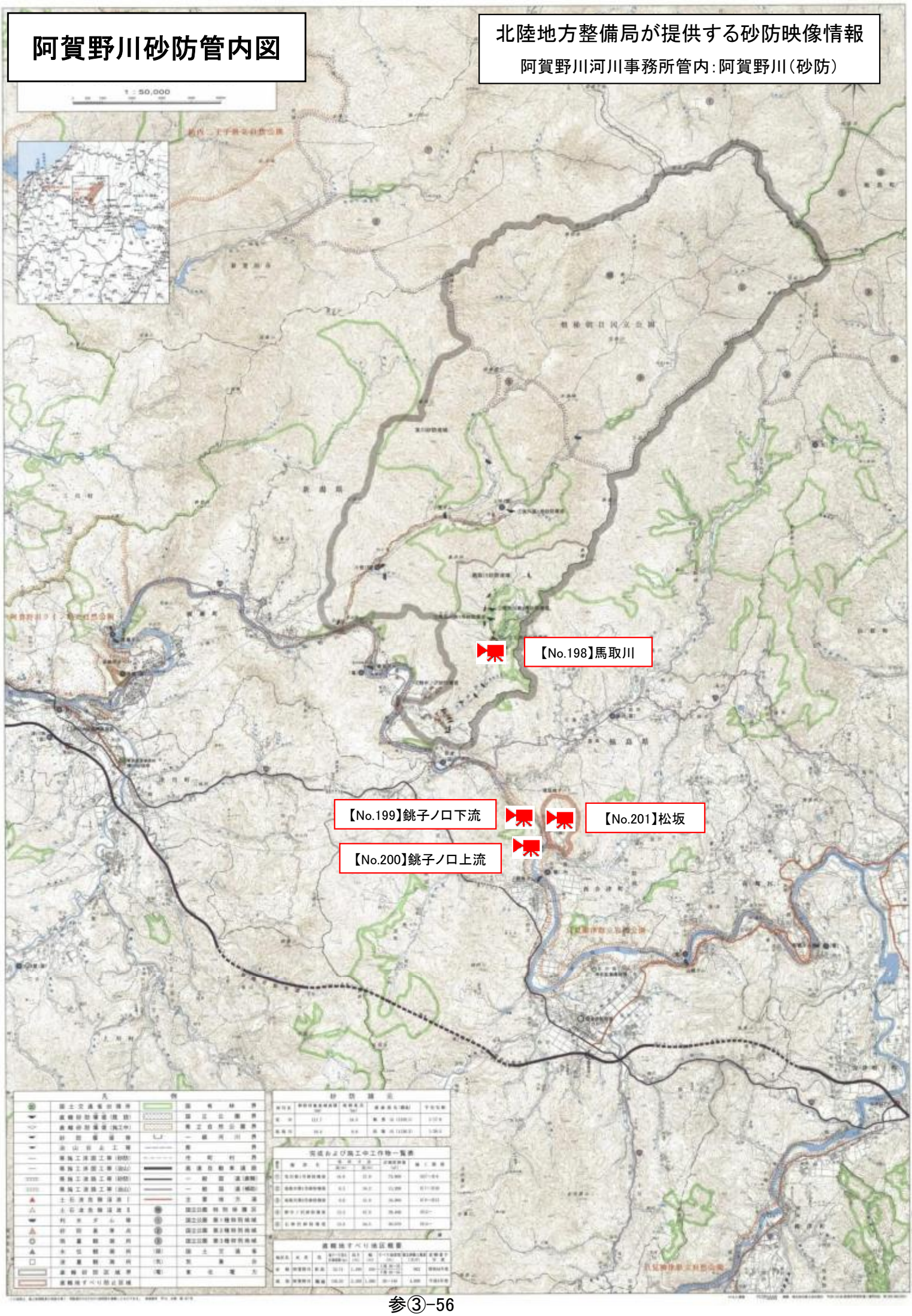

湯沢砂防事務所管内図

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

湯沢砂防事務所管内：湯沢砂防

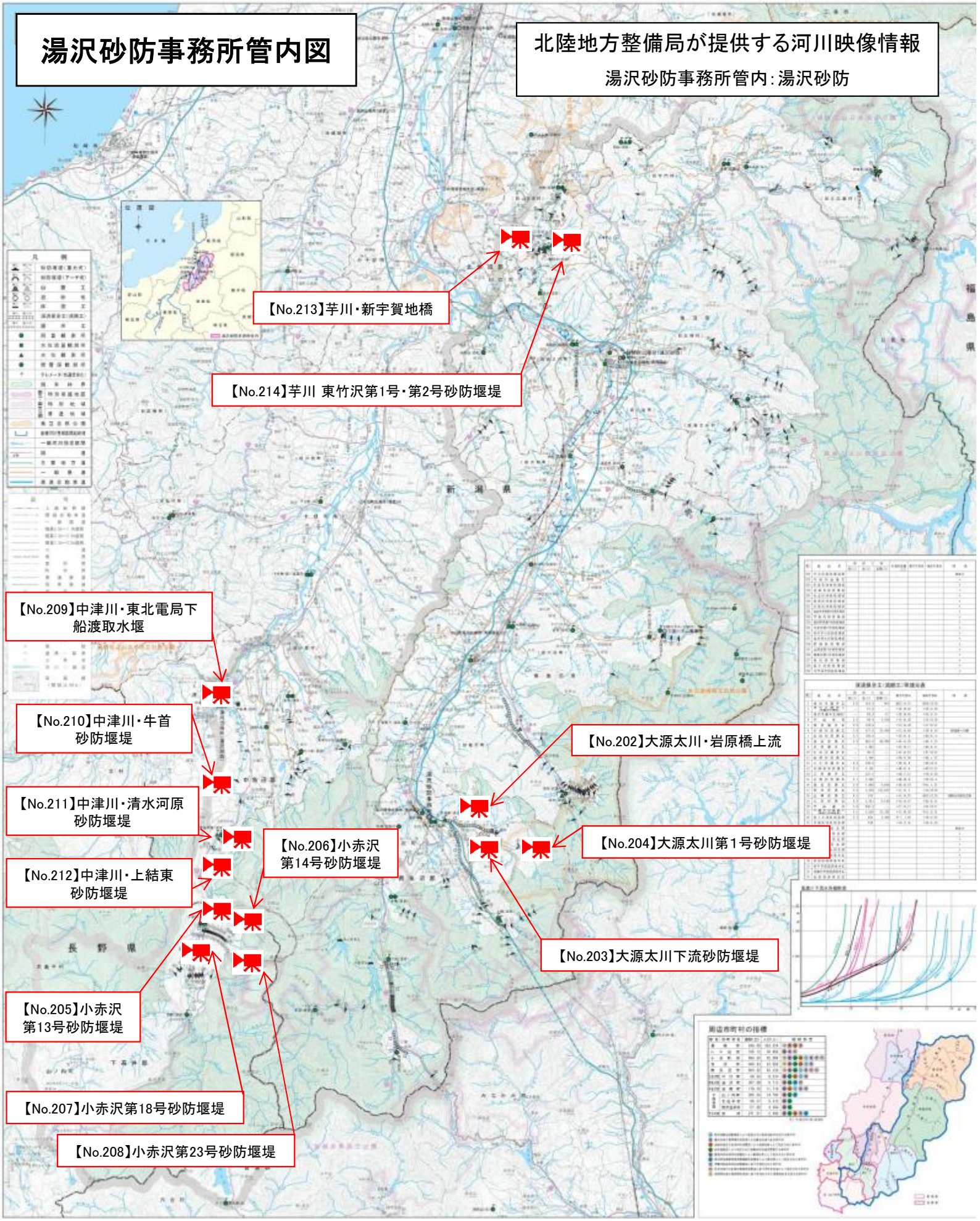

飯豊山系砂防事務所管内図

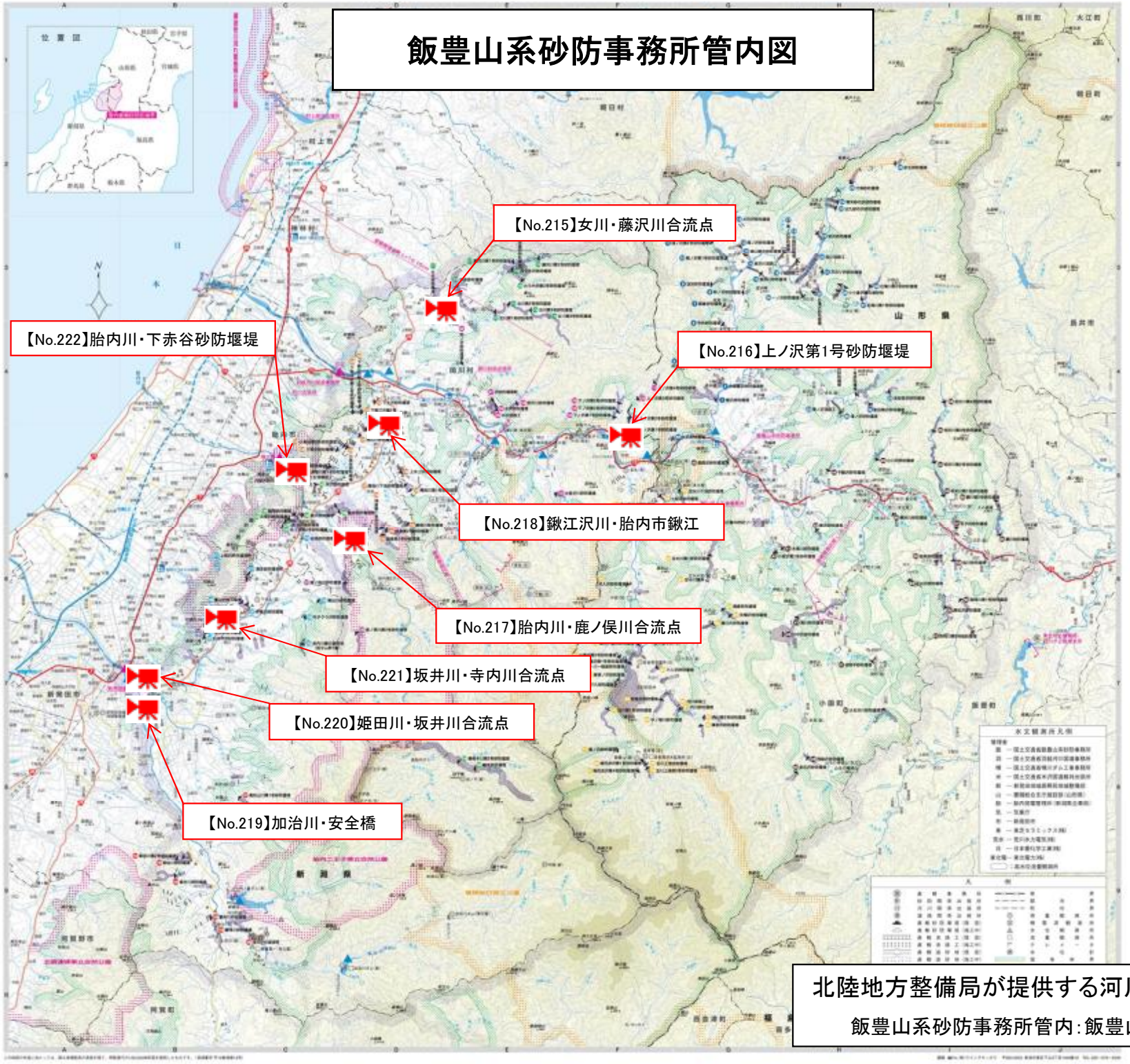

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

飯豊山系砂防事務所管内：飯豊山系砂防

三国川ダム管内図

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

三国川ダム管理所：三国川ダム

国営越後丘陵公園管内図

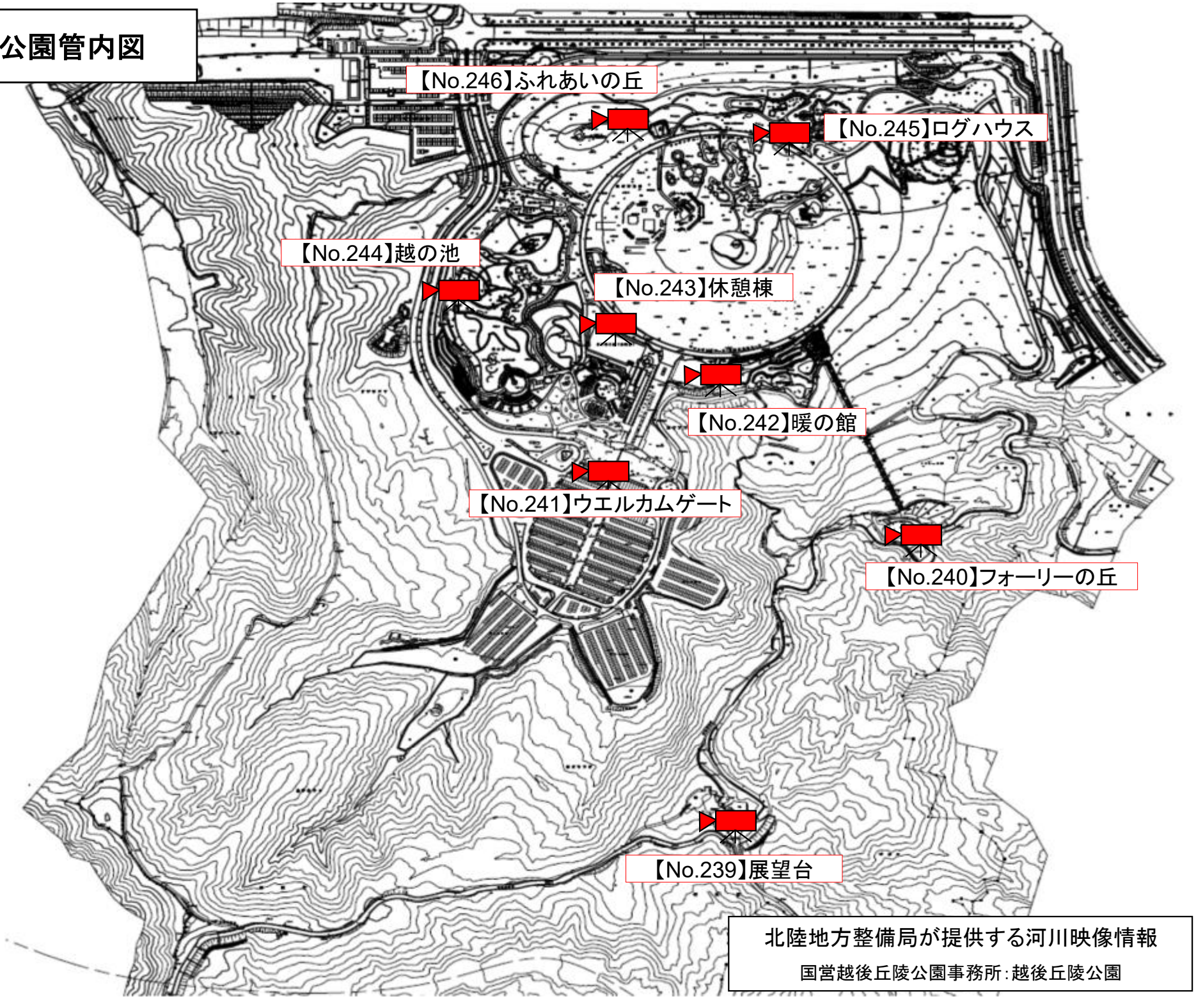

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

国営越後丘陵公園事務所：越後丘陵公園

松本砂防管内図

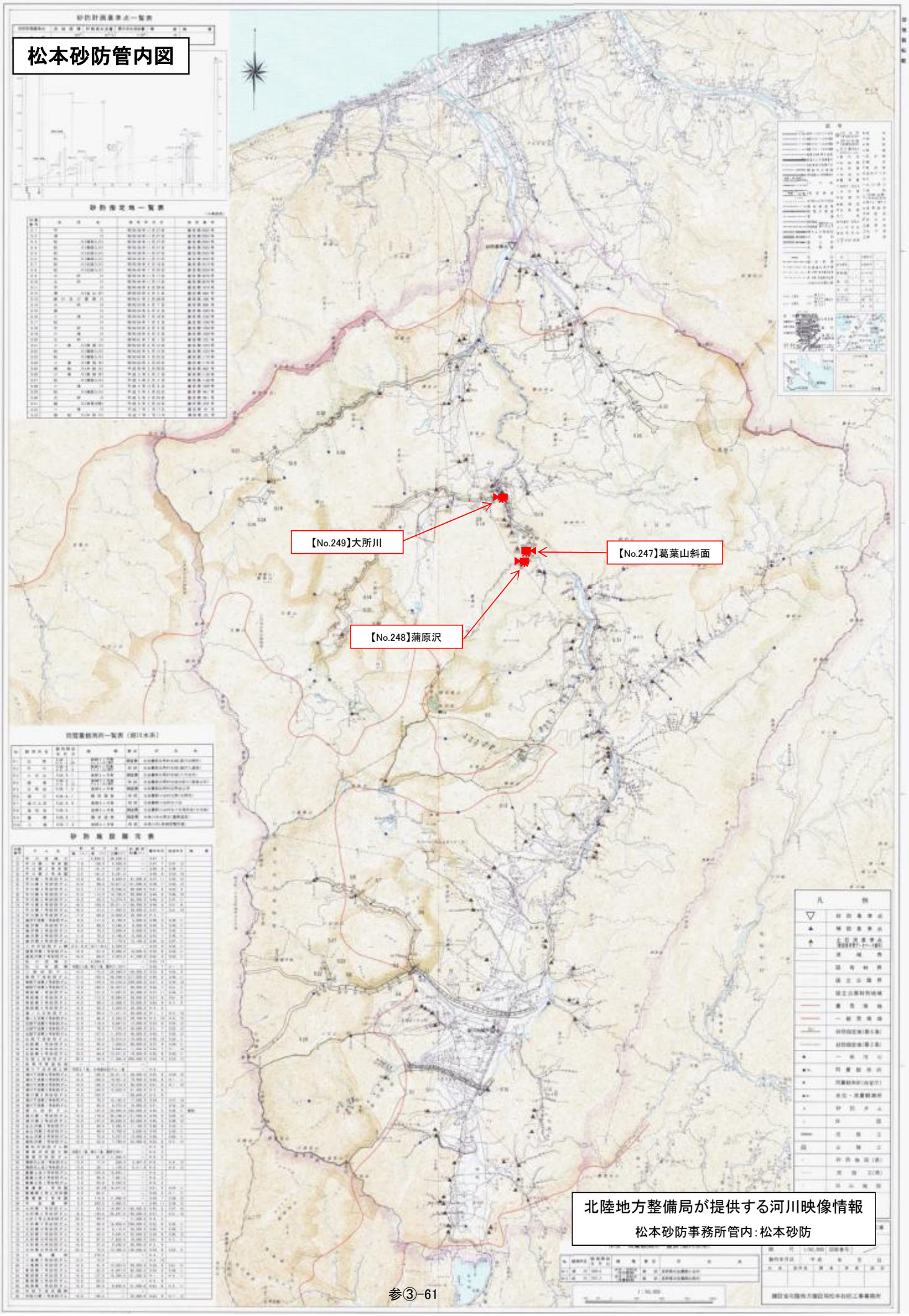

北陸地方整備局が提供する河川映像情報

松本砂防事務所管内：松本砂防

新潟県が提供する河川映像情報

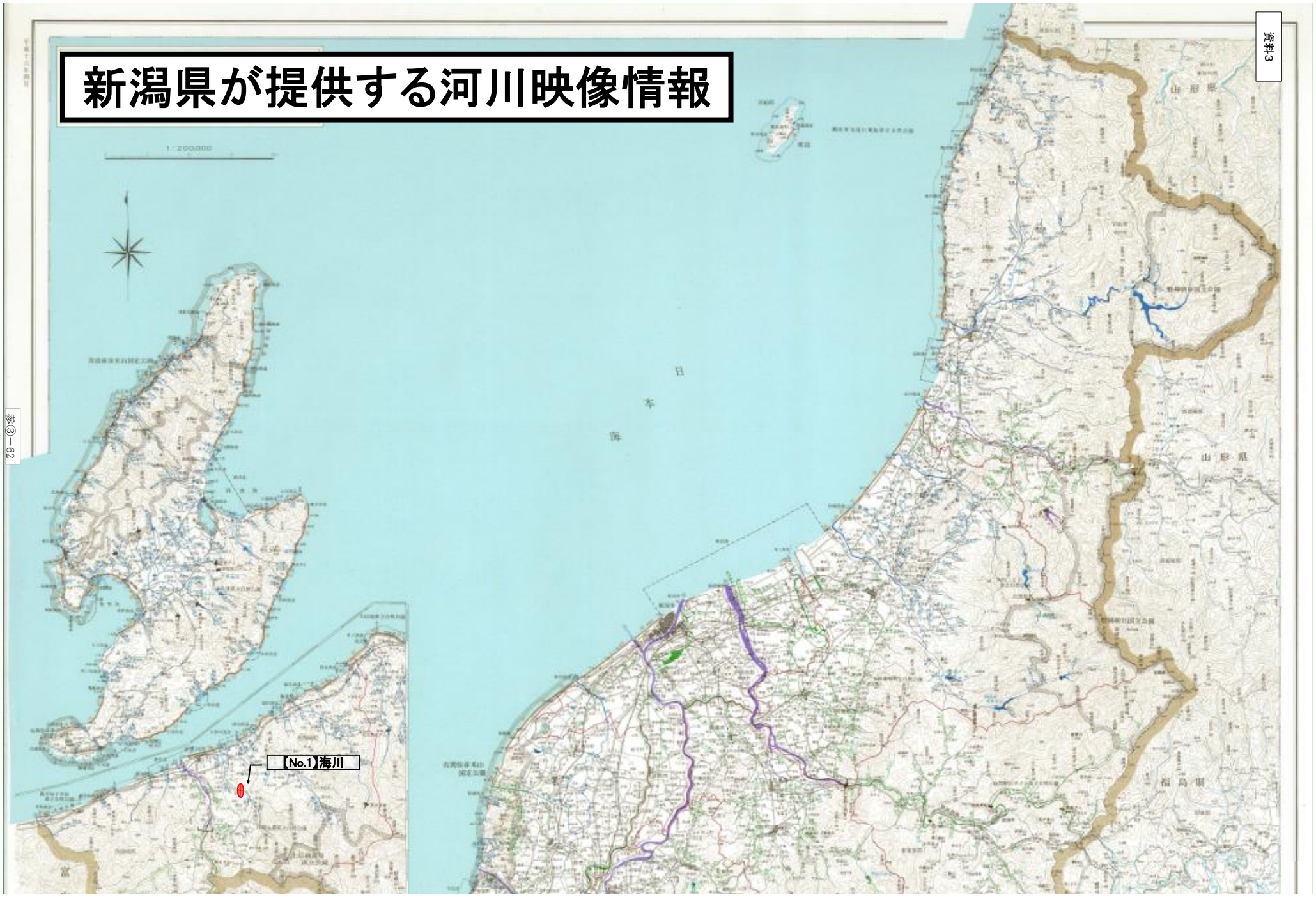

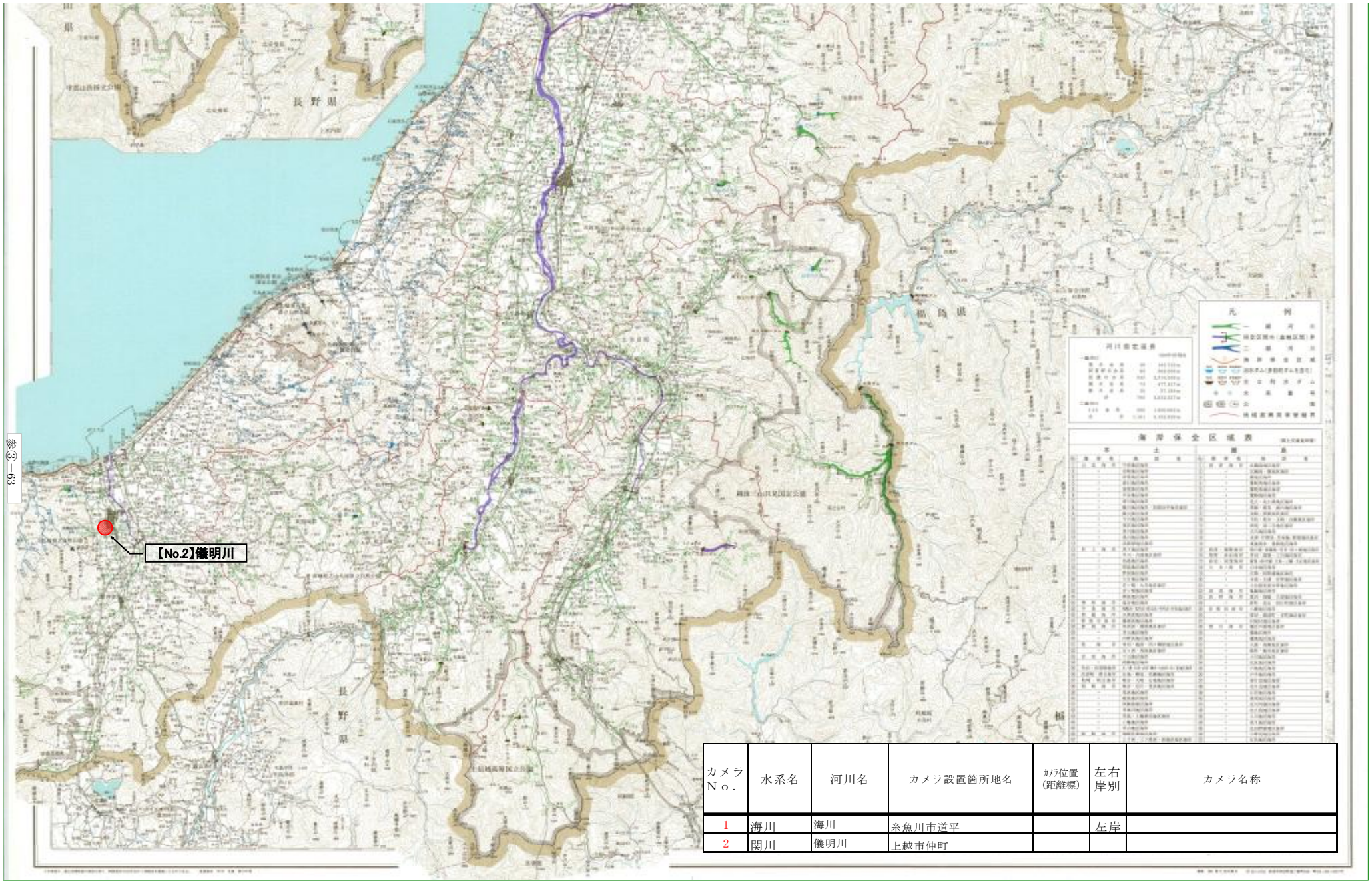

カメラNo.	水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	ｶﾒﾗ位置（距離標）	左右岸別	カメラ名称
1	海川	海川	糸魚川市道平		左岸	
2	関川	儀明川	上越市仲町			

【羽越河川国道事務所】簡易型河川監視カメラ位置図(荒川)

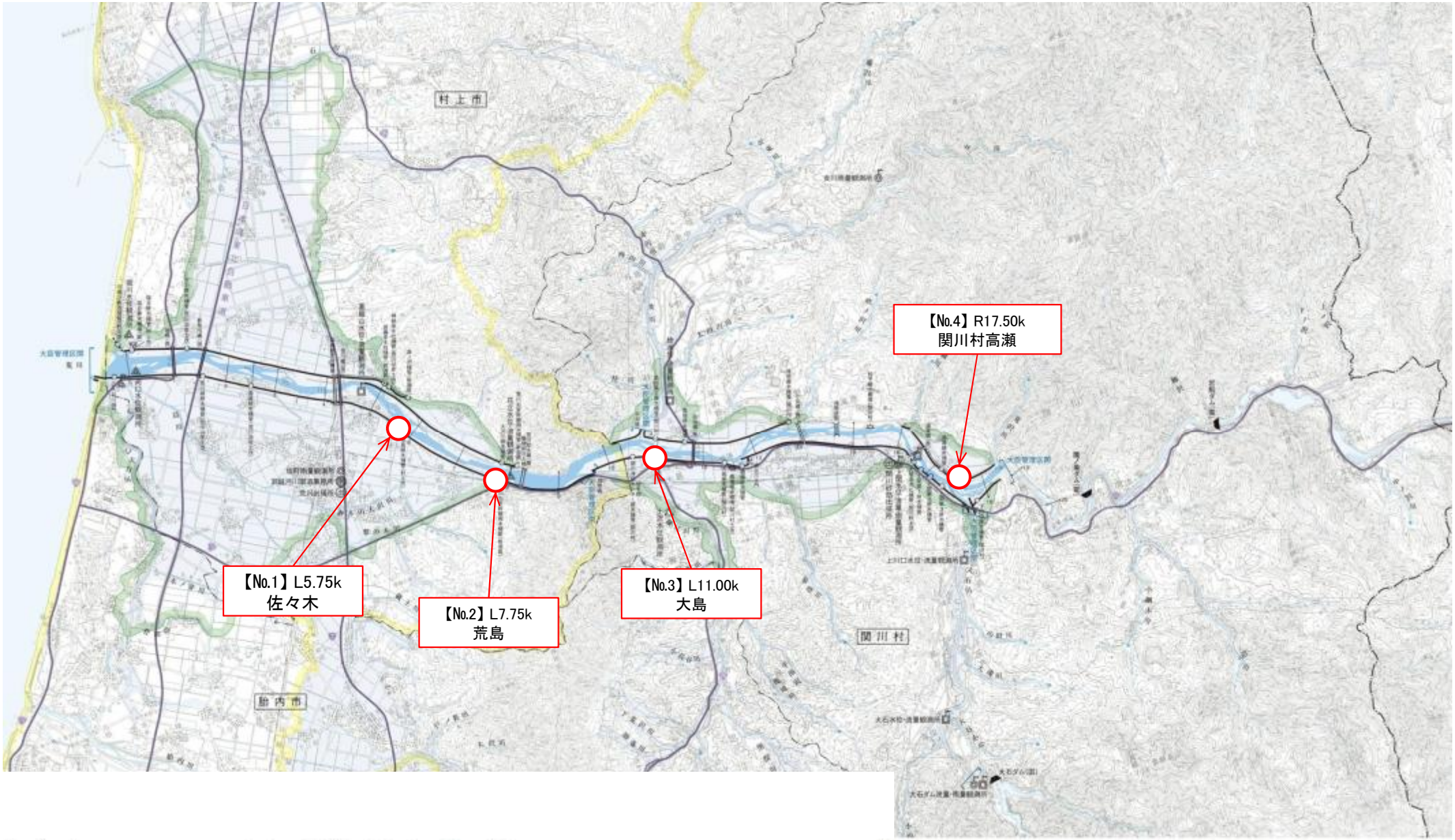

阿賀野川河川簡易カメラ
位置図 （阿賀野川）

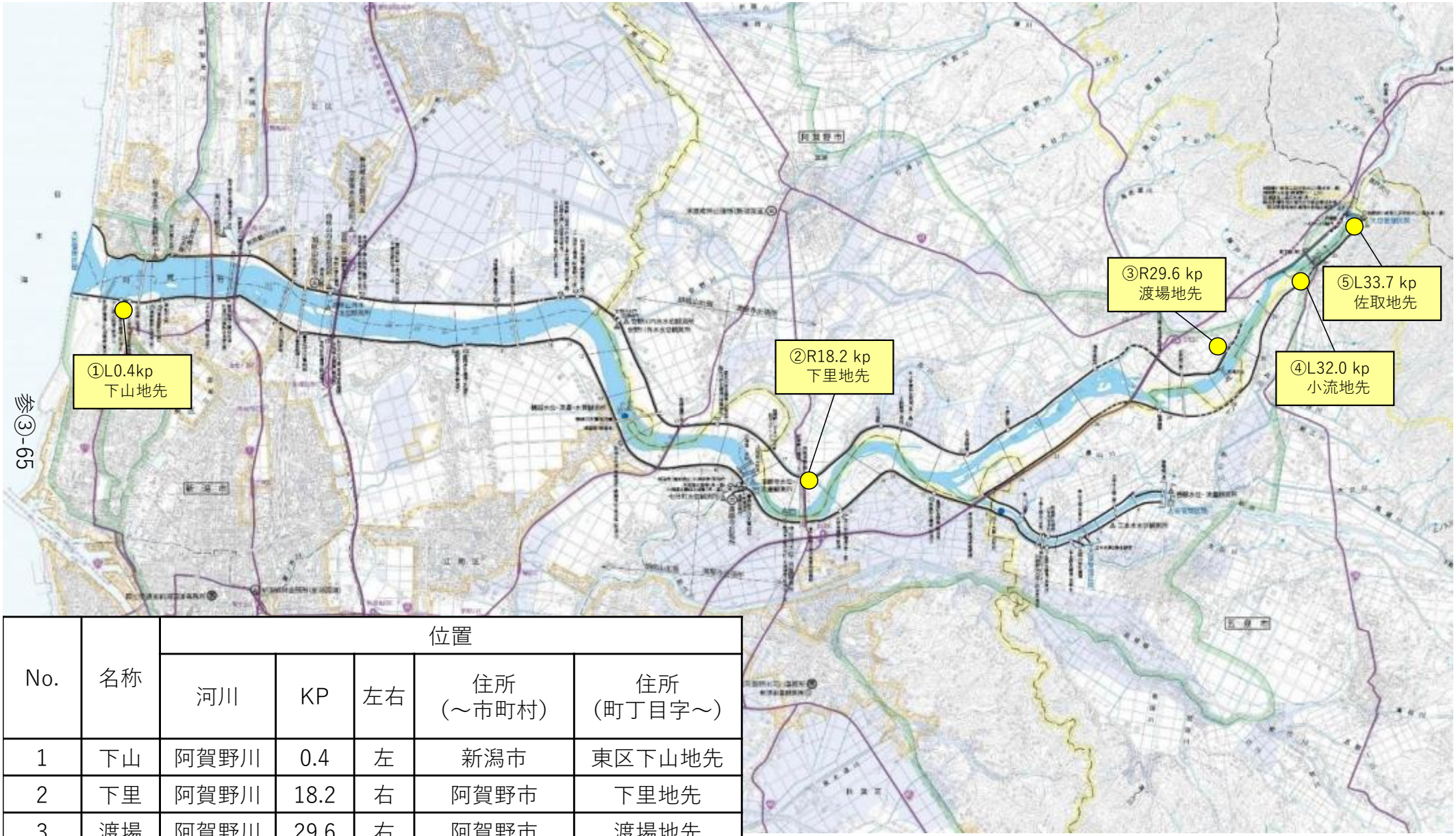

No.	名称	位置				
		河川	KP	左右	住所 (～市町村)	住所 (町丁目字～)
1	下山	阿賀野川	0.4	左	新潟市	東区下山地先
2	下里	阿賀野川	18.2	右	阿賀野市	下里地先
3	渡場	阿賀野川	29.6	右	阿賀野市	渡場地先
4	小流	阿賀野川	32.0	左	五泉市	小流地先
5	佐取	阿賀野川	33.7	左	五泉市	佐取地先
					設置箇所合計５箇所	

【信濃川下流河川事務所】簡易型河川監視カメラ位置図
(信濃川水系信濃川(下流))

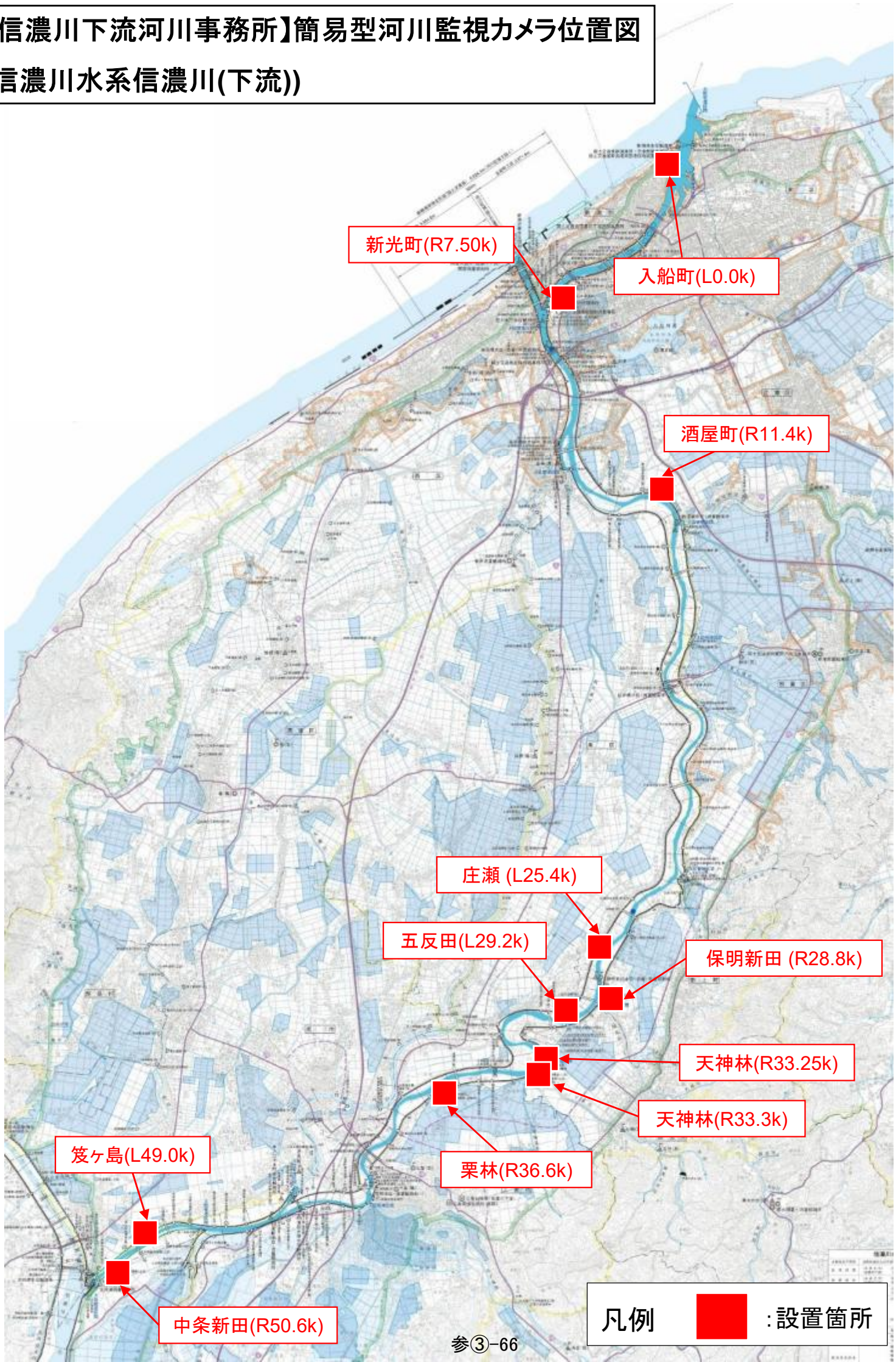

【信濃川河川事務所管内】
簡易型河川監視カメラ位置図（１／２）

2022.6.6 現在

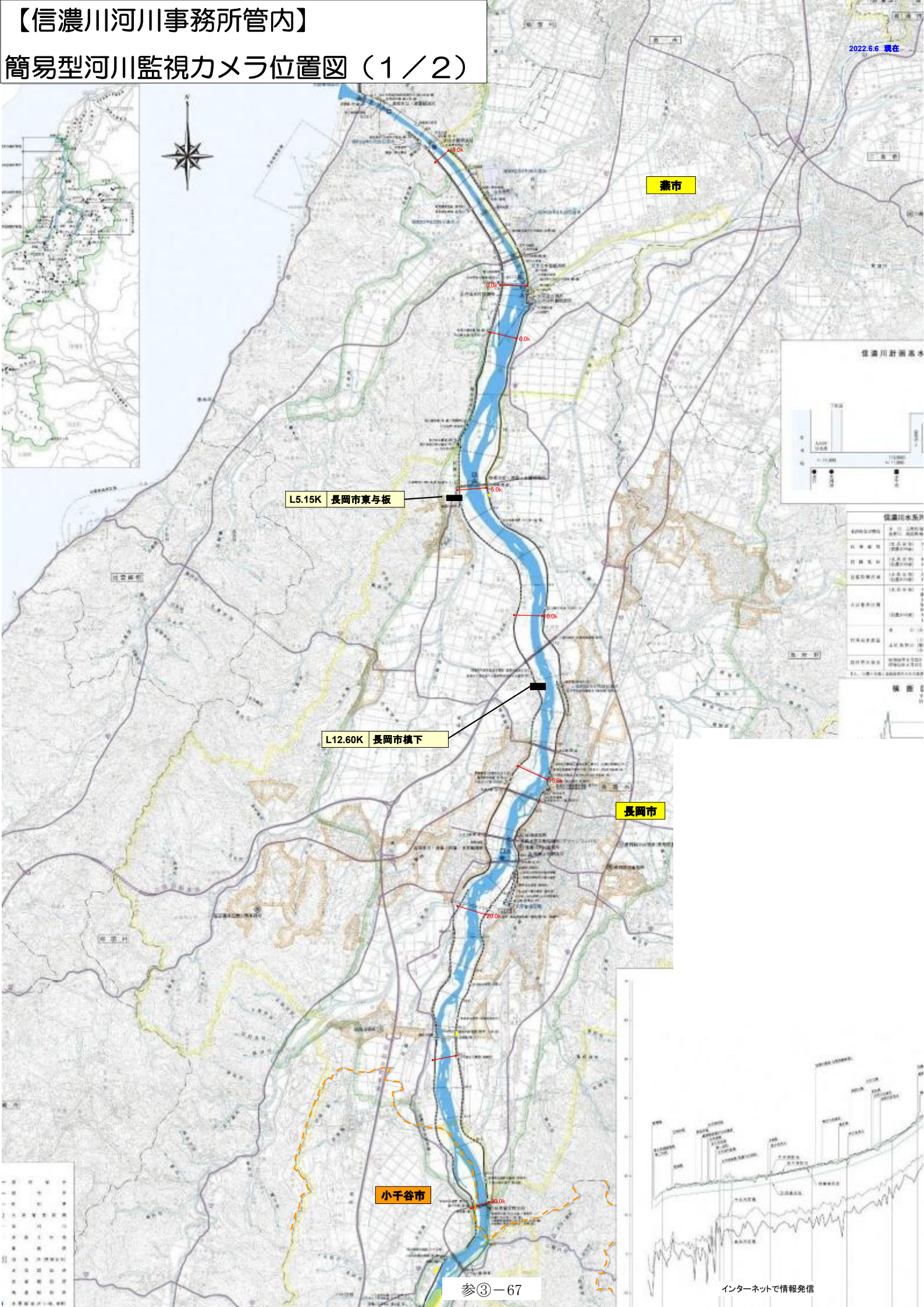

インターネットで情報発信

【信濃川河川事務所管内】
簡易型河川監視カメラ位置図（２／２）

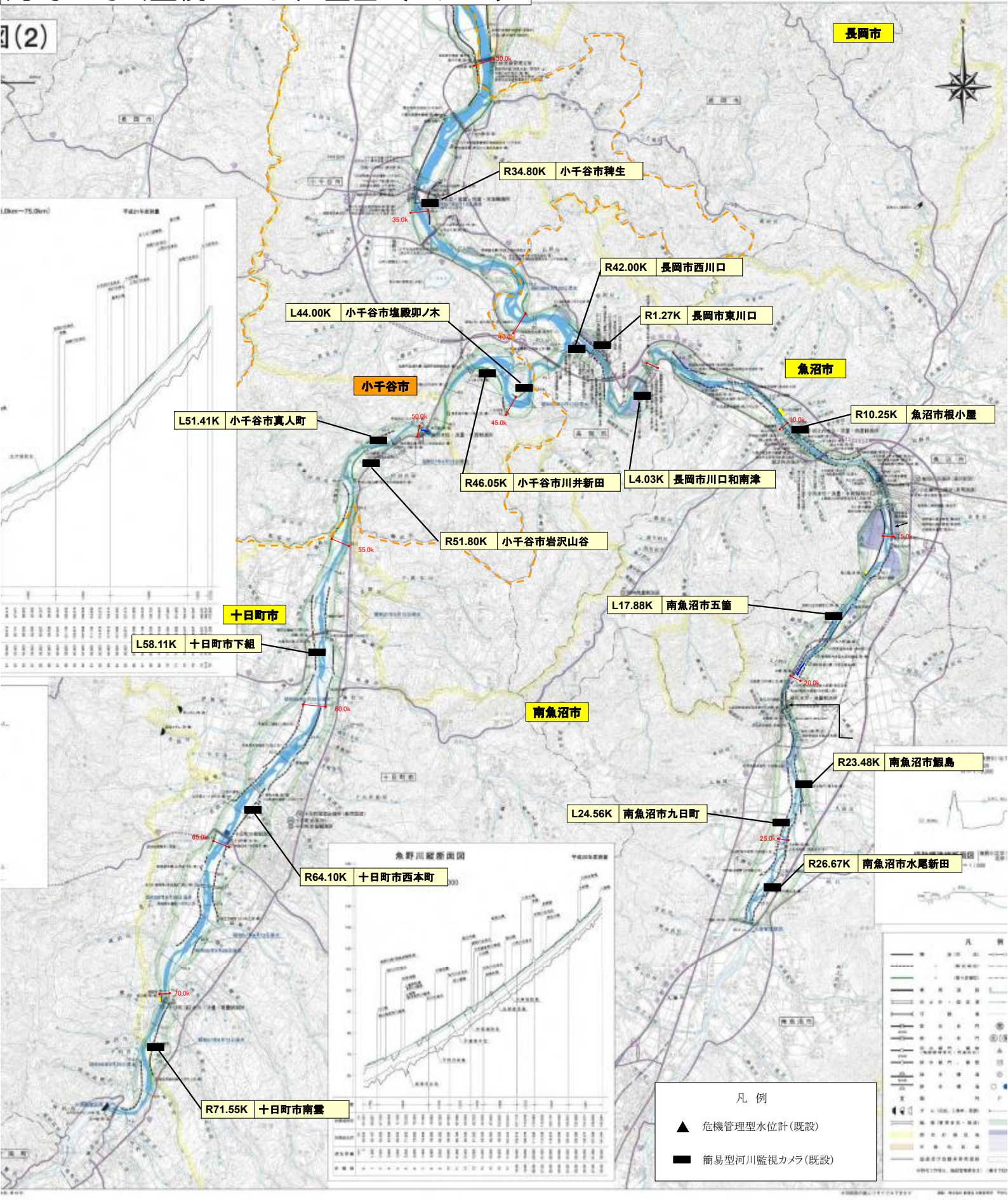

【高田河川国道事務所】簡易型河川監視カメラ位置図（関川）

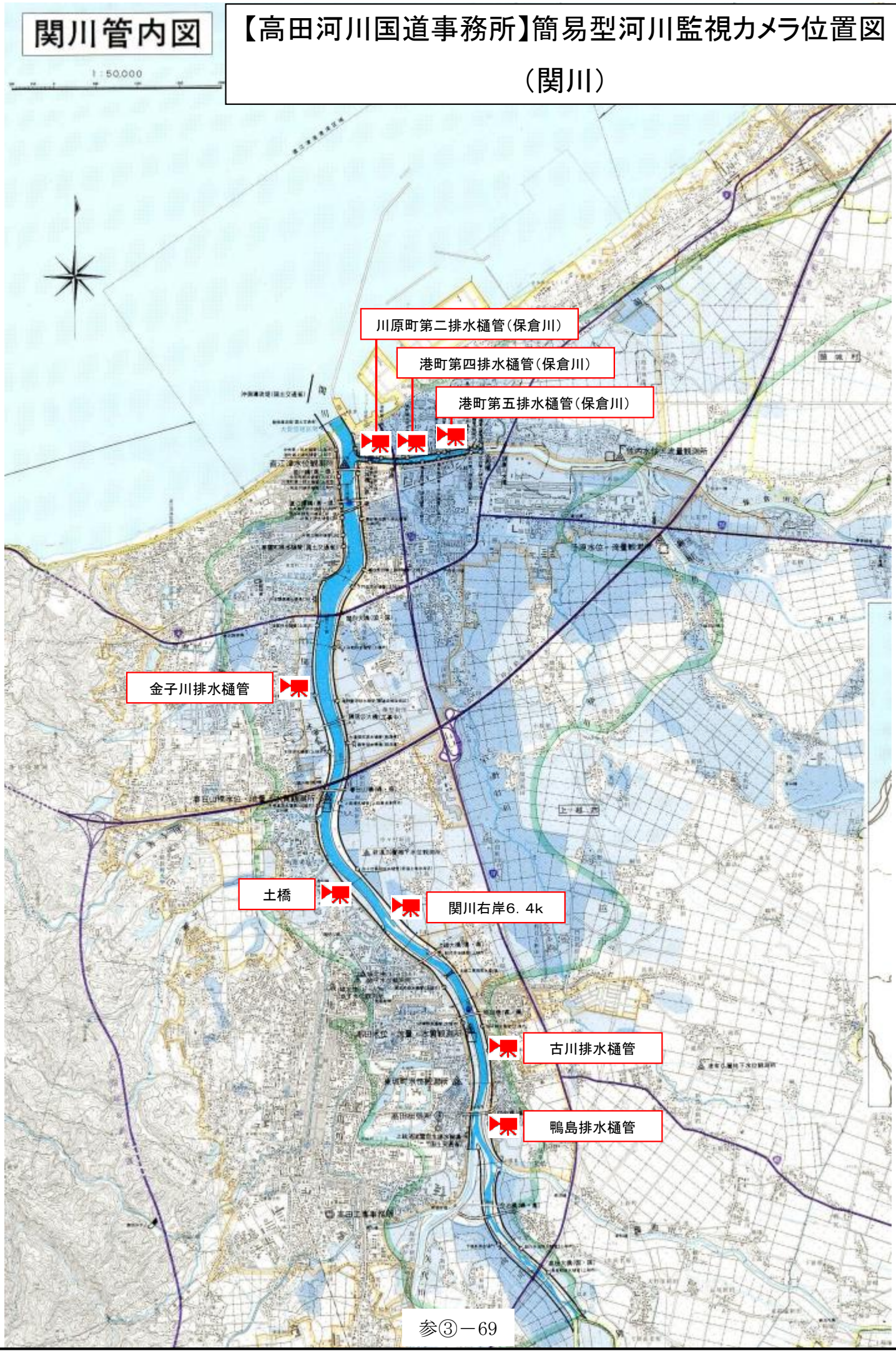

【高田河川国道事務所】簡易型河川監視カメラ位置図
（姫川）

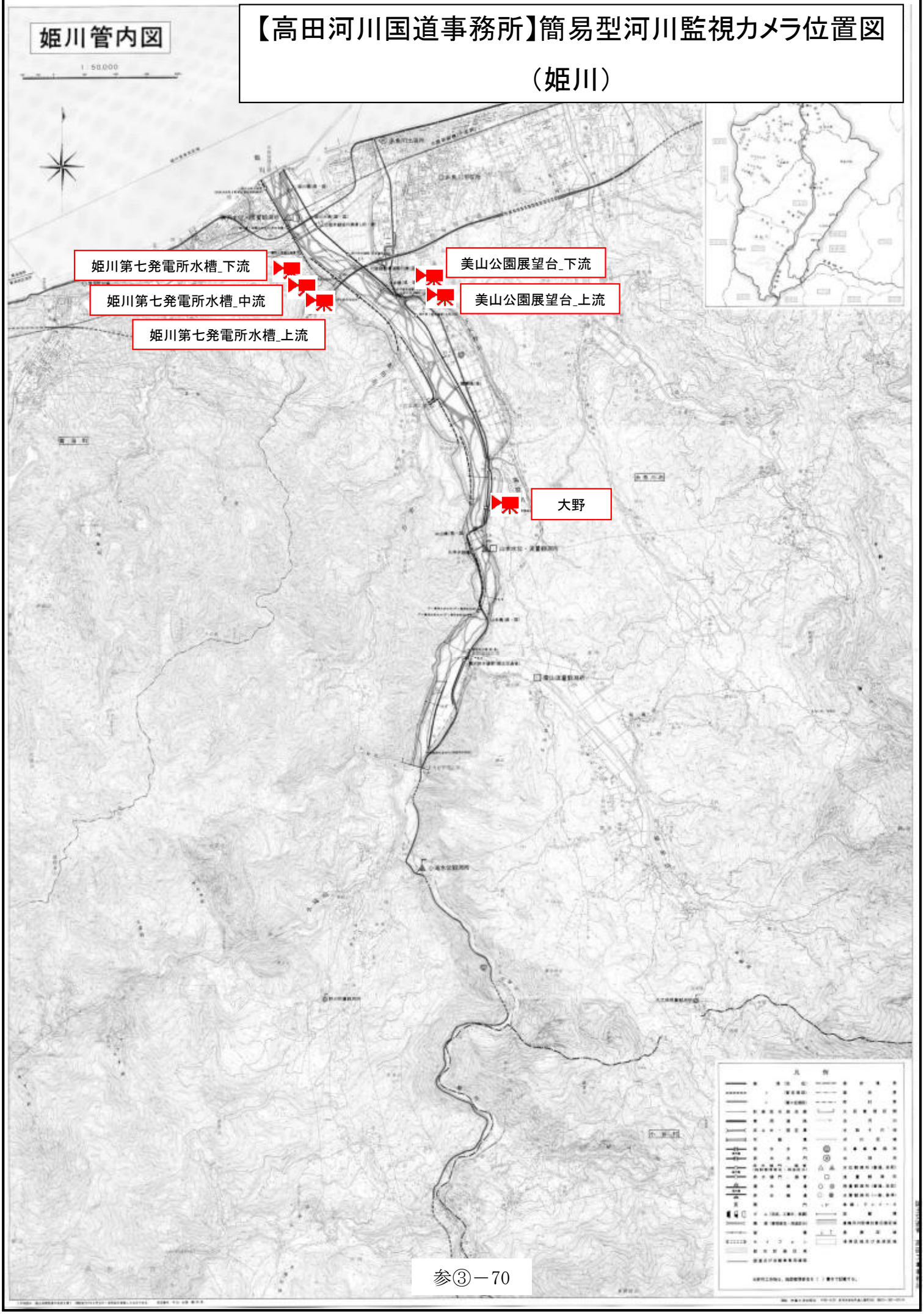

【新潟県】簡易型河川監視カメラ位置図

資料

参3－71

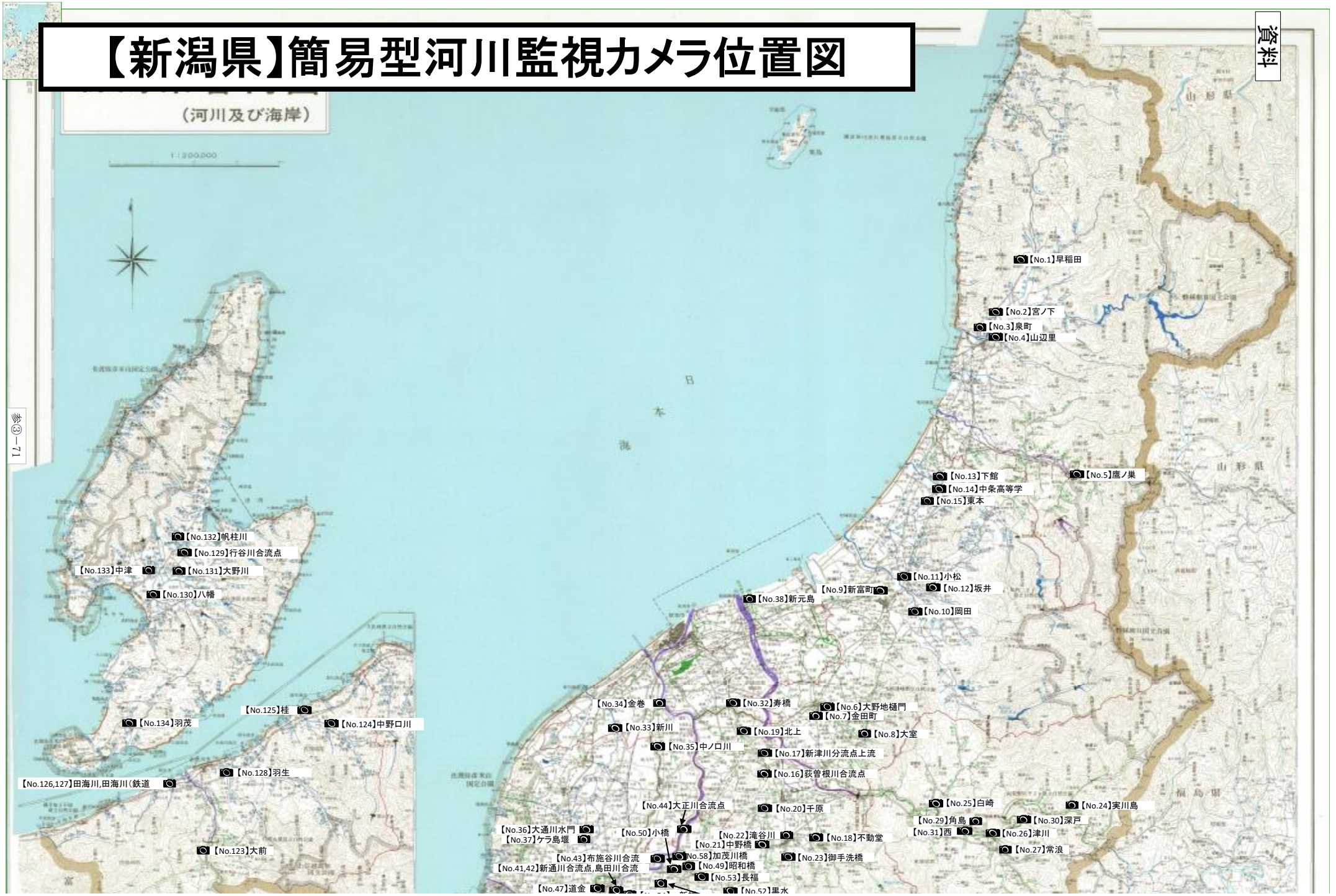

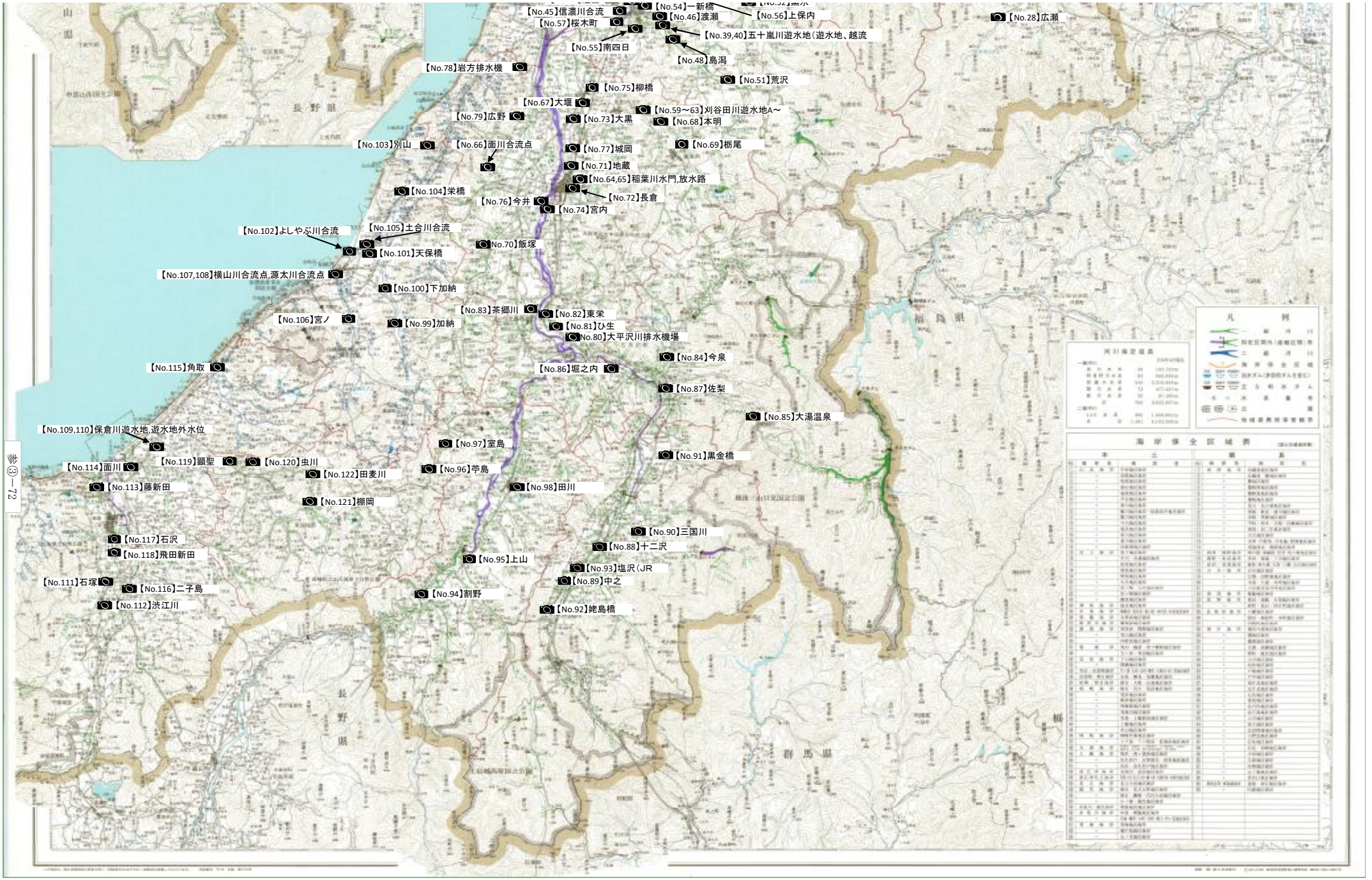
【No.54】一新橋
【No.56】上保内
【No.45】信濃川合流
【No.46】渡瀬
【No.28】広瀬
【No.57】桜木町
【No.39,40】五十嵐川遊水地（遊水地、越流
【No.55】南四日
【No.48】島潟
【No.78】岩方排水機
【No.51】荒沢
【No.75】柳橋
【No.67】大堰
【No.59～63】刈谷田川遊水地A～
【No.79】広野
【No.73】大黒
【No.68】本明
【No.103】別山
【No.66】面川合流点
【No.77】城岡
【No.69】栃尾
【No.71】地蔵
【No.64,65】稲葉川水門,放水路
【No.104】栄橋
【No.72】長倉
【No.76】今井
【No.74】宮内
【No.102】よしやぶ川合流
【No.105】土合川合流
【No.70】飯塚
【No.101】天保橋
【No.107,108】横山川合流点,源太川合流点
【No.100】下加納
【No.83】茶郷川
【No.82】東栄
【No.106】宮ノ
【No.99】加納
【No.81】ひ生
【No.80】大平沢川排水機場
【No.84】今泉
【No.115】角取
【No.86】堀之内
【No.87】佐梨
【No.85】大湯温泉
【No.109,110】保倉川遊水地,遊水地外位
【No.97】室島
【No.91】黒金橋
【No.114】面川
【No.119】顕聖
【No.120】虫川
【No.96】苧島
【No.122】田麦川
【No.113】藤新田
【No.98】田川
【No.121】棚岡
【No.90】三国川
【No.117】石沢
【No.88】十二沢
【No.118】飛田新田
【No.95】上山
【No.93】塩沢（JR
【No.111】石塚
【No.89】中之
【No.116】二子島
【No.94】割野
【No.112】渋江川
【No.92】姥島橋
凡　例
海岸保全区域表

付表－9　防災に役立つ情報一覧（ホームページ、テレビ）

○国土交通省防災情報提供センター　http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

［1］防災情報提供センター

・リアルタイム雨量

・リアルタイムレーダー

［2］国土交通省防災情報リンク

・災害情報

・河川情報（川の防災情報、水文水質データベース、あなたの町のハザードマップ、国土交通省ハザードマップポータルサイト）

・気象情報（気象警報・注意報、ナウキャスト（降水・雷・竜巻）、台風情報、災害をもたらした気象事例）

○国土交通省防災情報提供センター【携帯端末用】

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html

・河川情報（川の防災情報）

・気象情報（気象警報・注意報、ナウキャスト（降水・雷・竜巻））

○国土交通省気象庁　https://www.jma.go.jp/jma/index.html

○国土交通省川の防災情報　https://www.river.go.jp/index

○国土交通省水文水質データベース　http://www1.river.go.jp

○国土交通省ハザードマップポータルサイト　https://disaportal.gsi.go.jp

○国土交通省北陸地方整備局管内の浸水想定区域図

http://www.hrr.mlit.go.jp/river/hanran/p1.html

○国土交通省北陸地方整備局管内河川ＣＣＴＶライブ映像　【携帯端末用】

http://www.hrr.mlit.go.jp/i/live/river/toppage.html

○国土交通省港湾局リアルタイムナウファス

https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

○ＧＰＶ気象予報（波浪予想情報）

http://weather-gpv.info/

○新潟県防災ポータルサイト

http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/index.html

○新潟県河川防災情報システム

http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen

（スマホ） http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_s

○新潟県内の浸水想定区域図

http://www.pref.niigata.lg.jp/kasenkanri/1233086526002.html

○地上デジタル放送による水位・雨量情報提供

ＮＨＫ新潟放送局

平成22年4月20日から配信中

現況の水位状況を色分け表示
- ・正常水位
- ・水防団待機水位
- ・はん濫注意水位
- ・避難判断水位
- ・はん濫危険水位

●平常時の項目

・「水位周知河川」及び「水防情報提供河川」の水位情報をリアルタイムで提供
→ 水位レベルで色分け表示（水位の数値は表示されない）

・水位情報を提供する河川の流域における雨量情報をリアルタイムで提供
→ 雨の強さで色分け表示（雨量の数値は表示されない）

●災害時の項目

・「河川水位」と「雨量」の情報画面とは別画面で、「避難情報」、「開設避難所情報」が追加される

○ケーブルテレビによる水位情報提供

エヌ・シィ・ティ　（長岡管内）

平成23年2月17日から一部配信中

・ケーブルテレビ〔エヌ・シィ・ティ〕を活用して、長岡市にある水位観測局の水位データを配信

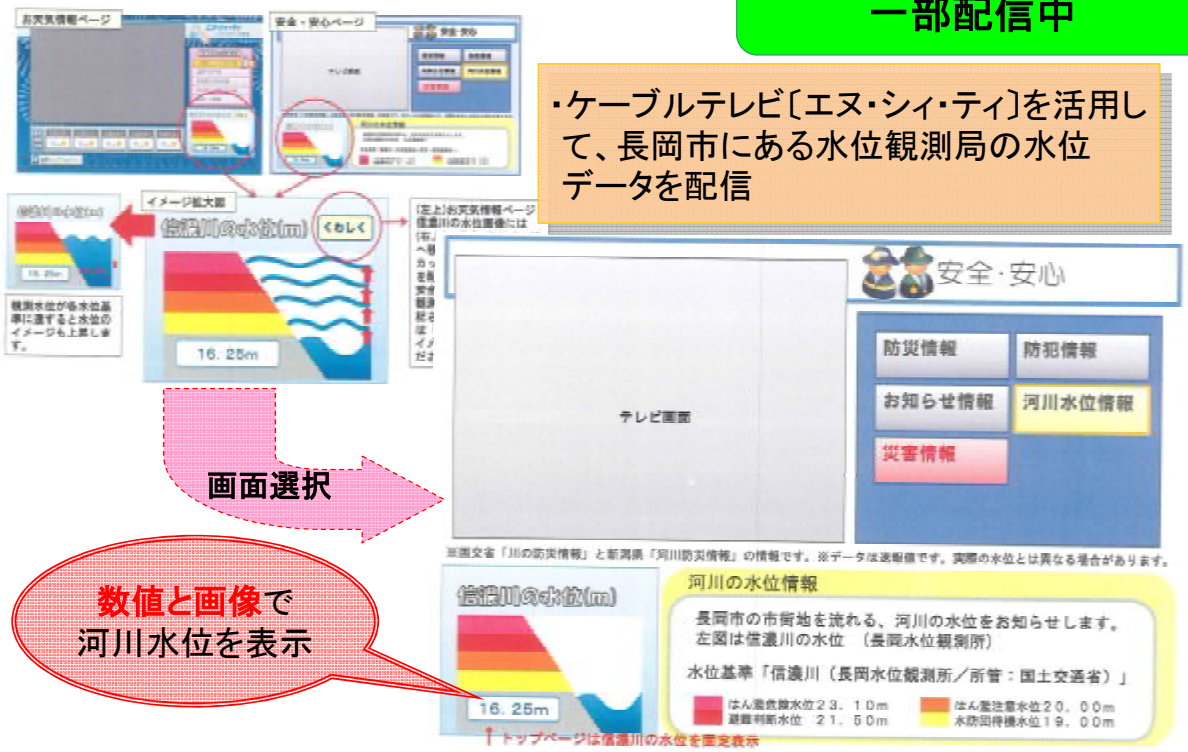

上越ケーブルビジョン　（上越管内）

・ケーブルテレビ〔上越ケーブルビジョン〕を活用して、上越市・妙高市にある水位観測局の水位データを配信

平成24年4月2日から一部配信中